

食品表示基準について

(総則関係)

1 適用範囲について

(1) 食品表示法における「販売」について

食品表示法（平成25年法律第70号）における「販売」については、たとえ無償の譲渡であっても、不特定又は多数の者に対して食品を譲渡する場合は、販売と同等の規制を課すことが適当であるため、不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む概念としている（同法第1条）。したがって、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）においても、「販売」とは有償での譲渡及び不特定又は多数の者に対する無償での譲渡を意味することになり、者と者の中で食品の所有権の移転が行われるか否かが、「販売」行為を行っているか否かの境界となる。

(2) 栄養成分表示について

栄養成分表示をすることにより、健康で栄養バランスがとれた食生活を営むことの重要性を消費者自らが意識し、商品選択に役立てることで適切な食生活を実践する契機となる効果が期待されること、国際的にもコーデックス委員会において「栄養表示に関するガイドライン」（CAC/GL 2-1985）の見直しがなされ、原則、あらかじめ包装された食品の栄養表示を義務とすべき旨が追記されたこと等を踏まえ、原則として、全ての一般用加工食品及び一般用の添加物に栄養成分表示を義務付ける。

なお、店頭で表示されるポップやポスターなど、食品の容器包装以外のものに栄養表示する場合は、食品表示基準は適用されない。

(3) その他

特別用途食品の表示事項等については、食品表示基準及び本通知のほか、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）、特別用途食品の表示許可等について（平成23年6月23日消食表第277号消費者庁食品表示課長通知）及び特定保健用食品の表示許可等について（平成26年10月30日消食表第259号消費者庁次長通知）を確認すること。

2 定義

(1) 加工食品

① 食品表示基準別表第19に掲げる「冷凍食品」には、果物、生鮮野菜、生鮮魚介類（切り身又はむき身にした魚介類は除く。）、食肉及びアイスクリーム類は含まない。

② ブランチングした野菜等を凍結させたものであって容器包装に入れられたものは、食品表示基準別表第19に掲げる冷凍食品として取り扱うものとする。なお、ブランチングした食品は、凍結させる直前に加熱されたものではない。

(2) 賞味期限

賞味期限の定義について、「ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする」は、期限を超過した食品を摂取した場合においても、必ずしも衛生上の危害が生じるわけではないことを明確にする趣旨である。すなわち、食品資源の有効活用の観点から、消費者に対する啓発の意味も含めて記載されたものである。

(3) 栄養機能食品

カリウムについては、正常な血圧を保つのに必要な栄養成分である一方、腎障害を有する場合等には積極的摂取を避けるべきものである。錠剤、カプセル剤の他、濃縮加工されている粉末剤や液剤等については、カリウムの過剰摂取につながる可能性が否定できないことから、これらの形状の加工食品に機能を表示することを認めないこととしている。

(4) 栄養素等表示基準値

栄養素等表示基準値とは、表示を目的として、食事摂取基準の基準値を日本人の人口に基づき加重平均したものであり、必ずしも個人が目指すべき1日当たりの栄養素等摂取量を示すものではない。

栄養素等表示基準値のうち、食物繊維、ナトリウム及びカリウムは、生活習慣病予防のための指標である目標量を基に算出された値であり、食物繊維及びカリウムは積極的摂取が、ナトリウムは過剰摂取の回避が望まれるという意味合いがある。

(5) 機能性表示食品

別添 機能性表示食品を参照

(加工食品)

1 義務表示事項

(1) 名称

① 食品の名称については、その内容を的確に表現し、かつ、社会通念上既に一般化したものを表示すること。

② 名称中に主要原材料名を冠する場合は、主要原材料と一致しなければならない。

③ 名称に冠すべき主要な原材料を2種以上混合している場合には、1種類の原材料名のみを冠することは認めない。

- ④ 新製品等で業界内にあっても、いまだ名称が広く通用しない食品にあつては、どのような内容の食品であるかを社会通念上判断できるものであれば、それを名称と認める。
- ⑤ 珍味等のように魚介類加工品、菓子、つくだ煮、その他広範の区分にまたがる食品にあつては、「珍味」のみでは食品の内容を適切に表わさないので名称とは認めない。この場合、「珍味たこくん製」等と必ず食品の内容を適切に表わす具体的な名称を表示する。

ただし、それらを複合したいわゆる「おつまみ」等にあつては、固有の名称もなく、食品の区分も不可能なものに限つては「珍味」の名称を認める。
- ⑥ ①から⑤までに関わらず、食品表示基準別表第4において別途、名称の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示すること。

(2) 保存の方法

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められている食品にあつては、保存基準摂氏10度以下の場合「保存温度10℃以下」、「4℃以下で保存」などのようにその基準に合う保存の方法を表示すること。

また、即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）の保存基準に合う保存方法の表示は、例えば、「直射日光を避けて保存すること」、「直射日光に当てないこと」等その趣旨が十分に表現されているものであれば差し支えないものであること。

これらの表示は流通、家庭等において可能な保存の方法を表示すること。
- ② 食品衛生法第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められていない食品にあつても、「保存温度 10℃以下」、「4℃以下で保存」などのように、保存の方法の表示を具体的かつ平易な用語をもって表示すること。
- ③ 製造又は加工後流通段階で適切に保存方法を変更したものであつて、消費期限又は賞味期限の表示の期限の変更が必要となる場合には、改めて適切に消費期限又は賞味期限及び保存の方法の表示がなされること。

(3) 消費期限又は賞味期限

- ① 消費期限又は賞味期限については、食品の特性等を十分に考慮した上で、客観的な試験・検査を行い、科学的・合理的に設定すること。
- ② 消費期限を表示する食品等にあつては、消費期限を過ぎた場合、衛生上の危害が発生するおそれもあることから、消費期限を過ぎた食品等の販売を厳に慎

むこと。

③ 賞味期限を年月で表示する食品は、ロット番号を表示する等により、製造日が特定できるような措置を講ずること。

④ 消費期限又は賞味期限（以下「期限」という。）である旨の文字を冠したその年月日の表示（以下「期限表示」という。）は、当該期限であることが明らかに分かるように、年月日の前に当該期限である旨の文字を表示する。

ただし、この表示が困難と認められる場合には、当該期限である旨の文字を年月日の上下若しくは後ろ等に近接して表示し、又は「消費期限〇〇に記載」等表示箇所を指定する方法で、年月日を単独で表示しても差し支えない。なお、年月日を単独で表示する場合においては、特に当該年月日の前後又は上下に期限表示以外の日付を併記するなどの期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。

また、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものであって切れ欠き方式（ビールにおいて従来から行われているようなラベル周辺に年月の部位に切れ込みを入れて日付を表示する方式）で賞味期限を表示する場合にあっては、ラベルに「賞味期限はラベル周辺部に切れ欠き方式で記載」と表示することにより賞味期限を表示しても差し支えない。

⑤ 期限表示は、「消費期限 平成27年4月1日」、「賞味期限 27. 4. 1」、「消費期限 27. 04. 01」、「賞味期限 2015年4月1日」、「消費期限 15. 4. 1」、「賞味期限 15. 04. 01」のように表示すること。ただし、これらの表示が困難と認められる場合は「消費期限 270401」、「賞味期限 20150401」、「賞味期限 150401」と年、月、日をそれぞれ2桁（西暦年の場合は4桁又は末尾2桁）とする6桁又は8桁で表示しても差し支えない。

⑥ 弁当の類にあっては、必要に応じて時間まで表示するよう指導されたい。

⑦ ロット番号、工場記号、その他の記号を期限表示に併記する場合にあっては、次の例に示すように期限表示が明らかに分かるように表示することとし、期限表示について「150401」と年、月、日をそれぞれ2桁とする6桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」を併記するなどのように期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。

(例) 「消費期限 平成27年4月1日 A63」
「賞味期限 27. 04. 01 LOT A63」
「賞味期限 15. 4. 1 / A63」

⑧ クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち、紙で密栓した容器包装に入れられたものであって紙のふたに表示を行う場合は、ふたの表示面積から判

断して期限の文字を表示することが不可能な場合に限り、期限の文字は、当該ふた部分を覆う透明な合成樹脂に表示して差し支えない。

なお、この場合、中のふたにされた表示が見えにくくならないようにすること。

(4) 添加物

① 物質名表示関係

ア 食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、全て当該添加物を含む旨（以下「物質名」という。）を表示するものであること。

また、物質名の表示は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる添加物（食品表示基準別表第8に掲げるものを除く。）については、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。

イ 物質名の表示において、「含有」、「使用」、「含む」、「添加」等の文字を併記しなくとも差し支えない。

ウ 規則別表第1に掲げる添加物の物質名の表示において、規則別表第1に掲げる名称のほかに一般に広く使用されている名称（簡略名又は類別名。以下「簡略名」という。）を用いることができる添加物及びその簡略名は、別添 添加物 1-1 に掲げる範囲であること。

また、同種の機能の添加物を併用する場合は、別添 添加物 1-2 に掲げる例示に従い簡略化した表示を用いても差し支えない。

エ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号。以下「名簿」という。）に掲げる添加物（以下「既存添加物」という。）の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添 添加物 2-1 に掲げる品名（細分類の品名を含む。）により行うこと。

オ 食品衛生法第4条第3項に規定する天然香料（以下「天然香料」という。）の物質名の表示は、別添 添加物 2-2 に掲げる基原物質名又は別名により行うこと。

なお、天然香料の物質名表示にあつては、基原物質名又は別名に「香料」の文字を付すこと。

カ 一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるもの（以下「一般飲食物添加物」という。）の物質名の表示は、別添 添加物 2-3 に掲げる品名（細分類の品名を含む。）により行うこと。

キ 別添 添加物 2-2 及び別添 添加物 2-3 に記載のない天然香料及び一般飲食物添加物の物質名の表示は、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって行うこと。

ク 規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物について、物質名の表示に代えて使用できる簡略名は、別添 添加物 2-1 及び別添 添加物 2-3 の「簡略名又は類別名」（細分類の簡略名又は類別名を含む。）の項に示したこと。

なお、別添 添加物 2-1 及び別添 添加物 2-3 の用途欄に増粘安定剤と記載された多糖類を 2 種以上併用する場合には、簡略名として「増粘多糖類」を使用して差し支えない。

② 用途名表示関係

ア 規則別表第 1 に掲げる添加物のうち、食品表示基準別表第 6 の上欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別添 添加物 1-3 に例示したこと。

また、規則別表第 1 に掲げる添加物以外の添加物にあって、食品表示基準別表第 6 の上欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添 添加物 2-1 及び別添 添加物 2-3 の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであっても、食品表示基準別表第 6 の上欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

イ 当該添加物の使用において、食品表示基準別表第 6 の上欄に掲げるものうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。

ウ 食品表示基準別表第 6 の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちのいずれかを表示すること。

③ その他

ア 一括名の定義及び物質名の表示において一括名を用いることができる添加物の範囲は、別添 添加物 1-4 のとおりであること。

イ 加工助剤又はキャリーオーバーに該当するか否かについては、食品表示基準第 3 条第 1 項の表の添加物の項の 1 に示した定義に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものであること。

ウ 微粒二酸化ケイ素をろ過助剤の目的以外で食品に使用する場合にあっては、加工助剤には該当せず、食品への添加物表示は、物質名により行うこととなること。

エ 原材料に由来する添加物については、主要原材料か否かを問わず、食品表示基準第 3 条第 1 項の表の添加物の項の 1 にいうキャリーオーバーに該当する場合に表示が免除されるものであること。

オ 規則別表第 1 に掲げる添加物のうち栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別添 添加物 1-5 のとおりであること。

また、規則別表第 1 に掲げる以外の添加物にあって、栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別添 添加物 2-1 及び別添 添加物 2-3 の用途の項に「強化剤」として例示したこと。

なお、これらの添加物を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が必要であること。

カ 調製粉乳にあっては、栄養強化の目的で使用されたものであっても、従来どおり主要な混合物として表示を要するものであること。

キ ばら売り等により販売される食品のうち、別添 添加物 1－6 に掲げる添加物を使用した食品にあっては、当該添加物を使用した旨の表示をするよう、指導すること。

なお、その際には、陳列用容器、値札若しくは商品名を表示した札又はこれらに近接した掲示物に表示するよう、指導すること。

ク D－マンニトールについては、調味料としての使用はD－マンニトールを塩化カリウム及びグルタミン酸塩を配合した製剤（D－マンニトールが塩化カリウム、グルタミン酸塩及びD－マンニトールの合計量の80%以下である場合に限る。）として使用する場合に限って認められていることに鑑み、当該調味料製剤を使用した食品の添加物表示は、一括名を使用せずに、これら3つの添加物の物質名を列記するよう、指導すること。

ケ クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム、L－グルタミン酸カリウム、L－グルタミン酸カルシウム、L－グルタミン酸マグネシウム並びに水酸化カリウムについては、調味料又は加工助剤として用いられているものであるが、塩の分散化の目的で当該添加物の使用が認められたことに鑑み、当該添加物を使用した食品の表示は、物質名を表示するよう、指導すること。

コ 物理的処理（酸処理、アルカリ処理、漂白処理といった加水分解程度の簡単な化学的処理を含む。）又は酵素的処理を行ったでん粉については食品として取り扱うことから、これを加工デンプンと併用する場合には、物理的処理又は酵素的処理を行ったでん粉については原材料としての表示を、加工デンプンについては添加物としての表示をするよう、指導すること。

サ 食品の製造に使用することを目的として、加工デンプンとその他原材料を用いて製造されたものは、添加物製剤と解される。ただし、加工デンプンとその他の原材料との混合等を行って製造されたものであって、調理を経て食品として喫食することを目的としたものは、加工食品と解されること（食品の例：パン、菓子、うどん、わらび餅、唐揚げ粉等の製造に用いられるミックスパウダー及び液状ミックス。ただし、このようなミックスパウダー等の製造に用いることを目的として製造されたものは、添加物製剤となる。）。

シ 加工デンプンを単独使用し製造した「餅」や水・砂糖・香料・色素以外は加工デンプンだけからなる「わらび餅」、加工デンプン100%のものを例えば「片栗粉」や「わらび粉」として販売する場合、「餅」「わらび餅」はそのまま食品として喫食されるものであり、また、「片栗粉」「わらび粉」は調理を経て食品として喫食することを目的としているものであるため、「餅」や「わらび餅」等そのもの自体は添加物製剤ではなく、加工食品と解される。このため、「餅」や「わらび餅」等の加工食品の表示に当たっては、添加物として加工デンプンを表示する必要がある。

ス サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については、量り売り等する場合であっても、製造業者又は卸売業者は最終小売業者においてサッカリン又はサッカリンナトリウム含有の有無が確認できるような措置を講ずること。

(5) 栄養成分の量及び熱量

- ① 当該食品の販売される状態における可食部分の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位（以下「食品単位」という。）当たりのたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量及び熱量並びに表示しようとする栄養成分の量を表示する場合、栄養成分の量、熱量及び食品単位は、販売される状態における可食部分について行うこと。

水等を加えることによって、販売時と摂食時で重量に変化があるもの（粉末ジュース、粉末スープ等）においても販売時の栄養成分の量及び熱量で表示すること。

調理により栄養成分の量に変化するもの（米、乾めん、塩抜きをする塩蔵品等）は、販売時の栄養成分の量に加えて、標準的な調理方法と調理後の栄養成分の量を併記することが望ましい。

- ② 1包装が1食分である食品等、1食分の量を適切に設定できる食品については、食品単位は、1食分とすることが望ましい。食品単位を1食分とする場合は、当該1食分の量を併せて表示すること。この場合の1食分の量は、通常人が当該食品を1回に摂食する量として、事業者等が定めた量とするものであること。

- ③ 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の2による表示は、次のいずれかの文言を含むこと。

ア 「推定値」

イ 「この表示値は、目安です。」

なお、消費者への的確な情報提供を行う観点から、例えば「日本食品標準成分表2010の計算による推定値」、「サンプル品分析による推定値」など、表示値の設定根拠等を追記することは差し支えない。

- ④ 表示された含有量については、当該食品の期限内において、一定値をもって表示されている場合は、許容差の範囲内、また、下限値及び上限値で表示されている場合は、その幅の中に含まれていなければならない。

ただし、合理的な推定により得られた値を記載する場合は除く。

- ⑤ 食品表示基準第3条第1項の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1の三に掲げる「別表第九の第三欄に掲げる方法」等、栄養成分等の分析方法等の詳細については、別添 栄養成分等の分析方法等による。なお、食品表示基準附則の規定により、「なお従前の例による」こととされる場合における栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）における栄養成分等の分析方法等に関しても、本通知

に基づき対応すること。

- ⑥ 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の2に規定する「根拠資料」については、次のとおり取り扱うこと。

ア 内容

例えば、最新版の日本食品標準成分表からの計算値やサンプル品の分析値等が考えられるが、行政機関等の求めに応じて説明ができる資料として、次の例を参考に判断すること。

(ア) 分析値の場合

- ・分析試験成績書
- ・季節間、個体間、期限内の栄養成分等の変動を把握するために十分な数の分析結果
- ・表示された栄養成分等の含有量を担保するための品質管理に関する資料

(イ) 計算値の場合

- ・採用した計算方法
- ・引用したデータベースの名称
- ・原材料について、配合量が重量で記載されたレシピ
- ・原材料について、その栄養成分等の含有量を示す妥当な根拠に基づくデータ
- ・調理加工工程表
- ・調理加工前後における重量変化率に関するデータ

イ 保管方法

文書、電子媒体のいずれの方法でも構わない。

ウ 保管期間

その資料を基に表示が行われる期間。販売を終了する製品については、最後に製造した製品の賞味（消費）期限が経過するまでの間。

エ その他

定期的に確認を行うことが望ましい。

- ⑦ 栄養表示の解釈について

ア 栄養表示に該当しないもの

- (ア) 原材料名又は添加物としての栄養成分名のみの表示
- (イ) 食品表示法及びその下位法令以外の法令により義務付けられた栄養成分名の表示

イ 食品表示基準が適用される栄養表示とは、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第11条に規定する栄養素及び熱量そのものを表示する場合はもちろんのこと、その総称（ミネラル、ビタミンなど）、その種類である栄養成分（脂質における不飽和脂肪酸、炭水化物における食物繊維など）、別名称（プロテイン、ファットなど）、その構成成分（たんぱく質における

アミノ酸など)、前駆体(β-カロテンなど)その他これらを示唆する一切の表現(果実繊維、カルシウムイオンなど)が含まれた表示をいう。

ウ 「うす塩味」、「甘さひかえめ」など味覚に関する表示は、栄養表示ではないので食品表示基準の適用対象にはならないものであること。

なお、「あま塩」、「うす塩」、「あさ塩」などの表示は、栄養表示として適用対象となる。

エ 栄養成分が添加されたものでなく、天然に含まれる栄養成分について表示した場合も食品表示基準が適用される栄養表示に該当するものであること。

オ 原材料に対し栄養表示を行う場合も食品表示基準が適用される栄養表示に該当する(例えば、青汁飲料におけるケールに含まれる栄養成分について表示した場合、販売に供する食品(最終製品である青汁飲料)について食品表示基準にのっとった表示が必要である。)

⑧ 品名の中に一般名称として栄養成分名が表示される場合も、栄養表示とする。ただし、「ミネラルウォーター」のように広く浸透した一般的な品名であって、一般消費者に対し栄養成分が添加された又は強化されたという印象や期待感を与えないものについては例外とする。

⑨ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものとは、次のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、0と表示することができる基準を満たしている場合

イ 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量が、社会通念上微量である場合

⑩ 極めて短い期間で原材料が変更される食品とは、次の要件のいずれかを満たすものとする。

ア 日替わり弁当(サイクルメニューを除く。)等、レシピが3日以内に変更される場合

イ 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの(例:合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため都度原材料が変わるもの)

⑪ 食品表示基準第3条第3項の表の栄養成分の量及び熱量の項の5の「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者」については、この者に該当するか否かは、消費税法の判断基準による。

また、食品表示基準附則第6条の規定による「中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者」の判断基準は、当該事業年度の前事業年度において常時使用した従業員数が最多となった時点

での数とし、当該事業年度の前事業年度の従業員数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下である場合は、当該事業年度は栄養成分表示を省略できる。また、当該事業年度中に従業員数が20人又は5人を超えた場合は、翌年度は、原則として栄養成分表示の省略は認められないが、翌年度の開始日から6か月間は栄養成分表示を省略できるものとする。

(6) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては、乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）

① 製造所又は加工所（輸入品にあつては、輸入業者の営業所、乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場））（以下「製造所等」という。）の所在地の表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第109号）に基づく住居表示に従って住居番号まで表示する。

ただし、次のような表示は差し支えない。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市及び県庁の所在する市における道府県名を省略すること。

イ 同一都道府県内に、同一町村名がない場合に限り、郡名を省略すること。

ウ 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙のふたで密栓した容器包装に入れられたものであって、その販売範囲が限定され、当該都道府県外に販売されない場合の当該紙のふたの表示における都道府県名の省略。

② 製造所等の所在地又は住所の表示に関し、市町村合併に伴い市町村名が変更された場合であっても、市町村合併後当分の間、合併前の所在地又は住所の表示を認めることとする。

③ 製造者等の氏名又は名称の表示

法人の場合は、法人名を表示すること。ただし、当該容器包装の表示面積、形態等から判断してやむを得ない場合は、次のような表示は差し支えない。

ア 株式会社を「KK」又は「(株)」、合名会社を「(名)」、合資会社を「(資)」、有限会社を「(有)」等と略記すること。

イ 農業協同組合を「農協」、酪農業協同組合を「酪農協」、酪農業協同組合連合会を「酪連」、経済農業協同組合を「経済農協」、経済農業協同組合連合会を「経済連」等と略記すること。

④ 個人の場合は、個人の氏名を表示する。この場合、屋号等の表示をもって代

えることは認めない。

ただし、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙のふたで密栓した容器包装に入れられたものの当該紙のふたの表示については、個人経営であっても経営年数が相当に永く、販売地区住民に広く周知されている場合は、〇〇〇牧場のように屋号又は商号を表示して差し支えない。

- ⑤ 表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の3の規定（以下「製造所固有記号」という。）については、表示基準の施行の日から起算して1年を経過した日から施行することとされており、それまでの間は、次のとおりとする。

ア 製造所の所在地（乳にあつては、乳処理場（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理場）の所在地）の代わりに製造者（乳にあつては、乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者））の住所（法人の場合は原則として本社所在地）をもって表示する場合には、製造所固有記号は、製造者の住所、氏名又は名称の次に表示することを原則とする。

イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の代わりに販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。）の住所及び氏名又は名称をもって表示する場合には、製造所固有記号は、販売者の住所、氏名又は名称の次に表示することを原則とする。

ウ 製造所固有記号の表示は、ア及びイのとおり、製造者名又は販売者名の次に連記することを原則とするが、容器包装の形態等から判断してやむを得ず連記しない場合は、製造者名又は販売者名の次に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、当該記号が製造所固有記号である旨を明記すること。

なお、製造所固有記号であることが明らかに分かる場合にあっては、次の例に示すように表示をしても差し支えない。

【例】

（表示部分）

「製造所固有の記号 缶底左側に記載」

「製造所固有の記号 缶底に記載」

（記載部分）

「A B C / Lot. 1」

「A B C」

エ 固有記号の届出は、次の方法により行うこと。

(ア) アに係る製造所固有記号の届出（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品に係る届出を除く。）は、製造者が消費者庁長官に様式第1号により2部届け出るものとする。この場合、製造者は複数の自社製造所の固有記号を一括して届け出ることができる。

(イ) イに係る製造所固有記号の届出は、製造者が消費者庁長官に様式第2号により3部届け出るものとする。

(ウ) アのうち、乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品に係る製造所固有記号の届出は、製造者又は乳処理業者が消費者庁長官に様式第3号により2部届け出るものとする。

- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の届出は、次の各号を遵守し、原則として郵送により行うものとする。
- a 宛先は、次によるものとする。
〒100-6178
東京都千代田区永田町2丁目11番1号
消費者庁食品表示企画課
 - b 宛名の次に朱字にて「固有記号届出書在中」と明記すること。
 - c 製造者の住所及び氏名が記載され、かつ、返信用切手が貼付された返信用封筒を同封すること。
- オ 会社の代表権のない支社長、支所長又は工場長名等を届出者とする届出は認めない。
- カ 固有記号は、1工場に1記号を原則とし、販売者が異なる場合に限り、1販売業者1製造者ごとに1つずつの記号を認める。したがって、食品ごとに記号を変えることは認めない。

(7) アレルゲン

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示を参照

(8) L-フェニルアラニンを含む旨

「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示は、「L-フェニルアラニン化合物を含む」等と表示すること。

ただし、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」の表示については、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であっても省略することができないが、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のものに限り、その文字数の多さにより表示が困難な場合は、「L-フェニルアラニン化合物を含む」の文言を以下のとおりとすることができる。

- ① 添加物を表示する場合
アスパルテーム（フェニルアラニン）
- ② 添加物を省略する場合
フェニルアラニンを含む

(9) 機能性表示食品

別添 機能性表示食品を参照

(10) 遺伝子組換え食品に関する事項

① 分別生産流通管理について

食品表示基準第2条第1項第17号において分別生産流通管理とは、「遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。」と規定されている。その具体的な管理及び証明の方

法は、産地、作目、加工食品の種類等により異なるが、輸入量が多く、かつ、流通段階の複雑なバルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしについては、別添の「バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針」（以下「指針」という。）に即した管理及び確認が適切に実施されていれば、基準で規定する非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理が行われたこととなる。

指針の具体的な運用については、「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（一般財団法人食品産業センター、平成12年1月）に示されており、これを参照されたい。

また、バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこし以外のものの分別生産流通管理については、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある段階においては、指針に即した管理及び確認が必要である。

なお、この指針とは異なる分別生産流通管理の方法を用いることもできるが、その場合には、この指針と同等又は同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法を用いることが必要である。

② 意図せざる混入について

分別生産流通管理が適切に行われたことを確認した場合であっても、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性は否定できず、食品表示基準第3条第2項及び第18条第2項の遺伝子組換え食品に関する事項の項でいう「一定の混入」とは、非遺伝子組換え大豆の場合で遺伝子組換え大豆の混入率が5%以下であること又は非遺伝子組換えとうもろこしの場合で遺伝子組換えとうもろこしの混入率が5%以下であることとする。

なお、分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物として取り扱うためには、分別生産流通管理が適切に行われ、そのことが確認されていること及び混入が意図的に行われたものではないことが必要であり、分別生産流通管理を確認していない場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理を行ったこととはならない。

③ 基準の遵守状況の監視について

ア 食品表示基準第3条第1項の製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）から要請があった場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象農産物又はこれを原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力を行う。

イ センターは、アにより提出を受けた書類の記載内容を確認すること、当該書類に係る食品に組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存しているかどうかを分析すること等により、遺伝子組換えに関する表示が適正に行われているかどうかを監視する。

ウ 都道府県は、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項の規定により、主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者に対する食品表示法に基づく指示等の権限が当該都道府県知事の自治事務とされていることを十分御認識の上、遺伝子組換えに関する表示について疑義がある場合には、指示等の権限を行使する等適切な対応を行う。

④ その他

ア 食品表示基準第3条第2項の表中の遺伝子組換え食品に関する事項の項の1における「別表第17の上欄に掲げる対象農産物」を表示する際、「ばれいしょ」を「じゃがいも」と表示する等、容易に同一性が認識できる表記によっても差し支えない。

イ 遺伝子組換え食品の検査方法については、原則、別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法に基づき実施すること。

なお、組換えDNA技術は、科学技術分野の中でも最も進歩が早い分野の一つであることから、技術の進歩に対応し、検査方法については順次見直しを行っていくこととしているので、御留意願いたい。

(11) 乳児用規格適用食品である旨

① 食品表示基準の対象について

食品表示基準の対象となる乳児用食品の範囲は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）において規定された「乳児用食品」の対象である食品と同じであり、したがって、「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に準じて「1歳未満」をその対象とするものであること。

② 「乳児用規格適用食品」である旨の表示について

「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」などの表示も使用可能であること。

③ 表示の省略について

食品表示基準第3条第3項において乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品である。

なお、以下の食品は全て、いわゆる「粉ミルク」である。

- ア （健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の）乳児用調製粉乳
- イ （健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち）アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児（1歳未満）を対象としたいわゆる粉ミルク
- ウ （乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第37項に規定する）調製粉乳

④ 紛らわしい表示の禁止規定について

消費者が商品を選択する際に、乳児用規格適用食品でないものを乳児用規格適用食品であると誤認することを防止する必要があることから、乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を付したり、これと紛らわしい表示を付することを禁止する規定（食品表示基準第9条第1項）を設けることとしたものであるが、乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、乳児用規格の対象でない食品に「乳幼児用規格適用食品」や「乳児用規格適合食品」などの表示をすることが考えられる。

なお、例えば、「ベビー○○○」（「小さい（食品）」という趣旨で「ベビー」という用語を使用している場合。）や「こども○○○」等の表記が付された食品であっても、対象年齢が1歳以上であることが社会通念上明らかな食品については、この表記のみをもって、直ちに乳児用規格適用食品と紛らわしい表示とみなされることはないこと。

(12) 食品表示基準別表第19に定めるもの

① 食肉

ア 容器包装に入れられた食肉について、国内処理のもの、又は輸入のものとは問わず、メリヤス白布、麻袋等で包装した枝肉についても表示を要するものであること。

イ 「調味料に浸潤させる処理」とはタンブリング処理をいうこと。

ウ 「その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理」とは、ポーションカット（肉塊又はひき肉を金属製容器にきつく詰め、凍結して形を整えた後、一定の厚みに切ること。）、タレかけ（小肉塊を容器包装に入れた後、調味液を加えること。）、漬け込み（小肉塊を調味液に浸漬すること。）、及びミキシング（小肉塊に調味料を加え、ミキサーで揉みほぐすこと。）等、処理を施していない食肉と外観上の区別が困難な処理をいうものであること。

なお、外観上、容易に未処理の食肉と区別ができるような処理を施したものの（ハンバーグ等）にあつては、適用されない。

② 食肉製品

ア 「乾燥食肉製品」である旨の表示は、ドライソーセージにあっては「ドライソーセージ」、サラミソーセージにあっては「サラミソーセージ」、ビーフジャーキーにあっては「ビーフジャーキー」、ポークジャーキーにあっては「ポークジャーキー」と表示することにより代えることができること。

イ 「非加熱食肉製品」である旨の表示は、ラックスハムにあっては「ラックスハム」と表示することにより代えることができること。

ウ 「加熱食肉製品」である旨の表示は、プレスハムにあっては「プレスハム」、ウインナーソーセージにあっては「ウインナーソーセージ」、フランクフルトソーセージにあっては「フランクフルトソーセージ」と表示することにより代えることができること。

エ 缶詰及び瓶詰の食肉製品のうち、缶容器又は瓶容器に内容物を入れ、密封した後、摂氏120度で4分間以上加圧加熱殺菌したものについては、「容器包装に入れた後加熱殺菌したもの」である旨の表示は、省略することができること。

また、缶詰及び瓶詰の食肉製品のうちコンビーフにあっては「コンビーフ」、コーンドミートにあっては「コーンドミート」（ただし、牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限る。）にあっては、「ニューコーンドミート」又は「ニューコンミート」）、ランチョンミートにあっては「ランチョンミート」と表示することにより、「加熱食肉製品」である旨の表示に代えることができること。

オ 非加熱食肉製品又は特定加熱食肉製品のpH、水分活性及び保存方法の表示は、以下の例によることができること。

(ア) 非加熱食肉製品

	pH	水分活性	保存方法
表示例 1	——	0.95以上	4℃以下
表示例 2	——	0.95未満	10℃以下
表示例 3	4.6未満	——	——
表示例 4	4.6以上 5.1未満	0.93未満	——

(イ) 特定加熱食肉製品

	水分活性	保存方法
表示例 1	0.95以上	4℃以下
表示例 2	0.95未満	10℃以下

カ 食肉販売施設が飲食店営業の許可を得て調理する自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充填した後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく、直接消費者に販売するものに限る。）であって、容器包装に入れて販売する場合は、次の事項によること。

(ア) 名称は、「自家製ソーセージ」又は「ウインナーソーセージ」とすること。

(イ) 「手造り」、「手造り風」等の表示は、次の全ての条件に合致するもの

についてのみ表示できること。

- (a) 良質の原料肉を使用し、長期間熟成したもの
 - (b) 自動化された機械若しくは装置を用いないもの
 - (c) 結着材料を含まないもの
 - (d) 調味料、結着補強剤、発色剤、酸化防止剤及び香辛料抽出物以外の食品添加物を含まないもの
- (ウ) 使用上の注意として、次の事項を表示すること。
- (a) 「10℃以下で冷蔵保存すること。」等保存の方法
 - (b) 「消費期限 ○年○月○日」等期限表示

キ 原料肉名について

- (ア) 食肉製品にあっては原料肉名を表示する必要があり、そのうち、魚肉である原料については「魚肉」の文字を表示する必要があるが、この場合、「魚肉（まぐろ）」等と表示しても差し支えない。
- (イ) 鳥獣の種類については、原料鳥獣の種類を、牛、馬、豚、めん羊、山羊、カンガルー、鶏、七面鳥等のように動物名で表示すること。
なお、2種類以上を混合したものについては、それぞれの動物名を表示すること。
- (ウ) 原料肉名の鳥獣の種類は、食肉の表示の方法と同様に表示するものであるが、この場合、羊肉はマトンと表示して差し支えないが、ラビット、スモール、ビーフ、ポーク、ラム、さくら肉等の表示は適当でないこと。なお、うさぎ肉、兎肉、家兎肉の表示は差し支えない。
- (エ) 魚肉については、魚肉と表示することとなっているが、その種類別として「魚肉（かじき類）」、「魚肉（まぐろ類）」等と表示することは差し支えない。
- (オ) 原料肉に含まれた魚肉の表示方法について魚肉の全てを魚肉と表示する場合は、鳥獣のそれぞれとの配合量と比較して多いものから順に表示すること。また、魚肉の種類別を表示する場合は、そのそれぞれを鳥獣のそれぞれとの配合分量と比較して多いものから順次に表示すること。

③ 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品

ア 種類別

- (ア) 種類別の表示に当たっては、ナチュラルチーズを「チーズ（ナチュラルチーズ）」、ラクトアイスを「アイスクリーム類（ラクトアイス）」等と、練乳を「れん乳」又は「煉乳」、発酵乳を「はっ酵乳」又は「醗酵乳」等と表示することは差し支えない。
- (イ) 種類別の表示は、「種類別○○○」と記載するなど、その種類別が明らかに判断できるように表示すること。
- (ウ) 乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分3.0%以上のものにあつては、乳製品である旨を、殺菌したものにあつてはその旨を、それぞれ種類別の表示に併記することとされているが、その表示は次の例の表示でも差し支えない。

い。

(例)「種類別：殺菌乳酸菌飲料（乳製品）」

- (エ) 種類別の文字の大きさの規定は、最小限度の文字の大きさを示すものであるので、当該容器包装の大きさ、形態、他の表示等の文字の大きさ、字体等を考慮して、当該容器包装にみあった大きさの文字で種類別が明らかになるように表示すること。

イ 殺菌温度及び時間

(ア) 殺菌温度

- (a) 保持式により摂氏63度から摂氏65度までの間で加熱殺菌するものにあつては、「63℃～65℃」又は「63～65℃」と表示して差し支えない。
- (b) 摂氏75度以上で加熱殺菌するものにあつては、「85℃」、「132℃」等と当該処理場で行っている実際の殺菌温度を表示し、「75℃以上」、「130℃以上」等と表示しないこと。

(イ) 殺菌時間

- (a) 分を「'」、 「m」、 「min」等、秒を「"」、 「s」、 「sec」等と表示しないこと。
- (b) 「15分間以上」、「2秒間以上」等と表示しないこと。

ウ 保存の方法の表示

常温保存可能品にあつては、「常温を超えない温度で保存」等常温を超えない温度で保存を要することが明らかに分かるように表示すること。また、開封後はできる限り早く消費すること、開封後保存する場合は、10度以下に冷却して保存すること等その適正な取扱いを容器包装に表示すること等により、消費者の啓発を十分に図ること。

エ 主要原料、主要混合物

- (ア) 加糖練乳、加糖脱脂練乳及び加糖粉乳における主要な混合物とは、しよ糖をいうこと。
- (イ) 調製粉乳における主要な混合物とは、乳又は乳製品以外に混合したもののうち主要なもの及び量の多少にかかわらず製品の組成に必要な不可欠なものをいうこと。
- (ウ) 主要な混合物の重量パーセントの表示のうち、ビタミン無機塩類等微量栄養素については、混合量を製品100g中の重量又は国際単位で表示して差し支えない。この場合、ビタミンを「V」、国際単位を「IU」、ミリグラムを「mg」、マイクログラムを「μg」等と表示することは差し支えない。

オ その他

- (ア) 成分調整牛乳にあつては、除去した成分を表示するよう指導すること。
なお、表示については一括表示以外の場所に表示しても差し支えない。

(例)「除去成分：水分」、「水分を除去しています。」

- (イ) リステリア・モノサイトゲネスは、一般的な食中毒菌が増殖できないような4度以下の低温や12%食塩濃度下でも増殖可能であるが、食品の特性

(食品の水分活性、pH) や添加物の使用等によりその増殖が抑制されることがあり、また、健常者には、リステリアの汚染菌数が10,000cfu/g以下であれば発症リスクは極めて低いとされているため、増殖の可能性がある食品であっても消費期限内に食品中のリステリアが100cfu/g以下であることを事業者が担保することができれば安全性には問題ないとされている。

このため、保存温度及び期限表示の設定については、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成17年2月 厚生労働省・農林水産省)等を踏まえ、適切に科学的根拠に基づき設定、表示が行われるよう関係事業者に対して改めて指導されたい。また、必要に応じて賞味期限ではなく消費期限を用いる必要があることに留意されたい。

(ウ) 妊婦や高齢者等の免疫機能が低下した者等では、健常者より低い菌数で発症する可能性があり、髄膜炎や敗血症等の重篤な症状に陥ることもあるため、リステリアのリスクに係る注意喚起や、表示されている保存温度及び期限表示等が必ず遵守されるよう、事業者のウェブサイトや容器包装への表示等により消費者に周知することが望ましい旨、関係事業者に対して指導されたい。

④ 鶏の液卵

ア 鶏の液卵には、割卵しただけの状態のいわゆる液全卵ホールも含まれるものであること。

イ 鶏の液卵の名称については、(ア)殺菌、未殺菌の別、(イ)凍結しているものにあつてはその旨、(ウ)全卵、卵黄、卵白の別が分かるように表示すること。

ウ 加糖し、又は加塩した鶏の液卵については、その糖分又は塩分の含有量により殺菌温度、時間が異なることから糖分又は塩分の重量百分率について表示すること。

エ 未殺菌の鶏の液卵について、飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示は、加熱加工用の鶏の殻付き卵と同様、枠で囲ったり、太字で表示する等加熱殺菌が必要であることが使用者に明確になるようにすること。

⑤ 生かき

ア 生食用かきの採取水域の表示は、小型球形ウイルス(SRSV)に汚染されたかきにより食中毒が発生した際に、採取水域までの遡り調査を緊急に行うとともに、食中毒の被害拡大防止に資するためのものであるため、国内産かきと外国産かきを混合し、同一包装で販売しないこと。

イ 国内産かきの場合においても、隣接する採取水域等で、加工施設の立地条件等によりやむを得ない場合を除き、異なる採取水域で採取されたものを混合し、同一包装で販売しないこと。なお、やむを得ず混合する場合においても、全ての採取水域の名称を表示すること。

ウ 輸入されたかきの採取水域の表示は、次により表示するよう指導すること。

(ア) 輸入生食用かきの採取水域の表示に当たっては、輸入時に添付される衛生証明書（Certificate）に記載されている採取水域（Harvest Area/Growing Area）をカタカナ表記等に改めて表記するとともに、輸出国名（必要に応じ、州名等を加える。）を併記すること。

なお、各輸出国別の採取水域の表示例については、別添 輸入される生食用かきの採取水域区分（名称）の例示を参考とされたい。

(イ) オーストラリアについては、水域名の後に州名を表す略号を付すること。

なお、州名の略称については、別添 輸入される生食用かきの採取水域区分（名称）の例示を参考とされたい。

(ウ) ニュージーランドについては、衛生証明書中の採取水域がコードで記載されているので、別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Productsを参考にし、各コードが示す水域の名称を表示すること。

(エ) 輸入者から包装業者等に販売される場合は、衛生証明書の写しを送り状に添付する等採取水域に関する情報を包装業者等に提供するよう関係事業者を指導すること。

(オ) 生産者の登録番号等のみをもって採取水域の表示とすることはできないこと。

エ 蓄養等複数の採取水域において生育されたかきについては、原則として採取される直前の採取水域の名称を表示すること。

オ 容器包装に入れずに包装業者等に販売される場合は、送り状等により採取水域に関する情報を伝達するよう指導すること。

カ 生食用以外のかきについて、飲食に供する際は「加熱調理用」、「加熱加工用」、「加熱用」等加熱しなければならないことを明確に表示するよう、指導すること。

キ 採取水域に係る報告について

(ア) 都道府県等が、自然環境等を考慮した上で採取水域の範囲及びその範囲を適切に表す名称を定めたときは、採取水域の範囲及びその範囲の名称を消費者庁食品表示企画課に報告すること。

(イ) (ア)の採取水域の範囲及びその範囲の名称を変更する場合についても、消費者庁食品表示企画課に報告すること。

⑥ ふぐ

ロットが特定できるものとして、ロット番号等を表示する際には、消費期限又は賞味期限に頼らなくてもロットが特定でき、かつ、加工年月日表示よりもロット単位が粗くならないようにすることとし、容易に判読可能な番号等を表示すること。なお、加工年月日は、製品となった日（個包装された日）とする。

⑦ 冷凍食品

名称のほか、冷凍食品である旨を表示する。

- ⑧ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要する食品

一括表示の保存方法の欄に摂氏10度以下で保存しなければならない旨を表示するとともに、要冷蔵食品であることが消費者等に明確に分かるように、加えて、容器包装のおもて面に冷蔵を要する食品である旨の文字（「要冷蔵」等）をわかりやすい大きさ（おおむね20ポイント以上）で、色彩、場所等を工夫して表示すること。

⑨ 缶詰の食品

ア 缶詰食品にあつては、主要原材料名を表示する必要があるが、主要原材料とは、肉類（畜肉、獣肉、鳥肉、鯨肉）、魚介類、野菜及び果実をいう。この場合、これらが液状又は泥状になっているものについては、主要な原材料に含めない。

イ 原材料は、その種類名を表示する必要があるが、以下にその例を示す。

（例） 畜肉にあつては、「牛」、「馬」、「豚」、「山羊」、「羊」等

鳥肉にあつては、「鶏」、「鴨」等

畜肉以外の獣肉にあつては、「兎肉」、「猪肉」等

鯨肉にあつては、「鯨」

魚介類にあつては、「タイ」、「サンマ」、「ハマグリ」等

野菜にあつては、「トマト」、「アスパラガス」、「コーン」等

果実にあつては、「リンゴ」、「ミカン」、「ナシ」等

ウ 「名称その他の表示から主要原材料が十分判断できるもの」における「その他」とは、説明文等他の表示事項中に原材料を明記してあるものを指す。

⑩ 水のみを原料とする清涼飲料水（ミネラルウォーター類）

ア 水のみを原料とする清涼飲料水をミネラルウォーター類としているが、これには、鉱水のみのも、二酸化炭素を注入したもの、カルシウム等を添加したもの等、規格基準の第1 食品の部D 各条の項の○ 清涼飲料水の2の(1)の2.の表の第1欄に掲げる事項のうち臭気、味、色度及び濁度に関する規定を満たすものが含まれるものであること。

イ 高濃度にフッ素を含有するミネラルウォーター類について

0.8mg/Lを超えるフッ素を含有する原水を用いて製造されたミネラルウォーター類にあつては、「7歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。（フッ素濃度○mg/L）」の旨の表示をすること。

⑪ 清涼飲料水

ドリンク剤類似清涼飲料水については、容器包装の見やすい箇所（商品名と同時に見える箇所）に8ポイント以上の大きさに「清涼飲料水」又は「炭酸飲料」の文字を他の表示事項と紛らわしくないようにして明記すること。

⑫ 豆腐

豆腐の保存基準に合う保存方法の表示は、例えば、「冷蔵すること」、「冷蔵庫又は冷水中に保存」、「冷蔵保存すること」、「要冷蔵」等その趣旨が十分に表現されているものであれば差し支えない。

2 表示の省略

表示を省略することができる食品についても、表示が可能なものについては、できるだけ表示することが望ましい。

3 義務表示の特例

食品表示基準第5条第1項柱書の「前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。」とは、上欄に掲げる場合にあつては、そもそも表示義務が課されていないということの意味する。したがって、食品表示基準第3条第3項の規定に基づき表示を省略することが可能な食品とは異なり、任意で下欄の表示事項を表示をする場合であっても、表示方法が定められているものではない。

ただし、食品表示基準第41条第1項の規定に基づき、食品表示基準第3条及び第4条に定める方法により表示するよう努めるものとされていることから、そのような表示が望ましい旨指導等を行っていただきたい。

4 任意表示

(1) 栄養機能食品に係る栄養成分の機能

表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第11で定める栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項に変化を加えたり、省略したりすることは認められない。

なお、一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養機能表示や注意喚起表示を行う際、当該栄養機能表示や注意喚起表示が同一の場合にはまとめて記載しても差し支えない（例1）。

また、一つの栄養成分に二つ以上の栄養機能表示がある場合には、次のようにまとめて表示することで差し支えない（例2）。

(例1)

ナイアシン、ビオチン及びビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。

(例2)

ビタミンAは、夜間の視力維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助

ける栄養素です。

複数の栄養機能食品を摂取することによる過剰リスクを防ぐため、機能を表示しない栄養成分であっても、強化されているものは積極的にその含有量を表示することが望ましい。

「栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言」とは、「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）」その他これに類する文言とする。

食品表示基準に基づき栄養素等表示基準値に関する表示をする場合、栄養表示基準との差別化を図るため、「栄養素等表示基準値（2015）」等、日本人の食事摂取基準（2015年版）を基にしていることが分かるような表示とすることが望ましい。

必要的表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、小児や月経ありの女性等、特定の性・年齢階級を対象とした食事摂取基準を任意で表示することは差し支えない。その場合、出典を明記すること。

栄養機能食品の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものであるが、販売時に栄養機能食品の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養機能食品の基準を満たさなくなる食品に栄養成分の機能を表示することは望ましくない。

（2） 栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

① 共通事項

ア 栄養表示等の範囲

食品表示基準が適用される栄養表示とは、邦文によるものであること。ただし、全体として邦文表示を行っていて、食品表示基準に適合しない栄養強調表示のみを邦文以外で行うこと等は適当でないこと。

食品表示基準を満たしていないにもかかわらず、文字の色や大きさ等によって目立たせた表示をすることは望ましくない。

イ 高い、低いに言及せずに栄養成分名のみ目立たせて表示するものについては、栄養強調表示の基準は適用されないものであるが、消費者に誤認を与えないような表示とすること。

塩、シュガー、脂肪、糖といった表現でも栄養強調表示の基準が適用されること。

ウ 栄養強調表示の基準を満たしているか否かは販売時に判断するものであるが、販売時に栄養強調表示の基準を満たすものであっても、摂取時に栄養強調表示の基準を満たさなくなる食品に強調表示することは望ましくない。

エ 相対表示（「強化された旨の表示」（食品表示基準第7条及び第21条の表

の栄養成分の補給ができる旨の項の3)及び「低減された旨の表示」(食品表示基準第7条及び第21条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3))については、以下のとおりとする。

(7) 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項(食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3の一及び同表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3の一)は、「自社従来品〇〇〇」、「日本食品標準成分表2010 〇〇〇」、「コーヒー飲料標準品」等当該食品を特定するために必要な事項を表示すること。

(イ) 比較対象食品名及び増加(低減)量又は割合は、相対表示と近接した場所に記載すること。ただし、比較対象食品が全く同種の食品である場合は、比較対象食品名の表示は、近接した場所でもよいこと。

(ウ) 比較対象食品は、全く同種の食品でなくても、例えばバターとマーガリンを比較する等も可能であるが、次の場合は不相当であること。

(a) 比較対象食品の当該栄養成分が一般流通品と比べて高く、「低減された旨」の表示を行った食品の当該栄養成分が一般流通品と比較して大差ない場合

(b) 比較対象食品の流通がかなり以前に終了している等、事実上比較が不可能な場合

オ 熱量や栄養成分値に関して「ハーフ」、「2倍」、「1/4」等の表示がなされた場合、相対表示に該当する。

カ 食品単位当たりの使用量が異なる食品を比較対象食品とし、食品単位当たりで比較して相対表示を行う場合、消費者への適切な情報提供の観点から、食品単位当たりの比較である旨を表示することが望ましい。

② 栄養成分の補給ができる旨

ア 高い旨の表示(食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の1)とは、「高」、「多」、「豊富」その他これに類する表示をいうものであること。

イ 高い旨の表示は、当該栄養成分を強化していなくても、その食品本来の性質として基準を満たしていれば行うことができるが、例えば、単に「高たんぱく質チーズ」と表示するなど、当該チーズが他のチーズに比べて、たんぱく質が多いという誤解を招くような表示は適当ではないので、「チーズは高たんぱく質食品です。」というような表示をするよう指導されたいこと。

ウ 含む旨の表示(食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の2)とは、「源」、「供給」、「含有」、「入り」、「使用」、「添加」その他これに類する表示をいうものであること。

エ 強化された旨の表示は、他の食品と比べて栄養成分の量が強化された旨の表示であること(食品表示基準第7条の表の栄養成分の補給ができる旨の項の3)。比較対象食品名及び増加量又は割合を記載せずに、単に「高」等の表示がされた場合は、強化された旨の表示ではなく、高い旨の表示となるこ

と。

オ 「ビタミンを含む」、「ミネラルたっぷり」のように、ビタミンやミネラルの総称について栄養強調表示を行う場合は、食品表示基準で規定する全てのビタミン又はミネラルについて栄養強調表示の基準が適用されること。一部のビタミンやミネラルについてのみ栄養強調表示の基準を満たしている場合は、その栄養成分名を表示することが適当であること。

原材料について栄養強調表示をする場合、最終製品についても栄養強調表示の基準を満たしていることが望ましいこと。すなわち、最終製品中の含有量があまりに低いにもかかわらず、原材料についてのみ高い旨又は含む旨の表示をすることは適当ではないこと。

③ 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

ア 含まない旨の表示（食品表示基準第7条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の1）とは、「無」、「ゼロ」、「ノン」その他これに類する表示をいうものであり、「不使用」、「無添加」は該当しないものであること。

「ノンシュガー」、「シュガーレス」のような表示は、糖類に係る含まない旨の表示の基準が適用されるものであること。

低い旨の表示（食品表示基準第7条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の2）とは、「低」、「ひかえめ」、「少」、「ライト」、「ダイエット」その他これに類する表示をいうものであること。

適切な摂取ができる旨の表示の基準が適用される栄養成分及び熱量は、あくまで「国民の栄養摂取状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている」（健康増進法第30条の2第2項第2号ロ）ものであって、そもそも栄養成分や熱量である以上、エネルギーを供給し、又は生命の維持・成長に必要な不可欠なものであり、本来、有害な成分でないことは当然であること。

イ ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）の取扱いについては、食品表示基準別表第13の備考1によることとするが、ノンオイルドレッシングのうち食品表示基準別表第13の備考1の基準値（3g/100g未満）は満たすものの、食品表示基準別表第13の第2欄の基準値（0.5g/100g未満）を超えるものにあつては、消費者に適切な情報提供を図るため、原材料として食用油脂を使用していない旨及び当該食品の脂質量の由来を明らかにする旨の表示を行うよう努めること。

ウ 低減された旨の表示（食品表示基準第7条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の3）は、他の食品と比べて栄養分量が低減された旨の表示であること。比較対象食品及び低減量又は割合を記載せずに単に「低」等の表示がなされた場合は、低減された旨の表示ではなく低い旨の表示となること。

「減塩」や「食塩〇〇%カット」という表示は、ナトリウムに係る低減さ

れた旨の表示の基準が適用されるものであること。

(3) 糖類を添加していない旨

糖類を添加していない旨の表示の例は、「糖類無添加」、「砂糖不使用」その他これに類する表示をいう。

添加糖類に代わる原材料の具体例は、ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片、非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等のこと。

(4) ナトリウム塩を添加していない旨

ナトリウム塩を添加していない旨の表示の例は、「食塩無添加」その他これに類する表示をいう。

添加ナトリウム塩に代わる原材料の具体例は、ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソース等のこと。

5 表示の方式

(1) 「邦文をもって」

第8条第1号の「邦文をもって」とは、原則として、漢字、平仮名、片仮名又はアラビア数字を用いて表示することをいう。

ただし、以下の場合には、ローマ字等を用いて表示しても「邦文をもって」とみなす。

① 「食品関連事業者名の氏名又は名称」又は「製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては、乳処理業者（特別牛乳にあつては、特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）」を法人登記どおりに表示する場合。

ただし、片仮名で読み方を併記することが望ましい。

② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレスを表示する場合

③ 添加物の物質名等について、化学記号等を表示する場合。

④ 単位を表示する場合

⑤ その他

(2) 小売のための包装

容器包装の上に更に小売のための包装（外装）を行う場合は、中の表示が透視できる場合を除き、外装に必要な表示を行わなければならない。

なお、容器包装の上に包装（外装）されている場合、それが小売のためのものでないときは、当該外装にも名称、製造者の氏名、住所並びに保存基準が定められた食品及び添加物にあつては、その保存方法を表示することが望ましい。

(3) 栄養成分表示

① 表示に用いる名称は、熱量にあつては、「エネルギー」、たんぱく質にあつ

では、「蛋白質」「たん白質」「タンパク質」「たんぱく」「タンパク」、カルシウムにあつては、「Ca」、鉄にあつては、「Fe」、ナトリウムにあつては、「Na」、ビタミンAにあつては、「V. A」（その他のビタミンも同様）と表示することができる。

② kcalはキロカロリー、gはグラム、mgはミリグラム、 μ gはマイクログラムと表示することができる。

I U又は国際単位は表示不可とする。

③ 幅表示の幅は、適切に設定すること。例えば、過度に広い幅で表示することは適当ではない。

④ 少なくとも、栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する栄養成分については、消費者の商品選択に資するため、栄養素等表示基準値に占める割合を併せて表示することが望ましい。

⑤ 最小表示の位は、次のとおりとする。

なお、位を下げることを妨げるものではなく、その場合は、その下の位を四捨五入して表示する。

たんぱく質	1の位 ^{*1}	マグネシウム	1の位
脂質	1の位 ^{*1}	マンガン	小数第1位
飽和脂肪酸	1の位 ^{*1}	モリブデン	1の位
n-3系脂肪酸	小数第1位	ヨウ素	1の位
n-6系脂肪酸	小数第1位	リン	1の位
コレステロール	1の位	ナイアシン	1の位
炭水化物	1の位 ^{*1}	パントテン酸	小数第1位
糖質	1の位 ^{*1}	ビオチン	1の位
糖類	1の位 ^{*1}	ビタミンA	1の位
食物繊維	1の位	ビタミンB ₁	小数第1位
亜鉛	小数第1位	ビタミンB ₂	小数第1位
カリウム	1の位	ビタミンB ₆	小数第1位
カルシウム	1の位	ビタミンB ₁₂	小数第1位
クロム	1の位	ビタミンC	1の位
セレン	1の位	ビタミンD	小数第1位
鉄	小数第1位	ビタミンE	小数第1位
銅	小数第1位	ビタミンK	1の位
ナトリウム	1の位	葉酸	1の位
食塩相当量	小数第1位 ^{*2}	熱量	1の位

※1 1の位に満たない場合であって、0と表示することができる量（別表第9の第5欄）以上であるときは、有効数字1桁以上とする。

※2 小数第1位に満たない場合であって、ナトリウムの量が0と表示することができる量（別表第9の第5欄）以上であるときは、有効数字1桁以上とする。なお、食塩相当量を0と表示できる場合には、「0.0」、「0」と表示しても差し支えない。

⑥ 含有量が0の場合であるものについても表示事項の省略はできないものであること。ただし、近接した複数の表示事項が0である場合は、例えば、「たんぱく質と脂質が0」というように一括して表示することができるものであること（食品表示基準別記様式2の備考3）。

⑦ セットで販売され、通常一緒に食される食品（即席めんなどにおけるめん、かやく、スープの素、ハンバーグセットにおけるハンバーグとソース等）の表示については、セット合計の含有量を表示すること。これに併せて、セットを構成する個々の食品についても、含有量を表示することは差し支えない。

⑧ 食品表示基準第3条第1項の表の栄養成分の量及び熱量の項の2の1の記載は、別記様式2又は別記様式3に近接した場所に表示すること。

⑨ 表示値は許容差の範囲の基準となるものであり、意図的に操作されるべきでないことから、表示を行う製品を代表する製品を分析して得られたデータの加重平均値とすべきである（合理的な推定により得られた値を除く。）。ただし、含有量の表示に際しては、必ず分析を行わなければならないものではなく、結果として表示された含有量が許容差の範囲内であれば表示基準違反にはならないこと。

機能を表示する栄養成分、栄養強調表示をする栄養成分の量及び熱量は、別添 栄養成分等の分析方法等に規定された分析法により測定すること。

6 業務用加工食品の表示の方式

(1) 送り状等への表示は、食品表示基準第13条第1項第2号の表に掲げる食品について、送り状、納品書等又は規格書等（以下「送り状等」という。）へ表示する場合においては、送り状等及び当該容器包装の双方に、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）のほか、ロット記号等当該食品と送り状等との同一性を確認できる記号を表示する必要があること。

なお、送り状等の表示をする場合は、当該食品を原料として使用するまでの間、ロット管理のために送り状等を保管すること。

(2) 容器包装に入れられた食肉については、合成樹脂フィルム等で包装された食肉

の一定数をまとめてカートンボックス詰めにし、このカートン単位で取り引きすることが通常のものについては、そのカートンに所要の表示をして差し支えない。

また、表示の方法は、容器包装に直接印刷する方法、スタンプで押印する方法、ステッカーを貼布する方法又は荷札様のものを付けても差し支えない。ただし、荷札様のものについては、その包装形態からみて、他の方法が不可能な場合に限る、かつ、不正に再使用してはならないこと。

(生鮮食品)

1 義務表示事項

(1) 特定保健用食品に係る事項

加工食品に係る記述を参照すること。

(2) 機能性表示食品に係る事項

別添 機能性表示食品を参照すること。

(3) 遺伝子組換え農産物に関する事項

加工食品に係る記述を参照すること。

(4) 乳児用規格適用食品である旨

加工食品に係る記述を参照すること。

(5) 食品表示基準別表第24に定めるもの

① あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項

フルジオキソニル及びこれを含む製剤を使用したあんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを、いわゆるばら売り等によって消費者に販売する場合であっても、これを使用した旨の表示を行うよう食品関連事業者に指導すること。

② 食肉に関する事項

ア 食品表示基準の対象となる食品（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）は、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」の生食用食肉の規格基準の対象である食品と同じであり、いわゆるユッケ及び牛刺しが含まれる。

なお、仮に、規格基準の加工基準(7)に規定する「容器包装に入れ、密封」した状態の食肉を同加工基準(7)に規定する加熱殺菌を行うために別の事業者で販売する場合にあつては、その販売時の食肉には本表示基準の表示義務はかからないが、当該食肉の容器包装に「(同加工基準(7)に規定する)加熱殺菌を行う前の食肉である」旨が分かるように表示するよう指導すること。

イ 生食用である旨の表示について

生食用である旨の表示は、「生食用」、「生のまま食べられます」等に
明確に生食用である旨について表示する必要があり、「ユッケ用」、「牛刺
し用」等の表示を生食用である旨の表示とみなすことはできない。

ウ と畜場名、加工施設名等の表示について

(ア) と畜場の名称の表示については、と畜場番号や牛の個体識別のための情
報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に規定する
個体識別番号の表示をもって代えることはできない。

(イ) 生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設が複数存在
する場合には、それぞれの加工施設を表示すること。その際、加工工程順
に表示するよう指導すること。また、加工施設の表示とは別に、食肉の最
終加工を行った者については、従来どおり加工者の氏名（名称）等の表示
が必要であること。

(ウ) 加工施設の名称については、食中毒発生時に迅速に施設を特定すること
ができるよう、営業者が営業許可申請書に記載した営業所の名称、屋号又
は商号を記載するよう指導すること。

(エ) 同一都道府県内に同一の名称のと畜場や加工施設が存在する場合には、
と畜場や加工施設が特定できる程度に詳細に所在地を表示するよう指導す
ること。

エ 注意喚起に係る表示基準である「子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗
力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨」において、「子供」、「高齢者」、「そ
の他食中毒に対する抵抗力の弱い者」については例示ではなく、これら全て
を表示する必要がある。

オ 生食用食肉の規格基準の調理基準において、「調理を行った生食用食肉は、
速やかに提供しなければならない。」とされていることから、凍結させてい
ない生食用食肉を小売店等において消費者に対して直接販売する場合には、
消費者が速やかに消費するよう適切な消費期限を表示するよう指導するこ
と。

カ 「刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理」とは
テンダライズ処理をいう。

③ 鶏の殻付き卵に関する事項

ア 鶏の殻付き卵について、選別包装を行った施設の所在地を表示する場合に
あっては、食品衛生上の問題が生じた場合の遡り調査を容易にするため、選
別包装を行った者は採卵を行った施設が特定できるよう必要な記録を作成す
ること。

イ 鶏の殻付き卵については使用の方法、生食用の鶏の殻付き卵にあっては生
食用である旨等を表示することとしたが、これらの表示については、「生で
食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は、十分に加熱調理する
必要がある」旨の表示でも差し支えない。なお、生食用としての賞味期限経

過後は、できる限り速やかに消費するよう指導すること。

ウ 生食用の鶏の殻付き卵については、特に家庭や飲食店等において、摂氏10度以下で保存することが望ましい旨の表示をすることとしたが、営業者が流通過程で卵を一時的に冷蔵し、その後、冷蔵状態から高温多湿の環境下で流通させる場合にあつては、卵殻表面に結露が生じる等卵の品質に悪い影響を及ぼすことが懸念されることから、卵を冷蔵する場合にあつては、できる限り流通から消費に至るまで一貫して冷蔵流通することが望ましいこと。

エ 加熱加工用の鶏の殻付き卵については、加熱加工用である旨及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨の表示をすることとしたが、この場合、表示内容を枠で囲んだり、太字で表示する等加熱殺菌が必要であることが消費者に明確になるようにすること。

オ 食品の表示については、容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、透明な容器に包装されている鶏の殻付き卵については、当該容器包装に内封されている表示書により、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあつては、当該表示書により表示を行っても差し支えない。

カ 鶏の殻付き卵の名称については、省略できることとしたが、ダンボール箱等外部から確認できない容器包装にあつては、名称を表示することが望ましい。

④ 生かきに関する事項

加工食品に係る記述を参照すること。

2 任意表示

栄養成分は、加熱等により栄養成分に大きく変化が生じる食品については、機能を表示する栄養成分の量が食品表示基準別表第11の上下限値の範囲内にあることを担保する調理法を表示すること。

3 表示の方式

別添 添加物1－6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を使用した旨の表示について

ばら売り等により販売される別添 添加物1－6の「1 防かび剤又は防ばい剤」に掲げる添加物を規格基準の第2添加物の部F使用基準に従い使用した食品の表示については、以下のいずれかの方法により表示すること。

- ① 値札若しくは商品名を表示した札、又はこれらに近接した掲示物に表示する。
- ② 陳列用容器に表示する。
- ③ その他消費者等が容易に識別できるような方法で表示する。

4 表示禁止事項

食品表示基準第23条第1項柱書本文の「第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げ

る表示事項に関連して」とは、義務表示事項又は任意表示事項に関連する限りにおいて、食品表示基準第23条第1項各号の表示禁止事項が適用されるということを意味する。すなわち、表示禁止事項が適用される表示媒体については、食品表示基準第23条第1項第2号及び第3号の規定に連動して規制がかかることになる。

したがって、例えば、特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品の表示ルールは容器包装に入れられた生鮮食品についてのみ規定されているため、食品表示基準第23条第1項第8号の「保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」の表示の禁止も、容器包装に入れられた生鮮食品の容器包装についてのみ適用される。

(添加物)

1 義務表示事項

(1) 名称

- ① 添加物の名称及びその製剤の成分の表示にあつては、一括名又は簡略名を名称として用いることはできないこと。
- ② 製剤である添加物にあつては、原則として次のいずれかの名称を表示する。
 - ア 製剤である旨を表示できる文字を付した使用目的を表す名称を表示する。
(例) 甘味料製剤、保存料製剤等
 - イ 製剤である旨を表示できる文字を付した主要成分を表す名称を表示する。
その主要成分は規則別表第1に掲げる添加物にあつては規則別表第1の品名、その他の添加物にあつては厚生労働大臣が定める品名を使用する。
(例) エリソルビン酸製剤、カンゾウ抽出物製剤等
- ③ 規則別表第1に掲げる添加物の表示は規則別表第1に掲げる名称により行うこと。既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称又は別添 添加物2-1に掲げる品名により行うものであること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添 添加物2-2及び別添 添加物2-3に掲げる品名により行うものであること。ただし、別添 添加物2-2及び別添 添加物2-3に記載のない添加物にあつては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

(2) 保存の方法

加工食品に係る記述を参照すること。

(3) 消費期限又は賞味期限

加工食品に係る記述を参照すること。

(4) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）

加工食品に係る記述を参照すること。

(5) 使用の方法

- ① 使用の方法の表示は、規格基準に使用されている用語をそのまま表示することを原則とするが、内容を改変しない限り、一般的な平易な用語をもって表示することは差し支えない。
- ② 規格基準の第2添加物の部F使用基準の項の添加物一般の目中添加物製剤のみなし規定にいう「添加物製剤に含まれる原料たる添加物」とは、当該製剤を食品に使用した場合において、その成分による影響を当該食品に及ぼす添加物をいうものであること。

したがって、その成分による影響を当該食品に及ぼさない添加物であって、それが保存、酸化防止、矯臭等当該製剤の品質保持に必要な不可欠な場合にあっては、当該添加物の使用はみなし規定に該当しないものとするものであること。
- ③ 使用の方法の表示の省略の運用は、次のとおりとする。
 - ア 当該添加物製剤の成分及び重量パーセントから判断して、用途を限定することが適当と考えられるものであって、使用の方法の表示中に当該用途にのみ使用する旨を表示した場合には、表示された用途以外に用いる場合の使用の方法に係る表示は省略できるものであること。例えば、酢酸ビニール樹脂はチューインガムの基礎剤及び果実果菜の表皮の被膜剤として使用が認められているが、チューインガムの基礎剤用と表示してある場合には、その使用方法の表示のみでよい。
 - イ 添加物一般の使用基準に規定される添加物製剤に含まれる原料たる添加物以外の添加物にあっては、当該添加物の使用方法に係る表示は省略できるものであること。

(6) 成分及び重量パーセント

- ① 食品表示基準第32条第2項の表中の製剤である添加物の項において、「成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント」を表示することとしているが、この「成分」には、添加物製剤に含まれる原料たる添加物（当該製剤を食品に使用した場合において、その成分による影響を当該食品に及ぼす添加物をいう。）のほか、添加物製剤に含まれる原料たる添加物以外の添加物、賦形剤等の食品素材についても含むものであること。
- ② 添加物製剤の成分の重量パーセント表示については、当該製剤の製造における当該添加物の配合量を基準として行うこと。
- ③ 規格基準により規定されている「亜硫酸水素カリウム液」、「亜硫酸水素ナトリウム液」、「酢酸」、「水溶性アナトー」、「D-ソルビトール液」、「ピロリン酸第二鉄液」等については、製剤に準じて、その成分及び重量パーセントを表示するものであること。また、これら及び表示量の規定のあるものを用いて製剤を製造する場合には、添加物原体に換算して重量パーセントを表示するも

のであること。

- ④ 重量パーセントの表示に当たっては、秤取量の有効数字に配慮して表示することが望ましいものであること。

(7) その他

タール色素の製剤にあつては、「製剤」の文字を冠した実効の色名、例えば、「着色料製剤黄赤色」と表示すること。

2 表示の方式

物質名又は簡略名の表示は、規則別表第1、名簿、別添 添加物1-1、別添 添加物2-1、別添 添加物2-2及び別添 添加物2-3に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関連事業者等及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、片仮名、漢字を用いても差し支えないものであること。

そのほかは、加工食品に係る記述を参照すること。

3 表示禁止事項

添加物の表示においては、いずれの場合においても「天然」又はこれに類する表現の使用は認められない。

(附則)

- 1 経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準附則第2条各号で廃止する基準(以下「旧基準」という。)に基づく表示が混在することとなる。
- 2 新旧の表示の混在については、1つの食品の表示の中で一部の表示事項のみ食品表示基準に基づく表示を行い、残りの表示事項は旧基準に基づく表示を行うと、新旧どちらの基準に基づく表示であるかを消費者が判別できず、混乱を生じるおそれがある(例：栄養成分の表示方法は食品表示基準に基づくものであるにもかかわらず、アレルギー表示は旧基準に基づくものであると、アレルギーの一括表示欄を見て商品を選択する消費者が使用されている特定原材料が省略せず全て表示されていると勘違いする可能性がある。)

そのため、原則として、1つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認めないこととする。

- 3 ただし、製造所固有記号の表示については、以下のとおりとする。

- (1) データベースの運用が開始するまでは、食品表示基準の下で届出ができないことから、食品表示基準に基づいた表示をすることができない。したがって、データベースの運用を開始するまでは、1つの食品の表示の中で、製造所固有記号以

外の表示事項が食品表示基準に基づいたものであっても、製造所固有記号については旧基準に基づいた届出及び旧記号の表示を許容する。なお、この場合において、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地、乳にあっては、乳処理場（乳等省令第二条第四項に規定する特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては、乳処理業者（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3の一から三までのいずれかの事項の表示は、食品表示基準に基づいて行うことが望ましい。

- (2) 新データベースの運用が開始した後、食品表示基準に基づき製造所固有記号の届出をした事業者について、当該届出の手続が完了するまでの間は、食品表示基準に基づき作成したラベルに、旧基準に基づき取得済みの製造所固有記号を使用することを認めることとする。
- (3) データベースの運用が開始した後から経過措置期間が終了するまでの間は、食品表示基準の下では製造所固有記号を使用できない事業者が商品を販売する場合、製造所固有記号の使用を前提とした取引慣習等が変わっていない段階であれば、依然として製造所固有記号を使用する可能性がある。したがって、データベースの運用が開始した後から経過措置期間が終了するまでの間は、商慣習の変化に係る期間を考慮し一部の事業者にのみ不利益が生じることを防止する観点から、食品表示基準の下では製造所固有記号を使用できない事業者が販売する商品に限って、他の表示が食品表示基準に基づいたものであっても製造所固有記号については旧基準に基づいた表示をすることを許容する。なお、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地、乳にあっては、乳処理場（乳等省令第二条第四項に規定する特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては、乳処理業者（特別牛乳にあっては、特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3の一から三までのいずれかの事項の表示については、消費者への情報提供の観点から、食品表示基準に基づいて行うことが望ましい。

別添一覧

添加物関係

- 別添 添加物 1-1 簡略名又は類別名一覧表
- 別添 添加物 1-2 同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例
- 別添 添加物 1-3 規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示
- 別添 添加物 1-4 各一括名の定義及びその添加物の範囲
- 別添 添加物 1-5 栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲
- 別添 添加物 1-6 ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧
- 別添 添加物 2-1 既存添加物名簿収載品目リスト
- 別添 添加物 2-2 天然香料基原物質リスト
- 別添 添加物 2-3 一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト

栄養表示関係

- 別添 栄養成分等の分析方法等

アレルギー関係

- 別添 アレルギーを含む食品に関する表示
 - ― 別表1 特定原材料等の範囲
 - 別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例
 - 別表3 特定原材料等の代替表記等方法リスト
- 別添 アレルギーを含む食品の検査方法
 - ― アレルギーを含む食品の検査方法別添1
 - アレルギーを含む食品の検査方法別添2 判断樹について
 - アレルギーを含む食品の検査方法別添3 標準品規格
 - アレルギーを含む食品の検査方法別添4 アレルギーを含む食品を評価するガイドライン
 - アレルギーを含む食品の検査方法別添5 アレルギーを含む食品の検査方法の改良法の評価に関するガイドライン

機能性表示食品関係

- 別添 機能性表示食品

遺伝子組換え表示関係

- 別添 バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針
- 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法

生かき関係

別添 輸入される生食用かきの採取水域区分（名称）の例示

別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products

様式関係

様式第1号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造所固有の記号の届出について

様式第2号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造所固有の記号の届出について

様式第3号 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料とする食品の表示に関する内閣府令第3条第8項による届出について

別添 添加物 1 - 1

簡略名又は類別名一覧表

物 質 名	簡略名又は類別名
亜硝酸ナトリウム	亜硝酸 Na
L-アスコルビン酸	アスコルビン酸, V.C
L-アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸 Ca, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸ナトリウム	アスコルビン酸 Na, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸 2-グルコシド	アスコルビン酸, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L-アスパラギン酸ナトリウム	アスパラギン酸ナトリウム, アスパラギン酸 Na
アセチル化アジピン酸架橋デンプン	加工デンプン
アセチル化酸化デンプン	加工デンプン
アセチル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン
β -アポ-8'-カロテナール	アポカロテナール、アポカロテナール色素、カロチノイド、カロチノイド色素、カロテノイド、カロテノイド色素
DL-アラニン	アラニン
亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸 Na
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	アルギニングルタミン酸塩
アルギン酸カリウム	アルギン酸 K
アルギン酸カルシウム	アルギン酸 Ca
アルギン酸ナトリウム	アルギン酸 Na
アルギン酸プロピレングリコールエステル	アルギン酸エステル
安息香酸ナトリウム	安息香酸 Na
L-イソロイシン	イソロイシン
5'-イノシン酸二ナトリウム	イノシン酸ナトリウム, イノシン酸 Na
5'-ウリジル酸二ナトリウム	ウリジル酸ナトリウム, ウリジル酸 Na
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	EDTA カルシウムナトリウム, EDTA-Ca・Na
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	EDTA ナトリウム, EDTA-Na
エリソルビン酸ナトリウム	エリソルビン酸 Na, イソアスコルビン酸 Na
エルゴカルシフェロール	ビタミンD, V.D
塩化カリウム	塩化K
塩化カルシウム	塩化 Ca
塩化第二鉄	塩化鉄
塩化マグネシウム	塩化 Mg

オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	加工デンプン，オクテニルコハク酸デンプン Na
オルトフェニルフェノール	OPP
オルトフェニルフェノールナトリウム	オルトフェニルフェノール Na， OPP—Na
オレイン酸ナトリウム	オレイン酸 Na
カゼインナトリウム	カゼイン Na
カルボキシメチルセルロースカルシウム	CMC—Ca， 繊維素グリコール酸 Ca
カルボキシメチルセルロースナトリウム	CMC—Na， 繊維素グリコール酸 Na， CMC
β—カロテン	カロチン， カロチン色素， カロチノイド， カロチノイド色素， カロテン， カロテン色素， カロテノイド， カロテノイド色素
カンタキサンチン	カロチノイド、カロチノイド色素、カロテノイド、カロテノイド色素
5′—グアニル酸二ナトリウム	グアニル酸ナトリウム， グアニル酸 Na
クエン酸イソプロピル	クエン酸エステル
クエン酸三エチル	クエン酸エチル
クエン酸一カリウム	クエン酸カリウム， クエン酸K
クエン酸三カリウム	クエン酸カリウム， クエン酸K
クエン酸カルシウム	クエン酸 Ca
クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄 Na
クエン酸三ナトリウム	クエン酸 Na
グリセリン脂肪酸エステル	グリセリンエステル
グリチルリチン酸二ナトリウム	グリチルリチン酸ナトリウム， グリチルリチン酸 Na
グルコン酸カリウム	グルコン酸K
グルコン酸カルシウム	グルコン酸 Ca
グルコン酸ナトリウム	グルコン酸 Na
L—グルタミン酸	グルタミン酸
L—グルタミン酸アンモニウム	グルタミン酸アンモニウム
L—グルタミン酸カリウム	グルタミン酸カリウム， グルタミン酸K
L—グルタミン酸カルシウム	グルタミン酸カルシウム， グルタミン酸 Ca
L—グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム， グルタミン酸 Na
L—グルタミン酸マグネシウム	グルタミン酸マグネシウム， グルタミン酸 Mg
ケイ酸カルシウム	ケイ酸 Ca
ケイ酸マグネシウム	ケイ酸 Mg
コハク酸一ナトリウム	コハク酸ナトリウム， コハク酸 Na
コハク酸二ナトリウム	コハク酸ナトリウム， コハク酸 Na
コレカルシフェロール	ビタミンD， V.D
コンドロイチン硫酸ナトリウム	コンドロイチン硫酸 Na

酢酸カルシウム	酢酸 Ca
酢酸デンプン	加工デンプン
酢酸ナトリウム	酢酸 Na
サッカリンカルシウム	サッカリン Ca
サッカリンナトリウム	サッカリン Na
酸化カルシウム	酸化 Ca
酸化デンプン	加工デンプン
酸化マグネシウム	酸化 Mg
三二酸化鉄	酸化鉄
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸 Na
次亜硫酸ナトリウム	次亜硫酸 Na, 亜硫酸塩
L-システイン塩酸塩	システイン塩酸塩, システイン
5'-シチジル酸二ナトリウム	シチジル酸ナトリウム, シチジル酸 Na
ジフェニル	DP
ジブチルヒドロキシトルエン	BHT
ジベンゾイルチアミン	チアミン, ビタミンB ₁ , V.B ₁
ジベンゾイルチアミン塩酸塩	チアミン, ビタミンB ₁ , V.B ₁
DL-酒石酸	酒石酸
L-酒石酸	酒石酸
DL-酒石酸水素カリウム	酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリウム, 重酒石酸K
L-酒石酸水素カリウム	酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリウム, 重酒石酸K
DL-酒石酸ナトリウム	酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na
L-酒石酸ナトリウム	酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na
硝酸カリウム	硝酸K
硝酸ナトリウム	硝酸 Na
食用赤色 2 号	赤色 2 号, 赤 2
食用赤色 2 号アルミニウムレーキ	食用赤色 2 号, 赤色 2 号, 赤 2, アマランス
食用赤色 3 号	赤色 3 号, 赤 3
食用赤色 3 号アルミニウムレーキ	食用赤色 3 号, 赤色 3 号, 赤 3, エリスロシン
食用赤色 40 号	赤色 40 号, 赤 40
食用赤色 40 号アルミニウムレーキ	食用赤色 40 号, 赤色 40 号, 赤 40, アルラレット AC
食用赤色 102 号	赤色 102 号, 赤 102
食用赤色 104 号	赤色 104 号, 赤 104
食用赤色 105 号	赤色 105 号, 赤 105
食用赤色 106 号	赤色 106 号, 赤 106

食用黄色 4 号	黄色 4 号, 黄 4
食用黄色 4 号アルミニウムレーキ	食用黄色 4 号, 黄色 4 号, 黄 4, タートラジン
食用黄色 5 号	黄色 5 号, 黄 5
食用黄色 5 号アルミニウムレーキ	食用黄色 5 号, 黄色 5 号, 黄 5, サンセットイエローFCF
食用緑色 3 号	緑色 3 号, 緑 3
食用緑色 3 号アルミニウムレーキ	食用緑色 3 号, 緑色 3 号, 緑 3, ファストグリーン FCF
食用青色 1 号	青色 1 号, 青 1
食用青色 1 号アルミニウムレーキ	食用青色 1 号, 青色 1 号, 青 1, ブリリアントブルーFCF
食用青色 2 号	青色 2 号, 青 2
食用青色 2 号アルミニウムレーキ	食用青色 2 号, 青色 2 号, 青 2, インジゴカルミン
シヨ糖脂肪酸エステル	シヨ糖エステル
シリコーン樹脂	シリコーン
水酸化カリウム	水酸化K
水酸化カルシウム	水酸化 Ca
水酸化マグネシウム	水酸化 Mg
ステアリン酸カルシウム	ステアリン酸 Ca
ステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸 Mg
ステアロイル乳酸カルシウム	ステアロイル乳酸 Ca, ステアリル乳酸 Ca
ステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸 Na, ステアリル乳酸 Na
ソルビタン脂肪酸エステル	ソルビタンエステル
D-ソルビトール	ソルビトール, ソルビット
ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K
ソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 Ca
炭酸カリウム (無水)	炭酸カリウム, 炭酸K
炭酸カルシウム	炭酸 Ca
炭酸水素ナトリウム	炭酸水素 Na, 重炭酸 Na, 重曹
炭酸ナトリウム	炭酸 Na
炭酸マグネシウム	炭酸 Mg
チアベンダゾール	TBZ
チアミン塩酸塩	チアミン, ビタミン B ₁ , V. B ₁
チアミン硝酸塩	チアミン, ビタミン B ₁ , V. B ₁
チアミンセチル硫酸塩	チアミン, ビタミン B ₁ , V. B ₁
チアミンチオシアン酸塩	チアミン, ビタミン B ₁ , V. B ₁
チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩	チアミン, ビタミン B ₁ , V. B ₁

チアミンラウリル硫酸塩	チアミン, ビタミンB ₁ , V.B ₁
L-テアニン	テアニン
鉄クロロフィリンナトリウム	鉄クロロフィリン Na, 鉄葉緑素
デヒドロ酢酸ナトリウム	デヒドロ酢酸 Na
デンブングリコール酸ナトリウム	加工デンブン, デンブングリコール酸 Na
銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリン Na, 銅葉緑素
銅クロロフィル	銅葉緑素
d α -トコフェロール	トコフェロール, ビタミンE, V.E
トコフェロール酢酸エステル	酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸V.E
d- α -トコフェロール酢酸エステル	酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸V.E
DL-トリプトファン	トリプトファン
L-トリプトファン	トリプトファン
DL-トレオニン	トレオニン, スレオニン
L-トレオニン	トレオニン, スレオニン
ニコチン酸アミド	ニコチン酸, ナイアシン
二酸化硫黄	二酸化イオウ, 亜硫酸塩
二酸化ケイ素	酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を用いる場合は, 酸化ケイ素のほか, 「微粒二酸化ケイ素」, 「微粒酸化ケイ素」, 「微粒シリカゲル」という簡略名を用いることができる。)
二酸化炭素	炭酸
二酸化チタン	酸化チタン
乳酸カリウム	乳酸 K
乳酸カルシウム	乳酸 Ca
乳酸ナトリウム	乳酸 Na
ノルビキシンカリウム	ノルビキシンK, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテノイド, カロテノイド色素
ノルビキシンナトリウム	ノルビキシン Na, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテノイド, カロテノイド色素
パラオキシ安息香酸イソブチル	パラオキシ安息香酸, イソブチルパラベン
パラオキシ安息香酸イソプロピル	パラオキシ安息香酸, イソプロピルパラベン
パラオキシ安息香酸エチル	パラオキシ安息香酸, エチルパラベン
パラオキシ安息香酸ブチル	パラオキシ安息香酸, ブチルパラベン
パラオキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸, プロピルパラベン
L-バリン	バリン
パントテン酸カルシウム	パントテン酸 Ca

パントテン酸ナトリウム	パントテン酸 Na
L-ヒスチジン塩酸塩	ヒスチジン塩酸塩, ヒスチジン
ビスベンチアミン	チアミン, ビタミンB ₁ , V.B ₁
ビタミンA	V. A
ビタミンA脂肪酸エステル	ビタミンAエステル, レチノールエステル, ビタミンA, V. A
ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン
ヒドロキシプロピルセルロース	H P C
ヒドロキシプロピルデンプン	加工デンプン
ヒドロキシプロピルメチルセルロース	H P M C
ヒマワリレシチン	レシチン
氷酢酸	酢酸
ピリドキシン塩酸塩	ピリドキシン, V. B ₆
ピロ亜硫酸カリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸カリウム, 亜硫酸K, 重亜硫酸カリウム, 重亜硫酸K
ピロ亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸ナトリウム, 亜硫酸Na, 重亜硫酸ナトリウム, 重亜硫酸Na, 亜硫酸ソーダ
ピロリン酸四カリウム	ピロリン酸K
ピロリン酸二水素カルシウム	ピロリン酸カルシウム, ピロリン酸Ca
ピロリン酸二水素二ナトリウム	ピロリン酸ナトリウム, ピロリン酸Na
ピロリン酸第二鉄	ピロリン酸鉄
ピロリン酸四ナトリウム	ピロリン酸Na
L-フェニルアラニン	フェニルアラニン
フェロシアン化カリウム	フェロシアン化K
フェロシアン化カルシウム	フェロシアン化Ca
フェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化Na
ブチルヒドロキシアニソール	BHA
フマル酸一ナトリウム	フマル酸Na
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸Ca
プロピオン酸ナトリウム	プロピオン酸Na
プロピレングリコール脂肪酸エステル	プロピレングリコールエステル
没食子酸プロピル	没食子酸
ポリアクリル酸ナトリウム	ポリアクリル酸Na
ポリビニルピロリドン	ポピドン, P V P
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸K
ポリリン酸ナトリウム	ポリリン酸Na
D-マンニトール	マンニトール, マンニット
メタリン酸カリウム	メタリン酸K

メタリン酸ナトリウム	メタリン酸 Na
DL-メチオニン	メチオニン
L-メチオニン	メチオニン
メチルヘスペリジン	ヘスペリジン, ビタミン P, V.P
dI-メントール	メントール
I-メントール	メントール
モルホリン脂肪酸塩	モルホリン
L-リシン L-アスパラギン酸塩	リシン, リジン, リシンアスパラギン酸塩, リジンアスパラギン酸塩
L-リシン塩酸塩	リシン, リジン, リシン塩酸塩, リジン塩酸塩
L-リシン L-グルタミン酸塩	リシン, リジン, リシングルタミン酸塩, リシングルタミン酸塩
5' - リボヌクレオチドカルシウム	リボヌクレオチドカルシウム, リボヌクレオチド Ca, リボヌクレオチドカルシウム, リボヌクレオチド Ca
5' - リボヌクレオチド二ナトリウム	リボヌクレオチドナトリウム, リボヌクレオチド Na, リボヌクレオチドナトリウム, リボヌクレオチド Na
リボフラビン	V. B ₂
リボフラビン酪酸エステル	リボフラビン, ビタミン B ₂ , V. B ₂
リボフラビン 5' - リン酸エステルナトリウム	リボフラビン, ビタミン B ₂ , V. B ₂
硫酸アルミニウムアンモニウム	アンモニウムミョウバン
硫酸アルミニウムカリウム	カリミョウバン, ミョウバン
硫酸カリウム	硫酸 K
硫酸カルシウム	硫酸 Ca
硫酸第一鉄	硫酸鉄
硫酸ナトリウム	硫酸 Na
硫酸マグネシウム	硫酸 Mg
DL-リンゴ酸	リンゴ酸
DL-リンゴ酸ナトリウム	リンゴ酸ナトリウム, リンゴ酸 Na
リン酸架橋デンプン	加工デンプン
リン酸化デンプン	加工デンプン
リン酸三カリウム	リン酸カリウム, リン酸 K
リン酸三カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸三マグネシウム	リン酸マグネシウム, リン酸 Mg
リン酸水素二アンモニウム	リン酸アンモニウム
リン酸二水素アンモニウム	リン酸アンモニウム

リン酸水素二カリウム	リン酸カリウム, リン酸K
リン酸二水素カリウム	リン酸カリウム, リン酸K
リン酸一水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸Ca
リン酸一水素マグネシウム	リン酸マグネシウム, リン酸Mg
リン酸二水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸Ca
リン酸水素二ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸Na
リン酸二水素ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸Na
リン酸三ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸Na
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン

別添 添加物 1 - 2

同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例

1 酸及びその塩類を併用した場合

酸の名称の後に括弧を付して、使用した塩の元素記号を表示する（括弧内の塩は、使用量の多い順に表示する。以下同じ。）。

併用する物質名	簡略名
安息香酸及び安息香酸ナトリウム	安息香酸 (Na)
クエン酸及びクエン酸ナトリウム	クエン酸 (Na)
ソルビン酸, ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 (K, Ca)
乳酸, 乳酸ナトリウム及び乳酸カルシウム	乳酸 (Na, Ca)
氷酢酸及び酢酸ナトリウム	酢酸 (Na)
リン酸及びリン酸三ナトリウム	リン酸 (Na)

2 同じ酸の塩類を2種類以上併用した場合

酸の名称に「塩」を付し、その後に括弧を付して、使用した塩の元素記号を表示する。

併用する物質名	簡略名
L-グルタミン酸カリウム及びL-グルタミン酸カルシウム	グルタミン酸塩 (K, Ca)
DL-酒石酸水素カリウム及びDL-酒石酸ナトリウム	酒石酸塩 (K, Na)
ステアリン酸カルシウム及びステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸塩 (Ca, Mg)
ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸塩 (Ca, Na)
炭酸ナトリウム及び炭酸マグネシウム	炭酸塩 (Na, Mg)

3 各種のリン酸の塩類を併用した場合

一括して「リン酸塩」と表示した後に括弧を付して、使用した塩の元素記号を表示する。

リン酸三ナトリウム及びピロリン酸四カリウム	リン酸塩 (Ca, K)
ピロリン酸二水素カルシウム及びピロリン酸四ナトリウム	リン酸塩 (Ca, Na)
ポリリン酸カリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (K)
ピロリン酸四ナトリウム及びポリリン酸ナトリウム	リン酸塩 (Na)
ピロリン酸四ナトリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (Na, K)

4 塩違いの同種の化合物を2種類以上併用した場合

化合物名を表示した後に括弧を付して、使用した塩の元素記号を表示する。

塩化カルシウム及び塩化マグネシウム	塩化物 (Ca, Mg)
酸化カルシウム及び酸化マグネシウム	酸化物 (Ca, Mg)
フェロシアン化カリウム及びフェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化物 (K, Na)

別添 添加物 1 - 3

規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1	甘味料, 人工甘味料又は合成甘味料	アセスルファムカリウム アスパルテーム アドバンテーム キシリトール グリチルリチン酸二ナトリウム サッカリン サッカリンカルシウム サッカリンナトリウム スクラロース
2	着色料又は合成着色料	β-アポ-8'-カロテナール β-カロテン カンタキサンチン 食用赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 3 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 102 号 食用赤色 104 号 食用赤色 105 号 食用赤色 106 号 食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ 食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ 食用緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ 三二酸化鉄 鉄クロロフィリンナトリウム 銅クロロフィル 銅クロロフィリンナトリウム 二酸化チタン ノルビキシンカリウム ノルビキシンナトリウム リボフラビン リボフラビン酪酸エステル リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム

3	保存料又は合成保存料	<p>安息香酸 安息香酸ナトリウム ソルビン酸 ソルビン酸カリウム ソルビン酸カルシウム デヒドロ酢酸ナトリウム ナイシン パラオキシ安息香酸イソブチル パラオキシ安息香酸イソプロピル パラオキシ安息香酸エチル パラオキシ安息香酸ブチル パラオキシ安息香酸プロピル プロピオン酸 プロピオン酸カルシウム プロピオン酸ナトリウム 亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム</p>
4	増粘剤，安定剤，ゲル化剤又は糊料	<p>アセチル化アジピン酸架橋デンプン アセチル化酸化デンプン アセチル化リン酸架橋デンプン アルギン酸ナトリウム アルギン酸プロピレングリコールエステル オクテニルコハク酸デンプンナトリウム カルボキシメチルセルロースカルシウム カルボキシメチルセルロースナトリウム 酢酸デンプン 酸化デンプン デンプングリコール酸ナトリウム ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン ヒドロキシプロピルデンプン ポリアクリル酸ナトリウム ポリビニルピロリドン メチルセルロース リン酸架橋デンプン リン酸化デンプン</p>

		リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
5	酸化防止剤	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム エリソルビン酸 エリソルビン酸ナトリウム クエン酸イソプロピル ジブチルヒドロキシトルエン ブチルヒドロキシアニソール 没食子酸プロピル アスコルビン酸 アスコルビン酸ステアリン酸エステル アスコルビン酸ナトリウム アスコルビン酸パルミチン酸エステル <i>dI</i> - α -トコフェロール 亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム
6	発色剤	亜硝酸ナトリウム 硝酸カリウム 硝酸ナトリウム
7	漂白剤	亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム
8	防かび剤又は防ばい剤	アゾキシストロビン イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル ピリメタニル フルジオキシソニル

別添 添加物 1 - 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1 イーストフード

- (1) 定義 パン、菓子等の製造工程で、イーストの栄養源等の目的で使用される添加物及びその製剤
- (2) 一括名 イーストフード
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をイーストフードの目的で使用する場合
- | | |
|--------------|--------------|
| 塩化アンモニウム | 塩化マグネシウム |
| グルコン酸カリウム | グルコン酸ナトリウム |
| 酸化カルシウム | 焼成カルシウム |
| 炭酸アンモニウム | 炭酸カリウム（無水） |
| 炭酸カルシウム | 硫酸アンモニウム |
| 硫酸カルシウム | 硫酸マグネシウム |
| リン酸三カルシウム | リン酸水素二アンモニウム |
| リン酸二水素アンモニウム | リン酸一水素カルシウム |
| リン酸一水素マグネシウム | リン酸二水素カルシウム |

2 ガムベース

- (1) 定義 チューインガム用の基材として使用される添加物製剤
- (2) 一括名 ガムベース
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をガムベースとしての目的で使用する場合
- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| エステルガム | グリセリン脂肪酸エステル |
| 酢酸ビニル樹脂 | ショ糖脂肪酸エステル |
| ソルビタン脂肪酸エステル | 炭酸カルシウム |
| ポリイソブチレン | ポリブテン |
| プロピレングリコール脂肪酸エステル | リン酸一水素カルシウム |
| リン酸三カルシウム | 別添 添加物 2 - 1 の用途欄に「ガムベース」と記載されている添加物 |

3 かんすい

- (1) 定義 中華麺類の製造に用いられるアルカリ剤で、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム及びリン酸類のカリウム又はナトリウム塩のうち1種以上を含むもの
- (2) 一括名 かんすい
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をかんすいとしての目的で使用する場合
- | | |
|------------|---------|
| 炭酸カリウム（無水） | 炭酸ナトリウム |
|------------|---------|

炭酸水素ナトリウム	ピロリン酸四カリウム
ピロリン酸二水素二ナトリウム	ピロリン酸四ナトリウム
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸ナトリウム
メタリン酸カリウム	メタリン酸ナトリウム
リン酸三カリウム	リン酸水素二カリウム
リン酸二水素カリウム	リン酸水素二ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム	リン酸三ナトリウム

4 苦味料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、苦味の付与又は増強による味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤
- (2) 一括名 苦味料
- (3) 添加物の範囲 別添 添加物 2-1 及び別添 添加物 2-3 の用途欄に「苦味料等」と記載されている添加物（香辛料抽出物を除く。）

5 酵素

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、その有する触媒作用を目的として使用された、生活細胞によって生産された酵素類であって、最終食品においても失活せず、効果を有する添加物及びその製剤
- (2) 一括名 酵素
- (3) 添加物の範囲 アスパラギナーゼ及び別添 添加物 2-1 の用途欄に「酵素」と記載された添加物

6 光沢剤

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、食品の保護及び表面に光沢を与える目的で使用される添加物及びその製剤
- (2) 一括名 光沢剤
- (3) 添加物の範囲 別添 添加物 2-1 の用途欄に「光沢剤」と記載された添加物を光沢剤としての目的で使用する場合

7 香料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、香気を付与又は増強するため添加される添加物及びその製剤
- (2) 一括名 香料又は合成香料
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合
- | | |
|---------------------|----------|
| アセトアルデヒド | アセト酢酸エチル |
| アセトフェノン | アニスアルデヒド |
| (3-アミノ-3-カルボキシプロピル) | アミルアルコール |

ジメチルスルホニウム塩化物
α-アミルシンナムアルデヒド
アンモニウムイソバレレート
イソアミルアルコール
イソブチルアルデヒド
イソ吉草酸エチル
イソチオシアンネート類
イソバレルアルデヒド
イソプロパノール
インドール及びその誘導体
エステル類

エチルバニリン
3-エチルピリジン
2-エチル-5-メチルピラジン
5-エチル-2-メチルピリジン
オイゲノール
オクタン酸エチル
ギ酸ゲラニル
クエン酸三エチル
ケイ皮酸エチル
ケトン類
酢酸イソアミル
酢酸ゲラニル
酢酸シトロネリル
酢酸テルピニル
酢酸ブチル
酢酸1-メンチル
サリチル酸メチル
シクロヘキシルプロピオン酸アリル
シトロネラール
1, 8-シネオール
脂肪族高級アルコール類
脂肪族高級炭化水素類
2, 5-ジメチルピラジン
2, 6-ジメチルピリジン
シンナムアルデヒド

アントラニル酸メチル
イオノン
イソオイゲノール
イソ吉草酸イソアミル
イソキノリン
イソチオシアン酸アリル
イソブタノール
イソペンチルアミン
γ-ウンデカラクトン
2-エチル-3, 5-ジメチルピラジン及び
2-エチル-3, 6-ジメチルピラジンの
混合物
2-エチルピラジン
2-エチル-3-メチルピラジン
2-エチル-6-メチルピラジン
エーテル類
オクタナール
ギ酸イソアミル
ギ酸シトロネリル
ケイ皮酸
ケイ皮酸メチル
ゲラニオール
酢酸エチル
酢酸シクロヘキシル
酢酸シンナミル
酢酸フェネチル
酢酸ベンジル
酢酸リナリル
2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン
シトラール
シトロネロール
脂肪酸類
脂肪族高級アルデヒド類
2, 3-ジメチルピラジン
2, 6-ジメチルピラジン
シンナミルアルコール
チオエーテル類

チオール類	デカナール
デカノール	デカン酸エチル
5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン	2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン
テルピネオール	テルペン系炭化水素類
トリメチルアミン	2, 3, 5-トリメチルピラジン
γ -ノナラクトン	バニリン
パラメチルアセトフェノン	バレルアルデヒド
ヒドロキシシトロネラール	ヒドロキシシトロネラールジメチル アセタール
ピペリジン	ピペロナール
ピラジン	ピロリジン
ピロール	フェニル酢酸イソアミル
フェニル酢酸イソブチル	フェニル酢酸エチル
2- (3-フェニルプロピル) ピリジン	フェネチルアミン
フェノールエーテル類	フェノール類
ブタノール	ブチルアミン
ブチルアルデヒド	フルフラール及びその誘導体
プロパノール	プロピオンアルデヒド
プロピオン酸	プロピオン酸イソアミル
プロピオン酸エチル	プロピオン酸ベンジル
ヘキサン酸	ヘキサン酸アリル
ヘキサン酸エチル	ヘプタン酸エチル
1-ペリルアルデヒド	ベンジルアルコール
ベンズアルデヒド	2-ペンタノール
<i>trans</i> -2-ペンテナール	1-ペンテン-3-オール
芳香族アルコール類	芳香族アルデヒド類
<i>d</i> -ボルネオール	マルトール
N-メチルアントラニル酸メチル	5-メチルキノキサリン
6-メチルキノリン	5-メチル-6, 7-ジヒドロ-5 <i>H</i> - シクロペンタピラジン
メチル β -ナフチルケトン	2-メチルピラジン
2-メチルブタノール	3-メチル-2-ブタノール
2-メチルブチルアルデヒド	<i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール
3-メチル-2-ブテナール	3-メチル-2-ブテノール
<i>dl</i> -メントール	<i>l</i> -メントール
酪酸	酪酸イソアミル
酪酸エチル	酪酸シクロヘキシル
酪酸ブチル	ラクトン類

リナロオール
別添 添加物 2-2 に掲げる添加物

8 酸味料

(1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、酸味の付与又は増強による味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤

(2) 一括名 酸味料

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を酸味料としての目的で使用する場合

アジピン酸	クエン酸
クエン酸三ナトリウム	グルコノデルタラクトン
グルコン酸	グルコン酸カリウム
グルコン酸ナトリウム	コハク酸
コハク酸一ナトリウム	コハク酸二ナトリウム
酢酸ナトリウム	DL-酒石酸
L-酒石酸	DL-酒石酸ナトリウム
L-酒石酸ナトリウム	二酸化炭素
乳酸	乳酸ナトリウム
氷酢酸	フマル酸
フマル酸一ナトリウム	DL-リンゴ酸
DL-リンゴ酸ナトリウム	リン酸

別添 添加物 2-1 の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

9 チューインガム軟化剤

(1) 定義 チューインガムを柔軟に保つために使用する添加物及びその製剤

(2) 一括名 軟化剤

(3) 添加物の範囲 以下の添加物をチューインガム軟化剤としての目的で使用する場合

グリセリン	プロピレングリコール
ソルビトール	

10 調味料

(1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、味の付与又は味質の調整等味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤。ただし、もっぱら甘味の目的で使用される甘味料、酸味の目的で使用される酸味料又は苦味の目的で使用される苦味料を除く。

(2) 一括名 調味料（アミノ酸等）等

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合

① アミノ酸

L-アスパラギン酸ナトリウム	DL-アラニン
----------------	---------

L-アルギニンL-グルタミン酸塩	L-イソロイシン
グリシン	グルタミルバリルグリシン
L-グルタミン酸	L-グルタミン酸アンモニウム
L-グルタミン酸ナトリウム	L-テアニン
DL-トリプトファン	L-トリプトファン
DL-トレオニン	L-トレオニン
L-バリン	L-ヒスチジン塩酸塩
L-フェニルアラニン	DL-メチオニン
L-メチオニン	L-リシンL-アスパラギン酸塩
L-リシン塩酸塩	L-リシンL-グルタミン酸塩

別添 添加物 2-1 の用途欄に「調味料」と記載された添加物（アミノ酸に限る。）

② 核酸

5' -イノシン酸二ナトリウム	5' -ウリジル酸二ナトリウム
5' -グアニル酸二ナトリウム	5' -シチジル酸二ナトリウム
5' -リボヌクレオチドカルシウム	5' -リボヌクレオチド二ナトリウム

③ 有機酸

クエン酸カルシウム	クエン酸三ナトリウム
グルコン酸カリウム	グルコン酸ナトリウム
コハク酸	コハク酸一ナトリウム
コハク酸二ナトリウム	酢酸ナトリウム
DL-酒石酸水素カリウム	L-酒石酸水素カリウム
DL-酒石酸ナトリウム	L-酒石酸ナトリウム
乳酸カリウム	乳酸カルシウム
乳酸ナトリウム	フマル酸一ナトリウム
DL-リンゴ酸ナトリウム	

④ 無機塩

塩化カリウム	硫酸カリウム
リン酸三カリウム	リン酸水素二カリウム
リン酸二水素カリウム	リン酸水素二ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム	リン酸三ナトリウム
塩水湖水低塩化ナトリウム液	粗製海水塩化カリウム
ホエイソルト	

11 豆腐用凝固剤

(1) 定義 大豆から調製した豆乳を豆腐様に凝固させる際に用いられる添加物及びその製剤

(2) 一括名 豆腐用凝固剤又は凝固剤

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を豆腐用凝固剤としての目的で使用する場合

塩化カルシウム	塩化マグネシウム
グルコノデルタラクトン	硫酸カルシウム
硫酸マグネシウム	粗製海水塩化マグネシウム

12 乳化剤

(1) 定義 食品に乳化，分散，浸透，洗浄，起泡，消泡，離型等の目的で使用される添加物及びその製剤

(2) 一括名 乳化剤

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を乳化剤としての目的で使用する場合

① 乳化剤を主要用途とするもの

オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	クエン酸三エチル
グリセリン脂肪酸エステル	シヨ糖脂肪酸エステル
ステアロイル乳酸カルシウム	ステアロイル乳酸ナトリウム
ソルビタン脂肪酸エステル	ヒマワリレシチン
プロピレングリコール脂肪酸エステル	ポリソルベート 20
ポリソルベート 60	ポリソルベート 65
ポリソルベート 80	別添 添加物 2-1 の用途欄に「乳化剤」と記載された添加物

② プロセスチーズ，チーズフード及びプロセスチーズ加工品に①に掲げるものに加えて乳化剤として使用されるもの

クエン酸カルシウム	クエン酸三ナトリウム
グルコン酸カリウム	グルコン酸ナトリウム
ピロリン酸四カリウム	ピロリン酸二水素カルシウム
ピロリン酸二水素二ナトリウム	ピロリン酸四ナトリウム
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸ナトリウム
メタリン酸カリウム	メタリン酸ナトリウム
リン酸三カリウム	リン酸三カルシウム
リン酸水素二アンモニウム	リン酸二水素アンモニウム
リン酸水素二カリウム	リン酸二水素カリウム
リン酸一水素カルシウム	リン酸二水素カルシウム
リン酸水素二ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム
リン酸三ナトリウム	

13 水素イオン濃度調整剤

(1) 定義 食品を適切な pH 領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし，中

華麺類にかんすいの目的で使用される場合を除く。

(2) 一括名 水素イオン濃度調整剤又は pH 調整剤

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を水素イオン濃度調整剤としての目的で使用する場合

アジピン酸	クエン酸
クエン酸三ナトリウム	グルコノデルタラクトン
グルコン酸	グルコン酸カリウム
グルコン酸ナトリウム	コハク酸
コハク酸一ナトリウム	コハク酸二ナトリウム
酢酸ナトリウム	DL-酒石酸
L-酒石酸	DL-酒石酸水素カリウム
L-酒石酸水素カリウム	DL-酒石酸ナトリウム
L-酒石酸ナトリウム	炭酸カリウム (無水)
炭酸水素ナトリウム	炭酸ナトリウム
二酸化炭素	乳酸
乳酸カリウム	乳酸ナトリウム
氷酢酸	ピロリン酸二水素二ナトリウム
フマル酸	フマル酸一ナトリウム
DL-リンゴ酸	DL-リンゴ酸ナトリウム
リン酸	リン酸水素二カリウム
リン酸二水素カリウム	リン酸水素二ナトリウム
リン酸二水素ナトリウム	

別添 添加物 2-1 の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

14 膨脹剤

(1) 定義 パン、菓子等の製造工程で添加し、ガスを発生して生地を膨脹させ多孔性にする
とともに食感を向上させる添加物及びその製剤

(2) 一括名 膨脹剤, 膨張剤, ベーキングパウダー又はふくらし粉

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を膨脹剤としての目的で使用する場合

アジピン酸	L-アスコルビン酸
塩化アンモニウム	クエン酸
クエン酸カルシウム	グルコノデルタラクトン
DL-酒石酸	L-酒石酸
DL-酒石酸水素カリウム	L-酒石酸水素カリウム
炭酸アンモニウム	炭酸カリウム (無水)
炭酸カルシウム	炭酸水素アンモニウム
炭酸水素ナトリウム	炭酸ナトリウム
炭酸マグネシウム	乳酸
乳酸カルシウム	ピロリン酸四カリウム

ピロリン酸二水素カルシウム
ピロリン酸四ナトリウム
フマル酸一ナトリウム
ポリリン酸ナトリウム
メタリン酸ナトリウム
硫酸アルミニウムアンモニウム
DL-リンゴ酸
リン酸三カルシウム
リン酸二水素カリウム
リン酸二水素カルシウム
リン酸二水素ナトリウム

ピロリン酸二水素二ナトリウム
フマル酸
ポリリン酸カリウム
メタリン酸カリウム
硫酸カルシウム
硫酸アルミニウムカリウム
DL-リンゴ酸ナトリウム
リン酸水素二カリウム
リン酸一水素カルシウム
リン酸水素二ナトリウム

別添 添加物 1 - 5

栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲

(1) ビタミン類 (33 品目)

L-アスコルビン酸	L-アスコルビン酸カルシウム
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	L-アスコルビン酸ナトリウム
L-アスコルビン酸 2-グルコシド	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル
エルゴカルシフェロール	β -カロテン
コレカルシフェロール	ジベンゾイルチアミン
ジベンゾイルチアミン塩酸塩	チアミン塩酸塩
チアミン硝酸塩	チアミンセチル硫酸塩
チアミンチオシアン酸塩	チアミンナフタレン-1, 5-ジスルホン酸塩
チアミンラウリル硫酸塩	トコフェロール酢酸エステル
d- α -トコフェロール酢酸エステル	ニコチン酸
ニコチン酸アミド	パントテン酸カルシウム
パントテン酸ナトリウム	ビオチン
ビスベンチアミン	ビタミンA
ビタミンA脂肪酸エステル	ピリドキシン塩酸塩
メチルヘスペリジン	葉酸
リボフラビン	リボフラビン酪酸エステル
リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム	

(2) ミネラル類 (33 品目)

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	L-アスコルビン酸カルシウム
塩化カルシウム	塩化第二鉄
塩化マグネシウム	クエン酸カルシウム
クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄
クエン酸鉄アンモニウム	グリセロリン酸カルシウム
グルコン酸カルシウム	グルコン酸第一鉄
酢酸カルシウム	酸化カルシウム
酸化マグネシウム	水酸化カルシウム
水酸化マグネシウム	ステアリン酸カルシウム
炭酸カルシウム	炭酸マグネシウム
銅塩類 (グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)	乳酸カルシウム
乳酸鉄	ピロリン酸第二水素カルシウム
ピロリン酸第二鉄	硫酸カルシウム

硫酸第一鉄

リン酸三カルシウム

リン酸一水素カルシウム

リン酸二水素カルシウム

硫酸マグネシウム

リン酸三マグネシウム

リン酸一水素マグネシウム

(3) アミノ酸類 (24 品目)

L-アスパラギン酸ナトリウム

L-アルギニンL-グルタミン酸塩
グリシン

L-グルタミン酸カリウム

L-グルタミン酸ナトリウム

L-システイン塩酸塩

DL-トリプトファン

DL-トレオニン

L-バリン

L-フェニルアラニン

L-メチオニン

L-リシン塩酸塩

DL-アラニン

L-イソロイシン

L-グルタミン酸

L-グルタミン酸カルシウム

L-グルタミン酸マグネシウム

L-テアニン

L-トリプトファン

L-トレオニン

L-ヒスチジン塩酸塩

DL-メチオニン

L-リシンL-アスパラギン酸塩

L-リシンL-グルタミン酸塩

別添 添加物 1－6

ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1 防かび剤又は防ばい剤

- ・アゾキシストロビン
- ・イマザリル
- ・オルトフェニルフェノール
- ・オルトフェニルフェノールナトリウム
- ・ジフェニル
- ・チアベンダゾール
- ・ピリメタニル
- ・フルジオキシニル

2 甘味料

- ・サッカリン
- ・サッカリンカルシウム
- ・サッカリンナトリウム

既存添加物名簿収載品目リスト

番号	品 名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名 称	別 名				
1	アウレオバシジウム培養液 (アウレオバシジウム培養液から得られた、 β -1,3-1,6-グルカンを主成分とするものをいう。)			黒酵母 (<i>Aureobasidium pullulans</i>) の培養液より、分離して得られたものである。主成分は β -1,3-1,6-グルカンである。	増粘安定剤	<i>Aureobasidium cultured solution</i>
2	アガラーゼ			担子菌 (<i>Coliolum</i>) 又は細菌 (<i>Bacillus, Pseudomonas</i>) の培養液より、水で抽出して得られたものである。	酵素	Agarase
3	アクチニジン			マタタビ科キウイ (<i>Actinidia chinensis</i> PLANCH) の果肉より、搾汁して得られたもの、又はこれを、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、若しくは膜で濃縮して得られたものである。	酵素	Actinidine
4	アグロバクテリウムスクシノグリカン (アグロバクテリウムの培養液から得られた、スクシノグリカン主成分とするものをいう。)		スクシノグリカン	細菌 (<i>Agrobacterium tumefaciens</i>) の培養液より、分離して得られた多糖類である。主成分はスクシノグリカンである。	増粘安定剤	<i>Agrobacterium succinoglycan</i>
5	アシラーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus ochraceus, Aspergillus melleus</i>) の培養液より、水で抽出して得られたもの、冷時～室温時除菌したもの、又はこれより、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Acyase
6	アスコルビン酸オキシダーゼ	アスコルベートオキシダーゼ ピタキミンCオキシダーゼ	オキシダーゼ V.Cオキシダーゼ	ウリ、カボチャ、キャベツ、キュウリ若しくはホウレンソウより、搾汁して得られたもの、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、冷時アセトンで処理して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Trichoderma lignorum</i>) 若しくは放線菌 (<i>Eupenicillium brefeldianum</i>) の培養液より、除菌後、濃縮して得られたものである。	酵素	Ascorbate oxidase
7	L-アスパラギン		アスパラギン	植物性タンパク質を、加水分解し、分離して得られたものである。成分はL-アスパラギンである。	調味料 強化剤	L-Asparagine
8	L-アスパラギン酸		アスパラギン酸	発酵又は酵素法により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-アスパラギン酸である。	調味料	L-Aspartic acid
9	アスペルギルスステレウス糖たん白質 (アスペルギルスステレウスの培養液から得られた、糖タンパク質を主成分とするものをいう。)	ムタステイン		糸状菌 (<i>Aspergillus terreus</i>) によるブドウ糖、澱粉及び大豆ミールの発酵培養液を除菌し、硫酸アンモニウムにより分画した後、脱塩して得られたものである。主成分は糖タンパク質である。	製造用剤	<i>Aspergillus terreus glycoprotein</i>
10	α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ	α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ	リアーゼ	細菌 (<i>Bacillus subtilis, Serratia</i>) の培養液より、室温時水で抽出して得られたものである。	酵素	α -Acetolactate decarboxylase
11	5'-アデニル酸	アデノシン5'-リン酸	5'-AMP	酵母 (<i>Candida utilis</i>) の菌体より、水で抽出した核酸を酵素で加水分解した後、分離して得られたものである。成分は5'-アデニル酸である。	強化剤	5'-Adenylic acid
12	アナトー色素 (ベニノキの種子の被覆物から得られた、ノルビキシン及びビキシンを主成分とするものをいう。)		アナトー カロチノイド カロチノイド色素 カロチノイド カロチノイド色素	ベニノキ科ベニノキ (<i>Bixa orellana</i> LINNE) の種子の被覆物より、熱時油脂若しくはプロピレングリコールで抽出して得られたもの、室温時ヘキササン若しくはアセトンで抽出し、溶媒を除去して得られたもの、又は熱時アルカリ性水溶液で抽出し、加水分解し、中和して得られたものである。主色素はビキシン及びノルビキシンである。黄色～橙色を呈する。	着色料	Annatto extract
13	アマシードガム (アマの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)		アマシード	アマ科アマ (<i>Linum usitatissimum</i> LINNE) の種子の胚乳部分より、室温時～温時水又は含水アルコールで抽出して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Linseed gum Linseed extract
14	アミノペプチダーゼ			細菌 (<i>Aeromonas caviae, Lactobacillus casei, Lactococcus lactis</i>) の培養液より、分離して得られたものである。	酵素	Aminopeptidase
15	α -アミラーゼ	液化アミラーゼ G3分解酵素	アミラーゼ カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus aureus, Aspergillus niger, Aspergillus oryzae</i>)、細菌 (<i>Alcaligenes latus, Arthrobacter, Bacillus amyloliquefaciens, Bacillus licheniformis, Bacillus stearothermophilus, Bacillus subtilis, Sulfolobus solfataricus</i>) 若しくは放線菌 (<i>Thermomonospora viridis</i>) の培養液より、又は麦芽より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、除菌したもの若しくは濃縮したものの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	α -Amylase
16	β -アミラーゼ		アミラーゼ カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i>)、放線菌 (<i>Streptomyces</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus amyloliquefaciens, Bacillus polymyxa, Bacillus subtilis</i>) の培養液より、又は麦芽若しくは穀類の種子より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの若しくは濃縮して得られたもの、又は冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	β -Amylase
17	L-アラニン		アラニン	タンパク質原料の加水分解又は発酵若しくは酵素法により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-アラニンである。	調味料 強化剤	L-Alanine

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
18	アラビアガム (アカシアの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	アカシアガム	アカシア	アカシア属植物 (<i>Acacia senegal</i> Willdenow又は <i>Acacia seyal</i> Delile) の分泌液を、乾燥して得られた、又はこれを脱塩して得られた、多糖類を主成分とするものである。	増粘安定剤	Gum Arabic Arabic gum Acacia gum
19	アラビノガラクトラン			マツ科セイヨウカラマツ (<i>Larix occidentalis</i> NUTT.) 又はその他同属植物の根又は幹より、室温時水で抽出して得られたものである。成分は多糖類 (構成糖はガラクトース、アラビノース等) である。	増粘安定剤	Arabino galactan
20	L-アラビノース		アラビノース	アラビアガム、ガディガム、コーンファイバー又はテンサイのバルブ (シュガービートバルブ) の多糖類 (アラビナン等) を、加水分解し、分離して得られたものである。成分はL-アラビノースである。	甘味料	L-Arabinose
21	L-アルギニン		アルギニン	タンパク質原料の加水分解により又は糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-アルギニンである。	調味料 強化剤	L-Arginine
22	アルギン酸	昆布類粘質物		褐藻類 (<i>Phaeophyceae</i>) より、温時～熱時水又はアルカリ性水溶液で抽出し、精製して得られたものである。成分はアルギン酸である。	増粘安定剤	Alginic acid
23	アルギン酸リアーゼ			細菌 (<i>Alteromonas macleodii</i> , <i>Flavobacterium multivolum</i> , <i>Pseudomonas</i> , <i>Xanthomonas</i>) の培養液より、室温時水で抽出して得られたものである。	酵素	Alginate lyase
24	アルミニウム	アルミ末		²⁷ Al	着色料	Aluminium
25	アントシアナーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Penicillium decumbens</i>) の培養液より、又は麦芽若しくは穀類の種子より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの又はこれを冷時エタノール又は含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Anthocyanase
26	イソアミラーゼ	枝切り酵素		細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Flavobacterium odoratum</i> , <i>Pseudomonas amvloderamosa</i>) の培養液より、冷時～室温時除菌後、冷時～室温時濃縮して得られたものである。	酵素	Isoamylase
27	イソアルファー苦味酸 (ホップの花から得られた、イソフムロン類を主成分とするものをいう。)	イソアルファー酸	ホップ	クワ科ホップ (<i>Humulus lupulus</i> LINNE) の雌花より、水、二酸化炭素又は有機溶剤で抽出し、熱処理して得られたものである。主成分はイソフムロン類である。	苦味料等	Iso- α -bitter acid
28	イソマルトデキストラナーゼ			細菌 (<i>Arthrobacter</i>) の培養液より、水で抽出して得られたものである。	酵素	Iso maltodextranase
29	イタコン酸	メチレンコハク酸		麹菌 (<i>Aspergillus terreus</i>) による穀粉又は粗糖発酵培養液より、分離して得られたものである。成分はイタコン酸である。	酸味料	Itaconic acid
30	イナワラ灰抽出物 (イネの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)	ワラ灰抽出物	植物灰抽出物	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の茎又は葉を灰化したものより、室温時水で抽出して得られたものであって、アルカリ金属及びアルカリ土類金属を含む。	製造用剤	Rice straw ash extract
31	イヌリナーゼ	イヌラーゼ		糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus phoenicis</i> , <i>Penicillium purpurogenum</i> , <i>Trichoderma</i>) の培養液より、室温時水で抽出して得られたものである。	酵素	Inulinase
32	イノシトール	イノシット		「フィチン酸」を分解したものより、又はアカザ科サトウダイコン (<i>Beta vulgaris</i> LINNE var. <i>rapa</i> DUMORTIER) の糖液又は糖蜜より、分離して得られたものである。成分はイノシトールである。	強化剤	Inositol
33	インベルターゼ	サッカラーゼ シュークララーゼ スクラーゼ		糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus niger</i>)、細菌 (<i>Arthrobacter</i> , <i>Bacillus</i>) 又は酵母 (<i>Kluyveromyces lactis</i> , <i>Saccharomyces cerevisiae</i>) の培養液より、冷時～室温時菌体を回収して得られたもの、冷時～室温時水若しくはアルカリ性水溶液で抽出して得られたもの、冷時～室温時濃縮して得られたもの、又はアセトン若しくはアルコールで処理し、イオン交換処理後、アセトン若しくはアルコールで処理及び透析除去したものである。	酵素	Invertase
34	ウェランガム (アルカリゲネスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	ウェラン多糖類		グラム陰性細菌 (<i>Alcaligenes</i>) の培養液より、分離して得られた多糖類である。	増粘安定剤	Welan gum

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
35	ウコン色素 (ウコンの根茎から得られた、クルクミンを主成分とするものをいう。)	クルクミン ターメリック色素	ウコン	ウコン (<i>Curcuma longa</i> LINNE) の根茎から得られた、クルクミンを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	着色料	Turmeric oleoresin Curcumin
36	ウルシロウ (ウルシの果実から得られた、グリセリンバルミタートを主成分とするものをいう。)			ウルシ科ウルシ (<i>Rhus verniciflua</i> LINNE) の果実より、融解、さらして得られたものである。主成分はグリセリンバルミタートである。	ガムベース 光沢剤	Urushi Wax
37	ウレアーゼ		アミダーゼ	乳酸菌 (<i>Lactobacillus fermentum</i>) 又は細菌 (<i>Arthrobacter</i>) の培養液を、室温時水で抽出し、冷時エタノールで処理して得られたもの、又は濃縮し、微温時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Urease
38	エキソマルトテトラオヒドロラーゼ	G4生成酵素	アミラーゼ カルボヒドラーゼ	細菌 (<i>Pseudomonas stutzeri</i>) の培養液より、室温時除菌し、膜で濃縮して得られたもの、又はこれをエタノールで処理して得られたものである。	酵素	Exomaltotetrahydrolase
39	エステラーゼ			動物の肝臓、魚類、糸状菌 (<i>Aspergillus</i>)、細菌 (<i>Pseudomonas</i>) 若しくは酵母 (<i>Candida</i> , <i>Torulopsis</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、除菌したものの若しくは濃縮したもの、又は冷時～室温時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Esterase
40	エレミ樹脂 (エレミの分泌液から得られた、β-アミリンを主成分とするものをいう。)			カンラン科エレミ (<i>Canarium luzonicum</i> A. GRAY.) の分泌液を、乾燥して得られたものである。主成分はβ-アミリンである。	増粘安定剤 ガムベース	Elemi resin
41	塩水湖水低塩化ナトリウム液 (塩水湖水から塩化ナトリウムを析出分離して得られた、アルカリ金属塩類及びアルカリ土類金属塩類を主成分とするものをいう。)		塩水湖水ミネラル液	塩水湖の塩水を、天日蒸散により濃縮し、塩化ナトリウムを析出分離し、残りの液体をろ過したものである。主成分はアルカリ金属塩類及びアルカリ土類金属塩類である。	調味料	Sodium chloride-decreased brine (saline lake)
42	オゾケライト	セレシン		ワックスシュールの鉱脈に含まれるロウを精製したものである。主成分はC ₂₉ ～C ₃₃ の炭化水素である。	ガムベース	Ozokerite
43	オゾン			O ₃	製造用剤	Ozone
44	オリゴガラクチュロン酸			「ベクチン」をベクチナーゼで酵素分解し、限外ろ過して得られたものであって、ガラクチュロン酸の1～9量体の混合物からなる。	製造用剤	Oligogalacturonic acid
45	γ-オリザノール (米ぬか又は胚芽油から得られた、ステロールとフェルラ酸及びトリテルペンアルコールとフェルラ酸のエステルを主成分とするものをいう。)		オリザノール	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られる米ぬか又は胚芽油より、室温時含水エタノール及びn-ヘキサン又はアセトンで分配した後、含水エタノール画分から得られたものである。主成分はステロールとフェルラ酸及びトリテルペンアルコールとフェルラ酸のエステルである。	酸化防止剤	γ-Oryzanol
46	オレガノ抽出物 (オレガノの葉から得られた、カルバクロール及びチモールを主成分とするものをいう。)			シソ科オレガノ (<i>Origanum vulgare</i> LINNE) の葉より、室温時～温時エタノール、含水エタノール又はヘキサンで抽出して得られたものである。成分としてチモール及びカルバクロールを含む。	製造用剤	Oregano extract
47	オレンジ色素 (アマダイダイの果実又は果皮から得られた、カロテン及びキサントフィルを主成分とするものをいう。)		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロテノイド色素 果実色素	ミカン科アマダイダイ (<i>Citrus sinensis</i> OSBECK) の果実又は果皮より、搾汁したもの、又は熱時エタノール、ヘキサン若しくはアセトンで抽出し、溶媒を除去して得られたものである。主色素はβ-クリプトキサントフィルの脂肪酸エステルである。黄色を呈する。	着色料	Orange colour
48	海藻灰抽出物 (褐藻類の灰化物から得られた、ヨウ化カリウムを主成分とするものをいう。)			褐藻類を焼成灰化したものより、水で抽出して得られたものである。主成分はヨウ化カリウムである。	製造用剤	Seaweed ash extract
49	カオリン	白陶土	不溶性鉱物性物質	天然の含水ケイ酸アルミニウムを精製したものである。	製造用剤	Kaolin
50	カカオ色素 (カカオの種子から得られた、アントシアニンの重合物を主成分とするものをいう。)	ココア色素	カカオ フラボノイド フラボノイド色素	アオギリ科カカオ (<i>Theobroma cacao</i> LINNE) の種子 (カカオ豆) を発酵後、焙焼したものより、温時弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はアントシアニンが熱により重合したものである。褐色を呈する。	着色料	Cacao colour
51	カキ色素 (カキの果実から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)		果実色素 フラボノイド フラボノイド色素	カキノキ科カキ (<i>Diospyros kaki</i> THUNB.) の果実を発酵後、焙焼したものより、温時含水エタノールで抽出して得られたもの、又は温時弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はフラボノイドである。赤褐色を呈する。	着色料	Japanese persimmon colour
52	花こう斑岩		麦飯石 不溶性鉱物性物質	花こう斑岩を洗浄、粉砕したものを、乾燥後、滅菌して得られたものである。	製造用剤	Granite porphyry
53	カシアガム (エビスグサモドキの種子を粉砕して得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	カシヤガム		マメ科エビスグサモドキ (<i>Cassia tora</i> LINNE) の種子の胚乳部を、粉砕して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Cassia gum

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
54	カタラーゼ		オキシダーゼ	ブタの肝臓より、水で抽出して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus foetidus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus phoenicis</i> , <i>Penicillium amagasakiense</i>) 細菌 (<i>Micrococcus lyzodeikticus</i>) 若しくは酵母 (<i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、温時溶菌後、除菌し、冷時～室温時濃縮して得られたもの、又はこれを冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Catalase
55	活性炭 (含炭素物質を炭化し、賦活化して得られたものをいう。)			錐屑、木片、ヤシ殻の植物性繊維質、亜炭又は石油等の含炭素物質を炭化後、賦活化を行って得られたものである。	製造用剤	Active carbon
56	活性白土		不溶性鉱物性物質	酸性白土を硫酸処理して得られたものである。主成分は含水ケイ酸アルミニウムである。	製造用剤	Activated acid clay
57	ガティガム (ガティノキの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)		ガティ	ガティノキ (<i>Anogeissus latifolia</i> Wallich) の分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものである。	増粘安定剤	Gum ghatti
58	カテキン			ツバキ科チャ (<i>Camellia sinensis</i> O.KZE.) の茎若しくは葉、マメ科ベグアセンヤク (<i>Acacia catechu</i> WILLD.) の幹枝又はアカネ科ガンピール (<i>Uncaria gambir</i> ROXBURGH) の幹枝若しくは葉より、乾留した後、水又はエタノールで抽出し、精製して得られたもの、又は熱水で抽出した後、メタノール若しくは酢酸エチルで分配して得られたものである。成分はカテキン類である。	酸化防止剤	Catechin
59	カドラン (アグロバクテリウム又はアルカリゲネスの培養液から得られた、β-1,3-グルカンの主成分とするものをいう。)		ブドウ糖多糖	アグロバクテリウム属菌 (<i>Agrobacterium biovar 1</i>) 又はリゾビウム属菌 (<i>Rhizobium radiobacter</i>) の培養液から得られた、β-1,3-グルカンを主成分とするものである。	増粘安定剤 製造用剤	Curdlan
60	カフェイン (抽出物) (コーヒーの種子又はチャの葉から得られた、カフェインを主成分とするものをいう。)		カフェイン	アカネ科コーヒー (<i>Coffea arabica</i> LINNE) の種子 (コーヒー豆) 又はツバキ科チャ (<i>Camellia sinensis</i> O.KZE.) の葉より、水又は二酸化炭素で抽出し、分離、精製して得られたものである。主成分はカフェインである。	苦味料等	Caffeine (extract)
61	カラギナン (イバラノリ、キリンサイ、ギンナンソウ、スギノリ又はツノマタの全藻から得られた、ι-カラギナン、κ-カラギナン及びλ-カラギナンを主成分とするものをいう。)	カラギーナン カラゲナン カラゲナン カラゲニン			増粘安定剤	Carrageenan
	加工ユーケマ藻類		ユーケマ	カラギナン (イバラノリ属 (<i>Hypnea</i>)、キリンサイ属 (<i>Eucheuma</i>)、ギンナンソウ属 (<i>Iridaea</i>)、スギノリ属 (<i>Gigartina</i>) 又はツノマタ属 (<i>Chondrus</i>) の藻類の全藻から得られた、ι-カラギナン、κ-カラギナン及びλ-カラギナンを主成分とするものをいう。) の一つである。		Semirefined carrageenan Processed eucheuma algae Processed red algae
	精製カラギナン		紅藻抽出物	カラギナン (イバラノリ属 (<i>Hypnea</i>)、キリンサイ属 (<i>Eucheuma</i>)、ギンナンソウ属 (<i>Iridaea</i>)、スギノリ属 (<i>Gigartina</i>) 又はツノマタ属 (<i>Chondrus</i>) の全藻から得られた、ι-カラギナン、κ-カラギナン及びλ-カラギナンを主成分とするものをいう。) の一つである。ショ糖、ブドウ糖、マルトース、乳糖又はデキストリンを含むことがある。		Purified carrageenan Refined carrageenan
	ユーケマ藻末		ユーケマ	ミリン科キリンサイ属 (<i>Eucheuma</i>) の全藻を、乾燥、粉碎して得られたものである。		Powdered red algae
62	α-ガラクトシダーゼ	メリピアーゼ	カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus phoenicis</i> , <i>Mortierella</i>) 又は細菌 (<i>Bacillus stearothermophilus</i>) の培養液より、室温時～微温時水、酸性水溶液若しくはアルカリ性水溶液で抽出して得られたもの、冷時含水エタノールで処理したものの、又は除菌後、濃縮して得られたものである。	酵素	α-Galactosidase
63	β-ガラクトシダーゼ	ラクターゼ	カルボヒドラーゼ	動物の臓器より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Penicillium multicolor</i> , <i>Rhizopus oryzae</i>)、細菌 (<i>Bacillus circulans</i> , <i>Streptococcus</i>) 若しくは酵母 (<i>Kluyveromyces fragillus</i> , <i>Kluyveromyces lactis</i> , <i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、室温時自己消化処理して得られたもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	β-Galactosidase (Lactase)
64	カラシ抽出物 (カラシナの種子から得られた、イソチオシアニ酸アリルを主成分とするものをいう。)	マスタード抽出物		アブラナ科カラシナ (<i>Brassica juncea</i> LINNE) の種子の脂肪油を除いた圧搾粕より、水蒸気蒸留により得られたものである。主成分はイソチオシアニ酸アリルである。	製造用剤	Mustard extract

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
65	カラメルⅠ (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を熱処理して得られたものをいう。ただし、「カラメルⅡ」、「カラメルⅢ」及び「カラメルⅣ」を除く。)	カラメル	カラメル色素	でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物を、熱処理して得られたもの、又は酸若しくはアルカリを加えて熱処理して得られたもので、亜硫酸化合物及びアンモニウム化合物を使用していないものである。	着色料 製造用剤	Caramel I (plain)
66	カラメルⅡ (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、「カラメルⅣ」を除く。)	カラメル	カラメル色素	でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に、亜硫酸化合物を加えて、又はこれに酸若しくはアルカリを加えて熱処理して得られたもので、アンモニウム化合物を使用していないものである。	着色料 製造用剤	Caramel II (caustic sulfite process)
67	カラメルⅢ (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物にアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。ただし、「カラメルⅣ」を除く。)	カラメル	カラメル色素	でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に、アンモニウム化合物を加えて、又はこれに酸若しくはアルカリを加えて熱処理して得られたもので、亜硫酸化合物を使用していないものである。	着色料 製造用剤	Caramel III (ammonia process)
68	カラメルⅣ (でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に亜硫酸化合物及びアンモニウム化合物を加えて熱処理して得られたものをいう。)	カラメル	カラメル色素	でん粉加水分解物、糖蜜又は糖類の食用炭水化物に、亜硫酸化合物及びアンモニウム化合物を加えて、又はこれに酸若しくはアルカリを加えて熱処理して得られたものである。	着色料 製造用剤	Caramel IV (sulfite ammonia process)
69	カラヤガム (カラヤ又はキバナワタモドキの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)		カラヤ	カラヤ (<i>Sterculia urens</i> Roxburgh) 又はキバナワタモドキ (<i>Cochlospermum gossypium</i> de Candolle) の分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものである。	増粘安定剤	Karaya gum
70	カルナウバロウ (ブラジルロウヤシの葉から得られた、ヒドロキシセロチン酸セリルを主成分とするものをいう。)	カルナウバワックス ブラジルワックス	植物ワックス	ブラジルロウヤシ (<i>Copernicia prunifera</i> H. E. Moore (<i>Copernicia cerifera</i> Martius)) の葉から得られた、ヒドロキシセロチン酸セリルを主成分とするものである。	ガムベース 光沢剤	Carnauba wax Brazil wax
71	カルボキシペプチダーゼ			イネ科コムギ (<i>Triticum aestivum</i> LINNE) の種皮及び果皮 (ふすま) より、酢酸水溶液で抽出したもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus</i>) 若しくは酵母 (<i>Saccharomyces cerevisiae</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの若しくは冷時～室温時濃縮し、冷エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Carboxypeptidase
72	カロブ色素 (イナゴマメの種子の胚芽を粉砕して得られたものをいう。)	カロブジャーム	カロブ フラボノイド フラボノイド色素	マメ科イナゴマメ (<i>Ceratonia siliqua</i> LINNE) の種子の胚芽を、粉砕して得られたものである。淡黄色を呈する。	着色料 製造用剤	Carob germ colour
73	カロブビーンガム (イナゴマメの種子の胚乳を粉砕し、又は溶解し、沈殿して得られたものをいう。)	ローカストビーンガム	ローカスト	イナゴマメ (<i>Ceratonia siliqua</i> Linné) の種子の胚乳を粉砕し、又は溶解し、沈殿して得られたものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Carob bean gum Locust bean gum
74	カラワヨモギ抽出物 (カラワヨモギの全草から得られた、カピリンを主成分とするものをいう。)		カラワヨモギ	キク科カラワヨモギ (<i>Artemisia capillaris</i> THUNB.) の全草より、室温時エタノール若しくは含水エタノールで抽出して得られたもの、又は水蒸気蒸留して得られたものである。有効成分はカピリン等である。	保存料	Rumput roman extract
75	カンゾウ抽出物 (ウラルカンゾウ、チョウカカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。)	カンゾウエキス グリチルリチン リコリス抽出物	カンゾウ カンゾウ調味料 リコリス	ウラルカンゾウ (<i>Glycyrrhiza uralensis</i> Fischer)、チョウカカンゾウ (<i>Glycyrrhiza inflata</i> Batalin)、ヨウカンゾウ (<i>Glycyrrhiza glabra</i> Linné)、又はそれらの近縁植物の根若しくは根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものである。本品には、粗製物と精製物がある。	甘味料	Licorice extract
76	カンゾウ油性抽出物 (ウラルカンゾウ、チョウカカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)		油性カンゾウ	マメ科ウラルカンゾウ (<i>Glycyrrhiza uralensis</i> FISCHER)、マメ科チョウカカンゾウ (<i>Glycyrrhiza inflata</i> BATALIN) 又はマメ科ヨウカンゾウ (<i>Glycyrrhiza glabra</i> LINNE) の根又は根茎を水で洗浄した残渣より、室温時～温時エタノール、アセトン又はヘキサンで抽出して得られたものである。主成分はフラボノイドである。	酸化防止剤	Licorice oil extract
77	カンデリラロウ (カンデリラの茎から得られた、ヘントリアコンタンを主成分とするものをいう。)	カンデリラワックス キャンデリラロウ キャンデリラワックス	植物ワックス	カンデリラ (<i>Euphorbia antisyphilitica</i> Zuccarini 又は <i>Euphorbia cerifera</i> Alcocer) の茎から得られた、ヘントリアコンタンを主成分とするものである。	ガムベース 光沢剤	Candelilla wax
78	キサンタンガム (キサントモナスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	キサンタン多糖類 ザンサンガム	キサンタン	キサントモナス属菌 (<i>Xanthomonas campestris</i>) の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものである。ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Xanthan gum

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
79	キシラナーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Trichoderma koningii</i> , <i>Trichoderma longibrachiatum reesei</i> , <i>Trichoderma viride</i>) の培養液より、分離して得られたものである。	酵素	Xylanase
80	D-キシロース		キシロース	木材又はアオイ科ワタ (<i>Gossypium arboretum</i> LINNE)、イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE)、イネ科サトウキビ (<i>Saccharum officinarum</i> LINNE) 若しくはイネ科トウモロコシ (<i>Zea Mays</i> LINNE) 又はその他同属植物の茎、実又は穀より、熱時酸性水溶液で加水分解し、分離して得られたものである。成分はD-キシロースである。	甘味料	D-Xylose
81	キチナーゼ			糸状菌 (<i>Trichoderma harzianum</i> , <i>Trichoderma reesei</i>)、放線菌 (<i>Amycolatopsis orientalis</i> , <i>Streptomyces</i>) 又は細菌 (<i>Aeromonas</i>) の培養液より、冷時～室温時除菌後、濃縮し、硫酸アンモニウムで分画したもの、若しくはエタノールで処理したものから得られたものである。	酵素	Chitinase
82	キチン			エビ、カニ等甲殻類の甲殻又はイカの甲を、室温時～温時酸性水溶液で炭酸カルシウムを除去した後、温時～熱時弱アルカリ性水溶液でタンパク質を除去したもので、N-アセチル-D-グルコサミンの多量体からなる。	増粘安定剤	Chitin
83	キトサナーゼ			細菌 (<i>Aeromonas</i> , <i>Bacillus</i>) 又は糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i> , <i>Trichoderma reesei</i> , <i>Trichoderma viride</i> , <i>Verticillium</i>) の培養液より、除菌後、冷時～微温時濃縮したもの又はエタノール若しくはアセトンで処理して得られたものである。	酵素	Chitosanase
84	キトサン			「キチン」を、温時～熱時水酸化ナトリウム水溶液で脱アセチル化したもので、D-グルコサミンの多量体からなる。	増粘安定剤 製造用剤	Chitosan
85	キナ抽出物 (アカキナの樹皮から得られた、キニジン、キニーネ及びシンコニンを主成分とするものをいう。)			アカネ科アカキナ (<i>Cinchona succirubra</i> PAVON) の樹皮より、水又はエタノール等で抽出して得られたものである。有効成分はキニーネ、キニジン及びシンコニンである。	苦味料等	Redbark cinchona extract
86	キハダ抽出物 (キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。)		キハダ	ミカン科キハダ (<i>Phellodendron amurense</i> RUPR.) の樹皮より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はベルベリンである。	苦味料等	Phellodendron bark extract
87	魚鱗箔 (魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。)			イワシ科マイワシ (<i>Sardinops melanosticta</i> TEMMINCK et SCHLEGEL)、タチウオ科タチウオ (<i>Trichiurus lepturus</i> LINNE) 又はニシン科ニシン (<i>Clupea pallasii</i> CUVIER et VALENCIENNES) の魚体の上皮部を採り、室温時水又は弱アルカリ性水溶液で洗浄後、室温時エタノールで抽出して得られたものである。主色素は不明であるが、グアニンを含む。白色～淡黄灰色を呈する。	着色料	Fish scale foil
88	キラヤ抽出物 (キラヤの樹皮から得られた、サポニン主成分とするものをいう。)	キラヤサポニン	サポニン	キラヤ (<i>Quillaia saponaria</i> Molina) の樹皮から得られた、サポニンを主成分とするものである。	乳化剤	Quillaia extract Quillaja extract
89	金	金箔		¹⁹⁷ Au	着色料 製造用剤	Gold
90	銀	銀箔		¹⁰⁷ Ag, ¹⁰⁹ Ag	着色料	Silver
91	グァーガム (グァーの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。ただし、「グァーガム酵素分解物」を除く。)	グァーフラワー グァーガム	グァー	グァー (<i>Cyamopsis tetragonolobus</i> Taubert) の種子から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖又はデキストリンを含むことがある。	増粘安定剤	Guar gum
92	グァーガム酵素分解物 (グァーの種子を粉砕し、分解して得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	グァーフラワー酵 素分解物 グァーガム酵素分 解物	グァー分解物	「グァーガム」を、酵素 (α -ガラクトシダーゼ、ヘミセルラーゼ) で分解して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Enzymatically hydrolyzed guar gum
93	グァヤク脂 (ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及び β -レジン主成分とするものをいう。)			ハマビシ科ユソウボク (<i>Guajacum officinale</i> LINNE) の幹枝を、加熱して得られたものである。有効成分は、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及び β -レジンである。	酸化防止剤	Guaiac resin Guajac resin
94	グァヤク樹脂 (ユソウボクの分泌液から得られた、 α -グアヤコン酸及び β -グアヤコン酸を主成分とするものをいう。)			ハマビシ科ユソウボク (<i>Guajacum officinale</i> LINNE) の分泌液を、室温時エタノールで抽出し、ろ液からエタノールを留去して得られたものである。主構成成分は α -、 β -グアヤコン酸である。	ガムベース	Guajac resin (extract)

番号	品名		簡略名又は別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
95	ケルセチン	ケルセチン	ルチン分解物	「ルチン(抽出物)」を、酵素又は酸性水溶液で加水分解して得られたものである。成分はケルセチンである。	酸化防止剤	Quercetin
96	クチナシ青色素 (クチナシの果実から得られたイリド配糖体とタンパク質分解物の混合物にβ-グルコシダーゼを添加して得られたものをいう。)		クチナシ クチナシ色素	クチナシ (<i>Gardenia augusta</i> Merrill又は <i>Gardenia jasminoides</i> Ellis) の果実から得られたイリド配糖体とタンパク質分解物の混合物に、β-グルコシダーゼを添加して得られたものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Gardenia blue
97	クチナシ赤色素 (クチナシの果実から得られたイリド配糖体のエステル加水分解物とタンパク質分解物の混合物にβ-グルコシダーゼを添加して得られたものをいう。)		クチナシ クチナシ色素	クチナシ (<i>Gardenia augusta</i> Merrill又は <i>Gardenia jasminoides</i> Ellis) の果実から得られたイリド配糖体のエステル加水分解物とタンパク質分解物の混合物に、β-グルコシダーゼを添加して得られたものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Gardenia red
98	クチナシ黄色素 (クチナシの果実から得られた、クロシン及びクローセチンを主成分とするものをいう。)		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロチノイド色素 クチナシ クチナシ色素 クロシン	クチナシ (<i>Gardenia augusta</i> Merrill又は <i>Gardenia jasminoides</i> Ellis) の果実から得られた、クロシン及びクローセチンを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Gardenia yellow
99	グッタハンカン (グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科グッタハンカン (<i>Palaquium leiocarpum</i> BOERL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱水で洗浄し、水溶成分を除去したのより得られたものである。主成分はトランスポリイソブレン及びアミリンアセタートである。	ゴムベース	Gutta hang kang
100	グッタベルカ (グッタベルカの分泌液から得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科グッタベルカ (<i>Palaquium gutta</i> BURCK.) の幹枝より得られたラテックスを、熱水で洗浄し、水溶成分を除去したのより得られたものである。主成分はトランスポリイソブレンである。	ゴムベース	Gutta percha
101	クリストバル石		不溶性鉱物性物質	鉱床より採掘したクリストバル石を、粉碎乾燥、800～1200℃で焼成、又は塩酸処理して焼成したものである。	製造用剤	Cristobalite
102	グルカナナーゼ		カルボヒドラーゼ ヘミセルラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Humicola insolens</i> , <i>Rhizopus delemar</i> , <i>Trichoderma harzianum</i> , <i>Trichoderma longibrachiatum</i> , <i>Trichoderma viride</i>)、担子菌 (<i>Pycnoporus coccineus</i>)、細菌 (<i>Arthrobacter</i> , <i>Bacillus subtilis</i> , <i>Pseudomonas paucimobilis</i>) 若しくは酵母 (<i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、除菌後、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は除菌後、硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Glucanase
103	グルコアミラーゼ	糖化アミラーゼ	アミラーゼ カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Acremonium</i> , <i>Aspergillus</i> , <i>Humicola grisea</i> , <i>Rhizopus delemar</i> , <i>Rhizopus niveus</i>)、担子菌 (<i>Corticium rolsii</i>)、細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Pseudomonas</i>) 又は酵母 (<i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、冷時～室温時除菌後、濃縮したもの、冷時～室温時濃縮後、エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Glucoamylase
104	グルコサミン			「キチン」を、塩酸で加水分解し、分離して得られたものである。成分はグルコサミンである。	増粘安定剤 製造用剤	Glucosamine
105	α-グルコシダーゼ	マルターゼ		糸状菌 (<i>Absidia</i> , <i>Acremonium</i> , <i>Aspergillus</i>)、細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Pseudomonas</i>) 若しくは酵母 (<i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、又は冷時～室温時濃縮後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	α-Glucosidase
106	β-グルコシダーゼ	ゲンチオビアーゼ セロビアーゼ		ゾテツ科ゾテツ (<i>Cycas revoluta</i> THUNB.) より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus pulverulentus</i> , <i>Penicillium decumbens</i> , <i>Trichoderma harzianum</i> , <i>Trichoderma longibrachiatum</i> , <i>Trichoderma reesei</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus</i>) の培養液より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの、冷時～室温時濃縮したもの、又は冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	β-Glucosidase
107	α-グルコシルトランスフェラーゼ	4-α-グルカノトランスフェラーゼ 6-α-グルカノトランスフェラーゼ		細菌 (<i>Agrobacterium radiobacter</i> , <i>Arthrobacter</i> , <i>Bacillus</i> , <i>Erwinia</i> , <i>Pimelobacter</i> , <i>Protaminobacter</i> , <i>Pseudomonas</i> , <i>Serratia</i> , <i>Thermus</i>) の培養液又はバレイショ (<i>Solanum tuberosum</i> LINNE) の塊茎より、冷時～室温時除菌したもの、冷時水で抽出して得られたもの、又は冷時～室温時濃縮して得られたものである。なお、基質特異性により、4-α-グルカノトランスフェラーゼ、6-α-グルカノトランスフェラーゼと呼ばれるものがある。	酵素	α-Glucosyltransferase 4-α-Glucanotransferase 6-α-Glucanotransferase
108	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア (「ステビア抽出物」から得られた、α-グルコシルステビオシドを主成分とするものをいう。)	酵素処理ステビア	ステビア ステビア甘味料 糖転移ステビア	『ステビア抽出物』に、α-グルコシルトランスフェラーゼを用いてD-グルコースを付加して得られたものである。α-グルコシルステビオシドを主成分とする。	甘味料	α-Glucosyltransferase-treated stevia

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
109	グルコースイソメラーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus</i>)、放線菌 (<i>Actinoplanes missouriensis</i> , <i>Streptomyces griseofuscus</i> , <i>Streptomyces murinus</i> , <i>Streptomyces phaeochromogenes</i> , <i>Streptomyces rubiginosus</i>) 又は細菌 (<i>Bacillus coagulans</i>) の培養液より、室温時水で抽出して得られたものである。	酵素	Glucose isomerase
110	グルコースオキシダーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Penicillium</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、又は冷時～室温時溶菌後、除菌したもの、又は冷時～室温時濃縮後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Glucose oxidase
111	グルタミナーゼ		アミダーゼ	枯草菌 (<i>Bacillus subtilis</i>)、糸状菌 (<i>Aspergillus</i>) 又は酵母 (<i>Candida</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Glutaminase
112	L-グルタミン		グルタミン	糖類を原料とした発酵により得られたものから分離して得られたものである。成分はL-グルタミンである。	調味料 強化剤	L-Glutamine
113	グレープフルーツ種子抽出物 (グレープフルーツの種子から得られた、脂肪酸及びフラボノイドを主成分とするものをいう。)		グレープフルーツ種子	ミカン科グレープフルーツ (<i>Citrus paradisi</i> MACF.) の種子より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分は脂肪酸及びフラボノイドである。	製造用剤	Grapefruit seed extract
114	クローロ色素 (ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。)	ソメモノイモ色素	フラボノイド フラボノイド色素	ヤマノイモ科ソメモノイモ (<i>Dioscorea matsudai</i> HAYATA) の根より、熱時水、弱アルカリ性水溶液若しくはプロピレングリコールで抽出したもの、又は室温時含水エタノールで抽出して得られたものである。赤褐色を呈する。	着色料	Kooroo colour Matsudai colour
115	クローブ抽出物 (チョウジのつぼみ、葉又は花から得られた、オイゲノールを主成分とするものをいう。)	チョウジ抽出物	チョウジ油	フトモモ科チョウジ (<i>Syzygium aromaticum</i> MERRILL et PERRY) のつぼみ、葉又は花より、エタノール又はアセトンで抽出して得られたもの、又は水蒸気蒸留により得られたものである。主成分はオイゲノール等である。	酸化防止剤	Clove extract
116	クロロフィリン		葉緑素	「クロロフィル」を、温時アルカリ性エタノール水溶液で加水分解し、希塩酸で中和した後、含水エタノールで抽出して得られたものである。主成分はマグネシウムクロロフィリンである。緑色を呈する。	着色料	Chlorophylline
117	クロロフィル		葉緑素	緑色植物より得られた、クロロフィル類を主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	着色料	Chlorophyll
118	くん液 (サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を燃焼して発生したガス成分を捕集し、又は乾溜して得られたものをいう。)	スモークフレーバー			製造用剤	Smoke flavourings
	木酢液			サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を、乾溜して得られたものである。		Wood vinegar Pyrolygneous acid
	リキッドスモーク			サトウキビ、竹材、トウモロコシ又は木材を、限定された空気存在下で、燃焼して発生したガス成分を捕集して得られたものである。		Liquid smoke
119	ケイソウ土		不溶性鉱物性物質	ケイソウ土に由来する二酸化ケイ素で、乾燥品、焼成品及び融剤焼成品があり、それぞれをケイソウ土 (乾燥品)、ケイソウ土 (焼成品) 及びケイソウ土 (融剤焼成品) と称する。焼成品は、800～1,200℃で焼成したものであり、融剤焼成品は、少量の炭酸のアルカリ塩を添加して800～1,200℃で焼成したものである。	製造用剤	Diatomaceous earth
120	ゲンチアナ抽出物 (ゲンチアナの根又は根茎から得られた、アマロゲンチン及びゲンチオピクロシドを主成分とするものをいう。)			リンドウ科ゲンチアナ (<i>Gentiana lutea</i> LINNE) の根又は根茎より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。有効成分はゲンチオピクロシド (ゲンチオピクリン) 及びアマロゲンチンである。	苦味料等	Gentian root extract
121	高級脂肪酸 (動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。)		脂肪酸	動植物性油脂又は動植物性硬化油脂より、加水分解したもので得られたものである。	製造用剤	Higher fatty acid

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
122	香辛料抽出物 (アサノミ、アサフェチダ、アジワ ン、アニス、アンゼリカ、ウイキョ ウ、ウコン、オールスパイス、オレガ ノ、オレジンビール、カシオウ、カッ シア、カモミール、カラシナ、カルダ モン、カレーリーフ、カンゾウ、キャ ラウエー、クチナジ、クミン、クレソ ン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、 コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッ サfras、サフラン、サボリー、サル ビア、サンショウ、シソ、シナモン、 シャロット、ジュニパーベリー、ショ ウガ、スターアニス、スベアミント、 セイヨウワサビ、セロリー、ソーレ ル、タイム、タマネギ、タマリンド、 タラゴン、チャイブ、チャービル、 ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガ ヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニ ク、バジル、パセリ、ハッカ、パニ ラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグ リーク、ペパーミント、ホースミン ト、マジョラム、ミョウガ、ラベン ダー、リンデン、レモングラス、レモ ンパーム、ローズ、ローズマリー、 ローレル又はワサビから抽出し、又は これを水蒸気蒸留して得られたものを いう。ただし、「ウコン色素」、「オ レガノ抽出物」、「オレジン色素」、 「カラシ抽出物」、「カンゾウ抽出 物」、「カンゾウ油性抽出物」、「ク チナジ黄色素」、「クローブ抽出 物」、「ゴマ油不けん化物」、「シソ 抽出物」、「ショウガ抽出物」「精油 除去ウイキョウ抽出物」、「セイヨウ ワサビ抽出物」、「セージ抽出物」、 「タマネギ色素」、「タマリンド色 素」、「タマリンドシードガム」、 「タンニン(抽出物)」、「トウガラ シ色素」、「トウガラシ水性抽出 物」、「ニガヨモギ抽出物」、「ニ ンジンカロテン」及び「ローズマリー 抽出物」を除く。)	スパイス抽出物	香辛料 スパイス	アサノミ、アサフェチダ、アジワ ン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、 ウコン、オレガノ、 オールスパイス、オレジンビール、カシ オウ、カッ シア、カモミール、カラシナ、カルダ モン、カ レーリーフ、カンゾウ、キャ ラウエー、クチナジ、クミン、クレソ ン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、 コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッ サfras、サフラン、サボリー、サル ビア、サンショウ、シソ、シナモン、 シャロット、ジュニパーベリー、ショ ウガ、スターアニス、スベアミント、 セイヨウワサビ、セロリー、ソーレ ル、タイム、タマネギ、タマリンド、 タラゴン、チャイブ、チャービル、 ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガ ヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニ ク、バジル、パセリ、ハッカ、パニ ラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグ リーク、ペパーミント、ホースミン ト、マジョラム、ミョウガ、ラベン ダー、リンデン、レモングラス、レモ ンパーム、ローズ、ローズマリー、 ローレル又はワサビから抽出し、又は これを水蒸気蒸留して得られたものを いう。ただし、「ウコン色素」、「オ レガノ抽出物」、「オレジン色素」、 「カラシ抽出物」、「カンゾウ抽出 物」、「カンゾウ油性抽出物」、「ク チナジ黄色素」、「クローブ抽出 物」、「ゴマ油不けん化物」、「シソ 抽出物」、「ショウガ抽出物」「精油 除去ウイキョウ抽出物」、「セイヨウ ワサビ抽出物」、「セージ抽出物」、 「タマネギ色素」、「タマリンド色 素」、「タマリンドシードガム」、 「タンニン(抽出物)」、「トウガラ シ色素」、「トウガラシ水性抽出 物」、「ニガヨモギ抽出物」、「ニ ンジンカロテン」及び「ローズマリー 抽出物」を除く。)	苦味料等	Spice extracts
123	酵素処理イソクエルシトリン (「ルチン酵素分解物」から得られ た、 α -グルコシルイソクエルシト リンを主成分とするものをいう。)	糖転移イソクエル シトリン	酵素処理ルチン 糖転移ルチン	『ルチン酵素分解物』とでん粉又はデキストリン の混合物に、シクロデキストリングルコシルトラ ンスフェラーゼを用いてD-グルコースを付加して 得られたものである。主成分は α -グルコシルイ ソクエルシトリンである。	酸化防止剤	Enzymatically modified isoquercitrin
124	酵素処理ナリンジン (「ナリンジン」から得られた、 α - グルコシルナリンジンを主成分とする ものをいう。)	糖転移ナリンジン	ナリンジン	「ナリンジン」とデキストリンの混合物に、シク ロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを 用いてグルコースを付加させたものである。有効 成分は α -グルコシルナリンジンである。	苦味料等	Enzymatically modified naringin
125	酵素処理ヘスペリジン (「ヘスペリジン」にシクロデキスト リングルコシルトランスフェラーゼを 用いてグルコースを付加して得られた ものをいう。)	糖転移ヘスペリジ ン 糖転移ビタミンP	ヘスペリジン	柑橘類の果皮、果汁、又は種子より、アルカリ性 水溶液で抽出して得られるヘスペリジンに、シク ロデキストリングルコシルトランスフェラーゼを 用いてD-グルコースを付加して得られたものであ る。	強化剤	Enzymatically modified hesperidin
126	酵素処理ルチン(抽出物) (「ルチン(抽出物)」から得られ た、 α -グルコシルルチンを主成分と するものをいう。)	糖転移ルチン(抽 出物)	酵素処理ルチン 糖転移ルチン	「ルチン(抽出物)」とでん粉又はデキストリン の混合物に、シクロデキストリングルコシルトラ ンスフェラーゼを用いてグルコースを α -1,4付加 して得られたものである。主成分は α -グルコシル ルチンである。	酸化防止剤 強化剤 着色料	Enzymatically modified rutin (extract)
127	酵素処理レシチン (「植物レシチン」又は「卵黄レシチ ン」から得られた、ホスファチジルグ リセロールを主成分とするものをい う。)		レシチン	「植物レシチン」又は「卵黄レシチン」とグリセ リンの混合物に、ホスホリパーゼDを用いて得ら れたものである。主成分はホスファチジルグリセ ロールである。	乳化剤	Enzymatically modified lecithin
128	酵素分解カンゾウ (「カンゾウ抽出物」を酵素分解して 得られた、グリチルレチン酸-3-グル クロニドを主成分とするものをい う。)		カンゾウ	「カンゾウ抽出物」を、酵素分解して得られたも のである。主甘味成分はグリチルレチン酸-3-グ ルクロニドである。	甘味料	Enzymatically hydrolyzed licorice extract
129	酵素分解リンゴ抽出物 (リンゴの果実を酵素分解して得られ た、カテキン類及びクロロゲン酸を主 成分とするものをいう。)		リンゴ抽出物 リンゴエキス	バラ科リンゴ(<i>Malus pumila</i> MILLER)の果実を 搾汁し、パルプを分離した後、得られた上清を酵 素処理し、精製して得られたものである。有効成 分はクロロゲン酸及びカテキン類である。	酸化防止剤	Enzymatically decomposed apple extract
130	酵素分解レシチン (「植物レシチン」又は「卵黄レシチ ン」から得られた、ホスファチジン 酸及びリゾレシチンを主成分とするも のをいう。)		レシチン	アブラナ(<i>Brassica rapa</i> Linne又は <i>Brassica napus</i> Linne)若しくはダイズ(<i>Glycine max</i> Merrill)の種子から得られた植物レシチン又は 卵黄から得られた卵黄レシチンから得られた、ホ スファチジン酸及びリゾレシチンを主成分とする ものである。酵素分解植物レシチンと酵素分解卵 黄レシチンがある。	乳化剤	Enzymatically decomposed lecithin
131	酵母細胞壁 (サッカロミセスの細胞壁から得られ た、多糖類を主成分とするものをい う。)	酵母細胞膜		サッカロミセス属菌(<i>Saccharomyces cerevisiae</i>)の細胞壁から得られた、多糖類を主 成分とするものである。	増粘安定剤 製造用剤	Yeast cell wall

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
132	コウリヤン色素 (コウリヤンの種子から得られた、アビゲニニン及びビルテオリニン主成分とするものをいう。)	キビ色素	フラボノイド フラボノイド色素	イネ科コウリヤン (<i>Sorghum nervosum</i> BESS.) の実及び穀より、温時～熱時水、含水エタノール若しくは酸性含水エタノールで抽出して得られたもの、又は室温時～温時アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はアビゲニニン及びビルテオリニンである。赤褐色を呈する。	着色料	Kaoliang colour
133	コチニール色素 (エンジムシから得られた、カルミン酸を主成分とするものをいう。)	カルミン酸色素	カルミン酸 コチニール	エンジムシ (<i>Dactylopius coccus</i> Costa (<i>Coccus cacti</i> Linnaeus)) から得られた、カルミン酸を主成分とするものである。	着色料	Cochineal extract Carminic acid
134	骨炭 (ウシの骨から得られた、炭末及びリン酸カルシウムを主成分とするものをいう。)			ウシ (<i>Bos taurus</i> Linne) の骨を、炭化し、粉碎して得られたものである。主成分はリン酸カルシウム及び炭末である。	製造用剤	Bone charcoal
135	骨炭色素 (骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)	炭末色素	炭末	ウシ科ウシ (<i>Bos taurus</i> LINNE var. <i>domesticus</i> GEMEL.) 等の骨を、炭化した物である。主色素は炭素である。黒色を呈する。	着色料	Bone carbon black
136	ゴマ油不けん化物 (ゴマの種子から得られた、セサモリンを主成分とするものをいう。)		ゴマ油抽出物	ゴマ科ゴマ (<i>Sesamum indicum</i> LINNE) の種子又は種子の搾油糟より、エタノールで抽出して得られたものである。主成分はセサモリンである。	酸化防止剤	Sesame seed oil unsaponified matter
137	ゴマ柄灰抽出物 (ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)			ゴマ (<i>Sesamum indicum</i> LINNE) の茎又は葉を灰化し、室温時水で抽出し、上澄み液をろ過して得られたものである。	製造用剤	Sesame straw ash extract
138	ゴム (パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。ただし、「低分子ゴム」を除く。)	カウチョック		トウダイグサ科パラゴム (<i>Hevea brasiliensis</i> MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを酸性水溶液で凝固させ、水洗、脱水したものより得られたものである。主成分はシスポリイソプレンである。	ゴムベース	Rubber
139	ゴム分解樹脂 (「ゴム」から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。)			トウダイグサ科パラゴム (<i>Hevea brasiliensis</i> MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを、加熱分解したもの、又は酵素分解して得られた低分子の樹脂状物質である。主成分はC ₂₀ ～C ₄₀ のテルペノイドである。	ゴムベース	Resin of depolymerized natural rubber
140	コメヌカ油抽出物 (米ぬか油から得られた、フェルラ酸を主成分とするものをいう。)	コメヌカ油不けん化物		イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られる米ぬか油の不けん化物より、エタノールで抽出して得られたものである。有効成分はフェルラ酸である。	酸化防止剤	Rice bran oil extract
141	コメヌカ酵素分解物 (脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいう。)			イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られる脱脂米ぬかを酵素分解したものより、水で抽出して得られたものである。主成分はペプチド及びフィチン酸である。	酸化防止剤	Enzymatically decomposed rice bran
142	コメヌカワックス (米ぬか油から得られた、リグノセリン酸ミリシルを主成分とするものをいう。)	コメヌカワックス ライスワックス	植物ワックス	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られる米ぬか油より、分離して得られたものである。主成分はリグノセリン酸ミリシルである。	ゴムベース 光沢剤	Rice bran wax
143	サイリウムシードガム (ブロードサイリウムの種皮から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	サイリウムハスク	サイリウム	ブロードサイリウム (<i>Plantago ovata</i> Forsskal) の種皮から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Psyllium seed gum
144	サトウキビワックス (サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とするものをいう。)	カーンワックス ケーンワックス	植物ワックス	イネ科サトウキビ (<i>Saccharum officinarum</i> LINNE) の茎の搾汁残渣より、分離、精製して得られたものである。主成分はパルミチン酸ミリシルである。	ゴムベース 光沢剤	Cane wax
145	サバクヨモギシードガム (サバクヨモギの種皮から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	アルテミシアシードガム サバクヨモギ種子 多糖類		キク科サバクヨモギ (<i>Artemisia halodendron</i> TURCZ. ex BESS., <i>Artemisia ordosica</i> KRASCHEN., <i>Artemisia sphaerocephala</i> KRASCH) の種子の外皮を、脱脂、乾燥して得られたものである。主成分は、 α -セルロースを基本骨格に持つ、中性多糖類及び酸性多糖類である。	製造用剤 増粘安定剤	Artemisia sphaerocephala seed gum Artemisia seed gum
146	酸性白土		不溶性鉱物性物質	モンモリロナイト系粘土鉱物を精製して得られたものである。主成分は含水ケイ酸アルミニウムである。	製造用剤	Acid clay
147	酸性ホスファターゼ	ホスホモノエステラーゼ		糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus oryzae</i>) の培養液より、冷時～温時水で抽出し、除菌した後、冷時～室温濃縮し、冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Acid phosphatase
148	酸素			O ₂	製造用剤	Oxygen
149	シアナット色素 (シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。)		シアナット フラボノイド フラボノイド色素	アカテツ科シアノキ (<i>Butyrospermum parkii</i> KOTSCHY.) の果実又は種皮より、室温時弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。褐色を呈する。	着色料	Shea nut colour
150	シアノコバラミン	ビタミンB ₁₂	V. B ₁₂	放線菌 (<i>Streptomyces</i>) 又は細菌 (<i>Agrobacterium</i> , <i>Bacillus</i> , <i>Flavobacterium</i> , <i>Propionibacterium</i> 又は <i>Rhizobium</i>) の培養液より、分離して得られたものである。成分はシアノコバラミンである。	強化剤	Cyanocobalamin Vitamin B ₁₂

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
151	シェラック (ラックカイガラムシの分泌液から得られた、アレウリチン酸とシェロール酸又はアレウリチン酸とジャラール酸のエステルを主成分とするものをいう。)	セラック		ラックカイガラムシ (<i>Laccifer</i> spp.) の分泌液から得られた、アレウリチン酸とシェロール酸又はアレウリチン酸とジャラール酸のエステルを主成分とするものである。白シェラック及び精製シェラックがあり、ロウ分を除去していない含ロウ品及びロウ分を除去した脱ロウ品がある。	ガムベース 光沢剤	Shellac
	白シェラック	白セラック 白ラック		カイガラムシ科ラックカイガラムシ (<i>Laccifer lacca</i> KERR) の分泌する樹脂状物質を、温時アルカリ性水溶液で抽出し、漂白したものより得られたものである。主成分はアレウリチン酸とジャラール酸又はアレウリチン酸とシェロール酸のエステル等である。		White shellac
	精製シェラック	精製セラック		カイガラムシ科ラックカイガラムシ (<i>Laccifer lacca</i> KERR) の分泌する樹脂状物質を、室温エタノールで抽出又は温時アルカリ性水溶液で抽出し、精製して得られたものである。主成分はアレウリチン酸とジャラール酸又はアレウリチン酸とシェロール酸のエステル等である。		Purified shellac
152	シェラックロウ (ラックカイガラムシの分泌液から得られた、ろう分を主成分とするものをいう。)	セラックロウ		カイガラムシ科ラックカイガラムシ (<i>Laccifer lacca</i> KERR) の分泌する樹脂状物質を、室温エタノール又は温時アルカリ性水溶液に溶解し、ろ液からロウ分を分離して得られたものである。主成分は樹脂酸エステルである。	ガムベース 光沢剤	Shellac wax
153	ジェランガム (シュドモナスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	ジェラン多糖類	ジェラン	スフィンゴモナス属菌 (<i>Sphingomonas elodea</i>) の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものである。	増粘安定剤	Gellan gum
154	ジェルトン (ジェルトンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ボンチアナック		キョウチクトウ科ジェルトン (<i>Dvera costulata</i> HOOK F., <i>Dvera lowii</i> HOOK F.) の幹枝から得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びシスポリイソブレンである。	ガムベース	Jelutong
155	シクロデキストリン	サイクロデキストリン 分岐サイクロデキストリン 分岐シクロデキストリン	環状オリゴ糖	デンプンを、酵素処理し、非還元性環状デキストリンとして得られたものである。成分はシクロデキストリンである。	製造用剤	Cyclodextrin
156	シクロデキストリングルコトランスフェラーゼ	シクロデキストリングルコシルトランスフェラーゼ	トランスフェラーゼ	細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Brevibacterium</i> , <i>Cornebacterium</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、又は除菌後、冷時～室温時濃縮したもの、又はこれを、含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Cyclodextrin glucanotransferase
157	L-シスチン		シスチン	動物性タンパク質 (特に動物毛、羽毛) を、加水分解し、分離して得られたものである。成分はL-シスチンである。	調味料 強化剤	L-Cystine
158	シソ抽出物 (シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。)	シソエキス		シソ科シソ (<i>Perilla crispa</i> TANAKA) の種子又は葉より、酸性水溶液又は温時含水エタノールで抽出したのから得られたものである。主成分はテルペノイドである。	製造用剤	Perilla extract
159	シタン色素 (シタンの幹枝から得られた、サンタリンを主成分とするものをいう。)	サンダルウッド色素	サンダルウッド フラボノイド フラボノイド色素	マメ科シタン (<i>Pterocarpus santalinus</i> LINNE) の幹枝より、水、熱時プロピレングルコール又は温時エタノールで抽出して得られたものである。主色素はサンタリンである。紫赤色を呈する。	着色料	Sandalwood red
160	5'-シチジル酸		5'-CMP	酵母 (<i>Candida utilis</i>) の菌体より、食塩存在下、水で抽出した核酸を酵素で加水分解した後、分離して得られたものである。成分は5'-シチジル酸である。	強化剤	5'-Cytidylic acid
161	ジャマイカカussia抽出物 (ジャマイカカussiaの幹枝又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいう。)	カussiaエキス	カussia	ニガキ科ジャマイカカussia (<i>Quassia excelsa</i> SW.) の幹枝又は樹皮より、水で抽出して得られたものである。有効成分はクアシン及びネオクアシンである。	苦味料等	Jamaica quassia extract
162	ショウガ抽出物 (ショウガの根茎から得られた、ショウガオール及びジングロールを主成分とするものをいう。)	ジンジャー抽出物		ショウガ科ショウガ (<i>Zingiber officinale</i> ROSC.) の根茎より、室温エタノール、アセトン又はヘキサンで抽出して得られたものである。主成分はジングロール類及びショウガオール類である。	製造用剤	Ginger extract
163	焼成カルシウム (うに殻、貝殻、造礁サンゴ、ホエイ、骨又は卵殻を焼成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものをいう。)		焼成Ca		強化剤 製造用剤	Calcinated calcium
	うに殻焼成カルシウム		うに殻カルシウム うに殻Ca	うに殻を、焼成して得られたものである。主成分は酸化カルシウムである。		Calcinated sea urchin shell calcium
	貝殻焼成カルシウム		貝カルシウム 貝Ca	貝殻を焼成して得られたものである。成分は酸化カルシウムである。		Calcinated shell calcium
	骨焼成カルシウム		骨カルシウム 骨Ca	獣骨又は魚骨を、焼成して得られたものである。成分はリン酸カルシウムである。		Calcinated bone calcium
	造礁サンゴ焼成カルシウム		コーラルカルシウム コーラルCa サンゴカルシウム サンゴCa	イシサンゴ目の (<i>Scleractinia</i>) の造礁サンゴを、焼成して得られたものである。主成分は酸化カルシウムである。		Calcinated coral calcium

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
	乳清焼成カルシウム	乳清第三リン酸カルシウム ホエイ第三リン酸カルシウム ホエイリン酸三カルシウム	乳清リン酸カルシウム 乳清リン酸Ca ホエイリン酸カルシウム ホエイリン酸Ca	乳清（酸カゼインホエイ）より乳清タンパクと乳糖を分離、除去したものを、精製し焼成して得られたものである。主成分はリン酸三カルシウムである。		Tricalcium phosphate
	卵殻焼成カルシウム		卵殻カルシウム 卵殻Ca	卵殻を焼成して得られたものである。主成分は酸化カルシウムである。		Calcinated eggshell calcium
164	植物性ステロール （油種種子から得られた、フィトステロールを主成分とするものをいう。）	フィトステロール	ステロール	油種種子を粉砕し、抽出して得られた植物性油脂より、室温時～温時メタノール、エタノール、イソプロパノール、酢酸エチル、アセトン、又はヘキサンで抽出したのより得られたものである。主成分はフィトステロールである。	乳化剤	Vegetable sterol
165	植物炭末色素 （植物を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）	炭末色素	炭末	植物を、水蒸気賦活法で高温に加熱し炭化したものである。主色素は炭素である。黒色を呈する。	着色料	Vegetable carbon black
166	植物レシチン （アブラナ又はダイズの種子から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。）	レシチン		アブラナ科アブラナ (<i>Brassica campestris</i> LINNE)、マメ科ダイズ (<i>Glycine max</i> MERRILL) の種子より得られた油脂より、分離して得られたものである。主成分はレシチンである。	乳化剤	Vegetable lecithin
167	しらこたん白抽出物 （魚類の精巢から得られた、塩基性タンパク質を主成分とするものをいう。）	しらこたん白 しらこ分解物 プロタミン	核たん白 しらこ	アイナメ (<i>Hexagrammos otakii</i> Jordan et Starks)、カラフトマス (<i>Oncorhynchus gorbuscha</i> (Walbaum))、シロザケ (<i>Oncorhynchus keta</i> (Walbaum))、ベニサケ (<i>Oncorhynchus nerka</i> (Walbaum))、カツオ (<i>Katsuwonus pelamis</i> (Linnaeus)) 又はニシン (<i>Clupea pallasii</i> Valenciennes) の精巢から得られた、塩基性タンパク質を主成分とするものである。	保存料	Milt protein
168	水素			H ₂	製造用剤	Hydrogen
169	ステビア抽出物 （ステビアの葉から抽出して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものをいう。）	ステビアエキス ステビオサイド ステビオシド レバウジオシド レバウディオサイド	ステビア ステビア甘味料	ステビア (<i>Stevia rebaudiana</i> Bertoni) の葉から抽出して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものである。	甘味料	Stevia extract
170	ステビア末 （ステビアの葉を粉砕して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものをいう。）		ステビア	キク科ステビア (<i>Stevia rebaudiana</i> BERTONI) の葉を、粉末としたものである。主甘味成分はステビオール配糖体（ステビオシド及びレバウジオシド）である。	甘味料	Powdered stevia
171	スピルリナ色素 （スピルリナ全藻から得られた、フィコシアニン色素を主成分とするものをいう。）	スピルリナ青色素	スピルリナ青	スピルリナ (<i>Spirulina platensis</i> Geitler) の全藻から得られた、フィコシアニンを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Spirulina colour
172	スフィンゴ脂質 （米ぬかから得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものをいう。）			イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子又は小麦 (<i>Triticum aestivum</i> LINNE) の胚芽から得られた米ぬかより、室温時～温時エタノール、含水エタノール、イソプロピルアルコール、アセトン、ヘキサン又は酢酸エチルで抽出したのより得られたものである。主成分はスフィンゴシン誘導体である。	乳化剤	Sphingolipid
173	生石灰			石灰石を、焼成して得られたものである。主成分は酸化カルシウムである。	製造用剤	Quicklime
174	精油除去ウイキョウ抽出物 （ウイキョウの種子から得られた、グルコシルシナピルアルコールを主成分とするものをいう。）	精油除去フェネル抽出物		セリ科ウイキョウ (<i>Foeniculum vulgare</i> LINNE) の種子を水蒸気蒸留した残渣より、熱時水で抽出し、濃縮して得られたものである。主成分は4-O- α -D-グルコシルシナピルアルコールである。	酸化防止剤	Essential oil-removed fennel extract
175	セイヨウワサビ抽出物 （セイヨウワサビの根から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。）	ホースラディッシュ抽出物		アブラナ科セイヨウワサビ (<i>Armoracia rusticana</i> P. GAERTN., B. MEYER et SCHERB.) の根を、粉砕後、水蒸気蒸留で抽出して得られたものである。主成分はイソチオシアナートである。	酸化防止剤 製造用剤	Horseradish extract
176	ゼイン （トウモロコシの種子から得られた、植物性タンパク質を主成分とするものをいう。）	トウモロコシたん白		イネ科トウモロコシ (<i>Zea mays</i> LINNE) の種子を粉末化したものより、エタノール又はアセトンで抽出し、精製して得られたものである。主成分はプロラミンに属する植物性タンパク質である。	製造用剤	Zein
177	ゼオライト		不溶性鉱物性物質	鉱床より採掘したゼオライトを精製して得られたものである。主成分は結晶性アルミノケイ酸塩である。	製造用剤	Zeolite
178	セージ抽出物 （サルビアの葉から得られた、カルノシン酸及びフェノール性ジテルペンを主成分とするものをいう。）			シソ科サルビア (<i>Salvia officinalis</i> LINNE) の葉より、水、エタノール又はヘキサンで抽出して得られたものである。有効成分はフェノール性ジテルペノイド（ジテルペン）及びカルノシン酸である。	酸化防止剤	Sage extract
179	セピオライト			鉱石セピオライトを、粉砕して得られたものである。主成分はイノケイ酸のマグネシウム塩である。	製造用剤	Sepiolite
180	L-セリン		セリン	タンパク質原料の加水分解により、又は糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-セリンである。	調味料 強化剤	L-Serine

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
181	セルラーゼ	繊維素分解酵素	カルポヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Acremonium cellulolyticus</i> , <i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Humicola insolens</i> , <i>Trichoderma harzianum</i> , <i>Trichoderma insolens</i> , <i>Trichoderma koningii</i> , <i>Trichoderma longibrachiatum</i> , <i>Trichoderma reesei</i> , <i>Trichoderma viride</i>)、担子菌 (<i>Corticium</i> , <i>Irpex</i> , <i>Pycnoporus coccineus</i>)、放線菌 (<i>Actinomycetes</i> , <i>Streptomyces</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus circulans</i> , <i>Bacillus subtilis</i>) の培養液より、冷時～微温湯水で抽出して得られたもの、又は冷時～室温時濃縮後、冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Cellulase
182	粗製海水塩化カリウム (海水から塩化ナトリウムを析出分離して得られた、塩化カリウムを主成分とするものをいう。)			海水を、濃縮し、塩化ナトリウムを析出分離させた後、そのろ液を、室温まで冷却し、析出分離させたものである。主成分は塩化カリウムである。	調味料	Crude potassium chloride (sea water)
183	粗製海水塩化マグネシウム (海水から塩化カリウム及び塩化ナトリウムを析出分離して得られた、塩化マグネシウムを主成分とするものをいう。)	塩化マグネシウム含有物		海水より、塩化ナトリウムを析出分離し、その母液を冷却して析出する塩化カリウム等を分離した残りのものである。主成分は塩化マグネシウムである。	製造用剤	Crude magnesium chloride (sea water)
184	ソバ柄灰抽出物 (ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)		植物灰抽出物	タデ科ソバ (<i>Fagopyrum esculentum</i> MOENCH.) の茎又は葉を灰化したものより、熱湯水で抽出して得られたものであって、アルカリ金属及びアルカリ土類金属を含む。	製造用剤	Buckwheat ash extract
185	ソルバ (ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ペリージョ ペンダーレ レッチェカスピ		キョウチクトウ科ソルバ (<i>Couma macrocarpa</i> BARB. RODR.) の幹枝から得られたラテックスを、熱湯水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びシスポリイソブレンである。	ガムベース	Sorva Leche caspi
186	ソルビンハ (ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ソルバペケーニヤ		キョウチクトウ科ソルビンハ (<i>Couma utilis</i> MUELL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱湯水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びシスポリイソブレンである。	ガムベース	Sorvinha
187	ダイズサポニン (ダイズの種子から得られた、サポニンを主成分とするものをいう。)		サポニン	マメ科ダイズ (<i>Glycine max</i> MERRILL) の種子を粉砕し、水又はエタノールで抽出し、精製して得られたものである。主成分はサポニン (ソヤサポニン等) である。	乳化剤	Soybean saponin
188	タウマチン (タウマトコッカスダニエリの種子から得られた、タウマチンを主成分とするものをいう。)	ソーマチン		タウマトコッカス・ダニエリ (<i>Thaumatococcus daniellii</i> Benth) の種子から得られた、タウマチンを主成分とするものである。	甘味料	Thaumatocin
189	タウリン (抽出物) (魚類又はほ乳類の臓器又は肉から得られた、タウリンを主成分とするものをいう。)		タウリン	魚介類又は哺乳動物の臓器又は肉から得られた、タウリンを主成分とするものである。	調味料	Taurine (extract)
190	タマネギ色素 (タマネギのりん茎から得られた、クエルセチンを主成分とするものをいう。)		フラボノイド フラボノイド色素 野菜色素	ユリ科タマネギ (<i>Allium cepa</i> LINNE) のりん茎より、温時～熱湯水若しくは含水エタノールで抽出して得られたもの、又は温時～熱湯弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はクエルセチンである。黄色を呈する。	着色料	Onion colour
191	タマリンド色素 (タマリンドの種子から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)		フラボノイド フラボノイド色素	マメ科タマリンド (<i>Tamarindus indica</i> LINNE) の種子を焙焼したものより、温時弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はフラボノイドである。赤褐色を呈する。	着色料	Tamarind colour
192	タマリンドシードガム (タマリンドの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	タマリンドガム タマリンド種子多糖類	タマリンド	タマリンド (<i>Tamarindus indica</i> Linne) の種子から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Tamarind seed gum
193	タラガム (タラの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)			タラ (<i>Caesalpinia spinosa</i> Kuntze) の種子から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Tara gum
194	タルク		不溶性鉱物性物質	天然の含水ケイ酸マグネシウムを精選したもので、ときに少量のケイ酸アルミニウムを含む。	ガムベース 製造用剤	Talc
195	胆汁末 (胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。)	コール酸 デソキシコール酸		動物の胆汁を、粉末化して得られたものである。主成分はコール酸及びデソキシコール酸である。	乳化剤	Powdered bile
196	単糖・アミノ酸複合物 (アミノ酸と単糖類の混合物を加熱して得られたものをいう。)		糖・アミノ酸複合物	アミノ酸と単糖類の混合液を、常圧下で加熱して得られたものである。	酸化防止剤	Amino acid-sugar reaction product
197	タンナーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i>) の培養液より、冷時～室温湯水で抽出して得られたもの、又は濃縮後、冷時～室温時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Tannase

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
198	タンニン（抽出物） （カキの果実、五倍子、タラ末、没食子又はミモザの樹皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものをいう。）	タンニン酸（抽出物）	タンニン タンニン酸		製造用剤	Tannin (extract)
	柿タンニン	柿渋 柿抽出物		カキ科カキ (<i>Diospyros kaki</i> THUNB.) の実より、搾汁したもの、又は水若しくはエタノールで抽出して得られたものである。主成分はタンニン及びタンニン酸である。		Tannin of persimmon
	植物タンニン			五倍子、タラ末又は没食子から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものである。		Vegetable tannin
	ミモザタンニン			マメ科ミモザ (<i>Acacia dealbata</i> LINNE) の樹皮より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はタンニン及びタンニン酸である。		Tannin of silver wattle
199	チクル （サボジラの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）	クラウンガム チクブル ニスペロ		アカテツ科サボジラ (<i>Achras zapota</i> LINNE) の幹枝より得られたラテックスを、脱水したもので得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Chicle Chiquibul Crown gum Nispero
200	窒素			N ₂	製造用剤	Nitrogen
201	チャ乾留物 （チャの葉を乾留して得られたものをいう。）				製造用剤	Tea dry distillate
202	チャ抽出物 （チャの葉から得られた、カテキン類を主成分とするものをいう。）	ウーロンチャ抽出物 緑茶抽出物		ツバキ科チャ (<i>Camellia sinensis</i> O. KZE.) の葉より製した茶より、室温時、温時又は熱時、水、酸性水溶液、含水エタノール、エタノール、含水メタノール、メタノール、アセトン、酢酸エチル又はグリセリン水溶液で抽出したもので得られたものである。成分としてカテキン類を含む。なお、チャの葉の処理方法によりウーロンチャ抽出物と呼ばれるものがある。	酸化防止剤 製造用剤	Tea extract
203	チルテ （チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）			トウダイグサ科チルテ (<i>Cnidioscolus elasticus</i> LUNDELL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Chilte
204	L-チロシン	L-チロジン	チロシン チロジン	動物性若しくは植物性タンパク質の加水分解により、又は糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-チロシンである。	調味料 強化剤	L-Tyrosine
205	ツヌー （ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）			クワ科ツヌー (<i>Castilla fallax</i> COOK) の幹枝より得られたラテックスを、脱水したもので得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Tunu
206	ツヤプリシン（抽出物） （ヒバの幹枝又は根から得られた、ツヤプリシン類を主成分とするものをいう。）	ヒノキチオール （抽出物）	ヒノキチオール	アスナロ（ヒバ）(<i>Thuiopsis dolabrata</i> Siebold et Zuccarini) の幹枝又は根から得られた、ツヤプリシン類を主成分とするものである。	保存料	Thujaplicin (extract) Hinokitiol (extract)
207	5'-デアミナーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus melleus</i> , <i>Aspergillus oryzae</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、又は冷時～室温時濃縮後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	5'-Deaminase
208	低分子ゴム （パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。）			トウダイグサ科パラゴム (<i>Hevea brasiliensis</i> MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを、加熱分解して得られたもの、又は酵素分解して得られたものである。主成分はシスポリイソブレンである。	ガムベース	Depolymerized natural rubber
209	テオブロミン			アオギリ科カカオ (<i>Theobroma cacao</i> LINNE) の種子、アオギリ科コーラ (<i>Cola acuminata</i> SCHOTT et ENDL.) の種子又はツバキ科チャ (<i>Camellia sinensis</i> O. KZE.) の葉より、水又はエタノールで抽出し、分離して得られたものである。成分はテオブロミンである。	苦味料等	Theobromine
210	デキストラナーゼ			糸状菌 (<i>Chaetomium erraticum</i> , <i>Chaetomium gracile</i> , <i>Penicillium lilacinum</i>) の培養液より、冷時～室温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、除菌後、冷時～室温時濃縮したもの、又は冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Dextranase
211	デキストラン		ブドウ糖多糖	グラム陽性細菌 (<i>Leuconostoc mesenteroides</i> 又は <i>Streptococcus equinus</i>) の培養液より、分離して得られたものである。成分はデキストランである。	増粘安定剤	Dextran
212	鉄			⁵⁴ Fe, ⁵⁶ Fe, ⁵⁷ Fe, ⁵⁸ Fe	強化剤 製造用剤	Iron

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
213	デュナリエラカロテン (デュナリエラの全藻から得られた、 β -カロテンを主成分とするものをいう。)	藻類カロチン 藻類カロテン デュナリエラカロチン ドナリエラカロチン ドナリエラカロテン 抽出カロチン 抽出カロテン	カロチノイド カロチノイド色素 カロチン カロチン色素 カロチノイド カロチノイド色素 カロテン カロチン色素	デュナリエラ (<i>Dunaliella bardawil</i> 又は <i>Dunaliella salina</i>)の全藻から得られた、 β -カロテンを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	強化剤 着色料	Dunaliella carotene
214	銅			⁶³ Cu, ⁶⁵ Cu	製造用剤	Copper
215	トウガラシ色素 (トウガラシの果実から得られた、カプサンチン類を主成分とするものをいう。)	カプシカム色素 パブリカ色素	カロチノイド カロチノイド色素 カロチノイド カロチノイド色素	トウガラシ (<i>Capsicum annuum</i> Linne)の果実から得られた、カプサンチン類を主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	着色料	Paprika colour Paprika oleoresin
216	トウガラシ水性抽出物 (トウガラシの果実から抽出して得られた、水溶性物質を主成分とするものをいう。)	カプシカム水性抽出物 パブリカ水性抽出物	カプシカム抽出物 トウガラシ抽出物 パブリカ抽出物	ナス科トウガラシ (<i>Capsicum annuum</i> LINNE)の果実より、室温時含水エタノールで抽出したもので、タンパク質、ペプチド、ビタミンCを含む。	製造用剤	Capsicum water-soluble extract
217	動物性ステロール (魚油又は「ラノリン」から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。)	コレステロール	ステロール	魚油の不けん化物又は「ラノリン」より、加水分解したもの、又は有機溶剤で抽出したものより得られたものである。主成分はコレステロールである。	乳化剤	Cholesterol
218	トコトリエノール			イネ (<i>Oryza sativa</i> Linne)の米ぬか油、アブラヤシ (<i>Elaeis guineensis</i> Jacquin)のパーム油等より分別精製して得られたものである。主成分はトコトリエノールである。食用油脂を含むことがある。	酸化防止剤	Tocotrienol
219	d- α -トコフェロール	α -ビタミンE 抽出トコフェロール 抽出ビタミンE	抽出V.E トコフェロール α -トコフェロール ビタミンE V.E	油糧種子から得られた植物油脂又はミックストコフェロール(植物油脂から得られたd- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分とするものをいう。)より分離して得られた、d- α -トコフェロールを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	酸化防止剤 強化剤	d- α -Tocopherol
220	d- γ -トコフェロール	γ -ビタミンE 抽出トコフェロール 抽出ビタミンE	抽出V.E トコフェロール γ -トコフェロール ビタミンE V.E	油糧種子から得られた植物油脂又はミックストコフェロール(植物油脂から得られたd- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分とするものをいう。)より分離して得られた、d- γ -トコフェロールを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	酸化防止剤 強化剤	d- γ -Tocopherol
221	d- δ -トコフェロール	δ -ビタミンE 抽出トコフェロール 抽出ビタミンE	抽出V.E トコフェロール δ -トコフェロール ビタミンE V.E	油糧種子から得られた植物油脂又はミックストコフェロール(植物油脂から得られたd- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分とするものをいう。)より分離して得られた、d- δ -トコフェロールを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	酸化防止剤 強化剤	d- δ -Tocopherol
222	トマト色素 (トマトの果実から得られた、リコピンを主成分とするものをいう。)	トマトリコピン	カロチノイド カロチノイド色素 カロチノイド 野菜色素	トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> Miller)の果実から得られた、リコピンを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	着色料	Tomato colour Tomato lycopene
223	トラガントガム (トラガントの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)		トラガント	トラガント (<i>Astragalus gummiifer</i> Labillardiere)の分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものである。	増粘安定剤	Tragacanth gum
224	トランスグルコシダーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus usami</i>)、細菌 (<i>Sulfolobus solfataricus</i>)の培養液より、冷時～室温時除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、又は冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Transglucosidase
225	トランスグルタミナーゼ			動物の肝臓より、又は放線菌 (<i>Streptomyces</i> , <i>Streptoverticillium moharaense</i>)若しくは細菌 (<i>Bacillus</i>)の培養液より、室温時水で抽出後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Transglutaminase
226	トリプシン			動物の膵臓又は魚類若しくは甲殻類の臓器から得られた、たん白質分解酵素である。乳糖又はデキストリンを含むことがある。	酵素	Trypsin
227	トレハロース			担子菌 (<i>Agaricus</i> 等)、細菌 (<i>Arthrobacter</i> , <i>Brevibacterium</i> , <i>Pimelobacter</i> , <i>Pseudomonas</i> , <i>Thermus</i> 等)又は酵母 (<i>Saccharomyces</i> 等)の培養液又は菌体より、水若しくはアルコールで抽出して得られたもの、これを酵素によるでん粉の糖化液より分離して得られたもの、又はマルトースを酵素処理して得られたものである。成分はトレハロースである。	製造用剤	Trehalose

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
228	トレハロースホスホリラーゼ			細菌 (<i>Plesiomonas</i>) の培養液の菌体を酵素 (リゾチーム) 処理した後、冷時～室温水で抽出して得られたものである。	酵素	Trehalose phosphorylase
229	トロロアオイ (トロロアオイの根から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)			アオイ科トロロアオイ (<i>Abelmoschus manihot</i> MED.) の根を、乾燥、粉砕して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Tororoaai
230	納豆菌ガム (納豆菌の培養液から得られた、ポリグルタミン酸を主成分とするものをいう。)	納豆菌粘質物	ポリグルタミン酸	納豆菌 (<i>Bacillus subtilis</i>) の培養液から得られた、ポリグルタミン酸を主成分とするものである。	増粘安定剤	<i>Bacillus natto</i> gum
231	ナフサ	石油ナフサ		石油蒸留物を、精製して得られたものである。成分はパラフィン系及びナフタレン系炭化水素である。	製造用剤	Petroleum naphtha
232	生コーヒー豆抽出物 (コーヒーの種子から得られた、クロロゲン酸及びポリフェノールを主成分とするものをいう。)			アカネ科コーヒー (<i>Coffea arabica</i> LINNE) の種子より、温時アスコルビン酸又はクエン酸酸性水溶液で抽出して得られたものである。有効成分は、クロロゲン酸及びポリフェノールである。	酸化防止剤	Coffee bean extract
233	ナリンジナーゼ	ナリンギナーゼ		糸状菌 (<i>Aspergillus usami</i> , <i>Penicillium decumbens</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出し、冷時～室温時濃縮後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Naringinase
234	ナリンジン	ナリンギン		グレープフルーツ (<i>Citrus × paradisi</i> Macfadyen) の果皮、果汁又は種子より、水又はエタノール若しくはメタノールで抽出し、分離して得られたものである。成分はナリンジンである。	苦味料等	Naringin
235	ニガークッタ (ニガークッタの分泌液から得られた、アミリンアセテート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)			クワ科ニガークッタ (<i>Ficus platyphylla</i> DELILE.) の幹枝より得られたラテックスを、熱水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセテート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Niger gutta
236	ニガヨモギ抽出物 (ニガヨモギの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)		ニガヨモギ	キク科ニガヨモギ (<i>Artemisia absinthium</i> LINNE) の全草より、水又は室温時エタノールで抽出して得られたものである。主成分はセスキテルペン (アブシンチン等) である。	苦味料等	Absinth extract
237	ニッケル			⁵⁸ Ni, ⁶⁰ Ni, ⁶¹ Ni, ⁶² Ni, ⁶⁴ Ni	製造用剤	Nickel
238	ニンジンカロテン (ニンジンの根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。)	キャロットカロテン キャロットカロテン ニンジンカロチン 抽出カロチン 抽出カロテン	カロチノイド カロチノイド色素 カロチン カロチン色素 カロチノイド カロチノイド色素 カロチン カロチン色素	ニンジン (<i>Daucus carota</i> Linne) の根から得られた、カロテンを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	強化剤 着色料	Carrot carotene
239	ばい煎コメヌカ抽出物 (米ぬかから得られた、マルトールを主成分とするものをいう。)			イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の米ぬかを脱脂し、ばい煎したものを、熱水で抽出後、温時エタノールでタンパク質を除去したものである。成分としてマルトールを含む。	製造用剤	Roasted rice bran extract
240	ばい煎ダイズ抽出物 (ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。)			マメ科ダイズ (<i>Glycine max</i> MERRILL) の種子を脱脂し、ばい煎したものを、熱水で抽出後、温時エタノールでタンパク質を除去して得られたものである。成分としてマルトールを含む。	製造用剤	Roasted soybean extract
241	パーオキシダーゼ	ペルオキシダーゼ		アブラナ科セイヨウワサビ (<i>Armoracia rusticana</i>)、アブラナ科ダイコン (<i>Rhapaunus acanthiformis</i>) 若しくはキュウリ科キュウリ (<i>Cucumis sativus</i>) より搾汁したもの、又は糸状菌 (<i>Alternaria</i> , <i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Coprinus cinereus</i> , <i>Oidiodendron</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、若しくは冷時～室温時濃縮後、エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Peroxidase
242	白金			¹⁹² Pt, ¹⁹⁴ Pt, ¹⁹⁵ Pt, ¹⁹⁶ Pt, ¹⁹⁸ Pt	製造用剤	Platinum
243	パパイン			パパイヤ (<i>Carica papaya</i> Linné) の果実より得られた、たん白質分解酵素である。乳糖又はデキストリンを含むことがある。	酵素	Papain
244	パーム油カロテン (アブラヤシの果実から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。)	パーム油カロチン 抽出カロチン 抽出カロテン	カロチノイド カロチノイド色素 カロチン カロチン色素 カロチノイド カロチノイド色素 カロチン カロチン色素	アブラヤシ (<i>Elaeis guineensis</i> Jacquin) の果実から得られた、カロテンを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	強化剤 着色料	Palm oil carotene
245	パーライト		不溶性鉱物性物質	鉱物性二酸化ケイ素を800～1,200℃で焼成したものである。	製造用剤	Perlite
246	パラジウム			¹⁰² Pd, ¹⁰⁴ Pd, ¹⁰⁵ Pd, ¹⁰⁶ Pd, ¹⁰⁸ Pd, ¹¹⁰ Pd	製造用剤	Palladium
247	パラフィンワックス	パラフィン		石油の常圧及び減圧蒸留抽出油から得た固形の炭化水素の混合物で、主として直鎖状の飽和炭化水素からなる。	ガムベース 光沢剤	Paraffin wax

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
248	パンクレアチン			動物のすい臓より、室温時水で抽出し、冷時～室温時アセトンで処理して得られたものである。	酵素	Pancreatin
249	ヒアルロン酸		ムコ多糖	鶏冠より、微温時～温時水、アルカリ性水溶液若しくは酸性水溶液で抽出し、エタノール若しくは含水エタノールで処理、若しくは酵素処理した後エタノール若しくは含水エタノールで処理し、精製して得られたもの、又は細菌 (<i>Streptococcus zooepidemicus</i>) の培養液を、冷時～温時、除菌し、エタノール若しくは含水エタノールで処理し、精製して得られたものである。成分はヒアルロン酸である。	製造用剤	Hyaluronic acid
250	微結晶セルロース (バルブから得られた、結晶セルロースを主成分とするものをいう。)	結晶セルロース	セルロース	バルブから得られた、結晶セルロースを主成分とするものである。乾燥物及び含水物がある。	製造用剤	Microcrystalline cellulose
251	微小繊維状セルロース (バルブ又は綿を微小繊維状にして得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)		セルロース	バルブ又は綿を微小繊維状にして得られた、セルロースを主成分とするものである。	増粘安定剤 製造用剤	Microfibrillated cellulose
252	L-ヒスチジン		ヒスチジン	タンパク質原料の加水分解により、又は糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-ヒスチジンである。	調味料 強化剤	L-Histidine
253	ビートルレッド (ビートの根から得られた、イソペタニン及びベタニンを主成分とするものをいう。)	アカビート色素	アカビート 野菜色素	ビート (<i>Beta vulgaris</i> Linné) の根から得られた、イソペタニン及びベタニンを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Beet red
254	L-ヒドロキシプロリン	L-オキシプロリン	オキシプロリン ヒドロキシプロリン	ゼラチン等を、加水分解し、分離して得られたものである。主成分はL-ヒドロキシプロリンである。	調味料 強化剤	L-Hydroxyproline
255	ヒマワリ種子抽出物 (ヒマワリの種子から得られた、イソクロゲン酸及びクロゲン酸を主成分とするものをいう。)	ヒマワリエキス ヒマワリ種子エキス ヒマワリ抽出物	ヒマワリ種子	キク科ヒマワリ (<i>Helianthus annuus</i> LINNE) の種子又は種子の搾油相より、熱時水又は含水エタノールで抽出して得られたものである。有効成分はイソクロゲン酸及びクロゲン酸である。	酸化防止剤	Sunflower seed extract
256	ひる石		不溶性鉱物性物質	鉱床より採掘したひる石を、1000℃で焼成し、洗浄した後、乾燥して得られたものである。主成分はケイ酸塩である。	製造用剤	Vermiculite
257	ファーセララン (フルセラリアの全藻から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)			ススカケベニ科フルセラリア (<i>Furcellaria fastigiata</i> HUD.) の全藻より、熱時水又はアルカリ性水溶液で抽出して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Furcellaran
258	ファフィア色素 (ファフィアの培養液から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロテノイド色素	酵母 (<i>Phaffia rhodozyma</i> MILLER) の培養液より、室温時アセトン、エタノール、含水エタノール、ヘキサン又はこれらの混合液で抽出し、溶媒を除去して得られたものである。主色素はアスタキサンチンである。橙色～赤色を呈する。	着色料	Phaffia colour
259	フィシン	ファイシン		クワ科イチジク (<i>Ficus carica</i> LINNE) 又はクワ科ヒゴ (<i>Ficus glabrata</i> H.B. et K.) の樹液を、乾燥したもの、又はこれより、冷時～室温時水で抽出して得られたものである。成分はフィシンである。	酵素	Ficin
260	フィターゼ		ホスホヒドロラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i>) の培養液より水で抽出し、濃縮して得られたものである。	酵素	Phytase
261	フィチン酸 (米ぬか又はトウモロコシの種子から得られた、イノシトールヘキサリン酸を主成分とするものをいう。)			イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られた米ぬか又はイネ科トウモロコシ (<i>Zea mays</i> LINNE) の種子より、室温時水又は酸性水溶液で抽出し、精製して得られたものである。主成分はイノシトールヘキサリン酸である。	酸味料 製造用剤	Phytic acid
262	フィチン (抽出物) (米ぬか又はトウモロコシの種子から得られた、イノシトールヘキサリン酸マグネシウムを主成分とするものをいう。)		フィチン	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の種子より得られた米ぬか又はイネ科トウモロコシ (<i>Zea mays</i> LINNE) の種子より、室温時水で抽出して得られたものである。主成分はイノシトールヘキサリン酸マグネシウムである。	製造用剤	Phytin (extract)
263	フェリチン		鉄たん白 鉄たん白質	ウシ科ウシ (<i>Bos taurus</i> LINNE) の脾臓より、熱時水で抽出し、塩析法で分離し、膜ろ過により得られたものである。成分はフェリチンである。	強化剤	Ferritin
264	フェルラ酸			イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の糠より得られた米糠油を、室温時弱アルカリ性下で含水エタノール及びヘキサンで分配した後、含水エタノール画分に得られたγ-オリザノールを、加圧下熱時硫酸で加水分解し、精製して得られたもの、又は細菌 (<i>Pseudomonas</i>) を、フトモモ科チョウジノキ (<i>Syzgium aromaticum</i> MERRILL et PERRY) のつばみ及び葉より水蒸気蒸留で得られた丁子油、又は丁子油から精製して得られたオイゲノールを含む培養液で培養し、その培養液を、分離、精製して得られたものである。成分はフェルラ酸である。	酸化防止剤	Ferulic acid
265	フクロノリ抽出物 (フクロノリの全藻から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	フクロノリ多糖類 フクロノリ多糖類 フクロノリ抽出物		フクロノリ (<i>Gloiopeltis furcata</i> J. Agardh) の全藻から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Fukuronori extract

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
266	ブタン			石油若しくは天然ガス成分中、n-ブタンの沸点付近の留分である。	製造用剤	Butane
267	ブドウ果皮色素 (アメリカブドウ又はブドウの果皮から得られた、アントシアニンを主成分とするものをいう。)	アントシアニン	アントシアニン アントシアニン色素 ブドウ色素	アメリカブドウ (<i>Vitis labrusca</i> Linné) 又はブドウ (<i>Vitis vinifera</i> Linné) の果皮から得られた、アントシアニンを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Grape skin colour Grape skin extract
268	ブドウ果皮抽出物 (アメリカブドウ又はブドウの果皮から得られた、ポリフェノールを主成分とするものをいう。)			ブドウ科アメリカブドウ (<i>Vitis labrusca</i> LINNE) 又はブドウ科ブドウ (<i>Vitis vinifera</i> LINNE) のうち、生食用又は醸造用ブドウの甲州、シャルドネ若しくはリースリング種の果皮搾粕より、室温時～微温時エタノールで抽出して得られたものである。主成分はポリフェノールである。	製造用剤	Grape skin-derived substance
269	ブドウ種子抽出物 (アメリカブドウ又はブドウの種子から得られた、プロアントシアニジンを主成分とするものをいう。)		プロアントシアニン	ブドウ科アメリカブドウ (<i>Vitis labrusca</i> LINNE) 又はブドウ科ブドウ (<i>Vitis vinifera</i> LINNE) の種子より、熱時水、温時エタノール若しくは室温時アセトンで抽出したのより得られたもの、又はこの抽出物を、酵母を用いて発酵処理したのより得られたもの、若しくはタンナーゼにより加水分解処理したのより得られたものである。主成分はプロアントシアニンである。	酸化防止剤 製造用剤	Grape seed extract
270	ブラジルカンゾウ抽出物 (ブラジルカンゾウの根から得られた、ペリアンドリンを主成分とするものをいう。)	ペリアンドリン	ブラジルカンゾウ	マメ科ブラジルカンゾウ (<i>Periandra dulcis</i> MART.) の根より、水で抽出したのより得られたものである。甘味成分はペリアンドリンである。	甘味料	Brazilian licorice extract
271	フルクトシルトランスフェラーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus</i> , <i>Penicillium roqueforti</i>) 又は細菌 (<i>Arthrobacter</i> , <i>Bacillus</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、又は除菌後、冷時～室温時濃縮して得られたものである。	酵素	Fructosyl transferase
272	プルラナーゼ		アミラーゼ カルボヒドラーゼ	細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Klebsiella</i> , <i>Sulfolobus solfataricus</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもので、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Pullulanase
273	プルラン			糸状菌 (<i>Aureobasidium pullulans</i>) の培養液より、分離して得られた多糖類である。成分はプルランである。	増粘安定剤 製造用剤	Pullulan
274	プロテアーゼ	たん白分解酵素		動物、魚類若しくは甲殻類の筋肉若しくは臓器より、冷時～温時水で抽出して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus melleus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus saitoi</i> , <i>Aspergillus sojae</i> , <i>Monascus pilosus</i> , <i>Monascus purpureus</i> , <i>Mucor circinelloides</i> , <i>Mucor javanicus</i> , <i>Mucor miehei</i> , <i>Mucor rouxii</i> , <i>Penicillium citrinum</i> , <i>Penicillium duponti</i> , <i>Rhizomucor miehei</i> , <i>Rhizopus chinensis</i> , <i>Rhizopus delemar</i> , <i>Rhizopus niveus</i> , <i>Rhizopus oryzae</i>)、担子菌 (<i>Pycnoporus coccineus</i>)、放線菌 (<i>Streptomyces</i>)、細菌 (<i>Bacillus amyloliquefaciens</i> , <i>Bacillus coagulans</i> J4, <i>Bacillus lentus</i> , <i>Bacillus licheniformis</i> , <i>Bacillus polymixa</i> , <i>Bacillus stearothermophilus</i> , <i>Bacillus subtilis</i> , <i>Bacillus thermoproteolyticus</i> , <i>Pseudomonas paucimobilis</i>) 若しくは酵母 (<i>Saccharomyces</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出して得られたもの、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時～室温時樹脂精製して得られたもの、若しくはこれより、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの若しくは硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Protease
275	プロパン			石油若しくは天然ガス成分中、n-プロパンの沸点付近の留分である。	製造用剤	Propane
276	プロポリス抽出物 (ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)			ミツバチ科ミツバチ (<i>Apis mellifera</i> LINNE, <i>Apis indica</i> RODOSZKOWSKI) の巣より、エタノールで抽出して得られたものである。主成分はフラボノイドである。	酸化防止剤	Propolis extract
277	ブロメリン	ブロメリン		パイナップル (<i>Ananas comosus</i> Merrill) の果実又は根茎より得られた、たん白質分解酵素である。乳糖又はデキストリンを含むことがある。	酵素	Bromelain
278	L-プロリン		プロリン	タンパク質原料の加水分解により、又は糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-プロリンである。	調味料 強化剤	L-Proline
279	分別レシチン (「植物レシチン」又は「卵黄レシチン」から得られた、スフィンゴミエリン、フォスファチジルイノシトール、フォスファチジルエタノールアミン及びフォスファチジルコリンを主成分とするものをいう。)	レシチン分別物 レシチン		「植物レシチン」又は「卵黄レシチン」より、室温時～温時メタノール、エタノール、含水エタノール、イソプロピルアルコール、アセトン、ヘキサン又は酢酸エチルで抽出して得られたものである。主成分は、フォスファチジルコリン、フォスファチジルエタノールアミン、フォスファチジルイノシトール、スフィンゴミエリンである。	乳化剤	Fractionated lecithin Cephalin Lipoinositol

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
280	粉末セルロース (バルブを分解して得られた、セルロースを主成分とするものをいう。ただし、「微結晶セルロース」を除く。)		セルロース	バルブを分解して得られた、セルロースを主成分とするものである。	製造用剤	Powdered cellulose
281	粉末モミガラ (イネのみ殻から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)			イネ科イネ (<i>Orvza sativa</i> LINNE) ののみ殻を、微粉砕して得られたものである。主成分はセルロースである。	ガムベース	Powdered rice hulls
282	ペカンナッツ色素 (ペカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)	ピーカンナッツ色素	フラボノイド フラボノイド色素	クルミ科ペカン (<i>Carva pecan</i> ENGL. et GRAEBN.) の果皮又は渋皮より、熱時水若しくは含水エタノールで抽出して得られたもの又は熱時酸性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はフラボノイドである。褐色を呈する。	着色料	Pecan nut colour
283	ヘキササン			主としてn-ヘキササン (C ₆ H ₁₄) を含む。	製造用剤	Hexane
284	ペクチナーゼ		カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus alliaceus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus japonicus</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus pulverulentus</i> , <i>Aspergillus usami</i> , <i>Rhizopus oryzae</i> , <i>Trichoderma</i>)、細菌 (<i>Bacillus subtilis</i>)、担子菌 (<i>Corticium</i>) 若しくは酵母 (<i>Trichosporon</i>) の培養液より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、又は冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Pectinase
285	ペクチン			かんきつ類、リンゴ等から得られた、部分的にメチルエステル化されたポリガラクトuron酸などの水溶性多糖類を成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖又はデキストリンを含むことがある。	増粘安定剤	Pectin
286	ペクチン分解物 (「ペクチン」から得られた、ガラクトuron酸を主成分とするものをいう。)		分解ペクチン	「ペクチン」を、酵素で分解して得られたものである。主成分はガラクトuron酸である。	保存料	Pectin digests
287	ヘゴ・イチョウ抽出物 (イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。)			ヘゴ科ヘゴ (<i>Cvathea fauriei</i> COPEL.) 及びイチョウ科イチョウ (<i>Ginkgo biloba</i> LINNE) の葉を9:1の比率で混合し、熱時水で抽出して得られたものである。	酸化防止剤	Hego-Ginkgo leaf extract
288	ヘスペリジナーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus</i> , <i>Penicillium decumbens</i>) の培養液より、冷時～室温時水で抽出し、冷時～室温時濃縮後、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Hesperidinase
289	ヘスペリジン	ビタミンP		柑橘類の果皮、果汁又は種子より、室温時アルカリ性水溶液で抽出して得られたものである。成分はヘスペリジンである。	強化剤	Hesperidin Vitamin P
290	ベタイン			テンサイ (<i>Beta vulgaris</i> Linné) の糖蜜より、分離して得られたものである。成分はベタインである。	調味料	Betaine
291	ベニコウジ黄色素 (ベニコウジカビの培養液から得られた、キサントモナシン類を主成分とするものをいう。)	モナスカス黄色素	紅麹 紅麹色素 モナスカス モナスカス色素	子のう菌類ベニコウジカビ (<i>Monascus purpureus</i> WENT.) の培養液を乾燥し、粉砕したものより、微温時弱塩酸性エタノールで抽出し、中和して得られたものである。主色素はキサントモナシン類である。黄色を呈する。	着色料	Monascus yellow
292	ベニコウジ色素 (ベニコウジカビの培養液から得られた、アンカフラビン及びモナスコルブリンを主成分とするものをいう。)	モナスカス色素	紅麹 モナスカス	ベニコウジカビ (<i>Monascus pilosus</i> 又は <i>Monascus purpureus</i>) の培養液から得られた、アンカフラビン類及びモナスコルブリン類を主成分とするものである。	着色料	Monascus colour
293	ベニバナ赤色素 (ベニバナの花から得られた、カルタミンを主成分とするものをいう。)	カーサマス赤色素	フラボノイド フラボノイド色素 紅花赤 紅花色素	ベニバナ (<i>Carthamus tinctorius</i> Linné) の花から得られた、カルタミンを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Carthamus red
294	ベニバナ黄色素 (ベニバナの花から得られた、サフライエロー類を主成分とするものをいう。)	カーサマス黄色素	フラボノイド フラボノイド色素 紅花黄 紅花色素	ベニバナ (<i>Carthamus tinctorius</i> Linné) の花から得られた、サフライエロー類を主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Carthamus yellow
295	ベネズエラチクル (ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	カプーレ		アカテツ科ベネズエラチクル (<i>Manilkara williamsii</i> STANDL.) の幹枝より得られるラテックスを、脱水したもので得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Venezuelan chicle
296	ペプシン			動物又は魚類から得られた、たん白質分解酵素である。乳糖又はデキストリンを含むことがある。	酵素	Pepsin
297	ヘプタン			石油成分中、n-ヘプタンの沸点付近の留分である。	製造用剤	Heptane

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
298	ペプチダーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus soiae</i> , <i>Rhizopus oryzae</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus</i> , <i>Lactococcus lactis</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、除菌したもの、若しくはこれより、冷時エタノールで処理して得られたもの、又は培養液を固液分離、濃縮、ろ過して得られたものである。	酵素	Peptidase
299	ヘマトコッカス藻色素 (ヘマトコッカスの全藻から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。)		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロテノイド色素	ヘマトコッカス (<i>Haematococcus</i> spp.) の全藻から得られた、アスタキサンチン類を主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	着色料	<i>Haematococcus algae</i> colour
300	ヘミセルラーゼ	ペントサナーゼ	カルボヒドラーゼ	枯草菌 (<i>Bacillus subtilis</i>)、糸状菌 (<i>Aspergillus aculeatus</i> , <i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus usami</i> , <i>Humicola insolens</i> , <i>Trichoderma harzianum</i> , <i>Trichoderma koningii</i> , <i>Trichoderma longibrachiatum</i> , <i>Trichoderma viride</i>) 若しくは担子菌 (<i>Corticium</i> , <i>Pycnoporus coccineus</i>) の培養液より、冷時～微温水で抽出して得られたもの、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたもの、又は培養液を固液分離、濃縮、ろ過して得られたものである。	酵素	Hemicellulase
301	ヘム鉄			ヘモグロビンをタンパク分解酵素で処理したものより、分離して得られたものである。主成分はヘム鉄である。	強化剤	Heme iron
302	ヘリウム			⁴ He	製造用剤	Helium
303	ベントナイト		不溶性鉱物性物質	鉱床より採掘して得られたベントナイトを乾燥して得られたものである。主成分は含水ケイ酸アルミニウムである。	製造用剤	Bentonite
304	ホスホジエステラーゼ			糸状菌 (<i>Aspergillus niger</i> , <i>Penicillium citrinum</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出し、冷時エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Phosphodiesterase
305	ホスホリパーゼ	ホスファターゼ レシチナーゼ		動物のすい臓若しくはアブラナ科キャベツ (<i>Brassica oleracea</i> LINNE) より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、又は糸状菌 (<i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus niger</i>)、担子菌 (<i>Corticium</i>)、放線菌 (<i>Actinomadura</i> , <i>Nocardiosis</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、又はこれより含水エタノール若しくは含水アセトンで処理して得られたもの、樹脂精製後、アルカリ性水溶液で処理したものである。	酵素	Phospholipase
306	没食子酸			ウルシ科ヌルデ (<i>Rhus javanica</i> LINNE) に発生する五倍子、ブナ科 (<i>Quercus infectoria</i> OIIV.) に発生する没食子より、水、エタノール又は有機溶剤で抽出したタンニン、又はマメ科タラ (<i>Caesalpinia spinosa</i> (MOLINA) KUNTZE) の実の夾より、温時水で抽出したタンニンを、アルカリ又は酵素 (タンナーゼ) により加水分解して得られたものである。成分は没食子酸である。	酸化防止剤	Gallic acid
307	ホホバロウ (ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。)	ホホバワックス		ツグ科ホホバ (<i>Simmondsia californica</i> NUTT.) の果実より採油したホホバ脂より、分離して得られた高融点ロウ物質である。主成分はイコセン酸イコセニルである。	ガムベース	Jojoba wax
308	ポリフェノールオキシダーゼ	フェノラーゼ		糸状菌 (<i>Alternaria</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Coriolus</i>) 若しくは担子菌 (<i>Cvathus</i> , <i>Polyporus cinereus</i> , <i>Pycnoporus coccineus</i> , <i>Polyporus versicolor</i> , <i>Trametes</i>) の培養液より、冷時～室温水で抽出して得られたもの、冷時～室温時濃縮したもの、冷時エタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたもの、除菌後、冷時含水エタノールで処理して得られたもの、又は硫酸アンモニウム等で分画した後、脱塩処理して得られたものである。	酵素	Polyphenol oxidase
309	ε-ポリリシン	ε-ポリリジン	ポリリジン	放線菌 (<i>Streptomyces albulus</i>) の培養液より、イオン交換樹脂を用いて吸着、分離して得られたものである。成分はε-ポリリジンである。デキストリンを含むことがある。	保存料	ε-Polylysine
310	マイクロクリスタリンワックス	マイクロクリスタリンワックス		石油の減圧蒸留の残渣油又は重質留油から得られた固形の炭化水素の混合物で、主として分枝状及び直鎖状の飽和炭化水素からなる。	ガムベース 光沢剤	Microcrystalline wax
311	マクロホモプシスガム (マクロホモプシスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	マクロホモプシス 多糖類		マクロホモプシス属菌 (<i>Macrophomopsis (Fusicoccum)</i>) の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Macrophomopsis gum

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考	
	名称	別名					
312	マステック (ヨウニユウコウの分泌液から得られた、マステカジェノン酸を主成分とするものをいう。)			ウルシ科ヨウニユウコウ (<i>Pistacia lentiscus</i> LINNE) の分泌液より、低沸点部を蒸留により除去し、熱時エタノールで抽出し、エタノールを留去して得られたものである。主構成成分はマステカジェノン酸である。	ガムベース	Mastic gum	
313	マッサランドパチョコレート (マッサランドパチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科マッサランドパチョコレート (<i>Manilkara solimoesensis</i> GILLY.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Massaranduba chocolate	
314	マッサランドババラタ (マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)			アカテツ科マッサランドババラタ (<i>Manilkara huberi</i> (DUCKE) CHEVAL.) の幹枝より得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Massaranduba balata	
315	マリーゴールド色素 (マリーゴールドの花から得られた、キサントフィルを主成分とするものをいう。)		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロチノイド色素 マリーゴールド	マリーゴールド (<i>Tagetes patula</i> Linné若しくは <i>Tagetes erecta</i> Linné又はそれらの種間雑種) の花から得られた、キサントフィルを主成分とするものである。	着色料	Marigold colour	
316	マルトースホスホラーゼ			細菌 (<i>Plesiomonas</i>) の培養液の菌体を酵素 (リゾチーム) 処理した後、冷時～室温時水で抽出して得られたものである。	酵素	Maltose phosphorylase	
317	マルトトリオヒドラーゼ	G3生成酵素	アミラーゼ カルボヒドラーゼ	糸状菌 (<i>Penicillium</i>) 又は細菌 (<i>Bacillus subtilis</i> , <i>Microbacterium</i>) の培養液より、冷時～室温時除菌した後、濃縮して得られたものである。	酵素	Maltotriohydrolase	
318	未焼成カルシウム (貝殻、真珠の真珠層、造礁サンゴ、骨又は卵殻を乾燥して得られた、カルシウム塩を主成分とするものをいう。)		未焼成Ca			強化剤	Non-calcinated calcium
	貝殻未焼成カルシウム		貝カルシウム 貝Ca	貝殻を、殺菌、乾燥し、粉末にして得られたものである。主成分は炭酸カルシウムである。			Non-calcinated shell calcium
	骨未焼成カルシウム		骨カルシウム 骨Ca	獣骨又は魚骨を、殺菌、乾燥し、粉末にして得られたものである。主成分はリン酸カルシウムである。			Non-calcinated bone calcium
	サンゴ未焼成カルシウム		コーラルカルシウム コーラルCa サンゴカルシウム サンゴCa	イシサンゴ目 (<i>Scleractinia</i>) の造礁サンゴを、殺菌、乾燥し、粉末にして得られたものである。主成分は炭酸カルシウムである。			Non-calcinated coral calcium
	真珠層未焼成カルシウム		真珠層カルシウム 真珠層Ca	ウグイスガイ科アコヤガイ (<i>Pinctada fucata</i>) から得られる真珠の核を除いた真珠層を、殺菌、乾燥し、粉末にして得られたものである。主成分は炭酸カルシウムである。			Non-calcinated mother-of-pearl layer calcium
	卵殻未焼成カルシウム		卵殻カルシウム 卵殻Ca	卵殻を、殺菌、乾燥し、粉末にして得られたものである。主成分は炭酸カルシウムである。			Non-calcinated eggshell calcium
319	ミックストコフェロール (植物性油脂から得られた、d- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分とするものをいう。)	ミックスビタミンE 抽出トコフェロール 抽出ビタミンE	抽出V.E トコフェロール ビタミンE V.E ミックスV.E	植物性油脂から得られた、d- α -トコフェロール、d- β -トコフェロール、d- γ -トコフェロール及びd- δ -トコフェロールを主成分とするものである。食用油脂を含むことがある。	酸化防止剤 強化剤	Mixed tocopherols	
320	ミツロウ (ミチバチの巣から得られた、パルミチン酸ミリスルを主成分とするものをいう。)	オウロウ ピースワックス ベースワックス		ミツバチ (<i>Apis</i> spp.) の巣から得られた、パルミチン酸ミリスルを主成分とするものである。	ガムベース 光沢剤	Bees wax	
321	ミルラ (ボツヤクの分泌液から抽出して得られたものをいう。)	ミル		カンラン科ボツヤク (<i>Commiphora mukul</i> ENGL.) の分泌液より、低沸点部を蒸留により除去し、室温時エタノールで抽出し、エタノールを留去して得られたものである。成分としてコヒモールを含む。	ガムベース	Myrrh	
322	ムラサキイモ色素 (サツマイモの塊根から得られた、シアニジンアシルグルコシド及びペオニンアシルグルコシドを主成分とするものをいう。)		アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	サツマイモ (<i>Ipomoea batatas</i> Poir.) の塊根から得られた、シアニジンアシルグルコシド及びペオニンアシルグルコシドを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Purple sweet potato colour	
323	ムラサキトモロコシ色素 (トモロコシの種子から得られた、シアニジン-3- β -グルコシドを主成分とするものをいう。)	ムラサキコーン色素	アントシアニン アントシアニン色素	トモロコシ (<i>Zea mays</i> Linné) の種子から得られた、シアニジン3- β -グルコシドを主成分とするものである。デキストリン又は乳糖を含むことがある。	着色料	Purple corn colour	
324	ムラサキヤマイモ色素 (ヤマイモの塊根から得られた、シアニジンアシルグルコシドを主成分とするものをいう。)		アントシアニン アントシアニン色素 ムラサキヤマイモ野菜色素	ヤマイモ科ヤマイモ (<i>Dioscorea alata</i> LINNE) の紫色の塊根より、室温時水又は弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジンアシルグルコシドである。紫赤色を呈する。	着色料	Purple yam colour	
325	ムラミダーゼ			放線菌 (<i>Actinomyces</i> , <i>Streptomyces</i>) 又は細菌 (<i>Bacillus</i>) の培養液より、冷時～室温時除菌後、冷時～室温時濃縮し、冷時含水エタノールで抽出して得られたものである。	酵素	Muranidase	

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
326	メナキノン (抽出物) (アルトロバクターの培養液から得られた、メナキノン-四を主成分とするものをいう。)	ビタミンK ₂ (抽出物)	ビタミンK ₂ ビタミンK V. K ₂ V. K メナキノン	アルトロバクター属菌 (<i>Arthrobacter nicotianae</i>) の培養液から得られた、メナキノン-4を主成分とするものである。	強化剤	Menaquinone (extract) Vitamin K ₂ (extract)
327	メバロン酸			酵母 (<i>Saccharomyces fibuligera</i>) によるコースターブリーカー又はカゼイン由来のペプトンを主原料とする発酵培養液より、有機溶剤で抽出して得られたものである。成分はメバロン酸である。	製造用剤	Mevalonic acid
328	メラロイカ精油 (メラロイカの葉から得られた、精油を主成分とするものをいう。)			フトモコ科メラロイカ (<i>Melaleuca alternifolia</i> CHEEL) の葉より、水蒸気蒸留により得られたものである。成分は精油 (シロコ-テルピネン及びシロコ-テルピネン等) である。	酸化防止剤	Melaleuca oil
329	モウソウチク乾留物 (モウソウチクの茎を乾留して得られたものをいう。)		竹乾留物	イネ科モウソウチク (<i>Phyllostachys heterocycla</i> MITF.) の茎をチップ状にしたものを、減圧加熱下で乾留したもので得られたものである。	製造用剤	Mousouchiku dry distillate
330	モウソウチク抽出物 (モウソウチクの茎の表皮から得られた、2,6-ジメトキシ-1,4-ベンゾキノンを主成分とするものをいう。)			イネ科モウソウチク (<i>Phyllostachys heterocycla</i> MITF.) の茎の表皮を、粉碎したもので、微温時エタノールで抽出して得られたものである。成分として2,6-ジメトキシ-1,4-ベンゾキノンを含む。	製造用剤	Mousouchiku extract
331	木材チップ (ハシバミ又はブナの幹枝を粉砕して得られたものをいう。)	シュベアーネ		カバノキ科ハシバミ (<i>Corvulus heterophylla</i> FISCHER var. <i>thunbergii</i> BLUME) 又はブナ科ブナ (<i>Fagus crenata</i> BLUME) の幹枝を熱水殺菌したものを、粉砕して得られたものである。	製造用剤	Wood chip
332	木炭 (竹材又は木材を炭化して得られたものをいう。)			イネ科マダケ (<i>Phyllostachys bambusoides</i> SIEB. et ZUCC.) 若しくはイネ科モウソウチク (<i>Phyllostachys heterocycla</i> MITF.) の茎又はカバノキ科シラカバ (<i>Betula platyphylla</i> SUKAT. var. <i>japonica</i> HARA)、チョウセンマツ (<i>Pinus koraiensis</i> SIEB. et ZUCC.)、ブナ科ウバメガシ (<i>Quercus phylliraeoides</i>) 等の幹枝又は種子を、炭化して得られたものである。	製造用剤	Charcoal
333	モクロウ (ハゼノキの果実から得られた、グリセリンパルミタートを主成分とするものをいう。)	日本ロウハゼ脂	植物ワックス	キクウルシ科ハゼノキ (<i>Rhus succedanea</i> LINNE) の果実より、融解、さらしたもので得られたものである。主成分はグリセリンパルミタートである。	カムベース	Japan wax
334	木灰 (竹材又は木材を灰化して得られたものをいう。)			ブナ科ブナ (<i>Fagus crenata</i> BLUME) 等の幹枝を、灰化して得られたものである。	製造用剤	Timber ash
335	木灰抽出物 (「木灰」から抽出して得られたものをいう。)			ブナ科ブナ (<i>Fagus crenata</i> BLUME)、クスノキ科クスノキ (<i>Cinnamomum Camphora</i> SIEB.) 等の幹枝を灰化して得られた灰化物を、精製して得られたものである。	製造用剤	Timber ash extract
336	モモ樹脂 (モモの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)		ピーチガム	バラ科モモ (<i>Prunus persica</i> BATSCH) の幹枝の樹脂成分を、分離して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Peach gum
337	ヤマモモ抽出物 (ヤマモモの果実、樹皮又は葉から抽出して得られたものをいう。)			ヤマモモ (<i>Myrica rubra</i> Siebold et Zuccarini) の果実、樹皮又は葉から抽出して得られたものである。主成分はミリシトリンである。	酸化防止剤	Chinese bayberry extract
338	ユッカフォーム抽出物 (ユッカアラボレンス又はユッカシジガラ) の全草から得られた、サポニン を主成分とするものをいう。)	ユッカ抽出物	ユッカフォーム ユッカ・フォーム	ユッカ・ブレブフォリア (<i>Yucca brevifolia</i> Engelm.) 又はユッカ・シジガラ (<i>Yucca schidigera</i> Roesl ex Ortgies) の全草から得られた、サポニンを主成分とするものである。	乳化剤 製造用剤	Yucca foam extract Yucca joshua tree
339	ラカンカ抽出物 (ラカンカの果実から得られた、モグロンド類を主成分とするものをいう。)	ラカンカエキス	ラカンカ	ラカンカ (<i>Siraitia grosvenorii</i> C. Jeffrey ex A. M. Lu & Zhi Y. Zhang (= <i>Momordica grosvenorii</i> Swingle)) の果実から得られた、モグロンド類を主成分とするものである。	甘味料	Rakanka extract
340	ラクトパーオキシダーゼ			脱脂生乳又は乳清より、イオン交換樹脂で分離して得られたものである。	酵素	Lactoperoxidase
341	ラクトフェリン濃縮物 (ほ乳類の乳から得られた、ラクトフェリンを主成分とするものをいう。)		ラクトフェリン	ほ乳類の乳を脱脂分離したもので、乳清より、精製し、濃縮して得られたものである。主成分は、ラクトフェリンである。	製造用剤	Lactoferrin concentrates
342	ラック色素 (ラックカイガラムシの分泌液から得られた、ラッカイン酸類を主成分とするものをいう。)	ラッカイン酸	ラック	ラックカイガラムシ (<i>Laccifer</i> spp.) の分泌液から得られた、ラッカイン酸類を主成分とするものである。	着色料	Lac colour
343	ラノリン (ヒツジの毛に付着するろう様物質から得られた、高級アルコールと α -ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。)	羊毛ロウ		ヒツジの毛に付着するろう様物質から得られた、高級アルコールと α -ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものである。	カムベース 光沢剤	Lanolin
344	ラムザンガム (アルカリゲネスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	ラムザン多糖類	ラムザン	スフィンゴモナス属菌 (<i>Sphingomonas</i> sp.) の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものである。ショ糖、ブドウ糖、乳糖、デキストリン又はマルトースを含むことがある。	増粘安定剤	Rhamsan gum

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
345	L-ラムノース		ラムノース	「ルチン（抽出物）」又はミカン科アマダイダイ (<i>Citrus sinensis</i> OSBECK) 若しくはミカン科ウンシュウミカン (<i>Citrus unshiu</i> MARCOV.) の果皮、樹皮若しくは花に含まれる配糖体、又は大豆油、菜種油若しくはコーン油を発酵、濃縮分離して得られたものを、加水分解し、分離して得られたものである。成分はL-ラムノースである。	甘味料	L-Rhamnose
346	卵黄レシチン (卵黄から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。)	レシチン		卵黄より得られた卵黄油より、分離して得られたものである。主成分はレシチンである。	乳化剤	Yolk lecithin
347	L-リジン	L-リジン	リジン リジン	糖類を原料とした発酵により得られたものを、分離して得られたものである。成分はL-リジンである。	調味料 強化剤	L-Lysine
348	リゾチーム	卵白リゾチーム		卵白より、アルカリ性水溶液及び食塩水で処理し、樹脂精製して得られたもの、又は樹脂処理若しくは加塩処理した後、カラム精製若しくは再結晶により得られたもので、細菌の細胞壁物質を溶解する酵素である。	酵素	Lysozyme
349	リパーゼ	脂肪分解酵素	エステラーゼ	動物若しくは魚類の臓器、又は動物の舌下部より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの又は糸状菌 (<i>Aspergillus awamori</i> , <i>Aspergillus niger</i> , <i>Aspergillus oryzae</i> , <i>Aspergillus phoenicis</i> , <i>Aspergillus usami</i> , <i>Geotrichum candidum</i> , <i>Humicola</i> , <i>Mucor javanicus</i> , <i>Mucor miehei</i> , <i>Penicillium camembertii</i> , <i>Penicillium chrysogenum</i> , <i>Penicillium roquefortii</i> , <i>Rhizomucor miehei</i> , <i>Rhizopus delemar</i> , <i>Rhizopus japonicus</i> , <i>Rhizopus miehei</i> , <i>Rhizopus niveus</i> , <i>Rhizopus oryzae</i>)、放線菌 (<i>Streptomyces</i>)、細菌 (<i>Alcaligenes</i> , <i>Arthrobacter</i> , <i>Chromobacterium viscosum</i> , <i>Pseudomonas</i> , <i>Serratia marcescens</i>) 又は酵母 (<i>Candida</i>) の培養液より、冷時～微温時水で抽出して得られたもの、除菌したもの、冷時～室温時濃縮したもの、又はエタノール、含水エタノール若しくはアセトンで処理して得られたものである。	酵素	Lipase
350	リポキシゲナーゼ	リポキシダーゼ		植物油粕より、又は糸状菌 (<i>Rhizopus</i>) の培養液より、水で抽出して得られたものである。	酵素	Lipoxygenase
351	D-リボース		リボース	グラム陽性細菌 (<i>Bacillus pumilus</i> 又は <i>Bacillus subtilis</i>) によるD-グルコースの発酵培養液より、分離して得られたものである。成分はD-リボースである。	甘味料	D-Ribose
352	流動パラフィン	ミネラルオイルホワイト	パラフィン	石油から得た炭化水素類の混合物である。	製造用剤	Liquid paraffin
353	リンターセルロース (ワタの単毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)		セルロース	アオイ科ワタ (<i>Gossypium hirsutum</i> LINNE) の実の単毛を、精製して得られたものである。主成分はセルロースである。	製造用剤	Linter cellulose
354	ルチン酵素分解物 (「ルチン（抽出物）」から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)		イソクエルシトリン	ルチン（抽出物）（アズキ (<i>Vigna angularis</i> Ohwi et H. Ohashi) の全草、エンジュ (<i>Sophora japonica</i> Linne) のつばみ若しくは花又はソバ (<i>Fagopyrum esculentum</i> Moench) の全草から得られた、ルチンを主成分とするものをいう。) を酵素処理した後、精製して得られたものである。主成分はイソクエルシトリンである。	酸化防止剤	Enzymatically decomposed rutin
355	ルチン（抽出物） (アズキの全草、エンジュのつばみ若しくは花又はソバの全草から得られた、ルチンを主成分とするものをいう。)		フラボノイド ルチン		酸化防止剤 着色料	Rutin (extract)
	エンジュ抽出物			ルチン（抽出物）のうちエンジュ (<i>Sophora japonica</i> Linne) のつばみ又は花より、水、エタノール又はメタノールで抽出し、溶媒を除去して得られたものである。主成分はルチンである。		Enju extract Japanese pagoda tree extract
	アズキ全草抽出物			マメ科アズキ (<i>Azuki angularis</i> OHWI) の全草より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はルチンである。		Azuki extract
	ソバ全草抽出物			タデ科ソバ (<i>Fagopyrum esculentum</i> MOENCH) の全草より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はルチンである。		Buckwheat extract
356	ルテニウム			⁹⁶ Ru, ⁹⁸ Ru, ⁹⁹ Ru, ¹⁰⁰ Ru, ¹⁰¹ Ru, ¹⁰² Ru, ¹⁰⁴ Ru	製造用剤	Ruthenium
357	レイシ抽出物 (マンネンタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)	マンネンタケ抽出物	レイシ	サルノコシカケ目マンネンタケ (<i>Ganoderma lucidum</i> KARST.) の菌糸体若しくは子実体、又はその培養液より、水、エタノール又は二酸化炭素で抽出して得られたものである。	苦味料等	Mannentake extract
358	レッチュデバカ (レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)			クワ科レッチュデバカ (<i>Brosimum utile</i> (H. B. K) PITT.) の幹枝から得られたラテックスを、熱時水で洗浄し、水溶成分を除去して得られたものである。主成分はアミリンエステルである。	ガムベース	Leche de vaca
359	レバン (枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)	フラクタン		枯草菌 (<i>Bacillus subtilis</i> (EHR.) COHN) によるショ糖又はラフィノースの発酵培養液より、分離して得られたものである。主成分は多糖類である。	増粘安定剤	Levan

番号	品名		簡略名又は 類別名	基原・製法・本質	用途	備考
	名称	別名				
360	レンネット	キモン レンニン		反すう動物の第四胃より、室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、又は酵母菌 (<i>Kluyveromyces lactis</i>)、糸状菌 (<i>Mucor miehei</i> , <i>Mucor pusillus</i> LINDT, <i>Mucor</i> spp., <i>Rhizomucor miehei</i>)、担子菌 (<i>Irpex lacteus</i>) 若しくは細菌 (<i>Bacillus cereus</i> , <i>Cryphonectria parasitica</i> , <i>Escherichia coli</i> K-12等) の培養液より、室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、室温時濃縮したもの、又は、冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものである。	酵素	Rennet
361	L-ロイシン		ロイシン	動物性若しくは植物性タンパク質の加水分解により、又は糖類を原料とした発酵法により得られたものより、分離して得られたものである。成分はL-ロイシンである。	調味料 強化剤	L-Leucine
362	ログウッド色素 (ログウッドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。)			マメ科ログウッド (<i>Haematoxylon campechianum</i>) の心材より、熱時水で抽出して得られたものである。主色素はヘマトキシリンである。黒褐色を呈する。	着色料	Logwood colour
363	ロシディンハ (ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。)	ロジディンハ		アカテツ科シデロキシロン属 (<i>Sideroxylon</i>) の幹枝より得られたラテックスを、脱水したのもより得られたものである。主成分はアミリンアセタート及びポリイソブレンである。	ガムベース	Rosidinha
364	ロシン (マツの分泌液から得られた、アビエチン酸を主成分とするものをいう。)	ロジン		マツ科マツ (<i>Pinus palustris</i> MILL.) の樹皮の分泌液より、低沸点部を蒸留により除去して得られたものである。主構成成分はアビエチン酸である。	ガムベース	Rosin
365	ローズマリー抽出物 (マンネンロウの葉又は花から得られた、カルノシン酸、カルノソール及びロスマノールを主成分とするものをいう。)	マンネンロウ抽出物		シソ科マンネンロウ (<i>Rosmarinus officinalis</i> LINNE) の葉又は花より、二酸化炭素、温時～熱時含水エタノール若しくはエタノールで抽出して得られたもの、又は温時～熱時ヘキサン、メタノール若しくは含水メタノールで抽出し、溶媒を除去して得られたものである。有効成分は、フェノール性ジテルペノイド (ロスマノール、カルノソール及びカルノニン酸等) である。	酸化防止剤	Rosemary extract

天然香料基原物質リスト

基原物質名	別名	備考
アイスランドモス	アイスランド苔	Iceland moss
アカヤジオウ		Akayajio
アケビ		Akebia
アサ	麻	Hemp
アサフェチダ		Asafetida
アジアントム		Maidenhair fern
アジョワン		Ajowan
アズキ	小豆	Red beans
アスパラサスリネアリス	ルイボス、ロオイボス	Rooibos
アップルミント		Apple mint
アーティチョーク	チョウセンアザミ	Artichoke
アニス		Anise
アボカド		Avocado
アマ		Flax
アマチャ	甘茶	Amacha
アマチャヅル		Amachazuru
アミガサユリ		Amigasayuri
アミリス		Amyris
アーモンド		Almond
アリタソウ		Aritaso
アルカンナ		Alkanet
アルテミシア		Artemisia
アルニカ		Arnica
アルファルファ		Alfalfa
アロエ		Aloe
アロニア		Chokeberry
アンゴスツラ		Angostura
アンゴラウィード		Angola weed
アンズ	アブリコット	Apricot
アンズタケ		Anzutake, Chanterelle
アンゼリカ	アンゲリカ	Angelica
アンバー		Amber
アンバークリス	竜涎香	Ambergris
アンブレット		Ambrette
イカ		Squid
イカリソウ		Ikariso
イグサ		Rush
イースト	酵母	Yeasts
イタドリ		Itadori
イチゴ	ストロベリー	Strawberry
イチゴノキ	ストロベリーツリー	Strawberry tree
イチジク	フィグ	Fig
イチョウ		Ginkgo, Gingko
イヌゴマ	ベトニー	Betony
イノコヅチ		Inokozuchi
イランイラン		Ylang-ylang
イワオウギ		Iwaohgi
インペラトリア		Imperatoria
インモルテル		Immortelle, Everlasting flower
ウィンターグリーン		Wintergreen
ウォータークレス	オランダガラシ	Water cress
ウコギ		Ukogi
ウコン	ターメリック	Turmeric
ウスバサイシン		Usubasaishin
ウッドラフ	クルマバソウ	Woodruff
ウニ		Sea urchin
ウメ		Ume, Japanese apricot
ウーロンチャ		Oolong tea
エゴマ		Egoma
エノキダケ		Enokidake
エビ		Lobster, Prawn, Shrimp
エビスグサ		Ebisugusa
エリダロン		Erigeron
エルダー	セイヨウニワトコ	Elder
エレウテロコック		Eleutherococcus
エレカンペン		Elecampane
エレミ		Elemi

基原物質名	別名	備考
エンゴサク		Engosaku
エンジュ		Enju, Japanese-pagoda-tree
エンダイブ	キクヂンヤ	Endive
欧州アザミ		Blessed thistle
オウレン		Goldthread
オオアザミ		Milk thistle
オオバコ	プランテン	Plantain
オカゼリ		Cnidium fruit
オキアミ		Krill
オーク		Oak
オークモス		Oak moss
オケラ		Okera
オスマンサス	モクセイ	Osmanthus
オポポナックス		Opoponax
オミナエシ		Ominaeshi
オモダカ		Sagiomodaka
オランダセンニチ		Para cress
オリガナム		Origanum
オリス		Orris
オリバナム	乳香	Olibanum
オリーブ		Olive
オールスパイス		Allspice
オレンジ		Orange
オレンジフラワー		Orange flower
カイ	貝	Shellfish
海藻	シーウィード	Seaweed
カイニンソウ		Kaininso
カカオ	ココア	Cacao
カキ	柿	Japanese persimmon
カサイ	果菜	Fruit vegetables
カシューナッツ		Cashew nut
カスカラ		Cascara
カスカリラ		Cascarilla
カストリウム	海狸香	Castoreum
カタクリ		Katakuri
カツオブシ		Dried bonito
カッシー		Cassie
カッシャフィスチュラ		Purging cassia
カテキュ		Catechu
カニ		Crab
カーネーション		Carnation
カノコソウ		Valerian
カモミル		Camomile
カヤブテ		Cajeput, Cajuput
カラクサケマン		Fumitory
カラシ	マスタード	Mustard
カラスウリ		Karasuuri
カラスビシャク		Karasubishaku, Dragon root
カラバッシュナツメグ		Calabash nutmeg
ガラナ		Guarana
カラマンシー	シキキツ	Calamondin
カラミント		Calamint
カラムス		Calamus
ガランガ		Galanga
カーラント		Currant
カリッサ		Carissa, Karanda
カリン		Chinese quince
カルダモン	ショウズク	Cardamon
カ ^ラ ルバナム		Galbanum
カレー		Curry powder
カレーリーフ	カリーリーフ	Curry leaf
カワミドリ		Kawamidori
カンゾウ	リコリス	Licorice
ガンビア		Gambir
カンラン		Chinese olive
キウイーフルーツ		Kiwifruit
キカイガラタケ		Kikaigaratake
キキョウ		Kikyo, Baloon flower
キク		Chrysanthemum
キクラゲ		Kikurage, Jew' s-ear
キササゲ		Kisasage

基原物質名	別名	備考
ギシギシ		Gishigishi, Dock
キダチアロエ		Kidachi aloe
キナ		Cinchona
キハダ		Kihada
キバナオウギ		Kibanaohgi
ギボウシ		Giboshi
ギムネマシルベスタ		Gymnema sylvestre
キャットニップ	イヌハッカ	Catnip
キャラウェイ	ヒメウイキョウ	Caraway
キャラブ	イナゴマメ、カロブ	Carob, Locust bean
キュウリ	キューカンパー	Cucumber
キラヤ		Quillaja, Quillaia
キンミズヒキ		Agrimony
グアバ		Guava
グアヤク		Guaiacum
クコ		Kuko
クサスギカズラ		Kusasugikazura
クサボケ	シドミ	Kusaboke, Dwarf Japanese quince
クズ		Kuzu, Thunberg kudzu vine
クスノキ		Camphor tree
クスノハガシワ		Kamala
グーズベリー		Gooseberry
クチナシ	ガーデニア	Gardenia
クベバ		Cubeb
クマコケモモ		Bearberry
グミ		Gumi, Oleaster
クミン		Cumin
グラウンドアイビー	カキドウシ	Ground ivy
クララ	クサエンジュ	Kurara
クラリセージ		Clary sage
クランベリー		Cranberry
クリ	チェスナッツ	Chestnut
クルミ	ウォルナッツ	Walnut
クリーム		Cream
グレインオブパラダイス		Grains of paradise
クレタディタニー		Dittany of Crete
グレープフルーツ		Grapefruit
クローバー		Clover
クローブ		Clove
クロモジ		Kuromoji
クロレラ		Chlorella
クワ	マルベリー	Mulberry
クワシヤ	ニガキ	Quassia
ケイパー	ケーパー	Caper
ゲットウ	月桃	Getto
ケード		Cade
ケブラコ		Quebracho
ゲルマンダー		Germander
ケンチュール		Kencur
ケンボナシ		Kenponashi, Japanese raisin tree
ゲンノショウコ	フウロソウ	Gennoshoko
コウジ		Koji
コウタケ		Koutake
コウチャ	紅茶	Black tea
コウホネ		Kohone
コカ		Coca
コガネバナ		Koganebana
コクトウ	黒糖	Brown sugar
コクルイ	穀類	Cereals
ココナッツ	ココヤシ	Coconut
コゴメグサ	アイブライト	Eyebright
ゴシュユ		Goshuyu
コショウ	ペパー	Pepper
コスタス		Costus
コストマリー		Costmary
コバイバ		Copaiba
コーヒー		Coffee
コブシ	ヤマモクレン	Kobushi
ゴボウ		Burdock
ゴマ	セサミ	Sesame
コーラ		Cola

基原物質名	別名	備考
コリアンダー	コエンドロ	Coriander
コルツフト	フキタンボボ	Coltsfoot
ゴールドデンロッド		Golden rod
コロンボ		Colombo
コンサイ	根菜	Root and tuber vegetables
コンズランゴ		Kondurango
コンブ		Kombu kelp
コンフリー		Comfrey
サイプレス	イトスギ、シプレス	Cypress
魚	フィッシュ	Fish
サクラ		Cherry tree
サクランボ	チェリー	Cherry
ザクロ	グレナディン	Common pomegranate
サケカス	酒粕	Pressed sake cake
ササ		Sasa, Bamboo grass
ササクサ		Sasakusa
サーチ		Sea buckthorn
サッサfras		Sassafras
サフラン		Saffron
サボジラ		Sapodilla
サボテン		Cactus
サラシナショウマ		Sarashinashoma
サルサパリラ		Sarsaparilla
サルシファイ	セイヨウゴボウ	Salsify
サルノコシカケ		Sarunokoshikake
サンザシ	ハウソーン	Hawthorn
サンシュユ		Sanshuyu
サンショウ		Japanese pepper
サンタハーブ		Santa herb
サンダラック		Sandarac
サンダルウッド	ビャクダン	Sandalwood
サンダルレッド	シタン	Red sandalwood
シイタケ		Shiitake
ジェネ	エニシダ	Genet
シソ		Perilla
シダー	セダー	Cedar
シトラス	カンキツ	Citrus
シトロネラ		Citronella
シヌス		Schinus molle
シベット	霊猫香	Civet
シマルーバ		Simarouba
シメジ		Shimeji
シャクヤク		Shakuyaku, Chinese peony
ジャスミン		Jasmin
ジャノヒゲ		Janohige
ジャボランジ	ヤボランジ	Jaborandi
シャロット		Shallot
シュクシャ		Shukusha
ジュウニヒトエ	ビューグル	Bugle
ジュニパーベリー	ネズ	Juniper berry
ショウガ	ジンジャー	Ginger
ショウユ		Soy sauce
ショウユカス		Pressed soy sauce cake
ジョウリュウシュ	蒸留酒	Spirits
ショウロ		Shoro
シルバーウィード		Silver weed
シロタモギタケ	ブナシメジ	Elm-mushroom
ジンセン	高麗ニンジン	Ginseng
シナモン		Cinnamon
酢	ピネガー	Vinegar
スイカ	ウォーターメロン	Watermelon
スイセン	ナルシス	Narcissus
スギ		Sugi, Peacock pine
スターアニス	ダイウイキョウ	Star anise
スターフルーツ	キャランボラ	Starfruit, Carambola
スチラックス		Styrax
スッポン		Suppon, Snapping turtle
スッポンタケ		Suppontake
ズドラベツ		Zdravetz
スネークルート		Snakeroot, Serpentry
スパイクナード		Spikenard

基原物質名	別名	備考
スピネル		Spignel
スプルース	ヘムロック	Spruce
スペアミント	ミドリハッカ	Spearmint
スベリヒユ		Suberihiyu, Pigweed
スローベリー		Sloe berry
セイボリー	キダチハッカ	Savory
セイヨウダイコンソウ		Avens, Herb bennet
セイヨウナナカマド		Rowan tree, European mountain ash
セキショウ		Sekisho
セージ		Sage
ゼドアリー		Zedoary
セネガ		Senega
ゼラニウム		Geranium
セロリー		Celery
センキュウ		Senkyu
センタウリア		Centaury
センダン		Sendan
セントジョーンズウォルト	セイヨウオトギリソウ	St. John's wort
センナ		Senna
ソース		Sauces
ダイオウ	ルバーブ	Rhubarb
ダイズ	大豆	Soybeans
タイム	タチジャコウソウ	Thyme
タケノコ		Bamboo shoot
タコ		Octopus
タデ		Tade, Water pepper
ダバナ		Davana
タマゴ	エッグ	Egg
タマゴタケ		Royal agaric
タマネギ	オニオン	Onion
タマリンド		Tamarind
ダミアナ		Damiana
タモギタケ	ヒメヒラタケ	Tamogitake
タラゴン	エストラゴン	Tarragon
タラノキ		Tara, Angelica tree
タンジー	ヨモギギク	Tansy
タンジェリン	マンダリン	Tangerine, Mandarin
タンポポ	ダンデリオン	Dandelion
チェリモラ	チェリモヤ	Cherimoya
チェリーローレル		Cherry laurel
チェリーワイルド		Wild cherry
チガヤ		Chigaya
チコリ		Chicory
チーズ		Cheese
チチタケ		Chichitake
チャイブ		Chive
チャービル		Chervil
チャンパカ		Champac
チュベローズ	月下香	Tuberose
チョウセンゴミシ		Chosengomishi
チラータ		Chirata
ツクシ		Tsukushi, Fern-ally
ツケモノ	漬物	Pickled products
ツタ		Ivy
ツバキ	カメリア	Camellia
ツユクサ		Tsuyukusa
ツリガネニンジン		Tsuriganeninjin
ツルドクダミ		Tsurudokudami
ディアタング	リアトリス	Deertongue
ティスル	キバナアザミ	Thistle
ディタニー		Dittany
ディル	イノンド	Dill
デーツ	ナツメヤシ	Date palm
テンダイウヤク		Lindera root
テンマ		Tenma
テンリョウチャ		Tenryocha
トウガラシ	カプシカム	Capsicum
トウキ		Toki
ドウショクブツタンパクシツ	動植物蛋白質	Proteins
ドウショクブツユシ	動植物油脂	Oil and fats
トウミツ	糖蜜、モラセス	Molasses

基原物質名	別名	備考
トウモロコシ	コーン	Maize
ドクダミ		Dokudami
トチュウ		Tochu
ドッググラス		Dog grass, Couch grass
トマト		Tomato
ドラゴンブラッド		Doragon's blood
ドリアン		Durian
トリュフ		Truffle
トルーバルサム		Tolu balsam
トンカ	トンコ	Tonka beans
ナギナタコウジュ		Naginatakoju
ナシ	ペア	Pear
ナスターシャム		Common nasturtium
ナッツ		Nut
ナットウ	納豆	Natto
ナツメ		Jujube
ナツメグ	ニクヅク、メース	Nutmeg, Mace
ナデシコ		Nadeshiko
ナメコ		Nameko
ナラタケ		Naratake
ナンテン		Nanten
ニアウリ		Ti-tree
ニューサンキンバイヨウエキ	乳酸菌培養液	Cultured lactic acid bacteria solution
ニレ	エルム	Elm
ニンジン	キャロット	Carrot
ニンニク	ガーリック	Garlic
ネズミモチ		Nezumimochi
ネットル	イラクサ	Nettle
ネムノキ		Nemunoki, Silk tree
ノットグラス	ニワヤナギ	Knotgrass
ノリ	海苔	Nori, Laver
バイオレット	スマレ	Violet
パイナップル		Pineapple
ハイビスカス	ローゼル	Hibiscus, Roselle
麦芽	モルト	Malt
ハコベ		Hakobe, Common chickweed
バシクルモン		Basikurumon
バジル	メボウキ	Basil
ハス		Lotus
ハスカップ		Hasukappu
パースニップ	アメリカボウフウ	Parsnip
パセリ	オランダゼリ	Parsley
バター		Butter
バターオイル		Butter oil
バターミルク		Butter milk
バーチ	カバノキ	Birch
ハチミツ	ハネー	Honey
パチュリー	パチョリ	Patchouli
ハッカ		Corn-mint, Japanese mint
バックビーン		Buckbeans
ハッコウシュ	発酵酒	Fermented alcoholic beverages
ハッコウニユウ	発酵乳	Fermented milk
ハッコウミエキ	発酵味液	Fermented seasoning solution
パッションフルーツ	クダモノトケイソウ	Passion fruit
ハツタケ		Hatsutake
バッファローベリー		Buffaloberry
ハトムギ		Job's tears
ハナスゲ		Hanasuge
バナナ		Banana
バニラ	ワニラ	Vanilla
ハネーサックル	スイカズラ	Honeysuckle
パパイヤ		Papaya
バーベリー	メギ	Barberry
ハマゴウ		Hamago
ハマスゲ		Hamasuge
ハマナス		Hamanasu, Rugosa rose
ハマボウフウ		Hamabofu
ハマメリス		Winter bloom
バラ	ローズ	Rose
パルマローザ		Palmarosa

基原物質名	別名	備考
パングナ		Pandanus
パンレイシ	シヤカトウ	Sugar apple, Sweet sop
ヒキオコシ		Hikiokoshi
ヒシ		Hishi, Water chestnut
ピスタチオ		Pistachio
ヒソップ	ヤナギハッカ	Hyssop
ヒッコリー		Hickory
ピーナッツ	ラッカセイ	Peanut
ヒノキ		Hinoki
ヒバ		Hiba
ピプシシワ		Common popsissewa
ヒマワリ		Sunflower
ヒメハギ		Himehagi
ヒヤシンス		Hyacinth
ヒヨドリバナ		Eupatorium
ヒラタケ		Hiratake
ビワ		Biwa, Loquat
ピンピネラ		Burnet
ビンロウ		Areca nut, Betel nut
フェイジョア		Feijoa, Pineapple guava
フェネグreek	コロハ	Fenugreek
フェネル	シヨウウイキョウ	Fennel
フジバカマ		Fujibakama
フジモドキ		Fujimodoki
フスマ		Bran
フーゼル油		Fusel oil
プチグレイ		Petitgrain
ブチュ	ブッコ	Buchu
ブドウ	グレープ	Grape
ブドウサケカス	ブドウ酒粕	Wine lees
フトモモ		Rose apple
ブナ		Beech
ブナハリタケ		Bunaharitake
ブラックキャラウェイ	ニジェラ	Black caraway, Nigella
ブラックベリー		Blackberry
プラム	スモモ	Plum
ブリオニア		Bryonia
ブリックリーアッシュ	アメリカサンショウ	Prickly ash
プリムローズ	サクラソウ	Primrose
プルネラ	ウツボグサ	Prunella, Self-heal
ブルーベリー		Blueberry
ブレッドフルーツ	パンノキ	Breadfruit
ヘイ		Hay
ベイ		Bay
ヘーゼルナッツ	ハシバミ	Hazelnut
ヘザー	ヒース	Heather
ベチバー	ベチベルソウ	Vetiver
ベétel	キンマ	Betel
ベニノキ		Annatto
ベニバナ	サフラワー	Safflower
ペニーロイヤル	メグサハッカ	Pennyroyal
ペパーミント	セイヨウハッカ	Peppermint
ヘビ		Snake
ペピーノ		Pepino
ペプトン		Peptone
ペリトリー		Pellitory
ベルガモット		Bergamot
ベルガモットミント		Bergamot mint
ペルーバルサム		Peru balsam
ベルベナ	バーベナ、ベルベイン	Verbena, Vervain
ベロニカ		Veronica
ベンゾイン	安息香	Benzoin
ヘンナ		Henna
ボアドローズ	ローズウッド	Rosewood
ホアハウンド	ニガハッカ	Hoarhound
ホウ		Haw
ホウキタケ		Houkitake
ホウショウ	芳樟	Houshou
ボウフウ		Saposhnikovia root
ホエイ		Whey
ホオノキ		Honoki

基原物質名	別名	備考
ホースミント	ヤグルマハッカ	Horsemint
ホースラディッシュ	セイヨウワサビ、ワサビダイコン	Horseradish
ボタン		Moutan bark
ホップ		Hop
ポピー		Poppy
ポプラ		Poplar
ポポー		Papaw
ホホバ		Jojoba
ホヤ		Sea squirt
ボルドー		Boldo
ボロニア		Boronia
マイタケ		Maitake
マグウォルト		Mugwort
マシュマロー	ウスベニタチアオイ	Marshmallow
マジョラム	マヨラナ	Marjoram
マスティック		Mastic
マソイ		Massoi
マタタビ		Matatabi, Silver vine
マチコ		Matico
マツ	パイン	Pine
マツオウジ		Matsuoji
マッシュルーム		Mushroom
マツタケ		Matsutake
マツブサ		Matusbusa
マツホド		Matsuhodo
マテチャ	マテ	Mate tea
マメ		Beans
マリーゴールド		Marigold
マルバダイオウ	食用ダイオウ	Garden rhubarb, Edible rhubarb
マルメロ	クインス	Quince
マレイン		Mullein
マロー	ゼニアオイ	Mallow
マンゴー		Mango
マンゴスチン		Mangosteen
マンナノキ		Manna ash
ミカン		Mikan
ミシマサイコ		Mishimasaiko
ミソ	味噌	Miso, Soybean paste
ミツマタ		Mitsumata
ミツロウ	オウロウ、 beesワックス、 beesワックス	Bees wax
ミート	肉	Meat
ミモザ		Mimosa
ミョウガ		Myoga
ミルク		Milk
ミルテ		Myrtle
ミルfoil	セイヨウノコギリソウ	Milfoil
ミルラ	没薬	Myrrh
ミロバラン		Myrobalan
ムカゴニンジン	スキレット	Skirret
ムギチャ	ムギ茶	Roasted barley
ムスク		Musk
ムラサキ		Murasaki, Gromwell
メスキート		Mesquite
メドウスイート	シモツケソウ	Meadowsweet
メハジキ		Mehajiki
メープル	サトウカエデ	Maple
メリッサ	バーム	Melissa, Balm
メリロット		Melilot
メロン		Melon
モウセンゴケ		Sundew
モニリアバイヨウエキ	モニリア培養液	Cultured Moniliaceae solution
モミノキ	ファー	Fir
モモ	ピーチ	Peach
モロヘイヤ		Jew's mallow
ヤクチ		Yakuchi
ヤドリギ		Mistletoe
ヤマブシタケ		Yamabushitake
ヤマモモ		Chinese bayberry
ユーカリ		Eucalyptus
ユキノシタ		Yukinoshita
ユズ		Yuzu

基原物質名	別名	備考
ユッカ		Yucca
ユリ	リリー	Lily
ヨウサイ	葉菜	Leaf vegetables
ヨロイザク		Yoroigusa
ライオンズフット		Lion's foot
ライチ		Litchi
ライフエバーラスティングフラワー		Life-everlasting flower
ライム		Lime
ライラック	リラ	Lilac
ラカンカ		Rakanka, Lo han kuo
ラカンショウ		Long-leaved podocarp
ラズベリー		Raspberry
ラタニア		Rhatany
ラディッシュ	ハツカダイコン	Radish
ラブダナム	システ	Labdanum, Ciste
ラベンダー		Lavender
ラングウォルト		Lungwort
ラングモス		Lungmoss
ランブータン		Ramboutan
リキュール		Liqueur
リーク		Leek
リツェア	タイワンヤマクロモジ	Litsea
リナロエ		Linaloe
リュウガン		Longan
リュウゼツラン		Century plant
リョウフンソウ		Ryofunso
リョクチャ	緑茶	Green tea
リンゴ	アップル	Apple
リンデン	ボダイジュ	Linden
リンドウ		Gentian
ルー	ヘンルーダ	Rue
ルリジサ		Borage
レセダ	モクセイソウ	Reseda
レモン		Lemon
レモングラス		Lemongrass
レンギョウ		Rengyo
レンゲ		Renge
レンブ		Wax jambu, Mankil
ローズマリー	マンネンロウ	Rosemary
ロベージ		Lovage
ローレル	ゲッケイジュ	Laurel
ロンゴザ		Longose
ワサビ		Wasabi
ワスレナグサ		Forger me not, Mouse ears
ワタフジウツギ		Watafujiutsugi
ワームウッド	ニガヨモギ	Wormwood
ワームシード		Wormseed
ワラビ		Warabi, Eagle fern
ワレモコウ		Waremoko, Garden burnet

一般に食品として飲食に供されている物であって
添加物として使用される品目リスト

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
アカキヤベツ色素	ムラサキキヤベツ色素	アカキヤベツ アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	アブラナ科キヤベツ (<i>Brassica oleracea</i> LINNE var. <i>capitata</i> DC.) の赤い葉 (赤キヤベツ、紫キヤベツ) より、室温時弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジンアシルグリコシドである。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Red cabbage colour
アカゴメ色素		アカゴメ アントシアニン アントシアニン色素	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の赤い種子 (赤米) より、温時水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色を呈する。	着色料	Red rice colour
アカダイコン色素		アカダイコン アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	アブラナ科ダイコン (<i>Raphanus sativus</i> LINNE) の赤紫の根 (赤ダイコン) より、室温時水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素はペラルゴニンアシルグリコシドである。	着色料	Red radish colour
アズキ色素		アズキ	マメ科アズキ (<i>Azuki angularis</i> OHWI) の種子より水で抽出して得られたもの、又はこれを乾燥したものである。赤色を呈する。	着色料	Azuki colour
アマチャ抽出物	アマチャエキス	アマチャ	ユキノシタ科アマチャ (<i>Hydrangea macrophylla</i> SER. var. <i>thunbergii</i> MAKINO) の葉より、水で抽出して得られたものである。甘味成分はフィロズルシンである。	甘味料	Amacha extract Hydrangea leaves extract
イカシミ色素		イカ墨	コウイカ科モンゴウイカ (<i>Sepia officinalis</i> LINNAEUS) 等の墨袋の内容物を水洗いしたものより、弱酸性含水エタノール及び含水エタノールで洗浄し、乾燥したものである。主色素はユーメラニンである。黒色を呈する。	着色料	Sepia colour
ウグイスカグラ色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	スイカズラ科ロミノウグイスカグラ (<i>Lonicera caerulea</i> LINNE var. <i>emphylocalyx</i> NAKAI) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Uguisukagura colour
ウコン	ターメリック			着色料	Turmeric
エタノール	エチルアルコール	アルコール 酒精	デンプン、糖蜜を原料とし、糖化、発酵後、蒸留して得られたものである。成分は専売法による発酵アルコールである。	製造用剤	Ethanol
エルダーベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	スイカズラ科エルダーベリー (<i>Sambucus caerulea</i> RAFIN., <i>Sambucus canadensis</i> LINNE, <i>Sambucus nigra</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素は、シアニジングリコシド、デルフィニジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Elderberry colour
オクラ抽出物			アオイ科オクラ (<i>Abelmoschus escaulentus</i> MOENCH) のさやより、水で抽出して得られた粘質物である。	増粘安定剤	Okra extract
オリーブ茶			モクセイ科オリーブ (<i>Olea europaea</i> LINNE) の葉より、茶と同様の製法により製したものである。	着色料 苦味料等	Olive tea
海藻セルロース		セルロース	海藻を、乾燥、粉砕して得られたセルロースである。	増粘安定剤	Seaweed cellulose
カウベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科コケモモ (<i>Vaccinium Vitis-Idaea</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシド及びデルフィニジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Cowberry colour
果汁	フルーツジュース	着色料	着色料	着色料	Fruit juice
ウグイスカグラ果汁	ウグイスカグラジュース				Uguisukagura juice
エルダーベリー果汁	エルダーベリージュース				Elderberry juice
オレンジ果汁	オレンジジュース				Orange juice
カウベリー果汁	カウベリージュース				Cowberry juice
グースベリー果汁	グースベリージュース				Gooseberry juice
クランベリー果汁	クランベリージュース				Cranberry juice
サーモンベリー果汁	サーモンベリージュース				Salmonberry juice
ストロベリー果汁	ストロベリージュース				Strawberry juice

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
ダークスイートチェリー果汁	ダークスイートチェリージュース				Dark sweet cherry juice
チェリー果汁	チェリージュース				Cherry juice
チンブルベリー果汁	スィムブルベリージュース				Thimbleberry juice
デュベリー果汁	デュベリージュース				Dewberry juice
パイナップル果汁	パイナップルジュース				Pineapple juice
ハクルベリー果汁	ハクルベリージュース				Huckleberry juice
ブドウ果汁	ブドウジュース、グレープ果汁、グレープジュース				Grape juice
ブラックカラント果汁	ブラックカラントジュース				Black currant juice
ブラックベリー果汁	ブラックベリージュース				Blackberry juice
プラム果汁	プラムジュース				Plum juice
ブルーベリー果汁	ブルーベリージュース				Blueberry juice
ベリー果汁	ベリージュース				Berry juice
ボイセンベリー果汁	ボイセンベリージュース				Boysenberry juice
ホワートルベリー果汁	ホワートルベリージュース				Whortleberry juice
マルベリー果汁	マルベリージュース				Mulberry juice
モレロチェリー果汁	モレロチェリージュース				Morello cherry juice
ラズベリー果汁	ラズベリージュース				Raspberry juice
レッドカラント果汁	レッドカラントジュース				Red currant juice
レモン果汁	レモンジュース				Lemon juice
ローガンベリー果汁	ローガンベリージュース				Loganberry juice
カゼイン	酸カゼイン	乳たん白	牛乳又は脱脂乳より、酸処理による沈殿によって得られたタンパク質である。	製造用剤	Casein
褐藻抽出物	褐藻粘質物		アラメ、オキナワモズク、コンブ又はワカメより、水で抽出して得られたものである。成分はポリウロン酸及び硫酸多糖である。	増粘安定剤	Kelp extract
カンゾウ末		カンゾウ	マメ科ウルラルカンゾウ (<i>Glycyrrhiza uralensis</i> FISCHER)、マメ科チョウカカンゾウ (<i>Glycyrrhiza inflata</i> BATALIN) 又は、マメ科ヨウカンゾウ (<i>Glycyrrhiza glabra</i> LINNE) の根茎を粉碎したものである。甘味成分はグリチルリチン酸である。	甘味料	Powdered licorice
寒天				製造用剤	Agar
グーズベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科グーズベリー (<i>Ribes grossularia</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Gooseberry colour
クランベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科クランベリー (<i>Oxycoccus macrocarpus</i> PERS.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシド、ペラルゴニジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Cranberry colour
グルテン				増粘安定剤	Gluten
グルテン分解物				増粘安定剤	Gluten decomposites
クロレラ抽出液		クロレラエキス	緑藻類クロレラ (<i>Chlorella</i>) を、熱時水で抽出後、濃縮、精製して得られたものである。	調味料 製造用剤	Chlorella extract
クロレラ末			緑藻類クロレラ (<i>Chlorella</i>) を、乾燥し、粉末化したものである。	着色料	Powdered chlorella
ココア	ココアパウダー			着色料	Cocoa
小麦粉				製造用剤	Wheat flour
コムギ抽出物			イネ科コムギ (<i>Triticum aestivum</i> LINNE) の種子 (玄麦) を、ばい煎後、熱時水で抽出して得られたものである。	製造用剤	Wheat extract

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
コラーゲン				製造用剤	Collagen
コンニャクイモ抽出物	グルコマンナン		サトイモ科コンニャク (<i>Amorphophallus konjac</i>) の根茎を、乾燥、粉碎後、含水エタノールで洗浄して得られたもの、又はこれを冷時～温時水で抽出して得られたもので、グルコースとマンノースで構成される多糖類からなる。	増粘安定剤 製造用剤	Konjac extract
サツマイモセルロース		セルロース	ヒルガオ科サツマイモ (<i>Ipomoea batatas</i> POIR.) の塊根より得られたものである。主成分はセルロースである。	製造用剤 増粘安定剤	Sweetpotato cellulose
サフラン				着色料	Saffron
サフラン色素		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロテノイド色素 クロシン サフラン	アヤメ科サフラン (<i>Crocus sativus</i> LINNE) の雌芯頭より、エタノールで抽出して得られたものである。主色素は、カロテノイド系のクロシン、クロセチンである。黄色を呈する。	着色料	Saffron colour
サーモンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科サーモンベリー (<i>Rubus spectabilis</i> PURSH.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Salmonberry colour
シソ色素		アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	シソ科シソ (<i>Perilla frutescens</i> BRITT. var. <i>acuta</i> KUDO) の葉より、室温時水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素は、シソニン、マロニルシソニンである。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Beefsteak plant colour Perilla colour
ストロベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科オランダイチゴ (<i>Fragaria ananassa</i> DUCHESNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素は、シアニジングリコシド、ペラルゴニジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Strawberry colour
ゼラチン				製造用剤	Gelatin
ダイズ多糖類	ダイズヘミセルロース		マメ科ダイズ (<i>Glycine max</i> MERRILL) の種子から得られた多糖類である。主成分はヘミセルロースである。	製造用剤 増粘安定剤	Soybean polysaccharides
ダイダイ抽出物			ミカン科ダイダイ (<i>Citrus aurantium</i> LINNE) の果皮より、エタノールで抽出して得られたものである。主成分はリモニンである。	苦味料等	Daidai extract
ダークスイートチェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 チェリー色素	バラ科セイヨウミザクラ (<i>Prunus avium</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Dark sweet cherry colour
チェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素	バラ科カラミザクラ (<i>Prunus pauciflora</i> BUNGE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシドである。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Cherry colour
チコリ色素		チコリ 野菜色素	キク科キクニガナ (<i>Cichorium intybus</i> LINNE) の根をばい煎したものより、温時水で抽出して得られたものである。黄褐色を呈する。	着色料	Chicory colour
茶		抹茶		着色料	Tea
チンブルベリー色素	スィムブルベリー色素	アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科クロミキイチゴ (<i>Robus occidentalis</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Thimbleberry colour
デュベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科オオナワシロイチゴ (<i>Rubus caesius</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	European dewberry colour
トウモロコシセルロース	コーンセルロース	セルロース	イネ科トウモロコシ (<i>Zea mays</i> LINNE) の種皮から得られたものである。主成分はセルロース、ヘミセルロース及びリグニンである。	製造用剤	Corn cellulose
ナタデココ	醸造セルロース 発酵セルロース	セルロース		増粘安定剤 製造用剤	Fermentation-derived cellulose
乳酸菌濃縮物		乳酸菌	乳酸菌を培養した後、集菌、濃縮し、凍結又は乾燥したものである。	酵素	Lactic acid bacteria concentrates

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
ノリ色素	海苔色素		ウシケノリ科アマノリ (<i>Porphyra tenera</i> KJELLM.) の葉より、温時水又は弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はフィコエリトリンである。桃色～赤色を呈する。	着色料	Laver colour
ハイビスカス色素	ローゼル色素	アントシアニン アントシアニン色素 ローゼル	アオイ科ローゼル (<i>Hibiscus sabdariffa</i> LINNE) の花弁及び萼部より、室温時水で抽出して得られたものである。主色素はデルフィニジン-3-サンプビオシド等である。赤色～紫赤色を呈する。	着色料	Hibiscus colour
麦芽抽出物	麦芽エキス	モルトエキス	イネ科オオムギ (<i>Hordeum vulgare</i> LINNE) の麦芽又はこれを焙煎したものを室温時～温時水で抽出して得られたものである。	着色料	Malt extract
ハクルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科ブラックハクルベリー (<i>Gavlussacia baccata</i> C. KOCH.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Black huckleberry colour
パプリカ粉末				着色料	Paprika
ブドウ果汁色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ブドウ色素	ブドウ科アメリカブドウ (<i>Vitis Labrusca</i> LINNE) 又はブドウ科ブドウ (<i>Vitis vinifera</i> LINNE) の果実より、搾汁し、沈殿を除去して得られたものである。主色素はマルビジン-3-グルコシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Grape juice colour
ブラックカーラント色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科クロフサスグリ (<i>Ribes nigrum</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はデルフィニジン-3-ルチノシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Black currant colour
ブラックベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科ヨーロッパブラックベリー (<i>Rubus fruticosus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Black berry colour
プラム色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素	バラ科プラム (<i>Prunus domestica</i> LINNE) の果実より、エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Plum colour
ブルーベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科ハイブッシュブルーベリー (<i>Vaccinium corymbosum</i> LINNE) 又はツツジ科ローススイートブルーベリー (<i>Vaccinium angustifolium</i> AIT.) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Blueberry colour
ボイセンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科エゾイチゴ (<i>Rubus strigosus</i> MICHX.) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	American red raspberry colour Boysenberry colour
ホエイソルト	乳清ミネラル ホエイミネラル		乳清 (チーズホエイ) より、乳清タンパクと乳糖を分離除去し、精製して得られたものである。成分は、カリウム、カルシウム、ナトリウム等の塩類である。	調味料	Whey salt Whey mineral
ホップ抽出物	ホップエキス	ホップ		苦味料等	Hop extract
ホワートルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素 ビルベリー色素	ツツジ科ホワートルベリー (<i>Vaccinium myrtillus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、水若しくはエタノールで抽出して得られたもの、又は室温時メタノールで抽出し、溶媒を除去したものである。主色素はマルビジン-3-グルコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Whortleberry colour
マルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	クワ科ブラックマルベリー (<i>Morus nigra</i> LINNE) 又はクワ科ホワイトマルベリー (<i>Morus alba</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Mulberry colour
マンナン				増粘安定剤	Mannan
モレロチェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 チェリー色素	バラ科モレロチェリー (<i>Prunus cerasus</i> LINNE var. <i>austera</i> LINNE) の果実より、室温時～温時エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Morello cherry colour
野菜ジュース アカキャベツジュース	ベジタブルジュース			着色料	Vegetable juice Red cabbage juice

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
アカビートジュース シソジュース タマネギジュース トマトジュース ニンジンジュース					Beet red juice Beefsteak plant juice Onion juice Tomato juice Carrot juice
ヨモギ抽出物			キク科ヨモギ (<i>Artemisia princeps</i> PAMPAN.) の茎又は葉より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はカフェタンニン及び精油類である。	苦味料等	Mugwort extract
ラズベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科セイヨウキイチゴ (<i>Rubus idaeus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Raspberry colour
卵白				製造用剤	Egg white
レッドカーラント色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科アカスグリ (<i>Ribes sativum</i> SYME.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素は、ペラルゴニンガラクトシド、ペチュニンガラクトシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Red currant colour
レンネットカゼイン		カゼイン 乳たん白		増粘安定剤	Rennet casein
ローガンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科ローガンベリー (<i>Rubus loganobaccus</i> BAILEY) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Loganberry colour

別添 栄養成分等の分析方法等

通則	1
1 たんぱく質	3
(1) 窒素定量換算法	3
1) ケルダール法	4
2) 燃焼法	6
2 脂質	6
(1) エーテル抽出法	7
(2) クロロホルム・メタノール混液抽出法	9
(3) ゲルベル法	10
(4) 酸分解法	11
(5) レーゼゴットリーブ法	13
3 飽和脂肪酸及び不飽和脂肪酸	14
(1) ガスクロマトグラフ法	14
1) 脂質の抽出Ⅰ（けん化法）	15
2) 脂質の抽出Ⅱ（酸分解法）	16
3) 脂肪酸メチルエステルの調製	16
4) ガスクロマトグラフィー	17
4 コレステロール	19
(1) ガスクロマトグラフ法	19
5 炭水化物	22
ア 灰分	22
(1) 酢酸マグネシウム添加灰化法	22
(2) 直接灰化法	23
(3) 硫酸添加灰化法	25
イ 水分	26
(1) カールフィッシャー法	26
(2) 乾燥助剤法	29
(3) 減圧加熱乾燥法	30
(4) 常圧加熱乾燥法	31
(5) プラスチックフィルム法	33

6	糖質	34
7	糖類	34
	(1) ガスクロマトグラフ法	35
	(2) 高速液体クロマトグラフ法	37
	1) 単糖類、二糖類及びオリゴ糖類	37
	2) 糖アルコール類	40
8	食物繊維	42
	(1) プロスキー法 (酵素-重量法)	43
	(2) 高速液体クロマトグラフ法 (酵素-HPLC 法)	47
9	亜鉛	50
	(1) 原子吸光光度法	50
	(2) キレート抽出-原子吸光光度法	51
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	53
10	カリウム	54
	(1) 原子吸光光度法 (灰化法)	54
	(2) 原子吸光光度法 (塩酸抽出法)	55
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	55
11	カルシウム	57
	(1) 過マンガン酸カリウム容量法	57
	(2) 原子吸光光度法	58
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	59
12	クロム	60
	(1) キレート抽出-原子吸光光度法	60
	(2) 誘導結合プラズマ発光分析法	62
13	セレン	63
	(1) 蛍光光度法	63
	(2) 水素化物 - 原子吸光光度法	65
14	鉄	66
	(1) オルトフェナントロリン吸光光度法	66
	(2) 原子吸光光度法	67
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	68

15	銅	69
	(1) 原子吸光光度法	69
	(2) キレート抽出-原子吸光光度法	70
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	71
16	ナトリウム (食塩相当量)	72
	(1) 原子吸光光度法 (灰化法)	72
	(2) 原子吸光光度法 (塩酸抽出法)	73
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	74
17	マグネシウム	75
	(1) 原子吸光光度法	75
	(2) 誘導結合プラズマ発光分析法	76
18	マンガン	77
	(1) 原子吸光光度法	77
	(2) キレート抽出-原子吸光光度法	78
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	80
19	モリブデン	81
	(1) 誘導結合プラズマ質量分析法	81
	(2) 誘導結合プラズマ発光分析法	83
20	ヨウ素	85
	(1) 滴定法	85
	(2) ガスクロマトグラフ法	86
21	リン	87
	(1) バナドモリブデン酸吸光光度法	87
	(2) モリブデンブルー吸光光度法	89
	(3) 誘導結合プラズマ発光分析法	90
22	ナイアシン (ナイアシン当量として)	91
	ア ニコチン酸及びニコチン酸アミド	92
	(1) 高速液体クロマトグラフ法	92
	(2) 微生物学的定量法	93
	イ トリプトファン	95

	(1) 高速液体クロマトグラフ法	95
23	パントテン酸	96
	(1) 微生物学的定量法	96
24	ビオチン	100
	(1) 微生物学的定量法	100
25	ビタミンA (レチノール活性当量として)	102
	ア レチノール (ビタミンAアルコール)	103
	(1) 高速液体クロマトグラフ法	103
	イ カロテン	106
	(1) 吸光光度法：総カロテン	106
	(2) 高速液体クロマトグラフ法： α -カロテン、 β -カロテン	107
26	ビタミンB ₁	110
	(1) 高速液体クロマトグラフ法	111
	(2) チオクローム法	113
27	ビタミンB ₂	115
	(1) 高速液体クロマトグラフ法	115
	(2) ルミフラビン法	117
28	ビタミンB ₆	118
	(1) 微生物学的定量法	118
29	ビタミンB ₁₂	121
	(1) 微生物学的定量法	121
30	ビタミンC.....	123
	(1) 2,4-ジニトロフェニルヒドラジン法	124
	(2) インドフェノール・キシレン法	126
	(3) 高速液体クロマトグラフ法	127
	(4) 酸化還元滴定法	130
	(5) 逆相高速液体クロマトグラフ法	131
31	ビタミンD.....	133
	(1) 高速液体クロマトグラフ法	133
32	ビタミンE.....	136

(1)	高速液体クロマトグラフ法	136
33	ビタミンK.....	137
(1)	高速液体クロマトグラフ法	138
34	葉酸	139
(1)	微生物学的定量法	139
35	熱量	142
(1)	修正アトウォーター法	142
(2)	アルコール	143
1)	浮ひょう法	143
2)	振動式密度計法	144
3)	ガスクロマトグラフ法	144
4)	酸化法1	145
5)	酸化法2	146
(3)	飽和脂肪酸の熱量	148
(4)	有機酸	148
(5)	難消化性糖質のエネルギー換算係数	149
(6)	食物繊維のエネルギー換算係数	151

通則

- 1 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 9 の第 3 欄に掲げる方法の詳細（以下「規定の方法」という。）は、本通知によることとする。
- 2 規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法と同等以上の真度及び精度がある場合（簡易・迅速な試験法を用いる場合を含むが、別表第 9 の第 3 欄に掲げる方法名の範囲内に限る。）は、その方法を用いることができる^{注1)}。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。
- 3 試験の本質に影響のない限り、試験法の細部については変更することができる（規定の方法として各章に示された操作にて、測定成分の抽出、妨害成分との分離、試験菌株の成育等に不具合が生じる場合等は、試験の本質に影響のない範囲内で、試験法の細部を変更することができる。）。
- 4 主な計量の単位は次の記号を用いる。

メートル	m
センチメートル	cm
ミリメートル	mm
マイクロメートル	μm
グラム	g
ミリグラム	mg
マイクログラム	μg
ナノグラム	ng
セルシウス度	°C
モル	mol
ミリモル	mmol
リットル	L
ミリリットル	mL
マイクロリットル	μL
モル毎リットル	mol/L
ミリモル毎リットル	mmol/L

- 5 質量分率を示すには%、質量百万分率を示すには ppm の記号を用いる。溶液 100 mL 中の物質含量 (g) を示すには w/v% の記号を用いる。液体 100 mL 中の物質含量 (mL) を示すには v/v% を用いる。
- 6 試験に用いる水は、原水を超ろ過（逆浸透、限外ろ過）、イオン交換、蒸留又はそれらの組み合わせにより精製した水とし、試験を妨害する物質を含まないなど、試験に適した水を用いる。
- 7 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。
- 8 1 mol/L 塩酸、50 v/v% エタノールなど液状の試薬名に単に濃度を示したものは、水を用いて希釈したものを示す。
- 9 溶液の濃度を（1→2）（1→4）等と記載したものは、固形の物質は 1 g、液状の物質は 1 mL を溶媒に溶かして全量をそれぞれ 2 mL、4 mL 等とする割合を

示す。また、混液を（9:1）、（5:4:1）等と記載したものは、液状の物質の9容量と1容量の混液、5容量と4容量と1容量の混液等を示す。

- 10 質量を「精密に量る」とは、1 mg 又は 0.1 mg まで量ることを意味する。
- 11 容量を「正確に加える」等と記載した場合は、全量ピペット、ビュレット又はこれらと同等以上の精度のある体積計を用いて計量することを意味する。また、「正確に 100 mL とする」「定容する」等と記載した場合は、全量フラスコを用いて操作する。
- 12 試験によって得られる値は、表示値より 1 桁下まで求め、その多く求めた 1 桁について四捨五入し、表示値の許容差の範囲と比較することにより判定を行う。
- 13 ろ過は、別に規定するもののほか、ろ紙（JIS 5 種 A 又は同等品）を用いて行う。
- 14 デシケーターは、乾燥材を入れて用いる。デシケーター用の乾燥剤として硫酸、シリカゲル、塩化カルシウム、五酸化リン等がある。青色シリカゲルの場合、コバルト塩の青色が減退したら、135 °C で 2 ～ 3 時間乾燥し再生して使用することができる。
- 15 当該食品の栄養成分の量及び熱量が 100 mL 等の容量当たりの量で表示されている場合、試料を容量で量りとることにより定量結果を得ることができる。

[注]

- 1) 通常の食品と形態又は成分組成が大きく異なる食品（カプセル、錠剤等の食品、食品添加物等）、通常の食品に存在しない形態の栄養成分（油溶性ビタミン C 誘導体等）を強化した食品等が想定される。

1 たんぱく質

(1) 窒素定量換算法

食品中のたんぱく質の定量では、全窒素を定量し、それに一定の係数^{注1)}を乗じて得たたんぱく質量とする^{注2)}。

[注]

1) 窒素・たんぱく質換算係数を次表に示す。

下記以外の食品については、窒素・たんぱく質換算係数として 6.25 を用いる。

食 品 名	換算係数
アーモンド	5.18
アマランサス、ナッツ類(アーモンド、ブラジルナッツ、らっかせいを除く。)、種実類(あさ、えごま、かぼちゃ、けし、ごま、すいか、はす、ひし、ひまわり)	5.30
ブラジルナッツ、らっかせい	5.46
ふかひれ、ゼラチン、臍(うし)、豚足、軟骨(ぶた、にわとり)	5.55
小麦粉、フランスパン、うどん・そうめん類、中華めん類、マカロニ・スパゲティ類、ふ類、小麦たんぱく、ぎょうざの皮、しゅうまいの皮	5.70
だいず、だいず製品(豆腐竹輪を除く。)、えだまめ、だいずもやし、しょうゆ類、みそ類	5.71
小麦(はいが)	5.80
オートミール、おおむぎ、小麦(玄穀、全粒粉)、ライ麦	5.83
こめ、こめ製品(赤飯を除く。)	5.95
乳、乳製品、バター類、マーガリン類	6.38

本表に記載されていない食品については、窒素・たんぱく質換算係数として、最新版の日本食品標準成分表に記載されている数値を用いることもできる。

2) 食品中の窒素化合物は必ずしもたんぱく質のみでなく、食品によっては多量のアミノ酸類、アミド類、プリン塩基類及びクレアチン類等を含むこともあるが、一般的には全窒素をたんぱく質に由来するものとみなし換算する。

したがって、たんぱく質以外の窒素成分を豊富に含む食品(例えば、白子のように核酸を豊富に含む食品、大豆レシチン含有食品のように含窒素脂質であるレシチンを豊富に含む食品)にあつては、本法の適用が必ずしも妥当ではない点を留意すべきである。

なお、緑茶、紅茶、コーヒー、ココア等カフェインやテオブロミンを

比較的多く含むもの及びアセスルファム K 及びアスパルテーム等の窒素を含む合成甘味料を主体とする食品等の場合には、これらを別に定量して補正することが多い。

1) ケルダール法

① 装置及び器具^{注1)}

- ・ドラフト
- ・200 mL 容ケルダール分解フラスコ
- ・分解用加熱装置：ガス又は電熱式の分解用架台を用いる。200 mL の水と 4～5 粒の沸騰石を入れた分解フラスコを載せて加熱するとき、約 5 分で沸騰し始めるように調節できる熱源が必要。
- ・アンモニア直接蒸留装置
- ・ビュレット：テフロンコック付き、容量 25 mL 以下で 0.05 mL の刻線付きのもの。

② 試薬^{注1) 注2)}

- ・硫酸カリウム：特級、粉状のもの。
- ・硫酸銅 (II) 五水和物：特級、12 メッシュ以上に粉砕したもの。
- ・濃硫酸：特級
- ・水酸化ナトリウム：特級
- ・ホウ酸：特級
- ・分解促進剤：硫酸カリウムと硫酸銅 (II) 五水和物を 9:1 の質量比で混合。
- ・沸騰石：10～12 メッシュ程度の粒度のもの。
- ・30 w/v% 水酸化ナトリウム溶液：水酸化ナトリウム 300 g を水約 500 mL に溶解した後、さらに水を加えて 1 L に希釈したもの。
- ・4% ホウ酸溶液：ホウ酸 40 g を水 960 mL に加温溶解し、冷却したもの。
- ・混合指示薬：0.2 w/v% メチルレッドと 0.2 w/v% プロムクレゾールグリーン の 95 v/v% エタノール溶液を 1:5 の容量比で混合したもの^{注3)}。
- ・0.1 mol/L 水酸化ナトリウム標準溶液：水酸化ナトリウム約 4.5 g を量り、水約 950 mL を加えて溶かし、新たに調製した水酸化バリウム飽和溶液を、沈殿が生じなくなるまで加える。液をよく振り混ぜた後、密栓し、一夜放置する。上澄み液を傾斜するか、又は液をろ過する。本液は、ゴム栓で密栓するか、又は二酸化炭素吸収管（ソーダ管）を付けた瓶に保存し、度々標定し直す^{注4)}。
- ・0.05 mol/L 硫酸標準溶液：濃硫酸約 28 mL に水を加えて 10 L に定容する。これを 0.1 mol/L 水酸化ナトリウム標準溶液で標定した後、使用する。
- ・ショ糖：特級

③ 測定^{注1)}

試料の適量 (W g) をケルダール分解フラスコに精密に量り、分解促進剤^{注5)} 5 g を加え、次いで濃硫酸 15 mL を加え、穏やかに振り混ぜた後、弱火

で加熱する。分解が始まると、液は黒化し泡立つ^{注6)}。黒色粘稠液になったら加熱を強める。反応が進むと、亜硫酸ガスと炭酸ガスを発生しながら液は徐々に黒褐色から褐色になり、最後に青色ないし青緑色で澄明な液になる^{注7)}。さらに、1～2時間強熱を続けて分解を完了させる。

冷却後、分解液に脱イオン水約 120 mL を加え、沸騰石数個又は粒状亜鉛を少量加えてから、静かに 30 w/v%水酸化ナトリウム溶液 70 mL を加えて、蒸留装置に連結させる。蒸留液の留出口に 4%ホウ酸溶液 40 mL^{注8)}を入れた三角フラスコを留出口がホウ酸溶液の液面より下にあるように装着した後、加熱蒸留し、液量が 120 mL になったら留出口を液面から離し、さらに 150 mL まで蒸留する。

蒸留液に混合指示薬を数滴加え、0.05 mol/L 硫酸標準溶液で滴定する。青色、青緑色を経て汚無色から桃色になったところを終点とする (V_1 mL)。別に空試験として試料の代わりにショ糖を試料と同量採取し、前記同様に操作して分解、蒸留、次いで滴定する (V_0 mL)。

④ 計算

$$\text{試料中の窒素含量 (g/100 g)} = \frac{0.0014 \times (V_1 - V_0) \times f}{W} \times 100$$

f : 0.05 mol/L 硫酸標準溶液のファクター

試料中のたんぱく質含量 (g/100 g)

$$= \text{試料中の窒素含量 (g/100 g)} \times \text{窒素・たんぱく質換算係数}$$

[注]

- 1) 窒素定量換算法には、多種多様な改変・改良法がある。ここに示した機器、試薬及び測定操作は、比較的広く用いられている条件の1つに過ぎない。また、窒素定量換算法の操作の一部を自動化した機器も市販されており、活用できる。
- 2) 試薬は原則として特級を用いる。1級で差し支えないが、その場合は購入試薬の空試験を行ってから使用すること。
- 3) 終点近くの汚無色が滴定時に明らかに出現するように、2つの指示薬溶液のいずれかを追加する。
- 4) 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 2 添加物の一般試験法の C「試薬・試液」又は第十六改正日本薬局方 一般試験法「容量分析用標準液」の方法により標定する。
- 5) 分解促進剤、硫酸カリウム、二酸化チタン、硫酸銅（Ⅱ）五水和物を 20:1:1 の質量比で混合したもの 5.5 g を用いてもよい。
- 6) でんぷん、糖、脂質含量の多い試料は発泡が激しく、分解フラスコからあふれることがあるため、最初のうちは加熱に注意する。
- 7) 分解に要する時間は、試料によって異なるが、通常 1～2 時間で終了する。

8) ホウ酸は、滴定に直接関与しないので、ホウ酸溶液の濃度及び採取量を厳密にする必要はない。受器中のホウ酸が 40 °C 以上に加温されるとアンモニアの吸収が不完全になる。

2) 燃焼法

① 装置及び器具

- ・燃焼法全窒素測定装置：次のアからエまでに掲げる能力を有するもの^{注1)}
 - ア 酸素(純度 99.9%以上のもの)中で試料を熱分解するため、最低 870 °C 以上の操作温度を保持できる燃焼炉を持つこと。
 - イ 熱伝導度検出器による窒素 (N₂) の測定のため、遊離した窒素 (N₂) を他の燃焼生成物から分離することができる構造を持つこと。
 - ウ 窒素酸化物 (NO_x) を窒素 (N₂) に変換する機構を持つこと。
 - エ ニコチン酸を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、相対標準偏差が 1.3%以下であること。

② 試薬

- ・ニコチン酸：純度 99%以上のもの。
- ・検量線作成用標準品：エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 又は DL-アスパラギン酸 (純度 99%以上で窒素率が記載されたもの)^{注2)}。

③ 測定

固形の試料の場合、粉砕機で粉砕し均質化する。試料の適量^{注3)}を 0.1 mg 以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定する。あらかじめ 0.1 mg 以下の単位まで正確に量りとった検量線作成用標準品を測定して得られた検量線から試料中の窒素含量 (g/100 g) を算出する。

④ 計算

$$\begin{aligned} & \text{試料中のたんぱく質含量 (g/100 g)} \\ & = \text{試料中の窒素含量 (g/100 g)} \times \text{窒素・たんぱく質換算係数} \end{aligned}$$

[注]

- 1) 乾燥スープ、しょうゆ等塩分濃度が高い試料を測定する場合は、ナトリウムの酸化物、遊離した塩素等による腐食を防止する対策がとられていること。
- 2) ニコチン酸を除く、他の同純度の標準品を用いることもできる。
- 3) 通常 200~500 mg を採取する。

2 脂質

ジエチルエーテル (以下「エーテル」という。)、石油エーテル等の溶剤に可溶性成分の総量を脂質とする^{注1)}。

[注]

- 1) 脂溶性ビタミン、カロテノイド等も脂質として定量される。通常の食品においては、脂溶性ビタミン、カロテノイド等の含量は、脂質含量

と比較してごくわずかであるため、脂質に含めて定量を行う。ただし、脂溶性ビタミン、カロテノイド等を多量に含む錠剤・カプセル等のサプリメントや食品添加物等、その寄与が無視できない場合、脂溶性ビタミン、カロテノイド等の含量を差し引いて脂質とすることができる。

(1) エーテル抽出法^{注1)}

① 適用される食品

一般食品、特に比較的脂質含量が高く、組織成分と結合している脂質が少なく、かつ乾燥時粉末又は容易に粉砕し得る状態にある食品に適用される。

このため、試料を直接粉砕するか又は適当な前処理を行って、水分等を除去し、脂質を抽出しやすい乾燥状態にした後、ソックスレー抽出器を用いて抽出する^{注2)}。

② 装置及び器具

- ・電気恒温水槽^{注3)}：温度調節範囲が 50～80 °C
- ・電気定温乾燥器：温度調節範囲が 80～120 °C
- ・ソックスレー抽出器：試料採取量に応じて抽出管のサイズや、受器のフラスコの容量を選択する。
- ・円筒ろ紙：直径及び長さは、抽出管のサイズに応じて選択する^{注4)}。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 試薬

- ・けいそう土：セライト No. 545^{注5)}。
- ・エーテル：特級
- ・硫酸ナトリウム（無水）：特級
- ・硫酸銅溶液：硫酸銅（Ⅱ）五水和物（特級）70 g を水に溶かして 1 L とする。
- ・水酸化ナトリウム溶液：水酸化ナトリウム（特級）10 g を水に溶かして 1 L とする。

④ 試料の調製

1) 乾燥試料

そのまま円筒ろ紙に移して 100～105 °C の電気乾燥器で 2～3 時間乾燥するか、又は試料をビーカーに精密に量り、水を加えて組織を膨潤させてからけいそう土又は硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水し、乳鉢中で粉砕して円筒ろ紙に移す。ビーカー及び乳鉢は少量のエーテルを含ませた脱脂綿でふき取り、脱脂綿ごと円筒ろ紙に入れる。水分量が多く、たんぱく質に富む肉、魚又は種実類のうち、脂質含量の多いものでは、均質化した調製試料にけいそう土又は硫酸ナトリウム（無水）を同様に脱水した後、乾燥し、乳鉢中で粉砕して円筒ろ紙に移す。

2) みそ類、納豆類

調製試料 10 g を精密に量り、100 mL の熱水で溶解する。あらかじめろ

紙を敷いたブフナー漏斗に水に懸濁した 5 g のけいそう土を流し込んでけいそう土層を作り、試料液をこれでもろ過する。試料を吸着したけいそう土を乳鉢に移し、硫酸ナトリウム（無水）30 g を加えてよく混ぜて円筒ろ紙に移す。

3) ジャム、果実類等

あめ状やゼリー状で粉末になりにくく、かつ多量の糖及び有機酸を含む食品、例えばジャム、ゼリー又は果実類ソース類の場合は、温湯 200 mL を加えて溶解し、冷却後、硫酸銅溶液 10 mL を加えて混和し、かき混ぜながら水酸化ナトリウム溶液をリトマス試験紙の中性又は微酸性になるまで加える。沈降させ、ろ紙上に沈殿物を集める。これを 100 °C の定温乾燥器に入れて 2 時間乾燥した後、円筒ろ紙に入れる。

4) マヨネーズ、ドレッシング

水分測定後の試料をそのまま用いる。

⑤ 測定

粉碎又は前処理が必要な試料の場合は、上記②の調製を行った後、試料を円筒ろ紙に入れる^{注6)}。その上に脱脂綿を軽く詰め、抽出管に入れる。受器のフラスコは前もって 100~105 °C の電気定温乾燥器で 1~2 時間乾燥し、デシケーターに移し、1 時間放冷した後、0.1 mg まで量って恒量 (W₀ g) を求める。これにエーテル^{注7)}を約 2/3 容入れ、冷却管を連結して電気恒温水槽上で 8~16 時間抽出を行う^{注8)}。

抽出終了後、手早く抽出管を取りはずして、円筒ろ紙をピンセットで抜き出し、再び冷却管に連結して、電気恒温水槽上で加温し、フラスコ中のエーテルがほとんど全部抽出管に移ったら、フラスコを取り外してさらに加温し、フラスコ中のエーテルを完全に蒸発させる。フラスコの外側をガーゼでふき、100~105 °C の電気定温乾燥器に入れ、1 時間乾燥し、デシケーターに移して放冷後秤量し、恒量 (W₁ g) を求める。

⑥ 計算

$$\text{試料中の脂質含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_0}{W} \times 100$$

W : 試料採取量 (g)

[注]

- ここに記載するもののほか、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）ではバター及びバターオイルの乳脂肪分を石油エーテルで、マーガリン類の日本農林規格（昭和 60 年農林水産省告示第 932 号）ではマーガリンの油脂含有率をエーテルで直接抽出する方法等がある。
- 乾燥が不十分な場合は、抽出が不完全になるか、逆に水分と一緒に水溶性物質が溶出したりする。しかし、長時間の乾燥や高温での乾燥は、脂肪酸の酸化や揮発による成分変化を誘発したり、組織を変化させて脂

質が抽出されにくくなることがある。

- 3) 電熱式脂肪抽出装置（防爆型）も用いることがある。
- 4) No. 84（アドバンテック東洋）又は同等品を用いる。
- 5) Fisher Scientific Co.製等
- 6) 試料は円筒ろ紙の2/3以上占めてはならない。
- 7) コーヒー焙豆、インスタントコーヒーは、AOAC法、19版（30.1.17）に準じてエチルエーテルの代わりに石油エーテルを用いて抽出する。
- 8) みそ類及び納豆類は、ソックスレー抽出器で10時間抽出する。

(2) クロロホルム・メタノール混液抽出法^{注1)}

① 適用される食品

大豆及び大豆製品（みそ類、納豆類は除く。）、卵類のように、リン脂質等の極性脂質を含む食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・電気恒温水槽：温度調節範囲が50～80℃
- ・電気定温乾燥器：温度調節範囲が80～120℃
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。
- ・遠心分離機：3,000回転/分で操作でき、50 mL容の遠心管が4～8本かけられるものを用いる。
- ・遠心管：50 mL容の共栓付きガラス遠心管（直径35 mm、高さ100 mm程度のもの）を用いる。
- ・抽出装置：還流冷却管と200 mL容の共通すり合わせ三角フラスコからなる装置。
- ・秤量瓶：直径45 mm、高さ45 mmでふた付きのガラス製のものを用いる。
- ・ガラスろ過器：ブフナー漏斗形11G-3、フィルター板直径40 mm、容量60 mL～100 mLのものを用いる。
- ・なす形フラスコ：300 mL容の共栓付きなす形フラスコ^{注2)}

③ 試薬

- ・クロロホルム：特級、97 v/v%以上のものを用いる。
- ・メタノール：特級、96 v/v%以上のものを用いる。
- ・クロロホルム・メタノール混液（2:1）：クロロホルム2容に対してメタノール1容を加え、混和する。
- ・石油エーテル：特級
- ・硫酸ナトリウム（無水）：特級、120～135℃で1～2時間乾燥後、ポリエチレン瓶等に保存する。

④ 測定

試料の適量を200 mL容共栓三角フラスコに精密に量り（W g）^{注3)}、クロロホルム・メタノール混液（2:1）50～60 mLを加え、還流冷却管を接続した後、65℃に調節した恒温水槽の中に入れる。穏やかに沸騰を始めたなら、そ

のまま約1時間抽出を行う。抽出終了後、冷却管から三角フラスコを取りはずし、ガラスろ過器を用いて300 mL容共栓なす形フラスコに抽出液をろ過し、次いでクロロホルム・メタノール混液で抽出に用いた三角フラスコとガラスろ過器を洗い、洗液はろ液に合わせる。

捕集したろ液からクロロホルム・メタノール混液を留去させ、フラスコを傾けたときに内容物が粘性を示す程度に濃縮して、乾固させない。

冷却した後、石油エーテル25 mLを正確に加えて内容物を溶解させ、さらに硫酸ナトリウム(無水)5~15 gを加え、栓をして1分間振り混ぜた後、素早く遠心管に移し、遠心分離(3,000回転/分、5分間)する。あらかじめ100~105℃の電気定温乾燥器で1時間乾燥後、デシケーター中で45分間放冷し、恒量(W₀g)とした秤量瓶に遠心上澄み液10 mLを速やかに正確に量り、石油エーテルを留去した後100~105℃の電気定温乾燥器で1時間乾燥し、デシケーター中で45分間放冷後、秤量して恒量(W₁g)を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の脂質含量(g/100 g)} = \frac{(W_1 - W_0) \times 2.5}{W} \times 100$$

2.5:石油エーテル25 mL中の10 mLを採取して乾燥を行ったので、係数として2.5を乗ずる。

[注]

- 1) クロロホルムは発がん性のある環境汚染物質であることから、局所排気装置を備えた設備で取り扱う等十分な安全衛生上の配慮が必要である。
- 2) 200~300 mL容共栓付き三角フラスコを用いてもよい。
- 3) 乾燥試料には水2~3 mLを加え、水分の多い場合は、適量のけいそう土を加えて水分量を調節する。

(3) ゲルベル法

① 適用される食品

牛乳、脱脂乳及び加工乳等乳及び乳製品に適用される^{注1)}。

② 装置及び器具

- ・ゲルベル用遠心分離機
- ・ゲルベル乳脂計
- ・牛乳用ピペット:容量11 mLを用いる。
- ・硫酸用ピペット:容量10 mLを用いる。
- ・電気恒温水槽:65℃に調節できるものを用いる。

③ 試薬

- ・硫酸:15℃で比重1.820~1.825(90~91%)のものを用いる。
- ・アミルアルコール:沸点が128~132℃で、比重が15℃で約0.81のもの。あらかじめ2 mLについて水11 mLを用い、牛乳の場合と同様にして空試

験を行い、一夜放置して油状物の分離を認めないものを用いる。

④ 測定

硫酸 10 mL を硫酸用ピペットを用いて、なるべく管壁をぬらさないように、ゲルベル乳脂計に注入し、次に乳試料 11 mL を牛乳用ピペットを用いて管壁に沿って徐々に硫酸上に層積し、さらに、アミルアルコール 1 mL を加え、ゴム栓をする。牛乳と硫酸が反応して高熱を発するから厚い布で乳脂計を巻いて握り、親指で栓を押さえて振り、乳を溶解した後、65℃の温湯中に 15 分間浸す。次に 3～5 分間 700 回転/分以上の回転数で遠心分離する。さらに、65℃の温湯中に 5 分間浸して温度を一定にし、脂肪層を読み取る。この読みは脂肪の質量% (g/100 g) を示す^{注2)}。

[注]

- 1) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に規定されている。
- 2) 乳脂計の目盛りは 8% が 1 mL に相当し、1% 目盛りが 0.125 mL になるように作られている。11 mL のピペットを用いた場合、0.1 mL がピペットの内壁に付着するとして、10.9 mL の牛乳が実際の測定に用いられていることになる。牛乳の平均比重を 1.032 とすると 10.9 mL の牛乳は 11.25 g に相当する。60℃付近における牛乳脂肪の比重は 0.9 であるので、その 1 mL は 0.9 g に相当する。

したがって、牛乳脂肪 1 mL は、 $(0.9/11.25) \times 100 = 8\%$ となり、0.125 mL が 1% に相当する計算になる。

[参考文献]

- 1) 日本薬学会編：“乳製品試験法・注解”，46，金原出版（1984）

(4) 酸分解法

① 適用される食品

組織に結合又は包含されている脂質（複合脂質）を相対的に多く含む食品で、例えば穀類、パン、マカロニ類、いも及びでんぷん類、脂質含量の少ない種実類、豆類、野菜類、卵類、きのこ類、藻類、調理加工食品等に適用される。

② 装置及び器具

- ・電気恒温水槽：温度調節範囲が 50～80℃
- ・電気定温乾燥器：温度調節範囲が 80～120℃
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。
- ・抽出管：マジョニア管又はレーリッヒ管を用いる。
- ・溶媒留去用電気恒温水槽：温度調節範囲が 30～80℃
- ・ロータリーエバポレーター：一式

③ 試薬

- ・エーテル：特級

- ・エタノール：95 v/v%、特級
- ・濃塩酸：特級
- ・塩酸（25→36）：濃塩酸 25 容に水 11 容を加えたもの。
- ・石油エーテル：特級

④ 測定

試料の適量（乾物として 1～2 g 以下）を 50 mL 容のビーカーに精密に量り（W g）、エタノール 2 mL を加えて、ガラス棒でよく混和する。次いで、乾燥試料のときは塩酸（25→36）、多水分試料のときは濃塩酸 10 mL を加えて十分に混和し、時計皿で覆って 70～80 °C の電気恒温水槽上で 30～40 分間時々かき混ぜながら加温する。放冷後、内容物をマジョニア管又はレーリッヒ管に移し、ビーカーとガラス棒をエタノール 10 mL で洗い、さらにエーテル 25 mL で洗浄し、洗液は先の抽出管に集める^{注1)}。栓をして軽く振って混和した後、栓をゆっくり回してエーテルのガスを抜く。再び栓をして 30 秒間激しく振り混ぜる。次いで、石油エーテル 25 mL を加え、同様にして 30 秒間激しく振り混ぜる。上層が透明になるまで静置した後、脱脂綿を詰めた漏斗でろ過する。ろ液はあらかじめ 100～105 °C の電気定温乾燥器で 1 時間乾燥後デシケーター中で 1 時間放冷し、恒量（W₀ g）にしたフラスコに集める。管内の水層に再びエーテルと石油エーテル各 20 mL ずつの混液を加え、上記と同様に操作した後静置し、エーテル層を同様にろ過してフラスコに集める。さらに、エーテルと石油エーテル各 15 mL ずつの混液を加え、この操作をもう一度繰り返した後、抽出管の先端、栓及び漏斗の先端をエーテル・石油エーテルの等量混液で十分に洗いこれも集める。混液を捕集したフラスコをロータリーエバポレーターに連結し、70～80 °C の溶媒留去用電気恒温水槽中で加温して溶媒を留去し、混液がわずかになったら電気恒温水槽で残りの混液を十分に留去する。フラスコの外側をガーゼでふき、100～105 °C の電気定温乾燥器中で 1 時間乾燥後、デシケーターに移し、1 時間放冷して秤量する。乾燥、放冷、秤量の操作を繰り返し、恒量（W₁ g）を求める^{注2)}。

⑤ 計算

$$\text{試料中の脂質含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_0}{W} \times 100$$

[注]

- 1) 水層の全量が約 25 mL より少なくなるように液量を調節する。
- 2) フラスコにエーテル又は石油エーテルを加えて穏やかに加温し、抽出物が可溶性物質であることを確認する。もし、不溶物が含まれている場合は、エーテル又は石油エーテルでフラスコを洗浄し、別のフラスコに移して溶媒留去、秤量を行う。又は、不溶物が生成してくる可能性があるると予想される場合は、あらかじめエーテル及び石油エーテル層を分液漏斗等に全量移し、水による洗浄操作を 2～3 回行う。硫酸ナトリウム（無水）等で脱水ろ過しながらエーテル層をフラスコに集め、溶媒を

留去して恒量を求める。

(5) レーゼゴットリーブ法

① 適用される食品

主として牛乳及び乳製品に用いられるが、乳脂肪を含む食品及び比較的脂質含量の高い液状又は乳状の食品にも適用される^{注1)}。

② 装置及び器具

- ・電気恒温水槽：温度調節範囲が 50～80 °C
- ・電気定温乾燥器：温度調節範囲が 80～120 °C
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。
- ・抽出管：マジョニア管又はレーリッヒ管を用いる。
- ・溶媒留去用電気恒温水槽：温度調節範囲が 30～80 °C
- ・ロータリーエバポレーター：一式

③ 試薬

- ・エーテル：特級
- ・エタノール：95 v/v%、特級
- ・石油エーテル：特級
- ・アンモニア水：25 % (20 °Cでの比重約 0.91) のもの。

④ 試料の調製

- ・全粉乳、クリームパウダー、加糖粉乳、乳児用調製粉乳、乳飲料、発酵乳及び乳酸菌飲料：そのまま使用する。
- ・アイスクリーム類：よく混合し、固形物を含まない場合の試料で試験を行うときは、ふるい分けの方法で固形物を取り除く。
- ・濃縮乳、練乳：試料 20 g を量り、温水で希釈し、100 mL に定容し、その 10 mL を用いる。

⑤ 測定

試料の適量を小型ビーカーに精密に量り (W g)、粉末試料の場合は温湯約 4 mL を加え、十分にかき混ぜながら試料を溶解して抽出管に移し、さらに 3 mL の温湯で 2 回洗う。液体試料の場合は、適量の温湯で抽出管に移す^{注2)}。次に、アンモニア水 1.5～2 mL 及びエタノール 10 mL を用いて順次ビーカーを洗い、洗液を抽出管に加え、その度に栓をしてよく混ぜ合わせる^{注3)}。エーテル 25 mL を加え、栓をして軽く混合した後、栓を回転してガス抜き穴からエーテルのガスを抜く。再び栓をして約 30 秒間激しく振り混ぜる。次いで、石油エーテル 25 mL を加え、同様にして 30 秒間激しく振り混ぜる。上層が透明になるまで静置した後、脱脂綿を詰めた漏斗でろ過する。ろ液はあらかじめ 100～105 °C の電気定温乾燥器で 1 時間乾燥後デシケーター中で 1 時間放冷し、恒量 (W₀ g) にしたフラスコに集める。管内の水層に再びエーテルと石油エーテル各 20 mL ずつの混液を加え、上記と同様に操作した後静置し、エーテル層を同様にろ過してフラスコに集める。さらに、エーテルと

石油エーテル各 15 mL ずつの混液を加え、この操作をもう一度繰り返した後、抽出管の先端、栓及び漏斗の先端をエーテル・石油エーテルの等量混液で十分に洗いこれも集める。混液を捕集したフラスコをロータリーエバポレーターに連結し、70～80℃の溶媒留去用電気恒温水槽中で加温して溶媒を留去し、混液がわずかになったら電気恒温水槽で残りの混液を十分に留去する。フラスコの外側をガーゼでふき、100～105℃の電気定温乾燥器中で1時間乾燥後、デシケーターに移し、1時間放冷して秤量する。乾燥、放冷、秤量の操作を繰り返し、恒量 (W_1 g) を求める。

⑥ 計算

$$\text{試料中の脂質含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_0}{W} \times 100$$

[注]

1) 豆乳にこの方法が適用されることもある。

レーゼゴットリーブ法が記載されているものには、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）等がある。

2) 酸分解法と同様に、水層の全量が約 25 mL より少なくなるように液量を調節する。

3) アイスクリーム類は、試料 4 g を小型ビーカーに量り水 3 mL を加えてよく混ぜ合わせ、抽出管に移す。ビーカーは水 3 mL でよく洗い、その洗液は抽出管に加えて振り混ぜる。アンモニア水及びエタノールを加えたならば、抽出管を 60℃の水浴中で時々振り混ぜながら、20分間加熱する。

チーズ類は、試料 1 g を 100 mL 容トールビーカー又はコニカルビーカーに量り、水 9 mL、濃アンモニア水 1 mL を加え、ガラス棒で練り、均一な乳濁液とする。これを温めて軟らかくした後、濃塩酸で中和し、さらに塩酸 10 mL を加えて十分に混和する。精製白砂又は沸騰石を少量加え、時計皿で覆って約 5 分間弱く煮沸する。冷却後、酸分解法と同様に抽出管に移す。

3 飽和脂肪酸及び不飽和脂肪酸

(1) ガスクロマトグラフ法

脂肪酸は直鎖炭化水素のモノカルボン酸で、総炭素数が 4～36 のものを測定対象とする。飽和脂肪酸は炭素鎖に二重結合を有さない脂肪酸であり、不飽和脂肪酸は炭素鎖に 1 個以上の二重結合を有する脂肪酸（ただし、トランス脂肪酸を除く。）である。また、炭素鎖に 2 個以上の二重結合を有する脂肪酸のうち、メチル基末端から数えた最初の二重結合が 3 番目の位置にあるものが n-3 系脂肪酸、6 番目の位置にあるものが n-6 系脂肪酸である。

本試験法により個々の飽和脂肪酸含量を測定し、それらの総和を飽和脂肪酸量とする。また、個々の不飽和脂肪酸含量を測定し、それらの総和から不

飽和脂肪酸の総量並びに n-3 系脂肪酸及び n-6 系脂肪酸の総量も同様に定量することができる。

1) 脂質の抽出 I (けん化法)

① 適用される食品

魚介類や肉類等多糖類の含量が少ない食品^{注1)}に適用される。

② 装置及び器具

- ・ホットプレート
- ・ロータリーエバポレーター：一式

③ 試薬

- ・ヘプタデカン酸：純度 98 %以上のもの
- ・水酸化カリウム：特級
- ・エタノール：95 v/v%、特級
- ・1 mol/L 水酸化カリウム - エタノール溶液（ただし、エタノールには水 5 v/v%を合む。）
- ・ジエチルエーテル：特級
- ・ヘキサン：特級
- ・ピロガロール：特級
- ・30 w/v% 硫酸：特級
- ・硫酸ナトリウム（無水）：特級
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

④ 操作

共栓付き三角フラスコに試料 0.5～5 g（脂肪酸として 20～100 mg）を精密に量り、ヘプタデカン酸 5～30 mg を精密に加える。1 mol/L 水酸化カリウム - エタノール溶液 50 mL 及びピロガロール 0.5 g を加え、冷却器を付しホットプレート上で穏やかに 30 分間加熱けん化する。室温まで冷やし分液漏斗に水 150 mL で移す。30 w/v%硫酸を加え、pH を約 2 としてジエチルエーテル - ヘキサン（1:1）100 mL 及び 50 mL で 2 回振とう抽出する。抽出液を合わせ水 40 mL で 4 回洗浄した後硫酸ナトリウム（無水）で乾燥する。これをろ過して硫酸ナトリウムを除き、なす形フラスコに抽出液を集め、溶媒をロータリーエバポレーターで留去（40 °C以下）する。

[注]

- 1) 糖質のグリコシド結合は、酸には弱いがアルカリにはかなり安定である。アルカリによる分解は、還元末端から糖残基が 1 つずつ離れていく形をとり、時間が掛かるとともに不完全になるため、けん化法は穀類等多糖類を多く含む食品には適さない。

また、酪酸等の低級脂肪酸は、分析操作におけるその挙動が他の脂肪酸（高級脂肪酸）と異なる（例えば、水に可溶であること、揮発性が高いこと。）。したがって、本法は、後述の脂質の抽出 II の方法を合め低級

脂肪酸を多く含む食品には適さない。乳脂肪を含む菓子類、乳類等で、飽和脂肪酸の総量に対して、酪酸等の低級脂肪酸の寄与が無視できない場合は、最新版の「日本食品標準成分表分析マニュアル」に記載された方法に準拠して測定を行う。

2) 脂質の抽出Ⅱ（酸分解法）

① 適用される食品

穀類等、多糖類を多く含む食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・ウォーターバス
- ・ロータリーエバポレーター：一式

③ 試薬

- ・ヘプタデカン酸：純度 98 %以上のもの
- ・塩酸溶液：濃塩酸（特級）と水を 25 : 11 の容量比で混合する。
- ・ジエチルエーテル：特級
- ・石油エーテル：特級
- ・硫酸ナトリウム（無水）：特級
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

④ 操作

ビーカーに試料 0.5～5 g（脂肪酸として 20～100 mg）を量り、ヘプタデカン酸 5～30 mg を正確に加える。エタノール 5 mL を加えガラス棒で混和する。塩酸溶液 25 mL を加え、水浴（80℃）中で、蒸発を防ぐため時計皿を載せ、時々かくはんしながら 30 分間加熱^{注1)}する。放冷後、分液漏斗に移し、エタノール 20 mL とジエチルエーテル 60 mL を加え振とうする。次いで石油エーテル 60 mL を加え振とうする。下層を別の分液漏斗に移し、ジエチルエーテル - 石油エーテル（1:1）60 mL で 2 回、同様に振とう抽出する。抽出液を合わせ水 40 mL で 4 回洗浄した後硫酸ナトリウム（無水）で乾燥する。これをろ過して硫酸ナトリウムを除き、なす形フラスコに抽出液を集め、溶媒をロータリーエバポレーターで留去（40℃以下）する。

[注]

- 1) 塩酸溶液による分解では、温度が高くなると多価不飽和脂肪酸の分解が促進されるので、正しく温度を調節する。

3) 脂肪酸メチルエステルの調製

① 装置及び器具

- ・オイルバス又はアルミブロックヒーター
- ・スクリュウキャップ（テフロンをコーティングしたもの）付き試験管：12 mL 容

② 試薬

- ・メタノール：特級
- ・水酸化ナトリウム：特級
- ・0.5 mol/L 水酸化ナトリウム - メタノール溶液
- ・三フッ化ホウ素 - メタノール試薬（濃度約 14%）：ガスクロマトグラフ用
- ・ヘキサン：特級
- ・塩化ナトリウム：特級
- ・飽和塩化ナトリウム溶液
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

③ 操作

1) 又は 2) で得られた脂質 30 mg (最大 100 mg) を精密に量り、スクリーキャップ付き試験管にとる。0.5 mol/L 水酸化ナトリウム - メタノール溶液 1.5 mL を加え、容器内を窒素で置換した後キャップを締め混合してから 100 °C で 7 分間加熱する。冷却し、三フッ化ホウ素 - メタノール試薬 2 mL を加える。容器内を窒素で置換した後キャップを締め混合してから 100 °C で 5 分間加熱する。30~40 °C まで放冷し、ヘキサン 1 mL を加え容器内を窒素で置換した後 30 秒間激しく振とうする。次いで飽和塩化ナトリウム溶液 5 mL を加え容器内を窒素で置換し、よく振り混ぜる。ヘキサン層が分離したら別の試験管に移す。下層にさらにヘキサン 1 mL を加え、振とう抽出する。抽出液を合わせた後^{注1)}、ヘキサンで定容とし試験溶液とする。

[注]

- 1) 脂肪酸メチルエステルの精製が必要な場合は以下のように行う。
- カラム：シリカゲル 8 g (130 °C で 16 時間活性化したもの) クロマト管
(内径 1 cm)
- 溶出液：ヘキサン 100 mL (洗浄)
：ヘキサン - ジエチルエーテル (98:2) 100 mL (脂肪酸メチルエステルの溶出)

4) ガスクロマトグラフィー

① 装置及び器具

- ・ガスクロマトグラフ (水素炎イオン化検出器、スプリット/スプリットレス注入口付き) 一式
- ・データ処理装置
- ・キャピラリーカラム：長さ 15~30 m、内径 0.2~0.32 mm、フューズドシリカキャピラリーにシアノプロピル系又はポリエチレングリコール - 20M 等の液相を結合させたもの。

② 試薬

- ・キャリアーガス：ヘリウム
- ・各種の脂肪酸メチルエステル：標準品としての品質を有するもの。

③ 測定

3) 脂肪酸メチルエステルの調製で調製した試験溶液を、ガスクロマトグラフに 0.5～1 μL 注入し、データ処置装置を用いてピーク面積を測定する。
<ガスクロマトグラフ操作条件例^{注1)}>

カラム：J&W DB-23 0.25 mm×30 m, df. 0.25 μm 又は同等品

温度：注入口及び検出器 250 °C

カラム 60 °C (1分保持) → 6 °C/分 → 160 °C → 1.8 °C/分 → 200 °C

流量：2.0 mL/分

ガス流量：メイクアップガス：50 mL/分

注入モード：スプリットレス

④ 計算^{注2)}

$$\text{試料中の脂肪酸含量 (g/100 g)} = \frac{A \times C \times K}{B \times W} \times 0.1$$

A：被定量脂肪酸メチルの面積

B：ヘプタデカン酸メチルの面積

C：ヘプタデカン酸の添加量 (mg)

K：感度補正係数^{注3)}

W：試料採取量 (g)

[注]

1) スプリット注入法でも分析は可能である。以下に長さ 25～30 m、内径 0.20～0.35 mm のキャピラリーカラムを用いたときの操作例を示す。

温度：注入口 250 °C、検出器 270 °C

カラム 170 °C (0分保持) → 1 °C/分 → 225 °C

ガス流量：キャリアーガス 1.0～2.0 mL/分 メイクアップガス 50 mL/分

注入モード：スプリット (スプリット比：1/50)

2) 植物性の食品ではヘプタデカン酸メチルと重なるピークはほとんど認められないが、魚介類を含め動物性の食品には通常少量含まれる。この場合、内標準物質をトリコサン酸 (C23:0) に変えるか、又は試料に内標準物質を加えずに調製した脂肪酸メチルの試験溶液 (ブランク) を用意し、ここで得られたクロマトグラムに基づき計算により内標準物質のピーク面積から重なるピーク面積を差し引き補正する。

3) 被定量脂肪酸の感度補正係数は標準品を用いて測定する。ガスクロマトグラフ操作条件が適切ならば、通常の脂肪酸の感度補正係数は1に近い値となる。ただし、炭素鎖の短い脂肪酸は感度が低下し1より大きい値をとる。

[参考文献]

1) 科学技術庁資源調査会：“四訂日本食品標準成分表のフォローアップに関する調査報告Ⅱ—日本食品脂溶性成分表 (脂肪酸、コレステロール、ビタミン E) —”、177 (1989)

- 2) W.R.Morrison, S.L.Tan and K.D.Hargin : J.Sci.Food Agri., 31, 329 (1980)
- 3) Official Methods of the American Oil Chemists' Society Ce 1 b-89

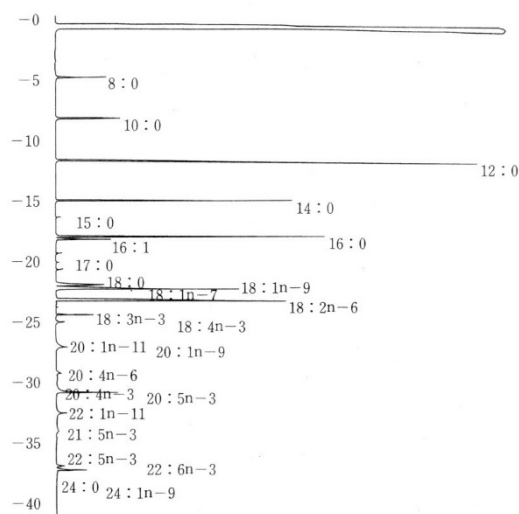


図-1 やし油、大豆油及び魚油を混合した試料のクロマトグラム

4 コレステロール

(1) ガスクロマトグラフ法^{注1)}

① 装置及び器具

- ・ガスクロマトグラフ：一式（水素イオン型検出器付き）
- ・ホットプレート
- ・ロータリーエバポレーター：一式
- ・キャピラリーカラム：長さ 15 m、内径 0.53 mm、フューズドシリカキャピラリーに 5%ジフェニール - 95%ジメチルシロキサンを結合させたもの。膜厚 1.0~1.5 μm

② 試薬

- ・コレステロール：99%以上の純度を有するもの
- ・エタノール：95 v/v%、特級
- ・5- α -コレスタン - エタノール溶液：濃度 0.5 mg/mL
- ・水酸化カリウム：特級
- ・1 mol/L 水酸化カリウム - エタノール溶液（ただし、エタノールには 5 v/v%の水を含む。）
- ・石油エーテル：特級
- ・硫酸ナトリウム（無水）：特級
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 0.1~5 g（コレステロールとして約 1 mg）^{注2)} を精密に量り、共栓付三角フラスコに入れる。内標準物質として 5- α -コレスタン - エタノール溶液 1 mL を正確に加える。次いで、1 mol/L 水酸化カリウム - エタノール溶液

50 mL を加え、冷却管を付し 1 時間穏やかに加熱けん化する。室温まで放冷後、水 50 mL 及び石油エーテル 50 mL で分液漏斗に移し、振とう抽出する。さらに、石油エーテル 50 mL で 2 回抽出する。抽出液を集め、水 40 mL で 4 回洗浄する。抽出液を硫酸ナトリウム（無水）で乾燥する。硫酸ナトリウムをろ過操作で除去した後、ロータリーエバポレーターで濃縮乾固する^{注3)}。残留物をヘキサンに溶かし 10 mL に定容し試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

段階的に濃度を変えたコレステロールに、5- α -コレスタンの一定量を加えたものを調製する。コレステロールの濃度は 3 段階以上を用意する^{注4)}。

⑤ 測定

試験溶液 1 μ L をガスクロマトグラフに注入し、内標準物質に対するコレステロールのピーク面積比を求める。あらかじめ作成した検量線から試料中のコレステロール含量を求める。

<ガスクロマトグラフ操作条件例>

カラム：CP-Sil 8 CB（アジレントテクノロジー社製）又は同等品

温度：注入口及び検出器 280 °C

オープン 250 °C

流量：15 mL/分（コレステロールが 8～9 分に溶出するように調節する。）

注入モード：スプリットレス

⑥ 計算

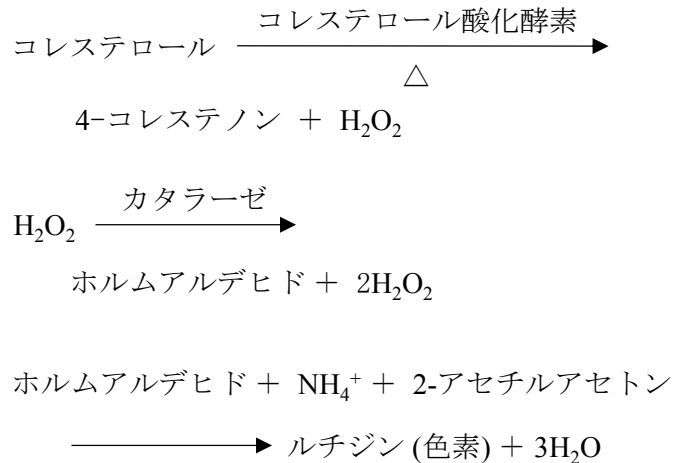
$$\text{試料中のコレステロール含量 (mg/100 g)} = \frac{A \times 100}{W}$$

A：検量線から読み取ったコレステロール量 (mg)

W：試料採取量 (g)

[注]

- ここに示したガスクロマトグラフ法の他に有用な方法として酵素法がある。例えば、コレステロール酸化酵素を用い、下記の反応系で生成する色素（ルチジン）の量がコレステロールの量に比例するのを利用してコレステロールを定量する方法がある。なお、コレステロール酸化酵素は 3 位の炭素原子の水酸基が β 配位をとっているステロール類なら全て酸化できるので、スチグマステロールやシトステロール等の植物性ステロール類（フィトステロール類）を含む食品に対しては、コレステロール酸化酵素を用いる方法の適用は避けるべきである。また、コレステロール定量用の酵素法をキット化した製品も市販されている。



- 2) 試料採取量は10gまで増やせるが、この場合は、1 mol/L 水酸化カリウム - エタノール溶液、水及び石油エーテルを倍量用いる必要がある。また、試料採取量を10gにした場合は、1 mg/100 g のコレステロールの測定が可能である。
- 3) ガスクロマトグラム上、5- α -コレスタンやコレステロールに近似した位置にピークが認められ、測定の妨害となる場合は以下の方法で精製する。ただし、この操作で5- α -コレスタンは除去されるため、精製操作後に新たに添加する必要がある。

ステロールの精製

シリカゲル（活性化：130℃、16時間）8gをヘキサンで内径1.5cmのカラムに詰め、先の濃縮物を下記の条件で処理しステロール画分を得る。

第1溶出液：20 v/v%ジエチルエーテル - ヘキサン 150 mL：洗浄

第2溶出液：35 v/v%ジエチルエーテル - ヘキサン 150 mL：ステロール画分

- 4) 例えば、コレステロール0.25、0.75及び2.0mgに、5- α -コレスタン0.5mgを加え、ヘキサンで10mLとする。

[参考文献]

- 1) 科学技術庁資源調査会：“四訂日本食品標準成分表のフォローアップに関する調査報告Ⅱ－日本食品脂溶性成分表（脂肪酸、コレステロール、ビタミンE）－”、p.178（1989）
- 2) Adams M.L., Sullivan D.M., Smith R.L. and Richter E.F. : J.Assoc. Off. Anal. Chem., 69, 844（1986）
- 3) Kovacs M.I.P. : J. Cereal Sci., 11, 291（1990）

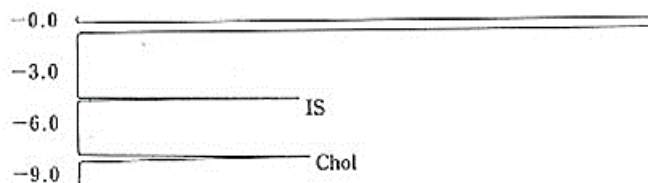


図-2 5- α -コレスタン (50 ng) とコレステロール (100 ng) のクロマトグラム

5 炭水化物

炭水化物は、当該食品の質量から、たんぱく質^{注1)}、脂質、灰分^{注2)}及び水分量を除いて算出する^{注3) 注4)}。

[注]

- 1) たんぱく質以外の窒素成分を豊富に含む食品（例えば、白子のように核酸を豊富に含む食品、大豆レシチン含有食品のように含窒素脂質であるレシチンを豊富に含む食品）にあつては、窒素定量換算法を適用して得られたたんぱく質量は実際量より過大である点に留意すべきである。
- 2) 大豆レシチン含有食品等含リン脂質であるレシチンを豊富に含む食品にあつては、リンが脂質と灰分の両方に重複して測り込まれる点に留意すべきである。
- 3) エネルギーとして利用されない成分（抹茶に含まれるタンニン及びカフェイン、ココアに含まれるテオブロミン、チョコレート及びココアに含まれるポリフェノール、錠剤・カプセル等のサプリメントに含まれる水溶性ビタミン等）が炭水化物として算出され、その寄与が無視できない場合、これらの成分を別途に測定し、差し引いたものを炭水化物とすることもある。なお、タンニン、カフェイン、テオブロミン及びポリフェノールの分析は「日本食品標準成分表分析マニュアル」に記載された方法に準拠する。
- 4) 差し引きの結果、数値が負の値となる場合は、炭水化物含量を0として差し支えない。

ア 灰分

食品の灰分は、ある温度で灰化して有機物及び水分を除いた残留物の量とする^{注1)}。

[注]

- 1) 厳密には灰分と無機質の総量とは一致しない。例えば、有機物に由来する炭素が灰化中に炭酸塩になることがあり、また、塩素の一部が灰化によって失われることもある。それらの程度は試料中の無機質の組成と、灰化の温度や時間等によっても異なってくる。

(1) 酢酸マグネシウム添加灰化法^{注1)}

① 適用される食品

リン酸を多く含む試料に有効な方法で、小麦粉を始めとして米、麦等の穀物及びその加工品に適用される。

② 装置及び器具

- ・灰化容器：直径 6 cm 程度の磁製蒸発皿、又は容量 15～30 mL 程度の磁製るつぼを用いる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 550～600±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 試薬

- ・酢酸：特級
- ・メタノール：特級
- ・酢酸マグネシウム溶液：酢酸マグネシウム（特級）15 g に脱イオン水約 150 mL を加え、さらに酢酸 2 mL を添加し、かき混ぜながら水浴上で加温して溶解する。これにメタノールを加えて 1 L とする。

④ 測定

あらかじめ恒量を求めた灰化容器 (W_0 g) に、試料約 3 g を精密に量る (W_1 g)。酢酸マグネシウム溶液 3 mL を正確に量り、試料全体に均一にしみわたるように加える。約 5 分間放置して、過剰のメタノールを蒸発させ、さらに予備乾燥した後、予備灰化し、600 °C に達した電気炉に入れ、3～4 時間灰化する。灰化後、灰化容器を取り出し、温度が 200 °C 近くまで放冷してデシケーターに移し、室温に戻った後秤量する。同じ操作を恒量 (W_2 g) になるまで繰り返す。

別に酢酸マグネシウム溶液 3 mL を恒量を求めた灰化容器 (W_3 g) に量り、以下同様に灰化操作を行った後秤量 (W_4 g) し、空試験値を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の灰分含量 (g/100 g)} = \frac{(W_2 - W_0) - (W_4 - W_3)}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) 過剰のリン酸を含む試料では、灰化時に灰が溶融して完全な灰化が困難となる。酢酸マグネシウム添加灰化法は、このリン酸を中和してマグネシウム塩とし、溶融を防いで迅速に灰化する方法である。

(2) 直接灰化法

① 適用される食品

550～600 °C で試料を灰化したとき、恒量の得られる全食品に適用される。乾燥試料はそのまま、そのほかの試料は適当な前処理を行い、灰化しやすい状態にして適用する。

② 装置及び器具

- ・灰化容器：直径 6 cm 程度の磁製蒸発皿、又は容量 15～30 mL 程度の磁製るつぼを用いる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 550～600±10 °C に設定できるものを用いる。

・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 試料の調製及び前処理

試料により、次のような前処置を行う。

1) 前処理不要なもの

穀類、豆類、そのほか以下に含まれない乾燥食品等。

2) 予備灰化を要するもの

予備灰化は、できれば全食品に適用するのがよい。特に、砂糖、砂糖菓子の類、精製でんぷん、卵白、まぐろ、かつお、いか、えび等の魚介類等、灰化時にふくれて容器の外へあふれ出るおそれのあるものは、あらかじめ弱火で灰化容器の下面のみを熱し、内容物があふれ出ないように注意しながら徐々に灰化する必要がある。

3) 予備乾燥を必要とするもの

野菜、果実、多くの動物性食品のように、水分の多いものや酒、ジュース、牛乳等の液体試料は水浴上又は乾燥器内で水分を蒸発させる必要がある。

4) 予備燃焼を要するもの

油脂類、バター等は十分に乾燥後、試料を加熱し、あるいは加熱しつつ点火して燃焼させる必要がある。

④ 測定

あらかじめ恒量にした灰化容器 (W_0g) に、適量の試料を精密に量り (W_1g)、必要な前処理を行った後、 $550\sim 600\text{ }^\circ\text{C}$ の温度に達した電気炉に入れ、白色又はこれに近い色になるまで灰化する。灰化後、灰化容器を取り出し^{注1)}、温度が $200\text{ }^\circ\text{C}$ 近くになるまで放冷してからデシケーターに移し、室温に戻った後秤量する。同じ操作(灰化、放冷、秤量)を恒量 (W_2g) になるまで繰り返す。

灰化した際に、炭塊の残存が認められる場合は灰に水を加えて溶かし、未灰化物を露出させた後水浴上で蒸発乾固する。次いで、水浴上又は $100\text{ }^\circ\text{C}$ 程度のホットプレート上で十分に乾燥後、再び $550\sim 600\text{ }^\circ\text{C}$ で灰化を行い、恒量になるまで数回この操作を繰り返す。

また、残存する炭塊がかなり多い場合、放冷後熱水で灰を湿らせた後炭塊をガラス棒で突き砕き、熱水約 10 mL を加えてよくかき混ぜ、可溶物を抽出する。炭塊の量に応じ、 $7\sim 9\text{ cm}$ のろ紙^{注2)}を用いて、傾斜法にてろ過し、 50 mL 容のビーカー中にろ液を集める。再び灰化容器に少量の熱水を加え、同様にろ過する。残渣をろ紙ごと灰化容器に移し、用いた漏斗を洗ってろ液に合わせる。灰化容器は乾燥後、再び $550\sim 600\text{ }^\circ\text{C}$ で灰化を行い、炭塊が残るようならこの操作をもう一度行う。灰化、放冷後、先のろ液を灰化容器に移し少量の水でビーカーを洗ってこれも移し、水浴上又は $100\text{ }^\circ\text{C}$ 程度のホットプレート上で蒸発乾固後、再び $550\sim 600\text{ }^\circ\text{C}$ で灰化し、恒量を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の灰分含量 (g/100 g)} = \frac{W_2 - W_0}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) 灰が舞い上がることもあるので、灰化容器にふたをしておく安全である。
- 2) JIS 5種A又は6種相当のろ紙を用い、表示されているろ紙中の灰分量を試料灰分量から差し引く。無灰ろ紙を用いた場合、ろ紙の灰分は無視して差し支えない。

(3) 硫酸添加灰化法^{注1)}

① 適用される食品

精製度の高い砂糖等に適用される。

② 装置及び器具

- ・灰化容器：直径6 cm程度の磁製蒸発皿、又は容量15～30 mL程度の磁製るつぼを用いる。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので550～800±10 °Cに設定できるものを用いる。

③ 試薬

- ・濃硫酸：特級

④ 測定

あらかじめ恒量にした灰化容器 (W_0 g) に、試料5～30 gを精密に量る (W_1 g)。液状試料の場合は水浴上で蒸発乾固する。試料に濃硫酸0.5～5 mLを加え、加温して全体を炭化膨潤させた後、ゆっくりと加熱して過剰の硫酸を追い出す。灰化容器を電気炉に入れて550 °Cでほとんど炭素分のなくなるまで灰化する。冷却後、再び数滴の濃硫酸で湿らせ、800 °Cで灰化する。灰化後、灰化容器を取り出し、アルミトレイ等の上で温度が200 °C近くになるまで放冷してデシケーターに移し、室温に戻った後、秤量する。

同じ操作を恒量 (W_2 g) になるまで繰り返す。灰分含有率を硫酸灰分として算出する。

⑤ 計算

$$\text{試料中の硫酸灰分含量 (g/100 g)} = \frac{W_2 - W_0}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) 硫酸添加灰化法が記載されているものには、製糖便覧、ICUMSA Methods (International Commission for Uniform Methods of Sugar Analysis) 等がある。

ただし、硫酸添加灰化法で得られる残留物は硫酸灰分であるため、灰分の多い黒糖、粗糖蜜等の試料では過大に評価されるので、これらの試料への適用は望ましくない。

イ 水分^{注1)}

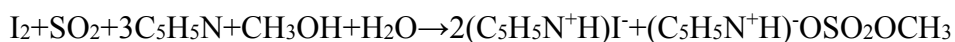
代表的な水分の分析法にカールフィッシャー法と加熱乾燥法^{注2)}がある。加熱乾燥法には減圧加熱乾燥法と常圧加熱乾燥法とがあり、さらにこれらの補完的な方法として乾燥助剤法とプラスチックフィルム法とがある。

[注]

- 1) ここに記載するほか、水と混り合わない有機溶剤と試料を一緒に加熱し、共沸により留出する水の容量そのものを量り、水分とする蒸留法等がある。蒸留法はほとんどの食品に適用できるが、水分が非常に多いもの、又は非常に少ない試料には適さない。特に、香辛料及び水分含量の多い油脂食品に適用できる。
- 2) 水分以外の揮発成分（アルコール類、酢酸等の揮発酸）が含まれる場合には、これらも水分として測り込まれるので、これらのものを別途に測定し、差し引くことが必要である。

(1) カールフィッシャー法^{注1)}

カールフィッシャー法は、メタノール等の低級アルコール及びピリジン等の有機塩基の存在下で、水がヨウ素及び二酸化硫黄と次の式に示すように定量的に反応することを利用して水分を測定する方法である。



① 装置及び器具

- ・カールフィッシャー電気滴定装置：通例、自動ビュレット、滴定フラスコ、かき混ぜ機及び定電圧分極電流滴定装置又は定電流分極電位差滴定装置からなる。カールフィッシャー試液は吸湿性が非常に強いので、装置は外部からの吸湿を防ぐようにする。防湿には、シリカゲル又は水分滴定用塩化カルシウム等を用いる。

② 試薬

- ・カールフィッシャー試液^{注2)}
- ・メタノール（脱水）：特級（水分が 0.05 w/v% 以下のもの）
- ・水・メタノール標準溶液^{注3)}

③ 測定

カールフィッシャー試液による滴定は湿気を避けて行い、原則として、これを標定したときの温度と同一の温度で行う。被滴定液中に一对の白金電極を浸し、可変抵抗器を適当に調節して電極間に微小電圧を加え、カールフィッシャー試液を滴下するとき変化する電流（ μA ）を測定し（定電圧分極電流滴定法）、滴定が進むにつれて回路中の電流が大きく変化し、数秒で再

び元の位置に戻る。滴定の終点に達すると、この電流の変化が一定時間持続する（通例、30 秒間以上）。この状態になったときを滴定の終点とする。又は電極間に微小電流を流しておき、カールフィッシャー試液を滴下するとき変化する電位差 (mV) を測定し（定電流分極電位差滴定法）、滴定が進むにつれて回路中の電圧計の値が数百ミリボルトの分極状態から急に減少し、消極状態となり数秒で再び元の位置に戻る。滴定の終点に達すると、消極状態が一定時間持続する（通例、30 秒間以上）。この状態になったときを滴定の終点とする。ただし、逆滴定により定電圧分極電流滴定法を用いる場合は、カールフィッシャー試液が過量に存在する間は電流計の針が振り切れ、終点に達すると急に元の位置に戻る。定電流分極電位差滴定法を用いる場合はカールフィッシャー試液が過量に存在する間はミリボルトメーターの値が元の位置にあり、終点に達すると一定の電圧がかかる。

カールフィッシャー試液による滴定は、次のいずれの方法によってもよい。

1) 直接滴定

カールフィッシャー用メタノール（脱水）適量を乾燥滴定フラスコにとり、これをあらかじめカールフィッシャー試液で終点まで滴定してフラスコ内を無水の状態にしておく。次に水分 5～30 mg を含むような量の試料を精密に量り (W mg)、速やかに滴定フラスコに入れ、かき混ぜて溶かし、激しくかき混ぜながらカールフィッシャー試液で終点まで滴定する (V mL)。

2) 逆滴定

カールフィッシャー用メタノール（脱水）適量を乾燥滴定フラスコにとり、これをあらかじめカールフィッシャー試液で終点まで滴定してフラスコ内を無水の状態にしておく。次に水分 5～30 mg を含むような量の試料を精密に量り (W' mg)、速やかに滴定フラスコに入れ、過量のカールフィッシャー試液の一定量 (V' mL) を加え、かき混ぜて溶かし、激しくかき混ぜながら水・メタノール標準溶液で終点まで滴定する (H mL)。

④ 計算

1) 直接滴定

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{V \times f}{W} \times 100$$

2) 逆滴定

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{V' \times f - H \times f'}{W'} \times 100$$

f: カールフィッシャー試液の 1 mL に対応する水 (H₂O) の mg 数 (力価)

f': 水・メタノール標準溶液 1 mL 中の水 (H₂O) の mg 数

[注]

1) 測定法には、容量測定法と電量測定法があるが、ここでは容量測定

法の例を示した。容量測定法は、反応に必要なヨウ素を水分測定用試液に溶解させ、試料中の水と反応して消費されたヨウ素の滴定量より、水分を測定する方法である。電量法は、ヨウ化物イオンを混合した水分測定用試液を用い、電解によりヨウ素を発生させる。ヨウ素が定量的に水と反応することに基づき、電解に要した電気量より、水分を測定する方法である。いずれも装置、試薬の調製、取扱いに注意を要するので、取扱説明書等を参考にすること。

なお、アスコルビン酸やアルデヒド等還元力の強いものはヨウ素を消費するので、これらが多量に存在する試料には適さない。

- 2) 市販品を用いることができる（三菱化学製、カールフィッシャー試液 SS 等）。カールフィッシャー試液は通常ヨウ素、二酸化硫黄及びピリジンのモル比が 1:3:10 であり、これにメタノールが加わる。しかし、カールフィッシャー試液はメタノールが共存すると分解が速い。市販の試液はメタノールを含まないので、必ずメタノールを含む溶剤中で滴定する。

この試液の標定は以下のように行う。

標定：測定の操作法に従い、メタノール（脱水）25 mL を乾燥滴定フラスコに入れ、カールフィッシャー試液を終点まで注意して加える。次に水約 50 mg を精密に量って速やかに加え、湿気を遮り、カールフィッシャー試液で終点まで測定する。カールフィッシャー試液の 1 mL に対応する水（H₂O）の mg 数 f を次式によって求める。

$f = \text{水 (H}_2\text{O) の採取量 (mg) / 水に対するカールフィッシャー試液の滴定量 (mL)}$

- 3) メタノール（脱水）500 mL を量り、1,000 mL の乾燥全量フラスコに入れ、水 2 mL を量って加え、メタノールを加えて 1,000 mL とする。この液の標定は、カールフィッシャー試液の標定に続いて行う。遮光して湿気を避け、冷所に保存する。

市販品を用いることができる（三菱化学製、標準水メタノール 2 mgH₂O/mL (20°C)）。

水・メタノール標準溶液の標定は以下のように行う。

標定 測定の操作法に従い、メタノール（脱水）25 mL を乾燥滴定フラスコに入れ、カールフィッシャー試液を終点まで注意して加える。次にカールフィッシャー試液 10 mL を正確に量って加え、この水・メタノール標準溶液で終点まで滴定する。水・メタノール標準溶液 1 mL 中の水（H₂O）の mg 数 f を次式によって求める。

$f = (f \times 10) / \text{水・メタノール標準溶液の滴定量 (mL)}$

f ：カールフィッシャー試液 1 mL に対応する水（H₂O）の mg 数

[参考文献]

- 1) 日本食品科学工学会 新・食品分析法編集委員会編：“新・食品分析

法”, 24, 光琳 (1996)

- 2) 日本薬学会編：“衛生試験法・注解”, 258, 金原出版 (1990)
- 3) 食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) の第 2 添加物の B 一般試験法「水分測定法」(カールフィッシャー法)
- 4) 第十六改正日本薬局方 一般試験法「水分測定法」(カールフィッシャー法)

(2) 乾燥助剤法

① 適用される食品

加熱すると融解し、表面に堅い被膜を形成し、内部の水分が蒸発しにくい食品に適用する。ケイ砂等の乾燥助剤を用いて表面積を大きくし、水蒸気が食品組織から抜け出る道を作って乾燥させる。

② 装置及び器具

- ・電気定温乾燥器^{注1)} (又は真空乾燥器)
- ・秤量皿：アルミ製又はガラス製、上部の直径 55 mm、底部の直径 55 mm、深さ 40 mm 程度のもの。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 試薬

- ・乾燥助剤：精製ケイ砂 (40~60 メッシュ程度) 又はけいそう土^{注2)}

④ 測定

秤量皿にケイ砂約 30 g、又はけいそう土約 10 g をとり、かき混ぜ用ガラス棒を 1 本入れ、所定の温度^{注3)} で 1~2 時間乾燥後室温まで放冷し、試料を入れないときの恒量 (W_0 g) を求めておく。これに適量の試料 (通常 2~3 g) を採取し、秤量 (W_1 g) する。次いで、試料と乾燥助剤がよく混和するように、ガラス棒でかき混ぜながら水浴上で加熱する^{注4)}。必要があれば、少量の水を加えて混和をうながす。その後の本乾燥は、試料によって常圧加熱乾燥法又は減圧加熱乾燥法を適用し、室温まで放冷し秤量する (W_2 g)。

⑤ 計算

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) 60~150 °C の温度範囲において所定の温度の ± 2 °C に調節可能なもので、器内の温度分布の均一なものが望ましく、強制循環通風式が一般的に用いられる。
- 2) ケイ砂は種々の粒度のものが市販されている。吸湿性の高いものは、次のように精製する。すなわち、希塩酸 (1→4) を加え、水浴上で加熱し、希塩酸を除いた後、酸性反応がなくなるまで水洗する。これを乾燥後 600~700 °C に強熱した後、デシケーター中で放冷し、密栓して保存する。けいそう土 (商品名：セライト) も吸湿性が少なければ、特に

精製する必要はない。吸湿性の高いものは、約2倍量の希塩酸(1→2)を加えて沸騰前後の温度で数時間加温した後、酸性反応がなくなるまで水洗し、次いで約135℃で乾燥後、ポリエチレン容器等に保存する。

- 3) 試料を加熱乾燥するときと同じ温度で行う。
- 4) 本乾燥を60℃で行う試料のときは、水浴上の加熱温度も60℃付近で行うが、非常に時間が掛かる。かき混ぜるとき、助剤が飛散しないよう細心の注意が必要である。

(3) 減圧加熱乾燥法

① 適用される食品

多くの食品に基準的な方法として適用できる。一般に水銀柱5～100 mmの減圧度で、熱によって変化しやすい食品は60～70℃で、比較的安定な食品は90～100℃で加熱する。

② 装置及び器具

- ・真空乾燥器
- ・アルミ製秤量皿^{注1)}：上部の直径55 mm、底部の直径50 mm、深さ25 mm、厚さ0.2～0.3 mm程度、ふたの深さは約10 mmで、そのうち5 mmぐらいが容器にはまるようになっているもの。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 測定

所定の温度に調節した定温乾燥器に秤量皿を入れ、1～2時間加熱後デシケーターに移す。放冷して室温に達したら、直ちに秤量する。再び加熱、放冷、秤量の操作を繰り返し恒量(W₀g)を求める。次に、適量の試料(通常2～3g)を精密に量り(W₁g)、ふたをわずかにずらし^{注2)}、所定の温度に調節した真空乾燥器に入れ、真空ポンプで吸引しながら、所定の減圧度に設定する^{注3)}。一定時間(約5時間)減圧乾燥後に真空ポンプを止め、洗気瓶中の濃硫酸を通して除湿した空気を乾燥器内に静かに導入して常圧に戻し、秤量皿を取り出し、ふたをしてデシケーター中で放冷後秤量する。一般には、恒量(W₂g)に達するまで減圧、乾燥、放冷、秤量を繰り返す^{注4)}。ケイ砂やけいそう土等の乾燥助剤を用いるべき食品は、乾燥助剤法の場合と同じ操作で、一度水浴上でほとんど乾燥させたものを所定の温度と減圧下で乾燥する。

④ 計算

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) ガラス製のはかり瓶でもよいが、質量が大きいため、測定の真度に影響する。
- 2) 乾燥終了後、急激に空気を入れて常圧に戻すと、試料が舞い上がることがある。軽い粉末等のときはふたを取らずに、ずらしたほうがよい。

- 3) 乾燥器の温度は、減圧にするといったん5℃ぐらい降下するが、徐々に設定温度に戻るので、調節し直さずそのまま放置してよい。
- 4) 繰り返しの乾燥は、普通2時間ずつ行う。室温に達しないうちに秤量を行うと、空気の対流のため、実際の質量よりも軽く量られる。前後2回の質量差が0.5 mg 以下となったら恒量とみなす。試料によっては熱分解のために、秤量のたび、数 mg 以上質量減を来す場合があるので、水分 (%) として 0.1 %以内の増量になったときを恒量とみなすこともある。

(4) 常圧加熱乾燥法

① 適用される食品

常圧加熱乾燥法は操作が容易であるため、多くの食品に適用される。一般に100～135℃の範囲の一定の加熱温度及び乾燥時間が適用される。減圧加熱乾燥法も含めた加熱乾燥法による水分定量条件の例を表1に示す。

② 装置及び器具

- ・電気定温乾燥器^{注1)}
- ・アルミ製秤量皿：上部の直径55 mm、底部の直径50 mm、深さ25 mm、厚さ0.2～0.3 mm程度、ふたの深さは約10 mmで、そのうち5 mmぐらいが容器にはまるようになっているもの。
- ・デシケーター：乾燥剤を入れておく。

③ 測定

所定の温度に調節した定温乾燥器に秤量皿を入れ、1～2時間加熱後デシケーターに移す。放冷して室温に達したら、直ちに秤量する。再び加熱、放冷、秤量の操作を繰り返し恒量 (W_0 g) を求める。次に、適量の試料 (通常2～3 g) を素早く精密に量り、平らに広げ、ふたをし秤量 (W_1 g) する。定温乾燥器の中にふたをずらして入れる。定温乾燥器が所定の温度に達してから、定められた時間乾燥後、乾燥器中で素早く容器にふたをし、デシケーターに移し放冷する。室温に達したら直ちに秤量する (W_2 g)。一般には、恒量が得られるまでこの操作を繰り返し行う^{注2)}。

④ 計算

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) 60～150℃の温度範囲において所定の温度の±2℃に調節可能なもので、器内の温度分布の均一なものが望ましく、強制循環通風式が一般的に用いられる。
- 2) 室温に達しないうちに秤量を行うと、空気の対流のため、実際の質量よりも軽く量られる。前後2回の質量差が0.5 mg 以下となったら恒量とみなす。試料によっては熱分解のために、秤量のたび、数 mg 以上

質量減をきたす場合があるので、水分 (%) として 0.1 %以内の減量になつたときを恒量とみなすこともある。

表1 加熱乾燥法による水分定量条件の例*

食品群	乾燥温度 (°C)	乾燥時間 (時間)
穀粒、乾めん、せんべい類	135	3
穀粉（小麦粉、そば粉等）、でんぷん類	135	1－2
めし、生めん、ゆでめん	135	2
パン類（菓子パン等異種材料を多く含むものを除く）	135	1
いも類	100	5
切干しいも、乾燥マッシュポテト	105	3
大豆及び油の多い豆類（全粒）	130	3
その他の豆類	135	3
きな粉、脱脂大豆、凍豆腐	130	1
煮豆	V100**	5
油あげ、豆腐、納豆	100	5
みそ	V70	5
精製糖	105	3
液状糖、転化糖	V100	2－3
糖みつ	V90	3
油脂	105	1
種実（乾燥品、ロースト品）	130	1
くり、ぎんなん	130	2
魚介類及びその加工品	105	5
獣、鳥、鯨肉及びその加工品	135	2
卵	V100	5
液状乳、クリーム、アイスクリーム	98－100	3
発酵乳、乳酸菌飲料	V100	4
粉乳、練乳	98－100	3－4
チーズ	105	5
野菜、果実及びその加工品	V70	5
きのこ、海藻	105	5
甘酒、酒粕	V70	5
茶	98－100	5
コーヒー豆、ココア	105	5
しょうゆ、ソース、乾燥スープ等調味料	V70	5
生・半生菓子	105	5
洋菓子	V70	5

* : 全ての食品を本表の食品群に当てはめることはできない。一般的には、原材料等を考慮し最適な条件を設定する必要がある。特に、加熱乾燥後の試料の色が変わったり、焦げ等が発生している場合は、加熱温度を下げる又は減圧加熱乾燥を採用する等、乾燥条件の検討が必要である。

** : V は減圧加熱乾燥 (Vacuum) を示す。

(5) プラスチックフィルム法^{注1)}

① 適用される食品

粘質状、ペースト状等の食品に適用する。

② 装置及び器具

- ・電気定温乾燥器^{注2)} (又は真空乾燥器)
- ・ポリエチレンフィルム製袋: 硬質ポリエチレンフィルム製で、幅 5~7.5 cm、長さ 12~14 cm、厚さ 0.04~0.06 mm くらいの低圧~中圧重合のもの^{注3)}。
- ・デシケーター: 乾燥剤を入れておく。

③ 測定

袋の質量を精密に量り (W_0 g)、これに適量の試料^{注4)} を採取後、袋の口を三つ折りにして、秤量 (W_1 g) する。丸い棒をローラーにして、袋の折りしろを残し、外側から試料を圧延し、試料を袋の内面に薄く伸ばす。袋の口を開き袋をふくらませ、乾燥中閉じないようにする。所定の温度に調節された電気定温乾燥器又は真空乾燥器に入れ、所定の時間加熱乾燥する。次いで、フィルム袋の口を三つ折りにして閉じ、クリップで止めてデシケーター中で放冷する。室温に達したらクリップをはずし、秤量 (W_2 g) する。通常は、一度で恒量に達するが、必要ならば袋の口を開き、再び所定の時間乾燥を行い放冷、秤量を繰り返す。

④ 計算

$$\text{試料中の水分含量 (g/100 g)} = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

[注]

- 1) フィルム袋のみで乾燥する直接フィルム法と、乾燥助剤としてけいそう土を添加混合してフィルム袋で乾燥するけいそう土添加フィルム法がある。乾燥は常圧加熱及び減圧加熱のいずれも適用できるが、ポリエチレンフィルムの耐熱限度から加熱温度は 105 °C 以下に限定される。105 °C 以上の加熱乾燥が必要で、かつ粘質状の食品の水分測定にはアルミニウムはく製袋を用いて測定する方法もある。
- 2) 60~150 °C の温度範囲において所定の温度の ± 2 °C に調節可能なもので、器内の温度分布の均一なものが望ましく、強制循環通風式が一般的に用いられる。
- 3) 市販のハイゼックス (低圧法、三井東圧化学)、ショウレックス (中圧法、昭和油化) 等は吸湿はごくわずかであるため、食品の水分測定に

は恒量を出す必要がなく、使用時に質量を量って用いる。ただし、プラスチックは静電気を帯びやすく、帯電すると秤量誤差が大きくなるので、不必要に擦ったりすることは避けなければならない。

4) 乾物量として1～2.5 g、袋の内面に薄く伸びる程度。

6 糖質

糖質は、当該食品の質量から、たんぱく質^{注1)}、脂質、食物繊維^{注2)}、灰分^{注3)}及び水分を除いて算出する^{注4) 注5)}。

ア たんぱく質、脂質、食物繊維

イ 灰分及び水分の分析方法等は、それぞれ1、2、8並びに5ア及びイによる。

[注]

- 1) たんぱく質以外の窒素成分を豊富に含む食品（例えば、白子のように核酸を豊富に含む食品、大豆レシチン含有食品のように含窒素脂質であるレシチンを豊富に含む食品）にあつては、窒素定量換算法を適用して得られたたんぱく質量は実際量より過大である点に留意すべきである。
- 2) 食物繊維の分析法に用いるプロスキー法では、処理残渣中の灰分を補正することになっている。ところが、試料中にカルシウムが含まれると、これがプロスキー法で用いられるリン酸緩衝液と反応してリン酸カルシウムの沈殿を形成し、しかもリン酸カルシウムは結晶水を含むので灰分として100%回収できない。
このため、「カルシウム含有食品」のようにカルシウムを豊富に含む食品にあつては、リン酸緩衝液を用いて得られた食物繊維量は実際量より過大である点に留意すべきである。
- 3) 大豆レシチン含有食品等含リン脂質であるレシチンを豊富に含む食品にあつては、リンが脂質と灰分の両方に重複して測り込まれる点に留意すべきである。
- 4) 抹茶にはタンニンとカフェインが100g当たりでそれぞれ約10gと約3g含まれている。また、ココアにはテオブロミンが100g当たりで2g前後含まれている。また、水溶性ビタミンも糖質として算出される。これらの成分はエネルギーとして利用されないため、糖質として算出され、その寄与が無視できない場合、これらの成分を別途に測定し、差し引いたものを糖質とすることもある。なお、タンニン、カフェイン、テオブロミン及びポリフェノールの分析は最新版の「日本食品標準成分表分析マニュアル」に記載された方法に準拠する。
- 5) 差引きの結果、数値が負の値となる場合は、糖質含量を0として差し支えない。

7 糖類

単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものを糖類とする。

(1) ガスクロマトグラフ法^{注1)}

1) 単糖類、二糖類及び糖アルコール類

① 装置及び器具

- ・ガスクロマトグラフ (GC) : 水素炎イオン化検出器 (FID) 付き
- ・ロータリーエバポレーター
- ・充填カラム : ガスクロマトグラフィー用けいそう土を担体とし、50%トリフルオロプロピル-メチルシリコンを液相としたもの又は同等品。

② 試薬

- ・標準品 : 水分を測定し^{注2)}、無水物に換算する。
- ・エタノール、石油エーテル、水酸化ナトリウム : 特級
- ・50 v/v%エタノール : 99.5 v/v%エタノール - 水 (1:1)
- ・10 w/v%水酸化ナトリウム溶液
- ・ピリジン : 特級試薬に水酸化カリウム (粒状、特級) を加え、よく振り混ぜて脱水する。
- ・トリメチルクロロシラン (TMCS) : GC 用トリメチルシリル化試薬
- ・ヘキサメチルジシラザン (HMDS) : GC 用トリメチルシリル化試薬
- ・ピレン : 内標準物質

③ 試料の調製

固体試料はコーヒーミル等で粉碎する。

④ 試験溶液の調製

1) 基本操作

50 mL 容ビーカーに試料の適当量 (0.5~5 g) を精密に量り (W g)、約 30 mL の水を加え、液性が酸性の場合には 10 w/v%水酸化ナトリウム溶液で中和する^{注3)}。30 分間超音波抽出した後、水で全量を 50 mL 容全量フラスコに移して定容する (V mL)。不溶物がある場合はろ紙^{注4)} でろ過し、ろ液をメンブランフィルター (0.45 μm) でろ過して試験溶液とする。不溶物の量が多い場合は、定容する前にろ紙でろ過し、ビーカー及びろ紙を水で洗浄してからろ液を集めて定容する。試験溶液は目的成分の濃度によって適宜希釈又は濃縮して (希釈倍数 : D) GC 用試験溶液とする。

2) たんぱく質又は多糖類を多く含む食品の場合

水の代わりに 50 v/v%エタノールを用いて、1) と同様の操作を行う。

3) 塩類を多く含む食品の場合

1) 又は 2) により調製した試験溶液 (水溶液にしたもの) 5~10 mL を採取して電気透析装置を用いて脱塩し^{注5)}、GC 用試験溶液とする。

4) 脂質を多く含む食品の場合

50 mL 容の遠心管に試料の適当量 (0.5~5 g) を精密に量る (W g)。これに石油エーテル 40 mL を加えて、時々かくはんしながら 15 分間放置した後、遠心分離 (2,000 回転/分、10 分間) して上澄み液を傾斜法により除

去する。この脱脂操作を再度繰り返した後、窒素気流中又は 40 °C の水浴中で残存する石油エーテル分を完全に蒸散させる。得られた残留物について、1) 又は 2) と同様の操作を行う。

⑤ 標準溶液の調製

標準品 100 mg を約 80 mL の水に溶解した後、変旋光 ($\alpha \leftrightarrow \beta$) を平衡に達せしめるため約 80 °C の水浴中で 1 時間加熱する。冷後、水を加えて正確に 100 mL (濃度: 1 mg/mL) とする。

⑥ トリメチルシリル化

試験溶液の適量 (糖量として約 10 mg) を正確に量り、ロータリーエバポレーターを用いて水分を留去し、乾固させる。ピレンのピリジン溶液 (濃度: 0.2 mg/mL) 2 mL を加えて溶かした後、TMCS 0.1 mL、HMDS 0.2 mL を加えて、室温で 20~60 分間反応させる^{注6)}。

⑦ 測定

反応液の 0.5~1 μ L を GC に注入する。

<ガスクロマトグラフ操作条件例^{注7)}>

カラム: 3%Silicone DC QF-1、Chromosorb W (AW、DMCS) 60~80 メッシュ、3 mm \times 2 m、ガラス製

カラム温度: 120~240 °C (昇温)、6 °C/分

注入口温度: 250 °C

キャリアーガス: 窒素又はヘリウム 40~60 mL/分

⑧ 検量線の作成

標準溶液の 0.5、1、2、3、5 mL をそれぞれ正確に量り、⑥~⑦の操作を試験溶液の場合と同時に行って検量線を作成する。

⑨ 計算

$$\text{試料中の各糖類含量 (g/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W} \times \frac{100}{1,000}$$

C: 検量線より求めた各糖類の濃度 (mg/mL)

V: 定容量 (mL)

D: 希釈倍数

W: 試料採取量 (g)

[注]

1) 糖類は一般に分子間の力が強いため揮発性が弱く、しかも熱にも不安定なため、直接 GC で定量することができない。そのために各種の揮発性誘導体に転換して、GC 分析に供する。

糖類の GC 用誘導体としてはトリメチルシリル (TMS) 誘導体、トリフルオロアセチル (TFA) 誘導体、アセチル (Ac) 誘導体、メチル (Me) 誘導体、また糖をオキシムにしてから誘導体とする方法等がある。現在、糖の揮発性誘導体としては TMS 誘導体が一般的である。

2) 通常カールフィッシャー法により測定する。標準品の量が少量の場合

合は、減圧加熱乾燥法（例えば 60 °C、5 時間）で乾燥したものをを用いる。

- 3) 酸性のまま抽出すると糖が一部分解してしまうおそれがあるため、あらかじめ pH5.0~7.0 に調整する。
- 4) JIS 5 種 B 又は同等品のろ紙を用いる。
- 5) GC 用試験溶液中にナトリウムイオン等が多量に存在すると、妨害ピークを与えたり、カラムの劣化原因にもなるので、脱塩処理を行ったほうがよい。脱塩の方法は、電気透析装置のほか、イオン交換樹脂によってもよい。
- 6) 糖がピリジンに溶解難い場合等は、加温しながら反応させる。反応液は塩化アンモニウムの析出によって白濁するが、上澄み液をそのまま GC に注入する。
- 7) TMS 誘導体を用いて、食品中の糖類を定量するのに適しているとされている充てん剤（液相）には、Silicone SE-30、Silicone OV-1、Silicone OV-101、Silicone SE-52、Silicone SE-54、Silicone OV-17、Silicone DC QF-1、Silicone XE-60 等がある。

(2) 高速液体クロマトグラフ法

1) 単糖類、二糖類及びオリゴ糖類

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ（HPLC）：屈折率検出器付き^{注1)}
- ・カラム^{注2)}：アミノプロピル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム

② 試薬

- ・標準品：水分を測定し^{注3)}無水物に換算する。
- ・アセトニトリル：HPLC 用又は残留農薬用
- ・エタノール、石油エーテル、水酸化ナトリウム：特級
- ・50 v/v%エタノール：99.5 v/v%エタノール-水（1：1）
- ・10 w/v%水酸化ナトリウム溶液

③ 試料の調製

固体試料はコーヒーミル等で粉碎する。

④ 試験溶液の調製

1) 基本操作

50 mL 容ビーカーに試料の適当量（0.5~5 g）を精密に量り（W g）、約 30 mL の水を加え、液性が酸性の場合には 10 w/v%水酸化ナトリウム溶液で中和する^{注4)}。30 分間超音波抽出した後、水で全量を 50 mL 容全量フラスコに移して定容する（V mL）。不溶物がある場合はろ紙^{注5)}でろ過し、ろ液をメンブランフィルター（0.45 μm）でろ過して試験溶液とする。不溶物の量が多い場合は、定容する前にろ紙でろ過し、ビーカー及びろ紙を水

で洗浄してからろ液を集めて定容する。試験溶液は目的成分の濃度によって適宜希釈又は濃縮して HPLC 用試験溶液とする。

2) たんぱく質又は多糖類を多く含む食品の場合

水の代わりに 50 v/v%エタノールを用いて 1) と同様の操作を行う。

3) 塩類を多く含む食品の場合

1) 又は 2) により調製した試験溶液（水溶液にしたもの）5～10 mL を採取して電気透析装置を用いて脱塩し^{注6)}、HPLC 用試験溶液とする。

4) 脂質を多く含む食品の場合

50 mL 容の遠心管に試料の適当量（0.5～5 g）を精密に量る（W g）。これに石油エーテル 40 mL を加えて、時々かくはんしながら 15 分間放置した後、遠心分離（2,000 回転/分、10 分間）して上澄み液を傾斜法により除去する。この脱脂操作を再度繰り返した後、窒素気流中あるいは 40 °C の水浴中で残存する石油エーテル分を完全に蒸散させる。得られた残留物について、1) 又は 2) と同様の操作を行う。

⑤ 標準溶液の調製^{注7)}

1) HPLC 用試験溶液の溶媒が水の場合

標準品各 100 mg を精密に量り、水に溶解して 25 mL に定容する。この液から 2、5 及び 10 mL を採取して、それぞれ水で 20 mL に定容する^{注8)}。

2) HPLC 用試験溶液の溶媒が 50 v/v%エタノールの場合

標準品各 100 mg を精密に量り、50 v/v%エタノールに溶解して 25 mL に定容する。この液から 2、5 及び 10 mL を採取して、それぞれ 50 v/v%エタノールで 20 mL に定容する^{注8)}。

⑥ 測定

HPLC 試験溶液の 20 µL を HPLC に注入し、各糖のピーク高さ^{注9)}を測定する。同様に各標準溶液 20 µL を HPLC に注入して各糖のピーク高さを測定し、検量線を作成する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

1) 単糖類及び二糖類

カラム：Wakosil 5NH₂（和光純薬工業）又は相当品^{注10)}、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス管

移動相：アセトニトリル - 水（75:25）^{注11)}

検出器：屈折率検出器

流速：1.0 mL/分

温度：室温

2) オリゴ糖類

カラム：Wakosil 5NH₂（和光純薬工業）又は相当品^{注10)}、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス管

移動相：アセトニトリル - 水（70:30）^{注11)}

検出器：屈折率検出器

流速：1.0 mL/分

温度：室温

⑦ 計算

$$\text{試料中の各糖含量 (g/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W} \times \frac{100}{1,000}$$

C：検量線より求めた各糖類の濃度 (mg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 糖の検出には、屈折率検出器のほかに蛍光検出器（蛍光誘導体化が必要）又はパルス電気化学検出器等も利用できる。
- 2) 測定する糖の種類や試料により種々のカラムが利用可能であるが、ここでは汎用性の高い代表的なもののみを示す。
- 3) 通常カールフィッシャー法により測定する。標準品の量が少量の場合は、減圧加熱乾燥法（例えば 60℃、5 時間）で乾燥したものをを用いる。
- 4) 酸性のまま抽出すると糖が一部分解してしまうおそれがあるため、あらかじめ pH5.0～7.0 に調整する。
- 5) JIS 5 種 B 又は同等品のろ紙を用いる。
- 6) HPLC 用試験溶液中にナトリウムイオン等が多量に存在すると、妨害ピークを与えたり、カラムの劣化原因にもなるので、脱塩処理を行ったほうがよい。脱塩の方法は、電気透析装置のほか、イオン交換樹脂によってもよい。
- 7) 溶媒の種類はピーク高さに影響するので、HPLC 用試験溶液と標準溶液の溶媒を統一する必要がある。試験溶液にエタノール等揮発成分を含む場合、試験溶液を減圧乾固した後、水に再溶解することで、水で調製した標準溶液を使用することができる。
- 8) 標準溶液の濃度は、使用する検出器の感度を考慮して設定する。
- 9) 完全分離しないようなきょう雑ピークが認められる場合、ピーク面積測定では誤差が大きくなるのでピーク高さ測定を採用する。なお、試験溶液を適当な酵素（目的とする糖ときょう雑する糖の組み合わせによりアミログルコシダーゼ、β-フラクトシダーゼ、β-ガラクトシダーゼ等を使い分ける。）で処理することにより、きょう雑ピークを除去できることがある。
- 10) Shodex Asahipak NH₂P-50（昭和電工）等のアミノポリマ系カラムも使用可能。
- 11) 適切な移動相の条件を調整すること。アミノシリカ系カラムは使用時間とともに徐々に溶出時間が短くなるので、溶出時間をほぼ一定に保つように混合比率を調整する。なお、アセトニトリルの割合を増やすと

溶出は遅くなる。

2) 糖アルコール類

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 屈折率検出器付き^{注1)}
- ・カラム^{注2)} : アミノプロピル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム又はスルホン化ポリスチレンゲル (鉛型又はカルシウム型) を充てんしたカラム

② 試薬

- ・標準品 : 水分を測定し^{注3)} 無水物に換算する。
- ・アセトニトリル : HPLC 用又は残留農薬用
- ・エタノール、石油エーテル、水酸化ナトリウム : 特級
- ・50 v/v%エタノール : 99.5 v/v%エタノール-水 (1:1)
- ・10 w/v%水酸化ナトリウム溶液

③ 試料の調製

固体試料はコーヒーミル等で粉碎する。

④ 試験溶液の調製

1) 基本操作

50 mL 容ビーカーに試料の適当量 (0.5~5 g) を精密に量り、約 30 mL の水を加え、液性が酸性の場合には 10 w/v%水酸化ナトリウム溶液で中和する。30 分間超音波抽出した後、水で全量を 50 mL 容全量フラスコに移して定容する。不溶物がある場合はろ紙^{注4)} でろ過し、ろ液をメンブランフィルター (0.45 µm) でろ過して試験溶液とする。不溶物の量が多い場合は、定容する前にろ紙でろ過し、ビーカー及びろ紙を水で洗浄してからろ液を集めて定容する。試験溶液は目的成分の濃度によって適宜希釈又は濃縮して HPLC 用試験溶液とする。

2) たんぱく質又は多糖類を多く含む食品の場合

水の代わりに 50 v/v%エタノールを用いて 1) と同様の操作を行う。ただし、配位子交換系カラムを使用する場合は、試験溶液の一定量を採取して一旦ロータリーエバポレーターで減圧乾固した後、残留物を一定量の水に溶かし、メンブランフィルター (0.45 µm) でろ過した液を HPLC 用試験溶液とする^{注5)}。

3) 塩類を多く含む食品の場合

1) 又は 2) により調製した試験溶液 (水溶液にしたもの) 5~10 mL を採取して電気透析装置を用いて脱塩し^{注6)}、HPLC 用試験溶液とする。

4) 脂質を多く含む食品の場合

50 mL 容遠心管に試料の適当量 (0.5~5 g) を精密に量る。これに石油エーテル 40 mL を加えて、時々かくはんしながら 15 分間放置した後、遠心分離 (2,000 回転/分、10 分間) して上澄み液を傾斜法により除去する。

この脱脂操作を再度繰り返した後、窒素気流中あるいは 40 °C の水浴中で残存する石油エーテル分を完全に蒸散させる。得られた残留物について、1) 又は 2) と同様の操作を行う。

⑤ 標準溶液の調製^{注7)}

1) HPLC 用試験溶液の溶媒が水の場合

糖アルコール標準品各 100 mg を精密に量り、水に溶解して 25 mL に定容する。この液から 2、5 及び 10 mL を採取して、それぞれ水で 20 mL に定容する^{注8)}。

2) HPLC 用試験溶液の溶媒が 50 v/v%エタノールの場合

糖アルコール標準品各 100 mg を精密に量り、50 v/v%エタノールに溶解して 25 mL に定容する。この液から 2、5 及び 10 mL を採取して、それぞれ 50 v/v%エタノールで 20 mL に定容する^{注8)}。

⑥ 測定

HPLC 用試験溶液の一定量を HPLC に注入し、各糖アルコールのピーク高さ^{注9)}を測定する。

同様に各標準溶液の一定量を HPLC に注入して各糖アルコールのピーク高さを測定し、検量線を作成する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

1) カラム：Wakosil 5NH₂ (和光純薬工業) 又は相当品^{注10)}、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス管

移動相：アセトニトリル - 水 (75:25) ^{注11)}

検出器：屈折率検出器

流速：1.0 mL/分

温度：室温

注入量：20 µL

2) カラム：Aminex HPX-87P、Aminex HPX-87C (Bio-Rad) 又は相当品^{注12)}、内径 7.8~8.0 mm、長さ 300 mm、ステンレス管

移動相：水

検出器：屈折率検出器

流速：0.6 mL/分

温度：カラム 85 °C

注入量：5 µL

⑦ 計算

$$\text{試料中の各糖アルコール含量 (g/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W} \times \frac{100}{1,000}$$

C：検量線より求めた各糖アルコール濃度 (mg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈率

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 糖アルコールの検出には、屈折率検出器のほかにパルス電気化学検出器等も利用できる。
- 2) 測定する糖アルコールの種類や試料により種々のカラムが利用可能であるが、ここでは汎用性の高い代表的なもののみを示す。
- 3) 通常カールフィッシャー法により測定する。標準品の量が少ない場合は、減圧加熱乾燥法（例えば 60 °C、5 時間）で乾燥したものをを用いる。
- 4) JIS 5 種 B 又は同等品のろ紙を用いる。
- 5) 配位子交換系カラムを使用する場合には移動相として水を流すため、HPLC 用試験溶液の溶媒を水に置換しておく。
- 6) HPLC 用試験溶液中にナトリウムイオン等が多量に存在すると、妨害ピークを与えたり、カラムの劣化原因にもなるので、脱塩処理を行ったほうがよい。脱塩の方法は、電気透析装置のほか、イオン交換樹脂によってもよい。
- 7) 溶媒の種類はピークの高さに影響するので、HPLC 用試験溶液と標準溶液の溶媒を統一する必要がある。試験溶液にエタノール等揮発成分を含む場合、試験溶液を減圧乾固した後、水に再溶解することで、水で調製した標準溶液を使用することができる。
- 8) 標準溶液の濃度は、使用する検出器の感度を考慮して設定する。
- 9) 完全分離しないようなきょう雑ピークが認められる場合、ピーク面積測定では誤差が大きくなるのでピーク高さ測定を採用する。
- 10) Shodex Asahipak NH₂P-50（昭和電工）等のアミノポリマ系カラムも使用可能。
- 11) 適切な移動相の条件を調整すること。アミノシリカ系カラムは使用時間とともに徐々に溶出時間が短くなるので、溶出時間をほぼ一定に保つように混合比率を調整する。なお、アセトニトリルの割合を増やすと溶出は遅くなる。
- 12) 強陽イオン交換樹脂（スルホン化ポリスチレンゲル）を充てんしたカラムで、対イオンが鉛又はカルシウム型になっているもの。糖及び糖アルコールの水酸基が、鉛又はカルシウムイオンに配位する強さの差により分離される。

8 食物繊維

基本的にはプロスキー法（Proskey 法、酵素-重量法）によって定量されるもの、すなわち熱安定 α -アミラーゼ、プロテアーゼ及びアミログルコシダーゼによる一連の処理によって分解されない多糖類及びリグニンを食物繊維とする。

また、食品の原材料として用いられる水溶性食物繊維の中には、一連の酵素処理後、約 80 v/v%のエタノール中では沈殿を生成しないため本法では定量できないも

のがあるが、それらについては示差屈折率検出器付き高速液体クロマトグラフ法で行う。

(1) プロスキー法 (酵素-重量法) ^{注1)}

① 装置及び器具

- ・凍結乾燥器
- ・乾燥器
- ・減圧乾燥器
- ・粉碎器
- ・ふるい：10 メッシュ
- ・るつぼ形ガラスろ過器：パイレックス製の耐熱性るつぼ形ガラスろ過器 G-2 ^{注2)} をよく洗浄し、525±5 °C で加熱したものをを用いる。けいそう土 (セライト) 約 0.5 g ^{注3)} を入れ、水 20 mL で3回以上、さらに 78 v/v% エタノール 20 mL で3回以上洗浄して風乾した後、130±5 °C で1時間加熱して恒量を 0.1 mg まで測定する。使用前までデシケーター中で保存する。
- ・ろ過装置：るつぼ形ガラスろ過器が装着できるもの。

② 試薬

- ・0.08 mol/L リン酸緩衝液 ^{注4)}：リン酸水素二ナトリウム (特級) 1.400 g (2 水塩の場合は 1.753 g, 12 水塩の場合は 3.53 g) と、リン酸二水素ナトリウム 1 水塩 (特級) 9.68 g (2 水塩の場合は 10.94 g) を水に溶かし、pH を 6.0 に調製して 1 L とする。
- ・熱安定 α-アミラーゼ溶液：ターマミル 120L ^{注5)} を用いる。冷蔵する。
- ・プロテアーゼ溶液：プロセアーゼ ^{注6)} を 50 mg/mL となるように、0.08 mol/L リン酸緩衝液に溶解する。用時調製する。
- ・アミログルコシダーゼ溶液：アミログルコシダーゼ ^{注7)} を用いる。冷蔵する。
- ・ろ過助剤：酸洗浄されたもの (セライト No. 545 ^{注8)} 等を、525±5 °C で1時間以上加熱して用いる。粒度は 30~60 メッシュがよいが、細かい部分はるつぼ形ガラスろ過器とともに、洗浄することによって除かれる。
- ・エタノール：95 v/v%、特級
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試料の調製

穀類、豆類、種実類等、水分の少ない食品では、そのまま粉碎器で粉末とする。果物や糖分の多い加工食品等、乾燥しにくい食品ではホモジナイザーで処理してそのまま試験操作に移る。野菜、きのこ類等水分が多く、そのままでは均一化が難しい食品では、直接又はホモジナイザーで処理した後、凍結乾燥するか、70 °C で一夜乾燥して粉末とする。いずれの場合も、本法では試料の粒度が定量値に影響するので、粒度は 2 mm (10 メッシュ) 以下になるようにする。

固体試料でおよそ 10 %以上の脂質を含む場合は、脱脂を次のような操作によって行う。粉末試料の 5 g を 200 mL 容遠心管に精密に量り、1 g につき 25 mL の石油エーテルを加え、時々かくはんしながら 15 分間放置した後、遠心分離し、上澄み液をガラスろ過器 (G-3) に流し込む。さらに、同様の操作を 2 回繰り返す、最後は全量をガラスろ過器に流し込み、風乾後、秤量し粉末とする。

乾燥及び脱脂による質量の変化を記録し、それぞれ生試料に対しての減量割合を求める。脂質及び水分を多く含む試料では、あらかじめ脱脂試料を調製するのではなく、測定操作の中にジエチルエーテルによる脱脂処理を組み込んでもよい。

④ 測定

1) 熱安定 α -アミラーゼによる消化

試料 1 ~ 10 g を 0.0001 g まで精密に 2 つ量り (S_P、S_A mg) ^{注9)}、それぞれをトールビーカーに入れ、一方 (S_P) をたんぱく質測定用、他方 (S_A) を灰分測定用とする。それぞれのビーカーに 0.08 mol/L リン酸緩衝液 50 mL を加え ^{注10)}、pH が 6.0±0.5 であることを確認する。これに熱安定 α -アミラーゼ溶液 0.1 mL を加え、アルミニウムはくで覆い、沸騰水浴中に入れ、5 分ごとにかくはんしながら 30 分間放置する。

沸騰水浴は、ビーカーを入れることによって温度が低下しないように、十分な大きさを持つものが望ましい。小さな水浴を用いる場合は、水浴が再び沸騰し始めてから 30 分間放置する。

2) プロテアーゼによる消化

ビーカーを冷却後、0.275 mol/L 水酸化ナトリウム溶液約 10 mL を加えて、pH 7.5±0.1 に調整する。プロテアーゼ溶液 0.1 mL を加え、ビーカーを再びアルミニウムはくで覆い、60±2 °C の水浴中で振とうしながら 30 分間反応させる。

3) アミログルコシダーゼによる消化

ビーカーを冷却後、0.325 mol/L 塩酸約 10 mL を加え、pH 4.3±0.3 に調製する。アミログルコシダーゼ溶液 0.1 mL を加え ^{注11)}、アルミニウムはくで覆い、60±2 °C 水浴中で振とうしながら 30 分間反応させる。

4) 沈殿の生成

室温において酵素反応液の 4 倍量に相当するエタノールを、60±2 °C に加温してから酵素反応液に加え、室温に正確に 60 分間放置して、食物繊維を沈殿させる。放置時間が長くなると、無機質の沈殿が生成して、ろ過に時間が掛かり、誤差の原因となる。

5) ろ過

78 v/v% エタノールによって、るつぼ形ガラスろ過器のけいそう土を底に均一にしておく。吸引しながら食物繊維を含む酵素反応液をろ過器に流し込む。ビーカー及びろ過器を 78 v/v% エタノール 20 mL で 3 回、エタノー

ル 10 mL で 2 回以上、アセトン 10 mL で 2 回以上^{注12)} 順次洗浄する。

6) 乾燥・秤量

残留物を含むろ過器を一夜 105±5 °C で乾燥し、デシケーター中で冷却後、0.1 mg まで秤量する。それぞれの質量を R_p mg 及び R_A mg とする。

7) 残留物中のたんぱく質の定量

たんぱく質測定用の残留物は、けいそう土とともにかき取り、ケルダール法によって残留物中の窒素含量を定量する。窒素系数 6.25 を乗じてタンパク質含量 (P mg) を求める。

8) 残留物中の灰分の定量

灰分測定用の残留物は、525±5 °C で 5 時間灰化する。デシケーター中で冷却後、0.1 mg まで秤量し、残留物の灰分含量 (A mg) を求める。

9) 空試験

空試験は、試料を含まずに同様に操作し、それぞれ乾燥・秤量後の残留物を R_{PB} mg、R_{AB} mg、残留物中のたんぱく質含量 (P_B mg) 及び灰分含量 (A_B mg) を求める^{注13)}

⑤ 計算

$$\text{ブランク (B mg)} = \frac{(R_{PB} + R_{AB}) - \left(\frac{P_B}{R_{PB}} + \frac{A_B}{R_{AB}}\right)(R_{PB} + R_{AB})}{2}$$

乾燥・脱脂試料中の食物繊維含量 (D g/100 g)

$$= \frac{(R_P + R_A) - \left(\frac{P}{R_P} + \frac{A}{R_A}\right)(R_P + R_A) - 2B}{S_p + S_A} \times 100$$

生試料中の食物繊維含量 (TDF g/100 g)

$$= D \left(1 - \frac{W + F}{100}\right)$$

W : 乾燥減量 (%)

F : 脱脂減量 (%)

[注]

- 1) 食物繊維の定量法としては、ここに採用した酵素-重量法が簡便で、信頼性の高い方法である。

本法は、Asp ら、Prosky らによって提案され、AOAC 法として採用されて広く用いられるようになった。我が国でも衛生試験法・注解等に採用された。なお、動物性食品やきのこ類に含まれるキチンやキトサンは、食物繊維と考えられるが、窒素を含むため、本法では正確に定量されない。

「キトサン加工食品」のようにキトサンを豊富に含む食品では、この点に留意する必要がある。しかし、食物繊維の主たる給源となる食品は植物性食品であり、これらの食品の多くは、本法の適用にはほとんど問

題はない。

また、食品の原材料として用いられる水溶性食物繊維の中には、一連の酵素処理後、約 80 v/v%のエタノール中では沈殿を生成しないための本法では正しく定量できないものがある。それらについては示差屈折率検出器付き高速液体クロマトグラフ法を適用する。

- 2) フィルターの直径約 4 cm のもの (2G2) がよい。
- 3) るつぼ形ガラスろ過器として 2G2 を使用する場合には、約 1 g 程度のけいそう土が必要。
- 4) カルシウムを豊富に含む食品の場合、リン酸緩衝液を用いるとリン酸カルシウムの沈殿が形成され、これが結晶水を含むと残渣の灰分を正しく補正できないために食物繊維量を過大に評価してしまうことがある。したがって、「カルシウム含有食品」のようにカルシウムを豊富に含む食品の場合には、リン酸緩衝液に代えて、MES-TRIS 緩衝液 (MES : 2- (N-Morpholino) ethanesulfonic acid、TRIS : Tris (hydroxymethyl) aminomethane) の使用が望ましい。なお、使用する熱安定 α -アミラーゼとプロテアーゼの種類及び反応 pH がリン酸緩衝液の場合と微妙に異なるので、詳細について AOAC Official Methods of Analysis の 32・1・17、AOAC Official Methods 991・43 を参照されたい。
- 5) Novo Nordisk 製^{注14)}
- 6) No.P-5380、Sigma 製^{注14)}
- 7) No.A-9913、Sigma 製^{注14)}

1998 年以降に市販されているものは酵素濃度が従来品の 3 倍で、10 mL で 100 回の測定が可能。
- 8) Fisher Scientific Co.製等^{注14)}
- 9) 固形分として約 1 g 相当量を採取することを目安とするが、粘性が高く、ろ過操作が困難な試料の場合には、採取量を 0.1~0.5 g に下げた方がよい。S_P と S_A の差は 20 mg 以内でなければならない。
- 10) 試料採取量が多い場合は全量が約 50 mL になるように加える緩衝液の量を加減する。
- 11) 1998 年以降に市販されているもの (100 回分、10 mL の包装単位のもの) の添加量として示した。従来品 (100 回分、30 mL の包装単位のもの) では、添加量を 0.3 mL にすること。
- 12) 脂質の多い試料等では、アセトンによる洗浄を 30 mL ずつで 5 回程度に増やした方がよい。

さらに、アセトンによる洗浄の後、ジエチルエーテル 10 mL で 3 回以上洗浄すれば、より効果的である。
- 13) 同一のロットの酵素に限り、10~20 回程度の繰返し測定値からブランク値を係数化してもよい。
- 14) Sigma 製のキット「No.TDF-100A」としても販売されている。

[参考文献]

- 1) Asp, N.G., et. al : J. Agric. Food Chem., 31, 476 (1983)
- 2) Prosky, L., et. al : J. Assoc. Off. Anal. Chem., 67, 1044 (1984) , 68, 677 (1985) , 69, 259 (1986)
- 3) AOAC International : “Official Methods of Analysis of AOAC INTERNATIONAL, 19th Ed”, 45.4.07, (1995)
- 4) 日本薬学会編：“衛生試験法・注解”, 295, 金原出版 (1990)

(2) 高速液体クロマトグラフ法 (酵素-HPLC 法) ^{注1)}

① 適用される食品

プロスキー法では分析が困難とされる低分子水溶性食物繊維を含む食品に適用される。

本法では、まず、プロスキー法で食物繊維を定量する。次にろ過工程で発生するろ液についてイオン交換樹脂によりたんぱく質、有機酸類、無機塩類を除去し高速液体クロマトグラフィーに供し、得られるクロマトグラム上で食物繊維画分 (三糖類以上) と単糖類、二糖類画分とを分け、食物繊維画分とブドウ糖のピーク面積の比率を求める。同時に、内標準物質^{注2)}としてでんぷんの分解等により生成するブドウ糖の質量を別途酵素法により求め、ピーク面積比率にブドウ糖質量を掛けることにより低分子水溶性食物繊維含量を求め、先にプロスキー法により求めた値と併せることにより総食物繊維を求める方法である。

② 装置及び器具

- ・ろ過装置：ガラスろ過器が装着でき、ろ液が回収しやすいもの。
- ・ロータリーエバポレーター
- ・メンブランフィルター (0.45 μ m)
- ・高速液体クロマトグラフ：脱気装置、屈折率検出器付き
- ・カラム：ゲルろ過系、又は配位子交換樹脂系^{注3)}
- ・充填イオン交換樹脂カラム：OH型及びH型の2つの樹脂を1:1に混合したもの又は相当品^{注4)}

③ 試薬

- ・ピラノースオキシダーゼ^{注5)}
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

④ 試料の調製

(1) プロスキー法 (酵素-重量法) の、④測定5) ろ過の操作で得られたろ液について、95 v/v%エタノール洗浄までの全量を定量的に回収し、ロータリーエバポレーターで濃縮し、エタノール分を除去した後 100 mL 定容とし低分子水溶性食物繊維を含む酵素処理液とする。酵素処理液に不溶物が含まれる場合にはろ過する。

⑤ 測定

1) たんぱく質、有機酸、無機塩類の除去^{注6)} (イオン交換樹脂による)
上記の酵素処理液 50 mL をイオン交換樹脂 50 mL を充填したカラム (ガラス管、20 mm×300 mm) に SV1.0 (通液速度：50 mL 溶液/1 時間) で通液し、さらに蒸留水で押し出し、溶出液 200 mL とする。この溶液をロータリーエバポレーターを用いて濃縮し、水で適当な濃度 (例えば、Brix 5 程度) に調整して孔径 0.45 μm のメンブランフィルターでろ過し、高速液体クロマトグラフィーに供する。

2) 高速液体クロマトグラフィー

1) で調製した試験溶液を次に示す高速液体クロマトグラフ操作条件で注入し、高速液体クロマトグラムを得る。内標準物質 (ブドウ糖又は添加内標準物質) 及び食物繊維画分^{注7)} のピーク面積を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

カラム：TSKgel G2500PW_{XL} (東ソー)、内径 7.8 mm、長さ 300 mm を 2 本直列に接続

カラム温度：80 °C

移動相：水

流速：0.5 mL/分

注入量：20 μL

3) 内標準物質

1) で得られる酵素処理液中のブドウ糖をピラノースオキシダーゼで測定し、その含量を求め、標準物質とする。酵素処理後に既知質量の内標準物質 (種々選択できるが、例えばグリセリン) を添加し同様の操作を行い、ブドウ糖に代わる標準物質とすることができる。ただし、この場合、当該内標準物質の感度をブドウ糖の感度に対して補正する必要がある^{注2)}。

⑥ 計算

低分子水溶性食物繊維質量 (B mg)

$$= \frac{\text{食物繊維のピーク面積}}{\text{ブドウ糖のピーク面積}}$$

× 酵素処理溶液中のブドウ糖質量 (mg)

低分子水溶性食物繊維質量 (C mg)

$$= \frac{\text{食物繊維のピーク面積}}{\text{添加内標準物質のピーク面積}}$$

× 補正係数 × 内標準物質質量 (mg)

乾燥・脱脂試料中の低分子水溶性食物繊維含量 (D g/100g)

$$= \frac{\text{食物繊維質量 B or C (mg)}}{\text{試料採取量 (mg)}} \times 100$$

生試料中の低分子水溶性食物繊維含量 (E g/100 g)

$$= D \left(1 - \frac{\text{乾燥減量\%} + \text{脱脂減量\%}}{100} \right)$$

生試料中の総食物繊維含量 (g/100g) = プロスキー法で求めた食物繊維含量 (TDF g/100 g) + 低分子水溶性食物繊維含量 (E g/100 g)

[注]

1) 本法は、国際的に受け入れられているプロスキー法を基本とし、高速液体クロマトグラム上で食物繊維画分を測定する方法であり、「ヒトの消化酵素により分解されない食品成分」としての基本概念を大きく異にするものではない。それ以上に、最近の参考文献3)によると次世代の定量方法として酵素-HPLC法は期待されているものである。

本法に記載される酵素処理を行った場合、消化性のでんぷん、水飴、デキストリンはほぼ完全にブドウ糖にまで加水分解される。また、還元水飴もブドウ糖及びマルチトールとなり、二糖類までを糖類、また糖アルコールとするならば、ほぼ、完全に食物繊維から除去できる。しかし、難消化性のオリゴ糖を併用した食品の場合、単一カラムでは測定できなくなるため、別法、又は、他の概念を入れる必要がある^{注8)}。

2) 試料の種類又は使用する分離カラムの種類によっては、高速液体クロマトグラム上で共存成分のピークがブドウ糖のピークを妨害する可能性があるため、ブドウ糖に代えてグリセリン等を内標準物質として添加する方法も用いて良い。ただし、その場合、添加内標準物質は酵素処理液を定容する際に既知質量を添加するものとする。なお、ブドウ糖と添加内標準物質の感度（同質量当りのピーク面積）に差があるため、ブドウ糖の感度を基準として添加内標準物質のピーク面積を補正する必要がある。補正は、あらかじめ求めた補正係数（有効数字2桁）を乗ずることによるものとする。例えば、同質量のグリセリンとブドウ糖の同一クロマトグラフ操作条件におけるピーク面積比は、用いる操作条件で多少異なるものの、およそ 0.82:1 である。すなわち、補正係数として 0.82 に近い数値が得られることになる。補正係数は一度求めておけば、クロマトグラフ操作条件を変更しない限り同一の係数を用いて良い。グリセリン以外の物質を内標準とする場合についても同様である。

3) カラムは配位子交換系又はゲルろ過系のものを用いる。ただし、前

者ではナトリウム型又はカルシウム型のもの（例えば、Ultron PS-80N、MCI-GEL CK08EC 等）が推奨できる。また、後者では 5,000 程度の排除限界分子量を持つもの（例えば、TSKgelG2500PW_{XL}、Shodex Asahipak GS220HQ 等）を 2 本直列に接続して用いることを推奨する。

- 4) アンバーライト IRA-67 (OH 型) アンバーライト 200CT (H 型) : オルガノ (株) 製等がある。なお、アンバーライト 200CT (H 型) は販売時 Na 型なので、使用時に希塩酸で H 型に変換し、十分水洗して使用すること。
- 5) ピラノースオキシダーゼ法によるブドウ糖測定キット (デタミナー GL-E : 協和メディックス (株) 製) が市販されている。
- 6) 明らかに低分子水溶性食物繊維だけを使用した食品 (飲料等) についてはエタノール沈殿を行う前の酵素処理液についてイオン交換樹脂以降の操作をすることができる。
- 7) 原則として、三糖類のひとつであるマルトトリオースのピーク溶出位置を指標とし、これと同じかこれより前に溶出するものを食物繊維画分とする。
- 8) 消化性画分、難消化性オリゴ糖画分と食物繊維画分についての考え方 :

二糖類ピーク中には、ショ糖、乳糖が含まれる可能性があるので、三糖類以上のピークを難消化性画分 (難消化性オリゴ糖と食物繊維画分よりなる) とする。

この難消化性画分に難消化性オリゴ糖 (ただし、「35 熱量」の項においてエネルギー換算係数の設定されているもの) が含まれており、その含量表示がなされている試料の場合、オリゴ糖分析カラム (例えば、アミノプロピルカラム : 溶液 : アセトニトリル-水) を用い、HPLC により三糖類以上の難消化性オリゴ糖を定量し、難消化性画分より差し引いたものを食物繊維量とする。なお、難消化性オリゴ糖の中には食物繊維の定量操作の過程で部分的に分解される可能性のあるものもあるので、この点は酵素処理液 (ただし、酵素処理液自体は塩類等を含んでいるので、⑤ 1) の処理で得られる高速液体クロマトグラフィー用の液) で確認する必要がある。

[参考文献]

- 1) 日本農芸化学雑誌, 64, 3, 539 (1990)
- 2) J. Assoc. Off. Anal. Chem., 68, 677 (1985)
- 3) J. Assoc. Off. Anal. Chem., 78, 22 (1995)
- 4) 特定保健用食品試験検査マニュアル 低分子アルギン酸の項

9 亜鉛

(1) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・亜鉛標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150 ~ 200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容 (V mL) し、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C $\mu\text{g/mL}$) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数 : D)。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：空気 - アセチレン

測定波長：213.8 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中の亜鉛含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めた亜鉛の濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

(2) キレート抽出-原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液：クエン酸二アンモニウム（原子吸光分析用）25 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・10 w/v%ジエチルジチオカルバミン酸ナトリウム (DDTC) 溶液：DDTC（原子吸光分析用）10 g を水に溶かして 100 mL とする。この溶液は用時調製する。
- ・40 w/v%硫酸アンモニウム溶液：硫酸アンモニウム（原子吸光分析用）40 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・ブロムチモールブルー指示薬：0.1 w/v%エタノール溶液。
- ・塩酸、アンモニア水：原子吸光分析用
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・メチルイソブチルケトン（MIBK）：特級
- ・亜鉛標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容 (V mL) し、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に分液漏斗にとり、25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液 10 mL を加えた後、ブロムチモールブルー指示薬を用いてアンモニア水で中和し、40 w/v%硫酸アンモニウム溶液 10 mL 及び水を加えて約 100 mL とする。10 w/v%DDTC 溶液^{註1)} 10 mL を加え、5 分間放置後、MIBK 10 mL を正確に加え 5 分間振とうする。静置後、MIBK 層をとり原子吸光光度計を用いて吸光度を測定し、同様に操作して作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：空気 - アセチレン

測定波長：213.8 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中の亜鉛含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めた亜鉛の濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム (APDC、原子吸光分析用) を用いることもできる。

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10℃ に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸 (1+1)：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・亜鉛標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量線作成用の 0.5、5.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500℃の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200℃) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容 (V mL) し、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか (希釈倍数：D) 標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要

がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧して、アルゴンプラズマに導入して 213.856 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の亜鉛含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた亜鉛の濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

10 カリウム

(1) 原子吸光光度法 (灰化法) ^{注1)}

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉: 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・10%塩酸、1%塩酸: 塩酸 (原子吸光分析用) を水で希釈して用いる。
- ・カリウム標準溶液: 市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g を石英ビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に 10%塩酸 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、10%塩酸 5 mL を加え、時計皿で覆って 30 分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて、50 mL 容ポリエチレン製全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを十分に洗浄した後、水で正確に 50 mL (V mL) とし、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数: D)。

<原子吸光測定条件例>

フレイム: 空気 - アセチレン

測定波長：766.5 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のカリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたカリウムの濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

1) 脂質含量の高い試料は灰化法が望ましい。

(2) 原子吸光光度法 (塩酸抽出法)

① 装置及び器具

・原子吸光光度計

② 試薬

・1%塩酸：塩酸 (原子吸光分析用) を水で希釈して用いる。

・カリウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料2gを精密に量り (W g)、ポリエチレン瓶に入れ、1%塩酸200 mL (V mL) を正確に加え、30分間振とうした後ろ過し、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C μg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数：D)。

<原子吸光測定条件例>

フレーム：空気 - アセチレン

測定波長：766.5 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のカリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたカリウムの濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・10%塩酸、1%塩酸：塩酸（原子吸光分析用）を水で希釈して用いる。
- ・カリウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して、検量線作成用の50、500 ppmの濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

a. 灰化法

試料 1～10 g を石英ビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に 10%塩酸 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、10%塩酸 5 mL を加え、時計皿で覆って 30 分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて、50 mL 容ポリエチレン製全量フラスコ中に入ろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを十分に洗浄した後、水で正確に 50 mL (V mL) とし、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

b. 塩酸抽出法

試料 2 g を精密に量り (W g)、ポリエチレン瓶に入れ、1%塩酸 200 mL (V mL) を正確に加え、30 分間振とうした後ろ過し、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧し、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。測定波長は 766.491 nm を用いる。

⑤ 計算

$$\text{試料中のカリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたカリウムの濃度 (µg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

11 カルシウム

(1) 過マンガン酸カリウム容量法

① 装置及び器具

- ・ビュレット：褐色、容量 25～50 mL、テフロンコック付き
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸 (1+1)：塩酸 (特級) 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・メチルレッド指示薬：0.1 w/v% エタノール溶液
- ・3 w/v% シュウ酸アンモニウム溶液：シュウ酸アンモニウム (特級) を水に溶解して用いる。
- ・尿素：特級
- ・アンモニア水 (1+49)：アンモニア水 (特級) 1 容に対し水 49 容を加え混和する。
- ・1/250 mol/L 過マンガン酸カリウム標準溶液：過マンガン酸カリウム (特級) 31.61 g に水 800 mL を加えて加温しながらかくはんし、溶解する。放冷後、水で 1 L に定容し、暗所に一夜放置する。ガラスフィルター (3 G-4) でろ過したものを水で 50 倍に希釈し、褐色瓶に保存する。1/100 mol/L シュウ酸ナトリウム標準溶液により標定してファクターを求める。
- ・シュウ酸ナトリウム：標準試薬
- ・硫酸 (1+25)：硫酸 (特級) 1 容に対し水 25 容を加え混和する。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1% 塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V_1 mL)、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液からカルシウムとして 3～8 mg を含む一定量 (V_2 mL) を 300 mL 容共栓付き三角フラスコに正確に分取し、メチルレッド指示薬数滴及び塩酸 (1+1) を総量として 3 mL になるように加えた後、3 w/v% シュウ酸アンモニウム溶液 10 mL 及び尿素約 4 g を加え、水で全量を約 100 mL とする。

電熱器上で穏やかに加熱し、沸騰させ、溶液が赤色から黄色に変わったら加熱を止め、一夜放置する。生成したシュウ酸カルシウムの沈殿をガラスフィルター（3 G-4）中に注ぎ、吸引ろ過する。アンモニア水（1+49）数 mL ずつで三角フラスコ及びガラスフィルターを数回洗う。ガラスフィルターを元の三角フラスコに付け、70～80℃に加熱してある硫酸（1+25）をガラスフィルター中に注ぎ、沈殿を溶解し、吸引ろ過する。この操作を数回繰り返し、ガラスフィルター内の沈殿を完全に溶解して三角フラスコに集める。三角フラスコを 65～80℃に加熱して 1/250 mol/L 過マンガン酸カリウム標準溶液で滴定する（T mL）。30 秒経っても赤紫色が消失しないところを終点とする。

⑤ 計算

1/250 mol/L 過マンガン酸カリウム標準溶液 1 mL は、カルシウム 0.4008 mg に相当し、このとき試料中のカルシウム含量は次式により求める。

$$\text{試料中のカルシウム含量 (mg/100 g)} = \frac{T \times 0.4008 \times F}{W} \times \frac{V_1}{V_2} \times 100$$

T：滴定に要した 1/250 mol/L 過マンガン酸カリウム標準溶液の量（mL）

F：1/250 mol/L 過マンガン酸カリウム標準溶液のファクター

V₁：定容量（mL）

V₂：分取液量（mL）

W：試料採取量（g）

(2) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10℃に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩化ストロンチウム溶液：塩化ストロンチウム・六水和物（原子吸光分析用）38.04 g を 1%塩酸に溶かして正確に 250 mL とする。この溶液は、ストロンチウムとして 5 w/v%となる。
- ・塩酸（1+1）：塩酸（特級）1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸（特級）を水で希釈して用いる。
- ・カルシウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、電熱器上で予備灰化した後、500℃の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200℃）で加熱した後、ろ紙を用いて、全量フラ

スコ中にてろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにてろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（ V_1 mL）、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量（ V_2 mL）を全量フラスコに正確に分取し、塩化ストロンチウム溶液を、ストロンチウムとして 0.5 w/v% になるように加え、1%塩酸で定容（ V_3 mL）した後、原子吸光光度計を用いて、吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度（ C $\mu\text{g/mL}$ ）を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：亜酸化窒素 - アセチレン又は空気 - アセチレン

測定波長：422.7 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のカルシウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C ：検量線から求めたカルシウムの濃度（ $\mu\text{g/mL}$ ）

V_1 ：試験溶液の定容量（mL）

V_2 ：分取液量（mL）

V_3 ：測定用試験溶液の定容量（mL）

W ：試料採取量（g）

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸（1+1）：塩酸（特級）1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸（特級）を水で希釈して用いる。
- ・カルシウム標準溶液：市販の原子吸光分析標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量線作成用の 1.0, 10.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り（ W g）、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水

浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150~200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか (希釈倍数 : D) 標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

測定用試験溶液を、直接的に誘導結合プラズマ発光分析装置のネブライザーで吸入噴霧して、アルゴンプラズマに導入して、393.366 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中のカルシウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めたカルシウムの濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

12 クロム

(1) キレート抽出-原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・2 w/v% ジエチルジチオカルバミン酸ナトリウム (DDTC) 溶液 : DDTC (原子吸光用) 2 g を水に溶かして 100 mL とする。この溶液は用時調製する。
- ・10 w/v% ペルオキシ二硫酸アンモニウム溶液 : ペルオキシ二硫酸アンモニウム (特級) 10 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・酢酸緩衝液 : 1 mol/L 酢酸 (特級) 59 mL と 1 mol/L 酢酸ナトリウム (特級) 141 mL を混合し pH5.0 に調整する。
- ・希アンモニア水 : アンモニア水 (原子吸光分析用 25.0~27.9%) を水で 2 倍に希釈する。

- ・希硝酸：硝酸（原子吸光分析用 60.0～61.0 %）を水で希釈して 10 %とする。
- ・塩酸：塩酸（原子吸光測定用 35.0～37.0 %）
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1 %塩酸：塩酸を水で希釈して 1 %とする。
- ・メチルイソブチルケトン（MIBK）：原子吸光分析用
- ・ブロムフェノールブルー指示薬：ブロムフェノールブルー 0.1 g を乳鉢に入れ、少量の 1/20 mol/L 水酸化ナトリウム溶液を加えて十分すり混ぜ、水に溶かして 250 mL とする。
- ・クロム標準溶液：原子吸光分析用金属溶液（JCSS 認定品）を 1 %塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

乾式灰化法^{注1)}

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、ホットプレート上^{注2)} で予備灰化後 500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1 %塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗いこむ操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。ろ紙上に黒色の炭素が残っている場合は、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。

塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V mL）、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

④ 測定^{注3)}

試験溶液の適当量を正確に 100 mL ビーカーに分取する。希硝酸 10 mL を加えた後、ペルオキシ二硫酸アンモニウム溶液 5 mL を加える。ブロムフェノールブルー指示薬を数滴加え、溶液の色が黄色からくすんだ黄緑色に変わるまで希アンモニア水を滴下する。（pH3.0～4.0）。時計皿で蓋をして沸騰水浴上で 15 分加熱する。放冷後 100 mL の分液漏斗に移し水 45 mL を 3 回に分けビーカーを洗い、洗液を分液漏斗に合わせる。酢酸緩衝液 5 mL を加え振り混ぜる。DDTC 溶液 5 mL を加え、5 分放置後、MIBK 10 mL を正確に加え 5 分振とうする。静置後、MIBK 層を取り、原子吸光光度計を用いて吸光度^{注4)} を測定し、同様に操作して作成した検量線から試験溶液中の濃度（C $\mu\text{g/mL}$ ）を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：空気 - アセチレン

測定波長：357.9 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のクロム含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V \times D}{W} \times 100$$

C：検量線から求めたクロムの濃度 ($\mu\text{g}/\text{mL}$)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 灰化が難しい試料の場合は、試験溶液の調製を湿式灰化法によることができる^{注5)}。
- 2) 赤外線ランプを併用すると炭化を早めることができる。
- 3) クロム含量が低い場合は、乾式灰化法で調製した試験溶液について、フレイムレス原子吸光法によることができる。ただし、試験溶液は硝酸溶液とする。
- 4) クロムは金属や酸による干渉があるため、MIBK 抽出とした。
- 5) この他の試験溶液調製法として、凍結乾燥後、低温灰化装置等を使うこともできる。

(池辺克彦、西宗高弘、田中涼一：食衛誌、382 (1990))

(2) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：塩酸（原子吸光測定用 35～37 %）
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1 % 塩酸：塩酸を水で希釈して 1 % とする。
- ・クロム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1 % 塩酸で希釈して、検量線作成用の 0.1、1.0 ppm 濃度の標準溶液を作製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

乾式灰化法^{注1)}

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、ホットプレート上^{注2)} で予備灰化後 500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1 % 塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビー

カーを数回洗浄する。ろ紙上に黒色の炭素が残っている場合は、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。

塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V mL）、試験溶液とする^{注3)}。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧^{注4)}し、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度（C μg/mL）を求める。測定波長 206.15 nm を用いる。

⑤ 計算

$$\text{試料中のクロム含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V \times D}{W} \times 100$$

C：検量線から求めたクロムの濃度（μg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

[注]

- 1) 灰化が難しい試料の場合は、試験溶液の調製を湿式灰化法によることができる^{注5)}。
- 2) 赤外線ランプを併用すると炭化を早めることができる。
- 3) 引き続き(1)、④に準じてMIBKによる抽出を行った場合にはMIBK溶媒がネブライザーを詰まらせる原因となるためホットプレート上でMIBKを揮散させてから1%硝酸に再溶解し測定用試験溶液とする。
- 4) 試料中のクロム含量が低い場合は、超音波ネブライザーを使用することができる。
- 5) この他の試験溶液調製法として、凍結乾燥後、低温灰化装置等を使うこともできる。

(池辺克彦、西宗高弘、田中涼一：食衛誌、382 (1990))

13 セレン

(1) 蛍光光度法

① 装置及び器具

・蛍光光度計

② 試薬

- ・硝酸、過塩素酸、塩酸、アンモニア水、シクロヘキサン：特級
- ・1%塩酸、10%塩酸、1 mol/L 塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・10%アンモニア水：アンモニア水を水で希釈して用いる。

- 0.1 mol/L エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム (EDTA) 溶液 : EDTA (特級) 37.22 g を水に溶かして 1 L とする。
- 20 w/v%塩酸ヒドロキシルアミン溶液 : 塩酸ヒドロキシルアミン (特級) 100 g を水に溶かして 500 mL とする。
- 0.1 w/v%2,3-ジアミノナフタレン溶液 : 2,3-ジアミノナフタレン (特級) 0.1 g を 0.1 mol/L 塩酸 100 mL に溶かした後、50 °C で 30 分間加温する。放冷後、分液漏斗に移し、シクロヘキサン 10~20 mL を加え、5 分間振とうする。この操作を繰り返し行い、水層をろ過した後使用する。この溶液は用時調製する。
- セレン標準溶液 : 市販の原子吸光分析用標準溶液を 1 %塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料約 1 g をケルダールフラスコに精密に量り (W g)、硝酸 10 mL を加え、穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、過塩素酸 10 mL を加え、再び加熱する。内容液が褐色~黒色となったら直ちに硝酸 2 mL を加える。内容液が無色~淡黄色となったら、過塩素酸の白煙を生じるまで加熱を続ける。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、過塩素酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、10%塩酸 3 mL を加え、沸騰水浴中で 30 分間加温する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に 100 mL 容トールビーカーに分取し、0.1 mol/L EDTA 溶液 4 mL 及び 20 w/v%塩酸ヒドロキシルアミン溶液 2 mL を加え、10 %塩酸及び 10 %アンモニア水を用いて pH1.0~1.5 に調整する。0.1 w/v%2,3-ジアミノナフタレン溶液 5 mL を加え混合後、50 °C の水浴中で 30 分間加温する。放冷後、200 mL 容分液漏斗に移し、シクロヘキサン 10 mL を加え 5 分間振とうした後、シクロヘキサン層の蛍光強度を測定する。同様に操作して作成した検量線から、試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中の含量を算出する。

< 蛍光光度計測定条件例 >

励起波長 : 378 nm

蛍光波長 : 520 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のセレン含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V \times D}{W} \times 100$$

C : 検量線から求めたセレンの濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

(2) 水素化物 - 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・セレン化水素発生装置

② 試薬

- ・硝酸、過塩素酸、塩酸：特級
- ・塩酸（1+1）：塩酸1容に対し水1容を加え混和する。
- ・1%塩酸、10%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・水素化ホウ素ナトリウム溶液：水素化ホウ素ナトリウム（特級）5g及び水酸化ナトリウム（特級）2.5gを水に溶かして500mLとする。
- ・セレン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料約1gをケルダールフラスコに精密に量り（Wg）、硝酸10mLを加え穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、過塩素酸10mLを加え、再び加熱する。内容液が褐色～黒色となったら直ちに硝酸2mLを加える。内容液が無色～淡黄色となったら、過塩素酸の白煙を生じるまで加熱を続ける。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、過塩素酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、10%塩酸3mLを加え、沸騰水浴中で30分間加温する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し（VmL）、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液（濃度により希釈、希釈倍数：D）、塩酸（1+1）及び水素化ホウ素ナトリウム溶液を連続的にセレン化水素発生装置に導入し、さらに、発生したセレン化水素を加熱セルに導入する。原子吸光光度計を用いて吸光度を測定し、同様に操作して作成した検量線から、試験溶液中の濃度（C μ g/mL）を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

加熱セル温度：1,000 $^{\circ}$ C

測定波長：196.0nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のセレン含量 } (\mu\text{g}/100\text{ g}) = \frac{C \times V \times D}{W} \times 100$$

C：検量線から求めたセレンの濃度（ μ g/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

14 鉄

(1) オルトフェナントロリン吸光光度法

① 装置及び器具

- ・分光光度計：510 nm の吸光度が測定できるもの。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・1 w/v%アスコルビン酸溶液：アスコルビン酸（特級）1 g を水に溶かして 100 mL としたものをを用いる。
- ・0.5 w/v%o-フェナントロリン溶液：o-フェナントロリン（特級）1 g を水に溶かして 200 mL としたものをを用いる。
- ・25 w/v%クエン酸ナトリウム溶液：クエン酸ナトリウム（特級）50 g を水に溶かして 200 mL としたものをを用いる。
- ・ブロムフェノールブルー指示薬：ブロムフェノールブルー0.1 g を乳鉢に入れ、少量の 1/20 mol/L 水酸化ナトリウム溶液を加えて十分すり混ぜ、水に溶かして 250 mL としたものをを用いる。
- ・塩酸（1+1）：塩酸（原子吸光分析用）1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸（原子吸光分析用）を水で希釈して用いる。
- ・鉄標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V₁ mL）、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液から適当量（V₂ mL）を 25 mL 容全量フラスコ及び三角フラスコに正確に同量ずつ分取する。全量フラスコに 1 w/v%アスコルビン酸溶液 1 mL 及び 0.5 w/v%o-フェナントロリン溶液 2 mL を加える。三角フラスコにはブロムフェノールブルー指示薬を数滴加え、溶液の色が黄色からくすんだ黄緑色に変わるまで（pH3.5～4.0）25 w/v%クエン酸ナトリウム溶液を滴下する。この滴下量と同量の 25 w/v%クエン酸ナトリウム溶液を全量フラスコに加え、水で定容する（V₃ mL）。20 °C 以上で 3 時間放置後、波長 510 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度を求

め、試料中の含量を算出する。

⑤ 計算

$$\text{試料中の鉄含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C：検量線から求めた鉄の濃度 (μg/mL)

V₁：試験溶液の定容量 (mL)

V₂：分取液量 (mL)

V₃：測定用試験溶液の定容量 (mL)

W：試料採取量 (g)

(2) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸 (1+1)：塩酸 (原子吸光分析用) 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸 (原子吸光分析用) を水で希釈して用いる。
- ・鉄標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C μg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数：D)。

<原子吸光測定条件例>

フレーム：空気 - アセチレン

測定波長：248.3 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中の鉄含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた鉄の濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸 (1+1) : 塩酸 (原子吸光分析用) 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸 : 塩酸 (原子吸光分析用) を水で希釈して用いる。
- ・鉄標準溶液 : 市販の原子吸光分析用標準溶液を用い、適宜希釈して、検量線作成用の 1.0、10.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150 ~ 200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか (希釈倍数 : D) 標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧し、アルゴンプラズマに導入して、238.204 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C $\mu\text{g/mL}$) を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の鉄含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた鉄の濃度 (μg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

15 銅

(1) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉: 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸: 特級
- ・塩酸 (1+1): 塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸: 塩酸を水で希釈して用いる。
- ・銅標準溶液: 市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉上で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150~200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中へろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコへろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C μg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数: D)。

<原子吸光測定条件例>

フレーム: 空気 - アセチレン

測定波長: 324.7 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中の銅含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた銅の濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

(2) キレート抽出-原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉: 熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液: クエン酸二アンモニウム (原子吸光分析用) 25 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・3 w/v%ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム (APDC) 溶液: APDC (原子吸光分析用) 3 g を水に溶かして 100 mL とする。この溶液は用時調製する。
- ・40 w/v%硫酸アンモニウム溶液: 硫酸アンモニウム (原子吸光分析用) 40 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・チモールブルー指示薬: 0.1 w/v%エタノール溶液。
- ・塩酸、アンモニア水、硝酸、硫酸、過塩素酸: 原子吸光分析用
- ・塩酸 (1+1): 塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸: 塩酸を水で希釈して用いる。
- ・酢酸ブチル: 特級
- ・銅標準溶液: 市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

a. 乾式灰化法

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 ($150\sim 200$ °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、必要に応じて水で適宜希釈して (希釈倍数: D) 試験溶液とする。

b. 湿式灰化法

試料 1 ~ 10 g をケルダールフラスコに精密に量り (W g)、硝酸 10 mL を

加え穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、硝酸 10 mL 及び硫酸 5 mL を加え、再び加熱する。内容液が褐色～黒色となったら硝酸 2 mL を加える。内容液が無色～淡黄色となったら、過塩素酸 2 mL を加え、硫酸の白煙を生じるまで再び加熱する。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、硫酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し (V mL)、必要に応じて水で適宜希釈して (希釈倍数 : D) 試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に分液漏斗に取り、25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液 10 mL を加えた後、チモールブルー指示薬を用いてアンモニア水で中和し、40 w/v%硫酸アンモニウム溶液 10 mL 及び水を加えて約 100 mL とする。3 w/v%APDC 溶液 5 mL を加え、5 分間放置後、酢酸ブチル^{注1)} 10 mL を正確に加え 5 分間振とうする。静置後、酢酸ブチル層を取り、原子吸光光度計を用いて吸光度を測定し、同様に操作して作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレイム : 空気 - アセチレン

測定波長 : 324.7 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中の銅含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた銅の濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

1) ジイソブチルケトン (DIBK、原子吸光分析用) を用いてもよい。

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置 : 一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸 (1+1) : 塩酸 (特級) 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸 : 塩酸 (特級) を水で希釈して用いる。
- ・銅標準溶液 : 市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量

線作成用の 0.1、1.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか (希釈倍数 : D) 標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧して、アルゴンプラズマに導入して 324.754 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中の銅含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた銅の濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

16 ナトリウム (食塩相当量)

食塩相当量は、ナトリウム量を定量し、以下のように計算する。

$$\text{食塩相当量 (g/100g)} = \text{食品中のナトリウム含量 (mg/100g)} \times \frac{2.54}{1,000}$$

(1) 原子吸光光度法 (灰化法)

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・10%塩酸、1%塩酸：塩酸（原子吸光分析用）を水で希釈して用いる。
- ・ナトリウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料1～10gを石英ビーカーに精密に量り（Wg）、電熱器上で予備灰化した後、500℃の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に10%塩酸5mLを加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、10%塩酸5mLを加え、時計皿で覆って30分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて、50mL容ポリエチレン製全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを十分に洗浄した後、水で定容し（VmL）、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度（C μg/mL）を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する（希釈倍数：D）。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：空気 - アセチレン

測定波長：589.0 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のナトリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたナトリウムの濃度（μg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

(2) 原子吸光光度法（塩酸抽出法）^{注1）注2）}

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計

② 試薬

- ・1%塩酸：塩酸（原子吸光分析用）を水で希釈して用いる。
- ・ナトリウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料2gを精密に量り（Wg）、ポリエチレン瓶に入れ、1%塩酸200mL（VmL）を正確に加え、30分間振とうした後ろ過し、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成し

た検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数 : D)。

<原子吸光測定条件例>

フレイム : 空気 - アセチレン

測定波長 : 589.0 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のナトリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めたナトリウムの濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 脂質含量の高い試料は灰化法が望ましい。
- 2) 塩酸抽出法については、ガラス器具はナトリウムの溶出があるので、一切用いない。

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置 : 一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・10%塩酸、1%塩酸 : 塩酸 (原子吸光分析用) を水で希釈して用いる。
- ・ナトリウム標準溶液 : 市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して、検量線作成用の1.0、10.0 ppmの濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレンあるいはポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

a. 灰化法

試料 1 ~ 10 g を石英ビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に 10%塩酸 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、10%塩酸 5 mL を加え、時計皿で覆って 30 分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて、50 mL 容ポリエチレン製全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを十分に洗浄した後、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

b. 塩酸抽出法^{注1) 注2)}

試料 2 g を精密に量り (W g)、ポリエチレン瓶に入れ、1 %塩酸 200 mL (V mL) を正確に加え、30 分間振とうした後ろ過し、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧し、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C μg/mL) を求める。測定波長は 588.995 nm を用いる。

⑤ 計算

$$\text{試料中のナトリウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたカリウムの濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

1) 脂質含量の高い試料は灰化法が望ましい。

2) 塩酸抽出法については、ガラス器具はナトリウムの溶出があるので、一切用いない。

17 マグネシウム

(1) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸 (1+1)：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1 %塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・塩化ストロンチウム溶液：塩化ストロンチウム・六水和物（原子吸光分析用）38.04 g を 1 %塩酸に溶かして正確に 250 mL とする。この溶液は、ス

トロンチウムとして5 w/v%となる。

- ・マグネシウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料1～10 gをビーカーに精密に量り(W g)、電熱器上で予備灰化した後、500℃の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸(1+1) 3 mLを加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸20 mLを加え、時計皿で覆い30分間ホットプレート上(150～200℃)で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸(1+1) 2 mL及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で50 mLに定容し(V₁ mL)、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量(V₂ mL)を全量フラスコに正確に分取し、塩化ストロンチウム溶液を、ストロンチウムとして0.5 w/v%になるように加え、1%塩酸で定容(V₃ mL)した後、原子吸光光度計を用いて、吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度(C µg/mL)を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレイム：空気 - アセチレン

測定波長：285.2 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のマグネシウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C：検量線から求めたマグネシウムの濃度 (µg/mL)

V₁：試験溶液の定容量 (mL)

V₂：分取液量 (mL)

V₃：測定用試験溶液の定容量 (mL)

W：試料採取量 (g)

(2) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので500±10℃に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・マグネシウム標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量線作成用の 1.0、10.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1） 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸（1+1） 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧し、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。測定波長は 279.553 nm を用いる。

⑤ 計算

$$\text{試料中のマグネシウム含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたマグネシウムの濃度 (µg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

18 マンガン

(1) 原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・マンガン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で 50 mL に定容し (V mL)、試験溶液とする。

④ 測定

原子吸光光度計を用いて、試験溶液の吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、1%塩酸を用いて、適当な濃度に希釈した後測定する (希釈倍数 : D)。

<原子吸光測定条件例>

フレーム：空気 - アセチレン

測定波長：279.5 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のマンガン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めた鉄の濃度 (µg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

(2) キレート抽出-原子吸光光度法

① 装置及び器具

- ・原子吸光光度計
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・ 25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液：クエン酸二アンモニウム（原子吸光分析用）25 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・ 10 w/v%ジエチルジチオカルバミン酸ナトリウム（DDTC）溶液：DDTC（原子吸光分析用）10 g を水に溶かして 100 mL とする。この溶液は用時調製する。
- ・ 40 w/v%硫酸アンモニウム溶液：硫酸アンモニウム（原子吸光分析用）40 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・ ブロムチモールブルー指示薬：0.1 w/v%エタノール溶液。
- ・ 塩酸、アンモニア水：原子吸光分析用
- ・ 塩酸（1+1）：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・ 1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・ メチルイソブチルケトン（MIBK）：特級
- ・ マンガン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容（V mL）し、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に分液漏斗にとり、25 w/v%クエン酸二アンモニウム溶液 10 mL を加えた後、ブロムチモールブルー指示薬を用いてアンモニア水で中和し、40 w/v%硫酸アンモニウム溶液 10 mL 及び水を加えて約 100 mL とする。10 w/v%DDTC 溶液 10 mL を加え、5 分間放置後、MIBK 10 mL を正確に加え 5 分間振とうする。静置後、MIBK 層をとり原子吸光光度計を用いて吸光度を測定し、同様に操作して作成した検量線から試験溶液中の濃度（C μg/mL）を求め、試料中の含量を算出する。

<原子吸光測定条件例>

フレーム：空気 - アセチレン

測定波長：279.5 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のマンガン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めたマンガンの濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・塩酸 (1+1)：塩酸 1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸を水で希釈して用いる。
- ・マンガン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量線作成用の 0.1、1.0 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレンあるいはポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150 ~ 200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾固を行う。塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容 (V mL) し、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか (希釈倍数 : D) 標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧して、アルゴンプラズマに導入して 257.610 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度 (C $\mu\text{g/mL}$) を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中のマンガン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたマンガンの濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

19 モリブデン

(1) 誘導結合プラズマ質量分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS)：一般的な全ての誘導結合プラズマ質量分析装置を用いることができる。
- ・マイクロ波試料分解装置：最大試料 1 g 分解が可能な容器を処理でき、内部温度センサーや圧力センサー等を装備し、温度コントロールが可能なもの (Milestone 社製 ETHOS 1 同等品)

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・硝酸：金属濃度 100 ppt 以下の超高純度試薬 (関東化学株式会社 Ultrapur-100 超高純度試薬、同等以上のもの)
- ・酢酸：原子吸光分析用
- ・過酸化水素：特級

上記試薬については、同等以上のグレードのものを使用する。

- ・モリブデン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を希釈し、検量線作成用として 0.1～10 ng/mL の標準溶液を調製する^{注1)}。ポリエチレンあるいはポリプロピレン瓶に保存する。試験溶液の調製法に合わせた希釈溶媒を選択する。
- ・インジウム内標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を希釈して、200 ng/mL の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレンあるいはポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

試験溶液の調製に当たっては、以下に記す方法のどちらかを用いて行う。

a. 乾式灰化法

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上又はホットプレート上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150～200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量プラスチック中へろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩

酸乾固を行う。塩酸(1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、硝酸溶液で定容し(V mL)、試験溶液とする。

b. マイクロ波分解法

試料 0.1~1 g をあらかじめ希硝酸で洗浄したマイクロ波分解容器に採り(W g)、硝酸 5 mL 及び過酸化水素 1 mL を加えて密封した後、次表の条件でマイクロ波分解を行う。放冷後、分解液に酢酸 1 mL を添加し、ろ紙を用いてろ過し、イオン交換水を加えて 50 mL に定容する (V mL)。

表 マイクロ波分解条件例

Stage	時間 (分)	温度 (°C)	強度 (W)
1	0	0	0
2	2	70	1,000
3	5	50	0
4	20	200	1,000
5	30	200	1,000

ただし、最終溶液 50 mL 中に、内標準溶液 (インジウム 0.2 µg/mL) を 500 µL を含むように調製する。

④ 測定

モリブデン測定用標準溶液について、内標準物質とのイオンカウント比を ICP-MS を用い求め、標準溶液の濃度により検量線を作成する。同様に、試験溶液を測定し、あらかじめ作成した検量線から試験溶液中の濃度 (C ng/mL) を求める。このとき、濃度の高い試験溶液については、適当な濃度に希釈 (希釈倍数 : D) した後測定する。

<ICP-MS 測定条件例>

機種 : NexION 300D (パーキンエルマー株式会社)

導入速度 : 0.4 mL/分

プラズマ条件 :

RF パワー 1.6 kW

プラズマガス 18 L/分 (アルゴン)

キャリアガス 1.2 L/分 (アルゴン)

メイクアップガス 1.02 L/分 (アルゴン)

ネブライザー : 標準ネブライザー

測定質量数 : モリブデン 98 (内標 : インジウム 115)

ガスモード : ノンガスモード

⑤ 計算

$$\text{試料中のモリブデン含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times F \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたモリブデンの濃度 (ng/mL)

F：標準溶液のファクター

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

1) 下限値は、機器により適宜変更する。

[参考文献]

1) 日本食品標準成分表 2010、文部科学省科学技術学術審議会資源調査分科会、全国官報販売協同組合、2010

(2) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・マイクロ波試料分解装置：最大試料 1 g 分解が可能な容器を処理でき、内部温度センサーや圧力センサー等を装備し、温度コントロールが可能なもの (Milestone 社製 ETHOS 1 同等品)

② 試薬

- ・塩酸：原子吸光分析用
- ・硝酸：金属濃度 100 ppt 以下の超高純度試薬 (関東化学株式会社 Ultrapur-100 超高純度試薬、同等以上のもの)
- ・酢酸：原子吸光分析用
- ・過酸化水素：特級

上記試薬については、同等以上のグレードのものを使用する。

- ・モリブデン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈し、検量線作成用として 10~2,000 ng/mL の標準溶液を調製する。ポリエチレンあるいはポリプロピレン瓶に保存する。測光方式の違いや感度により、標準溶液の濃度を適宜調整する。

③ 試験溶液の調製

試験溶液の調製に当たっては、以下に記す方法のどちらかを用いて行う。

a. 乾式灰化法

試料 1~10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上又はホットプレート上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150~200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返す。ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化、塩酸乾

固を行う。塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V mL）、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、1%塩酸又は硝酸（1+9）で希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

b. マイクロ波分解法

試料 0.1～1 g をあらかじめ希硝酸で洗浄したマイクロ波分解容器に採り（W g）、硝酸 5 mL 及び過酸化水素 1 mL を加えて密封した後、次表の条件でマイクロ波分解を行う。放冷後、分解液に酢酸 1 mL を添加し、ろ紙を用いてろ過し、イオン交換水を加えて 50 mL に定容する（V mL）。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、1%塩酸又は硝酸（1+9）で希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

表 マイクロ波分解条件例

Stage	時間 (分)	温度 (°C)	強度 (W)
1	0	0	0
2	2	70	1,000
3	5	50	0
4	20	200	1,000
5	30	200	1,000

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧し、試験溶液の発光強度を測定し、あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度（C ng/mL）を求める。

<ICP-AES 測定条件例>

機種：iCAP 7400（サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社）

試料導入ポンプ回転数：50 回転/分

RF パワー：1150 W

プラズマガス：12 L/分（アルゴン）

補助ガス：0.5 L/分（アルゴン）

ネブライザーガス：0.5 L/分（アルゴン）

ネブライザー：標準ネブライザー

測光方式：同軸モード

測定波長：202.03 nm

⑤ 計算

$$\text{試料中のモリブデン含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times F \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めたモリブデンの濃度 (ng/mL)

F : 標準溶液のファクター

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

20 ヨウ素

(1) 滴定法

① 装置及び器具

- ・電気炉: 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・pH 計

② 試薬

- ・50%水酸化ナトリウム溶液: 水酸化ナトリウム (特級) を水に溶かして用いる。
- ・フェノールフタレイン指示薬: 1 w/v% エタノール溶液。
- ・エタノール、ヨウ化カリウム: 特級
- ・1 mol/L 次亜塩素酸ナトリウム溶液: 過マンガン酸カリウム (特級) 32 g を 200 mL 容三角フラスコに入れ、減圧下、塩酸 (特級) 100 mL を徐々に滴下する。発生する塩素ガスを 2 w/v% 過マンガン酸カリウム溶液で洗い、さらに水で洗った後、水酸化ナトリウム (特級) 44 g を水 200 mL に溶かした液に吸収させる (この溶液は約 2 mol/L である。)。0.05 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液で滴定し、1 mol/L に調製したものを用いる。
- ・40 w/v% ギ酸ナトリウム溶液: ギ酸ナトリウム (特級) 400 g に水を加えて 1 L とする。
- ・3 mol/L 硫酸: 硫酸 (特級) を水で希釈して用いる。
- ・0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液: 市販の標準溶液を用いる。
- ・でんぷん指示薬: 可溶性でんぷん 1 g を沸騰水約 60 mL に溶かし、放冷後、塩化ナトリウム (特級) 20 g を加え、水で 100 mL とする。

③ 試験溶液の調製

試料 1 ~ 10 g をニッケルるつぼに精密に量り (W g)、50%水酸化ナトリウム溶液 2 mL 及びエタノール 5 mL を加え、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で約 3 時間灰化する。放冷後、灰に水約 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて全量フラスコ中にろ過する。温水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びるつぼを十分に洗浄した後、水で 50 mL に定容し (V₁ mL)、試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量 (V_2 mL) を正確に 200 mL 容コニカルビーカーに分取し、フェノールフタレイン指示薬を用いて 3 mol/L 硫酸で中和後、水で約 70 mL とする。1 mol/L 次亜塩素酸ナトリウム溶液 1 mL を加え、pH メーターを用いて 3 mol/L 硫酸及び 50 %水酸化ナトリウム溶液で pH を 1.7~2.0 に調整後、5 分間煮沸する。40 w/v%ギ酸ナトリウム溶液 5 mL を加え、さらに 5 分間煮沸し、放冷後、ヨウ化カリウム 0.5 g、3 mol/L 硫酸 6 mL を加え、5 分間放置後、でんぷん溶液数滴を加え、0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液で滴定する (T mL)。溶液が 30 秒間無色を保つ点を終点とする。

⑤ 計算

0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液 1 mL は、ヨウ素 0.2115 mg に相当し、このとき、試料中のヨウ素含量は次式により求める。

$$\text{試料中のヨウ素含量 (mg/100 g)} = \frac{T \times 0.2115 \times F}{W} \times \frac{V_1}{V_2} \times 100$$

T : 滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液の量 (mL)

F : 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準溶液のファクター

V_1 : 定容量 (mL)

V_2 : 分取液量 (mL)

W : 試料採取量 (g)

(2) ガスクロマトグラフ法

① 適用される食品

ヨウ素をヨードケトン誘導体 (3-モノヨード-2-ブタノン) とし、ECD 検出器付きガスクロマトグラフで測定する。ヨウ素含量の少ない場合に適用される。

② 装置及び器具

- ・ガスクロマトグラフ : ECD 検出器付き
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート

③ 試薬

- ・硫酸 (1+1) : 水 1 容に対し硫酸 (原子吸光分析用) 1 容を加え、混和する。
- ・水酸化ナトリウム、エタノール、メチルエチルケトン : 特級
- ・50 %水酸化ナトリウム溶液 : 水酸化ナトリウムを水に溶かして用いる。
- ・ヘキサン : 残留農薬分析用
- ・200 ppm 亜硝酸ナトリウム溶液 : 亜硝酸ナトリウム (特級) を水で希釈して用いる。
- ・ヨウ素標準溶液 : ヨウ化カリウム (特級) 130.8 mg を正確に量り、水に溶かして正確に 100 mL としたものを標準原液とし、水で希釈して用いる。標準原液 1 mL 中にヨウ素 1 mg を含む。

④ 試験溶液の調製

試料 1～10 g をニッケルるつぼに精密に量り (W g)、50%水酸化ナトリウム溶液 2 mL 及びエタノール 5 mL を加え、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で約 3 時間灰化する。放冷後、灰に水約 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上で加温した後、ろ紙を用いて全量フラスコ中にろ過する。温水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びるつぼを十分に洗浄した後、水で定容し (V mL)、試験溶液とする。

⑤ 測定

試験溶液最大 10 mL を正確に共栓付き試験管に量り取り、硫酸 (1+1) 0.7 mL、メチルエチルケトン 0.5 mL 及び 200 ppm 亜硝酸ナトリウム溶液 0.5 mL を加え混和し、20 分間放置後、ヘキサン 20 mL を正確に加え、5 分間振とうする。ヘキサン層 2 µL を ECD-ガスクロマトグラフに注入する。標準溶液について同様に操作して作成した検量線から、試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中の含量を算出する。

<ガスクロマトグラフ測定条件例>

検出器 : ECD

カラム : 20%DEGS+1%リン酸/Chromosorb WAW 60~80 mesh

ガラス管、3 mm×1.5 m

温度 : 試料注入口 250 °C、カラム 120 °C、検出器 250 °C

⑥ 計算

$$\text{試料中のヨウ素含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めたヨウ素の濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[参考文献]

1) 山野辺秀男ら : 東京衛研年報、31-1、137 (1980)

21 リン

(1) バナドモリブデン酸吸光光度法

① 装置及び器具

- ・分光光度計 : 410 nm の吸光度が測定できるもの。
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500±10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・発色試薬 : メタバナジン酸アンモニウム (特級) 1.12 g を水 200~300 mL に溶かし、硝酸 (特級) 250 mL を加える。この液にモリブデン酸アンモニ

ウム（特級）27.0 g を水に溶かしたものをかくはんしながら加え、水で 1 L とする。褐色瓶に保存する。

- ・フェノールフタレイン指示薬：1 w/v%エタノール溶液。
- ・硝酸、硫酸、過塩素酸、塩酸：特級
- ・アンモニア水（1+49）、硝酸（1+9）、塩酸（1+1）：各特級試薬 1 容に対し、水 49 容、9 容及び 1 容をそれぞれ加え、混和する。
- ・リン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を水で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

a. 乾式灰化法

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 °C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V mL）、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

b. 湿式灰化法

試料 1～10 g をケルダールフラスコに精密に量り（W g）、硝酸 10 mL を加え穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、硝酸 10 mL 及び硫酸 5 mL を加え、再び加熱する。内容液が褐色～黒色になったら硝酸 2 mL を加える。内容液が無色～淡黄色になったら、過塩素酸 2 mL を加え、硫酸の白煙を生じるまで再び加熱する。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、硫酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し（V mL）、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に 100 mL 容全量フラスコに分取し、フェノールフタレイン指示薬を数滴加え、希アンモニア水（1+49）を微紅色を呈するまで加えた後、硝酸（1+9）で中和する。水で全量を約 70 mL とし、発色試薬 20 mL を加え、水で 100 mL とする。混和し 30 分間放置した後、波長 410 nm における吸光度を測定する。同様に操作して作成した検量線から、試験溶液中の濃度（C µg/mL）を求め、試料中の含量を算出する。

⑤ 計算

$$\text{試料中のリン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたリンの濃度（µg/mL）

V : 定容量 (mL)
D : 希釈倍数
W : 試料採取量 (g)

(2) モリブデンブルー吸光光度法

① 装置及び器具

- ・分光光度計 : 880 nm の吸光度が測定できるもの。
- ・電気炉 : 熱電対温度計付きのもので 500 ± 10 °C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・p-ニトロフェノール指示薬 : 0.1 w/v% エタノール溶液。
- ・発色試薬 : モリブデン酸アンモニウム (特級) 6 g 及び酒石酸アンチモニルカリウム (特級) 0.24 g を加え、これに硫酸 (2+1) 120 mL を加え、次いでスルファミン酸アンモニウム (特級) 5 g を溶かして水で 500 mL とする。
- ・1 w/v% アスコルビン酸溶液 : L-アスコルビン酸 (特級) 1 g を水に溶かして 100 mL とする。
- ・塩酸、アンモニア水 : 特級
- ・アンモニア水 (1+49)、塩酸 (1+1) : 各特級試薬 1 容に対し、水 49 容及び 1 容をそれぞれ加え、混和する。
- ・リン標準溶液 : 市販の原子吸光分析用標準溶液を水で希釈して用いる。

③ 試験溶液の調製

a. 乾式灰化法

試料 1 ~ 10 g をビーカーに精密に量り (W g)、電熱器上で予備灰化した後、500 °C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸 (1+1) 3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1% 塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上 (150 ~ 200 °C) で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にもろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビーカーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸 (1+1) 2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにもろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し (V mL)、必要に応じて水で適宜希釈して (希釈倍数 : D) 試験溶液とする。

b. 湿式灰化法

試料 1 ~ 10 g をケルダールフラスコに精密に量り (W g)、硝酸 10 mL を加え穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、硝酸 10 mL 及び硫酸 5 mL を加え、再び加熱する。内容液が褐色 ~ 黒色になったら硝酸 2 mL を加える。内容液が無色 ~ 淡黄色になったら、過塩素酸 2 mL を加え再び硫

酸の白煙を生じるまで加熱を続ける。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、硫酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し（V mL）、必要に応じて水で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

④ 測定

試験溶液の適当量を正確に 50 mL 容全量フラスコに分取し、p-ニトロフェノール指示薬を数滴加え、アンモニア水（1+49）をわずかに黄色を呈するまで加えた後、水で全量を約 40 mL とする。発色試薬 5 mL 及び 1 w/v% アスコルビン酸溶液 5 mL を加え、水で 50 mL とし、15 分間放置した後、波長 880 nm における吸光度を測定する。同様に操作して作成した検量線から試験溶液中の濃度（C μ g/mL）を求め、試料中の含量を算出する。

⑤ 計算

$$\text{試料中のリン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたリンの濃度（ μ g/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

(3) 誘導結合プラズマ発光分析法

① 装置及び器具

- ・誘導結合プラズマ発光分析装置：一般的な全ての誘導結合プラズマ発光分析装置を用いることができる。
- ・電気炉：熱電対温度計付きのもので 500 \pm 10 $^{\circ}$ C に設定できるものを用いる。
- ・ホットプレート
- ・水浴

② 試薬

- ・塩酸（1+1）：塩酸（特級）1 容に対し水 1 容を加え混和する。
- ・1%塩酸：塩酸（特級）を水で希釈して用いる。
- ・リン標準溶液：市販の原子吸光分析用標準溶液を 1%塩酸で希釈して、検量線作成用の 10、100 ppm の濃度の標準溶液を調製する。ポリエチレン又はポリプロピレン瓶に保存する。

③ 試験溶液の調製

a. 乾式灰化法

試料 1～10 g をビーカーに精密に量り（W g）、電熱器上で予備灰化した後、500 $^{\circ}$ C の電気炉中で灰化する。放冷後、灰に塩酸（1+1）3 mL を加え、水浴上で蒸発乾固する。さらに、1%塩酸 20 mL を加え、時計皿で覆い 30 分間ホットプレート上（150～200 $^{\circ}$ C）で加温した後、ろ紙を用いて、全量フラスコ中にろ過する。水で洗い込む操作を繰り返し、ろ紙及びビー

カーを数回洗浄する。残渣があれば、ろ紙とともに元のビーカーに入れ、ホットプレート上で乾燥させ、同様に灰化し、塩酸（1+1）2 mL 及び少量の水を加えて加温溶解した後、先の全量フラスコにろ過する。ろ液及び洗液を合わせ、水で定容し（V mL）、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

b. 湿式灰化法

試料 1～10 g をケルダールフラスコに精密に量り（W g）、硝酸 10 mL を加え穏やかに加熱する。激しい反応が終了したら、硝酸 10 mL 及び硫酸 5 mL を加え、再び加熱する。内容液が褐色～黒色になったら硝酸 2 mL を加える。内容液が無色～淡黄色になったら、過塩素酸 2 mL を加え、再び硫酸の白煙を生じるまで加熱を続ける。放冷後、ケルダールフラスコの内壁を水でよく洗い込み、硫酸の白煙が生じるまで再び加熱する。放冷後、溶液を全量フラスコに洗い流した後、水で定容し（V mL）、試験溶液とする。

試験溶液中の塩濃度が高い場合は、発光強度の低下が認められるので、希釈するか（希釈倍数：D）標準溶液の元素組成を試験溶液と近似させる必要がある。

④ 測定

誘導結合プラズマ発光分析装置を用いて、測定用試験溶液を直接ネブライザーで吸入噴霧して、アルゴンプラズマに導入して 213.618 nm における発光強度を測定する。あらかじめ作成した検量線から測定用試験溶液中の濃度（C μg/mL）を求める。

⑤ 計算

$$\text{試料中のリン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたリンの濃度（μg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

22 ナイアシン（ナイアシン当量として）

ナイアシンはニコチン酸及びニコチン酸アミドを総称する名称である。なお、肝臓において質量比でトリプトファン 60 からナイアシン 1 を合成できるため、ニコチン酸とニコチン酸アミドの合計量に 1/60 トリプトファン量を加えたものをナイアシン当量とする。

食品中のナイアシン含量 (mg/100 g)

= ニコチン酸 (mg/100 g) + ニコチン酸アミド (mg/100 g)

+ 1/60 トリプトファン (mg/100 g)

= 微生物学的定量法によるナイアシン (mg/100 g)

+ 1/60 トリプトファン (mg/100 g)

ア ニコチン酸及びニコチン酸アミド

(1) 高速液体クロマトグラフ法

① 適用される食品

食品中にニコチン酸又はニコチン酸アミドが 100 g 当たり 1 mg 以上は含まれていて、さらにその存在形態が明らかな場合に適用される。

② 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 紫外分光光度計付き
- ・カラム : 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)

③ 試薬

- ・ニコチン酸標準溶液 : 日本薬局方標準品を水に溶かして、2、5、10 及び 20 µg/mL 溶液を調製する。
- ・ニコチン酸アミド標準溶液 : 日本薬局方標準品を水に溶かして、2、5、10 及び 20 µg/mL 溶液を調製する。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

④ 試験溶液の調製

試料の適量 (W g) を水で振とう又はホモジナイズ抽出する。得られた抽出液をろ過し、一定容とし (V mL)、適宜水で希釈して (希釈倍数 : D)、約 10 µg/mL 濃度の試験溶液とする。

⑤ 測定

試験溶液の 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し、ニコチン酸又はニコチン酸アミドのピーク面積を測定し、あらかじめ同量の標準溶液を注入して得られた検量線を用いて試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中のニコチン酸又はニコチン酸アミド含量を算出する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

1) ニコチン酸

カラム : Inertsil ODS-2 (ジーエルサイエンス製) 又は同等品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製

移動相 : 3 mmol/L テトラブチルアンモニウムブロマイド含有 5 mmol/L 酢酸ナトリウム (pH5.0) :メタノール (9:1)

測定波長 : 260 nm

流量 : 1.5 mL/分

2) ニコチン酸アミド

カラム：Inertsil ODS-2（ジールサイエンス製）又は同等品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製。

移動相：10 mmol/L オクタンスルホン酸ナトリウム含有 20 mmol/L 酢酸ナトリウム（pH3.5）：メタノール（98:2）

測定波長：260 nm

流量：1.2 mL/分

⑥ 計算

$$\text{試料中のニコチン酸又はニコチン酸アミド含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたニコチン酸又はニコチン酸アミドの濃度（ $\mu\text{g/mL}$ ）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

(2) 微生物学的定量法

① 適用される食品

一般的な食品においては、ニコチン酸及びニコチン酸アミドを分別して定量する必要はなく、感度及び特異性に優れた微生物学的定量法が適用される。

② 装置及び器具

・分光光度計

③ 試薬

・ナイアシン標準溶液：ニコチン酸（日本薬局方標準品）100 mg を水に溶かし、希釈して正確に 100 mL とする。さらに、希釈して 50 ng/mL となるようにする。

・使用菌株：*Lactobacillus plantarum* ATCC 8014（NBRC 3070）

・ナイアシン測定用培地（1 L 中、pH6.8 \pm 0.1）

カザミノ酸 14 g

L-シスチン 400 mg

D L-トリプトファン 200 mg

アデニン硫酸塩 20 mg

グアニン塩酸塩 20 mg

ウラシル 20 mg

リボフラビン 400 μg

チアミン塩酸塩 200 μg

ビオチン 0.8 μg

p-アミノ安息香酸 200 μg

パントテン酸カルシウム 400 μg

ピリドキシン塩酸塩	800 µg
リン酸水素二カリウム	1 g
リン酸二水素カリウム	1 g
硫酸マグネシウム	400 mg
硫酸第一鉄	20 mg
硫酸マンガン	20 mg
酢酸ナトリウム	20 g
グルコース	40 g

・乳酸菌保存用培地（1 L 中、pH6.8±0.1）

酵母エキス	5.5 g
ペプトン	12.5 g
ブドウ糖	11.0 g
リン酸水素二カリウム	0.25 g
硫酸第一鉄	5.0 mg
リン酸二水素カリウム	0.25 g
酢酸ナトリウム（無水）	10.0 g
硫酸マグネシウム	0.1 g
硫酸マンガン	5.0 mg
粉末寒天	20.0 g

・前培養培地：上記培地より粉末寒天を除く。

なお各培地はそれぞれ調製したものが市販されている^{注1)}。

・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

④ 接種菌液の調製

Lactobacillus plantarum の保存菌株を前培養培地に接種し、35 °Cで20時間程度培養する。この菌浮遊溶液を遠心分離し、600 nmにおける透過率が80～90%になるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

⑤ 試験溶液の調製

試料2 gを精密に量り（W g）、0.5 mol/L硫酸100 mLを加え、121 °Cで30分間オートクレーブ処理を行う。冷却後、5 mol/L水酸化ナトリウム溶液でpH6.8に調整後、水で200 mLに定容し（V mL）、ろ過する。さらに、溶液1 mL中にナイアシンが10～20 ngを含むように水で希釈し（希釈倍数：D）、試験溶液とする。

⑥ 測定

試験管2本ずつに試験溶液0.5、1及び2 mLを正確に加え、次に各試験管に測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量5 mLとする。別に検量線作成のため、ニコチン酸標準溶液（0～75 ng相当量）を試験管2本ずつに取り、それぞれに測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量を5 mLとする。121 °Cで5分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌溶液1滴（約30 µL）

ずつを無菌的に接種し、37 °Cで18時間程度恒温槽又は恒温水槽に入れて培養する。

培養後、増殖度を600 nmの濁度を用いて測定する^{注2)}。標準溶液の濁度より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液中のナイアシン量 (ng/mL) を求め、試料中のナイアシン含量を算出する。

⑦ 計算

$$\text{試料中のナイアシン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10,000}$$

C：検量線から求めたナイアシンの濃度 (ng/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) ニコチン酸定量用基礎培地「ニッスイ」：日水製薬
一般乳酸菌保存検出用培地「ニッスイ」：日水製薬
一般乳酸菌接種用培地「ニッスイ」：日水製薬（前培養培地に同じ）
- 2) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー（例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等）で濁度を測定することもできる。

イ トリプトファン

(1) 高速液体クロマトグラフ法^{注1)}

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC)：蛍光検出器付き
- ・カラム：オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム

② 試薬

- ・標準溶液：トリプトファン（特級）50 mg を精秤する。0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液に溶解後、100 mL に定容し、水で50倍希釈する。(10 µg/mL)
- ・水酸化バリウム（特級）
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 0.1～1 g (W g) 及び水酸化バリウム 7.8 g を封管用試験管に精秤し、水 4.5 mL 及び60%チオジェチレングリコール 0.5 mL を加え、沸騰水浴中で水酸化バリウムを加熱溶解する^{注2)}。溶解後、減圧下で脱気し、封管後、110 °C（恒温乾燥機）で12時間加水分解する。冷却後、開管し、加水分解液を50 mL 又は100 mL 容全量フラスコ（1 w/v%フェノールフタレイン溶液を数滴加えておく）に移した後、微アルカリに調整、定容し (V mL)、適宜水で希釈する（希釈倍数：D）。0.45 µm のフィルターでろ過したものを試験溶液と

する。

④ 測定

試験溶液 20 μL を高速液体クロマトグラフに注入し、トリプトファンのピーク面積を測定し、あらかじめ同量の HPLC 用標準溶液を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、試料中のトリプトファン含量 (C $\mu\text{g/mL}$) を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

カラム: Inertsil ODS-2 (ジーエルサイエンス製) 又は同等品、内径 4.6mm、長さ 250mm、ステンレス製

移動相: 10 mmol/L 過塩素酸-メタノール (92:8)

検出器: 蛍光分光光度計

測定波長: 励起波長 285 nm、蛍光波長: 348 nm

流量: 1.0 mL/分

温度: 50 $^{\circ}\text{C}$

⑤ 計算

$$\text{試料中のトリプトファン含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C: 検量線から求めたトリプトファンの濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V: 定容量 (mL)

D: 希釈倍数

W: 試料採取量 (g)

[注]

1) アミノ酸自動分析法でも測定できる。

2) トリプトファンは塩酸加水分解では破壊されるため、アルカリを用いた加水分解を行う。

23 パントテン酸

(1) 微生物学的定量法

① 装置及び器具

・分光光度計

② 試薬

・パントテン酸カルシウム標準溶液: D-パントテン酸カルシウム標準品^{注1)} 100 mg を 25 v/v%エタノール溶液に溶かし、正確に 100 mL とする。さらに、水で希釈して 0.1 $\mu\text{g/mL}$ となるようにする。

・ハト肝臓アミダーゼ溶液: ハト肝臓アセトンパウダー^{注2)} (Sigma L8376 又は同等品) 10 g に、氷冷した 0.02 mol/L 炭酸水素カリウム水溶液 50 mL を加え、氷冷しながらすり鉢等でつぶして懸濁液とする。この懸濁液を氷冷した 0.02 mol/L 炭酸水素カリウム水溶液 50 mL で遠心管に移し、冷却しながら遠心分離 (3,000 回転/分、10 分間) する。上澄み液にイオン交換樹脂

(Dowex 1×8) 5 g を加え、約 1 時間氷冷しながらかくはんする。冷却遠心分離、イオン交換樹脂の添加及び氷冷撹拌の操作を 3 回繰り返す。さらに冷却遠心分離 (3,000 回転/分、10 分間) を行って得られる上澄み液をハト肝臓アミダーゼ溶液とする。

- アルカリホスファターゼ溶液：アルカリホスファターゼ (Sigma P7640, TypeI-S 又は同等品) を水に溶かして 2 w/v% とする。
- トリス塩酸緩衝液：2-アミノ-2- (ヒドロキシメチル) -1,3-プロパンジオール (特級) 24.2 g を水 200 mL に溶かし、30 % 塩酸溶液で pH8.3 に調整する。
- 炭酸水素ナトリウム溶液：炭酸水素ナトリウム (特級) 850 mg を水に溶かして 100 mL とする。

- 使用菌株：*Lactobacillus plantarum* ^{注3)} ATCC 8014 (NBRC 3070)

- パントテン酸測定用培地 (1 L 中、pH6.8±0.1)

カザミノ酸	14 g
L-シスチン	400 mg
DL-トリプトファン	200 mg
硫酸アデニン	20 mg
塩酸グアニン	20 mg
ウラシル	20 mg
塩酸チアミン	200 µg
リボフラビン	400 µg
パラアミノ安息香酸	200 µg
ビオチン	0.8 µg
ニコチン酸	1 mg
塩酸ピリドキシン	800 µg
リン酸二水素カリウム	1 g
リン酸一水素カリウム	1 g
硫酸マグネシウム	400 mg
硫酸第一鉄	20 mg
硫酸マンガン	20 mg
酢酸ナトリウム (無水)	20 g
グルコース	40 g

- 乳酸菌保存用培地 (1 L 中、pH6.8±0.1)

酵母エキス	5.5 g
ペプトン	12.5 g
ブドウ糖	11.0 g
リン酸一水素カリウム	0.25 g
硫酸第一鉄	5.0 mg
リン酸二水素カリウム	0.25 g
酢酸ナトリウム (無水)	10 g
硫酸マグネシウム	0.1 g
硫酸マンガン	5.0 mg
粉末寒天	20.0 g

- ・前培養培地：上記培地より粉末寒天を除く。

なお各培地はそれぞれ調製したものが市販されている^{注4)}。

- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 接種菌液の調製

Lactobacillus plantarum の保存菌株を前培養培地に接種し、35 °Cで20時間程度培養する。この菌浮遊溶液を遠心分離し、600 nmにおける透過率が80～90%になるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

④ 試験溶液の調製^{注5)}

試料2 g (W g) を精秤してトリス塩酸緩衝液10 mLと水20 mLを加え、121 °Cで15分間加圧抽出する。冷却後、水を加えて全量を50 mLとし (V₁ mL)、その5 mL (V₂ mL) を試験管に分取して炭酸水素ナトリウム溶液0.1 mL、2 w/v%アルカリホスファターゼ水溶液0.4 mL、ハト肝臓アミダーゼ溶液0.2 mLを加え、静かに混合する。トルエンを2～3滴加え、37 °Cで15時間反応させる。10分間煮沸して反応を止め、冷却後、1 mol/L塩酸でpH4.5にした後、水を加えて全量を14 mLとし (V₃ mL)、遠心分離 (12,000回転/分、10分間) する。上澄み液7 mL (V₄ mL) を分取して1 mol/L水酸化ナトリウム溶液でpH6.8に調整後、水を加えて全量を25 mLとする (V₅ mL)。さらに溶液1 mL中にパントテン酸が20～40 ng含まれるように水で希釈し (希釈倍数：D)、試験溶液とする。

⑤ 測定

試験管2本ずつに試験溶液0.5、1.0及び2.0 mLを正確に加え、次に試験管に測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量を5 mLとする。別に検量線作成のため、パントテン酸カルシウム標準溶液 (0～0.15 µg相当量) を試験管2本ずつに取り、それぞれに測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量を5 mLとする。121°Cで5分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌溶液1滴 (約30 µL) ずつを無菌的に接種し、37 °Cで18時間程度恒温槽又は恒温水槽に入れて培養する。

培養後、増殖度を600 nmの濁度を用いて測定する^{注6)}。標準溶液の濁度より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液

中のパントテン酸カルシウム濃度 (C $\mu\text{g/mL}$) を求め、試料中のパントテン酸カルシウム含量を算出する。得られた値に係数 0.92 を掛けてパントテン酸量とする。

⑥ 計算

$$\text{試料中のパントテン酸含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1 \times D \times V_3 \times V_5}{V_2 \times V_4 \times W \times 10} \times 0.92$$

C : 検量線から求めたパントテン酸カルシウムの濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

$V_1 \sim V_5$: 定容量 (mL) 又は分取量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 片山化学 特級、又は同等品を用いる。
- 2) ハト肝臓アセトンパウダー中にはパントテン酸関連化合物が含まれているため、あらかじめイオン交換樹脂処理によりこれを除去しておく必要がある。
- 3) 旧名称は、*Lactobacillus arabinosus* である。この菌は遊離パントテン酸にしか応答しないので、CoA (コエンザイム A) 関連化合物等の結合型パントテン酸はあらかじめハト肝臓アミダーゼとアルカリホスファターゼで分解処理して遊離型に誘導しておく必要がある。
- 4) パントテン酸定量用基礎培地「ニッスイ」: 日水製薬
一般乳酸菌保存検出用培地「ニッスイ」: 日水製薬
一般乳酸菌接種用培地「ニッスイ」: 日水製薬 (前培養培地に同じ)
- 5) CoA 関連化合物等の結合型パントテン酸があまり多くない場合の試験溶液の調製は、パントテン酸の含量に応じて以下の2種の簡易法のいずれかによってもよい。

① パントテン酸含量が比較的少ない場合の簡易調製法

試料 2 g を精秤して水 50 mL を加え、1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で pH6.8~7.0 に調整し、121°C で 15 分間オートクレーブで加圧抽出する。冷却後、2.5 mol/L 酢酸ナトリウム溶液 2 mL、タカジアスターゼ原末 (第一三共 2500~5000 unit/g) 又は同等品 100 mg 及びパパイイン (和光純薬工業 Code No.164-00172、Activity : 0.5 unit/g) 100 mg を加え、1 mol/L 塩酸で pH4.5 にした後、トルエンを 2~3 滴加え、37 °C で 24 時間酵素分解を行う。反応後、10 分間煮沸して酵素反応を停止し、冷却後、10%メタリン酸 0.3 mL を加えて 100 mL に定容し、ろ過する。ろ液 25 mL を分取して 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で pH6.8 に調整後、水を加えて 50 mL に定容してろ過し、さらに溶液 1 mL 中にパントテン酸が 20~40 ng 含まれるように水で希釈し、試験溶液とする。

② パントテン酸含量が比較的多い場合の簡易調製法

パントテン酸カルシウム等が添加されていてパントテン酸が高含量の場合には、単純に水で振とう抽出し、ろ過して得られるろ液を 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で pH6.8 に調整し、試験溶液とする。この場合には、微生物学的定量法の他に紫外検出器付き高速液体クロマトグラフで定量する方法も適用できるが、食品表示基準における分析方法は、微生物学的定量法とする。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

測定波長：210 nm

カラム：J'sphere ODS-M80（ワイエムシィ製）又は同等品

移動相：0.01 mol/L リン酸二水素カリウム-メタノール（95:5）

流量：1.0 mL/分

- 6) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー（例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等）で濁度を測定することもできる。

24 ビオチン

(1) 微生物学的定量法

① 装置及び器具

- ・分光光度計

② 試薬

- ・ビオチン標準溶液：D-ビオチン標準品^{注1)} 20 mg を 25 v/v%エタノール溶液に溶かし、正確に 200 mL とする。さらに、水で希釈して 0.5 ng/mL とするようになる。
- ・使用菌株：*Lactobacillus plantarum*^{注2)} ATCC 8014（NBRC 3070）
- ・ビオチン測定用培地（1 L 中、pH6.8±0.1）

カザミノ酸	14 g
L-シスチン	400 mg
DL-トリプトファン	200 mg
硫酸アデニン	20 mg
塩酸グアニン	20 mg
ウラシル	20 mg
塩酸チアミン	200 µg
リボフラビン	400 µg
パラアミノ安息香酸	200 µg
パントテン酸カルシウム	400 µg
ニコチン酸	1 mg
塩酸ピリドキシン	800 µg
リン酸二水素カリウム	1 g
リン酸一水素カリウム	1 g

硫酸マグネシウム	400 mg
硫酸第一鉄	20 mg
硫酸マンガン	20 mg
酢酸ナトリウム（無水）	20 g
グルコース	40 g

・乳酸菌保存用培地（1 L 中、pH6.8±0.1）

酵母エキス	5.5 g
ペプトン	12.5 g
ブドウ糖	11.0 g
リン酸一水素カリウム	0.25 g
硫酸第一鉄	5.0 mg
リン酸二水素カリウム	0.25 g
酢酸ナトリウム（無水）	10 g
硫酸マグネシウム	0.1 g
硫酸マンガン	5.0 mg
粉末寒天	20.0 g

- ・前培養培地：上記培地より粉末寒天を除く。

なお各培地はそれぞれ調製したものが市販されている^{注3)}。

- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 接種菌液の調製

Lactobacillus plantarum の保存菌株を前培養培地に接種し、35 °Cで20時間程度培養する。この菌浮遊溶液を遠心分離し、600 nmにおける透過率が80～90%になるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

④ 試験溶液の調製^{注4)}

試料2gを精秤し（Wg）、2 mol/L又は3 mol/L硫酸25 mLを加え、121°Cで1時間オートクレーブで加圧分解する。冷却後、5 mol/L水酸化ナトリウム溶液でpH4.5に調整後、水を加えて100 mLに定容し（V₁ mL）、ろ過する。ろ液25 mLを分取して（V₂ mL）、1 mol/L水酸化ナトリウム溶液でpH6.8に調整後、50 mLに定容し（V₃ mL）、さらに最終溶液中のビオチン濃度が検量線の範囲内に入るように水で希釈して（希釈倍数：D）、ろ過して試験溶液とする。

⑤ 測定

試験管2本ずつに試験溶液0.5、1.0及び2.0 mLを正確に加え、次に各試験管に測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量を5 mLとする。別に検量線作成のため、ビオチン標準溶液（0～0.75 ng相当量）を試験管2本ずつに取り、それぞれに測定用培地2.5 mL及び水を加えて全量を5 mLとする。121°Cで5分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌溶液1滴（約30 µL）ずつを無菌的に接種し、37°Cで18時間程度恒温槽又は恒温水槽に入れて培養する。

培養後、増殖度を 600 nm の濁度を用いて測定する^{注5)}。標準溶液の濁度より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液中のビオチンの濃度 (C ng/mL) を求め、試料中のビオチン含量を算出する。

⑥ 計算

$$\text{試料中のビオチン含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V_1 \times D \times V_3}{V_2 \times W \times 10}$$

C : 検量線から求めたビオチンの濃度 (ng/mL)

V₁~V₃ : 定容量 (mL) 又は分取量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 関東化学 特級、又は同等品を用いる。
- 2) 旧名称は、*Lactobacillus arabinosus* である。
- 3) ビオチン定量用基礎培地「ニッスイ」：日水製薬
一般乳酸菌保存検出用培地「ニッスイ」：日水製薬
一般乳酸菌接種用培地「ニッスイ」：日水製薬（前培養培地に同じ）
- 4) ビオチン含量の高い食品については、水で振とう抽出し、ろ過して得られたろ液を 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で pH6.8 に調整し、試験溶液とすることもできる。また、この場合、ビオチンを紫外外部吸収又は蛍光を有する誘導体に導いた後、勾配溶出液体クロマトグラフ法で定量する方法も適用できる（詳細は下記の文献に譲る）が、食品表示基準における分析方法は、微生物学的定量法とする。
- 5) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー（例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等）で濁度を測定することもできる。

[参考文献]

- 1) Desbene, P.L., Coustal, S. and Frappier, F. : Anal. Biochem., 128, 359 (1983)
- 2) 金沢良昭、中野貴彦、田中英樹：日本化学会誌, 434 (1984)
- 3) Yoshida, T., Uetake, A., Nakai, C. Nimura, N. and Kinoshita, T. : J. Chromatogr., 456, 421 (1988)

25 ビタミン A (レチノール活性当量として)

ビタミンは生物効力に対する名称である。定量の対象としては、主にビタミン A 効力を示すレチノール、 α -カロテン及び β -カロテンとし、その定量値はレチノール活性当量として表す。なお、レチノール 1 μg は、 α -カロテン 24 μg 、 β -カロテン 12 μg にそれぞれ相当する^{注1) 注2)}。

試料中のビタミン A 含量 ($\mu\text{g}/100\text{ g}$)

$$\begin{aligned} &= \text{レチノール} (\mu\text{g}/100\text{ g}) + \frac{1}{12} \text{総カロテン} (\mu\text{g}/100\text{ g}) \\ &= \text{レチノール} (\mu\text{g}/100\text{ g}) + \frac{1}{24} \alpha\text{-カロテン} (\mu\text{g}/100\text{ g}) \\ &\quad + \frac{1}{12} \beta\text{-カロテン} (\mu\text{g}/100\text{ g}) \end{aligned}$$

[注]

- 1) クリプトキサンチンのように α -カロテン、 β -カロテン以外の成分でビタミン A 効力を有するものを多く含む食品にあっては、それらの成分も分離・測定してレチノール当量に合算する。クリプトキサンチンの高速液体クロマトグラフの条件は、イ カロテンの定量 (2) 高速液体クロマトグラフ法： α -カロテン、 β -カロテンに同じである。なお、クリプトキサンチンの生物効力については、 $24\ \mu\text{g}$ がレチノール $1\ \mu\text{g}$ に相当する。
- 2) 錠剤・カプセル等のサプリメントとして摂取する β -カロテンは、ビタミン A としての生体利用率が $1/2$ 程度なので、 $2\ \mu\text{g}$ がレチノール $1\ \mu\text{g}$ に相当し、食品由来の β -カロテンとは扱いが異なる。

ア レチノール (ビタミン A アルコール)

(1) 高速液体クロマトグラフ法

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ：紫外分光光度計付き
- ・カラム：逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)
- ・分光光度計：紫外部の吸収が測定可能なもの。
- ・クロマト管：内径 10 mm 、高さ 250 mm 、ガラスコック付き

② 試薬

- ・水酸化カリウム溶液：粒状水酸化カリウム (特級) 60 g を冷却しながら水を加えて溶解し、正確に 100 mL とする。
- ・弱活性アルミナ：活性アルミナ^{注1)} 500 g に水 50 mL を滴下して加え、振り混ぜて均一にし、密栓、一夜放置する。活性度を測定し、一定の活性度^{注2)} のものを使用する。活性度は水の量を加減して調整する。
- ・標準レチノール：パルミチン酸レチノールを次の試験法に従ってけん化抽出し、標準溶液の検定を行う。フリーのレチノールを使用する場合でもイソプロピルアルコール (特級) に溶解した後、標準溶液の検定を行う。
- ・ピロガロール、エタノール、塩化ナトリウム、石油エーテル：特級
- ・ヘキサン、酢酸エチル：残留農薬試験用
- ・ジエチルエーテル：過酸化物を含まないもの。

- ・メタノール：高速液体クロマトグラフ用
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

1) けん化

試料約 0.5 g^{注3)} を 60 mL 容遠心管（共栓付き）に精密に量り（W g）、3 w/v%ピロガロール-エタノール溶液 10 mL と水酸化カリウム溶液 1 mL を加え、70 °C 水浴中でガラス棒で時々かき混ぜながら 30 分間加熱する。水冷後、1 w/v%塩化ナトリウム溶液 22.5 mL を加えた後、ヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL を加える。5 分間振とうし、遠心分離後、駒込ピペットで上層を 100 mL 容なす形フラスコに移す。水層をヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL でさらに 2 回、同様に抽出する。抽出液を合わせ 40°C で減圧濃縮する。

残留物をエタノールに溶解し（V mL）、レチノールとして約 0.3 µg/mL となるように希釈し（希釈倍数：D）、試験溶液とする。

高速液体クロマトグラフによる測定において妨害成分の影響が出る場合は、残留物を石油エーテル（特級）5 mL に溶解し、以下に示すアルミナカラムを用いた精製を行う^{注4)}。

2) アルミナカラムクロマトグラフィー

クロマト管にあらかじめ活性度を調整したアルミナ約 7 g を石油エーテルに懸濁させ、約 7 cm の高さに充填する。受器に 100 mL 容なす形フラスコを置き、カラムの上に先の残留物の石油エーテル溶液を静かに流し入れ、流量 1 mL/分で流出する。カラム上部の液がなくなる直前に石油エーテル 5 mL を加え、さらに 3 回繰り返す（カロテン画分）。次に、受器を別の 100 mL 容褐色なす形フラスコに替える。石油エーテル-エーテル混液（9:1）を約 30 mL 流す。得られた溶出液を、40 °C で減圧濃縮する（レチノール画分）。残留物に一定量のエタノールを加え溶解する（V mL）。1 mL 中レチノールを約 0.3 µg 含むようにエタノールで希釈し（希釈倍数：D）、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

10~20 mg 程度を精密に量り取り、試料と同様に、③、1) の方法に従ってけん化抽出した標準レチノールをイソプロピルアルコールに溶解し、1 mL 中にレチノールとして 2~3 µg になるように希釈し、分光光度計で 325 nm の吸光度を測定する。次式により希釈した標準溶液のレチノール濃度を求める。

$$\text{レチノール } (\mu\text{g/mL}) = \frac{A}{100} \times 1830 \times 0.3$$

A：希釈した標準溶液の 325 nm における吸光度（対照：イソプロピルアルコール、1 cm セル）

標準レチノールをエタノールで 1 mL 中 0.05、0.1、0.2 及び 0.5 µg になる

ように希釈し、標準溶液とする。

⑤ 測定

試験溶液の一定量（例 20 μL ）を高速液体クロマトグラフに注入し、レチノールのピーク面積を測定し、あらかじめ同量の標準溶液を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から試験溶液中の濃度（C $\mu\text{g/mL}$ ）を求め、これを用いて試料中のレチノール含量を算出する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注5)}>

カラム：Cosmosil 5 C₁₈-MS-II（ナカライテスク製）あるいは相当品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製

移動相：メタノール-水（92:8）

測定波長：325 nm^{注6)}

流量：1.0 mL/分

温度：35 $^{\circ}\text{C}$

⑥ 計算

$$\text{試料中のレチノール含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V \times D \times 100}{W}$$

C：検量線から求めたレチノールの濃度（ $\mu\text{g/mL}$ ）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

[注]

1) Merck Art.1097（メルク社製）

2) Yellow OB（FD&C Yellow No.4、Colour Index No.11390）20 mg を石油エーテル 100 mL に溶解し、保存溶液とする。保存溶液 10 mL を石油エーテルで 100 mL とし試験溶液とする。弱活性アルミナを石油エーテルで懸濁し、カラム 10 cm の高さに詰める。

試験溶液 1 mL をカラムに通し、石油エーテル-エーテル混液（9:1）を流し、黄色がカラムから落ち切るまでの容量（mL）をもって活性度の指標とする。通常、約 12 mL で溶出する。

3) レチノール含量が低い試料の場合、試料採取量を 1～2 g にする。その場合、3 w/v%ピロガロール含有エタノール液 10 mL と水酸化カリウム溶液 1 mL のほか、さらに粒状水酸化カリウム 2 g を加えてけん化する。

4) アルミナカラムによる精製処理は、共存する妨害物の除去に効果的である反面、分析精度を低下させる。したがって、妨害物が少ない場合には、むしろこの処理を省略した方が良いこともある。

5) レチノールには、多くの異性体が存在する。13-シス体は自然界に多く存在し、加熱処理によっても生じる。13-シス体は、all-トランス体に

比べて生物効力は75%といわれている。13-シス体を分別定量する場合は、順相系カラムを用いた高速液体クロマトグラフ条件が適当である。しかし、標準の13-シス-レチノールは得るのが難しく、不安定なので注意を要する。

- 6) レチノールの測定に蛍光検出器を用いた例も報告されている。ここで、紫外吸収検出器を用いているのは、all-トランス体と13-シス体は吸光係数が近似しており、13-シス体を含めたレチノール含量を求めるには都合がよいためである。

イ カロテン

(1) 吸光光度法：総カロテン^{注1)}

① 装置及び器具

- ・分光光度計：可視部の吸収が測定可能なもの。
- ・クロマト管：内径10 mm、高さ250 mm、ガラスコック付き

② 試薬

- ・水酸化カリウム溶液：粒状水酸化カリウム（特級）60 gを冷却しながら水を加えて溶解し、正確に100 mLとする。
- ・弱活性アルミナ：活性アルミナ^{注2)} 500 gに水50 mLを滴下して加え、振り混ぜて均一にし、密栓、一夜放置する。活性度を測定し、一定の活性度^{注3)}のものを使用する。活性度は水の量を加減して調整する。
- ・ピロガロール、エタノール、塩化ナトリウム、石油エーテル：特級
- ・ヘキサン、酢酸エチル：残留農薬試験用
- ・ジエチルエーテル：過酸化物を含まないもの。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

1) けん化

試料約0.5 gを60 mL容遠心管（共栓付き）に精密に量り（W g）、3 w/v%ピロガロール-エタノール溶液10 mLと水酸化カリウム溶液1 mLを加え、70 °C水浴中でガラス棒で時々かき混ぜながら30分間加熱する。水冷却後、1 w/v%塩化ナトリウム溶液22.5 mLを加えた後、ヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mLを加える。5分間振とうし、遠心分離後、駒込ピペットで上層を100 mL容なす形フラスコに移す。水層をヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mLでさらに2回、同様に抽出する。抽出液を合わせ40°Cで減圧濃縮する。

残留物を石油エーテル（特級）5 mLに溶解し、以下に示すアルミナカラムに供する。

2) アルミナカラムクロマトグラフィー

クロマト管にあらかじめ活性度を調整したアルミナ約7 gを石油エーテルに懸濁させ、約7 cmの高さに充填する。受器に100 mL容なす形フラス

コを置き、カラムの上に先の残留物の石油エーテル溶液を静かに流し入れ、流量 1 mL/分で流出する。カラム上部の液がなくなる直前に石油エーテル 5 mL を加え、さらに 3 回繰り返す（カロテン画分）。

カロテン画分^{注4)}を 40 °C で減圧濃縮する。残留物を一定量のヘキサンに溶解し (V mL)、1 mL 中にカロテンを約 1 µg 含むようにヘキサンで希釈する (希釈倍数 : D)。

④ 測定

分光光度計によりヘキサンを対照にして、試験溶液の 453 nm の吸光度を測定する。

⑤ 計算

β-カロテンの吸光係数 $E_{1\text{cm}}^{1\%} = 2592$ (溶媒、ヘキサン) を用いて次式により試料中の含量を求める。

$$\text{試料中の総カロテン含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = A \times \frac{1000000}{2592} \times \frac{V \times D}{W}$$

A : 試験溶液の吸光度

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍率

W : 試料摂取量 (g)

[注]

1) トマト加工品等リコピンを多く含む食品は、アルミナカラムクロマトグラフィーでリコピンとカロテンを分離することは困難である。高速液体クロマトグラフ法により、α-カロテンと β-カロテンを分離・測定し、その合計を総カロテンとした方がよい。

2) Merck Art.1097 (メルク社製)

3) Yellow OB (FD&C Yellow No.4、Colour Index No.11390) 20 mg を石油エーテル 100 mL に溶解し、保存溶液とする。保存溶液 10 mL を石油エーテルで 100 mL とし試験溶液とする。弱活性アルミナを石油エーテルで懸濁し、カラム 10 cm の高さに詰める。

試験溶液 1 mL をカラムに通し、石油エーテル - エーテル混液 (9 : 1) を流し、黄色がカラムから落ち切るまでの容量 (mL) をもって活性度の指標とする。通常、約 12 mL で溶出する。

4) 弱活性アルミナカラム処理では、カロテンの異性体 (α、β、γ) は分離しないため、測定値は総カロテンとなる。

(2) 高速液体クロマトグラフ法 : α-カロテン、β-カロテン^{注1) 注2)}

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ : 紫外可視分光光度計付き
- ・カラム : 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)

- ・分光光度計：紫外部の吸収が測定可能なもの。
- ・クロマト管：内径 10 mm、高さ 250 mm、ガラスコック付き

② 試薬

- ・水酸化カリウム溶液：粒状水酸化カリウム（特級）60 g を冷却しながら水を加えて溶解し、正確に 100 mL とする。
- ・ α -カロテン標準溶液： α -カロテン標準品^{注3)}
- ・ β -カロテン標準溶液： β -カロテン標準品^{注3)}
- ・ピロガロール、エタノール、塩化ナトリウム、石油エーテル、シクロヘキサン、イソプロピルアルコール：特級
- ・ヘキサン、酢酸エチル：残留農薬試験用
- ・メタノール、クロロホルム：高速液体クロマトグラフ用
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

- 1) 試料約 0.5 g を 60 mL 容遠心管（共栓付き）に精密に量り（W g）、3 w/v%ピロガロール-エタノール溶液 10 mL と水酸化カリウム溶液 1 mL を加え、70 °C 水浴中でガラス棒で時々かき混ぜながら 30 分間加熱する。水冷後、1 w/v%塩化ナトリウム溶液 22.5 mL を加えた後、ヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL を加える。5 分間振とうし、遠心分離後、駒込ピペットで上層を 100 mL 容なす形フラスコに移す。水層をヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL でさらに 2 回、同様に抽出する。抽出液を合わせ 40°C で減圧濃縮する。

残留物をエタノールに溶解し（V mL）、 β -カロテンとして約 2～4 $\mu\text{g}/\text{mL}$ となるように希釈し（希釈倍数：D）、試験溶液とする。

- 2) 野菜又はジュースの場合は次の操作で試験溶液を得る。試料約 2 g を 60 mL 容の遠心管（共栓付き）に精密に量り（W g）、3 w/v%ピロガロール含有エタノール溶液 20 mL と無水硫酸ナトリウム 10 g を加え、5 分間振とうする。遠心分離後、上澄み液を 100 mL 容全量フラスコにとる。残留物に 3 w/v %ピロガロール含有エタノール溶液 20 mL を加え、同様に抽出を行う。同様の操作をさらに 1 回繰り返した後、3 w/v %ピロガロール含有エタノール液で定容する（V₁ mL）。溶液の一部（10 mL、V₂ mL）を 60 mL 容の遠心管（共栓付き）に正確に量り、60 %水酸化カリウム溶液 1 mL を加え、70 °C の水浴中で 30 分間加熱する。水冷後、1 w/v%塩化ナトリウム溶液 23 mL とイソプロピルアルコール 6 mL 及びヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL を加える。5 分間振とうし、遠心分離後、駒込ピペットで上澄み液を 100 mL 容のなす形フラスコに移す。水層をヘキサン-酢酸エチル混液（9:1）15 mL でさらに 2 回、同様に抽出する。抽出液を合わせ 40 °C で減圧濃縮する。残留物をエタノールに溶解し（V₃ mL）、必要に応じてエタノールで適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。ただし、ニンジンジュースのように β -カロテ

ン含量の高い場合はけん化操作を省略する。

④ 標準溶液の調製

α-カロテン標準品 5 mg を精密に量り、石油エーテルで 100 mL に定容し、標準溶液 A とする。標準溶液 A 2 mL を正確に量り、石油エーテルで 100 mL に定容し、444 nm の吸光度を測定する。α-カロテンの吸光係数を $E_{1\text{cm}}^{1\%} = 2,800$ として標準溶液 A 中の α-カロテン濃度を求める。標準溶液 A をエタノールで希釈し、α-カロテンを 1 mL 中に 0.5、1.0、2.0 及び 4.0 µg 含む溶液を調製し、α-カロテン標準溶液とする。

β-カロテン標準品 20 mg を精密に量り、シクロヘキサンの 100 mL に定容し、標準溶液 B とする。標準溶液 B 2 mL を正確に量り、シクロヘキサンで 200 mL に定容し、455 nm の吸光度を測定する。β-カロテンの吸光係数を $E_{1\text{cm}}^{1\%} = 2,500$ として標準溶液 B 中の β-カロテン濃度を求める。標準溶液 B をエタノールで希釈し、β-カロテンを 1 mL 中に 0.5、1.0、2.0 及び 4.0 µg 含む溶液を調製し、β-カロテン標準溶液とする。

⑤ 測定

試験溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し、α-カロテン及び β-カロテンのピーク面積をそれぞれ測定し、あらかじめ標準溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、試験溶液中の α-カロテン及び β-カロテン濃度 (C µg/mL) を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注4)}>

カラム：TSKgel ODS 120A (東ソー製) あるいは相当品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製^{注5)}

移動相：メタノール-クロロホルム (96:4)

流量：1.5 mL/分

測定波長：455 nm

温度：40 °C

⑥ 計算

試料中の α-カロテン (又は β-カロテン) 含量 (µg/100g)

$$= \frac{C \times V \times D}{W} \times 100$$

C：検量線から求めた α-カロテン (又は β-カロテン) の濃度 (µg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

(野菜又はジュースの場合の計算式)

試料中の α-カロテン (又は β-カロテン) 含量 (µg/100g)

$$= \frac{C \times V_1 \times D \times V_3}{W \times V_2} \times 100$$

C：検量線から求めた試験溶液の α-カロテン (又は β-カロテン) 濃度 (µg/mL)

V₁~V₃ : 定容量又は分取量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) トマト加工品等リコピンを多く含む食品は、アルミナカラムクロマトグラフィーでリコピンとカロテンを分離することは困難である。高速液体クロマトグラフ法により、 α -カロテンと β -カロテンを分離・測定し、その合計を総カロテンとした方がよい。
- 2) クリプトキサンチンは、フナコシ 82-0003-17 (EXTRASYTESE 社製) 又は相当品を用いる。濃度はクリプトキサンチンを石油エーテルに溶解し、452 nm の吸光度を測定し、 $E_{1\text{cm}}^{1\%} = 2,386$ を用いて検定する。検量線作成用の標準溶液は、検定に用いた標準溶液を分取し、溶媒留去後、エタノールの一定量に溶解し、クリプトキサンチンを 1 mL 中に 0.5、1.0 及び 2.0 μg 含むように調製する。
- 3) α -カロテン標準品は、和光純薬工業社 035-17981 又は相当品を、 β -カロテン標準品には、Merck Art 2236 (メルク社製) 又は相当品を用いる。
- 4) α -カロテンと β -カロテンの分離とともに、 β -カロテンのシス体も分離する。シス体の β -カロテンはニンジンや藻類の抽出物中に多量に存在しているため、ここでは 9-シス体と 13-シス体のピーク面積値を all-トランス体の面積値に合わせて β -カロテン値とする。また、クロマトグラムの再現性が悪いときは移動相にパルミチン酸アスコルビルを 50 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 濃度で加えると改善される。
- 5) リコピンを多く含むものはアセトニトリル-メタノール-テトラヒドロフラン (55:40:5) (α -トコフェロールを 50 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 含む。) を使用した方がよい。

[参考文献]

- 1) 大森正忠、武藤泰敏：“ビタミンハンドブック、③ビタミン分析法” 日本ビタミン学会編, 1, 化学同人 (1989)
- 2) 勝井五一郎：“ビタミン学実験法[I]”, 日本ビタミン学会編, 14, 東京化学同人 (1983)
- 3) Quakenbush, F.W. : J. Liq. Chrom., 10, 643 (1987)
- 4) 月田潔：ビタミン, 58, 185 (1984)
- 5) 氏家隆、飯田栄子、小高要、新藤寛美、上野順士：ビタミン, 64, 187 (1990)

26 ビタミン B₁

ビタミン B₁ は遊離型及びリン酸エステルとして存在するチアミンを定量し、チアミン塩酸塩の量として表す^{注1)}。

[注]

1) 食品添加物として許可されているビタミン B₁類のうち、ジベンゾイルチアミン、ビスベンチアミン、チアミンセチル硫酸塩、チアミンチオシアン酸塩、チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩及びチアミンラウリル硫酸塩については、以下に示す試験法では検出できない。これらの成分を定量する場合は、それぞれ異なる試験溶液の調製法が必要となる。ジベンゾイルチアミンを含む総ビタミン B₁の定量法として、参考文献 1) の方法が報告されている。

また、ヒドロキシエチルチアミン (HET) のように生体内のピルビン酸代謝の中間体で生体チアミンの一形態として存在するものもある。HET は総チアミンの概念に含まれ、フェリシアン化カリウムによるチオクローム蛍光法では、チアミンとの合計量で求めることができる。

[参考文献]

1) 吉田幹彦、菱山隆、五十嵐友二：日本食品科学工学会誌, 55, 421 (2008)

(1) 高速液体クロマトグラフ法^{注1)}

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 蛍光検出器付き
- ・反応ポンプ
- ・カラム : 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)
- ・ガラス器具は褐色のものを使用する。

② 試薬

- ・標準ビタミン B₁ : 日本薬局方標準品「チアミン塩化物塩酸塩標準品」
- ・酢酸緩衝液 (pH4.5) : 4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液 40 mL、50 %酢酸溶液 20 mL を水 2 L に溶解し、必要に応じ、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・酵素溶液 : 酵素^{注2)} 0.5 g を酢酸緩衝液 (pH4.5) 10 mL に用時溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・パームチット : 活性ビタチェンジ (吸着剤) ビタミン B₁ 定量用
- ・0.01 mol/L リン酸二水素ナトリウム-0.15 mol/L 過塩素酸ナトリウム混液 (pH2.2) : リン酸二水素ナトリウム (無水、特級) 2.4 g、過塩素酸ナトリウム (無水、特級) 36.7 g を水を加えて溶かし 2 L とする。pH メーターを用い、過塩素酸で pH2.2 に調整する。
- ・25 w/v%塩化カリウム-0.1 mol/L 塩酸溶液 (脱着液) : 濃塩酸 8.5 mL を 25 w/v %塩化カリウム溶液 1 L に加える。
- ・0.01 %フェリシアン化カリウム-15 %水酸化ナトリウム溶液 : フェリシアン化カリウム (特級) 10 mg を 100 mL 容褐色全量フラスコに量りとり、15 %水酸化ナトリウム溶液を加えて 100 mL とする。用時ごとに調製する。

- ・メタノール：HPLC 用
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

試料（1～10 g）を 100 mL 容抽出瓶^{注3)}に精密に量り取る（W g）。これに 0.1 mol/L 塩酸 50 mL を加え、30 分間沸騰水浴中で加熱し、時々かくはんしながら抽出する。50 °C 以下に冷却し、4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液で pH4.0～4.5 とする。酵素溶液 5 mL を加え、37 °C で一夜保温後、酢酸緩衝液（pH4.5）で全量を 100 mL とし（V₁ mL）、試験溶液とする。

水を用いて活性ビタチェンジ（1.5 g）を詰めたカラムに、試験溶液の適当量（V₂ mL、ビタミン B₁ 5 µg 以内を含有）を正確に注ぎ、流量 1 mL/分で吸着させる。吸着管内壁を水 5 mL で洗い、次に沸騰水 30～60 mL でカラムを洗った後、沸騰した脱着液を 1 秒 1 滴（3 mL/分）で流し、溶出液約 25 mL を分取する。室温に戻し、脱着液で 25 mL 定容（V₃ mL）とし、適宜脱着液で希釈して（希釈倍数：D）、HPLC 用試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

1) 標準原液

標準ビタミン B₁ を 105 °C で 2 時間乾燥し、30 分間デシケーター内で放冷後、1 L 容の褐色全量フラスコに 100 mg を精密に量り、1 mol/L 塩酸 50 mL を加えて溶解した後、水で定容する（100 µg/mL、冷暗所で 6 か月は安定、6 か月置きに調製する。）。

2) 標準溶液

標準原液 5 mL を 500 mL 容の褐色全量フラスコに正確に量り、0.1 mol/L 塩酸で定容する（1 µg/mL、1 か月おきに調製し直す。）。

3) HPLC 用標準溶液

標準溶液を加熱済み 25% 塩化カリウム-0.1 mol/L 塩酸溶液で希釈し、0.1、0.05 及び 0.02 µg/mL とする。

⑤ 測定

HPLC 用試験溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し^{注4)}、ビタミン B₁ のピーク高さを測定し、あらかじめ HPLC 用標準溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、HPLC 用試験溶液中の濃度（C µg/mL）を求め、これを用いて試料中のビタミン B₁ 含量を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

カラム：L-Column ODS（財団法人化学物質評価研究機構）又は相当品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製

移動相：[0.01 mol/L リン酸二水素ナトリウム-0.15 mol/L 過塩素酸ナトリウム混液（pH2.2）]-メタノール（9：1）

検出器：蛍光分光光度計^{注5)}

測定波長：励起波長 375 nm、蛍光波長 440 nm

流量：0.8 mL/分

反応液：0.01 %フェリシアン化カリウム-15 %水酸化ナトリウム溶液 0.4 mL/分^{注6)}

反応管：内径 0.8 mm、長さ 100 cm

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミンB}_1\text{含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1 \times D}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C：検量線から求めたビタミン B₁ の濃度 (μg/mL)

V₁～V₃：定容量又は分取量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン B₁ リン酸エステルのそれぞれに対応するチオクロームを生成させるポストカラム定量法がある。しかし、食品中のビタミン B₁ リン酸エステルは全て遊離のビタミン B₁ になってから吸収されるため、酵素分解で全て遊離のビタミン B₁ とした後、ポストカラム法を用いて定量する。別の方法として、ブロムシアンないしフェリシアン化カリウムでチオクロームとし、溶媒抽出して高速液体クロマトグラフに注入し、この蛍光を測定するプレカラム法もある。反応ポンプを必要としない長所を持つが、試料により反応率に影響を受ける欠点がある。
- 2) 例えばビタミン B₁・B₂ 定量用酸性ホスファターゼ (和光純薬工業) 又は同等品 (フォスファターゼ活性を有するもの)
- 3) 褐色ガラス製で、容量 100 mL に刻線の付いた共栓付き抽出瓶。ビーカーと全量フラスコを代わりに用いてもよい。
- 4) ためし打ち等をして、標準溶液 0.1 μg/mL と同じくらいになるように希釈を考える。パームチットカラム負荷のときの吸着絶対量は約 10 μg なので、4 倍以上の希釈を必要とする場合はもう一度パームチットカラムからやり直して値を比較する。
- 5) 感度を向上させるためには検出器のセル容量の大きいものがよい (例えば 12 μL)。
- 6) 水酸化ナトリウムの濃度は、1～20 % の範囲では高いほどよいが、反応管内の詰まりを防ぐため 15 % にしている。フェリシアン化カリウム濃度は 0.001～0.01 % で高い感度を示す。試薬の安定性から 0.01 % にしている。反応温度は、30～50 °C で差がない。反応管をカラムオープン内に入れ、カラムと同じ温度で行うと便利である。

分析終了後は必ず反応ポンプ、HPLC 側ポンプとも 30 分間以上水洗する。終了後、カラムをメタノール等で置換しておく。

(2) チオクローム法

① 装置及び器具

- ・蛍光光度計：励起波長 360 nm、蛍光波長 435 nm で測定可能なもの。
- ・ガラス器具は褐色のものを使用する。

② 試薬

- ・標準ビタミン B₁：日本薬局方標準品「塩酸チアミン標準品」
- ・酢酸緩衝液 (pH4.5)：4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液 40 mL、50 %酢酸溶液 20 mL を水 2 L に溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・酵素溶液：酵素^{注1)} 0.5 g を酢酸緩衝液 (pH4.5) 10 mL に用時溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・パームチット：活性ビタチェンジ (吸着剤) ビタミン B₁ 定量用
- ・25 w/v%塩化カリウム-0.1 mol/L 塩酸溶液 (脱着液)：濃塩酸 8.5 mL を 25 w/v %塩化カリウム溶液 1 L に加える。
- ・1 w/v%フェリシアン化カリウム液：フェリシアン化カリウム (特級) 100 mg を 10 mL 容褐色全量フラスコに量り取り、水を加えて 10 mL とする。用時ごとに調製する。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 (1 ~ 10 g) を 100 mL 容抽出瓶^{注2)} に精密に量り取る (W g)。これに 0.1 mol/L 塩酸 50 mL を加え、30 分間沸騰水浴中で加熱し、時々かくはんしながら抽出する。50 °C 以下に冷却し、4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液で pH4.0 ~ 4.5 とする。酵素溶液 5 mL を加え、37 °C で一夜保温後、酢酸緩衝液 (pH4.5) で全量を 100 mL とし (V₁ mL)、試験溶液とする。

水を用いて活性ビタチェンジ (1.5 g) を詰めたカラムに、試験溶液の適当量 (V₂ mL、ビタミン B₁ 5 µg 以内を含有) を正確に注ぎ、流量 1 mL/分で吸着させる。吸着管内壁を水 5 mL で洗い、次に沸騰水 30 ~ 60 mL でカラムを洗った後、沸騰した脱着液を 1 秒 1 滴 (3 mL/分) で流し、溶出液約 25 mL を分取する。室温に戻し、脱着液で 25 mL 定容 (V₃ mL) とし、適宜脱着液で希釈して (希釈倍数：D)^{注3)}、測定用試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

標準ビタミン B₁ を 105 °C で 2 時間乾燥し、30 分間デシケーター内で放冷後、0.1 mol/L 塩酸で 1 µg/mL となるように調製する。

⑤ 測定

試験溶液 5 mL を 3 本の試験管に取る (a、b、c)。a には標準溶液 (1 µg/mL) 1 mL を加え、b 及び c には水 1 mL を加える。a 及び b に 1 w/v%フェリシアン化カリウム液 0.3 mL を加え、c には水 0.3 mL を加える。次に、各試験管に 30 %水酸化ナトリウム溶液 3 mL を加え、よく振り混ぜる。次に、ベンゼン-ブタノール (75 : 25) 15 mL を加え、1 分間よく振り混ぜた後、分離した有機溶媒層を取る。これに無水硫酸ナトリウム約 2 g を加え、脱水後、有機

溶媒層の蛍光を測定する。励起波長 360 nm、蛍光波長 435 nm で a の蛍光光度計の目盛りを 100% とし、b 及び c を測定し、試料中のビタミン B₁ 含量を求める。

⑥ 計算

$$\text{測定用試験溶液のビタミンB}_1\text{の濃度 } (\mu\text{g/mL}) = \frac{b - c}{a - b} \times \frac{1}{5}$$

a、b 及び c : a、b 及び c の蛍光光度計の目盛り

$$\text{試料中のビタミンB}_1\text{含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V_1 \times D}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C : 測定用試験溶液のビタミン B₁ の濃度 (μg/mL)

V₁~V₃ : 定容量又は分取量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 例えばビタミン B₁・B₂ 定量用酸性ホスファターゼ (和光純薬工業) 又は同等品 (フォスファターゼ活性を有するもの)
- 2) 褐色ガラス製で、容量 100 mL に刻線の付いた共栓付き抽出瓶。ビーカーと全量フラスコを代わりに用いてもよい。
- 3) 約 0.2 μg/mL となるように希釈を考える。パームチットカラム負荷のときの吸着絶対量は約 10 μg なので、2 倍以上の希釈を必要とする場合はもう一度パームチットカラムからやり直して値を比較する。

27 ビタミン B₂

ビタミン B₂ は遊離型及びリン酸エステルとして存在するリボフラビンを定量し、遊離のリボフラビンの量として表す^{注1)}。

[注]

- 1) 食品添加物として用いられるビタミン B₂ 酞酸エステルは、酸分解することで総ビタミン B₂ として求めることができる。

(1) 高速液体クロマトグラフ法^{注1)}

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 蛍光検出器付き
- ・カラム : 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)
- ・ガラス器具は褐色のものを使用する。

② 試薬

- ・標準ビタミン B₂ : 日本薬局方標準品「リボフラビン標準品」を使用する。
- ・酢酸緩衝液 (pH4.5) : 4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液 40 mL、50 %酢酸溶液 20 mL を水 2 L に溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用す

る。

- ・酵素溶液：酵素^{注2)} 0.5 g を酢酸緩衝液 (pH4.5) 10 mL に用時溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・メタノール：HPLC 用
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製^{注3)}

試料 (1 ~ 10 g) を 100 mL 容抽出瓶^{注4)} に精密に量り取る (W g)。これに 0.1 mol/L 塩酸 50 mL を加え、30 分間沸騰水浴中で加熱し、時々かくはんしながら抽出する。50 °C 以下に冷却し、4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液で pH4.0 ~ 4.5 とする。酵素溶液 5 mL を加え、37 °C で一夜保温後、酢酸緩衝液 (pH4.5) で全量を 100 mL とし (V mL)、適宜酢酸緩衝液 (pH4.5) で希釈して (希釈倍数 : D)、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

1) 標準原液

標準ビタミン B₂ を 105 °C で 2 時間乾燥し、30 分間デシケーター内で放冷後、1 L 容の褐色全量フラスコに 50 mg を精密に量り取る。酢酸 4 mL と温水約 700 mL を加え超音波にかけながら溶かす。冷却後、水で定容する (50 µg/mL、冷暗所で 6 か月は安定、6 か月ごとに調製する)。

2) 標準溶液

標準原液 4 mL を 200 mL 容の褐色全量フラスコに正確に量り、酢酸緩衝液 (pH4.5) で定容する (1.0 µg/mL、用時ごとに調製する)。

3) HPLC 用標準溶液

標準溶液を酢酸緩衝液 (pH4.5) で希釈し、0.1、0.05 及び 0.02 µg/mL とする。

⑤ 測定

試験溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン B₂ のピーク高さを測定し、あらかじめ HPLC 用標準溶液 20 µL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、試験溶液中の濃度 (C µg/mL) を求め、試料中のビタミン B₂ 含量を求める。

< 高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注5)} >

カラム：Cosmosil 5 C₁₈-MS-II (ナカライテスク製) 又は相当品、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス製

移動相：酢酸緩衝液 (pH4.5) -メタノール (65:35)

検出器：蛍光分光光度計

測定波長：励起波長 445 nm、蛍光波長 530 nm

流量：1.0 mL/分

温度：35 °C

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミンB}_2\text{含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めたビタミン B₂ の濃度 (μg/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 酵素分解なしで高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン B₂ リン酸エステルを分別定量する方法もあるが、食品中のビタミン B₂ リン酸エステルは、大部分が遊離のビタミン B₂ になってから吸収されるため、ここでは酵素分解で全て遊離ビタミン B₂ とした後定量する。
- 2) 例えばビタミン B₁・B₂ 定量用酸性ホスファターゼ (和光純薬工業) 又は同等品 (フォスファターゼ活性を有するもの)
- 3) 酵素分解に使用する酵素の中にビタミン B₂ が含まれている場合は、ロットごとに含量を求めて補正する必要がある。
- 4) 褐色ガラス製で、容量 100 mL に刻線の付いた共栓付き抽出瓶。ビーカーと全量フラスコを代わりに用いてもよい。
- 5) 感度を向上させるためには検出器のセル容量の大きいものがよい (例えば 12 μL)。

(2) ルミフラビン法

① 装置及び器具

- ・蛍光光度計：励起波長 440 nm、蛍光波長 525 nm で測定可能なもの。
- ・ガラス器具は褐色のものを使用する。

② 試薬

- ・標準ビタミン B₂：日本薬局方標準品「リボフラビン標準品」を使用する。
- ・酢酸緩衝液 (pH4.5)：4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液 40 mL、50%酢酸溶液 20 mL を水 2 L に溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・酵素溶液：酵素^{注1)} 0.5 g を酢酸緩衝液 (pH4.5) 10 mL に用時溶解し、ろ過又は遠心分離して、その上澄み液を使用する。
- ・1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液：水酸化ナトリウム (特級) 41.7 g を水で溶かし 1 L とする。
- ・4 w/v% 過マンガン酸カリウム溶液：褐色瓶に保存する。
- ・3 v/v% 過酸化水素水：過酸化水素水を水で希釈する。
- ・クロロホルム：特級、蛍光のないもの。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

試料 (1 ~ 10 g) を 100 mL 容抽出瓶^{注2)} に精密に量り取る (W g)。これに

0.1 mol/L 塩酸 50 mL を加え、30 分間沸騰水浴中で加熱し、時々かくはんしながら抽出する。50 °C 以下に冷却し、4 mol/L 酢酸ナトリウム溶液で pH4.0 ~4.5 とする。酵素溶液 5 mL を加え、37 °C で一夜保温後、酢酸緩衝液 (pH4.5) で全量を 100 mL とし (V mL)、適宜酢酸緩衝液 (pH4.5) で希釈して (希釈倍数 : D)、リボフラビン 0.1~0.3 µg/mL を含む試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

標準ビタミン B₂ を 105 °C で 2 時間乾燥し、30 分間デシケーター内で放冷後、15 mg を精密に量り取り、酢酸 3 mL に溶かし、水で 1,000 mL に定容する。この溶液を 0.3 % 酢酸で希釈し、1 µg/mL を調製する。

⑤ 測定

試験溶液 5 mL を 3 本の試験管に取る (a、b、c) (c は褐色試験管)。a には標準溶液 (1 µg/mL) 1 mL を、b 及び c には水 1 mL を正確に加える。それぞれに 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 3 mL を加え、a 及び b は蛍光灯 (20 W × 2 本、試験管までの距離 10 cm) で 1 時間照射し、c は暗所に静置する。1 時間後 a、b 及び c に酢酸 0.5 mL を加える。次に a、b 及び c に 4 w/v% 過マンガン酸カリウム溶液 0.5 mL を加え、混合後 1 分間放置する。次に 3 v/v% 過酸化水素水 0.5 mL を加える。クロロホルムを正確に 10 mL 加え、5 分間振とうする。上層を除き、クロロホルム層に無水硫酸ナトリウム約 2 g を加えて脱水する。a の蛍光光度計の目盛を 100% とし、b 及び c を測定し、試料中のビタミン B₂ 含量を求める。

⑥ 計算

$$\text{試験溶液のビタミンB}_2\text{の濃度 (}\mu\text{g/mL)} = \frac{b - c}{a - b} \times \frac{1}{5}$$

a、b 及び c : a、b 及び c の蛍光光度計の目盛り

$$\text{試料中のビタミンB}_2\text{含量} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 試験溶液のビタミン B₂ の濃度 (µg/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 例えばビタミン B₁・B₂ 定量用酸性ホスファターゼ (和光純薬工業) 又は同等品 (フォスファターゼ活性を有するもの)
- 2) 褐色ガラス製で、容量 100 mL に刻線の付いた共栓付き抽出瓶。ビーカーと全量フラスコを代わりに用いてもよい。

28 ビタミン B₆

(1) 微生物学的定量法

① 装置及び器具

- ・分光光度計

② 試薬

- ・ピリドキシン標準溶液：塩酸ピリドキシン（日本薬局方標準品）100 mg を 25 v/v%エタノール溶液に溶かし、正確に 100 mL とする。さらに、水で希釈して 5 ng/mL となるようにする。
- ・使用菌株：*Saccharomyces cerevisiae* ATCC 9080（NBRC 0565）
- ・ビタミン B₆測定用培地（1 L 中、pH5.0±0.1）

カザミノ酸	8 g
イノシトール	50 mg
塩酸チアミン	500 µg
ニコチン酸	5 mg
パントテン酸カルシウム	5 mg
ビオチン	16 µg
塩化カリウム	850 mg
グルコース	100 g
塩化カルシウム	250 mg
硫酸マグネシウム	250 mg
硫酸マンガン	5 mg
リン酸二水素カリウム	1.1 g
塩化第二鉄	5 mg
クエン酸カリウム	10 g
クエン酸	2 g

定量用培地は調製したものが市販されている^{注1)}。

- ・菌保存用培地（1 L 中、pH5.0±0.1）

ペプトン	5 g
酵母エキス	3 g
グルコース	10 g
粉末寒天	3 g
麦芽エキス	3 g

- ・前培養培地：菌保存用培地に同じ。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 接種菌液の調製

Saccharomyces cerevisiae の保存菌株を前培養培地に接種し、30 °Cで20時間程度培養する。培養後菌体を1白金耳とり、600 nmにおける透過率80～90%となるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

④ 試験溶液の調製

試料2 gを精密に量り（W g）、0.055 mol/L塩酸180 mLを加え、121 °C、4時間又は0.5 mol/L硫酸180 mLを加え、121°C、1時間オートクレーブ処理を行う^{注2)}。冷却後、10 mol/L水酸化ナトリウムでpH5.0に調整する。これ

を 250 mL 容の全量フラスコに移し、水で正確に 250 mL とし (V mL)、ろ過する。さらに溶液 1 mL 中にビタミン B₆ が 1 ~ 3 ng となるように水で希釈し (希釈倍数 : D)、試験溶液とする^{注3)}。

⑤ 測定

試験管 2 本ずつに試験溶液 0.5、1 及び 2 mL を正確に加え、次に各試験管に測定用培地 2.5 mL 及び水を加えて全量を 5 mL とする。別に検量線作成のため、ビタミン B₆ 標準溶液 (0 ~ 7.5 ng 相当量) を試験管 2 本ずつに取り、それぞれに測定用培地 2.5 mL 及び水を加えて全量を 5 mL とする。100 °C で 15 分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌液 1 滴 (約 30 µL) ずつを無菌的に接種し、30 °C で 20 時間程度振とう培養する。

培養後、増殖度を 600 nm の濁度を用いて測定する^{注4)}。標準溶液の濁度より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液中の塩酸ピリドキシンの濃度 (C ng/mL) を求め、試料中の塩酸ピリドキシン含量を算出する。得られた値に係数 0.8227 を掛けてビタミン B₆ 量とする。

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミンB}_6\text{含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10,000} \times 0.8227$$

C : 検量線から求めた塩酸ピリドキシンの濃度 (ng/mL)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) ビタミン B₆ 定量用基礎培地「ニッスイ」: 日水製薬
- 2) 通常、動物性食品は 0.055 mol/L 塩酸、植物性食品は 0.5 mol/L 硫酸を用いる。
- 3) ビタミン B₆ 含量の高い食品については、0.055 mol/L 塩酸で振とう抽出し、ろ過して得られたろ液を試験溶液とすることもできる。又は水で振とう抽出し、得られた抽出液中の塩酸ピリドキシンを紫外部検出器付き又は蛍光検出器付き高速液体クロマトグラフで定量することも可能であるが、食品表示基準における分析方法は、微生物学的定量法とする。

高速液体クロマトグラフ操作条件例

測定波長	290 nm	Ex 295 nm Em 405 nm
カラム	Inertsil ODS-2 (ジーエルサイエンス製)	
移動相	0.05 mol/L 過塩素酸	
流量	1.2 mL/分	

- 4) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー（例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等）で濁度を測定することもできる。

29 ビタミン B₁₂

(1) 微生物学的定量法

① 装置及び器具

- ・分光光度計

② 試薬

- ・ビタミン B₁₂ 標準溶液：シアノコバラミン（日本薬局方標準品）10 mg を 25 v/v%エタノール溶液に溶かし正確に 100 mL とする。さらに、水で希釈して 0.1 ng/mL となるようにする。
- ・酢酸ナトリウム緩衝液：酢酸 19.8 mL、酢酸ナトリウム三水和物 38.56 g を水 500 mL に溶解する（pH4.5）。
- ・シアン化カリウム溶液：シアン化カリウム結晶を 0.2 w/v%水酸化ナトリウム溶液に溶解し、0.5 mg/mL の溶液を調製する。
- ・使用菌株：*Lactobacillus delbrueckii* subsp. *lactis* ^{注1)} ATCC 7830 (NBRC 3376)
- ・ビタミン B₁₂ 測定用培地（1 L 中、pH6.0±0.1）

カザミノ酸	15 g
L-シスチン	400 mg
DL-トリプトファン	400 mg
硫酸アデニン	20 mg
塩酸グアニン	20 mg
ウラシル	200 mg
キサンチン	20 mg
塩酸チアミン	1 mg
リボフラビン	1 mg
ビオチン	10 µg
ニコチン酸	2 mg
パラアミノ安息香酸	2 mg
パントテン酸カルシウム	1 mg
塩酸ピリドキシン	4 mg
塩酸ピリドキサーール	4 mg
塩酸ピリドキサミン	800 µg
葉酸	200 µg
リン酸二水素カリウム	1 g
リン酸一水素カリウム	1 g
硫酸マグネシウム	400 mg
硫酸鉄	20 mg

硫酸マンガン	20 mg
塩化ナトリウム	20 mg
L-アスパラギン	200 mg
グルコース	40 g
酢酸ナトリウム	20 g
アスコルビン酸	4 g
ポリソルベート 80	2 g

・菌保存用培地（1 L 中、pH6.8±0.1）

酵母エキス	8.5 g
グルコース	11.0 g
トマトジュース粉	3.7 g
粉末寒天	15.0 g
ペプトン	8.5 g
リン酸二水素カリウム	2.0 g
ポリソルベート 80	1.0 g

・前培養培地：上記培地より粉末寒天を除く。

なお各培地はそれぞれ調製したものが市販されている^{注2)}。

・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 接種菌液の調製

Lactobacillus delbrueckii subsp. *lactis* の保存菌株を前培養培地に接種し、37 °Cで20時間程度培養する。この菌浮遊溶液を遠心分離し、滅菌生理食塩水で2回洗浄する。洗浄後、600 nmにおける透過率80~90%となるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

④ 試験溶液の調製^{注3) 注4)}

試料2gを精密に量り(Wg)、酢酸ナトリウム緩衝液10mL、水40mL及びシアン化カリウム溶液0.4mLを加える。100 °Cで30分間加熱した後、冷却し、10%メタリン酸0.6mLを加え、正確に100mLとしたものをろ過する(V₁mL)。ろ液の一定量(V₂mL)を正確に取りpH6.0に調整した後、水で正確に定容する(V₃mL)。さらに溶液1mL中にビタミンB₁₂が0.02~0.04ng含むよう水で希釈し(希釈倍数:D)、試験溶液とする。

⑤ 測定

試験管2本ずつに試験溶液0.5、1及び2mLを正確に加え、次に各試験管に測定用培地2.5mL及び水を加えて全量を5mLとする。別に検量線作成のため、ビタミンB₁₂標準溶液(0~0.15ng相当量)を試験管2本ずつにとり、それぞれに測定用培地2.5mL及び水を加えて全量を5mLとする。121 °Cで5分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌液1滴(約30µL)ずつを無菌的に接種し、37 °Cで22時間程度恒温槽又は恒温水槽に入れて培養する。

培養後、増殖度を600nmの濁度を用いて測定する^{注5)}。標準溶液の吸光度

より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液中のシアノコバラミンの濃度 (C ng/mL) を求め、試料中のビタミン B₁₂ 含量を算出する。

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミンB}_{12}\text{含量 (}\mu\text{g/100 g)} = \frac{C \times V_1 \times D}{W \times 10} \times \frac{V_3}{V_2}$$

C : 検量線から求めたシアノコバラミンの濃度 (ng/mL)

V₁~V₃ : 定容量 (mL) 又は分取量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

- 1) 旧名称は、*Lactobacillus leichmannii* である。
- 2) B₁₂ ASSAY MEDIUM USP (Cat No. 245710) : Becton,Dickinson and Company

ライヒマニ保存用培地「ニッスイ」: 日水製薬

ライヒマニ接種用培地「ニッスイ」: 日水製薬 (前培養培地に同じ)

- 3) ヌクレオチドなどの含量が高く、サンプルブランクを測定するために熱アルカリ処理を必要とする場合には、試験溶液を 25 mL 分取し、そこへ 10 mol/L の水酸化ナトリウム 1 mL を加え、pH がアルカリ側にあることを確認した後にオートクレーブで 121°C、30 分間加熱処理を行う。
- 4) ビタミン B₁₂ 含量の高い食品については、水で振とう抽出し、ろ過して得られたろ液の pH を調整し、試験溶液とすることもできる。

また、シアノコバラミンを紫外線-可視検出器付高速液体クロマトグラフで定量することも可能であるが、食品表示基準における分析方法は、微生物学的定量法とする。

高速液体クロマトグラフ操作条件例

測定波長	550 nm
カラム	Inertsil ODS-2 (ジーエルサイエンス製)
移動相	0.05 mol/L 酢酸アンモニウム:アセトニトリル (9:1)
流量	1.2 mL/分

- 5) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー (例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等) で濁度を測定することもできる。

30 ビタミン C

2,4-ジニトロフェニルヒドラジン法及び高速液体クロマトグラフ法では酸化型ビ

タミン C 及び総ビタミン C を定量でき、その差から還元型ビタミン C 含量が求められる。他のビタミン C の定量法としては、インドフェノール滴定法及びインドフェノール・キシレン法がある。これらは直接、還元型ビタミン C を定量する方法である。ただし、インドフェノール滴定法は終点判断がしにくい着色試験溶液には適用できない。また、第 8 版食品添加物公定書において「L-アスコルビン酸」の定量に用いられるヨウ素滴定法がある。ヨウ素滴定法も還元型アスコルビン酸を定量する方法であり、L-アスコルビン酸原体のように高含量のものに限って適用できる。ただし、食品表示基準における分析方法は、2,4-ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ法又は酸化還元滴定法とする。

(1) 2,4-ジニトロフェニルヒドラジン法

① 装置及び器具

- ・分光光度計：540 nm の吸光度が測定できるもの。

② 試薬

- ・標準ビタミン C：日本薬局方標準品「L-アスコルビン酸標準品」又は同等品を用いる。
- ・メタリン酸：特級
- ・2 w/v%チオ尿素含有 5%メタリン酸溶液：チオ尿素（特級）2 g を 5%メタリン酸で溶解し、100 mL とする。
- ・ヒドラジン溶液：2,4-ジニトロフェニルヒドラジン（特級）2 g^{注1} を 4.5 mol/L 硫酸に溶解し、100 mL とする。冷暗所に保存し、2 週間ごとに調製する。
- ・インドフェノール溶液：2,6-ジクロロフェノールインドフェノールナトリウム二水和物 100 mg を温水に溶解し、50 mL とする。
- ・海砂：市販の海砂を蒸留水で洗い強熱する。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

1) 総ビタミン C 定量用試験溶液

試料（1～5 g）を精密に量り（ W_1 g）、5%メタリン酸溶液と海砂（必要に応じて加える。）を加え、乳鉢で十分にすりつぶす。5%メタリン酸溶液を加えてよく混和し 50 mL に定容する（ V_1 mL）。遠心分離（3,000 回転/分、10 分間程度）を行い、この上澄み液を必要に応じて 5%メタリン酸溶液で適宜希釈して（希釈倍数： D_1 ）、試験溶液とする。

2) 酸化型ビタミン C 定量用試験溶液

1) と同様に試料を精密に量り（ W_2 g）、ビタミン C 酸化防止のために、2 w/v%チオ尿素含有 5%メタリン酸溶液 40 mL と海砂を加え、均一にすりつぶす。さらに、2 w/v%チオ尿素含有 5%メタリン酸溶液を加えてよく混合し、50 mL に定容する（ V_2 mL）。遠心分離（3,000 回転/分、10 分間程

度)を行い、この上澄み液を必要に応じて2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液で適宜希釈して(希釈倍数: D₂)、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

1) 標準原液

標準ビタミン C 100 mg を精密に量り、5%メタリン酸溶液に溶解し、100 mL に定容する(冷蔵保存、3週間ごとに調製する)。

2) 標準溶液

標準原液を5%メタリン酸溶液で希釈し、5.0、10 及び 20 µg/mL の溶液を調製する(用時ごとに調製する)。

⑤ 測定

1) 総ビタミン C

総ビタミン C 定量用試験溶液 2 mL を主検用と盲検用の2本の共栓付き試験管に正確に量り、インドフェノール溶液を滴下(ピンク色を1分間保つ量)する。次に、それぞれの試験管に2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液 2 mL を加える。

主検用の試験管にヒドラジン溶液 1 mL を加え、混和後、50 °Cの恒温水槽中に1時間静置する。盲検用の試験管には、ヒドラジン溶液を加えず、同様に50 °Cで1時間放置する。

反応後直ちに試験管を氷水中で冷却する。85%硫酸をビュレットに入れ、試験管を氷水中で振りながら、その85%硫酸 5 mL を徐々に加える。盲検用の試験管にはヒドラジン溶液 1 mL を加えよく混和する。

30分間室温に放置後、540 nm の吸光度を測定する。主検と盲検の吸光度の差と、3)により作成する検量線から、試験溶液中の総ビタミン C 濃度(C₁ µg/mL)を求める。

2) 酸化型ビタミン C

酸化型ビタミン C 定量用試験溶液 2 mL を主検用と盲検用の2本の共栓付き試験管に正確に量り、それぞれの試験管に5%メタリン酸溶液 2 mL を加える。以降、上記1)のヒドラジン溶液を加える以降の操作を行い、540 nm の吸光度を測定する。主検と盲検の吸光度の差と、3)により作成する検量線から、試験溶液中の酸化型ビタミン C 濃度(C₂ µg/mL)を求める。

3) 標準溶液

各濃度の標準溶液 2 mL について1)と同様の操作を行い、540 nm の吸光度を測定し、主検と盲検の吸光度の差から検量線を作成する。

⑥ 計算

$$\text{試料中の総ビタミン C 含量 (mg/100 g)} = \frac{C_1 \times V_1 \times D_1}{W_1 \times 10}$$

C₁: 検量線から求めた総ビタミン C の濃度 (µg/mL)

V₁: 定容量 (mL)

D₁ : 希釈倍数

W₁ : 試料採取量 (g)

$$\text{試料中の酸化型ビタミン C 含量 (mg/100 g)} = \frac{C_2 \times V_2 \times D_2}{W_2 \times 10}$$

C₂ : 検量線から求めた酸化型ビタミン C の濃度 (μg/mL)

V₂ : 定容量 (mL)

D₂ : 希釈倍数

W₂ : 試料採取量 (g)

$$\begin{aligned} \text{試料中の還元型ビタミン C 含量 (mg/100g)} \\ &= \text{総ビタミン C 含量 (mg/100g)} \\ &\quad - \text{酸化型ビタミン C 含量 (mg/100g)} \end{aligned}$$

[注]

- 1) 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンの市販試薬は安定剤として水を約 50%含んでいるので、4g 採取する必要がある。

(2) インドフェノール・キシレン法

① 適用される食品

ぶどう、いちごのように赤色系の色素を含有する果汁のビタミン C の定量に用いられる。

2,6-ジクロロフェノールインドフェノールと果汁中のアスコルビン酸の反応の結果残存する 2,6-ジクロロフェノールインドフェノールをキシレンに転溶することにより果汁に固有の色素と分離し、一定量の試料による還元量をビタミン C 標準溶液による還元量と比較定量する。

② 装置及び器具

- ・分光光度計 : 500 nm の吸光度を測定できるもの。
- ・30 mL 共栓試験管

③ 試薬

- ・6 w/v%メタリン酸溶液 : メタリン酸 6 g を水に溶解して 100 mL とする。
- ・ビタミン C 標準溶液 : 結晶 L-アスコルビン酸 (日本薬局方標準品又は同等品) 2 mg に 2 w/v%メタリン酸 (6 w/v%メタリン酸 100 mL に水を加えて 300 mL とする) を加えて 100 mL とする。
- ・色素溶液 : 2,6-ジクロロインドフェノールナトリウム 25 mg を水に溶解して 200 mL とする。
- ・酢酸緩衝液 : 無水酢酸ナトリウム (特級) 30 g、水 70 mL 及び酢酸 (特級) 100 mL を混合する。
- ・キシレン : 特級

④ 試験溶液の調製

試料 10 g (W g) に 6 w/v%メタリン酸溶液を加えて 100 mL とし (V mL)、必要があればろ過又は遠心分離し、上澄み液を試験溶液とする。溶液 1 mL 中にアスコルビン酸を 0.02 mg 程度含むように、6 w/v%メタリン酸溶液で希釈する (希釈倍数 : D)。

⑤ 測定

30 mL 共栓試験管 3 本を用意し、試験管 a に試験溶液 5 mL、b に 6 w/v%メタリン酸溶液 5 mL、c にビタミン C 標準溶液 5 mL を正確に取り、次にそれぞれの試験管に酢酸緩衝液 2 mL と色素溶液 2 mL ずつを手早く正確に加えて軽く振りまぜる。

直ちにそれぞれの試験管にキシレン 10 mL ずつを正確に加え、栓をして 30 秒間振りまぜた後静置してキシレン層を分離させる。

試験管 a、b、c から取ったキシレン層をセルに取り、分光光度計により 500 nm における吸光度を測定する^{注1)}。

⑥ 計算

試験管 a、b、c のキシレン層の吸光度をそれぞれ A、B、C とすれば試料中のビタミン C は次式により計算される。

$$\text{試料中のビタミン C 含量 (mg/100 g)} = \frac{B - A}{B - C} \times \frac{K \times V \times D}{W} \times 100$$

K : ビタミン C 標準溶液 1 mL 中のビタミン C mg 数 (正確に調製された場合は 0.02)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

[注]

1) キシレン可溶性色素が検液中に混在するときは、吸光度測定に妨害が起きるので、キシレン抽出液の吸光度をいったん測定後、半飽和ヒドロキノンアセトン溶液を 2 滴加え混合後再び測定し、その差をもってインドフェノール色素の吸光度とする。

(3) 高速液体クロマトグラフ法^{注1)}

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 紫外可視分光光度計付き
- ・カラム : 順相型 (シリカゲルを充てんしたカラム)

② 試薬

- ・標準ビタミン C : 日本薬局方標準品「L-アスコルビン酸標準品」又は同等品を用いる。
- ・メタリン酸 : 特級
- ・2 w/v%チオ尿素含有 5 %メタリン酸溶液 : チオ尿素 (特級) 2 g を 5 %メタリン酸で溶解し、100 mL とする。

- ・ヒドラジン溶液：2,4-ジニトロフェニルヒドラジン（特級）2 g^{注2}を4.5 mol/L 硫酸に溶解し、100 mL とする。冷暗所に保存し、2週間ごとに調製する。
- ・インドフェノール溶液：2,6-ジクロロフェノールインドフェノールナトリウム二水和物 100 mg を温水に溶解し、50 mL とする。
- ・海砂：市販の海砂を蒸留水で洗い強熱する。
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

1) 総ビタミンC 定量用試験溶液

試料（1～5 g）を精密に量り（ W_1 g）、5%メタリン酸溶液と海砂（必要に応じて加える。）を加え、乳鉢で十分にすりつぶす。5%メタリン酸溶液を加えてよく混和し50 mL に定容する（ V_1 mL）。遠心分離（3,000回転/分、10分間程度）を行い、この上澄み液を必要に応じて5%メタリン酸溶液で適宜希釈して（希釈倍数： D_1 ）、試験溶液とする。

2) 酸化型ビタミンC 定量用試験溶液

1)と同様に試料を精密に量り（ W_2 g）、ビタミンC 酸化防止のために、2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液 40 mL と海砂を加え、均一にすりつぶす。さらに、2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液を加えてよく混合し、50 mL に定容する（ V_2 mL）。遠心分離（3,000回転/分、10分間程度）を行い、この上澄み液を必要に応じて2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液で適宜希釈して（希釈倍数： D_2 ）、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

1) 標準原液

標準ビタミンC 100 mg を100 mL 容全量フラスコに精密に量り取り、5%メタリン酸溶液で溶解し100 mL に定容する（冷蔵保存、3週間ごとに調製する。）。。

2) 標準溶液

標準原液5 mL を50 mL 容全量フラスコに正確に量り、5%メタリン酸溶液で定容する（100 μ g/mL、用時ごとに調製する。）。。

3) 測定用標準溶液

標準溶液を5%メタリン酸溶液で希釈し、2.0、5.0 及び10 μ g/mL とする（用時ごとに調製する。）。。

⑤ オサゾンの生成

1) 総ビタミンC

総ビタミンC 定量用試験溶液2 mL を共栓付き試験管に正確に量り、インドフェノール溶液を滴下（ピンク色を1分間保つ量）する。2 w/v%チオ尿素含有5%メタリン酸溶液2 mL を正確に加えた後、ヒドラジン溶液0.5 mL を加え、混和後、50 $^{\circ}$ Cの恒温水槽中に1時間静置する。反応後、直ちに試験管を室温まで冷却する。酢酸エチル（残留農薬分析用）2 mL を加

え、振とう機で1時間振とうし、生成したオサゾン抽出する。静置後、上層を共栓付き小試験管に移し、無水硫酸ナトリウム約0.5 gを加え、軽く振って脱水する。これを試験溶液とする。

2) 酸化型ビタミンC

酸化型ビタミンC定量用試験溶液2 mLを共栓付き試験管に正確に量り、それぞれの試験管に5%メタリン酸溶液2 mLを加える。以降、上記1)のヒドラジン溶液0.5 mLを加える以降の操作を行い、試験溶液を得る。

3) 標準溶液

各濃度の測定用標準溶液2 mLについて1)と同様の操作を行い、HPLC用標準溶液を得る。

⑥ 測定

試験溶液20 μLを高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミンCのオサゾンのピーク面積を測定し、あらかじめHPLC用標準溶液20 μLを高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線を用いて試験溶液中の濃度を求め、試料中のビタミンC含量を算出する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注3)}>

カラム：Silica 2150-N (100) (センシユー科学) あるいは相当品、内径 6.0 mm、長さ 150 mm、ステンレス製^{注4)}

移動相：酢酸エチル-ヘキサン-酢酸 (5:4:1)

検出器：紫外可視分光光度計

測定波長：495 nm

流量：1.5 mL/分

温度：35 °C

⑦ 計算

$$\text{試料中の総ビタミンC含量 (mg/100 g)} = \frac{C_1 \times V_1 \times D_1}{W_1 \times 10}$$

C₁：検量線から求めた総ビタミンCの濃度 (μg/mL)

V₁：定容量 (mL)

D₁：希釈倍数

W₁：試料採取量 (g)

$$\text{試料中の酸化型ビタミンC含量 (mg/100 g)} = \frac{C_2 \times V_2 \times D_2}{W_2 \times 10}$$

C₂：検量線から求めた酸化型ビタミンCの濃度 (μg/mL)

V₂：定容量 (mL)

D₂：希釈倍数

W₂：試料採取量 (g)

$$\begin{aligned} & \text{試料中の還元型ビタミン C 含量 (mg/100g)} \\ &= \text{総ビタミン C 含量 (mg/100g)} \\ & - \text{酸化型ビタミン C 含量 (mg/100g)} \end{aligned}$$

[注]

- 1) 適当な還元剤、例えばジチオスレイトール、2,3-ジメルカプト-1-プロピルアルコール、硫化水素などで酸化型ビタミン C を還元して、強い紫外線吸収を示す還元型ビタミン C にし、高速液体クロマトグラフを用いて測定することで総ビタミン C を求める方法もある。また逆に、活性炭などで酸化後、1,2-フェニレンジアミンを加え、キノキサリン化合物に誘導体化して蛍光を測定する方法もある。

なお、アスコルビン酸脂肪酸エステルは、0.02 w/v%アスコルビン酸含有メタノールで抽出し高速液体クロマトグラフ法により測定できる。測定条件の例を次に示す。

カラム：Partisil ODS-3 5 μm 、内径 4.6 mm、長さ 250 mm

移動相：メタノール-0.05 mol/L リン酸二水素ナトリウム溶液 (pH2.0)
(85:15)

流量：1.0 mL/分

測定波長：254 nm

- 2) 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンの市販試薬は安定剤として水を約 50%含んでいるので、4 g 採取する必要がある。

- 3) 本測定条件では、アスコルビン酸とエリソルビン酸の分別はできない。エリソルビン酸の分別定量をする場合の測定条件の例を次に示す。

移動相：ヘキサン-酢酸エチル-プロピルアルコール-酢酸 (40:30:2:1)

保持時間：アスコルビン酸は約 10 分間、エリソルビン酸は約 10.5 分間

(4) 酸化還元滴定法

① 適用される食品

ビタミン C 含量が著しく高く、かつビタミン C 以外にヨウ素を還元する物質が含まれない食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・ビュレット：テフロンコック付き、容量 50 mL 以下で 0.1 mL の刻線付きのもの（褐色）。

③ 試薬

- ・メタリン酸：特級
- ・でんぷん（溶性）：特級
- ・でんぷん試液：でんぷん 1 g を量り、冷水 10 mL を加えてよくすり混ぜ、これを熱湯 200 mL 中にかき混ぜながら徐々に加え、液が半透明となるまで煮沸し、放冷し、静置した後、上澄液を用いる。用時調製する。

- ・ヨウ化カリウム：特級
- ・ヨウ素：特級
- ・0.05 mol/L ヨウ素溶液：1,000 mL 中ヨウ素（I、原子量 126.90）12.690 g を含む。ヨウ素 14 g を量り、ヨウ化カリウム溶液（9→25）100 mL を加えて溶かし、塩酸 3 滴及び水を加えて 1,000 mL とする。本液は、共栓瓶に保存し、度々標定し直す。標定は次のように行いファクターを求める。

標定：三酸化ヒ素（標準試薬）を粉末とし、100 °C で恒量になるまで乾燥した後、その約 0.15 g を精密に量り、1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 20 mL を加え、必要があれば加熱して溶かす。次に水約 40 mL 及びメチルオレンジ試液 2 滴を加え、さらに液の黄色が淡紅色となるまで塩酸（1→4）を加える。さらに炭酸水素ナトリウム 2 g、水約 50 mL 及びでんぷん試液 3 mL を加えた後、このヨウ素溶液で液が持続する青色を呈するまで滴定する。

0.05 mol/L ヨウ素溶液 1 mL = 4.946 mgAs₂O₃

- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

④ 測定

試料のビタミン C 200~300 mg に相当する量を精密に量り（W g）、メタリン酸溶液（1→50）50 mL を加えて溶かし、0.05 mol/L ヨウ素溶液で滴定する（指示薬でんぷん試液）（T mL）。

⑤ 計算

0.05 mol/L ヨウ素溶液 1 mL はビタミン C（L-アスコルビン酸）8.806 mg に相当する。

$$\text{試料中のビタミン C 含量 (mg/100 g)} = 8.806 \times \frac{f \times T}{W} \times 100$$

T：滴定量（mL）

W：試料採取量（g）

f：0.05 mol/L ヨウ素溶液ファクター

(5) 逆相高速液体クロマトグラフ法

① 適用される食品

L-アスコルビン酸 2-グルコシドを含む食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ：紫外部吸収検出器付き
- ・遠心分離機
- ・逆相型（オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム）

③ 試薬

- ・アセトニトリル：高速液体クロマトグラフ用
- ・リン酸二水素カリウム：特級

- ・テトラブチルアンモニウムヒドロキシド：特級、10%水溶液
- ・リン酸溶液：20%水溶液

④ 試験溶液の調製

1) 液状食品（不溶物をほとんど含まないもの）

試料約 5.0 g を精密に量り（W g）、移動相^{注1)}を加えて正確に 50 mL とする（V mL）。不溶物がある場合は遠心分離し、必要に応じて移動相で適宜希釈して（希釈倍数：D）、メンブランフィルター（0.45 μm）でろ過したものを試料液とする。

2) 粉体及び固体食品（半液状食品を含む）

試料を粉碎してその約 5.0 g を精密に量り（W g）、移動相 30 mL を加えて 10 分間かくはん又は振とうする。不溶物がある場合はろ過又は遠心分離し、ろ液又は上澄液は 50 mL 容全量フラスコ等の受器に捕集する。ろ過残渣又は沈殿を少量の移動相で数回洗浄し、洗液も先の受器に合わせて捕集し、さらに移動相を加えて正確に 50 mL とする（V mL）。この液を必要に応じて移動相で適宜希釈して（希釈倍数：D）、メンブランフィルター（0.45 μm）でろ過したものを試料液とする。

⑤ 標準溶液の調製

L-アスコルビン酸 2-グルコシド約 0.10 g を精密に量り、移動相^{注1)}を加えて溶かして正確に 100 mL とする。その 20 mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 200 mL としたものを標準溶液とする（この液 1 mL は、L-アスコルビン酸 2-グルコシド約 100 μg を含む）。標準溶液 1～50 mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 100 mL とし、検量線用標準溶液とする（この液 1 mL は、L-アスコルビン酸 2-グルコシド約 1～50 μg を含む）。

⑥ 測定^{注2)}

試験溶液 10 μl を正確に量り、高速液体クロマトグラフに注入し、得られたピーク面積と、あらかじめ標準溶液 10 μL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線^{注3)}を用いて試験溶液中の L-アスコルビン酸 2-グルコシド濃度（C μg/mL）を求め、試料中の L-アスコルビン酸 2-グルコシド含量（mg/100g）を計算する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注4)}>

カラム：TSKgel ODS-80Ts QA（東ソー）又は相当品、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス製

カラム温度：40 °C

移動相：水 800 mL にリン酸二水素カリウム 1.4 g とテトラブチルアンモニウムヒドロキシド 26 mL を加え、リン酸水溶液で pH5.2 に調整した後、水で 1,000 mL とする。この液 900 mL とアセトニトリル 100 mL を混和したもの。

流速：0.8 mL/分

測定波長：260 nm

⑦ 計算

$$\text{試料中の L-アスコルビン酸 2-グルコシド含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C : 検量線から求めた L-アスコルビン酸 2-グルコシドの濃度 ($\mu\text{g/mL}$)

V : 定容量 (mL)

D : 希釈倍数

W : 試料採取量 (g)

試料中のビタミン C 総含量 (mg/100 g) = ビタミン C 含量 (mg/100 g)

+ 0.5207 × L-アスコルビン酸 2-グルコシド含量 (mg/100 g)

0.5207 : L-アスコルビン酸の分子量 (176.12) を L-アスコルビン酸 2-グルコシドの分子量 (338.26) で除した係数。

[注]

- 1) L-アスコルビン酸 2-グルコシドは、水、5%メタリン酸溶液に比べ、移動相に溶かしたときに最も安定である。
- 2) 本法のほかに、次の条件でも測定できる。
カラム充てん剤：アミノプロピル基を化学結合したシリカゲル、カラム管：内径 4.6 mm 長さ 250 mm、移動相：アセトニトリル/リン酸二水素カリウム・0.5 v/v%リン酸溶液 (5.44→1000) の混液 (60:40)、流速：0.7 mL/分、そのほかの条件は本法と同じ。この条件で測定したときの検出下限は 0.25 mg/100 g である。
- 3) 試料液の濃度が検量線の濃度範囲を超える場合、試料液を移動相で適宜希釈するか、試料採取量を減らして試験する。
- 4) 本法の検出下限は 0.10 mg/100 g である。なお、清涼飲料水、飴及び錠菓における添加回収率は 98.2~99.1 % である。

31 ビタミン D

本試験法は、エルゴカルシフェロール (ビタミン D₂) 及びコレカルシフェロール (ビタミン D₃) を定量の対象とし、両者を一括してビタミン D として定量する。

(1) 高速液体クロマトグラフ法

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ (HPLC) : 分取用と測定用の 2 台あったほうがよい。紫外分光光度計付き (254nm の固定波長のもの、又は波長が可変のものは 265nm で使用する)。含量の少ない試料の定量用検出器には、最高感度が 0.001 以上のものが必要である。
- ・カラム : 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム) 及び順相型 (シリカゲルを充てんしたカラム) の 2 本
- ・ガラス器具は褐色のものを用いる。

② 試薬

- ・標準ビタミンD：日本薬局方標準品「エルゴカルシフェロール」（ビタミンD₂）又は「コレカルシフェロール」（ビタミンD₃）^{注1)}を用いる。植物性食品の分析にはビタミンD₂を、動物性食品の場合にはビタミンD₃を用いる。強化食品^{注2)}に関しては、添加された製剤に応じて、ビタミンD₂又はビタミンD₃を用いる。なお、添加製剤が不明の場合はビタミンD₃を用いる。
- ・ビタミンD標準溶液：エタノールで0.2 µg/mLになるように溶解する。
- ・ヘキサン、酢酸エチル、アセトニトリル、ジエチルエーテル：残留農薬試験用
- ・1 w/v%ピロガロール-エタノール溶液：ピロガロール1 g にエタノール100 mLを加え溶解する。用時調製とする。
- ・60 w/v%水酸化カリウム溶液：水酸化カリウム600 g に冷却しながら水を加えて溶解し、正確に1 Lとする。
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製³⁾

1) けん化^{注4)}

試料が油状の場合は0.2～0.5 g、粉末の場合は1～2 g、液体の場合は5～10 gを60 mL容共栓付き遠心管に精密に量る（W g）。粉末については1 w/v%塩化ナトリウム溶液3～5 mLを加え、70 °Cで3分間膨潤させる。

1 w/v%ピロガロール-エタノール溶液10 mL、60 w/v%水酸化カリウム溶液2 mL、水酸化カリウム2 gを加え、70 °C水浴中でガラス棒で時々かき混ぜながら1時間加熱する。冷水中で速やかに室温まで冷却する。1 w/v%塩化ナトリウム溶液を合計で22 mLになるように加え（例えば、粉末の試料で、けん化の前に3 mL加えた場合は19 mLを加える。また液体の試料10 gを採取した場合は12 mLを加える。）、酢酸エチル-ヘキサン混液（1：9）15 mLを加えて栓をし、5分間振とうする。遠心分離（1,500回転/分、5分間）後、駒込ピペットで上層を100 mL容なす形フラスコに移す。水層を酢酸エチル-ヘキサン混液（1：9）15 mLでさらに2回、同様に抽出する。抽出液を合わせ35 °Cで減圧濃縮する。残留物をジエチルエーテルに溶解し、10 mL容共栓付き試験管に移した後、窒素気流下で溶媒を留去する。残留物をメタノール-アセトニトリル（1：9）の適量（0.5 mL以上）に正確に溶解し（V mL）、必要に応じてメタノール-アセトニトリル（1：9）で適宜希釈して（希釈倍数：D）試験溶液とする。

試料と同時にビタミンD標準溶液1、2、4 mLをそれぞれ正確に量り、けん化処理を行う。

2) 分取

逆相型カラム（Nucleosil 5 C 18（ナーゲル社製）、内径7.5 mm、長さ300 mmあるいは相当品）を付けた高速液体クロマトグラフに紫外検出器、

フラクションコレクター（ドロップカウンター）を連結する。高速液体クロマトグラフの条件は、移動相にメタノール-アセトニトリル（1:9）を用い、流量は 1.5 mL/分とする。あらかじめ、けん化していない標準ビタミン D を高速液体クロマトグラフに注入し、保持時間を確認しておく。

次に、1) で得られた試験溶液及びビタミン D 標準溶液 150 µL をそれぞれ高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン D を含む画分（保持時間の前後約 90 秒間）を分取する。減圧濃縮後、残留物をヘキサン-イソプロピルアルコール（99.6:0.4）200 µL に溶解し、測定用試験溶液及び測定用標準溶液とする。

④ 測定

測定用試験溶液 100 µL を順相型カラムを付けた高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン D のピーク高さを測定し、あらかじめ測定用標準溶液 100 µL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、試験溶液中の濃度（C µg/mL）を求め、試料中のビタミン D 含量を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

カラム：Nucleosil 100-5（ナーゲル社製）又は相当品、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス製

移動相：ヘキサン-イソプロピルアルコール（99.6:0.4）

測定波長：254 nm 又は 265 nm

流量：1.6 mL/分

温度：室温

⑤ 計算

$$\text{試料中のビタミン D 含量 (}\mu\text{g/100 g)} = \frac{C \times V \times D \times 100}{W}$$

C：検量線から求めたビタミン D の濃度（µg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

[注]

1) 標準ビタミン D は、エタノールに溶かしたときの 230 nm と 265 nm の吸光度比（ A_{230}/A_{265} ）が 0.60 以下のものを使用する。

また標準ビタミン D は、窒素ガス又はアルゴンガスで空気を置換して -20 °C に保存すれば、1～2 年安定である。

2) 近年、加工食品のビタミン D の強化にはビタミン D₃ が使用されることが多い。

3) ここに示した試料採取量等によって得られる定量下限は、固体試料で 0.3～0.8 µg/100 g であり、液体試料で 0.2 µg/100 g 程度である。なお、試験溶液の調製の操作を 2 倍にスケールアップすることによって、定量下限を上記の 1/2 程度にすることは可能である。

- 4) ビタミンDはけん化時に一部がプレビタミンDに熱異性化される。本法は標準ビタミンDを試料と同条件でけん化することにより異性化される分を相殺し、定量するものである。

[参考文献]

- 1) 小林正、岡野登志夫：“ビタミン学実験法[I]”，日本ビタミン学会編，94，東京化学同人（1983）
- 2) 森田公平、福澤有紀子、小高要、氏家隆：ビタミン，68，6（1994）

32 ビタミンE

食品中のビタミンEは、 α -トコフェロールを定量の対象とする。

(1) 高速液体クロマトグラフ法

① 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ（HPLC）：蛍光検出器付き
- ・カラム：順相型（シリカゲルを充てんしたカラム）

② 試薬

- ・標準ビタミンE：日本薬局方標準品「 α -トコフェロール」又は同等品を用いる。
- ・ヘキサン-酢酸エチル混液：ヘキサン-酢酸エチル（9：1）
- ・その他の試薬は特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製

1) 一般食品の場合

試料約 0.5 g を 60 mL 容の遠心管に精密に量り取る (W g)。これに 1 w/v%塩化ナトリウム溶液 0.5 mL を加えてかくはん後、3 w/v%ピロガロール-エタノール溶液 10 mL 及び 60 w/v%水酸化カリウム溶液 1 mL を加え、70 °C で 30 分間けん化する。速やかに冷却後、1 w/v%塩化ナトリウム溶液を 22.5 mL 及びヘキサン-酢酸エチル混液 15 mL を加え、栓をして 5 分間激しく振とうし、不けん化物を抽出する。2,000 回転/分で 5 分間遠心分離し、上層をナス形フラスコに移す。下層はヘキサン-酢酸エチル混液 15 mL でさらに 2 回同様に抽出する。得られた上層を集め、減圧濃縮後、一定量のヘキサンに溶解し (V mL)、必要に応じてヘキサンで適宜希釈して (希釈倍数：D)、試験溶液とする。

2) 油脂の場合

試料が油脂の場合は、1) のけん化操作を省き HPLC に直接注入することができる。この場合、油脂約 1 g を精密に量り取り (W g)、一定量のヘキサンに溶解・定容 (V mL) し、必要に応じてヘキサンで適宜希釈して (希釈倍数：D)、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

1) 標準原液

α-トコフェロール 20 mg を褐色全量フラスコに精密に量り、エタノールで溶解して正確に 50 mL とする。冷蔵保存し、6 か月ごとに調製する。

2) HPLC 用標準溶液

一定量の α-トコフェロール標準原液を褐色ナス形フラスコ又は褐色全量フラスコに正確に量り、溶媒を濃縮乾固又は窒素気流下で留去した後、ヘキサンに溶解する。全量フラスコを用いて正確に希釈し、HPLC 用標準溶液とする。冷蔵保存し、1 か月ごとに調製する。

⑤ 測定

試験溶液の一定量（5～50 μL）を HPLC に注入し、試料中の α-トコフェロールのピーク面積を測定する。同様に HPLC 用標準溶液を HPLC に注入し、ピーク面積から α-トコフェロールの検量線を作成する。検量線から試験溶液中の濃度（C μg/mL）を求め、試料中のビタミン E 含量を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注1)}>

カラム：JASCO Finepak SIL 5（日本分光製）又は相当品、内径 4.6 mm、長さ 250 mm、ステンレス製

移動相：酢酸-イソプロピルアルコール-ヘキサン（5:6:1000）

検出器：励起波長（Ex）298 nm

蛍光波長（Em）325 nm

流量：1.2 mL/分

温度：40 °C

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミン E 含量 (mg/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めた α-トコフェロールの濃度（μg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

[注]

- 1) その他のカラム充填剤と移動相の他の条件は文献 1)、2) 等を参照のこと。

[参考文献]

- 1) 日本ビタミン学会編：ビタミンハンドブック③（ビタミン分析法），p.27（1989），化学同人
- 2) 五十嵐脩編：ビタミン E—基礎と臨床—，p.14（1985），医歯薬出版

33 ビタミン K

食品中のビタミン K は、フィロキノン（ビタミン K₁）及びメナキノン-4 及びメナキノン-7（ビタミン K₂）を定量の対象とする。

メナキノン-7 については、メナキノン-4 相当量に換算し、ビタミン K 総量を求

める。

メナキノ-4 相当量 ($\mu\text{g}/100\text{ g}$)

$$= 0.6852 \times \text{メナキノ-7 含量} (\mu\text{g}/100\text{ g})$$

0.6852: メナキノ-4 の分子量 (444.7) をメナキノ-7 の分子量 (649.0) で除した係数。

(1) 高速液体クロマトグラフ法

① 装置及び器具^{注1)}

- ・高速液体クロマトグラフ: 蛍光検出器付き
- ・カラム: 逆相型 (オクタデシルシリル基を結合させたシリカゲルを充てんしたカラム)
- ・還元カラム: 白金黒^{注2)}

② 試薬

- ・メタノール、エタノール: 高速液体クロマトグラフィー用
- ・ビタミン K_1 (フィロキノ)、ビタミン K_2 (メナキノ-4、メナキノ-7) 標準品^{注3)}
- ・その他の試薬は、特に指定のない限り特級を用いる。

③ 試験溶液の調製^{注4)}

あらかじめ均質化した試料 0.1~1 g を遠沈管に精密に量り (W g)、50 v/v% 2-プロパノール水溶液及び n-ヘキサン各 10 mL を加え、室温にて 300 回/分で 10 分間振とう抽出する。室温にて 3,000 回転/分で 5 分間遠心分離した上層を分取する。残渣に n-ヘキサンのみを 10 mL 加え、計 3 回同様の振とう抽出、遠心操作を繰り返して上層を合わせ、溶媒を減圧濃縮する。残留物を 2-プロパノールを用いて定容し (V mL)、必要に応じて 2-プロパノールで適宜希釈して (希釈倍数: D)、試験溶液とする。

④ 標準溶液の調製

標準品 10 mg を精密に量り 2-プロパノールに溶かし、正確に 100 mL とする。さらに、2-プロパノールで 1、2.5、10、25 及び 100 ng/mL となるように希釈する。

⑤ 測定

試験溶液 50 μL を高速液体クロマトグラフに注入し、ビタミン K_1 及びビタミン K_2 のピーク面積を測定する。あらかじめ標準溶液 50 μL を高速液体クロマトグラフに注入して得られた検量線から、試料中のビタミン K_1 及びビタミン K_2 含量を求める。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例>

分析カラム: Inertsil ODS-3 (GL Sciences 製) 又は相当品、粒子径 5 μm 、内径 4.6 mm、長さ 150 mm、ステンレス管

還元カラム: RC-10 (Shiseido) あるいは相当品、内径 4.6 mm、長さ 15 mm、ステンレス管

移動相 1：メタノール:エタノール (95:5、メナキノン-4 及びフィロキノン)

移動相 2：メタノール:エタノール (50:50、メナキノン-7)

検出器：蛍光分光光度計

測定波長：励起波長 (Ex) 320 nm、蛍光波長 (Em) 430 nm ^{注5)}

流量：1.0 mL/分

温度：40 °C

⑥ 計算

$$\text{試料中のビタミンK}_1\text{又はK}_2\text{含量 (}\mu\text{g/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10}$$

C：検量線から求めた試験溶液中のビタミン K₁ 又はビタミン K₂ の濃度 (ng/mL)

V：定容量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) ビタミン K は、光により分解することから、操作時遮光器具を用いる。
- 2) 内径 4.6 mm、長さ 15 mm。市販品がある (例、Shiseido 製)。分離カラムと検出器の間に接続する。カラムは、使用により劣化することから、標準品の使用をもって効力を確認する。
- 3) ビタミン K₁ 及び K₂ は、高速液体クロマトグラフ用標準品 (和光純薬製) 又はこれらの相当品を用いる。
- 4) 極性成分を多く含み、測定対象物が定量できない場合、シリカゲル固相抽出カートリッジ (Sep-pak silica cartridge、waters 等) を用いて夾雑物を除去する。
- 5) 一部夾雑物の影響により精確に測定できないものがある。その際は、Ex= 240 nm、Em= 430 nm を使用する。

[参考文献]

- 1) 佐藤孝義、八尋政利、下田幸三、浅居良輝、浜本典男：日本栄養・食糧学会誌, 38, 451 (1985)
- 2) 小高要、氏家隆、上野順士、斎藤実：日本栄養・食糧学会誌, 39, 124 (1986)
- 3) 坂野俊行、野津本茂、長岡忠義、森本厚、藤本恭子、増田佐智子、鈴木由希子、平内三政：ビタミン, 62, 393 (1988)
- 4) Kamao et al.: J Nutr Sci Vitaminol, 53, 464 (2007)
- 5) Usui et al.: J Chromatogr A 935(1-2), 3, (2001)

34 葉酸

(1) 微生物学的定量法

① 装置及び器具

- ・分光光度計

② 試薬

- ・0.1 mol/L リン酸緩衝液：リン酸二水素カリウム（特級）13.61 g、水酸化ナトリウム（特級）5.30 g、アスコルビン酸（特級）20 g を水 1 L に加えて pH6.1 に調整する。
- ・葉酸標準溶液：葉酸（日本薬局方標準品）100 mg を 0.01 mol/L 水酸化ナトリウム 25 v/v%エタノール溶液に溶かし、0.1 mol/L 塩酸（特級）で pH7.0～8.0 に調整後 25 v/v%エタノール溶液で 100 mL とする。さらに、0.1 mol/L リン酸緩衝液で希釈し 2 ng/ml の濃度に調製する。
- ・酵素溶液：トリ胨臓凍結乾燥末^{注1)} に水 100 mL を加え、10 分間かくはん後、遠心分離する。その上澄み液に 10 g の Dowex 1-X8 (Cl⁻) を加え冷所で 1 時間かくはんする。その後遠心分離した上澄み液を酵素溶液とする。
- ・使用菌株：*Lactobacillus rhamnosus*^{注2)} ATCC 7469 (NBRC 3425)
- ・葉酸測定用培地（1 L 中、pH6.8±0.1）

カザミノ酸	10 g
ブドウ糖	40 g
L-アスパラギン	600 mg
塩酸ピリドキシン	4 mg
L-システイン塩酸塩	500 mg
硫酸アデニン	10 mg
リン酸一水素カリウム	1 g
硫酸マグネシウム	400 mg
酢酸ナトリウム	40 g
硫酸第一鉄	20 mg
硫酸マンガン	15 mg
ポリソルベート 80	100 mg
ニコチン酸	800 µg
パラアミノ安息香酸	2 mg
パントテン酸カルシウム	800 µg
グルタチオン	5 mg
L-トリプトファン	200 mg
塩酸グアニン	10 mg
ウラシル	10 mg
キサントシン	20 mg
リボフラビン	1 mg
塩酸チアミン	400 µg
ビオチン	20 µg
リン酸二水素カリウム	1 g

- | | |
|----------------------------|--------|
| 塩化ナトリウム | 20 mg |
| ・乳酸菌保存用培地（1 L 中、pH6.8±0.1） | |
| 酵母エキス | 5.5 g |
| ブドウ糖 | 11.0 g |
| 硫酸第一鉄 | 5.0 mg |
| 酢酸ナトリウム | 10.0 g |
| 硫酸マンガン | 5.0 mg |
| ペプトン | 12.5 g |
| リン酸二水素カリウム | 0.25 g |
| リン酸一水素カリウム | 0.25 g |
| 硫酸マグネシウム | 0.1 g |
| 粉末寒天 | 20.0 g |
- ・前培養培地：上記培地より粉末寒天を除く。
- 各培地はそれぞれ調製されたものが市販されている^{注3)}

③ 接種菌液の調製

Lactobacillus rhamnosus 保存菌株を前培養培地に接種し、37 °Cで 20 時間程度培養する。この菌浮遊溶液を遠心分離し、滅菌生理食塩水で 2 回洗浄する。洗浄後、600 nm における透過率 80~90 %となるように滅菌生理食塩水で希釈し、接種菌液とする。

④ 試験溶液の調製^{注4)}

試料 2 g を精密に量り (W g)、0.1 mol/L リン酸緩衝液 50 mL を加え、121 °C で 15 分間オートクレーブ処理を行う。冷却後、0.1 mol/L リン酸緩衝液で 100 mL に定容し (V₁ mL)、遠心分離する。上澄み液 25 mL を正確に量り (V₂ mL)、酵素溶液 5 ml を加えて 37 °C の恒温水槽で 2 時間酵素処理を行う。その後 121 °C で 15 分間オートクレーブ処理を行い酵素反応を止める。冷却後、0.1 mol/L リン酸緩衝液で 50 mL に定容し、ろ過する (V₃ mL)。さらに溶液 1 mL 中に葉酸を 0.5~1.0 ng 含むように 0.1 mol/L リン酸緩衝液で希釈し (希釈倍数 : D)、試験溶液とする。

⑤ 測定^{注4)}

試験管 2 本ずつに試験溶液 0.5、1 及び 2 mL を正確に加え、次に各試験管に測定用培地 2.5 mL 及び水を加えて全量を 5 mL とする。別に検量線作成のため、葉酸標準溶液 (0~3 ng 相当量) を試験管 2 本ずつに正確に取り、それぞれに測定用培地 2.5 mL 及び 0.1 mol/L リン酸緩衝液を加えて全量を 5 mL とする。121 °C で 5 分間オートクレーブ処理を行い、冷却後、各試験管に接種菌液 1 滴 (約 30 µL) ずつを無菌的に接種し、37 °C で 19 時間程度恒温槽又は恒温水槽に入れて培養する。

培養後、600 nm の濁度を用いて測定する^{注5)}。標準溶液の濁度より検量線を作成し、これに試験溶液より得られた濁度を照合して、試験溶液中の葉酸の濃度 (ng/mL) を求め、試料中の葉酸含量を算出する。

⑥ 計算

$$\text{試料中の葉酸含量 } (\mu\text{g}/100 \text{ g}) = \frac{C \times V_1 \times D \times V_3}{V_2 \times W \times 10}$$

C：検量線から求めた葉酸の濃度 (ng/mL)

V₁～V₃：定容量 (mL) 又は分取量 (mL)

D：希釈倍数

W：試料採取量 (g)

[注]

- 1) 酵素溶液には、Kidney acetone powder porcine、Type II (Sigma) を用いてもよい。
- 2) 旧名称は *Lactobacillus casei* である。
- 3) FOLIC ACID CASEI MEDIUM：Becton, Dickinson and Company
一般乳酸菌保存検出用培地「ニッスイ」：日水製薬
一般乳酸菌接種用培地「ニッスイ」：日水製薬
- 4) 葉酸含量の高い食品については、0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で振とう抽出し、ろ過して得られたものを試験溶液とすることもできる。又は、紫外部検出器付き高速液体クロマトグラフで定量することもできるが、食品表示基準における分析方法は、微生物学的定量法とする。

高速液体クロマトグラフ操作条件例

測定波長	280 nm
カラム	TSK gel ODS-80 Ts (東ソー製)
移動相	0.003 mol/L テトラブチルアンモニウムブロマイド含有 0.005 mol/L 酢酸ナトリウム (pH6.5) :アセトニトリル (4:1)
流量	2.0 mL/分

- 5) マイクロプレートを使用し、マイクロプレートリーダー (例えば、日本モレキュラーデバイス社製、スペクトラ MAX 型等) で濁度を測定することもできる。

35 熱量

(1) 修正アトウォーター法

熱量の算出は、定量したたんぱく質、脂質及び炭水化物の量にそれぞれ次の係数を乗じたものの総和とする^{注1)}。

- ① たんぱく質 4 kcal/g
- ② 脂質 9 kcal/g
- ③ 炭水化物 4 kcal/g

また、糖質と食物繊維の含量を記載している場合にあつては、熱量の算出に当たっては糖質と食物繊維の総和を用いて計算すること。

この場合、糖質については③の係数を用いて計算すること。ただし、アルコール^{注2)}については、7 kcal/g を、有機酸^{注3)}については、3 kcal/g を、難消化性糖質については、難消化性糖質エネルギー係数を用いる。また、食物繊維については(6)によるエネルギー換算係数を用いて算出すること。

[注]

- 1) きくいも、こんにゃく、藻類及びきのこ類の熱量に当たっては、アトウォーター係数による総エネルギー値に0.5を乗じて算出すること。
- 2) アルコールについては、浮ひょう法、振動式密度計法、ガスクロマトグラフ法又は酸化法により定量すること。
- 3) 有機酸については、高速液体クロマトグラフ法により定量すること。

(2) アルコール^{注1)}

酒類では一般に、浮ひょう法、振動式密度計法又はガスクロマトグラフ法を用い、アルコール分が2度以下の場合には振動式密度計法、ガスクロマトグラフ法又は酸化法を用いる。その他の加工食品ではガスクロマトグラフ法又は酸化法が用いられる^{注2)}。

[注]

- 1) 酒税法ではアルコール分とは温度15℃において原容量の100分中に含有するエチルアルコールの容量(体積百分率)をいう。

酒類のアルコール分の定量法は、国税庁所定分析法に詳細が厳密に規定されているので参考にすること。

栄養表示基準においてはエチルアルコールのエネルギー換算係数は7 kcal/g となっているので、得られるアルコール分を比重等により補正し、試料の体積当たり又は質量当たりのエチルアルコールの質量を求める。

- 2) ここに示した浮ひょう法、振動式密度計法、ガスクロマトグラフ法及び酸化法の他に有用な方法として酵素法がある。これは、酵素反応系を用い、生成するアルデヒドやNADHの量を測定することでエタノールを特異的に定量するものである。

アルコール脱水素酵素は、四級以上の脂肪族アルコールにも作用するため、これらを含む食品への上記反応系の適用は避けねばならない。なお、エタノール定量用の酵素法をキット化した製品も市販されている。

1) 浮ひょう法

① 適用される食品

アルコール分が2度以上の酒類に適用される。

② 装置及び器具

- ・酒精度浮ひょう
- ・アルコール分定量用蒸留装置

③ 測定

15℃で試料を100 mL 容全量フラスコの画線まで取り、これを約300～500 mL 容フラスコに移し、この全量フラスコを毎回15 mL 内外の水で2回洗い洗液をフラスコ内に合併し、冷却器に連結し、その全量フラスコを受器とし蒸留する。留液が約70 mL (所要時間は約20分) に達したとき蒸留を止め、水を加えて15℃において画線まで満し、よくふり混ぜてシリンダーに移した後、15℃において酒精度浮ひょうを用いてその示度を読み、アルコール分の度数とする。

2) 振動式密度計法

① 適用される食品

酒類に適用される。

② 装置及び器具

- ・振動式密度計
- ・アルコール分定量用蒸留装置

③ 測定

15℃で試料を100 mL 容全量フラスコの画線まで取り、これを約300～500 mL 容フラスコに移し、この全量フラスコを毎回15 mL 内外の水で2回洗い洗液をフラスコ内に合併し、冷却器に連結し、その全量フラスコを受器とし蒸留する。留液が約70 mL (所要時間は約20分) に達したとき蒸留を止め、水を加えて15℃において画線まで満し、よくふり混ぜてシリンダーに移した後、振動式密度計を用いて15℃における密度を測定し、アルコール分の度数に換算する。

3) ガスクロマトグラフ法^{注1)}

① 適用される食品

酒類及びその他の加工食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・ガスクロマトグラフ：水素炎イオン化検出器付き

③ 試薬

- ・エチルアルコール標準溶液：エチルアルコール（特級）を水で希釈し、20 v/v%溶液とする。
- ・アセトン溶液：アセトン（特級）を水で希釈し、1 v/v 溶液とする。

④ 測定及び計算

15℃において、エチルアルコール標準溶液0.5 mL にアセトン溶液10 mL を加えてよく混合し、この1～2 μL をガスクロマトグラフに注入し、得られるアセトンとエチルアルコールのピーク面積から次式により補正係数(F)

を算出する。

$$F = \frac{\text{アセトンのピーク面積}}{\text{エチルアルコールのピーク面積}}$$

次に、試料 0.5 mL にアセトン溶液 10 mL を加え同様に処理して得られるアセトンとエチルアルコールのピーク面積から、次式により試料中のアルコール分を求める。

$$\text{アルコール分 (度)} = F \times \frac{\text{エチルアルコールのピーク面積}}{\text{アセトンのピーク面積}} \times 20$$

<ガスクロマトグラフ操作条件例>

カラム:内径 3 mm、長さ 2 m, 固定相 ポリエチレングリコール 1000 (10%、60~80 メッシュ)

注入口温度: 150~200 °C

カラム温度: 100 °C

ガス流量: 窒素、30~40 mL/分

[注]

1) 加工食品の場合は、試料に水を加えて蒸留後ガスクロマトグラフ法を用いて定量することができる。その際、試料及び標準溶液用エチルアルコールを質量で量りとれば質量百分率の定量結果が得られる。

4) 酸化法 1 ^{注1)}

① 適用される食品

アルコール分が 2 度以下の酒類に適用される。

② 装置及び器具

- ・アルコール分定量用蒸留装置

③ 試薬

- ・重クロム酸カリウム溶液: 重クロム酸カリウム (特級) 33.816 g を水に溶かして 1 L とする。
- ・濃硫酸
- ・85%リン酸
- ・指示薬: ジフェニルアミンスルホン酸バリウム 0.5 g に水を加えて 100 mL とし、上澄み液を使用する。
- ・硫酸第一鉄アンモニウム溶液: 硫酸第一鉄アンモニウム[(NH₄)₂SO₄・FeSO₄・6H₂O] 135.1 g を濃硫酸 20 mL と水に溶かして 1 L とする。

④ 測定

試料を 100 mL 容全量フラスコの画線まで取り (V₁ mL)、これを約 300~500 mL 容フラスコに移し、この全量フラスコを毎回 15 mL 内外の水で 2 回洗い洗液をフラスコ内に合併し、冷却器に連結し蒸留する。留液が約 70 mL

(所要時間は約 20 分) に達したとき蒸留を止め、水を加えてアルコール分が 2 度以下になるように留液を調製する (V_2 mL)。300 mL 容三角フラスコに重クロム酸カリウム溶液 10 mL、濃硫酸 5 mL を入れ、これに調製した留液 5 mL を正確に加え、静かに混合密栓して 15 分間放置する。次に水 165 mL、リン酸 18 mL、指示薬 0.5 mL を加え、硫酸第一鉄アンモニウム溶液で青紫色が緑色になるまで滴定し、その滴定値を n mL とする。

水 5 mL を同様に処理して得た滴定値を N mL とすれば、アルコール分は次式により求められる。

$$\text{アルコール分 (度)} = 2 \times \left(1 - \frac{n}{N}\right) \times \frac{V_2}{V_1}$$

[注]

1) 本法の原理は硫酸酸性で過剰の一定濃度の重クロム酸カリウムを加えてエチルアルコールを酢酸に酸化し、残余の重クロム酸カリウムに一定濃度の硫酸第一鉄アンモニウム溶液を加えて還元し、消費した硫酸第一鉄アンモニウムの量から試料中のエチルアルコール含量を求めるものである。

クロムを含む試薬を使用するので、その取扱いには十分な注意が必要である。

5) 酸化法 2^{注1)}

① 適用される食品

酒類及びその他の加工食品に適用される。

② 装置及び器具

- ・水蒸気蒸留装置

③ 試薬

- ・沈降炭酸カルシウム

- ・1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液：重クロム酸カリウム（特級）を粉末とし、150 °C で乾燥し、デシケーターに入れて冷却後、約 9.8 g を精密に量り、水に溶解して正確に 1 L とする。

1/30 mol/L 重クロム酸カリウムのファクター F は次式により計算する。

$$F = \frac{\text{重クロム酸カリウムの採取量 (g)}}{9.807}$$

- ・濃硫酸：特級

- ・8 w/v% ヨウ化カリウム溶液：ヨウ化カリウム 8 g を水に溶かして 1 L とし、褐色瓶に貯える。これにチオ硫酸ナトリウム溶液 1 ~ 2 滴を加えておく。

- ・1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液：チオ硫酸ナトリウム 25 g を量り、水に溶かして 1 L とし、褐色瓶に貯える。

この溶液は保存中にファクターが変化するので、滴定の都度、次のようにファクターを検定する必要がある。

1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液 10 mL を正確に量り、濃硫酸 10 mL を加え、静かに振りまぜる。

このとき発熱するから静かに取り扱う。1 時間放置した後、水 100 mL と 8 w/v% ヨウ化カリウム溶液 6.5 mL を加え、手早く 1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する。終点に近くなると遊離するヨウ素の茶褐色が薄くなる。このようになってから指示薬として、1% でんぷん溶液を約 1 mL 加え、ヨウ素でんぷんの紫色が消滅するまで滴定する。

1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液のファクター F' は次式により計算する。

$$F' = \frac{10 \times 2 \times F}{1/10 \text{ mol/L チオ硫酸ナトリウムの滴定量 (mL)}}$$

F : 1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液のファクター

・指示薬 : 可溶性でんぷん 1 g を水 100 mL で加熱溶解し、ろ紙でろ過する。

④ 測定

試料 10 mL を正確に量り (S mL)、炭酸カルシウム 1 g 及び水 100 mL を加えて水蒸気蒸留する。蒸留の速度は 15 分間で約 100 mL 程度の留液を得る。水を加えて 100 mL の定容とする。留液 10 mL を正確に量り、1/30 mol/L 重クロム酸カリウム 10 mL を正確に加え (K mL)、さらに濃硫酸 10 mL を静かに加える^{注2)}。1 時間静置し、反応を完結させた後、栓をとり、水 100 mL を加える。これにヨウ化カリウム溶液 6.5 mL を添加し、遊離するヨウ素を速やかに 1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウムで滴定し (H mL)、次式により試料中のアルコール分を算出する。

1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液 1 mL に対応するアルコールは 0.0023 g である。

$$\text{アルコール分 (g/100 mL)} = \frac{\left(K \times F - \frac{H}{2} \times F'\right) \times 0.0023}{S} \times 100$$

K : 1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液の採取量 (mL)

F : 1/30 mol/L 重クロム酸カリウム溶液のファクター

H : 1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定量 (mL)

F' : 1/10 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液のファクター

S : 試料の採取量 (mL)

[注]

- 1) 本法は、アルコール分を容量当たりの質量で求めている。操作の詳細は参考文献 2 を参考にした。本法の原理をみそ等の加工食品に応用する場合 (参考文献 3) は、試料の適量を質量で量って試験することにより、アルコール分の質量百分率を求めることができる。

- 2) このとき発熱するので注意しながら静かに混合し、軽く混合する。また、反応液が緑褐色にとどまればよいが、褐色味のない青緑色となるような場合は、留液の採取量を 5 mL とし、1/30 mol/L 重クロム酸カリウム 10 mL、濃硫酸 10 mL を加える。

[参考文献]

- 1) 西谷尚道監修、注解編集委員会：“第 4 回改正国税庁所定分析法注解”、財団法人日本醸造協会（1993）
- 2) 財団法人日本醤油研究所 しょうゆ試験法編集委員会：“しょうゆ試験法”、醬協通信社（1985）
- 3) 全国味噌技術会：“改訂 基準味噌分析法”昌平堂印刷（1975）

(3) 飽和脂肪酸の熱量

飽和脂肪酸の熱量を算定する必要がある場合として、飽和脂肪酸の「低い旨」の表示の妥当性を判断する場合、コレステロールの「含まない旨」、「低い旨」あるいは「低減された旨」の表示の妥当性を判断する場合等がある。

各飽和脂肪酸の量を合計し、係数 1.05 を乗じてトリグリセライド量に換算する。得られたトリグリセライド量 (g) にエネルギー換算係数 9 kcal/g を乗じて飽和脂肪酸の熱量 (kcal) とする。

(4) 有機酸^{注1)}

1) 高速液体クロマトグラフ法^{注2)}

① 適用される食品

食酢中の酢酸の定量、又は比較的高含量のクエン酸を含む果汁等の定量に適用される。

② 装置及び器具

- ・高速液体クロマトグラフ：紫外分光光度計付き
- ・カラム：イオン排除、サイズ分離、分配・吸着の混合分離型・水

③ 試薬

- ・クエン酸三ナトリウム二水和物：特級
- ・酢酸ナトリウム（無水）：特級
- ・60%過塩素酸：特級

④ 試験溶液の調製

試料 5 g を全量フラスコに精密に量り (W g)、5%過塩素酸 5 mL を加え、水で 50 mL に定容する (V mL)。これを必要に応じて検量線の範囲内に入るように水で希釈したものを試験溶液とする (希釈倍数：D)。

⑤ 標準溶液の調製

酢酸ナトリウム（無水）0.2732 g とクエン酸三ナトリウム二水和物 0.3062 g を正確に量り、水で 200 mL 定容とする。この液 5、10 及び 25 mL を正確に量り、水で 50 mL に定容する。これらの液は 100、200 及び 500 µg/mL 濃

度に相当する（冷蔵保存、6か月ごとに調製する）。

⑥ 測定

試験溶液及び標準溶液各一定量（例えば 20 μL）を高速液体クロマトグラフに注入し、ピーク高さを測定する。検量線から得た回帰式に代入して濃度（C μg/mL）を求めた後、試料中含量を算出する。

<高速液体クロマトグラフ操作条件例^{注3)}>

カラム：内径 8.0 mm、長さ 500 mm、ステンレス製

移動相：3 mmol/L 過塩素酸

流量：1.0 mL/分

測定波長：220 nm

温度：40 °C

⑦ 計算

$$\text{試料中の酢酸（クエン酸）含量 (g/100 g)} = \frac{C \times V \times D}{W \times 10,000}$$

C：検量線から求めた試験溶液の酢酸（クエン酸）濃度（μg/mL）

V：定容量（mL）

D：希釈倍数

W：試料採取量（g）

[注]

1) ここでは高速液体クロマトグラフ法による酢酸及びクエン酸の定量法を解説する。

2) 油脂を多く含むドレッシング類には、以下の方法で高速液体クロマトグラフ用の試験溶液を調製することが勧められる。

すなわち、試料 20 g を共栓付き三角フラスコに量り、水分の全量が 100 mL となるように水を加えた後、よく振とう混合する。遠心分離（3,000 回転/分、10 分間）後、傾斜法ないし駒込ピペットを用いて水層を分液漏斗に移す。この水層部にヘキサン（特級）50 mL を加えて静かに振とう後、静置して得た水層部を試験溶液とする。

* 適当な一定量の水を加え、別途求めた試料の水分含量値を用いて水層量を補正し、定容量としてもよい。

3) プレカラム RSpak C-810P をセットにした Shodex RSpak C-811（昭和電工(株)製）、又は同等品を用いる。恒温槽のサイズが小さい場合は、Shodex RSpak KC-811（内径 8.0 mm、長さ 300 mm）（昭和電工(株)製）がある。ピーク形状、分離程度を調べ、必要があればカラム温度を変えるか、異なるカラムを用いた分離条件等を設定する必要がある。

(5) 難消化性糖質のエネルギー換算係数

次表のとおり。

難消化性糖質のエネルギー換算係数

難消化性糖質	エネルギー換算係数 (kcal/g)
エリスリトール スクラロース	0
ソルボース マンニトール ガラクトピラノシル (β1-3) グルコピラノース ガラクトピラノシル (β1-6) グルコピラノース ラクチュロース イソマルチトール パラチニット マルチトール ラクチトール ガラクトピラノシル (β1-6) ガラクトピラノシル (β1-4) グルコピラノース ガラクトピラノシル (β1-3) ガラクトピラノシル (β1-4) グルコピラノース ガラクトシルスクロース (別名 ラクトスクロ ース) ガラクトシルラクトース キシロトリオース ケストース ラフィノース マルトトリイトール キシロビオース ゲンチオトリオース ゲンチオビオース スタキオース ニストース ゲンチオテトラオース フラクトフラノシルニストース α-サイクロデキストリン β-サイクロデキストリン マルトシル β-サイクロデキストリン	2
ソルビトール テアンデオリゴ マルトテトライトール キシリトール	3

(6) 食物繊維のエネルギー換算係数

糖質及び食物繊維をもって栄養成分表示を行う場合の食物繊維の熱量換算に当たっては、①に記載のある食物繊維素材については①によることとし、①に記載のない食物繊維素材については②によること。ただし、①又は②に該当しない素材については2 kcal/g とすること。

① 次表の左欄に掲げる食物繊維素材については、右欄のエネルギー換算係数を使用すること。

食物繊維素材名	エネルギー換算係数 (kcal/g)
寒天 キサントガム サイリウム種皮 ジュランガム セルロース 低分子アルギン酸ナトリウム ポリデキストロース	0
アラビアガム 難消化性デキストリン ビートファイバー	1
グァーガム (グァーフラワー、グァルガム) グァーガム酵素分解物 小麦胚芽 湿熱処理でんぷん (難消化性でんぷん) 水溶性大豆食物繊維 (WSSF) タマリンドシードガム プルラン	2

② 次に掲げる食物繊維のエネルギー換算係数の設定に関する考え方に従うこと。

- 1) 大腸に到達して完全にはっ酵されるものは2 kcal/g とする。
- 2) はっ酵分解を受けない食物繊維は、原則として0 kcal/g とする。
- 3) はっ酵分解率^{注1)}が明らかな食物繊維については、以下による。
はっ酵分解率が25%未満のもの0 kcal/g
はっ酵分解率が25%以上、75%未満のもの：1 kcal/g
はっ酵分解率が75%以上のもの：2 kcal/g

[注]

- 1) はっ酵分解率は人を用いた出納実験によって求めることができる。

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準

1 表示の概要

- (1) 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品（以下「特定原材料」という。）を食品表示基準別表第14に掲げ、これらを含む加工食品については、食品表示基準に定めるところにより当該特定原材料を含む旨を表示しなければならない。
- (2) 特定原材料に由来する添加物については、「食品添加物」の文字及び当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならない。
- (3) 特定原材料に由来する添加物を含む食品については、食品表示基準の定めるところにより、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならない。
- (4) 食品表示基準に定めるアレルゲンを含む食品に関する表示の基準は、消費者に直接販売されない食品の原材料も含め、食品流通の全ての段階において、表示が義務付けられるものである。

2 表示の対象

(1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、次の7品目の表示を義務付けている。

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

(2) 特定原材料に準ずるもの

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の20品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) 特定原材料等の範囲

特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下「特定原材料等」という。）の範囲は、原則として、別表1のとおり、日本標準商品分類の番号で指定されて

いる範囲のものを指す。

3 表示の方法

(1) 特定原材料等の表示方法

特定原材料等の表示は、次のいずれかにより表示すること。

① 特定原材料等を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示すること。なお、この含む旨の表示は、「(〇〇を含む)」「(〇〇)」には特定原材料等名を表示。以下同じ。)と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分を含む」と表示すること。

② 特定原材料等に由来する添加物を含む食品の場合は、原則、当該添加物の物質名と、その直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。なお、この由来する旨の表示は、「(〇〇由来)」と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分由来」ではなく、「乳由来」と表示すること。

ただし、食品表示基準別表第7の一括名により表示する場合は、一括名の直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。

また、食品表示基準別表第6の用途名を併記する場合は、次により表示すること。

ア 「用途名(物質名:〇〇由来)」又は「用途名(物質名(〇〇由来))」と表示すること。なお、見やすさの観点からは、二重括弧を使用するよりも、「:」を使用する方がより望ましい。

イ 2つ以上の特定原材料等から構成される添加物については、「用途名(物質名:〇〇・〇〇由来)」と表示すること。

なお、特定原材料等由来の添加物についての表示例は、別表2のとおり。

(2) 特定原材料等の省略

① 繰り返しになるアレルゲンの省略

表示をする最終食品に対し、2種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、原材料又は添加物に同一の特定原材料等が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物については、特定原材料等を含む旨又は由来する旨を省略することができる。

ただし、その一方で、抗原性が認められないとまではいえないが、一般的にアレルゲンが含まれていても摂取可能といわれている食品がある。例えば、醤油の原材料に使用される小麦は、醤油を作る過程で小麦のタンパク質が分解されるため抗原性が低いといわれているが、現時点においては明確な科学的知見がないため特定原材料等の表示が必要である。このような食品について、今後、国として調査研究を行い、科学的知見が得られた場合には、その

食品が原材料として含まれる食品には、例えば、繰り返しになるアレルゲンの省略を不可とするなど、食物アレルギー患者の選択の判断に寄与する見直しを行うこととする。

② 代替表記等

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものとして別表3に掲げる表示を行う場合にあっては、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「代替表記」という。）。例えば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができる。

また、原材料名又は添加物名に特定原材料等又は代替表記を含む場合は、特定原材料等を使った食品であることが理解できるものとして別表3に掲げる表示を行えば、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「拡大表記」という。）。なお、この拡大表記については、別表3に掲げる表示は表記例である。

(3) その他の表示方法

特定原材料等を表示するに当たっては、原則、個々の原材料又は添加物の表示の直後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示することとしたが、個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。

一括表示をする場合は、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後（原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後）に「(一部に○○・○○…を含む)」と表示すること。

なお、個別表示と一括表示を組み合わせることはできない。

(4) 表示が免除される場合

① 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳清等が挙げられるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。

② 特定原材料に由来する添加物であっても、抗原性試験等により抗原性が認められないと判断できる場合には、表示義務が免除される。ここでいう抗原性試験とは、食品添加物の審査に用いられている「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知）に基づくものである。

- ③ 特定原材料に由来する香料に関しては、実際に食物アレルギーを引き起こしたという知見が乏しいため、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはいない。しかしながら、香気成分以外に特定原材料を原材料として製造された副剤を使用している場合等は、当該副剤については表示する必要がある。
- ④ 特定原材料を原材料とするアルコール類については、その反応が特定原材料の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難であり、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはいない。

(5) コンタミネーション

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することが指摘されている。これが原因となりアレルギー疾患を有する者に健康危害が発生するおそれが懸念されている現状を踏まえ、他の製品の原材料中の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する、特定原材料等を含まない食品から順に製造する、又は可能な限り専用器具を使用するなど、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底すべきである。

また、これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表記を推奨するものである。

(6) その他留意事項

- ① 食物アレルギーは、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、特定原材料を含む食品にあつては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。
- ② 特定原材料等に関して「入っているかもしれない」等の可能性表示は認められないこと。原材料表示欄の外であっても、同様である。
- ③ 「穀類（小麦、大豆）」又は「小麦、大豆」を単に「穀類」とのみ表示するように、大分類で表示することは認められない。ただし、網で無分別に捕獲したものをそのまま原材料として用いるため、どの種類の魚介類が入っているか把握できないという製造工程上の理由から、「たんぱく加水分解物（魚介類）」、「魚醤（魚介類）」、「魚醤パウダー（魚介類）」、「魚肉すり身（魚介類）」、「魚油（魚介類）」、「魚介エキス（魚介類）」の6つに限り、例外的に認めることとする。

- ④ 加工助剤及びキャリーオーバーなど、添加物の表示が免除されているものであっても、特定原材料については、表示する必要がある。特定原材料に準ずるものについても、可能な限り表示に努めること。
- ⑤ 特定原材料等のうち、高価なもの（あわび、まつたけ等）が含まれる加工食品については、特定原材料等がごく微量しか含有されていないにもかかわらず、あたかも多く含まれるかのような表示が行われると消費者に誤認を生じさせるおそれがあることから、表示に当たっては、例えば「あわびエキス含有」など、含有量、形態等に着目した表示を行うこと。
- ⑥ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられておらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものを使用していない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することができず、食品選択の可能性が狭められているとの指摘がなされている。このため、「特定原材料に準ずるものを含むであろう」とアレルギー疾患を有する者が社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料に準ずるものを使用せずに当該食品を製造等した場合、当該特定原材料に準ずるものを使用していない旨を表示することが制度の本旨から望ましい。なお、特定原材料に準ずるものを「使用していない」旨の表示は、「含んでいない」ことを必ずしも意味するのではなく、特定原材料に準ずるものの使用の有無について表示者が適切に確認したことを意味するものである。
- また、いわゆる一括表示枠外での表示やウェブサイト等を活用して、特定原材料に準ずるものについても表示対象としているか否か、情報提供を行うことも有用である。
- なお、特定原材料についても、特定原材料に準ずるものと同様に取り扱われたい。
- ⑦ 原材料表示のうち、特定原材料等に係る表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、いわゆる一括表示枠外に別途強調表示する等の任意的な取組を容認する。
- ⑧ 対面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるため、正しい知識・理解に基づく、事業者の規模・業態等に応じた、アレルギー情報の自主的な情報提供の促進を進めることが望ましい。

- ⑨ 特定原材料等の品目については、継続的に実態調査・科学研究を行っており、新たな知見や報告により、再検討していく予定である。

第2 食品関連事業者等が留意すべき事項

1 製造記録等の保管に関する留意事項

- (1) 特定原材料を原材料として含むか否かの検証は、書面により行うこととなるので、製造記録等を適切に保管する必要がある。
- (2) 特定原材料については、加工助剤及びキャリーオーバーについても最終製品まで表示する必要があることから、製品に微量に含まれる特定原材料についても確認し、記録を保管する必要がある。

2 アレルゲンに関する情報提供について留意すべき事項

特定原材料等についてのみでなく、特定原材料等以外の原材料についても、以下に掲げる例により、電話等による問合せへの対応やウェブページ等による情報提供を行うことが望ましい。

- (1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に表示し、特定原材料については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、次に掲げるような注意喚起を行うこと。
- ① 食品名欄には個別の分かりやすい表示を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的にどの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにすること。
- ② 表示可能面積の制約等により、繰り返しになるアレルゲンの省略規定を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料の情報提供をすること。
- ③ 特定原材料等について、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供すること。
- ④ 情報提供をウェブサイト等において行う場合は、各ページの分かりやすい部分に、表示内容についての問合せに対応できる部署又は担当者名、住所、電話番号、Eメールアドレス等を記載すること。
- ⑤ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示する必要があること。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、表示を行っているほかにも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問合せ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じること。

- (2) その他、消費者等から特定原材料等及びその他の製品に使用した原材料について問合せがあった際は、速やかに回答できるよう体制を整えるよう努めること。

第3 アレルゲンを含む食品の検査に関する事項

アレルゲンを含む食品の検査方法については、別添の「アレルゲンを含む食品の検査方法」に基づき実施すること。

なお、アレルゲンを含む食品の検査方法については、その検査技術の進歩に対応し、順次見直しを行っていくこととしているので、御留意願いたい。

別表 1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
えび	71	3311	えび類	くるまえび類	くるまえび
	71	3312	〃	〃	ふとみぞえび
	71	3313	〃	〃	くまえび
	71	3314	〃	〃	たいしょうえび
	71	3319	〃	〃	その他のくるまえび類
	71	3321	〃	しばえび類	よしえび
	71	3322	〃	〃	しばえび
	71	3323	〃	〃	あかえび
	71	3324	〃	〃	とらえび
	71	3329	〃	〃	その他のしばえび類
	71	3331	〃	さくらえび類	さくらえび
	71	3339	〃	〃	その他のさくらえび類
	71	3341	〃	てながえび類	てながえび
	71	3342	〃	〃	すじえび
	71	3349	〃	〃	その他のてながえび類
	71	3351	〃	小えび類	ほっかいえび
	71	3352	〃	〃	てっぽうえび
	71	3353	〃	〃	ほっこくあかえび
	71	3359	〃	〃	その他の小えび類
	71	339	〃	その他のえび類	
	71	3411	〃	いせえび類	いせえび
	71	3412	〃	〃	はこえび
	71	3419	〃	〃	その他のいせえび類
	71	342	〃	うちわえび類	
71	343	〃	ざりがに類		
かに	71	3511	かに類	いばらがに類	たらばがに
	71	3512	〃	〃	はなさきがに
	71	3513	〃	〃	あぶらがに
	71	3521	〃	くもがに類	ずわいがに
	71	3522	〃	〃	たかあしがに
	71	3531	〃	わたりがに類	がざみ
	71	3532	〃	〃	いしがに
	71	3533	〃	〃	ひらつめがに
	71	3539	〃	〃	その他のわたりがに類
	71	3541	〃	くりがに類	おおくりがに (けがに)
	71	3542	〃	〃	くりがに
	71	359	〃	その他のかに類	
	卵	70	31	食用鳥卵	鶏卵
70		32	〃	あひるの卵	
70		33	〃	うずらの卵	
70		39	〃	その他の食用鳥卵	
73		3111	鶏卵の加工製品	液鶏卵	全液鶏卵
73		3112	〃	〃	卵白液鶏卵
73		3113	〃	〃	全黄液鶏卵
73		3121	〃	粉末鶏卵	全粉鶏卵
73		3122	〃	〃	卵白粉鶏卵
73		3124	〃	〃	卵黄粉鶏卵
73		313	〃	鶏卵加工冷凍食品	
73		319	〃	その他の鶏卵加工製品	
73		391	その他の加工卵製品	あひるの卵の加工製品	
73		392	〃	うずらの卵の加工製品	
73		399	〃	他に分類されない加工卵製品	

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
小麦	69	2311	小麦	国内産小麦	普通小麦
	69	2312	〃	〃	強力小麦
	69	2321	〃	外国産小麦	普通小麦
	69	2322	〃	〃	準強力小麦
	69	2323	〃	〃	強力小麦
	69	2324	〃	〃	デュラム小麦
	69	521	小麦粉	強力小麦粉	
	69	522	〃	準強力小麦粉	
	69	523	〃	薄力小麦粉	
	69	524	〃	普通小麦粉	
	69	525	〃	デュラムセモリナ	
	69	5291	〃	その他の小麦粉	特殊小麦粉
	69	5299	〃	〃	他に分類されない小麦粉
そば	69	532	そば粉		
落花生	69	4811	落花生	大粒落花生	大粒落花生さやみ
	69	4812	〃	〃	大粒落花生むきみ
	69	4821	〃	小粒落花生	小粒落花生さやみ
	69	4822	〃	〃	小粒落花生むきみ
	69	489	〃	その他の落花生	
あわび	71	271	あわび類	あわび	
いか	71	311	いか類	ほたるいか類	
	71	312	〃	するめいか類	
	71	3131	〃	やりいか類	やりいか
	71	3132	〃	〃	けんさきいか
	71	3133	〃	〃	あおりいか
	71	3139	〃	〃	その他のやりいか類
	71	3141	〃	こういか類	はりいか
	71	3142	〃	〃	しりやけいか(まいか)
	71	3143	〃	〃	もんごういか
	71	3149	〃	〃	その他のこういか類
	71	3191	〃	その他のいか類	みみいか
	71	3192	〃	〃	ひめいか
	71	3193	〃	〃	つめいか
	71	3199	〃	〃	他に分類されないいか類
いくら	74	1496	塩蔵魚介類	その他の塩蔵魚介類	すじこ
	74	1497	〃	〃	いくら
オレンジ	69	8125	かんきつ類	中晩かん	ネーブルオレンジ
	69	8126	〃	〃	バレンシアオレンジ
カシューナッツ	69	8594	穀果類	その他の穀果類	カシューナッツ
キウイフルーツ	69	866	熱帯性及び亜熱帯性果実(別掲を除く。)	キウイフルーツ	
牛肉	70	111	牛肉	成牛肉	
	70	112	〃	子牛肉	
	70	113	〃	牛のくず肉	
くるみ	69	8591	穀果類	その他の穀果類	くるみ
ごま	03	22	油脂用種実、油脂用堅実及び油脂用種核	ごま	
さけ <small>サケ科のサケ属、サลม属に属するもので、陸封性を除く。</small>	71	121	さく河性さけ・ます類	しろざけ	
	71	122	〃	べにざけ	
	71	123	〃	ぎんざけ	
	71	124	〃	ますのすけ	
	71	125	〃	さくらます	
	71	126	〃	からふとます	
	71	129	〃	その他のさく河性さけ・ます類	
さば	71	1441	かつお・まぐろ・さば類	さば類	まさば
	71	1442	〃	〃	ごまさば

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
大豆	69	4111	大豆	国内産普通大豆	大粒大豆
	69	4112	〃	〃	中粒大豆
	69	4113	〃	〃	小粒大豆
	69	4114	〃	〃	極小粒大豆
	69	4119	〃	〃	その他の国内産普通大豆
	69	4121	〃	外国産普通大豆	大粒大豆
	69	4122	〃	〃	中粒大豆
	69	4123	〃	〃	小粒大豆
	69	4124	〃	〃	極小粒大豆
	69	4129	〃	〃	その他の外国産普通大豆
	69	7316	果菜類	えだまめ	
	69	72351	葉茎菜類	もやし	大豆もやし
	69	72359	〃	〃	その他のもやし
鶏肉	70	1711	家きん肉	鶏肉	成鶏肉
	70	1712	〃	〃	ブロイラー
バナナ	69	862	熱帯性及び亜熱帯性果実（別掲を除く。）	バナナ	
豚肉	70	121	豚肉及びいのしし肉	豚肉	
	70	123	〃	豚のくず肉	
まつたけ	69	762	きのこ類	まつたけ	
もも	69	8311	核果類	もも	砂子早生
	69	8312	〃	〃	倉方早生
	69	8313	〃	〃	大久保
	69	8314	〃	〃	白鳳
	69	8315	〃	〃	白桃
	69	8316	〃	〃	缶桃種
	69	8319	〃	〃	その他のもも
やまいも	69	71111	根菜類	やまのいも	ながいも
	69	71112	〃	〃	やまといも
	69	71119	〃	〃	その他のやまのいも
りんご	69	82101	仁果類（かんきつ類を除く。）	りんご	祝
	69	82102	〃	〃	つがる
	69	82103	〃	〃	王林
	69	82104	〃	〃	ゴールドデリシャス
	69	82105	〃	〃	スターキングデリシャス
	69	82106	〃	〃	デリシャス
	69	82107	〃	〃	紅玉
	69	82108	〃	〃	国光
	69	82111	〃	〃	ジョナゴールド
	69	82112	〃	〃	ふじ
	69	82113	〃	〃	陸奥
	69	82114	〃	〃	世界一
	69	82199	〃	〃	その他のりんご

特定原材料等	分類番号(1)	分類番号(2)	大分類	中分類	小分類
※分類番号が無いものの分類					
乳 分類は食品衛生法乳等省令に準じる牛乳及びチーズを含む			乳	生乳	
			〃	牛乳	
			〃	特別牛乳	
			〃	成分調整牛乳	
			〃	低脂肪牛乳	
			〃	無脂肪牛乳	
			〃	加工乳	
			乳製品	クリーム(乳製品)	
			〃	バター	
			〃	バターオイル	
			〃	チーズ	ナチュラルチーズ
			〃	〃	プロセスチーズ
			〃	濃縮ホエイ(乳製品)	
			〃	アイスクリーム類	アイスクリーム
			〃	〃	アイスマルク
			〃	〃	ラクトアイス
			〃	濃縮乳	
			〃	脱脂濃縮乳	
			〃	無糖練乳	
			〃	無糖脱脂練乳	
			〃	加糖練乳	
			〃	加糖脱脂練乳	
			〃	全粉乳	
			〃	脱脂粉乳	
			〃	クリームパウダー(乳製品)	
			〃	ホエイパウダー(乳製品)	
			〃	たん白質濃縮ホエイパウダー(乳製品)	
			〃	バターミルクパウダー	
		〃	加糖粉乳		
		〃	調製粉乳		
		〃	発酵乳		
		〃	乳酸菌飲料		
		〃	乳飲料		
			乳又は乳製品を主原料とする食品		
ゼラチン					

別表2

特定原材料等由来の添加物についての表示例

1 特定原材料

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考	
えび かに	既存添加物	キチン	キチン(かに由来)	ただし、えびを原料とする場合は(えび由来)	
		キトサン	キトサン(かに由来)		
		グルコサミン	グルコサミン(かに由来)		
小麦	指定添加物	アセチル化アジピン酸架橋デンプン	アセチル化アジピン酸架橋デンプン(小麦由来)	ただし、原材料が小麦の場合 いずれも「加工デンプン(小麦由来)」も可	
		アセチル化酸化デンプン	アセチル化酸化デンプン(小麦由来)		
		アセチル化リン酸架橋デンプン	アセチル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	オクテニルコハク酸デンプンナトリウム(小麦由来) オクテニルコハク酸デンプンNa(小麦由来)		
		酢酸デンプン	酢酸デンプン(小麦由来)		
		酸化デンプン	酸化デンプン(小麦由来)		
		デンプングリコール酸ナトリウム	デンプングリコール酸ナトリウム(小麦由来) デンプングリコール酸Na(小麦由来)		
		ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		ヒドロキシプロピルデンプン	ヒドロキシプロピルデンプン(小麦由来)		
		リン酸架橋デンプン	リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		リン酸化デンプン	リン酸化デンプン(小麦由来)		
		リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン(小麦由来)		
		既存添加物	β-アミラーゼ		酵素(小麦由来)
	カルボキシペプチダーゼ		酵素(小麦由来)		
	スフィンゴ脂質		スフィンゴ脂質(小麦由来)	ただし、原材料が小麦の場合	
	一般飲食物添加物	グルテン	グルテン(小麦由来)		
		コムギ抽出物	コムギ抽出物	名称に「小麦」があるので、特定原材料等の表示不要	
	そば	既存添加物	ソバ柄灰抽出物	植物灰抽出物	燃焼するのでアレルゲンは含まないと考えられる。
			ケルセチン	ケルセチン(そば由来) ケルセチン(そば由来) ルチン分解物(そば由来)	ただし、原材料がそばの場合。 (現在はエンジュを基原としたもののみが流通)
			酵素処理イソクエルシトリン	酵素処理イソクエルシトリン(そば由来) 糖転移イソクエルシトリン(そば由来) 酵素処理ルチン(そば由来)	
酵素処理ルチン(抽出物)			酵素処理ルチン(抽出物)(そば由来) 糖転移ルチン(抽出物)(そば由来) 酵素処理ルチン(そば由来) 糖転移ルチン(そば由来)		
ルチン(抽出物)(ソバ全草抽出物)			ルチン(抽出物)(そば由来) ソバ全草抽出物(そば由来)		

特定原材料の名称	区分	添加物名	特定原材料の表示	備考
			フラボノイド(そば由来) ルチン(そば由来)	
卵	既存添加物	酵素処理レシチン	酵素処理レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		酵素分解レシチン	酵素分解レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		焼成カルシウム(卵殻焼成カルシウム)	卵殻焼成カルシウム	焼成しており、アレルギーは含まないと考えられる。
		分別レシチン	分別レシチン(卵由来) レシチン(卵由来) レシチン分別物(卵由来) 乳化剤(卵由来)	
		未焼成カルシウム(卵殻未焼成カルシウム)	卵殻未焼成カルシウム 卵殻Ca 卵殻カルシウム	名称に「卵」があるので、特定原材料等の表示不要
			未焼成カルシウム(卵由来) 未焼成Ca(卵由来)	
		卵黄レシチン	レシチン(卵由来) 卵黄レシチン 乳化剤(卵由来)	
		リゾチーム	リゾチーム(卵由来) 卵白リゾチーム 酵素(卵由来)	
乳及び乳製品	指定添加物	カゼインナトリウム	カゼインNa(乳由来) カゼインナトリウム(乳由来)	
	既存添加物	焼成カルシウム(乳清焼成カルシウム)	乳清焼成カルシウム	焼成しており、アレルギーは含まないと考えられる。
		ラクトパーオキシダーゼ	酵素(乳由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に乳成分を含む」と表示
		ラクトフェリン濃縮物	ラクトフェリン(乳由来)	
	一般飲食物添加物	カゼイン	カゼイン(乳由来)	
落花生	—	—	—	—

2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
あわび	—	—	—	—
いか	既存添加物	タウリン(抽出物)	調味料(アミノ酸:いか由来)	
	一般飲食物添加物	イカスミ色素	イカスミ色素 イカ墨	名称に「イカ」があるので、特定原材料等の表示不要
いくら	—	—	—	—
オレンジ	指定添加物	メチルヘスペリジン	メチルヘスペリジン(オレンジ由来) 溶性ビタミンP(オレンジ由来) ヘスペリジン(オレンジ由来) ビタミンP(オレンジ由来) V.P(オレンジ由来)	ただし、オレンジ以外の柑橘を基原としたものは特定原材料等の表示不要
	既存添加物	酵素処理ヘスペリジン	糖転移ヘスペリジン(オレンジ由来) ヘスペリジン(オレンジ由来)	ただし、オレンジ以外の柑橘を基原としたものは特定原材料等の表示不要
		ヘスペリジン	ヘスペリジン(オレンジ由来) ビタミンP(オレンジ由来)	
		ペクチン	ペクチン(オレンジ由来)	
		ペクチン分解物	ペクチン分解物(オレンジ由来)	
	一般飲食物添加物	オレンジ果汁	オレンジ果汁 オレンジジュース	名称に「オレンジ」があるので、特定原材料等の表示不要
カシューナッツ	—	—	—	—
キウイフルーツ	既存添加物	アクチニジン	酵素(キウイ由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部にキウイを含む」等と表示
牛肉	指定添加物	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。
		L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル	特定原材料等の表示不要	
		ビタミンA脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	脂肪酸(ステアリン酸、パルミチン酸)は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。 ビタミンA脂肪酸エステルは酢酸エステル又はパルミチン酸エステルが主体
		グリセリン	大豆の項参照	大豆の項参照
		グリセリン脂肪酸エステル		
		プロピレングリコール脂肪酸エステル		
		ショ糖脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。
		ステアロイル乳酸カルシウム	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸は上記のとおり 乳酸は特定原材料を使用しない。カルシウムは水酸化カルシウム又は酸化カルシウムを使用
ソルビタン脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	ステアリン酸、パルミチン酸は蒸留・精製されているため、アレルギーの存在はないと考えられる。		

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
	既存添加物	高級脂肪酸	特定原材料等の表示不要	蒸留、精製されるので、アレルギーは含まないと考えられる。
		胆汁末	胆汁末(牛由来) コール酸(牛由来) デオキシコール酸(牛由来) 乳化剤(牛由来)	ただし、豚の場合は(豚由来)と記載 真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		フェリチン	フェリチン(牛由来) 鉄たん白(牛由来) 鉄たん白質(牛由来)	真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		ヘム鉄	ヘム鉄(牛由来)	
		リパーゼ	酵素(牛由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に牛肉を含む」と表示
		レンネット	酵素(牛由来)	ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
	一般飲食物添加物	コラーゲン	コラーゲン(牛由来)	
くるみ	—	—	—	—
ごま	既存添加物	ゴマ油不けん化物	ゴマ油不けん化物(ごま由来) ゴマ油抽出物(ごま由来)	
		ゴマ柄灰抽出物	特定原材料等表示不要	燃焼するのでアレルギーは含まないと考えられる。
		d- α -トコフェロール	ビタミンE 抽出ビタミンE	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要
		d- γ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		d- δ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		ミックストコフェロール	分子蒸留したままのもの:特定原材料等の表示不要	
さけ	既存添加物	しらこたん白抽出物	しらこたん白(さけ由来) プロタミン(さけ由来)	ただし、原料がさけの場合のみ
さば	—	—	—	—
大豆	指定添加物	グリセリン	特定原材料等の表示不要	蒸留、精製されるので、アレルギーは含まないと考えられる。
		グリセリン脂肪酸エステル	蒸留物:特定原材料等の表示不要 未蒸留物:グリセリン脂肪酸エステル(大豆由来) グリセリンエステル(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	蒸留物はアレルギーは含まないと考えられる。
		プロピレングリコール脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	反応に用いる「脂肪酸」は蒸留・精製されているので、アレルギーは含まないと考えられる。
		ステアロイル乳酸カルシウム	特定原材料等の表示不要	
		ソルビタン脂肪酸エステル	特定原材料等の表示不要	
		既存添加物	β -アミラーゼ	酵素(大豆由来)
	高級脂肪酸	牛肉の項参照	牛肉の項参照	

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
		酵素処理レシチン	酵素処理レシチン(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		酵素分解レシチン	レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		植物性ステロール	植物性ステロール(大豆由来) ステロール(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		植物レシチン	植物レシチン(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		ダイズサポニン	サポニン(大豆由来) ダイズサポニン	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要
		d- α -トコフェロール	ビタミンE 抽出ビタミンE	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		d- γ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		d- δ -トコフェロール	d- α -トコフェロールに同じ	
		ばい煎ダイズ抽出物	焙煎ダイズ抽出物	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要
		パーオキシダーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に大豆を含む」と表示
		分別レシチン	分別レシチン(大豆由来) レシチン分別物(大豆由来) レシチン(大豆由来) 乳化剤(大豆由来)	
		ホスホリパーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に大豆を含む」と表示
		ミックストコフェロール	分子蒸留したままのもの:特定原材料等の表示不要	分子蒸留したものはアレルギーが除去されていると考えられるので特定原材料等の表示不要ただし、大豆油等で希釈したものは添加物表示に(大豆由来)等の表示が必要
		リポキシゲナーゼ	酵素(大豆由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に大豆を含む」と表示
一般飲食物添加物	ダイズ多糖類	ダイズ多糖類 ダイズヘミセルロース	名称に「ダイズ」があるので、特定原材料等の表示不要	
鶏肉	既存添加物	ヒアルロン酸	ムコ多糖(鶏由来)	
バナナ	—	—	—	—
豚肉	指定添加物	グリセリン	牛肉の項参照	牛肉の項参照
		グリセリン脂肪酸エステル		
		プロピレングリコール脂肪酸エステル		

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
	既存添加物	カタラーゼ	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		高級脂肪酸	牛肉の項参照	牛肉の項参照
		パンクレアチン	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
		ヘム鉄	ヘム鉄(豚由来)	牛の場合は(牛由来)と表示
		ホスホリパーゼ	酵素(豚由来)	失活している場合は物質名が表示されないため、「一部に豚肉を含む」と表示 ただし真皮層を含まない内臓由来のものは特定原材料等の表示不要
	一般飲食物添加物	コラーゲン	コラーゲン(豚由来)	
まつたけ	—	—	—	—
もも	—	—	—	—
やまいも	—	—	—	—
りんご	既存添加物	酵素分解りんご抽出物	りんご抽出物 りんごエキス	名称に「りんご」があるので、特定原材料等の表示不要
		ペクチン	ペクチン(りんご由来)	ただし、原料がりんごの場合のみ
		ペクチン分解物	ペクチン分解物(りんご由来)	

(注)

1. 上記リストは代表的な添加物の表示事例としてまとめたものです。
2. 加工助剤、キャリアオーバーに該当する場合で添加物名を省略する場合であっても特定原材料等の表示は必要であるため、一括表示等を行う。
3. 用途名併記の場合の特定原材料等の表記は、物質名と特定原材料等の間を「:」で区切る。
例)増粘剤(ペクチン:りんご由来)
4. 一括名併記の調味料の場合も、()内での特定原材料は「:」で区切る。例)調味料(アミノ酸:いか由来)
5. その他の特定原材料等を起源とした添加物に関しては、上記リストに準じて表記することになります。

別表3

特定原材料等の代替表記等方法リスト

1 特定原材料

特定原材料 (食品表示 基準で定め られた品 目)	代替表記	拡大表記 (表記例)
	表記方法や言葉が違うが、特定原材料と同一であるということが理解できる表記	特定原材料名又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例
えび	海老 エビ	えび天ぷら サクラエビ
かに	蟹 カニ	上海がに カニシューマイ マツバガニ
小麦	こむぎ コムギ	小麦粉 こむぎ胚芽
そば	ソバ	そばがき そば粉
卵	玉子 たまご タマゴ エッグ 鶏卵 あひる卵 うずら卵	厚焼玉子 ハムエッグ
乳	ミルク バター バターオイル チーズ アイスクリーム	アイスマルク 生乳 ガーリックバター 牛乳 プロセスチーズ 濃縮乳 乳糖 加糖れん乳 乳たんぱく 調製粉乳
落花生	ピーナッツ	ピーナッツバター ピーナッツクリーム

※「卵」について、「卵白」及び「卵黄」については、特定原材料名(卵)を含んでいるが、事故防止の観点から、拡大表記として含む旨の表示を省略することは不可とする。

2 特定原材料に準ずるもの

通知で定められた品目	代替表記		拡大表記（表記例）	
	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同じであるということが理解できる表記		特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例	
あわび	アワビ		煮あわび	
いか	イカ		いかフライ	イカ墨
いくら	イクラ スジコ	すじこ	いくら醤油漬	塩すじこ
オレンジ			オレンジソース	オレンジジュース
カシューナッツ				
キウイフルーツ	キウイ キーウィー キウイ	キウィー キーウィ	キウイジャム キーウィージャム	キウイソース キーウィーソース
牛肉	牛 ぎゅうにく 牛にく	ビーフ ぎゅう肉	牛すじ ビーフコロッケ	牛脂
くるみ	クルミ		くるみパン	くるみケーキ
ごま	ゴマ	胡麻	ごま油 すりゴマ ゴマペースト	練りごま 切り胡麻
さけ	鮭 サーモン シャケ	サケ しゃけ	鮭フレーク 紅しゃけ	スモークサーモン 焼鮭
さば	鯖	サバ	さば節	さば寿司
大豆	だいず	ダイズ	大豆煮 大豆油	大豆たんぱく 脱脂大豆
鶏肉	とりにく 鳥肉 鳥 チキン	とり肉 鶏 とり	焼き鳥 鶏レバー チキンスープ	ローストチキン チキンブイヨン 鶏ガラスープ
バナナ	ばなな		バナナジュース	
豚肉	ぶたにく ぶた肉 ポーク	豚にく 豚	ポークウインナー 豚ミンチ	豚生姜焼
まつたけ	松茸	マツタケ	焼きまつたけ	まつたけ土瓶蒸し
もも	モモ ピーチ	桃	もも果汁 白桃	黄桃 ピーチペースト
やまいも	山芋 山いも	ヤマイモ	千切りやまいも	
りんご	リンゴ	アップル	アップルパイ 焼きりんご	リンゴ酢 りんご飴
ゼラチン			板ゼラチン	粉ゼラチン

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法

序文

本検査法は、特定原材料等の表示制度を科学的に検証する目的で、現時点で最も信頼性の高いと考えられる方法によって構成されたものである。該当する検査対象検体は流通する食品原料、添加物及び加工食品であるが、本検査法を全ての食品へ適用することは、実際上不可能である。さらに応用例を蓄積し、問題点を改訂していくこととしているので、御留意願いたい。

なお、加工による特定原材料成分の変化・分解や食品からの特定原材料成分の抽出効率の変動により、本検査法による特定原材料総タンパク質含有量の測定結果は実際の含有量と必ずしも正確に一致しない。

1. 検査原則及び試料調製法

1.1. 検査原則

当検査は、あらゆる加工食品が検査対象検体として想定されるため、その性状により測定結果は変動する。これらを縮小するための原則について記す。

- ・ 検査対象検体は、一包装を一単位とする。
- ・ 検査対象検体の食さない部分を廃棄した可食部を試料とする。
- ・ 試料中の特定原材料成分は、不均一に分布すると考えられるため、検査に供する前に均質化操作を行う。
- ・ 均質化した試料を調製試料とする。
- ・ 検査に供する調製試料は固体や液体の性状にかかわらず、重量測定にて一定量を採取する。
- ・ 試料調製を含む検査全般は、空気の動きがなく温度・湿度の変動が少ない場所で実施する。
- ・ 微量測定のため、粉砕器、フードカッター、秤量用器具は中性洗剤等で洗浄後、アルカリ洗剤に一晩浸け置きする。又は超音波洗浄機を用い、30分間の超音波処理を行う。
- ・ 試料の調製場所と検査場所は、区切られた空間で行い、コンタミネーションを防ぐ。

1.2. 試料調製法

食品一包装単位に含まれる可食部全体を試料とする。その後、試料の全量を粉砕器あるいはフードカッター等*で十分に破砕し、均質混和して調製試料とする。

* エースホモジナイザーAM-11(日本精機製作所社製)、レッチェGM200(レッチェ社製)及び同等の結果が得られるものを用いる。

注)

- ①インスタント食品(カップ麺、カップスープ等)には、スープ、かやく及び麺などに小分けされ包装されているものが含まれる。そのような包装形態を持つインスタント食品については全体を一包装単位として考え、小分け包装されたものの全てを

混合し、次いで均質化操作を行った後に調製試料とする。

- ②幕の内弁当などの組み合わせ食品では弁当全体を一包装単位として考え、ご飯、おかず及び小分け包装された調味料等の全てを混合し、次いで均質化操作を行った後に調製試料とする。

2. 特定原材料等の検査方法

特定原材料等の検査方法は、以下を満たすものを用いること。

- 定量検査法においては、試験室数 8 以上、試料数 5 以上（ただし、試料に含まれる特定原材料タンパク質濃度レベルには、10 $\mu\text{g/g}$ を含むこと）で実施した試験室間バリデーションで、50%以上、150%以下の回収率及び25%以下の室間精度であること。
- 定性検査法においては、試験室数 6 以上、試料数 5 以上で実施した試験室間バリデーションで、特定原材料タンパク質を含む試料についての陽性率は90%以上、ブランク試料における陰性率は90%以上とする。定量検査法より特異性が高いことを示すデータの提示が必要である。なお、特定原材料タンパク質を含む試料のタンパク質濃度レベルには10 $\mu\text{g/g}$ を含むことが望ましい。
- これら試験室間バリデーションの結果及び偽陽性、偽陰性のデータについて、説明書等に添付し、公表していること。
- これらの検査方法の評価に当たって、別添 4 として添付した「アレルギーを含む食品の検査方法を評価するガイドライン」に準拠していること。

2.1. 定量検査法

2.1.1. 定量検査法の概要

食品中の特定原材料等由来のタンパク質を定量的に検出する手法である。一般的には、抗原抗体反応を利用したELISA法が用いられる。

なお、ELISA法以外の定量検査法を用いることは妨げないが、この場合には、この検査法と同等又は同等以上の性能をもっていること。

操作に当たっては、試薬、注意事項を含め各検査の説明書に記載された手技に従って検査する。

2.1.2. 定量検査法の結果の判定

食品採取重量 1 g 当たりの特定原材料等由来のタンパク質含量が10 μg 以上の試料については、微量を超える特定原材料が混入している可能性があるものと判断する。

（ただし、えび、かにの場合には、これらを区別できず、甲殻類としてまとめて検出される。）

なお、1 度目の測定を行った結果、得られた数値が8-12 $\mu\text{g/g}$ の範囲内にある場合には、再度、同じ調製試料からの操作を改めて行い、2 度目の測定を行う。測定結果の判定は、1 度目に得られた値と 2 度目に得られた値とを平均した値で行う。調製試料から 2 度目の採取が不可能である場合には、別の同検査対象検体を入手し検査を行う。

また、ELISA法を用いる場合にあっては、以下の点に注意すること。

- ELISA法を用いて得られた測定結果において、3 ウェル間のCV値が20%以上を示した場合には、再度ELISA操作以降の操作を行う。
- 各濃度の標準液から得られた測定値に4係数logistic曲線をフィッティングして得られた検量線から各ウェルの特定原材料等由来のタンパク質濃度を算出し、得られた値に各検査毎に定められた希釈倍率を乗じて食品採取重量あたりの特定原材料等由来のタンパク質量を算出する。

2.2. 定性検査法

2.2.1. 定性検査法の概要

定性検査法には、ウエスタンブロット法やPCR法がある。一般に、卵、乳については、ウエスタンブロット法が用いられる。一方、小麦、そば、えび、かに、落花生については、一般にPCR法が用いられる。

なお、ウエスタンブロット法、PCR法以外の定性検査法を用いることは妨げないが、この場合には、これらの検査法と同等あるいは同等以上の性能を持っていること。

操作に当たっては、試薬、注意事項を含め各検査の説明書に記載された手技に従って検査する。

2.2.2. ウエスタンブロット法

ウエスタンブロット法においては、各特定原材料等由来のタンパク質の分子量（SDS-PAGEにおける見掛け上の分子量：卵白アルブミン M.W. 50,000、オボムコイド M.W. 38,000、カゼイン M.W. 33,000-35,000、 β -ラクトグロブリン M.W. 18,400）付近に明瞭なバンドが検出されたものを陽性と判定する。適宜、標準液のバンド位置を参照して判定する。なお、陽性対照として検査対象の卵又は乳の標準液（1 μ g/mL）が検出されているかどうか確認する。標準液（1 μ g/mL）が検出されない場合は、検査が不適であると考え、再度試料の調製から行う。卵タンパク質測定の際は、卵白アルブミン又はオボムコイド、乳タンパク質測定の際はカゼイン又は β -ラクトグロブリンのどちらか一方の抗体を用いて陽性の場合、各特定原材料（卵、乳）が微量を超える混入があると判断する。

2.2.3. PCR法

食品からのDNA抽出精製法（2.2.3.2.）に従いDNA抽出を行い、得られたDNA試料液を用いて以下に示す定性PCRを行う。なお、DNA抽出は1調製試料につき2点並行で行い、それ以降、PCR増幅産物の確認に至るまでの全操作は、この2点に対し独立並行で行う。

2.2.3.1. 試料調製法

1.1. 及び1.2. に従って、試料を調製する。

ただし、試料中、ミキサーミル等を用いた単純な粉砕により均質化が困難なも

のについては、均質化処理過程において、試料と同重量の水を加え、十分に均質化操作を行う。その後、凍結乾燥処理を行い、再度粉砕操作を行ったものを調製試料とする。また、試料が液体の場合には、ミキサーミル等を用いた均質化を行った後、凍結乾燥処理に供し、処理後、再びミキサーミル等を用いた粉砕処理を経たものを調製試料とする。

2.2.3.2. DNA抽出精製法

界面活性剤セチルトリメチルアンモニウムブロミド (CTAB) とフェノール/クロロホルム混合液を用いてDNAを抽出精製するCTAB法は、応用範囲が広い上、PCR阻害物質が残存しにくく、純度の高いDNAを得ることができる非常に優れた方法であるが、クロロホルム等の有害試薬、及び煩雑な精製操作が必要である。これに対し、市販のDNA抽出キットを用いることで比較的簡易にDNAの抽出精製を行うことが可能である。市販のDNA抽出キットには、シリカゲル膜タイプキット、イオン交換樹脂タイプキット等がある。これらのキットはそれぞれに特徴を有するため、各検査対象検体に適した方法にてDNAの抽出を行う。本項では、CTAB法とシリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini)、イオン交換樹脂タイプのキット (QIAGEN Genomic-Tip 20/G) を用いた精製法を記す。

なおDNAの抽出精製の際に用いる水は、特に断り書きがない限り全て逆浸透膜精製したRO水又は蒸留水をMilli-Q等で17 M Ω /cmまで精製した超純水を121°C、20分以上の条件でオートクレーブ滅菌したものとす。

2.2.3.2.1. シリカゲル膜タイプキット法^{*1}

調製試料2gをポリプロピレン製遠沈管 (50 mL容) に量り採り^{*2}、同遠沈管にあらかじめ65°Cに温めておいたAP1緩衝液10 mLとRNase A 10 μ Lを加える。その後、試料塊が残らないようボルテックスミキサーで激しく混合し、65°Cで15分間加温する。その間、数回遠沈管を反転させ試料を攪拌する。加温処理後、AP2緩衝液3,250 μ Lを加え室温で5分間静置し、その後、室温下、3,000 \times gの条件で5分間遠心する。遠心終了後、速やかに上清を別の遠沈管に移す。次いで分取した上清をQIAshredder spin columnに負荷し、室温下、10,000 \times g、の条件で2分間遠心する。得られた溶出液は新しいポリプロピレン製遠沈管 (15 mL容) に移しておく。この際、1回当たりの負荷量は500 μ Lとし、得られた上清のうち3mLを負荷し終えるまで数回繰り返す。最終的に得られた溶出液に、溶出液量の1.5倍量のAP3緩衝液・エタノール混液^{*3}を加え、10秒間ボルテックスミキサーで攪拌し、溶解液を得る。得られた溶解液のうち500 μ Lをmini spin columnに負荷し、室温下、10,000 \times gの条件で1分間遠心し溶出液を捨てる。次いで残りの溶解液のうち、さらに500 μ Lを同じmini spin columnに負荷し、同条件で遠心し溶出液を捨てる。最終的に溶解液が全てなくなるまで同様の操作を繰り返す。次いで、columnにAW緩衝液500 μ Lを負荷し、室温下、10,000 \times gの条件で1分間遠心する。得られた溶出液を捨て、同じ操作をもう1度繰り返す。溶出液を捨てた後、mini spin columnを乾燥させるため、室温下、10,00

0 × g以上の条件で15分間遠心する。乾燥処理後、mini spin columnをキット付属の遠沈管に移し、あらかじめ65℃に温めておいた水 50 μLを加え、5分間静置した後、室温下、10,000 × gの条件で1分間遠心しDNAを溶出する。もう1度同様の溶出操作を行い、得られた溶出液を合わせ、DNA試料原液（計100 μL）とする。

*1 本法は主に加工程度の低い検査対象検体（小麦粉、そば粉、落花生粉砕物、並びにそれらに準ずる加工食品）に適用が可能である。加工程度が高く、糖、並びに油脂成分含量の高い検査対象検体ではDNAの精製度が低く、DNA量としても十分な量が抽出されないことがあるため留意する。また、本法によりDNAが抽出されない調製試料については、2.2.3.2.2. に示すイオン交換樹脂タイプキット法を用いたDNA抽出を試みる。

*2 試料の調製、採取は2.2.3.1. に記載の方法に従う。

*3 AP3緩衝液・エタノール混液

AP3緩衝液とエタノール（96-100 %）を1 : 2 (V/V)の割合で混合したものをAP3緩衝液・エタノール混液とする。

2.2.3.2.2. イオン交換樹脂タイプキット法^{*1}

調製試料 2 gをポリプロピレン製遠沈管（50 mL容）に量り採る^{*2}。同遠沈管にG2緩衝液^{*3} 7.5 mLを加えてボルテックスミキサーで激しく混合し、混合後さらにG2緩衝液7.5 mL、及びにα-アミラーゼ^{*4}（1 mg/mL）200 μLを加え再びボルテックスミキサーで混合する。混合処理後、37℃で1時間加温する。この間、数回遠沈管を反転させ試料を攪拌する。加温処理後、Proteinase K^{*5} 100 μL及びRNase A 20 μLを加えボルテックスミキサーで混合し、その後、50℃で2時間加温する。この間、数回遠沈管を反転させ試料を攪拌する。次いで、低温下（4℃）、3,000 × g 以上の条件で15分間遠心する。遠心終了後得られる上清をポリプロピレン製遠沈管（15 mL容）に移す。移し終えた後、溶液中に浮遊する残存物を除くためさらに軽く遠心する。この遠心操作の間にQIAGEN Genomic-Tip 20/GをQBT緩衝液^{*3} 1 mLを用いて平衡化しておく。遠心操作終了後の上清を平衡化済みQIAGEN Genomic-Tip 20/Gに2 mLずつ数回に分けて負荷する。上清全量の負荷操作を終了した後、tipにQC緩衝液^{*3} 2 mLを負荷し、洗浄する。同様の洗浄操作を合計3回繰り返した後、tipを新しいポリプロピレン製遠沈管（15 mL容）に移し変える。洗浄操作終了後のtipにあらかじめ50℃に温めておいたQF緩衝液^{*3} 1 mLを加えDNAを溶出する。同tipに対し、もう1度同様の溶出操作を行う。得られた計2 mLの溶出液に対し、0.7倍量のイソプロピルアルコールを加えよく混合し、低温下（4℃）、10,000 × g 以上の条件で15分間遠心し、沈殿^{*6}を除かないよう注意を払いつつ上清のみを除く。上清を除いた後の遠沈管に70 %エタノール 1 mLを加え、低温下（4℃）、10,000 × g 以上の条件で5分間遠心する。上清を捨て、残った沈殿を乾燥させるため、アスピレーターを用いて5分間程度の真空乾燥処理を行う。このとき、完全に乾燥しないように注意する。沈殿が乾燥したことを確認した後、水100 μLを加え、65℃、5分間の

条件での加温処理、及びピペッティングによりDNAを溶解させ、DNA試料原液とする。

- *1 本法は主に加糖、油脂処理、加熱混合、発酵などの処理が施された加工程度の高い検査対象検体に適用が可能である。また、本法によりDNAが抽出されない調製試料については、2.2.3.2.1.に示したシリカゲル膜タイプキット法を用いたDNA抽出を試みる。
- *2 試料の調製、採取は2.2.3.1.に記載の方法に従う。
- *3 G2緩衝液、QBT緩衝液、QC緩衝液、及びQF緩衝液はキットに付属しているが、足りない場合にはキットの説明書に従って調製可能である。
- *4 SIGMA社製(Cat. No. A-6380)、又は、同等の効力を持つものを用いる。
- *5 QIAGEN社製(Cat. No. 19133)、又は、同等の効力を持つものを用いる。
- *6 この沈殿が抽出されたDNAである。検査対象検体によってはDNAが極微量しか抽出されないため、目視する事が不可能な場合もあるが、遠沈管の底には沈殿があるということに注意を払いながら操作を行う。

2.2.3.2.3. CTAB法^{*1}

調製試料 2gをポリプロピレン製遠沈管(50 mL容)に量り採り、同遠沈管にCTAB緩衝液^{*2} 15 mLを加え、ホモジナイザーを用いて混合する。遠沈管の縁ならびにホモジナイザーの先端部を洗浄するようにCTAB緩衝液 30 mLを加え、転倒混和後 55°Cで30分間加温する。加温処理後、溶液を攪拌し、均質となった溶液 600 μ Lをマイクロ遠沈管(1.5 mL容)に量り採る。次いで量り採った溶液に対し 500 μ Lのフェノール/クロロホルム混合液^{*3}を加え、転倒混和後ボルテックスミキサーで軽く懸濁する。懸濁後、7,500 \times g、室温条件下で15分間遠心し、分離した水層(上層)を新しいマイクロ遠沈管に移す。この際、中間層にさわらないように注意する。分取した水層に対し、再び500 μ Lのクロロホルム/イソアミルアルコール混合液^{*4}を加え、転倒混和後ボルテックスミキサーで軽く懸濁する。懸濁後、7,500 \times g、室温条件下で15分間遠心し、分離した水層(上層)を新しいマイクロ遠沈管に移す。分取した溶液に等容量のイソプロピルアルコール(室温)を加え、転倒混和後、7,500 \times g、室温条件下で15分間遠心し、沈殿に留意しながらデカンテーションで上澄み液を捨てる。次いで、500 μ Lの70%エタノールを壁面から静かに加え、その後、7,500 \times g、室温条件下で1分間遠心する。遠心後、沈殿に触わないようにできる限りエタノールを吸い取り捨てる。遠沈管に残った沈殿を乾燥させるため、アスピレーターを用いて2~3分間の真空乾燥処理を行う。この時、完全に乾燥しないように注意する。50 μ LのTE緩衝液^{*5}を加えてよく混和し、その後、室温で15分間静置する。この間、数回転倒混和し、沈殿が完全に溶解することを促す。得られた溶解液にRNase A 5 μ Lを加え、37°Cで30分間加温する。加温処理後の溶液に200 μ LのCTAB緩衝液、次いで250 μ Lのクロロホルム/イソアミルアルコール混合液を加え、転倒混和後ボルテックスミキサーで軽く懸濁する。懸濁処理後、7,500 \times g、室温条件下で15分間遠心し、分離した水層(上層)を新しい

マイクロ遠沈管に移す。この時、中間層に触らないように分取する。分取した溶液に200 μ Lのイソプロピルアルコールを加え、転倒混和する。転倒混和後、7,500 \times g、室温条件下で10分間遠心し、沈殿に留意しながらデカンテーションで上澄み液を捨てる。次いで、200 μ Lの70 %エタノールを壁面から静かに加え、その後、7,500 \times g、室温条件下で1分間遠心する。遠心後、沈殿に触らないようにできる限りエタノールを吸い取り捨てる。遠沈管に残った沈殿を乾燥させるため、アスピレーターを用いて2～3分間の真空乾燥処理を行う。この時、完全に乾燥しないよう注意する。50 μ Lの水を加えて混合した後、室温下に15分間静置する。この間、数回転倒混和する事で沈殿が溶解することを促す。完全に溶解したものをDNA試料原液とする。

*1 シリカゲル膜タイプキット法及びにイオン交換樹脂タイプキット法を実施し、その結果、2.2.3.2.4.に記載の方法にて定量を行い、充分量のDNAが抽出できない場合に実施する。

*2 CTAB緩衝液

ビーカーに、8 mL の0.5 mM EDTA (pH 8.0)、20 mL の1 M Tris / 塩酸 (pH 8.0) 及び56 mL の5 M NaCl水溶液を量り採り、混合した後、約150 mL となるように水を加える。この溶液に対してセチルトリメチルアンモニウムブロミド (CTAB) 4 gを攪拌しながら加え、完全に溶解する。さらに水を加え全量を200 mLとし、オートクレーブで滅菌したものをCTAB緩衝液とする。

*3 フェノール/クロロホルム混合液

1 M Tris/塩酸 (pH 8.0) 飽和フェノールとクロロホルム/イソアミルアルコールを1 : 1 (v/v) の割合で混合したものをフェノール/クロロホルム混合液とする。

*4 クロロホルム/イソアミルアルコール混合液

クロロホルムとイソアミルアルコールを24 : 1 (v/v) の割合で混合したものをクロロホルム/イソアミルアルコール混合液とする。

*5 TE 緩衝液

各最終濃度が10 mM Tris/塩酸 (pH 8.0)、1 mM EDTA (pH 8.0) となるように水を用いて調製したものをTE 緩衝液とする。

2.2.3.2.4. DNAの精製度の確認と定量

DNA試料原液5 μ Lを取り、TE緩衝液45 μ Lを加えて50 μ Lとし、200-320 nmの範囲で紫外吸収スペクトルを測定する。この際230 nm、260 nm及び280 nmの吸光度 (O.D. 230、O.D. 260及びO.D. 280*) を記録する。次いでO.D. 260の値の1を50 ng/ μ L DNAとしてDNA濃度を算出する。またO.D. 260 / O.D. 280を計算し、この比が1.2-2.5であることを確認する。吸光度比が1.2に達しない場合は抽出をやり直す。

2.2.3.2.に記載のある3種のDNA抽出法のうち、いずれかの抽出法を用いてDNA抽出を行い、吸光度測定を行った結果、O.D. 260の値として相当量のDNAの抽出が確認されない場合、また、上記条件を満たすDNA試料原液の品質が確認されな

い場合には、他の抽出法を用いて抽出操作を行う。

なお、2.2.3.3.2.に示すように、原則としてDNA試料液は20 ng/ μ Lの濃度で調製するが、検査対象検体によってはDNAの抽出効率が悪く、20 ng/ μ Lの濃度で調製することができない場合が考えられる。そのような場合には、最も20 ng/ μ Lに近い濃度で調製し、DNA試料液とする。また、O.D. 260 / O.D. 280の吸光度比に関しては、1.2-2.5の範囲であることを原則とするが、3種の抽出法を行っても、上記条件を満たしたDNAが抽出されない場合には、原則のO.D. 260 / O.D. 280の吸光度比の範囲である1.2-2.5に最も近い値を示したDNA試料原液を用いてDNA試料溶液を調製し、PCR増幅を行う。

* O.D. 230値は糖、フェノール等の低分子化合物由来の吸光度であり、O.D. 260 / O.D. 230を計算する。この比が2.0を下回る場合には、上記夾雑物の影響によりPCR反応がうまく行われぬ場合がある。O.D. 260がDNA由来の吸光度、O.D. 280がタンパク質等不純物由来の吸光度と考える。

2.2.3.3. 定性PCR法

定性PCR法においては、抽出されたDNAに含まれる目的塩基配列領域を、プライマーと呼ばれるオリゴヌクレオチドを用いてpolymerase chain reaction (PCR) *を行うことにより増幅し、その増幅産物を電気泳動法により分離、染色することで検出する。本法により、対象とする特定原材料を特異的に検知する事が可能であり、増幅産物の有無によって、検査対象検体中における特定原材料の有無を判定する。

* PCRでは、鋳型DNAが極微量でも存在していれば目的塩基配列領域が増幅され得る。したがって、実際の実験操作、及びに日頃の実験環境の保全に当たり、DNA（特にPCR増幅産物）の混入に充分注意を払う必要がある。また、DNAは、人間の皮膚表面から分泌されているDNA分解酵素により分解されるため、本酵素の混入を防止しなければならない。これらの点を考慮し、使用するチューブ、チップは使用する直前に121℃、20分以上の条件でオートクレーブ滅菌したものを用い、使い捨てとする。またチップに関しては、滅菌済みフィルター付きチップを使い捨てで使用することも意図せざるDNAの混入防止に有効である。

さらに、定性PCR法において用いる水は、特に断り書きがない限り全て逆浸透膜精製したRO水又は蒸留水をMilli-Q等で17 M Ω /cmまで精製した超純水を121℃、20分以上の条件でオートクレーブ滅菌したものとする。

2.2.3.3.1. PCR増幅

定性PCR法により検知が可能な特定原材料は落花生、小麦、そば、えび、かこの5種である。その各につきPCR増幅の条件が異なる。2.2.3.3.2.から2.2.3.3.6.までに記載するPCR増幅条件のうち、検知対象とする特定原材料種に即したPCR条件を用いて検査を行う。また、各検査とも、1調製試料より2点並行で抽出されたDNAの各を規定濃度に調製した後、PCR法の鋳型DNAとして供する。PCR増幅は、まず、植物DNA検出用プライマー対^{*1*3}または動物DNA検出用プライマー対^{*2*3}

を用いて行い、その結果を2.2.3.5.に記載のある判定例に照らして判じ、判定に準じた2度目のPCR増幅を各特定原材料検出用プライマー対を用いて行う。

*1 植物DNA検出用のプライマー対及び増幅バンド長*は以下のとおりである。

植物DNA検出用プライマー対

F-primer (CP03-5') : 5'-CGG ACG AGA ATA AAG ATA GAG T-3'

R-primer (CP03-3') : 5'-TTT TGG GGA TAG AGG GAC TTG A-3'

増幅バンド長

124 bp

使用機器、反応液の調製法、及びPCR反応条件ともに2.2.3.3.2.記載の落花生の検知を目的としたPCR増幅に同じ。

*2 動物DNA検出用のプライマー対、増幅バンド長*及び反応条件等*は以下のとおりである。

動物DNA検出用プライマー対

F-primer

AN1-5' : 5'-TGA CCG TGC GAA GGT AGC-3'

AN2-5' : 5'-TAA CTG TGC TAA GGT AGC-3'

AN1-5' 及びAN2-5' を1:1の比率で混合して使用する。

R-primer (AN-3') : 5'-CTT AAT TCA ACA TCG AGG TC-3'

増幅バンド長

370-470 bp

PCR用反応試料管に反応液を以下のように調製する。反応液は、1 x PCR緩衝液*、0.20 mM dNTP、3.0 mM 塩化マグネシウム、0.625 units Taq DNAポリメラーゼ* 並びに0.2 μ M 5' 及び3' プライマーを含む液に、20 ng/ μ L に調製したDNA試料液* 2.5 μ L (DNAとして50 ng) を加え、全量を25 μ Lにする。次に、その反応試料管をPCR増幅装置*にセットする。反応条件は次の通りである。95°Cに10分間保ち反応を開始させた後、95°C 0.5分間、50°C 0.5分間、72°C 0.5分間を1サイクルとして、40サイクルのPCR増幅を行う。次に終了反応として72°Cで7分間保った後、4°Cで保存し、得られた反応液をPCR増幅反応液とする。PCR反応のブランク反応液として、必ずプライマー対を加えないもの及びDNA試料液を加えないものについても同時に調製する。

PCR緩衝液、Taq DNAポリメラーゼ、DNA試料液、PCR増幅装置については2.2.3.3.2.記載の落花生の検知を目的としたPCR増幅の項を参照。

*3 植物DNA検出用プライマー対又は動物DNA検出用プライマー対は、広く植物DNAあるいは動物DNAを検知することを目的として設計されている。そのため、標的遺伝子には植物界又は動物界に広く分布し、高度に保存されている遺伝子を選定しているが、完全に保存されているものではなく、植物間あるいは動物間で塩基配列の挿入や欠失が認められるものがある。このため、検査対象検体によっては、得られる増幅バンド長に若干の違いが認められる場合があるので注意する。植物DNA検出用プライマー対あるいは動物DNA検出用プラ

イマー対の選択は検査対象検体の原材料の特性に応じて行う。

2.2.3.3.2. 落花生の検知を目的としたPCR増幅

PCR用反応試料管に反応液を以下のように調製する。反応液は、1 x PCR緩衝液^{*1}、0.20 mM dNTP、1.5 mM 塩化マグネシウム、0.2 μ M 5' 及び3' プライマー^{*2}、及び0.625 units Taq DNAポリメラーゼ^{*3} を含む液に、20 ng/ μ L に調製したDNA試料液^{*4} 2.5 μ L (DNAとして50 ng) を加え、全量を25 μ Lにする。次に、その反応試料管をPCR増幅装置^{*5}にセットする。反応条件は次のとおりである。95°Cに10分間保ち反応を開始させた後、95°C 0.5分間、60°C 0.5分間、72°C 0.5分間を1サイクルとして、40サイクルのPCR増幅を行う。次に終了反応として72°C で7分間保った後、4°Cで保存し、得られた反応液をPCR増幅反応液とする。PCR反応のブランク反応液として、必ずプライマー対を加えないもの及びDNA試料液を加えないものについても同時に調製する。検査手順としては、まず、植物DNA検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行い、その結果からPCR増幅に必要とされる品質を備えたDNAが抽出されていることの確認を行う。次いで、2.2.3.5. に記載のある判定例に従い、落花生検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行う。

*1 PCR緩衝液

PCR buffer II (アプライドバイオシステムズ社製) 及び同等の結果が得られるものを用いる。

*2 落花生検出用プライマー対及び増幅バンド長は以下のとおりである。

検出用プライマー対

F-primer (agg04-5') : 5'-CGA AGG AAA CCC CGC AAT AAA T-3'

R-primer (agg05-3') : 5'-CGA CGC TAT TTA CCT TGT TGA G-3'

増幅バンド長

95 bp

*3 Taq DNAポリメラーゼ

AmpliTaq Gold DNAポリメラーゼ (アプライドバイオシステムズ社製) 及び同等の結果が得られるものを用いる。

*4 原則としてDNA試料液は20 ng/ μ Lの濃度で調製することとするが、検査対象検体によってはDNAの抽出効率が悪く、それ以下の濃度でしか調製することができない場合が考えられる。そのような場合には、原則に最も近い最大の濃度で調製し、DNA試料液とする。

*5 PCR増幅装置

GeneAmp PCR System 9600、9700 (アプライドバイオシステムズ社製) 及び同等の結果が得られるものを用いる。

2.2.3.3.3. そばの検知を目的としたPCR増幅

使用機器、反応液の調製法、及びPCR反応条件ともに2.2.3.3.2. 記載の落花生の検知を目的としたPCR増幅に同じ。また、5' 及び3' プライマー^{*}をそば検出

用プライマー対に変更する点を除いて、反応液組成も同一。

* そば検出用プライマー対及び増幅バンド長は以下のとおりである。

検出用プライマー対

F-primer (FAG19-5') : 5'-AAC GCC ATA ACC AGC CCG ATT-3'

R-primer (FAG22-3') : 5'-CCT CCT GCC TCC CAT TCT TC-3'

増幅バンド長

127 bp

2.2.3.3.4. 小麦の検知を目的としたPCR増幅

使用機器、反応液の調製法及びPCR反応条件ともに2.2.3.3.2. 記載の落花生の検知を目的としたPCR増幅に同じ。また、5' 及び3' プライマー*を小麦検出用プライマー対に変更する点を除いて、反応液組成も同一。

* 小麦検出用プライマー対及び増幅バンド長は以下のとおりである。

検出用プライマー対

F-primer (Wtr01-5') : 5'-CAT CAC AAT CAA CTT ATG GTG G-3'

R-primer (Wtr10-3') : 5'-TTT GGG AGT TGA GAC GGG TTA-3'

増幅バンド長

141 bp

2.2.3.3.5. えびの検知を目的としたPCR増幅^{*1}

PCR用反応試料管に反応液を以下のように調製する。反応液は、1 x PCR緩衝液^{*2}、0.20 mM dNTP、1.5 mM 塩化マグネシウム、0.625 units Taq DNAポリメラーゼ^{*4} 並びに0.3 μ M 5' 及び3' プライマー^{*3}を含む液に、20 ng/ μ L に調製したDNA試料液^{*5} 2.5 μ L (DNAとして50 ng) を加え、全量を25 μ Lにする。次に、その反応試料管をPCR増幅装置^{*6}にセットする。反応条件は次の通りである。95°Cに10分間保ち反応を開始させた後、95°C 1分間、56°C 1分間、72°C 1分間を1サイクルとして、45サイクルのPCR増幅を行う。次に終了反応として72°Cで7分間保った後、4°Cで保存し、得られた反応液をPCR増幅反応液とする。PCR反応のブランク反応液として、必ずプライマー対を加えないもの及びDNA試料液を加えないものについても同時に調製する。検査手順としては、まず、植物DNA検出用プライマー対または動物DNA検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行い、その結果からPCR増幅に必要とされる品質を備えたDNAが抽出されていることの確認を行う。次いで、2.2.3.5. に記載のある判定例に従い、えび検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行う。

*1 シャンハイガニ、ダンジネスクラブ、タカアシガニ、ベニズワイガニ、マルズワイガニ、ワタリガニは、えびの検知を目的としたPCR増幅において増幅産物が検出される場合があることが確認されている。得られたPCR増幅産物がえびに由来するものかこれらのかに由来するものか判断がつかない場合は、PCR増幅産物を以下の制限酵素処理に供し判断する。

PCR増幅反応液17 μ L、制限酵素10×Mバッファー2 μ L*、制限酵素HaeIII 1

μL *を混合し、37°Cで16時間処理する。得られた反応液を2.2.3.4.のアガロースゲル電気泳動により分析し、えび由来の制限酵素消化断片を確認する。

制限酵素10×Mバッファー及び制限酵素HaeIIIはタカラバイオ（株）製のもの又は同等の結果が得られるものを用いる。

制限酵素処理断片の長さ

149bp

ただし、えびDNA検出用プライマー対は、甲殻類の十脚目に属する様々なえびのDNAを検知することを目的として設計されているため、えびの種間で塩基配列の挿入や欠失が認められるものがある。このため、検査対象によっては、得られる制限酵素処理断片の長さに若干の違いが認められる場合があるので注意する。

*2 PCR緩衝液

PCR buffer II（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。

*3 えび検出用プライマー対及び増幅バンド長は以下のとおりである。

検出用プライマー対

F-primer (ShH12-05') :

5'-TTA TAT AAA GTC TRG CCT GCC-3'

ShH12-05' は3' 末端から8塩基目をAとGの混合塩基(R)として合成する。

R-primer (ShH13-03') :

ShH13-03' -1: 5'-GTC CCT CTA GAA CAT TTA AGC CTT TTC-3'

ShH13-03' -2: 5'-GTC CCT TTA TAC TAT TTA AGC CTT TTC-3'

ShH13-03' -3: 5'-GTC CCC CCA AAT TAT TTA AGC CTT TTC-3'

ShH13-03' -1、ShH13-03' -2、ShH13-03' -3を1:1:1の比率で混合して使用する。

増幅バンド長

187 bp

えびDNA検出用プライマー対は、甲殻類の十脚目に属する様々なえびのDNAを検知することを目的として設計されている。そのため、えびの種間で塩基配列の挿入や欠失が認められるものがある。このため、検査対象によっては、得られる増幅バンド長に若干の違いが認められる場合があるので注意する。

*4 Taq DNAポリメラーゼ

AmpliTaq Gold DNAポリメラーゼ（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。

*5 原則としてDNA試料液は20 ng/ μL の濃度で調製することとするが、検査対象検体によってはDNAの抽出効率が悪く、それ以下の濃度でしか調製することができない場合が考えられる。そのような場合には、原則に最も近い最大の濃度で調製し、DNA試料液とする。

*6 PCR増幅装置

GeneAmp PCR System 9600、9700、Veritiサーマルサイクラー（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。GeneAmp PCR System 9700、Veritiサーマルサイクラーを使用する場合は9600 Emulation Modeで行う。

2.2.3.3.6. かにの検知を目的としたPCR増幅

PCR用反応試料管に反応液を以下のように調製する。反応液は、1 x PCR緩衝液^{*1}、0.20 mM dNTP、2.0 mM 塩化マグネシウム、0.2 μ M 5' 及び3' プライマー^{*2}、及び0.625 units Taq DNAポリメラーゼ^{*3} を含む液に、20 ng/ μ L に調製したDNA試料液^{*4} 2.5 μ L (DNAとして50 ng) を加え、全量を25 μ Lにする。次に、その反応試料管をPCR増幅装置^{*5}にセットする。反応条件は次の通りである。95°Cに10分間保ち反応を開始させた後、95°C 0.5分間、54°C 0.5分間、72°C 0.5分間を1サイクルとして、40サイクルのPCR増幅を行った後、4°Cで保存し、得られた反応液をPCR増幅反応液とする。PCR反応のブランク反応液として、必ずプライマー対を加えないもの及びDNA試料液を加えないものについても同時に調製する。検査手順としては、まず、植物DNA検出用プライマー対又は動物DNA検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行い、その結果からPCR増幅に必要とされる品質を備えたDNAが抽出されていることの確認を行う。次いで、2.2.3.5. に記載のある判定例に従い、かに検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行う。

*1 PCR緩衝液

PCR buffer II（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。

*2 かに検出用プライマー対及び増幅バンド長は以下のとおりである。

検出用プライマー対

F-primer (CrH16-05') :

CrH16-05' -1: 5'-GCG TTA TTT TTT TTG AGA GTT CWT ATC GTA-3'

CrH16-05' -2: 5'-GCG TAA TTT TTT CTG AGA GTT CTT ATC ATA-3'

CrH16-05' -3: 5'-GCG TTA TTT TTT TTA AGA GTA CWT ATC GTA-3'

CrH16-05' -4: 5'-GCG TTA TTT CTT TTG AGA GCT CAT ATC GTA -3'

CrH16-05' -1及びCrH16-05' -3は3' 末端から8塩基目をAとTの混合塩基(W)として合成する。

CrH16-05' -1、CrH16-05' -2、CrH16-05' -3、CrH16-05' -4を10:1:6:3の比率で混合して使用する。

R-primer (CrH11-03') : 5'-TTT AAT TCA ACA TCG AGG TCG CAA AGT-3'

増幅バンド長

62 bp

*3 Taq DNAポリメラーゼ

AmpliTaq Gold DNAポリメラーゼ（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。

*4 原則としてDNA試料液は20 ng/ μ Lの濃度で調製することとするが、検査対

象検体によってはDNAの抽出効率が悪く、それ以下の濃度でしか調製することができない場合が考えられる。そのような場合には、原則に最も近い最大の濃度で調製し、DNA試料液とする。

*5 PCR増幅装置

GeneAmp PCR System 9600、9700、Veritiサーマルサイクラー（アプライドバイオシステムズ社製）及び同等の結果が得られるものを用いる。GeneAmp PCR System 9700、Veritiサーマルサイクラーを使用する場合は9600 Emulation Modeで行う。

2.2.3.4. アガロースゲル電気泳動

PCR増幅反応液をアガロースゲル電気泳動により分析し、DNA増幅バンドを確認する。

2.2.3.4.1. アガロースゲルの作成

必要量のアガロースを秤量し、TAE緩衝液*1を加え、加熱してアガロースを溶解する。次に100 mL当たり5 μ Lのエチジウムブロミド溶液（10 mg/mL）*2を加え、ゲルが50°C前後まで冷えたらゲルメーカーにゲルを流し込み、十分に室温で冷やし固めてゲルを作製する*3。ゲルはすぐに使用する事が望ましいが、緩衝液に浸して数日間は保存することが可能である。ゲルの濃度は泳動するDNAの長さに応じて決める必要があるため、泳動する目的産物のバンド長に合わせてゲル濃度（2.0-4.0%）を決める。（特定原材料の検知においては2.5-4.0%濃度のアガロースゲルを使用するのが適当である）

*1 TAE緩衝液

各最終濃度が40 mM Tris-酢酸、1 mM EDTAとなるように蒸留水を用いて調製したものをTAE緩衝液とする。

*2 エチジウムブロミド

2本鎖DNAの鎖の間に入り込む蛍光試薬であり、強力な発ガン作用と毒性がある。取扱いの際には必ず手袋をはめ、マスクを着用すること。

*3 前染色

ここでは、前染色法について述べる。この段階でエチジウムブロミド溶液を加えず、電気泳動終了後、2.2.3.4.3.に述べる後染色法に従って、染色を行ってもよい。（予想増幅バンド長の短い場合には、可視化を容易にするためにも後染色をすることが望ましい。）

2.2.3.4.2. 電気泳動

TAE緩衝液を満たした電気泳動槽にゲルをセットする。PCR増幅反応液7.5 μ Lと適量のゲルローディング緩衝液を混ぜ合わせた後、ゲルのウェルに注入する。ウェルへの注入に時間が掛かりすぎると、DNAが拡散し鮮明な結果が得られにくくなるので注意する。次に、100 V定電圧で電気泳動を行い、ゲルローディング緩衝液に含まれるBPBがゲルの2/3程度まで進んだところで電気泳動を終了

する。

2.2.3.4.3. ゲルの染色（後染色）

前染色を行った場合は本項の操作は必要ない。

ゲルが十分に浸る量のTAE緩衝液が入った容器に、泳動後のゲルを移し入れる。次に緩衝液100 mL当たり、5 μ Lのエチジウムブロミド溶液（10 mg/mL）を加え、容器を振とう器に乗せて軽く振とうしながら20分程度染色する。その後、TAE緩衝液のみの入った容器に染色済みのゲルを移し、20分程度軽く振とうしながら脱染色を行う。

2.2.3.4.4. ゲルイメージ解析

ゲルイメージ解析装置内のステージに食品包装用ラップ*を置き、その上に電気泳動及び染色操作を完了したゲルをのせて紫外線（312 nm）を照射する。ゲルイメージ解析装置の画面で電気泳動パターンを確認する。DNA分子量標準マーカと比較して目的のバンドの有無を判定する。ブランク反応液で対応するPCR増幅バンドが検出された場合は、DNA抽出操作以降の結果を無効として、改めて実験をやり直す。泳動結果は画像データとして保存しておく。

* 食品包装用ラップ

ポリ塩化ビニリデン製のフィルムでないと紫外線は吸収されてしまい、像が得られない場合があるので注意を要する。

2.2.3.5. 結果の判定

2.2.3.5.1. 落花生を対象とした検査結果の判定

1 調製試料より2点並行で抽出したDNAを規定濃度に調製した後、鋳型DNAとして用い、PCR法を実施する。まず1度目のPCR増幅は植物DNA検出用プライマー対を用いて実施し、その結果、DNA試料液2点のいずれを用いた場合も共に124 bpのPCR増幅バンドが検出された場合には（下記植物DNA検出用プライマー対判定例試料番号1）、両試料液においてPCR増幅に必要な品質を有するDNAが抽出されたと判断し、次いで、落花生検出用プライマー対を用いたPCR増幅を各試料液に対し実施する。落花生検出用プライマー対を用いた2度目のPCR増幅の結果、DNA試料液2点の両方又は、そのいずれかにおいて95 bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体は落花生陽性と判定する（下記検出用プライマー対判定例試料番号1及び2）。また、1度目の植物DNA検出用プライマー対を用いたPCR増幅の結果、DNA試料液2点のうちいずれかにおいてPCR増幅バンドが検出されなかった場合（下記植物DNA検出用プライマー対判定例試料番号2及び3）には、当該試料液を用いた検査を中止し、PCR増幅バンドが得られた試料液のみを鋳型として、検出用プライマー対を用いた2度目のPCR増幅を実施する。その結果、95 bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体は落花生陽性と判定する。なお、下記植物DNA検出用プライマー対判定例試料番号4にあるように、植物DNA検出用プライマー対を用いた1度目のPCR増幅の結果において、D

NA試料液 2 点ともにPCR増幅バンドが得られなかった場合には、PCR増幅に必要な品質を有するDNAが抽出されていなかったと判断し、2.2.3.2. に示されている先に用いたDNA抽出法以外の抽出法を試みる。2.2.3.2. に示されている 3 種のDNA抽出法を用いても、同様の結果が得られる場合には、当該検査対象検体からのDNA抽出が不可能であり、PCR法による検知不能と判断する。以下に判定例を示す。

植物DNA検出用プライマー対判定例

	試料番号	1	2	3	4
抽出1		+	+	-	-
抽出2		+	-	+	-
		事例1	事例2	事例3	

+ : 増幅バンド検出、- : 増幅バンド非検出

事例 1 : 検出用プライマー対を用いたPCR増幅をDNA試料液 2 点に対し行う。

事例 2 : 増幅バンドの得られたDNA試料液のみに対して、検出用プライマー対を用いたPCR増幅を行う。

事例 3 : 本法によるDNA抽出は困難であると判断し、DNA抽出法の最適化を図る。

3 種のDNA抽出法を試みてなお、同じ結果のみ得られる場合には、当該検査対象検体からのDNA抽出は不可能であり、PCR法による検知不能と判断する。

検出用プライマー対判定例

	試料番号	1	2	3
抽出1		+	+	-
抽出2		+	-	-
判定		陽性	陽性	陰性

+ : 増幅バンド検出、- : 増幅バンド非検出

2.2.3.2. に記したとおり、検査対象検体に最適な抽出法を選択しなかった場合、量、質ともにPCRの鋳型となりうるDNAを抽出することが難しい。PCR法に供するDNA試料液は最適な抽出法にて抽出、精製され、原則として2.2.3.2.4. に示す基準を満たしているものとする。

2.2.3.5.2. そばを対象とした検査結果の判定

植物DNA検出用プライマー対を用いたレーンで124 bpのPCR増幅バンドが検出され、そば検出用プライマー対を用いたレーンで127 bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体はそば陽性と判定する。なお、結果判定の手順、判定例、ならびに注意事項は2.2.3.5.1. 記載の落花生を対象とした検査結果の判定に同じ。

2.2.3.5.3. 小麦を対象とした検査結果の判定

植物DNA検出用プライマー対を用いたレーンで124 bpのPCR増幅バンドが検出

され、小麦検出用プライマー対を用いたレーンで141bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体は小麦陽性と判定する。なお、結果判定の手順、判定例、及び注意事項は2.2.3.5.1.記載の落花生を対象とした検査結果の判定に同じ。

2.2.3.5.4. えびを対象とした検査結果の判定

植物または動物DNA検出用プライマー対を用いたレーンで124 bpまたは370-470 bpのPCR増幅バンドが検出され、えび検出用プライマー対を用いたレーンで187 bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体はえび陽性と判定する。ただし、えび検出用プライマー対を用いたPCR増幅反応では、現在までの検討から、シャンハイガニ、ダンジネスクラブ、タカアシガニ、ベニズワイガニ、マルズワイガニ、ワタリガニが偽陽性を示す場合があることが確認されている。したがって、得られたPCR増幅産物がえびに由来するものかこれらのかに由来するものか判断がつかない場合は、PCR増幅産物の制限酵素消化を2.2.3.3.5.記載の方法で行い、えび由来PCR増幅産物の酵素消化断片（149 bp）を確認する*。なお、結果判定の手順、判定例及び注意事項は2.2.3.5.1.記載の落花生を対象とした検査結果の判定に同じ。

* 制限酵素消化

制限酵素消化処理後においてもシャンハイガニは偽陽性を示すことが確認されている。

2.2.3.5.5. かにを対象とした検査結果の判定

植物又は動物DNA検出用プライマー対を用いたレーンで124 bp又は370-470 bpのPCR増幅バンドが検出され、かに検出用プライマー対を用いたレーンで62 bpのPCR増幅バンドが検出された場合、本検査対象検体はかに陽性と判定する*。なお、結果判定の手順、判定例、ならびに注意事項は2.2.3.5.1.記載の落花生を対象とした検査結果の判定に同じ。

* 偽陽性を示すかきの種類

シャコは偽陽性を示すことが確認されている。その他にも一部のえびで偽陽性を示すものがあることが確認されている。

2.3. 「2.1. 定量検査法」に改良を加えた定量検査法

「2.1. 定量検査法」で示した検査方法（以下「従来法」という。）に改良を加えた定量検査法（改良検査法）については、（別添5）「アレルギーを含む食品の検査方法の改良法の評価に関するガイドライン」により性能を評価し、従来法と同等以上の性能を有することを示した場合には、従来法と同様にアレルギーを含む食品の検査方法として使用することが認められるものとする。

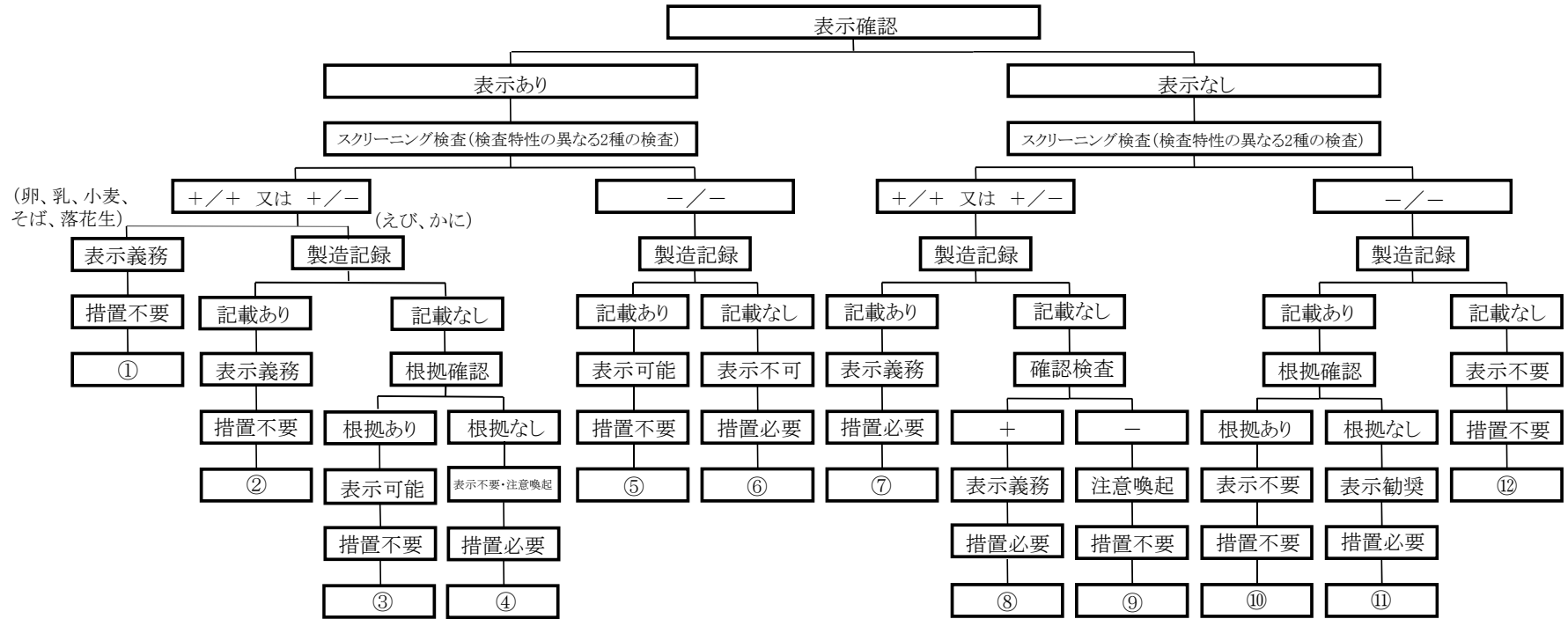
3. 留意点

食品中の特定原材料等に係る検査は、原則として別添1の「判断樹」に従って実施す

る。別添2の「判断樹について」も必ず参照すること。

なお、本検査方法において使用する標準品の規格を別添3に示すので、検査を行う場合の参考にされたい。

(別添1)



(別添2)

判断樹について

1 基本的注意事項

- (1) この判断樹は、健康被害防止の観点に立ち、現在の科学的知見に基づき、アレルギー症状を誘発する可能性のある食品の誤表示による危害をできる限り回避することを目的とし、構成されている。
- (2) 食品中の特定原材料の監視は、原則としてこの判断樹に基づいて行う。
- (3) 検査には偽陽性又は偽陰性を示す食品が存在するので、その判断には十分注意する。全ての検査において、偽陽性又は偽陰性の情報を参照して偽陽性又は偽陰性の確認を必ず行う。
- (4) 全ての検査において、製造記録の確認を必ず行う。(ただし、判断樹枝①の場合のみ省略可能。)

2 スクリーニング検査について

- (1) スクリーニング検査は定量検査法を用いて行う。なお、ELISA法以外の定量検査法を用いることは妨げないが、この場合には、この検査法と同等又は同等以上の性能を持っていること。
- (2) スクリーニング検査は、検査特性の異なる2種の検査を組み合わせる。
- (3) スクリーニング検査で陽性とは、食品採取重量1g当たりの特定原材料由来のタンパク質含量が $10\mu\text{g}$ 以上のものをいう¹。
- (4) えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないことを留意する必要がある。

3 製造記録の確認について

- (1) ここでいう「製造記録」とは、製造レシピ(配合表を含む。)、作業手順書、作業日報、検査成績書、ガントチャート(ライン毎の製造予定表)、品質(成分)保証書、商品カルテ(成分情報を含む。)、特定原材料を含まない旨の証明書等をいう。
- (2) 製造記録に記載があるにもかかわらず、表示がないものについては、その根拠を必ず確認する。また、製造記録に記載がないにもかかわらず、表示があるものについては、その根拠を必ず確認する。
- (3) ここでいう「根拠」とは、検査結果又は製造記録からの推計値をいう。
- (4) 製造記録が不明なものは、「記載なし」と同様に扱う。

4 確認検査について

- (1) 確認検査は定性検査法を用いて行う。なお、ウェスタンブロット法、PCR法以外の定性検査法を用いることは妨げないが、この場合には、これらの検査法と同等あるいは同等以上の性能をもっていること。
- (2) 卵、乳の確認検査は、一般的にウェスタンブロット法が使用されている。この場

合、使用する抗体は、卵はオボアルブミン抗体及びオボムコイド抗体、乳はα-カゼイン抗体及びβ-ラクトグロブリン抗体を使用する。

- (3) 小麦、そば、落花生、えび、かにの確認検査は、一般的にPCR法が使用されている。PCR法で特異的遺伝子増幅バンドが検出されたものを陽性とする。
- (4) 確認検査の際には、スクリーニング検査で用いたものと同じ調製試料から採取して用いる。2度目の採取が不可能である場合には、別の同検査対象検体を入手し検査を行う。

5 違反発見時の措置

- (1) 特定原材料が含まれる食品に係る表示が訂正されるまでの間（判断樹枝⑩においては、製造記録に「表示なし」の根拠の記載がされるまでの間）は、当該食品等の販売を行わないよう指導する。
- (2) さらに、必要に応じて食品衛生法第54条又は第55条の規定に基づく措置等を検討する。

6 枝①から⑫までの考え方

(卵、乳、小麦、そば、落花生の監視のみ)

①	特定原材料（卵、乳、小麦、そば、落花生）の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくとも1つが「+（プラス）」の場合
---	--

- この場合でも製造記録の確認を行うことは望ましく、この判断樹がこれを妨げるものではないが、省略は可能。
- 確認検査は不要。
- 適正表示と考えられ、行政措置は不要。

(えび、かにの監視のみ)

②	特定原材料（えび、かに）の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくとも1つが「+（プラス）」で、製造記録に特定原材料の記載がある場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 適正表示と考えられ、行政措置は不要。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。

(えび、かにの監視のみ)

③	特定原材料（えび、かに）の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくとも1つが「+（プラス）」で、製造記録に特定原材料の記載がなく、表示した根拠がある場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。

- 製造記録に記載がないにもかかわらず表示した根拠の確認が必要。
- 確認検査は不要。
- 表示することは可能であり、行政措置は不要。
- 製造記録に記載がないにもかかわらず、表示した根拠があれば、今後、その根拠を製造記録に記載するように指導する。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。

(えび、かにの監視のみ)

④	特定原材料（えび、かに）の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくとも1つが「+（プラス）」で、製造記録に特定原材料の記載がなく、表示した根拠がない場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 原材料欄の外に注意喚起をすることは可能である。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。
- 必要があれば確認検査を実施

⑤	特定原材料の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果がどちらも「-（マイナス）」で、製造記録に特定原材料の記載がある場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 表示することは可能であり、行政措置は不要。
- 食品中に含まれる特定原材料等の総たんぱく量が、数 μ g/ml濃度レベル又は数 μ g/g含有レベルに満たない場合は、表示の必要性はないが、この場合に表示をするかしないかの判断は、製造者又は販売者によるものである。
- スクリーニング検査結果の「-（マイナス）」が、特定原材料の総タンパク量が0（ゼロ）を意味しないことに御留意願いたい。

⑥	特定原材料の表示があり、2種の検査によるスクリーニング検査結果がどちらも「-（マイナス）」で、製造記録に特定原材料の記載がない場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 表示してはならず、表示を訂正させる。
- 製造記録に記載がないにもかかわらず、表示した根拠があれば、今後、その根拠を製造記録に記載するように指導する。

	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査の
--	--------------------------------

⑦	うち少なくともどちらか1つが「+ (プラス)」で、製造記録に特定原材料の記載がある場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 表示は必要であり、表示を訂正させる。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。

⑧	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくともどちらか1つが「+ (プラス)」で、製造記録に特定原材料の記載がなく、確認検査結果が「+ (プラス)」の場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は必須。
- 確認検査結果によってスクリーニング検査結果が偽陽性でないことを確認できおり、表示が必要であり、表示を訂正させる。
- ただし、通常、原材料として扱われないものによるコンタミネーションが考えられる場合（例：「ソバをゆでた湯でうどんをゆでた場合のゆで湯」、「天ぷらやカツなどの揚げ油」等）は、欄外記載による注意喚起が望ましい。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。

⑨	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査結果のうち少なくともどちらか1つが「+ (プラス)」で、製造記録に特定原材料の記載がなく、確認検査結果が「- (マイナス)」の場合
---	--

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は必須。
- 確認検査結果によってスクリーニング検査結果が偽陽性でないことを確認できおらず、表示を訂正させることはしない。
- しかし、確認検査結果が「- (マイナス)」がスクリーニング検査結果の「+ (プラス)」を完全に否定するものではないことに留意する必要がある。
- 原材料欄の外に注意喚起をすることは可能である。
- えび及びかにの監視におけるスクリーニング検査では、えびとかにが区別できないこと、えび及びかに以外の甲殻類の一部も検知することに留意する必要がある。

⑩	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査結果のどちらも「- (マイナス)」で、製造記録に特定原材料の記載があり、表示しなかった根拠がある場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 製造記録に記載があるにもかかわらず、表示しなかった根拠の確認が必要。

- 表示する義務はなく、適正表示である。

⑪	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査結果のどちらも「－（マイナス）」で、製造記録に特定原材料の記載があり、表示しなかった根拠がない場合
---	--

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 製造記録に記載があるにもかかわらず、表示しなかった根拠の確認が必要。
- 表示することが望ましい。スクリーニング検査結果でどちらも「－（マイナス）」であるため、表示を訂正させることはしないが、表示を勧奨する。
- しかし、製造記録に特定原材料の記載があるにもかかわらず、表示しなかった根拠については製造記録等へ必ず記載するように指導する。なお、スクリーニング検査の検査結果をもって表示しない根拠とする場合でも、自主的な検査結果は根拠として認めるが、行政検査における結果は表示をしない根拠として認めない。

⑫	特定原材料の表示がなく、2種の検査によるスクリーニング検査結果のどちらも「－（マイナス）」で、製造記録に特定原材料の記載がない場合
---	---

- 製造記録の確認は必須。
- 確認検査は不要。
- 適正表示と考え、表示がなくても問題ない。

7 平成13年10月29日に取りまとめられた厚生労働科学研究費補助金による食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に関する研究班アレルギー表示検討会中間報告書において、「数 μ g/ml濃度レベル又は数 μ g/g含有レベル以上の特定原材料等の総たんぱく質を含有する食品については表示が必要と考えられる。」とされたこと等による。

(別添3)

標準品規格

1. 卵検知用標準液

1.1. 調製法

以下に示す方法に従い、卵一次標準粉末、卵標準品原液、卵一次希釈液及び卵高濃度標準液を調製する。卵標準品原液から卵高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

卵一次標準粉末調製方法

白色レグホン種（産卵鶏）の新鮮卵1 kgの卵殻を外し、均一にホモジナイズした後に凍結乾燥する。乾燥物を微粉碎し、卵一次標準粉末とする。

卵標準品原液調製方法

卵一次標準粉末0.2 gを50 mL PP製チューブに採取し、抽出用緩衝液* 20 mLを加え、よくふり混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機（90～110 rpm）で一晩抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8 μmのマイクロフィルターでろ過し、卵標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置き、振とう幅は3 cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6 % SDS及び0.1M 亜硫酸ナトリウムを含有するPBS (pH 7.4)。

卵一次希釈液調製方法

卵標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、卵一次希釈液とする。

卵高濃度標準液調製方法

卵一次希釈液を0.2 % BSA を含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、卵高濃度標準液とする。卵標準品原液から卵高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

1.2. 規格

卵標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、200, 130, 75, 40 kDa付近にそれぞれ明瞭なバンドを認める。

たんぱく量

2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は4.1～6.2 mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

卵一次希釈液のたんぱく質を、2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製)により定量するとき、その濃度は卵標準品原液のたんぱく質濃度の0.08倍～0.12倍である。卵標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7. に示すような泳動像が得られる。

2. 牛乳検知用標準液

2.1. 調製法

以下に示す方法に従い、牛乳一次標準粉末、牛乳標準品原液、牛乳一次希釈液及び牛乳高濃度標準液を調製する。牛乳標準品原液から牛乳高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

牛乳一次標準粉末調製方法

ホルスタイン種(乳用牛)の新鮮乳1Lを氷で冷却しながら攪拌し、乳脂肪が凝固して生じる乳脂塊を脱脂綿で濾過する。この操作を3回繰り返し脂肪を除去した後、濾液を凍結乾燥し、乾燥物を微粉砕して牛乳一次標準粉末とする。

牛乳標準品原液調製方法

牛乳一次標準粉末0.2gを50mL PP製チューブに採取し、抽出用緩衝液* 20mLを加え、よくふり混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機(90～110rpm)で一晩抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8μmのマイクロフィルターでろ過し、牛乳標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置く。振とう幅は3cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6% SDS及び0.1M 亜硫酸ナトリウムを含有するPBS (pH 7.4)。

牛乳一次希釈液調製方法

牛乳標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、牛乳一次希釈液とする。

牛乳高濃度標準液調製方法

牛乳一次希釈液を0.2% BSAを含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、牛乳高濃度標準液とする。牛乳標準品原液から牛乳高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

2.2. 規格

牛乳標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、40～25kDaの範囲に3本、16kDa付近に1本の明瞭なバンドを認める。

たんぱく量

2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は2.1~3.2 mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

牛乳一次希釈液のたんぱく質を、2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により定量するとき、その濃度は牛乳標準品原液のたんぱく質濃度の0.08倍~0.12倍である。牛乳標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7. に示すような泳動像が得られる。

3. 小麦検知用標準液

3.1. 調製法

以下に示す方法に従い、小麦一次標準粉末、小麦標準品原液、小麦一次希釈液及び小麦高濃度標準液を調製する。小麦標準品原液から小麦高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

小麦一次標準粉末調製方法

以下に示す14銘柄の小麦混合物を粉砕し、14メッシュの篩(aperture=1.18 mm)を通過したものを、小麦一次標準粉末とする。

混合物に含まれる銘柄

No.1 Canada Western Red Spring	7.14 %
US No.2 or better (Dark) Northern Spring	7.14 %
US Hard Red Winter - High Protein	7.14 %
US Hard Red Winter - Semi Hard	7.14 %
Canada Western Amber Durum - Triticum durum	7.14 %
US Western White (White Club + Soft White)	7.14 % (Club 1.6 %)
Australian Premium White for Japan	7.14 %
Australian Prime Hard	7.14 %
ホクシン	7.14 %
ハルユタカ	7.14 %
農林61号	7.14 %
チクゴイズミ	7.14 %
バンドウワセ	7.14 %
シロガネ	7.14 %

小麦標準品原液調製方法

小麦一次標準粉末 1 gを50 mL PP製チューブに採取し、抽出用緩衝液* 20 mLを加え、よく振り混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機 (90~110 rpm) で一晚抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8 μmのミクロ

フィルターでろ過し、小麦標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置く。振とう幅は3 cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6 % SDS及び 0.1M 亜硫酸ナトリウムを含有する 0.1M Tris-HCl (pH 8.6)

小麦一次希釈液調製方法

小麦標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、小麦一次希釈液とする。

小麦高濃度標準液調製方法

小麦一次希釈液を0.2 % BSA を含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、小麦高濃度標準液とする。小麦標準品原液から小麦高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

3.2. 規格

小麦標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、32 kDa～120 kDaの範囲に4本以上のバンドを認める。

たんぱく量

2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は4.0～6.0mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

小麦一次希釈液のたんぱく質を、2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により定量するとき、その濃度は小麦標準品原液のタンパク質濃度の0.08倍～0.12倍である。小麦標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7. に示すような泳動像が得られる。

4. そば検知用標準液

4.1. 調製法

以下に示す方法に従い、そば一次標準粉末、そば標準品原液、そば一次希釈液、そば高濃度標準液を調製する。そば標準品原液からそば高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

そば一次標準粉末調製方法

茨城県産及び中国産(中国北方)産のそばを等量混合した後粉碎し、14 メッシュの篩 (aperture=1.18 mm) を通過したものを、そば一次標準粉末とする。

そば標準品原液調製方法

そば一次標準粉末1 gを50 mL PP製チューブに採取し、抽出用緩衝液* 20 mLを加え、よく振り混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機 (90~110 rpm) で一晚抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8 μmのマイクロフィルターでろ過し、そば標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置く。振とう幅は3 cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6 % SDS、0.1M 亜硫酸ナトリウム及び0.5 M 塩化ナトリウムを含む 20 mM Tris-HCl (pH 7.5)

そば一次希釈液調製方法

そば標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、そば一次希釈液とする。

そば高濃度標準液調製方法

そば一次希釈液を0.2 % BSA を含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、そば高濃度標準液とする。そば標準品原液からそば高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

4.2. 規格

そば標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、22 kDa付近に1本の明瞭なバンドと32 kDa~83 kDaの範囲に4本以上のバンドを認める。

たんぱく量

2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は2.7~4.0 mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

そば一次希釈液のたんぱく質を、2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により定量するとき、その濃度はそば標準品原液のたんぱく質濃度の0.08倍~0.12倍である。そば標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7. に示すような泳動像が得られる。

5. 落花生検知用標準液

5.1. 調製法

以下に示す方法に従い、落花生一次標準粉末、落花生標準品原液、落花生一次希釈液、落花生高濃度標準液を調製する。落花生標準品原液から落花生高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

落花生一次標準粉末調製方法

千葉県産バージニア種落花生を乳鉢で粉砕しペースト状としたもの1 gを50 mL PP製チューブに採取し、アセトン10 mLを加え、ボルテックスミキサーを用いて1分間攪拌した後、10,000×gで30分間遠心分離し、上清を除く。この操作を3回繰り返す。チューブを45°Cのアルミバス上に置き、約7 h乾燥し、落花生一次標準粉末とする。

落花生標準品原液調製方法

落花生一次標準粉末0.4 gに抽出用緩衝液* 20 mLを加え、よく振り混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機(90~110 rpm)で一晩抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8 μmのマイクロフィルターでろ過し、落花生標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置く。振とう幅は3 cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6 % SDS、0.1 M 亜硫酸ナトリウム及び0.5 M 塩化ナトリウムを含有する20 mM Tris-HCl (pH7.5)

落花生一次希釈液調製方法

落花生標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、落花生一次希釈液とする。

落花生高濃度標準液調製方法

落花生一次希釈液を0.2 % BSA を含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、落花生高濃度標準液とする。落花生品標準原液から落花生高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

5.2. 規格

落花生標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、70 kDa付近に1本の明瞭なバンドと15 kDa~30 kDaの範囲に3~4本の明瞭なバンドを認める。

たんぱく量

2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製)により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は3.2~4.8 mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

落花生一次希釈液のたんぱく質を、2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製)により定量するとき、その濃度は落花生標準品原液のたんぱく質濃度の0.08倍~0.12倍である。落花生標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7.に示すような泳動像が得られる。

6. 甲殻類検知用標準液*

* えび、かにのスクリーニングに使用するELISAキットはえびとかにを区別せずに検出するため、本標準液の名称は甲殻類検知用標準液とする。

6.1. 調製法

以下に示す方法に従い、甲殻類一次標準粉末、甲殻類標準品原液、甲殻類一次希釈液及び甲殻類高濃度標準液を調製する。甲殻類標準品原液から甲殻類高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

甲殻類一次標準粉末調製法

ウシエビ（ブラックタイガー）（養殖エビ）の尾部筋肉を採取し、氷冷しながら均一にホモジナイズした後に凍結乾燥する。乾燥物を微粉碎し、甲殻類一次標準粉末とする。

甲殻類標準品原液調製法

甲殻類一次標準粉末0.1 gを50 mL PP製チューブに採取し、抽出用緩衝液*20 mLを加え、よく振り混ぜて混合し、固形物を分散させた後、振とう機（90～110 rpm）で一晩抽出する。抽出液を10,000×gで30分間遠心分離した後、上澄液を孔径0.8 μmのマイクロフィルターでろ過する。ろ過した液を、100℃で10分間加熱し、甲殻類標準品原液とする。

抽出に際しては、振とう機に遠心管を横にして置き、振とう幅は3 cm程度とし、振とうにより液が両端に打ち付けるようになるくらいの振とう回数とする。時々チューブの上下を入れ替えるなどの操作をして、液面に沿って付着するサンプルを分散させる。

* 抽出用緩衝液 0.6 % SDS、0.1M 亜硫酸ナトリウム、1% Inhibitor Cocktail及び5 mM EDTA (Halt Protease Inhibitor Cocktail Kit (Thermo Fisher Scientific社製)) を含有するPBS (pH 7.4)

甲殻類一次希釈液調製法

甲殻類標準品原液をpH 7.4のPBSで10倍に希釈し、甲殻類一次希釈液とする。

甲殻類高濃度標準液調製法

甲殻類一次希釈液を0.2% BSAを含むpH 7.4のPBSで2倍に希釈し、甲殻類高濃度標準液とする。甲殻類標準品原液から甲殻類高濃度標準液調製までの操作は、1日の内に行う。

6.2. 規格

甲殻類標準品原液規格

電気泳動像

SDS-PAGEによる電気泳動を行うとき、160、41、37kDa付近にそれぞれ1本、20～16kDaの範囲に4本の明瞭なバンドを認める。

たんぱく量

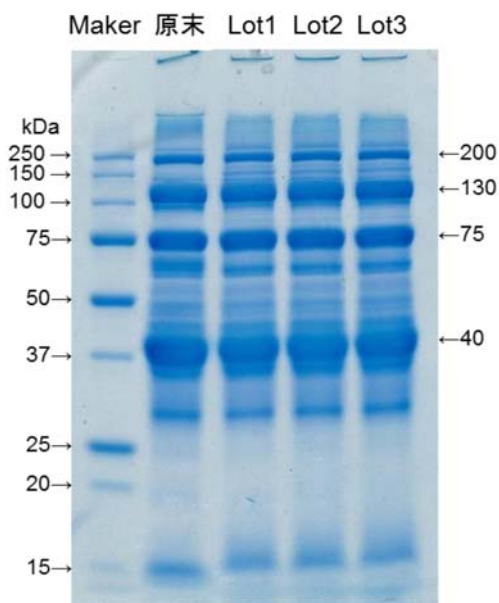
2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により、たんぱく質を定量するとき、その濃度は2.7～4.1mg/mLである。

参考 以下に示す値は参考値とする。

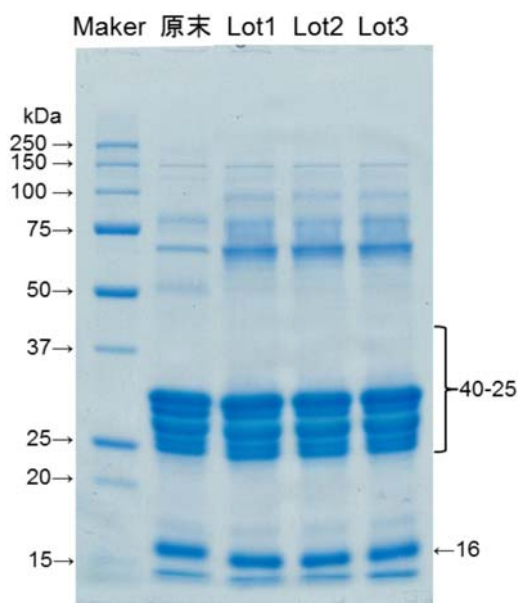
甲殻類一次希釈液調製のタンパク質を2-D Quant kit (GEヘルスケアバイオサイエンス社製) により定量するとき、その濃度は甲殻類標準品原液のタンパク質濃度の0.08倍～0.12倍である。甲殻類標準品原液についてSDS-PAGEを行うとき、7.に示すような泳動像が得られる。

7. 各標準品原液のSDS-PAGE電気泳動像

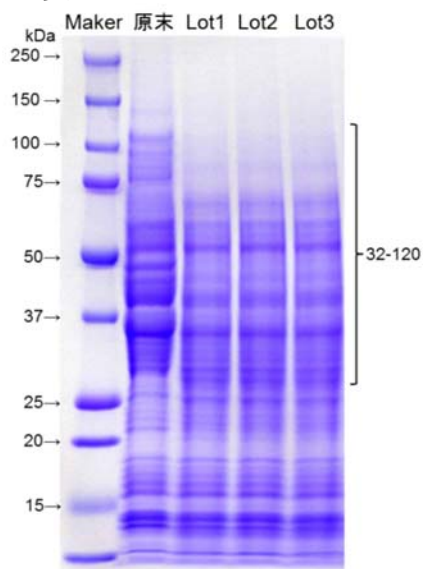
卵



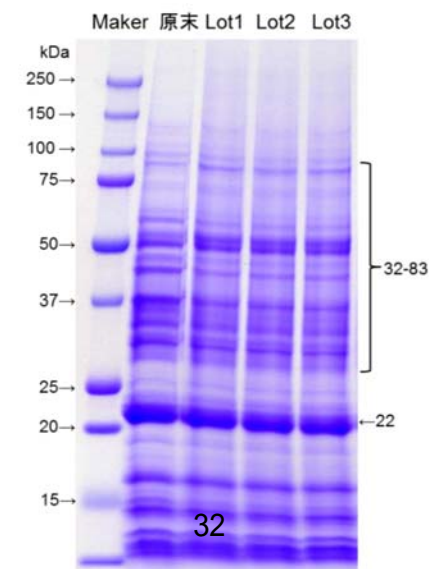
牛乳



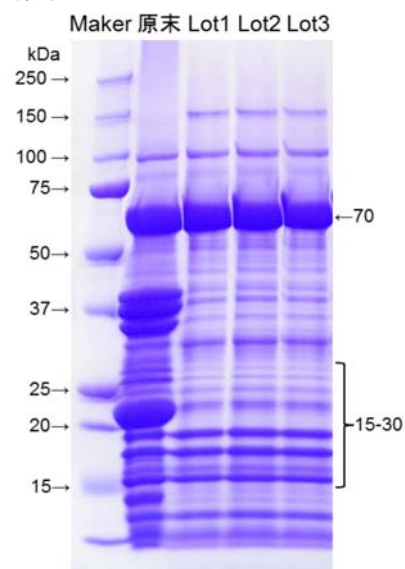
小麦



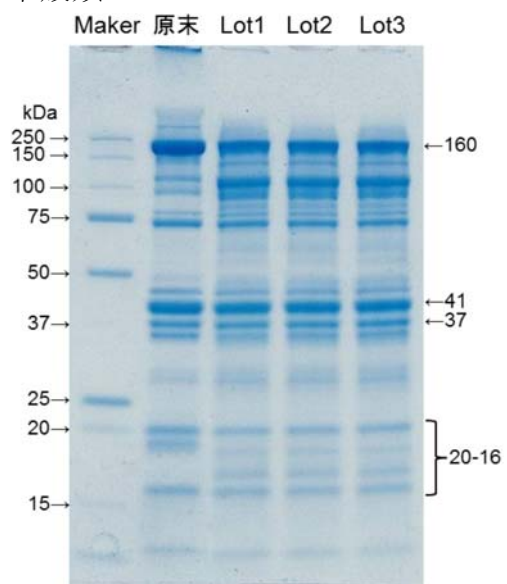
そば



落花生



甲殻類



原末：卵・牛乳・小麦・そば・落花生・甲殻類標準粉末

Lot1-3：ロット番号

(別添4)

アレルギーを含む食品の検査方法を評価するガイドライン

はじめに

近年、食品が原因となるアレルギーが増加しており、重篤な症状を引き起こす場合も多い。このことから、平成13年4月からアレルギー誘発物質（アレルギー）を含む食品に関する表示制度が創設された。

本表示制度が適切に実践されていることの検証のためには、特定原材料を含む食品の検査方法が必要である。平成14年11月に、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」が通知され、特定原材料5品目の検査方法が定められた。さらに平成17年11月には検査方法の追加が通知された。しかし、その後の研究による技術の向上や新たなアレルギーの発見等に伴い、常に検査法を見直して適切な消費者保護に努める必要がある。不適切な検査方法による健康危害を起ささないためにも、検査技術の評価も行わなくてはならない。検査技術の評価方法として、分析法バリデーションが多くの分野で確立されているが、食品中のアレルギー検査という特性から、従来の分析法の評価方法のみでは、適切な評価が難しいと考えられるため、ガイドラインを作成しアレルギー表示の検証に使用するに適正な検査方法の評価法を定めることとなった。本ガイドラインでは、アレルギー食品の検査方法の評価法、表示制度の検証のための検査方法に求められる特性、検査法実施者が行うべき信頼性確保について指針を示す。

1. 食品中の特定原材料の検査方法

1.1. 定量検査法（ELISA法）

抗原で動物を免疫して抗体を作り、その抗体への結合量から試料中の抗原量を定量する方法である。現在開発されている方法として、対象食品に含まれる多くのたんぱく質に対する抗体を用いる方法と、特定のたんぱく質に対する抗体を用いる方法がある。さらに、後者ではポリクローナル抗体とモノクローナル抗体のいずれかを用いる方法が考えられる。このような抗体の選択により、選択性、交差反応性、検出下限、食品への適用性などが変わる。特定のたんぱく質に親和性の高い抗体を用いれば特異性は向上するが、食品の加工により対象としたたんぱく質が変性すると検知できなくなる可能性がある。さらに、原材料の一部のみを使った場合に、その部分に対象となるたんぱく質が含まれていない場合には検知できないために、偽陰性が増加する。一方、多くのたんぱく質に結合する抗体を用いれば、上の様な問題を回避できるが、対象としている食品以外の食品に由来するたんぱく質への結合が多くなり、偽陽性結果を生じる確率が高くなる。

1.2. 定性検査法（ウェスタンブロット法、PCR法）

ウェスタンブロット法では、たんぱく質を電気泳動で分離し、その後抗原抗体反応で検出する方法である。特定のたんぱく質に対する抗体を用いると共に、バンドの場所による分子量の情報も得られるために、ELISA法よりも特異性が高く偽陽性が現れに

くい。現行の通知では、この特性から卵と乳の確認検査法として位置付けられている。ウェスタンブロット法では目視でバンドを確認するために、定量検査法とはならず、定性検査法としてのバリデーションが必要である。

PCR法は、アレルゲン性を示す食品に特異的なDNA領域を、PCRで増幅し検出する方法である。適切な領域を設定すれば特異性が高く、現行の通知では小麦、そば、落花生の確認検査法とされている。一方、鶏肉と卵ではDNAは同一でありPCRで区別する事は困難である。

以上の特性から、現行のアレルゲンを含む食品の検査方法では、スクリーニング法として定量検査法を用い、確認に定性検査法を用いている。

2. 検査方法評価

2.1. 定量検査法の評価基準

定量法の評価の基準となる性能パラメータは、Codex又は日本薬局方等で示されている。ISO、Codex、局方等それぞれ、定義が少しずつ異なっているが、表 1に示すような量を使って、性能が評価される。対象とする検査法の使用目的によって、適切なパラメータを選択して評価する。一般に真度（回収率）、精度（併行・室内再現精度）はどのような目的の検査法であっても、必ず確認しなくてはならない。残留レベルの検査では定量下限、検出下限が重要であり、対象物質の予想される濃度が大きく変化する場合には、検査を適用できる範囲が重要なパラメータとなる。

これらのパラメータはバリデーションにより決定される。多くの場合、実験計画法に基づいたくり返し試験により統計的に推定されるので、バリデーションに参加する機関の数、用いる試料の数等により、得られたパラメータの信頼性が変化する。

表1 性能パラメータ

真度	精度（併行精度、室内再現精度、室間再現精度）
特異性	検出限界
直線性	定量限界
範囲	頑健性

2.2. 定性検査法の評価基準

定性法では、定量のように数値で示される結果は得られないので、定量法のパラメータをそのまま適用することはできない。真度と精度を合わせた概念としては、正答率、偽陽性率、偽陰性率等が考えられる。また、濃度が低くなれば判定が不正確になるので、正しく判定できる限界濃度も重要な性能パラメータである。

2.3. 試験室間バリデーション

試験室間バリデーションは、多数の試験室が共通の試料を分析し、その結果を統計

的に解析することにより、真度、併行精度、室間精度を評価する。Codexにおいても、試験室間バリデーションで性能が確認され公表されている方法が採用される。AOAC INTERNATIONALの OMA (Official method of analysis) は、試験室間バリデーションで評価された分析法である。AOACでは、試験室間のバリデーションを collaborative study とよび、プロトコルが定められている。ISO5725 (JIS Z8402) にも、ほぼ同じプロトコルが示されている。

Collaborative studyでは、真度（回収率）、併行精度、室間精度が評価される。また、多数の試験室で実施するので、頑健性も保証される。定量法の Collaborative study の実施要件は以下の通りである。

試料数 5、試験室数 8、繰り返し数 1 又は 2

Collaborative studyの前に、1 試験室で頑健性を含めた以下の性能の評価を行う。

- ・ 検量線 分析法が使用できる濃度範囲を決定する。直線である必要はない。
- ・ 特異性 存在が予想される物質の妨害の程度。
- ・ 偏り（真度） 添加回収率から系統誤差を推定する。
- ・ 機器の性能、分析系の安定性の特定。
- ・ 精度 併行精度、室内精度、頑健性。
- ・ 既存の方法との比較。

試験室内の性能評価が許容できる場合のみ、Collaborative studyを実施する。

2.4. ピアレビュー

あらかじめ開発者が性能評価を行った後、第三者機関によりその性能を確認する方法が、ピアレビューと呼ばれている。試験室間バリデーションとは異なり、室間精度は求められない。ピアレビューを行うためには、あらかじめ以下のような分析性能を評価しておく。

・ 検量線

定量検査法では最低 5 濃度（0 を含まない）。直線である必要はない。標準溶液とマトリクス中の両方を示す。

定性検査法では、ネガティブコントロールを含む試料で定性範囲を確認する。それぞれの濃度で 5~10 の繰り返しを行う。濃度に対して陽性率をプロットする。

・ 適用できるマトリクス

適用可能なマトリクスを明示的に示す。

・ 真度

定量法では、適切な範囲の濃度を添加した試料からの回収率を、真度の指標とする。6 試料でそれぞれ 3 濃度における回収率を示す。

定性法では既存の方法と比較する。

・ 精度

定量法では、異なる日間、分析者間、検量線間、試薬間、マトリクス間の RSD を示す。定性法では、数種類の濃度での正答率・偽陽性・偽陰性率で表す。

・ 既存の方法との比較

可能ならば既存の方法（バリデートされた方法が望ましい。）との比較を行うことが、強く推奨される。

- 交差反応性

類似物質、代謝物、マトリクス中に存在する可能性のある成分への反応性。

- 安定性

時間、温度、凍結・融解サイクルに対する、キットの各部の頑健さを評価する。

- 検出限界

定量検査法では、マトリクスブランクの平均値 + 3 標準偏差を、分析対象の濃度に変換する。

- 定量限界

マトリクス毎に、少なくとも 6 個の添加サンプルを実際に分析して決定する。

- 偽陽性・偽陰性率

定性検査法に適用される。

- 頑健性

試験環境で起こり得るわずかな変化による試験系の変動の程度の試験。

2.5. 単一試験室におけるバリデーション(single laboratory validation)

試験室間試験の前に分析法の実行可能性を確認する。コラボラティブデータが得られない、又は正式なコラボラティブトライアルの実施が現実的ではない場合に、分析法の信頼性の証拠を提供する。既にバリデートされた方法が正しく使用されていることを保証する等の目的のために、1 試験室におけるバリデーションが行われる。このバリデーションについては、IUPACの技術報告が調和ガイドラインを提供している。その中の勧告では、

- 可能及び現実的ならば、国際的プロトコルに適合したコラボラティブトライアルで性能を評価された分析法を使用する。
- そのような分析法がない場合には、顧客に分析データを提供する前に試験室内で分析法をバリデートする。
- 単一試験室バリデーションでは、以下の中から適切な性能を選んで評価する：適用性、特異性、真度、精度、範囲、定量下限、検出下限、感度、頑健性。どの性能を選ぶかは、顧客の要求を考慮して決定する。
- これらの性能が評価された証拠は、顧客から要求された場合には利用できるようにしておく。

とされている。

2.6. 特定原材料検知方法評価における問題点

特定原材料たんぱく質の検知法として多く用いられる、抗体を用いた酵素免疫測定法（ELISA法）又はウェスタンブロット法では、他の機器分析とは異なった問題がある。多くの理化学・微生物検査においては、分析対象物の物性・構造は明らかである。この物性・構造の情報に基づいて適切な手法を選択し、分析法が作成される。一方、食品のアレルゲン検知法においては、対象物が一意に定まらない。例えば、卵を検知す

る場合、表示は卵全体を含むか含まないかを示すが、検知する対象としては、卵の全てのたんぱく質、卵に特異的なある特定のたんぱく質、アレルゲン性をもつ卵のタンパク質、卵（鶏）の遺伝子等が考えられる。全てのたんぱく質を対象とした場合、その本質は明らかではない。特定のたんぱく質を対象とした場合には、物性は明らかであるが、表示の対象である卵全体、あるいはアレルゲン性を持っているたんぱく質との量的関係は明らかにする必要がある。結果の判定を行うためには、少なくとも、検量線に用いる標準のたんぱく質の性質を明らかにすべきである。表示が特定原材料のタンパク質全体を対象としていることから、この標準たんぱく質は特定のたんぱく質やアレルゲン性を持つたんぱく質ではなく、なるべく全てのたんぱく質を含んでいることが望ましい。

加熱のような加工処理による、タンパク質の変性も重要な問題となる。表示制度の対象となるのは、全ての加工食品であり、それに含まれる特定原材料たんぱく質は、加工過程で種々の程度の変性を受けている。この結果、使用されている抗体との結合が変化する。また、DNAを検知する方法では、増幅部位の切断が変動の原因となる。このため、キットに用いる抗体が異なれば、同一検体においても異なる結果が得られることは当然である。表示の確認のための検査法としては、高い真度を目指すよりも、広い範囲の食品で容認できる程度の真度を持つことが重要である。変性、妨害により真度が100%を大きく上回ったり、非常に小さくなったりする可能性があることはやむを得ないが、検査の信頼性を高めるために、できる限りこのような情報を公表すべきである。

真度を評価するためには、標準品が必要である。別添3に示された標準品規格に適合した標準品を使用する。他の標準を用いる場合には、その作成法、性質を明らかにし、試験結果の解釈を正しく行うために、また現行の標準との差を明確にしておく必要がある。

3. 試験室における信頼性保証

高い性能が保証された検査法が採用されたとしても、試験室における実施方法の不備から、検査結果が不正確になる要因がいくつか考えられる。これについては、他の食品分析と同じく、各検査機関の信頼性確保システムで対応すべきである。

3.1. 試験導入時のバリデーション

試験室で新たに、食品中のアレルゲン検査を開始する際には、性能が評価され、公表されている検査法を導入すべきである。また、導入の際には単一試験室におけるバリデーションを行って、公表されている検査法（キット）の性能を達成できる能力があることを確認する。最低限、精度（併行精度、室内精度）、バイアスを確認する。公表データと差が大きい場合には、3.3に示す手技の管理を参考として手順を見直す必要がある。

3.2. 内部精度管理

食安監発第0323003号（平成16年3月23日）別紙、登録検査機関における製品検査の

業務管理要領では、日常的に検査の技能を評価するために精度管理（内部精度管理）を行うことが定められている。導入時のバイアス、室内精度等の能力が保持されていることの証拠を示すためにも、適切な管理試料を用いて内部精度管理を実施することが望ましい。

3.3. 手技の管理

サンプリング

加工食品には、極度に不均一なものが多く、サンプリング及び試料調製段階に、大きな変動の原因が存在する可能性があるため、標準的なサンプリング手順の確立が必要である。

分析機器

多くの場合、濃度－測定値の関係に3次曲線又は4係数ロジスティック曲線等を当てはめて、検量線が作成される。4係数ロジスティック曲線は非線型であるため、初期値や収束の判定基準が不適切であると、正しい検量線関数が得られない。このような場合には、分析値に大きな誤差が生じることがある。

プレートリーダーにおける位置による吸光度の偏り、ピペットによる注入量のばらつきは、併行精度に大きく影響するので、使用する機器の日常的な点検も重要である。

精度の構造

アレルゲン検査で使用されているサンドイッチELISA法において、妨害のない状況で達成できる併行精度（ウェル間のばらつき）は、マイクロピペットによる液体の注入誤差、プレートウェル間の吸光度のばらつき等から、次式により計算できる。

$$\rho_T^2 = \rho_X^2 + \rho_S^2 + \left(\frac{\sigma_W}{f(X)} \right)^2$$

ρ_T ：測定値のRSD

ρ_X ：分析対象物質の注入量のRSD（ピペットのばらつき）

ρ_S ：反応基質溶液量のばらつきが吸光度測定値のばらつきに与える影響

$$\rho_S = (\text{ピペットによる注入量のRSD}) \cdot (2/3)$$

σ_W ：ウェル自体の吸光度のSD（ウェル間の吸光度のSD）

$f(X)$ ：吸光度を表す検量線（ X は、分析対象物質の濃度）

典型的な値として、 $\rho_X = 0.6\%$ 、 $\rho_S = 0.4\%$ 、 $\sigma_W = 0.004 \text{ Abs}$ とすると、ELISAキットで定量を行う吸光度範囲0.2～1.5におけるRSDは1～5%程度である。実際の検査において、標準液あるいは同一試験溶液をくり返し測定した場合に、吸光度1付近のRSDが5%を大きく超えるような場合には、ピペット注入精度、プレートの洗浄操作、プレートリーダーの位置調整等に異常があると考えられるので、原因を究明し精度の向上を図るべきである。

4. 特定原材料検知法開発者が公表すべき検査方法の性能とその範囲に関する提言

ELISA法、ウェスタンブロット法、PCR法等の特定原材料検査方法を開発する際には、その性能が、以下の範囲にあることを、試験室間バリデーションにより示すべきである。

定量法の試験室間バリデーション

試験室数 8以上、試料数 5以上とする。

試料に含まれる特定原材料たんぱく質濃度レベルの1つは、微量の定義である10 µg/gを含める。試料は原材料に特定原材料を添加し、加熱等の製造方法で作成したモデル加工食品を含めるべきである。

ELISA法のような免疫化学反応に基づく定量法では、用いる抗体により定量値が異なる、つまり真度が異なることは予想されるが、アレルギー患者の健康保持という観点から、50%以上、150%以下の回収率であること。また、室間精度は25%以下であること。

定性法の試験室間バリデーション

試験室数 6以上、試料数 5以上とする。

試料に含まれる特定原材料たんぱく質濃度レベルには、ブランクと微量の定義である10 µg/gを含める。試料は原材料に特定原材料を添加し、加熱等の製造方法で作成したモデル加工食品を含めるべきである。

同一の試料・濃度のサンプルを各試験室毎に2サンプルずつ以上を送付して判定率を評価する。特定原材料たんぱく質を含む試料についての陽性率は90%以上、ブランク試料における陰性率は90%以上とする。なお、いずれも95%以上であることが望ましい。

検査法は多くの種類の加工食品に適用されることから、バリデーションで評価する試料は、動物性の食品、植物性の食品、加工度の高いもの（長時間の加熱、高圧調理）、酸性を示すもの等の特性を持つ食品から選択することが望ましい。

試験室間バリデーションに先立って、開発者の試験室において単一試験室のバリデーションを実施すべきである。ここで、代表的なモデル加工試料について、添加濃度10 µg/gにおける真度、室内精度を確認すると共に、種々の食品の抽出液に抗原を添加した試料を用いて広い範囲のマトリックスの影響、及び多くの抗原の偽陽性、偽陰性データを採集しその情報を公開するべきである。PCR法及びウェスタンブロット法のような定性検査法については、少なくとも20種類以上の性質・加工程度の異なるマトリックス中での、誤判定率を確認すべきである。低濃度では当然、誤判定率が高くなる。誤判定率が50%以上となると推定される濃度を判定限界として示す事が望ましい。

検量線用の標準液調製、真度確認のためには、別添3に示された標準品規格に適合した標準品を使用することが望ましい。使用できない場合には、用いている標準液、標準品との濃度の関係を明らかにし、検知法間の結果の解釈ができるような情報を提供すべきである。

5. 特定原材料検査者の信頼性確保システムに関する提言

ELISA法、ウェスタンブロット法、PCR法等の特定原材料検査実施する施設は、3試験

室における信頼性保証に示した、導入時バリデーション、内部精度管理、手技の管理を実施して、検査結果の信頼性を保証すべきである。

参考1 定量検査法の試験室間バリデーショ例

(架空のデータを用い分析法バリデーショ結果を公表する書式を示した。キット等に添付する資料作成の参考とされたい。)

バリデーショ対象

卵検知用 Xキット

試料

ソーセージ、牛肉レトルトパウチ、ビスケット、オレンジジュース、ジャム。各試料には、卵一次標準粉末をタンパク濃度が10 µg/gとなるように添加した。

参加機関

10機関

- ・A社〇〇研究所
- ・C協会X X研究所
- ・E研究所
- ・G社〇〇部
- ・I分析センター
- ・B研究所
- ・D社△△研究所
- ・F社〇Xセンター
- ・H研究センター
- ・J社〇〇研究所

手順

抽出方法・キット操作方法・報告様式に関する文書、試料（5種類）、キットをそれぞれの参加機関に送付した。参加機関は各試料毎に2回の抽出・測定を行った。それぞれの抽出液の測定は3ウェルを用い、同一プレート上で8濃度（ブランクを含む。）の検量線の測定を行い、得られた結果をコーディネータに返送した。

コーディネータは参加機関から送付されたデータを、AOAC INTERNATIONAL又はJIS Z 8402-2の手順に従い、外れ値を除外するためにCochran検定及びGrubbsの検定（両者とも有意水準2.5%）を行った後、平均値、併行再現性及び室間再現性を求めた。

バリデーショ結果

表A-1に、それぞれのキットのバリデーショから得られた、回収率、併行精度(RSD_D)及び室間精度(RSD_R)を示す。回収率及び室間精度(RSD_R)いずれも、別添アレルゲンを含む食品の検査方法に示された基準を満たしている。

表A-1卵検知用Xキットバリデーショ結果

試料	計算に含めた機関数	回収率	併行精度(RSD%)	室間精度(RSD%)
ソーセージ	10	67.2	4.1	14.5
牛肉レトルト	10	76.3	2.2	9.6
ビスケット	9	66.1	4.7	10.8

オレンジジュース	10	97.7	2.4	6.6
ジャム	10	95.3	2.7	5.9

参考2 定性検査法の試験室間バリデーション例

(架空のデータを用い分析法バリデーション結果を公表する書式を示した。キット等に添付する資料作成の参考とされたい)

バリデーション対象

PCR法による落花生の検査方法

試料

ビスケット、チョコレート、カレーペースト、シリアル、ミートペースト。脱脂した落花生粉末をタンパク濃度が0、2、10 µg/gとなるように添加した。

参加機関

6機関

- ・A社〇〇研究所
- ・B研究所
- ・C協会X X研究所
- ・D社△△研究所
- ・E研究所
- ・F社〇Xセンター

手順

試料30個（5試料×3濃度×2、ランダムにコードを付与）、プライマー2種類、実験プロトコルをそれぞれの参加機関に送付した。参加機関は2週間以内に、各試料を測定し結果を送付した。

バリデーション結果を表A-2に示す。全ての試料で、植物DNA検出プライマーでの結果は陽性を示した。落花生濃度0 µg/gのブランク試料では、全ての加工試料で落花生特異的プライマーによる結果は陰性であり、10 µg/gの落花生を含む試料では全ての結果が陽性となった。以上より、ブランク試料の陰性率、2 mg/kg及び10 mg/kg添加試料における陽性率は90%以上であり、別添アレルゲンを含む食品の検査方法の基準を満たしている。

表A-2

落花生濃度 (mg/kg)	試料	植物DNA検出プライマー陽性率	落花生特異的プライマー陽性率
0	ビスケット	12/12	0/12
	チョコレート	12/12	0/12
	カレーペースト	12/12	0/12
	シリアル	12/12	0/12
	ミートペースト	12/12	0/12
2	ビスケット	12/12	12/12
	チョコレート	12/12	12/12
	カレーペースト	12/12	11/12

	シリアル	12/12	12/12
	ミートペースト	12/12	12/12
10	ビスケット	12/12	12/12
	チョコレート	12/12	12/12
	カレーペースト	12/12	12/12
	シリアル	12/12	12/12
	ミートペースト	12/12	12/12

参考3 定量検査用ELISAキットの精度

3.3. 手技の管理 精度の構造 で述べたように、アレルギー検知で使用されているサンドイッチELISA法において、妨害のない状況で達成できる併行精度（ウェル間のばらつき）は、マイクロピペットによる液体の注入誤差、プレートウェル間の吸光度のばらつき等から求められる。ここでは、実際に標準液を6ウェルに分注して得られた吸光度の併行精度と、計算式から求めた精度（精度プロファイル）を示す。

使用キット

- A. 森永生科学研究所製 FASPEK 特定原材料測定キット（卵白アルブミン）
- B. 日本ハム社製 FASTKITエライザVer. II シリーズ（小麦）

精度プロファイルの計算

次式に従い各濃度の精度を計算した。

$$\rho_T^2 = \rho_X^2 + \rho_S^2 + \left(\frac{\sigma_w}{f(X)} \right)^2$$

ρ_T : 測定値のRSD

ρ_X : 分析対象物質の注入量のRSD（ピペットのばらつき）

ρ_S : 反応基質溶液量のばらつきが吸光度測定値のばらつきに与える影響

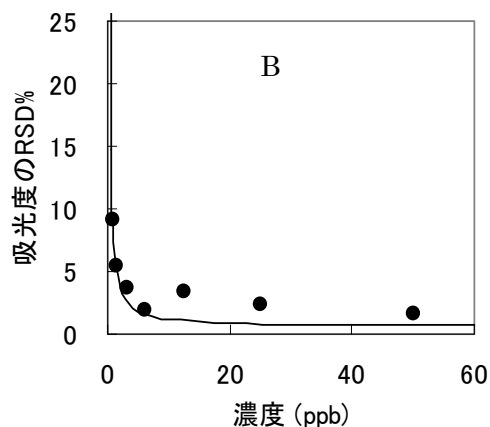
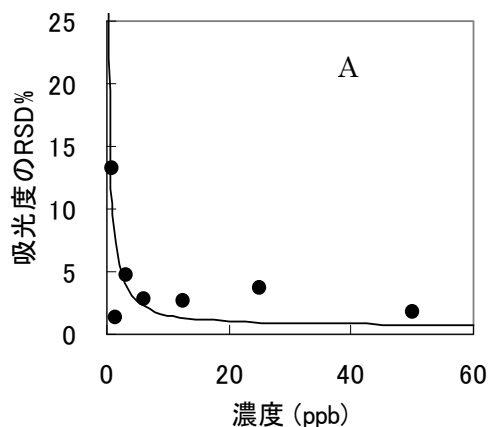
$\rho_S = (\text{ピペットによる注入量のRSD}) \cdot (2/3)$

σ_w : ウェル自体の吸光度のSD（ウェル間の吸光度のSD）

$f(X)$: 吸光度を表す検量線（Xは、分析対象物質の濃度）

$\rho_X = 0.6\%$, $\sigma_w = 0.004$ として得られた精度プロファイル及び実測の精度を図 A-1 に示す。

同一溶液から得られる吸光度のばらつきは、吸光度が小さい低濃度範囲を除いて、概ねRSD%として5%以下である。



図A-1 特定原材料検出キットの精度プロファイル

- A. 森永生科学研究所製 FASPEK 特定原材料測定キット (卵白アルブミン)
- B. 日本ハム社製 FASTKITエライザVer. IIシリーズ (小麦)

● 各濃度の標準液の併行精度 (n=6) 実線 式A1より求めた精度

(別添5)

アレルギーを含む食品の検査方法の改良法の評価に関するガイドライン

試験室間バリデーションによりその性能が評価され、別添アレルギーを含む食品の検査方法に示す基準を満たすことが示されている定量検査法又はこれと同等以上の性能を有すると既に認められている方法（以下「従来法」という。）に改良を加えた定量検査法（以下「改良検査法」という。）については、単一試験室での検討において以下のような性能を評価し、従来法と同等以上の性能を有することを示した場合には、従来法と同様にアレルギーを含む食品の検査方法とみなすこととする。

1 検量線

改良検査法の検量線の濃度範囲及び定量性が、従来法と同等であることを示す。

2 従来法との相関

複数の試料について、従来法と改良検査法を用いて定量し、改良検査法が従来法と同等であることを示す。

具体的には、X軸に従来法による定量値、Y軸に改良検査法による定量値をとり、その相関をプロットする。このプロットについて、Y切片をゼロとする近似直線 ($Y=aX$) を算出し、その傾きが0.75-1.25の範囲であること、相関係数が0.9以上であることを示す。

検査方法1種類につき、定量値が数 $\mu\text{g/g}$ から10,000 $\mu\text{g/g}$ まで程度の範囲に偏ることなく分布する試料（ただし、対象濃度範囲における試料確保が困難な場合には10,000 $\mu\text{g/g}$ を超える試料を含んでもよいものとする。）について10種以上の検討を行い、従来法と改良検査法との相関をプロットするものとする。

また、上記の検討に加え、特に数 $\mu\text{g/g}$ から数10 $\mu\text{g/g}$ までの範囲については、偏ることなく分布する10種以上の試料の定量値を改めて別にプロットし（ただし、対象濃度範囲における試料確保が困難な場合には高濃度試料を希釈して測定した際の測定値を使用してよいものとする。）、上記基準を満たす相関がみられることを確認する。

試料としては、

- ・市販加工食品

- ・食品材料に特定原材料たんぱく質を添加して調製したモデル加工食品
- ・特定原材料を含有する加工食品と特定原材料を含有しない同様の加工食品を混合し、特定原材料たんぱく質濃度を調製したもの
- ・特定原材料を含有しない加工食品に特定原材料たんぱく質を添加したもの等を使用する。また、動物性の食品、植物性の食品、加工度の高いもの、酸性を示す食品等、種々の特性を持つ食品を試料として使用することが望ましい。

上記の近似直線の傾きが0.8以下又は1.2以上の場合は、上記検討に加えて、3種類以上の試料（ただし、試料に含まれる特定原材料たんぱく質濃度レベルには10 $\mu\text{g/g}$ 程度を含むものとする。）を用いて回収率を検討し、50%以上150%以下の回収率となることを示すことが望ましい。

試料としては、上記と同様の加工食品で、特定原材料たんぱく質濃度が既知のものを使用する。

3 精度

1-20 $\mu\text{g/g}$ 程度の特定原材料たんぱく質を含有する試料（試料数2-3程度）を使用し、併行精度（試行回数は5回以上）及び日差変動（3-5日間程度）について検討する。

F検定を行い、従来法と改良検査法との間でこれらの精度及び変動が同等であること、また、同等でない場合には改良検査法の方の精度が高いことを示す。

また、その他、日内変動、分析者間変動、機器間変動等についても検討することが望ましい。

4 検出限界、定量限界

これらの値が従来法と同等又はより小さい値であることを示す。

5 特異性

偽陽性、偽陰性を示す食品について検討し、従来法との一致点及び相違点を明確に示す。

別添 機能性表示食品

第1 総論

1 対象となる食品

容器包装に入れられた食品全般（サプリメント形状の加工食品、サプリメント形状の加工食品以外の加工食品（以下「その他加工食品」という。）及び生鮮食品）が対象となる。

機能性表示制度の運用上、サプリメント形状の加工食品とは、天然由来の抽出物であって、分画、精製、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状の食品をいう。ただし、錠剤、粉末剤及び液剤については、社会通念上、サプリメントとして認識されずに食されているものもあることから、当該食品の1日当たりの摂取目安量に鑑み過剰摂取が通常考えにくく、健康被害の発生のおそれのない合理的な理由のある食品については、サプリメント形状の加工食品ではなく、その他加工食品として取り扱ってもよいものとする。なお、カプセル剤形状の食品については、サプリメント形状の加工食品として取り扱う。

なお、以下の食品については、機能性表示食品の対象から除くこととする。

① 特別用途食品及び栄養機能食品

消費者が製品を選択する際、複数の機能性表示制度に基づく表示が記載されていると、それぞれの記載がいずれの制度に基づく表示であるのか混乱を招くおそれがある。当該混乱を防止するため、また、各制度の趣旨の違いに鑑み、従来の機能性表示制度に基づく食品（特定保健用食品と栄養機能食品）及び特定保健用食品を除く特別用途食品との併用は認められない。

② アルコールを含有する飲料

アルコール飲料（アルコール分1度未満のものを含む。以下同じ。）を除外食品とする趣旨は、当該食品の摂取による健康への悪影響を否定できないため、これを防止する点にある。この趣旨からすれば、文言上「飲料」であるも、必ずしも最終製品が飲料の形態をとるもののみならず、アルコールを含有する飲料を使用し、アルコールが残存した固形の食品も機能性表示食品の対象とすることは望ましくない。ただし、摂取に際し、十分な加熱（煮沸等）を前提とし、アルコールの摂取につながらないことが確実な食品（例：保存性を高めるため、酒精を添加したうどん）は除く。

③ 栄養素の過剰な摂取につながる食品

「過剰な摂取」とは、食品特性も踏まえて判断されるべきものであるが、例えば、当該食品を通常の食事に付加的に摂取すること及び同種の食品に代替して摂取することにより、当該栄養素の1日当たりの摂取量が、厚生労働大臣が定める食事摂取基準（健康増進法（平成14年法律第103号）第30条の2）で定められている目標量を上回ってしまう等、当該栄養素を必要以上に摂取するリスクが高くなる場合等をいう。

2 対象となる事業者

「食品関連事業者」とは、食品表示法第2条第3項第1号に規定するものをいう。もともと、ここでは、責任主体を明らかにすることに趣旨があることから、届出者たる食品関連事業者のことをいう。

なお、「連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報」とは、以下の①から⑤の情報を指し、次の資料によって示されることを要する。

法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は住所、氏名、生年月日が確認できる本人確認書類（住民票、運転免許証のコピー（裏面にも記載がある場合は表裏両面のコピー）、旅券（パスポート）のコピー等）とともに提出する。

- ① 届出者の氏名、住所（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 届出者が製造者でない場合、製造者の氏名又は名称及び住所（製造所の名称及び所在地を付記する。）
- ③ 消費者対応部局（お客様相談室等）の連絡先
- ④ 情報開示するウェブサイトのURL（その他の媒体で情報開示する場合はその旨）
- ⑤ 届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局

3 「疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）」を対象とすること

「疾病に罹患していない者」とは、境界域までの者をいう。例えば、診断基準で軽症以上と判定される者は該当しない。

具体的には、

- ① 当該疾病について広くコンセンサスの得られた診断基準等が存在し、公的統計等でもその基準が疾病の有無の分類に用いられている場合
「疾病に罹患していない者」とは、当該診断基準に基づき、疾病がないと分類される者（主要な生活習慣病の多くは、この考え方が適用できると考えられる。）
- ② ①の考え方が必ずしも適用できない場合
「疾病に罹患していない者」とは、医師（当該分野を専門とする医師が望ましい。）の判定により、疾病がないと認められた者

4 機能性関与成分

機能性関与成分とは、特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）に資する成分をいう。その考え方は、以下のとおりである。

- ① 表示しようとする機能性に係る作用機序について、*in vitro* 試験及び *in vivo* 試験、又は臨床試験により考察されているものであり、直接的又は間接的な定量確認及び定性確認が可能な成分である。作用機序については、既存情報を収集し、評価することが基本となるが、情報収集の手法は研究レビュー（システマティックレビューをいう。以下同じ。）である必要はない。

- ② 健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる成分は対象外とする。

5 「科学的根拠」を有すること

機能性表示食品に求められる科学的根拠の水準は、我が国の消費者の意向、科学的な観点等を十分に踏まえ、消費者の誤認を招くものではなく、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものである必要がある。科学的根拠は、この観点から、以下の方法で安全性及び機能性を説明されたものであることとする。具体的な手順は、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知。以下「機能性届出ガイドライン」という。）を参照のこと。

(1) 安全性について

食経験に関する情報の評価を行うこととし、食経験の情報では安全性が十分とはいえない場合は、安全性試験に関する情報を評価する。さらに、機能性関与成分と医薬品との相互作用、機能性関与成分を複数含む場合については、当該成分同士の相互作用の有無を評価することが必要となる。

(2) 機能性について

最終製品を用いた臨床試験の実施、又は最終製品若しくは機能性関与成分に関する研究レビューにより評価することが必要となる。

6 届出資料を作成するに当たっての留意事項

届出をしようとする者は、機能性届出ガイドラインの別紙様式1-1の機能性表示食品届出書に必要な書類を添付して消費者庁食品表示企画課に届け出ること。その際、次の留意事項に注意し、誤りのないよう記載すること。

(1) 安全性の根拠に関する情報

届出しようとする食品の安全性について、食経験及び最終製品に含有する機能性関与成分と医薬品との相互作用等の観点から、届出者の責任において自ら評価するものである。食経験の評価をまず行い、食経験に関する情報が不十分である場合には既存情報による安全性の評価を行う。食経験及び既存情報による安全性の評価でも不十分な場合には、安全性試験を実施して、安全性の評価を行うこととしている。なお、全ての食品について、医薬品と機能性関与成分の相互作用の評価が必要であり、複数の機能性関与成分による機能を表示する場合には、機能性関与成分同士の相互作用についても評価をする必要がある。

(2) 機能性の根拠に関する情報

機能性に関する情報として届出が必要となるものは、(i)最終製品を用いた臨床試験の実施又は(ii)最終製品若しくは機能性関与成分に関する研究レビューによる資料である。(i)については、その実施に当たり研究計画の事前登録

が行われていること、また、結果についてはその内容を誰もが適切に評価できるように、国際的にコンセンサスの得られた指針（以下「国際指針」という。）に基づき報告されていることが必要である。ただし、研究計画の事前登録及び報告に係る国際指針への準拠については、食品表示基準の施行後1年を超えない日までに開始された研究については、省略できるものとする。また、(ii)については、恣意的な論文抽出による不適正な機能性表示を防ぐ観点から、査読付き論文（サプリメント形状の加工食品の場合は臨床試験、その他加工食品又は生鮮食品の場合は臨床試験又は観察研究）を対象とした定性的又は定量的研究レビューにより、表示しようとする機能性について「totality of evidence」（関連研究について、肯定的・否定的内容及び研究デザインを問わず検討し、総合的観点から肯定的といえるか判断）の観点から肯定的と判断できるものであり、国際指針に基づき報告されていることが必要である。ただし、(ii)が査読付き論文として公表されていない場合、食品表示基準の施行前に一定のレベル以上で実施された研究レビューを活かす観点から、当該資料の記載が必ずしも国際指針に十分に準拠できていない場合でも届け出ることができるものとし、この場合、食品表示基準の施行後1年を超えない日までに国際指針に準拠した資料と差し替えることとする。

なお、機能性表示食品については、主観的な指標によってのみ評価可能な機能性の表示も対象となり得るため、(i)及び(ii)のいずれにおいても主観的な指標を評価指標とすることは差し支えないが、その指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に広くコンセンサスが得られたものでなければならない。

機能性表示食品として同一の届出者により届出済みの製品（製品情報が開示中のものに限る。）と同一性を失わない程度で原材料（香料、着色料、賦形剤等）の配合割合、製造方法又は内容量を変更した製品を販売しようとする場合は、(i)及び(ii)の資料の届出は省略してもよい。

最終製品を用いた臨床試験又は研究レビューにおいて、実際に販売しようとする製品の試作品（製造原理等は同等だが、量産用ではなく、小ロット用の製造ラインで製造したもの等）を用いて評価を行った場合は、両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料中に考察されている必要がある。

(i)及び(ii)の実施者については特に定めないが、機能性表示食品の届出に用いた資料についての責任は、届出者が負うものとする。

(3) 生産・製造及び品質の管理に関する情報

機能性表示食品の届出に当たっては、生産・製造における衛生及び品質の観点から、安全性を確保していることを説明する資料として(i)生産・製造及び品質管理の体制、(ii)食品中の機能性関与成分等の分析の資料が必要となる。

この項目において示した生産・製造及び品質管理の体制については、実施されていなければ、機能性の表示ができないというのではなく、実施の有無を明らかにし、消費者の食品の選択に資する情報と位置付けるものである。一方、

サプリメント形状の加工食品については、適正製造規範（GMP）に基づく製品管理が強く望まれる。

機能性関与成分の分析については、原則として第三者の分析機関での成績書を届出書に添付する。

(4) 健康被害の情報収集体制

機能性表示食品の摂取による健康被害の発生の未然防止及び拡大防止を図るため、届出をしようとする者は健康被害の情報を収集し、行政機関への報告を行う体制を整備すること。なお、その窓口は国内に設置し、適切な日本語で応対ができる者を置くこと。

また、機能性表示食品は、医薬品と異なり摂取が限定されるものではないことから、万が一、健康被害が発生した際には、急速に発生が拡大するおそれと考えられる。そのため、入手した情報が不十分であったとしても速やかに報告することが適当である。

(5) その他必要な事項

「その他必要な事項」として届け出ることが必要な情報は以下のとおりである。

ア 商品名（邦文をもって記載すること。アルファベット等については振り仮名を振ることとする。）

イ 名称

ウ 食品の区分

エ 錠剤、粉末剤、液剤であって、その他加工食品として扱う場合はその理由
オ 当該食品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）

カ 健康増進法施行規則第11条第2項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由

キ 販売開始予定日

(6) 販売日の60日前までに消費者庁長官に届出が必要となることから、届出者たる食品関連事業者は、届出日の翌日を起算日として60日より前に販売することはできない。届出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条の規定に基づき、届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、その他届出の形式上の要件に適合している場合、当該届出が消費者庁食品表示企画課に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

なお、届け出られた情報は、安全性に係る事項、生産・製造及び品質管理に係る事項、健康被害の情報収集に係る事項の一部を除き、消費者庁のウェブサイトにて全て開示する（ただし、個人を特定できる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）及び法人の印影を除く。）。

加えて、企業等のウェブサイトでの情報開示もなされることが望ましい。

その際は、あくまで届け出た内容を情報開示することとする。

また、消費者庁ウェブサイトをクリック先として指定して、情報公開に代えることも可能である。その場合は、消費者庁のトップページではなく、当該食品の届出情報に確実にアクセスできるURLを掲載しなければならない。なお、消費者庁のURLは変更する可能性があるため、届出者は最新のURLであるかどうか定期的に確認する必要がある。

さらに、印刷物での情報開示も可能であるが、ウェブサイトでの情報開示と同じく、あくまで届け出た内容を情報開示するものであり、届け出た内容の範囲を超えること、届け出た内容の一部を開示したり誇張したりすること等がないようにする。

(7) 届出後の取扱い

① 新規の届出が必要になる場合

届け出た食品について、次に該当する場合は、改めて届出を行うこと。

ア 原材料の配合割合又は製造方法について、製品の同一性が失われる程度の変更がある場合

イ 科学的根拠を有する機能性関与成分又は当該成分若しくは当該成分を含有する食品が有する機能性の変更がある場合

ウ 1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量の変更がある場合

エ 1日当たりの摂取目安量の変更がある場合

オ 商品名の変更がある場合

② 変更事項の届出

前記①アからオまでのいずれにも該当しない届出事項の変更又は追加があった場合、機能性届出ガイドラインの別紙様式2により、消費者庁食品表示企画課に届け出ること。

③ 撤回の届出

届け出た食品について、次に該当する場合は、機能性届出ガイドライン別紙様式3により、消費者庁食品表示企画課に届け出ること。イにあつては当該食品の販売終了時（消費期限及び賞味期限の経過後）に、ア及びウにあつては速やかに提出すること。

ア 届出者が死亡したとき、届出者である法人が解散したとき等届出者が商品の製造・販売を行えなくなったとき

この場合、届出者の相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者、清算人、若しくは破産管財人又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者等が届け出る。

イ 届出者が当該商品の販売、製造を中止したとき

ウ 安全性及び機能性の科学的根拠について新たな知見が得られ、機能性関与成分の科学的根拠として不十分な内容となったとき

第2 表示事項及び表示の方法

1 機能性表示食品である旨

「機能性表示食品」との表示をする容器包装の主要面とは、通常、商品名が記載されている面を指す。

2 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性

(1) 可能な機能性表示の範囲は、以下のとおり。

① 保健の目的が期待できる旨の表示の範囲は、疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び妊産婦を除く。）の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨（疾病リスクの低減に係るものを除く。）を表現するものである。例えば、次に掲げるものであり、明らかに医薬品と誤認されるものであってはならないこととする。

ア 容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨

イ 身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨

ウ 身体の状態を本人が自覚でき、一時的な体調の変化（継続的、慢性的でないもの）の改善に役立つ旨

なお、「診断」、「予防」、「治療」、「処置」等の医学的な表現は使用できないが、健康の維持・増進の範囲内であれば、身体の特定の部位に言及した表現は可能である。

② 本制度では認められない表現例としては、以下のものが考えられる。

ア 疾病の治療効果又は予防効果を暗示する表現

(例)「糖尿病の人に」、「高血圧の人に」等

イ 健康の維持及び増進の範囲を超えた、意図的な健康の増強を標ぼうするものと認められる表現

(例)「肉体改造」、「増毛」、「美白」等

ウ 科学的根拠に基づき説明されていない機能性に関する表現

(例) 限られた免疫指標のデータを用いて身体全体の免疫に関する機能があると誤解を招く表現、*in vitro* 試験や動物を用いた *in vivo* 試験で説明された根拠のみに基づいた表現、抗体や補体、免疫系の細胞などが増加するといった *in vitro* 試験や *in vivo* 試験で科学的に説明されているが、生体に作用する機能が不明確な表現 等

(2) また、機能性を表示するに当たっては、以下の点についても具体的に表示すること。

① 「届出表示」と冠し、届け出た内容を表示する。その際、当該機能性関与成分に基づく科学的根拠なのか、当該機能性関与成分を含有する食品（最終製品）に基づく科学的根拠なのか、その科学的根拠が最終製品を用いた臨床試験に基づくものなのか、研究レビューによるものなのかが分かる表現にする。なお、当該成分に基づく科学的根拠を有する場合は、当該食品自体に機

能性があるという科学的根拠を有するものではないということが明確になる表現とする。また、研究レビューによる場合は、「報告されている」ということが明確になる表現とする。具体的な表現例は以下のとおり。

ア 最終製品を用いた臨床試験で科学的根拠を説明した場合

(例)

「本品にはA【機能性関与成分】が含まれるので、Bの機能があります【機能性】。」

※ 複数の機能性関与成分を含み、表現が複雑になる場合は、「本品には、Bの機能があります。」と表示し、機能性関与成分名をそのすぐ近くに表示してもよい。その場合は、他の成分と混同しないような表示とすること。

イ 最終製品に関する研究レビューで科学的根拠を説明した場合

(例)

「本品にはA【機能性関与成分】が含まれ、Bの機能がある【機能性】ことが報告されています。」

※ 複数の機能性関与成分を含み、表現が複雑になる場合には、「本品には、Bの機能があることが報告されています。」と表示し、機能性関与成分名をそのすぐ近くに表示してもよい。その場合は、他の成分と混同しないような表示とすること。

ウ 機能性関与成分に関する研究レビューで科学的根拠を説明した場合

(例)

「本品にはA【機能性関与成分】が含まれます。AにはBの機能がある【機能性】ことが報告されています。」

② 特定の食事に追加して摂取することで機能が期待できるようなものについては、前提となる食事について表示する。

(例)

「本品は、A【機能性関与成分】を△mg含みますので、魚介類を1日に□g/日程度（日本人成人の平均摂取量）摂取している方の××に役立ちます。」

「本品にはA【機能性関与成分】が△mg含まれます。Aを△mg/日摂取すると、魚介類を1日に□g/日程度（日本人成人の平均摂取量）摂取している方の××に役立つことが報告されています。」

(3) 以上については、生鮮食品も同様とする。

3 1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量

消費期限又は賞味期限（生鮮食品の場合は販売期間）を通じて含有する値を別記様式2又は別記様式3の次（枠外）に、「機能成分関与成分」と冠し、一定の値又は下限値及び上限値により表示する（例：機能性関与成分 ○○（機能性関与成分名）

△△g）。なお、当該一定の値にあっては分析値がこれを下回らないもの、当該下限値及び上限値にあっては分析値がこの範囲内でなければならない。

なお、生鮮食品や単一の農林水産物のみを原材料とした加工食品（例えば、乾しいたけ、煮干、押麦、ストレートジュース、緑茶）においては、含有量にばらつきが生じることがあり得る。そのため、ばらつきを生じさせない対策をとることが望まれるが、どうしても表示値を下回る可能性がある場合は、「〇〇（機能性関与成分）の含有量が一定の範囲内に収まるよう、栽培・出荷等の管理を実施しています。しかし、△△は生鮮食品ですので、〇〇（ばらつきの要因）などによって、〇〇（機能性関与成分）の含有量が、表示されている量を下回る場合があります。」等の注意書きを付すものとする。

4 1日当たりの摂取目安量

「一日当たりの摂取目安量」と冠し、消費者庁長官に届け出た内容を表示する。その際、「一日摂取目安量」と簡略して表示すること、「一日当たり〇gを目安にお召し上がりください。」等の文章で表示することを可能とする。

なお、1個、1切れといった表示をする場合、生鮮食品にあつては個体差があり、一定しないことも考えられるため、グラム表示を併記してもよい。

5 届出番号

消費者庁から返送された届出書（機能性届出ガイドラインの別紙様式1-1）に記載されている届出番号を表示する。

届出番号の表示は、容器包装に印刷するほか、届出直後等、容器包装への印刷が難しい場合、製品完成後にシールを貼付する、又はインクを吹き付け印字するなどの方法によっても差し支えない。ただし、シールを貼付する場合は、簡単に剥がれ落ちることがないようにする必要がある。

6 食品関連事業者の連絡先

食品関連事業者（原則として、届出者が想定される）の連絡先である旨を冠し、表示内容に責任を有する者の電話番号（生鮮食品の場合、氏名又は名称、住所及び電話番号）を表示する。併せて、電話番号の記載があるウェブサイトのアドレス（二次元コードその他これに代わるものを含む。）を表示してもよい。なお、表示する電話番号は国内のものに限る（海外転送機能等特殊な機能は認められない。）。その際、「食品関連事業者の連絡先」を「連絡先」又は「お問合せ先」等と簡略して表示することを可能とする。また、加工食品の場合、横断的義務表示事項である「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」に続けて表示してもよい。

7 摂取の方法

摂取の方法である旨を冠し、機能性の科学的根拠に関する情報を取得した摂取の方法（例：科学的根拠に基づく摂取時期、調理法）を表示する。なお、摂取時期の表現については、総合的に判断して医薬品的な表現にならないよう注意する。また、1日当たりの摂取目安量とともに表示することを可能とする（例：1日1本を目安にお召し上がりください）。

8 摂取する上での注意事項

摂取する上での注意事項である旨を冠し、医薬品等との飲合せ、過剰摂取を防止するための注意喚起等を表示する。なお、文字のフォントを大きくする、四角で囲む、色をつける等、他の表示事項よりも目立つよう表示することが望ましい。

9 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項

注意事項である旨を冠し、消費者庁長官に届け出た内容を表示する。なお、調理を要しない食品等、表示が不要な場合はその旨を届け出れば、当該注意事項を省略することができる。

10 その他

「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、「疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨」、「疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨」及び「体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨」の表示は、確実に消費者の目に留まるよう、文字の大きさや配置、容器包装全体のデザイン等について十分に配慮すること。

第3 表示が禁止される表現等表示に当たつての留意事項

1 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

以下のような表現は「疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語」に該当する。

(例)

「花粉症に効果あり」、「糖尿病の方にお奨めです」、「風邪予防に効果あり」等の表現

2 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語

強調する用語とは、「〇〇たっぷり」、「△△強化」のような表示をいう（栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除く。）。

このほか、含有量を色や大きさ等で目立たせた表示や主要面に機能性関与成分以外の成分名を目立つように特記した表示（商品名に当該成分名を使用したものを含む。）、機能性関与成分であると消費者に誤認を与えるような表示は望ましい表示とはいえない。

3 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語

以下のような表現は、「消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語」に該当する。

(例)

「消費者庁承認」、「消費者庁長官許可」、「〇〇省承認」、「〇〇省推薦」、「〇〇政府機関も認めた」、「世界保健機関（WHO）許可」等国や公的な機関に届け出た、承認を受けた、と誤認させる表現

4 別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

食品表示基準別表第11第3欄に掲げる表現を含め、栄養成分の機能を表示してはならない。

別添

バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針

1. 農家の生産段階及びカントリーエレベーターの流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 種子の播種

種子証明書または種子名（番号）によるチェック

② 収穫

非遺伝子組換えのみを他のものと混じらないよう収穫

③ 農器具・機器

播種機、収穫機等の農機具・機器は非遺伝子組換え専用化、併用の場合クリーニング

④ 出荷又は集荷輸送のための車両等

車両等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、専用利用されない車両等はあらかじめクリーニング

⑤ 保管施設及び搬出入施設

サイロ等の保管施設及び搬出入施設については非遺伝子組換え専用利用。時期をずらして使用する等専用利用されない保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

農家又は農家を管理すべき立場にあるカントリーエレベーター等の集荷業者

(3) 記録

種子名（番号）、出荷数量、出荷年月日、集荷（搬入農産物の種子名 [番号]、購入農家、数量、年月日）、保管（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、入出庫（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、非遺伝子組換え専用利用されない場合クリーニング実施確認

(4) 確認主体

集荷業者は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

2. リバーエレベーターの流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 集荷輸送のためのトラック、貨車及びはしけ（バージ）

トラックについては非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、専用利用されないトラック及び貨車、はしけはあらかじめクリーニング

② 保管施設及び搬出入施設

保管施設及び搬出入施設については非遺伝子組換え専用利用。専用利用されない保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

リバーエレベーター

(3) 記録

集荷（搬入農産物の種子名[番号]、購入農家、数量、年月日）、保管（品名、専用の場合を除きビン番号）、入出庫（品名、専用の場合を除きビン番号、数量、年月日）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

集荷業者または輸入業者等は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

3. エクスポートエレベーター及び日本までの輸送段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 保管施設及び本船への積み込み施設

非遺伝子組換え専用利用されない保管施設及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング

② 船艙への積み込み

一つの船艙内に異なる品種（商品）を区分して搬入する場合には充分注意し、他との混入がないようにする。

③ 本船から内航船、はしけへの積み替え

非遺伝子組換え専用利用されないはしけ及び搬出入施設についてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

エクスポートエレベーター及び港湾サイロの管理者もしくは管理受託者

(3) 記録

入荷、入出庫、輸出入（品名、数量、本船名、ハッチ番号、年月日、搬出入港）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

輸入業者は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

4. 港湾サイロの日本国内流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① サイロビン、バケットエレベーター、計量器、コンベア等サイロへの搬出入非遺伝子組換え専用利用されない港湾サイロ及び機器についてはあらかじめクリーニング

② 選別作業（バケットエレベーター、原料タンク、製品タンク、石抜き機、真比重選別機等）

非遺伝子組換え専用利用されない選別機器についてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

倉庫業者及び選別業者等

(3) 記録

入荷、入出庫、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

荷主（卸売業者、製造業者及び輸入業者等）は、管理主体が上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

5. 卸売業者（主として大豆）の流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① サイロへの搬出入

② バルク輸送の場合の輸送

③ 選別作業（バケットエレベーター、グラビティ・セパレーター、粗選別機、石抜き機、真比重選別機、選別機器、袋詰め等）

非遺伝子組換え専用利用されない保管施設、輸送車、選別作業、機器等についてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

卸売業者

(3) 記録

原料購入、原料保管、保管箇所ごとの入出庫、製品販売、袋詰め作業（品名、数量、荷姿、年月日）、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

卸売業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

6. 加工業者（グリッツ・スターチ工場）の流通段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 原料搬入

搬入機器を使用する前に空運転して残留物がないことを確認すること。

② 選別施設

選別機器を使用する前に空運転して残留物がないことを確認すること。

③ グリッツ・スターチの製造ライン

従前の使用原料が不分別原料であった場合、製造施設に残留物がないことを確認するとともに微粉状あるいは液状の残留が懸念される時は当該施設のクリーニングを行うこと。

④ グリッツ・スターチの保管・出荷

製品倉庫では不分別原料と保管場所を別にすること。

(2) 管理主体

グリッツ・スターチ製造業者

(3) 記録

原料購入、原料受払、製造、保管場所、製品入出庫、受渡、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

グリッツ・スターチ製造業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

7. 食品製造業者の製造段階

(1) チェックポイント及び管理方法

① 原料搬入

証明書による非遺伝子組換え農産物の確認

② 原料分別保管

不分別原料との明確な区分保管

③ 製造ライン

非遺伝子組換え専用利用されない製造ラインについてはあらかじめクリーニング

(2) 管理主体

食品製造業者

(3) 記録

原材料購入（購入先、数量、製造、） 保管、出荷、クリーニング実施確認

(4) 確認主体

食品製造業者は、上記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する。

8. 証明書の発行及び保存

流通の各段階において確認が行われた旨の証明書を取引の相手方に発行し、かつ、当該証明書を受け取った者は、これを2年以上保存する。

別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法

1. 検体採取方法

1.1. 遺伝子組換え食品の検体採取

1.1.1. トウモロコシ及び大豆の穀粒の検体採取

遺伝子組換え食品が不均一に分布しているということを前提として、ロットを代表するような検体採取を行うため、対象となるロットの大きさ、荷姿、包装形態に応じて、以下に掲げる検体採取を行う。検体採取に際しては、他ロットの穀粒が混入しないよう十分配慮し、使用する器具・容器包装等は使い捨てのものを使用するか、その都度、十分に洗浄等を行い使用すること。

次に、検体採取した穀粒が均質になるよう十分に混合した後、この中から検査に必要な一定量*を採り、粉碎器等を用いて均質に粉碎する。

* トウモロコシ及び大豆の穀粒に関しては、1検体（検体採取量1kg）のうち、500gを粉碎し定量PCR検査に用い、残りの500gは穀粒の状態でも保管する。粒単位検査法の際には、その残りの500gの穀粒から採取する。

1.1.1.1. 袋積みの場合

以下の表に従って検体採取を行う。

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (kg)	検体数
≦ 15	2	1	1
16 ~ 25	3	1	1
26 ~ 90	5	1	1
91 ~ 150	8	1	1
151 ~ 280	13	1	1
281 ~ 500	20	1	1
501 ~ 1,200	32	1	1
1,201 ~ 3,200	50	1	1
3,201 ~ 10,000	80	1	1
10,001 ~ 35,000	125	1	1
35,001 ~ 150,000	200	1	1
150,001 ~ 500,000	315	1	1
≧ 500,001	500	1	1

1.1.1.2. ばら積みの場合

1.1.1.2.1. サイロ搬入時

サイロに搬入する際に1サイロを1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を検体採取したものを縮分してサイロ毎に1検体（1kg以上）とする。

既にサイロに搬入したものについては、他のサイロに移動させる時点で同様に検体採取を行う。

1.1.1.2.2. はしけ搬入時

はしけ（内航船を含む。）に搬入する際に1はしけを1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回計10kg以上を検体採取したものを縮分してはしけ毎に1検体（1kg以上）とする。

1.1.1.2.3. はしけにおける検体採取

すでにはしけに搬入したものについて検体採取を行う場合、1はしけを1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるよう上層、中層、下層毎に各5か所、計15か所から、計10kg以上を検体採取したものを縮分してはしけ毎に1検体（1kg以上）とする。

1.1.1.3. 加工食品の検体採取

加工食品の検体採取については、対象となるロットの大きさに応じて以下の表に従い検体採取を行うこと。

トウモロコシ及び大豆の粉砕加工品（コーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等、穀粒を粉砕したもの。コーンスターチは検査対象外）検体採取については、1.1.1.1.の袋積みの場合に従う。

それ以外の加工食品

以下の表に従って検体採取を行う。

ロットの大きさ		検体採取のための開梱数	検体採取量 (g)	検体数
	≦ 15	2	120	1
16	～ 50	3	120	1
51	～ 150	5	120	1
151	～ 500	8	120	1
501	～ 3,200	13	120	1
3,201	～ 35,000	20	120	1
35,001	～ 500,000	32	120	1
	≧ 500,001	50	120	1

1.1.2. パパイアの検体採取

遺伝子組換え食品が不均一に分布しているということを前提として、ロットを代表する

ような検体採取を行うため、対象となるロットの大きさ、荷姿、包装形態に応じて、以下に掲げる検体採取を行う。検体採取に際しては、他ロットの穀粒が混入しないよう十分配慮し、使用する器具・容器包装等は使い捨てのものを使用するか、その都度、十分に洗浄等を行い使用すること。

1.1.2.1. 生鮮パパイヤの検体採取

生鮮パパイヤの検体採取については、対象となるロットの大きさに応じて以下の表に従い検体採取を行うこと。

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量(個)
≦ 50	2	2
51 ~ 500	3	3
501 ~ 35,000	5	5
≧ 35,001	8	8

1.1.2.2. パパイヤ加工品の検体採取

パパイヤ加工食品の検体採取については、対象となるロットの大きさに応じて以下の表に従い検体採取を行うこと。

ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (g) ^{*1}	検体数
≦ 15	2	120	1
16 ~ 50	3	120	1
51 ~ 150	5	120	1
151 ~ 500	8	120	1
501 ~ 3,200	13	120	1
3,201 ~ 35,000	20	120	1
35,001 ~ 500,000	32	120	1
≧ 500,001	50	120	1

*1果汁・飲料製品、氷菓等製品については、検体採取量を480gとする。

また、パパイヤの含有量が少ない加工品について実施する場合は、製品分類ごとに複数回の前処理試行が可能となるよう適宜検体採取量を増やして採取する。

2. 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査法

2.1. 大豆

これまで国内に流通する遺伝子組換え (GM) 大豆に関しては、RoundupReady Soybean (40-3-2) (以下「RRS」という。) が唯一のものであったが、2002年に承認されているバイエルクロップサイエンス社のA2704-12系統の遺伝子組換え大豆Liberty Link Soybean (Event A2704-12) (以下「LLS」という。) 及び2007年に承認されたモンサント社のRoundup Ready 2 Yield (Event MON89788) (以下、RRS2) が収穫されており、国内に流通することが予想さ

れている。

2.1.1. ELISA法

試料中のCP4EPSPSたんぱく質を検知する手法である。CP4EPSPSたんぱく質はRRSにおいて発現している為、同法では検体中のRRS混入率の定量が可能である。

100mesh（編み目の一目の長さ150 μ m）のふるいを通した粉末試料0.5gを用いて、SDI社製GMO Soya Test Kit Ver. 2.1の説明書に記載された手法に従って試験する。以下に方法について記述する。

試料又は標準品0.5gをポリプロピレン製遠沈管（15mL容）に正確に量り採り、Soya Extraction 緩衝液 4.5mLを加え、ボルテックスミキサーを用い10秒間混合した後、2,500 \times gで15分間遠心し、上清を抽出液とする。Soya Assay 緩衝液 280 μ Lに抽出液 20 μ Lを加え攪拌し希釈液とする。さらに、Soya Assay緩衝液 380 μ Lに希釈液 20 μ Lを加え攪拌し、試料液とする。このキットで作成できる検量線の範囲は0~2.5%であるため、未知検体の抽出液について検量線の範囲内で定量値が内挿できるよう、別に10倍希釈した試料液も準備しておく。ウェルに試料液を100 μ Lずつ加え、37 $^{\circ}$ Cで1時間保温する。その後、Wash緩衝液で3回洗浄し、Reconstituted and Diluted Soya Conjugate Mix 100 μ Lを加え、37 $^{\circ}$ Cで1時間保温する。さらに、Wash緩衝液で3回洗浄する。次に、Color Reagent 100 μ Lを加え、室温で10分間放置した後、Stop Solution 100 μ Lを加えて反応を停止する。反応停止後、マイクロプレートリーダーを用い、450nmの波長でウェルの吸光度を測定し、別途購入した標準試料を用い作成した検量線より組換え体の含有量を求める。なお、同一の実験を2ウェルで行い、得られた値を平均する。

2.1.2. 定量PCR法

TaqMan Chemistryを応用した定量PCR法を行う。同法では、プライマー対及び蛍光オリゴヌクレオチドプローブを使用する。当プローブはプライマー対により増幅される塩基配列中に相補鎖を形成するように設計されている。また、同プローブにはリポーター、クエンチャー両色素が結合しており、DNAポリメラーゼによる増幅産物の伸長反応に伴い加水分解を受けると、蛍光を放射する。蛍光強度は、PCRサイクル数に対し指数関数的に増強し、また一定の蛍光強度に達するまでのサイクル数は、鋳型DNA量に依存する。したがって、一定の蛍光強度に達したPCRサイクル数を比較することで、鋳型DNA量が求められる。

遺伝子組換え食品の定量は、非組換え体、組換え体を問わず普遍的に存在する遺伝子（内在性遺伝子）を内標として用い、内在性遺伝子のコピー数に対する組換え遺伝子のコピー数を求めることで行う。本法においては、標準物質として標準プラスミドDNA溶液^{*1}を使用する。標準プラスミドDNA溶液に含まれるDNAの量はコピー数として規定されており、そのため、定量PCRの結果はコピー数として求められる。

大豆を対象とした定量PCR法においては、大豆に普遍的に存在するレクチン遺伝子を内在性遺伝子としている。検査の際には、まずレクチン遺伝子を標的とするプライマー対（Le1-n02）とプローブ（Le1-Taq）を使用し定量PCRを行い、DNA試料液中のレクチン遺伝子のコピー数を求める。また、同時に、同一DNA試料液について、組換え遺伝子を標的と

するプライマー対とプローブ*2を使用し別に定量PCRを行い、組換え遺伝子のコピー数を求める。組換え遺伝子のコピー数をレクチン遺伝子のコピー数で除し、その値をあらかじめ求められている係数（内標比*3）でさらに除して得られた値に100を乗したものが、試料中に含まれる遺伝子組換え作物の%含量となる。

以下に定量PCR法の実際を述べる。定量PCRは、RRS検知法はABI PRISM™ 7700、ABI PRISM™ 5700、ABI PRISM™ 7900HT（96well及び384well）、ABI PRISM™ 7000、ABI 7500及びRoche LightCycler System、又は同等の性能を有する装置を用いて行う。LLS検知法及びRRS2検知法は、ABI PRISM 7900 HT（96well）及びABI 7500を用いて行う。また、使用する機種により、試薬、反応液組成、反応条件、手技及び解析手法が異なるため、検査に際しては、以下機種ごとに記載された各項に従い、必ず使用する機種に適した方法を用いること。なお、PCR法で用いる水は、特に断り書きがない限り全て逆浸透膜精製したRO水又は蒸留水をMilli-Q等で17MΩ/cmまで精製した超純水とする。

*1 標準プラスミドDNA溶液

内在性遺伝子及び組換え遺伝子を標的とした特異的プライマー対により増幅された増幅産物をプラスミド上に連結したもの（標準プラスミドDNA）を、CoIE1/TE溶液（5ng/μL）で規定のコピー数となるように希釈した溶液。本分析法においては20、125、1,500、20,000、250,000コピーの5段階希釈液に加え、標準プラスミドDNAの含まれていないCoIE1/TE溶液（5ng/μL）をブランク試料液（NTC：no template control）とした、計6点について検量線を作成する。なお、CoIE1/TE溶液とは、大腸菌由来の配列確認のされているプラスミド（CoIE1 プラスミド）をTE緩衝液で5ng/μLの濃度に調製した溶液である。

RRS検知：GMダイズ（RRS）陽性コントロールプラスミド

LLS検知：GMダイズ（LLS）陽性コントロールプラスミド

RRS2検知：GMダイズ（RRS2）陽性コントロールプラスミド

*2 組換え遺伝子を標的とするプライマー対とプローブ

RRS検知：RRS-01及びRRS-Taq

LLS検知：KVM175、SM0001及びTM031

RRS2検知：MON89788-F、MON89788-R及びMON89788-P

*3 内標比

純粋な遺伝子組換え体の種子を対象に定量PCRを実施し、得られる組換え遺伝子のコピー数と内在性遺伝子（大豆の場合レクチン遺伝子）のコピー数との比を求めたもの。この内標比は各組換え作物系統に固有であり、常に一定の値を示すと考えられる。各プライマー対及びプローブを用いて測定を行った組換え作物系統ごとの内標比は別紙に規定する。なお、内標比は定量PCR法に使用する機種によって異なるため、混入率の算出時には必ず使用した機種につき規定されている内標比を用いること。また、使用する試薬によっても影響を受ける可能性が考えられるため、参考にも記載のある機種に適した試薬類を確認の上、使用すること。

2.1.2.1. ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700を用いた定量PCR

2.1.2.1.1. PCR用反応液の調製 (ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700)

PCR用反応液は25 μ L/wellとして調製する。その組成は以下のとおりである。Universal PCR Master Mix^{*1} 12.5 μ L、対象プライマー対溶液 (各プライマー、25 μ mol/L) 0.5 μ L、対象プローブ溶液 (10 μ mol/L) 0.5 μ L、水 9 μ L、20ng/ μ L DNA試料液 2.5 μ L (50ng) 又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 2.5 μ L、あるいは5ng/ μ L ColE1/TE溶液 (ブランク試料液: NTC) 2.5 μ L。試験は、1DNA試料液当たり3ウェル並行で行うものとし、PCR用反応液は3ウェル分を同時に調製する^{*2}。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめUniversal PCR Master Mixに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液 (マスターミックス) を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液^{*3}を先に調製しておき、これとUniversal PCR Master Mixを1 : 1.25の比率で混合させるとよい。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1DNA試料液 (3ウェル分) 当たり81 μ Lが適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数^{*4}の微量遠沈管に78.75 μ Lずつ分注する。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を8.75 μ L加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を25 μ L/wellとして96ウェルプレート上のウェルに分注する。分注操作終了後、真上からプレートの蓋^{*5}をする。このとき、片側にゆがみがたまらないよう両側のウェルから交互に閉める。次いで専用ローラーを用いて完全にウェルを密閉する。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく。

^{*1} Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注する際は、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

^{*2} 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法 (通常、ふきとめと呼ばれる操作) を理解して使用すること。

^{*3} 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が1.25 μ mol/L、対象プローブ濃度が0.5 μ mol/Lとなるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

^{*4} 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA試料液の数を加えた数。

*5 96ウェルプレート及びプレートの蓋

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate (Life Technologies社) 及びMicroAmp Optical Caps、8caps/strips (Flat) (Life Technologies社) を使用する。

2.1.2.1.2. プレート情報の設定 (ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700)

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及び、プローブ特性である。具体的には新規シート上で、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「STND」：検量線用標準プラスミドDNA溶液*1、「NTC」：ブランク試料液、「UNKN」：DNA試料液）の設定を行う。この際、同一の溶液が分注された3ウェルをReplicateとして指定する*2。またプローブ特性に関しては、「STND」、「NTC」、「UNKN」のそれぞれについてReporterが「FAM」、Referenceが「ROX」、Quencherが「TAMRA」となるよう設定する。

*1 検量線用標準プラスミドDNA溶液の設定

検体の種類の設定に加えて、コピー数を設定する。同一の検量線用標準プラスミドDNA溶液を分注したウェルを選択した状態で、Quantity欄にコピー数を入力する。

*2 Replicate としての指定

同一の溶液を分注したウェルに付けた名称（name欄に入力）と同一の名称を、replicate欄に入力する。

2.1.2.1.3. PCR (ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700)

装置にプレートをセットし、装置の蓋の温度 (Cover temperature) が105℃付近になったことを確認した後、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。50℃、2分間の条件で保持した後、95℃で10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95℃ 30秒、59℃ 1分を1サイクルとして、40サイクルの増幅反応を行う。Remaining timeが0分となっていることを確認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.1.2.1.4. 検量線の作成 (ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700)

内在性遺伝子及び組換え遺伝子のそれぞれにつき以下の操作で検量線を作成する。サイクル数に対して蛍光シグナルの増加量 (ΔRn) をプロットした増幅曲線 (Amplification Plot) 上で、検量線用標準プラスミドDNA溶液及びDNA試料液由来の蛍光シグナルが指数関数的に増幅している ΔRn 部を選択し、Threshold line (Th) を引く。この際、ブランク試料液 (NTC) で出現することのある非特異的増幅曲線と交差しないように注意する。また、Base Line はStartを3に、Endを15に設定する。Thの厳密な引き方は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成のJAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル 定量的PCR編」に記載されている方法を準用する。Thと、検量線用標準プラスミドDNA溶液の蛍光シグナルが交差した点をT

hreshold cycle (Ct) 値とする。次に各々の検量線用標準プラスミドDNA溶液のコピー数の対数值 (x軸) に対するCt値 (y軸) をプロットし、各Ctに対して得られた近似直線を検量線とする*。

- * 実際はThを引いた後、「Amplification Plot」ウインドウ上にある、「Update Calculations」ボタンを押すことで、検量線は自動作成される。この検量線は「Analysis」タブから「Standard Curve」を選択することで表示させる。検量線においては「Corr.」の値を確認し、0.990以上であった場合に以降のコピー数の算出を行う。

2.1.2.2. ABI PRISM™ 7900HT 96well及び384wellを用いた定量PCR

2.1.2.2.1. PCR用反応液の調製 (ABI PRISM™ 7900HT 96well)

PCR用反応液は25 μ L/wellとして調製する。その組成は以下のとおりである。Universal PCR Master Mix*¹ 12.5 μ L、対象プライマー対溶液 (各プライマー、25 μ mol/L) 0.5 μ L、対象プローブ溶液 (10 μ mol/L) 0.5 μ L、水 9 μ L、20ng/ μ L DNA試料液 2.5 μ L (50ng) 又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 2.5 μ L、若しくは5ng/ μ L ColE1/TE溶液 (ブランク試料液: NTC) 2.5 μ L。試験は、1DNA試料液当たり3ウェル並行で行うものとし、PCR用反応液は3ウェル分を同時に調製する*²。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめUniversal PCR Master Mixに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液 (マスターミックス) を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液*³を先に調製しておき、これとUniversal PCR Master Mixを1:1.25の比率で混合させると良い。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1DNA試料液 (3ウェル分) 当たり81 μ Lが適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数*⁴の微量遠沈管に78.75 μ Lずつ分注する。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を8.75 μ L加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を25 μ L/wellとして96ウェルプレート上のウェルに分注する。分注操作終了後、真上からシールし、完全にウェルを密閉する。このとき、しわが寄らないよう注意し、専用のシーリング用アプリケーションを用いて行う*⁵。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく。プレートの確認後、ABI PRISM Optical Cover Compression Pad*⁶を茶色の面が上になるよう、プレートの上面にセットする。

*¹ Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意を要する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注する際は、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

*² 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法（通常、ふきとめと呼ばれる操作）を理解して使用すること。

^{*3} 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が $1.25 \mu\text{mol/L}$ 、対象プローブ濃度が $0.5 \mu\text{mol/L}$ となるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

^{*4} 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA試料液の数を加えた数。

^{*5} 96ウェルプレート、シール及びシーリングアプリーケーター

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate（Life Technologies社）及びABI PRISM Optical Adhesive Cover（Life Technologies社）を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

^{*6} ABI PRISM Optical Cover Compression Pad

ABI PRISM Optical Cover Compression Pad（Life Technologies社）を使用する。なお、20回以上の繰り返し使用は、定量結果に影響を及ぼす可能性があるため、避けること。

2.1.1.2.2. PCR用反応液の調製（ABI PRISM[™] 7900HT 384well）

PCR用反応液は $20 \mu\text{L/well}$ として調製する。その組成は以下のとおりである。Universal PCR Master Mix^{*1} $10 \mu\text{L}$ 、対象プライマー対溶液（各プライマー、 $25 \mu\text{mol/L}$ ） $0.4 \mu\text{L}$ 、対象プローブ溶液（ $10 \mu\text{mol/L}$ ） $0.4 \mu\text{L}$ 、水 $7.2 \mu\text{L}$ 、 $20\text{ng}/\mu\text{L}$ DNA試料液 $2 \mu\text{L}$ （ 40ng ）、又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 $2 \mu\text{L}$ ^{*2}、あるいは $5\text{ng}/\mu\text{L}$ ColE1/TE溶液（ブランク試料液：NTC） $2 \mu\text{L}$ 。試験は、1DNA試料液当たり3ウェル並行で行うものとし、PCR用反応液は3ウェル分を同時に調製する^{*3}。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめUniversal PCR Master Mixに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液（マスターミックス）を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液^{*4}を先に調製しておき、これとUniversal PCR Master Mixを1：1.25の比率で混合させるとよい。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1DNA試料液（3ウェル分）当たり $66 \mu\text{L}$ が適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数^{*5}の微量遠沈管に $63 \mu\text{L}$ ずつ分注する。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を $7 \mu\text{L}$ 加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を $20 \mu\text{L/well}$ として384ウェルプレート上のウェルに分注する。分注操作終了後、真上からシールし、完全にウェルを密閉する。この時、しわが寄らないよう注意し、専用のシーリング用アプリーケーターを用いて行う^{*6}。最

後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく。

*¹ Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意を要する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注するときは、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

*² 検量線用標準プラスミドDNA溶液

ABI PRISM™ 7900HT 384well を用いた試験においては、反応液に添加する検量線用標準プラスミドDNA溶液の液量を2 μLとしている。このため、対応するコピー数は、16、100、1,200、16,000、200,000となる。コピー数の設定を誤ると、正確な測定が行えないため、注意する。

*³ 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法（通常、ふきとめと呼ばれる操作）を理解して使用すること。

*⁴ 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が1.25 μmol/L、対象プローブ濃度が0.5 μmol/Lとなるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

*⁵ 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA試料液の数を加えた数。

*⁶ 384ウェルプレート、シール及びシーリングアプリーケーター

ABI PRISM384-Well Clear Optical Reaction Plate with Barcode (Life Technologies社) 及びABI PRISM Optical Adhesive Cover (Life Technologies社) を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

2.1.2.2.3. プレート情報の設定 (ABI PRISM™ 7900HT 96well及び384well)

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及び、プローブ特性である。まず、プローブ特性の設定を行う。プローブ特性はDetector Manager画面上でReporterが「FAM」、Quencherが「TAMRA」となるよう設定する*¹。設定したDetectorをSet upタブに登録した後、同じプライマーとプローブのセットを用いて測定を行うウェル全てを指定する。次に検体の配置と種類を指定する。具体的には、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「Standard」：検量線用標準プラスミドDNA溶液*²、「NTC」：ブランク

試料液、「Unknown」：DNA試料液)をTask欄において指定する。この際、同一の溶液が分注された3ウェルを選択した状態で、名称を入力しておく。またPassive Referenceを「ROX」と設定する。

*¹ Detector の設定

Detectorは各プライマー、プローブのセットに対して設定しておくことよ。

*² 検量線用標準プラスミドDNA溶液の設定

検体の種類の設定に加えて、コピー数を設定する。同一の検量線用標準プラスミドDNA溶液を分注したウェルを選択した状態で、Quantity欄にコピー数を入力する。2.1.2.2.2.項に記載したように、96ウェルを使用する場合と、384ウェルを使用する場合では、液量の違いから、コピー数が異なるため注意する。

2.1.2.2.4. PCR (ABI PRISM™ 7900HT 96well及び384well)

装置にプレートセットし、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。50℃、2分間の条件で保持した後、95℃で10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95℃ 30秒、59℃ 1分を1サイクルとして、45サイクルの増幅反応を行う。なお、反応条件の設定において、9,600 emulationモードのチェックを入れておく。また、96ウェルと384ウェルでは反応液量が異なることから、それぞれにあった液量での設定を行う。Remaining timeが0分となっていることを確認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.1.2.2.5. 検量線の作成 (ABI PRISM™ 7900HT 96well及び384well)

内在性遺伝子及び組換え遺伝子のそれぞれにつき以下の操作で検量線を作成する。サイクル数に対して蛍光シグナルの増加量 (ΔRn) をプロットした増幅曲線 (Amplification Plot) 上で、検量線用標準プラスミドDNA溶液及びDNA試料液由来の蛍光シグナルが指数関数的に増幅している ΔRn 部を選択し、Threshold line (Th) を引く。この際、ブランク試料液 (NTC) で出現することのある非特異的増幅曲線と交差しないように注意する。また、Base LineはStartを3に、Endを15に設定する。Thの厳密な引き方は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成のJAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル 定量的PCR編」に記載されている方法を準用する。Thと、検量線用標準プラスミドDNA溶液の蛍光シグナルが交差した点をThreshold cycle (Ct) 値とする。次に各々の検量線用標準プラスミドDNA溶液のコピー数の対数值 (x軸) に対するCt値 (y軸) をプロットし、各Ctに対して得られた近似直線を検量線とする*。

* 実際はThを引いた時点で検量線は自動作成される。検量線においては「Corr.」の値を確認し、0.990以上であった場合に以降のコピー数の算出を行う。

2.1.2.3. ABI PRISM™ 7000を用いた定量PCR

2.1.2.3.1. PCR用反応液の調製 (ABI PRISM™ 7000)

PCR用反応液は25 μ L/wellとして調製する。その組成は以下のとおりである。Universal PCR Master Mix^{*1} 12.5 μ L、対象プライマー対溶液（各プライマー、25 μ mol/L）0.5 μ L、対象プローブ溶液（10 μ mol/L）0.5 μ L、水 9 μ L、20ng/ μ L DNA試料液 2.5 μ L（50ng）、又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 2.5 μ L、若しくは5ng/ μ L ColE1/TE溶液（ブランク試料液：NTC）2.5 μ L。試験は1DNA試料液当たり3ウェル並行で行うものとし、PCR用反応液は3ウェル分を同時に調製する^{*2}。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめUniversal PCR Master Mixに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液（マスターミックス）を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液^{*3}を先に調製しておき、これとUniversal PCR Master Mixを1：1.25の比率で混合させると良い。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1DNA試料液（3ウェル分）当たり81 μ Lが適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数^{*4}の微量遠沈管に78.75 μ Lずつ分注する。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を8.75 μ L加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を25 μ L/wellとして96ウェルプレート上のウェルに分注する。分注操作終了後、真上からシールし、完全にウェルを密閉する。このとき、しわが寄らないよう注意し、専用のシーリング用アプリケーションを用いて行う^{*5}。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく。プレートの確認後、ABI PRISM Optical Cover Compression Pad^{*6}を茶色の面が上になるよう、プレートの上面にセットする。

*1 Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意を要する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注するときは、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

*2 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法（通常、ふきとめと呼ばれる操作）を理解して使用すること。

*3 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が1.25 μ mol/L、対象プローブ濃度が0.5 μ mol/Lとなるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

*4 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA

試料液の数を加えた数

*⁵ 96ウェルプレート、シール及びシーリングアプリケーションター

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate (Life Technologies社) 及びABI PRISM Optical Adhesive Cover (Life Technologies社) を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

*⁶ ABI PRISM Optical Cover Compression Pad

ABI PRISM Optical Cover Compression Pad (Life Technologies社) を使用する。なお、20回以上の繰り返し使用は、定量結果に影響を及ぼす可能性があるため、避けること。

2.1.2.3.2. プレート情報の設定 (ABI PRISM™ 7000)

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及び、プローブ特性である。まず、プローブ特性の設定を行う。プローブ特性はDetector Manager画面上でReporterが「FAM」、Quencherが「TAMRA」となるよう設定する*¹。設定したDetectorをWell Inspectorに登録した後、同じプライマーとプローブのセットを用いて測定を行うウェル全てを指定する。次に検体の配置と種類を指定する。具体的には、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「Standard」：検量線用標準プラスミドDNA溶液*²、「NTC」：ブランク試料液、「Unknown」：DNA試料液）をTask欄において指定する。この際、同一の溶液が分注された3ウェルを選択した状態で、名称を入力しておく。またPassive Referenceを「ROX」と設定する。

*¹ Detector の設定

Detectorは各プライマー、プローブのセットに対して設定しておくことよ。

*² 検量線用標準プラスミドDNA溶液の設定

検体の種類の設定に加えて、コピー数を設定する。同一の検量線用標準プラスミドDNA溶液を分注したウェルを選択した状態で、Quantity欄にコピー数を入力する。

2.1.2.3.3. PCR (ABI PRISM™ 7000)

装置にプレートをセットし、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。50℃、2分間の条件で保持した後、95℃で10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95℃ 30秒、59℃ 1分を1サイクルとして、45サイクルの増幅反応を行う。なお、反応条件の設定において、9,600 emulationモードのチェックを入れておく。Remaining timeが0分となっていることを確認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.1.2.3.4. 検量線の作成 (ABI PRISM™ 7000)

内在性遺伝子及び組換え遺伝子のそれぞれにつき以下の操作で検量線を作成する。サイクル数に対して蛍光シグナルの増加量 (ΔR_n) をプロットした増幅曲線 (Amplification Plot) 上で、検量線用標準プラスミドDNA溶液及びDNA試料液由来の蛍光シグ

ナルが指数関数的に増幅している ΔRn 部を選択し、Threshold line (Th) を引く。この際、ブランク試料液 (NTC) で出現することのある非特異的増幅曲線と交差しないように注意する。また、Base LineはStartを3に、Endを15に設定する。Thの厳密な引き方は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成のJAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル定量的PCR編」に記載されている方法を準用する。Thと、検量線用標準プラスミドDNA溶液の蛍光シグナルが交差した点をThreshold cycle (Ct) 値とする。次に各々の検量線用標準プラスミドDNA溶液のコピー数の対数值 (x軸) に対するCt値 (y軸) をプロットし、各Ctに対して得られた近似直線を検量線とする*。

* 実際はThを引き、「Analyze」ボタンを押した時点で検量線は自動作成される。検量線においては「Corr.」の値を確認し、0.990以上であった場合に以降のコピー数の算出を行う。

2.1.2.4. Applied Biosystems 7500 (AB 7500) を用いた定量PCR

2.1.2.4.1. PCR用反応液の調製 (AB 7500)

PCR用反応液は $25\mu\text{L}/\text{well}$ として調製する。その組成は以下のとおりである。Universal PCR Master Mix^{*1} $12.5\mu\text{L}$ 、対象プライマー対溶液 (各プライマー、 $25\mu\text{mol}/\text{L}$) $0.5\mu\text{L}$ 、対象プローブ溶液 ($10\mu\text{mol}/\text{L}$) $0.5\mu\text{L}$ 、水 $9\mu\text{L}$ 、 $20\text{ng}/\mu\text{L}$ DNA試料液 $2.5\mu\text{L}$ (50ng)、又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 $2.5\mu\text{L}$ 、若しくは $5\text{ng}/\mu\text{L}$ ColE1/TE溶液 (ブランク試料液 : NTC) $2.5\mu\text{L}$ 。試験は1DNA試料液当たり3ウェル並行で行うものとし、PCR用反応液は3ウェル分を同時に調製する^{*2}。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめUniversal PCR Master Mixに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液 (マスターミックス) を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液^{*3}を先に調製しておき、これとUniversal PCR Master Mixを1 : 1.25の比率で混合させると良い。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1DNA試料液 (3ウェル分) 当たり $81\mu\text{L}$ が適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数^{*4}の微量遠沈管に $78.75\mu\text{L}$ ずつ分注する。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を $8.75\mu\text{L}$ 加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を $25\mu\text{L}/\text{well}$ として96ウェルプレート上のウェルに分注する。分注操作終了後、真上からシールし、完全にウェルを密閉する。このとき、しわが寄らないよう注意し、専用のシーリング用アプリケーションを用いて行う^{*5}。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく。

^{*1} Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意を要する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には

必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注するときは、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

*2 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法（通常、ふきとめと呼ばれる操作）を理解して使用すること。

*3 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が $1.25 \mu\text{mol/L}$ 、対象プローブ濃度が $0.5 \mu\text{mol/L}$ となるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

*4 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA試料液の数を加えた数。

*5 96ウェルプレート、シール及びシーリングアプリケーション

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate（Life Technologies社）及びABI PRISM Optical Adhesive Cover（Life Technologies社）を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

2.1.2.4.2. プレート情報の設定（Applied Biosystems 7500 System）

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及びプローブ特性である。まず、プローブ特性の設定を行う。プローブ特性はDetector Manager画面上でReporterが「FAM」、Quencherが「TAMRA」となるよう設定する*1。設定したDetectorをWell Inspectorに登録した後、同じプライマーとプローブのセットを用いて測定を行うウェル全てを指定する。次に検体の配置と種類を指定する。具体的には、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「Standard」：検量線用標準プラスミドDNA溶液*2、「NTC」：ブランク試料液、「Unknown」：DNA試料液）をTask欄において指定する。この際、同一の溶液が分注された3ウェルを選択した状態で、名称を入力しておく。またPassive Referenceを「ROX」と設定する。

*1 Detector の設定

Detectorは各プライマー、プローブのセットに対して設定しておくが良い。

*2 検量線用標準プラスミドDNA溶液の設定

検体の種類の設定に加えて、コピー数を設定する。同一の検量線用標準プラスミドDNA溶液を分注したウェルを選択した状態で、Quantity欄にコピー数を入力する。

2.1.2.4.3. PCR（Applied Biosystems 7500 System）

装置にプレートを設定し、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。50℃、2分間の条件で保持した後、95℃で10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95℃ 30秒、59℃ 1分を1サイクルとして、45サイクルの増幅反応を行う。なお、反応条件の設定において、RUN Modeを9,600 emulationに設定する。RUNの終了を知らせる「The run completed successfully」の表示を確認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.1.2.4.4. 検量線の作成 (Applied Biosystems 7500 System)

内在性遺伝子及び組換え遺伝子のそれぞれにつき以下の操作で検量線を作成する。サイクル数に対して蛍光シグナルの増加量 (ΔRn) をプロットした増幅曲線 (Amplification Plot) 上で、検量線用標準プラスミドDNA溶液及びDNA試料液由来の蛍光シグナルが指数関数的に増幅している ΔRn 部を選択し、Threshold line (Th) を引く。この際、ブランク試料液 (NTC) で出現することのある非特異的増幅曲線と交差しないように注意する。また、Base LineはStartを3に、Endを15に設定する。Thの厳密な引き方は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成のJAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル 定量的PCR編」に記載されている方法を準用する。Thと、検量線用標準プラスミドDNA溶液の蛍光シグナルが交差した点をThreshold cycle (Ct) 値とする。次に各々の検量線用標準プラスミドDNA溶液のコピー数の対数值 (x軸) に対するCt値 (y軸) をプロットし、各Ctに対して得られた近似直線を検量線とする*。

* 実際はThを引き、「Analyze」ボタンを押した時点で検量線は自動作成される。検量線においては「Corr.」の値を確認し、0.990以上であった場合に以降のコピー数の算出を行う。

2.1.2.5. Roche LightCycler Systemを用いた定量PCR

2.1.2.5.1. PCR用反応液の調製 (Roche LightCycler System)

PCR用反応液は20 μ L/キャピラリーとして調製する。その組成は以下のとおりである。LC-FastStart DNA Master Hybridization Probes^{*1} 2 μ L、対象プライマー対溶液 (各プライマー、25 μ mol/L) 0.4 μ L、対象プローブ (10 μ mol/L) 0.4 μ L、水 9.8 μ L、MgCl₂溶液 (25mM) 2.4 μ L、10ng/ μ L DNA試料液 5 μ L (50ng)、又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 5 μ L^{*2}、若しくは5ng/ μ L ColE1/TE溶液 (ブランク試料液: NTC) 5 μ L。試験は、検量線用標準プラスミドDNA溶液、及びNTCに対し1キャピラリー、1DNA試料液に対し2キャピラリー並行で行うものとし、DNA試料液に対するPCR用反応液は2キャピラリー一分を同時に調製する^{*3}。

調製の実際は、反応液の調製及びPCRで生じる誤差を減少させるため、以下の手順に従って行う。まず、あらかじめLC-FastStart DNA Master Hybridization ProbesにMgCl₂溶液、水並びに対象プライマー対、対象プローブを加えた溶液 (マスターミックス) を調製する。この際、対象プライマー対と対象プローブの混合溶液^{*4}を先に調製しておき、これとLC-FastStart DNA Master Hybridization Probes、MgCl₂溶液、

水の混合液を8 : 7の比率で混合させるとよい。マスターミックスの調製液量は余剰分を考慮し、1キャピラリー当たり19.8 μ Lが適当である。混合時にはボルテックスミキサーを用いて十分に攪拌し、攪拌後には軽く遠心する。次いで、マスターミックスを必要数^{*5}の微量遠沈管に分注する。分注の液量は検量線用標準プラスミド溶液及びNTCに対し18 μ L、DNA試料液に対し36 μ Lとする。分注後、各微量遠沈管に対応するDNA溶液を6 μ L（検量線用標準プラスミド溶液及びNTC）若しくは12 μ L（DNA試料液）加え、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合した後、軽く遠心する。このようにして調製した混合溶液を20 μ L/キャピラリーとして分注する。分注操作終了後、真上から蓋をし、完全にキャピラリーを密閉する。最後に遠心操作^{*6}を行い、混合液をキャピラリーにしっかり充填する。

^{*1} LC-FastStart DNA Master Hybridization Probes

LC-FastStart Enzyme (1a red cap) とLC-FastStart Reaction Mix Hybridization Probes (1b colorless cap) とを混合し、調製する。調製したLC-FastStart DNA Master Hybridization Probesは、4°Cで一週間の保存が可能である。また、本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意を要する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。

^{*2} 検量線用標準プラスミドDNA溶液

Roche LightCycler Systemを用いた試験においては、反応液に添加する検量線標準プラスミドDNA溶液の液量を5 μ Lとしている。このため、対応するコピー数は、40、250、3,000、40,000、500,000となる。コピー数の設定を誤ると、正確な測定が行えないため、注意する。

^{*3} 定量PCR用反応液の調製

冷凍庫から出した試薬類は、必要なものにつき室温で融解後、氷上で保存する。氷上で保存した試薬につき、同一のチップを用い連続分注すると、ピペット内の空気が冷却されるため、2回目以降、通常のピペット操作では正確に分注されないので注意する。ピペットの説明書に書かれた、低温試料を扱う場合の操作法（通常、ふきとめと呼ばれる操作）を理解して使用すること。

また、Roche LightCycler Systemを用いた定量PCRにおいては、試験を検量線用標準プラスミドDNA溶液、及びNTCに対し1キャピラリー、1DNA試料液当たり2キャピラリー並行で行う。装置にかけられるキャピラリーの総数、及び1度の反応につき内在性遺伝子並びに組換え遺伝子の両方を測定することから、1回の測定当たり測定可能なDNA試料液の最大数は5となる。

^{*4} 対象プライマー対と対象プローブの混合溶液

対象プライマー対濃度が1.25 μ mol/L、対象プローブ濃度が0.5 μ mol/Lとなるよう水で希釈し、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、調製する。また、本混合液は凍結保存が可能であるが、凍結融解を繰り返すことは避ける。

^{*5} 分注必要数

検量線用標準プラスミド溶液（5点）及びブランク試料液（1点）、この計6点にDNA試料液の数を加えた数。

*6 遠心操作

遠心操作は、キャピラリーの破損を避けるため、専用のカラーセル遠心機を使用し行うか、あるいは汎用の遠心機を使用する場合には700×g以下、フラッシュの条件で行う。なお、遠心操作の如何に関わらず、装置本体にセットする前にはキャピラリーをカラーセルに装填する。この際も、キャピラリーの破損に十分注意しつつ、しっかりとセットすること。

2.1.2.5.2. キャピラリー情報の設定 (Roche LightCycler System)

反応に際しては、キャピラリー情報の設定を行わなければならない。具体的にはサンプルリスト作成画面上で、調製したキャピラリー（カラーセル上）の配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「Standard」：検量線用標準プラスミドDNA溶液*1、「Negative」：ブランク試料液、「Unknown」：DNA試料液）をType欄において指定する。この際、同一の溶液が分注された2キャピラリーについてはReplicateであることを指定する*2。また、Seek Temperatureを30℃と設定し、Maximum Positionにはカラーセルに装填したキャピラリーの最大位置番号を入力する。

*1 検量線用標準プラスミドDNA溶液の設定

検体の種類の設定に加えて、コピー数を設定する。各検量線用標準プラスミドDNA溶液を分注したキャピラリーに対し、Concentration欄にコピー数を入力する。対応するコピー数は、40、250、3,000、40,000、500,000である。

*2 Replicateの指定

例えば、キャピラリー位置番号の7と8に同一の溶液を分注した場合、まず番号7に関する情報を設定し、その後、番号8は番号7のReplicateであることを指示する。具体的には番号8のReplicate欄において「7」を入力することで指示を行う。

2.1.2.5.3. PCR (Roche LightCycler System)

装置にカラーセルをセットし、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。95℃、10分間の条件で加温したホットスタート法により反応を開始した後、95℃ 15秒、59℃ 30秒（1℃/秒）*1を1サイクルとして、50サイクルの増幅反応を行う。増幅反応終了後、40℃ 30秒の条件で保つ。データの取り込みは、増幅反応の各サイクル終了時に行わせるよう設定する*2。

*1 加温、冷却速度

ここに示している以外、加温、冷却の速度は20℃/秒とする。

*2 データの取り込み設定

データの取り込み設定の実際は、サイクルプログラムデータ画面において、59℃ 30秒と設定したカラムについて「Acquisition Mode」を「Single」と設定する。

2.1.2.5.4. 検量線の作成 (Roche LightCycler System)

反応が終了していることを確認した後に、解析を行う。解析は「Fit Point法」を

用いて行う。内在性遺伝子及び組換え遺伝子のそれぞれにつき以下の操作で検量線を作成する。Base LineはProportionalとし、Number of Pointsは2とする。解析する検体のみを選択した状態にし、Noise Bandを0.1に設定する。上記条件にて検量線を作成させ、Error値*が0.2以下であった場合には、その際に得られた数値を解析値とする。

* 検量線のError値が0.2以上になる場合には以下の検討を行う。Crossing Lineの調整幅（Crossing Lineを移動させる範囲）を0.1から0.2までの間とし、手動でCrossing Lineを移動させる。移動させながら検量線のError値が最小となるようなCrossing Lineを設定し、その時点で得られる数値を解析値とする。上記解析を行ってなお検量線のError値が0.2以上になる場合には、検量線から大きく外れている検量線用標準DNA溶液1点を解析対象から外し、同様の解析を行う。以上の解析を行ってもError値が0.2以上になる場合にはその解析条件下での最小Error値を示した時点の数値を解析値とする。

2.1.3. 試料の遺伝子組換え食品含有率の計算

未知DNA試料液につき検量線作成で用いたThを使用してCt値を求め、内標遺伝子及び組換え遺伝子につき、それぞれの検量線から各3ウェル*とも内在性遺伝子のコピー数を内挿し、それにより得られる値の平均を内在性遺伝子のコピー数及び組換え遺伝子のコピー数とする。次に次式に従って、対象遺伝子組換え食品含有率を求める。

$$\text{対象遺伝子組換え食品含有率 (\%)} = \left[\frac{\text{組換え遺伝子のコピー数}}{\text{内在性遺伝子のコピー数} \times \text{内標比}} \right] \times 100$$

* Roche LightCycler System を用いた場合には、1DNA試料液当たり各3ウェルではなく、2キャピラリーで実施するので、2.1.2.4.3. 項で得られた2キャピラリー分のデータの平均値を内在性遺伝子のコピー数及び組換え遺伝子のコピー数とする。

2.1.4. 結果の判定

3試料につき各1回の抽出を行い、ELISA法又は定量PCR法により得られたRRSの含有率にLSの含有率とRRS2の含有率を加えた値が5%を越えた試料については、不適切な分別生産流通管理が行われていた可能性がある。

2.2. トウモロコシ検査法

トウモロコシでは、異なった発現たんぱく質を持つ組換え系統が存在する上、同一の発現タンパク質が発現する組換え系統であっても、組換え系統毎にタンパク質の発現量が異なるため、多種の遺伝子組換えトウモロコシが混入している穀粒では、遺伝子組換えトウモロコシの含有率を求める目的でELISA法を用いることはできない。したがって、定量PCR法が有効な分析手法となる。また、今般、トウモロコシ穀粒の一粒中に複数系統の組換えDNA配列が存在するスタック品種が多種開発されていることから、トウモロコシ穀粒を

一粒単位で検査する必要がある。

これらスタック品種が混入した場合、2.2.1.項の定量PCR法では実際の混入率よりも高い数値となるため、分別生産流通管理を行っている非遺伝子組換えトウモロコシにおいて混入率が5%を超え、スタック品種の混入が疑われた場合は、2.2.2.の粒単位検査法を実施する。

なお、本法により混入率が5%以下である結果が判明した場合、当該トウモロコシは分別生産流通管理が適切に実施されたものとして取り扱うこととする。

2.2.1. 定量PCR法

上述のように、トウモロコシでは分析対象が複数系統存在するため、まずスクリーニングを実施し、得られた結果に基づき、さらに系統ごとの分別定量を行い、組換え系統ごとの定量値を合計して、結果の判定を行う。なお、トウモロコシの場合、トウモロコシに普遍的に存在する内在性遺伝子として、スターチシンターゼIIb (SSIIb) 遺伝子を用い、同遺伝子を標的とするプライマー対SSIIb-3とプローブSSIIb-Taqを使用して得られた同遺伝子のコピー数と、分析対象となる組換え遺伝子を標的とするプライマー対とプローブを使用して得られた対象遺伝子のコピー数を大豆の場合と同様に算出し、2.1.3.で示した式に基づき対象遺伝子組換えトウモロコシの含有率を求める。

2.2.1.1. スクリーニング

2.2.1.1.1. Cauliflower mosaic virus由来の35S promoterが組み込まれた組換え系統の定量

組換えトウモロコシ系統Event176、Bt11、T25、NK603、MON863、TC1507及びMon810には、共通してCauliflower mosaic virus由来の35S promoter (P35S) 配列が組み込まれているため、同配列含量を指標として、これらの系統の混合物については、大まかな含量を推定することが可能である。分析方法は、用いるプライマー対、プローブを除き大豆の定量PCR法で示された方法と同一である。内在性遺伝子として、スターチシンターゼIIb (SSIIb) 遺伝子を用い、同遺伝子を標的とするプライマー対SSIIb-3とプローブSSIIb-Taqを使用する。対象遺伝子のプライマー対とプローブはP35S-1とP35S-Taq*であり、別紙に規定された内標比を用いて、最終的にP35S配列が組み込まれた遺伝子組換えトウモロコシの含有率を算出する。

* P35S-1とP35S-Taqを用いた際の内標比はMon810を対象として算出されたものを用いる。同系統は組換え遺伝子中に35S promoterが1コピーしか存在しないことから、遺伝子組換えトウモロコシの含有率を過小評価する可能性が低い。なお、P35S-Taqは、他のプローブの半分の濃度（終濃度：0.1 μ mol/L）で使用するため、反応液の調製の際には留意する（定量機器にRoche LightCycler Systemを用いる場合には、これに当たらず、他のプローブと同濃度で使用する）。

2.2.1.1.2. GA21の定量

組換え系統GA21は、P35S配列が組み込まれていない。したがって、本系統の含有率

を確認するため、P35S配列を分析するものと同一のDNA試料液について、別にGA21に特異的なプライマー対GA21-3とプローブGA21-Taqを用い、2.2.1.1.1.と同様の方法でGA21遺伝子のコピー数を算出し、GA21の含有率を求める。

2.2.1.1.3. 結果の判定

3試料につき、各1回の抽出を行い、得られたDNA試料液について定量PCRを行った結果、P35S配列が組み込まれた遺伝子組換えトウモロコシの含有率にGA21の含有率を加えた値が4.5%を越える場合、さらに、別に2回の抽出を行い、計3回の抽出より得られたDNA試料液について、それぞれトウモロコシ組換え系統特異的定量を行う。

2.2.1.2. トウモロコシ組換え系統特異的定量

2.2.1.2.1. Event176、Bt11、T25及びMon810の定量

GA21については、2.2.1.1.2.と同様の方法で行う。組換え系統Event176、Bt11、T25及びMon810については、定量用プライマー対とプローブとして、それぞれE176-2とE176-Taq、Bt11-3とBt11-Taq、T25-1とT25-Taq及びM810-2とM810-Taqを用い、2.2.1.1.1.項と同様の方法^{*1} ^{*2}でEvent176、Bt11、T25、Mon810の各遺伝子のコピー数を算出し、Event176、Bt11、T25、Mon810の系統別含有率を求める。

^{*1} Roche LightCycler Systemを用いてBt11を対象とする測定を行う場合は、反応液組成 (MgCl₂濃度) が異なるため、注意する。組成を以下に示す。

LC-FastStart DNA Master Hybridization Probes 2 μ L、対象プライマー対溶液 (25 μ mol/L) 0.4 μ L、対象プローブ溶液 (10 μ mol/L) 0.4 μ L、水 11.4 μ L、MgCl₂溶液 (25mM) 0.8 μ L、10ng/ μ L DNA試料液 5 μ L (50ng)、又は検量線用標準プラスミドDNA溶液 5 μ L、若しくは5ng/ μ L ColE1/TE溶液 (ブランク試料液 : NTC) 5 μ L

^{*2} AB 7500を用いてトウモロコシ組換え系統特異的定量試験を行うことはできない。

2.2.1.3. 結果の判定

2.2.1.1.で得られたGA21、及び2.2.1.2.で得られたEvent 176、Bt11、T25及びMon810の含有率について、1DNA試料液ずつ総和を算出する。それらの平均が5%を越えた試料については、不適切な分別生産流通管理が行われていた可能性がある。

2.2.2. 粒単位検査法

トウモロコシ穀粒試料から92粒をランダムサンプリングし、以下の手順に従って遺伝子組換え穀粒を検知する。試験有効粒数90粒におけるその粒数を定量し、遺伝子組換え穀粒の混入率を求める。

なお、遺伝子組換え穀粒の粒数が92粒 (試験有効粒数90粒) 中に3以上9以下の場合はさらに2回目の92粒の粒単位検査法を行い、1回目と2回目の総和184粒 (試験有効粒数180粒) における遺伝子組換え穀粒の粒数を定量し、混入率を求める。

本法の適用機種はABI PRISM™ 7900、ABI 7500である*。

* その他のリアルタイムPCR機器として、ABI PRISM™ 7700、ABI PRISM™ 7000、LightCycler™ 480等が適用可能であると考えられるが、使用する機器によって、操作、条件、感度等が異なるので、粒単位検査法用標準プラスミドDNA溶液を用いて事前にPCR用反応液の調製法、PCR条件、解析方法を最適化する必要がある。

2.2.2.1. マルチプレックスリアルタイムPCRを用いた定性検知法

トウモロコシ陽性対照用プライマー対及びプローブは2.2.1.1.項と同様である。ただし、スターチンターゼIIb (SSIIb) 遺伝子検知用プローブは蛍光色素としてVICを標識したプローブSSIIb-TaqVを用いる。

各粒由来DNA試料液につき1ウェル (92試料、92ウェル)、またPCRのブランク反応液として、必ずDNA試料液を加えないものを2ウェル分、粒単位検査法用標準プラスミドDNA溶液として2ウェル分、の合計96ウェルで分析を行う。

2.2.2.1.1. PCR 用反応液の調製

PCR用反応液は25 μ L/wellとして調製する。その組成は以下のとおりである。
Universal PCR Master Mix^{*1}12.5 μ L、対象プライマー対としてSSIIb-3 (25 μ mol/L) 0.5 μ L^{*2}、GA21-3 (25 μ mol/L) 0.25 μ L^{*2}、P35S-1 (25 μ mol/L) 0.25 μ L^{*2}、対象プローブとしてSSIIb-TaqV (10 μ mol/L) 0.5 μ L^{*3}、GA21-Taq (10 μ mol/L) 0.25 μ L^{*3}、P35S-Taq (10 μ mol/L) 0.25 μ L^{*3}、を混合し、水で全量22.5 μ Lに調製後、粒由来各DNA試料液2.5 μ Lを添加する。分注操作終了後、真上からシール^{*4}し、完全にウェルを密閉する。このとき、しわが寄らないよう注意し、専用のシーリング用アプリケーションャーを用いて行う。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて気泡を抜いておく^{*5}。

*1 Universal PCR Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ずボルテックスミキサーを用いて3秒程度混合した後、軽く遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注する際は、以後攪拌、遠心が困難なことを考慮し、ウェルの底に確実に入れる。

*2 対象プライマー対としてSSIIb-3、GA21-3、P35S-1を用いる。

*3 対象プローブとして、蛍光色素としてVICを標識しているSSIIb-TaqV、蛍光色素としてFAMを標識しているGA21-Taq、P35S-Taqを用いる。

SSIIb-TaqVは以下のとおりである。(プローブは水で溶解する。)

5' -VIC-AGC AAA GTC AGA GCG CTG CAA TGC A-TAMRA-3'

*4 96ウェルプレート、シール及びシーリングアプリケーションャー

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate (Life Technologies社) 及びABI PRISM Optical Adhesive Cover (Life Technologies社) を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

*5 ABI PRISM™ 7900の場合は、プレートの確認後、ABI PRISM Optical Cover Compress

sion Pad (Life Technologies) を茶色の面が上になるよう、プレートの上面にセットする。なお、20回以上の繰り返し使用は、定量結果に影響を及ぼす可能性があるため、避けること。

2.2.2.1.2. プレート情報の設定

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及び、プローブ特性である。具体的には新規シート上で、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「UNKN」：DNA試料液）の設定を行う。またプローブ特性に関しては、SSIIb-TaqVは、Reporterが「VIC」、Quencherが「TAMRA」、P35S-Taq及びGA21-TaqはReporterが「FAM」、Quencherが「TAMRA」となるように設定する*。なお、Passive Referenceを「ROX」と設定する。

* 蛍光色素のDetector を登録する際に、「SSIIb」は「VIC」、「GA21&P35S」は「FAM」に設定する。

2.2.2.1.3. PCR

装置にプレートをセットし、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。

50℃、2分間の条件で保持した後、95℃で10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95℃ 30秒間、59℃ 1分30秒間を1サイクルとして、45サイクルの増幅反応を行う。なお反応条件の設定において9600 emulationモードのチェックを入れておく。Remaining timeが0分となっていることを確認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.2.2.1.4. PCR結果の解析

各粒由来DNA試料液のいずれについても、結果の判定は、Amplification plot上で指数関数的な増幅曲線の確認及びmulticomponent上での対象色素由来の蛍光強度（FAM）の指数関数的な明確な増加の確認をもって行う。

第一に目視でAmplification plot上で15サイクル以降に指数関数的な増幅曲線が確認されたDNA試料液を遺伝子組換え穀粒（由来）と判定する。一方、15サイクル以降に指数関数的な増幅曲線が確認されないDNA試料液を非遺伝子組換え穀粒（由来）と判定する。

なお上記判定により遺伝子組換え穀粒と判定された結果についてmulticomponentを解析し、目視でFAMの顕著な増加が観察でき、ROXの蛍光強度の明確な下降やFAMの蛍光強度の緩やかな上昇がないことを確認する。

また、各DNA試料液のSSIIbのAmplification plot 上で15サイクル以降に指数関数的な増幅曲線が確認されない場合には、当該DNA試料液に対してマルチプレックスリアルタイムPCRを用いた粒単位の定性検知法以降の操作を行い、それでも同様の結果の場合には、そのDNA試料液での結果を無効とする。SSIIbの増幅曲線が確認されるDNA試料液における試験は有効と判断され、92粒のDNA試料液中で90粒のDNA 試料液以上

におけるSSIIbの増幅曲線が確認される場合は、本試験は成立する。その後、SSIIbの増幅曲線が確認されたDNA試料液の結果から遺伝子組換え穀粒と非遺伝子組換え穀粒の数を測定する。89粒のDNA 試料液以下におけるSSIIbの増幅曲線が確認された場合は、本試験は不成立として、改めて92粒のランダムサンプリングを行い、1.の粒単位粉砕から試験を実施する。

なお、マルチプレックスリアルタイム PCRを用いた粒単位の定性検知法では、ABI PRISM™ 7900及びABI 7500以外のリアルタイムPCR機器として、ABI PRISM™ 7700、ABI PRISM™ 7000、LightCycler™ 480等が適用可能であると考えられる。使用するリアルタイムPCR機器によって、操作、条件、感度等が異なるので、粒単位検査法用標準プラスミドDNA溶液を用いて事前にPCR用反応液の調製法、PCR条件、解析方法を最適化する必要がある。

2.2.2.2. 結果の判定

2.2.2.1.4. で得られた結果において、92粒（試験有効粒数90粒）中における遺伝子組換え穀粒の粒数が2以下であれば、適切に分別生産流通管理が行われたと判断する。

遺伝子組換え穀粒の粒数が3以上9以下で、2回目を行った場合は、1回目と2回目の総和 184粒（試験有効粒数180粒）中における遺伝子組換え穀粒の粒数が9以下であれば適切に分別生産流通管理が行われたと判断する。

1回目の結果における遺伝子組換え穀粒の粒数が10以上の試料、又は1回目と2回目の総和184粒（試験有効粒数180粒）中における遺伝子組換え穀粒の粒数が10以上の試料については不適切な分別生産流通管理が行われていた可能性がある。

2.2.2.3. 参考検査法

参考検査法として遺伝子組換えトウモロコシ系統判別マルチプレックス定性PCRの検査法を示す。

2.2.2.1.4. において遺伝子組換え穀粒と判定したDNA試料液について定性PCRを行い、系統を判別する。

2.2.2.3.1. PCR増幅

PCR用反応試料管に反応液を以下のように調製する。反応液は、PCR緩衝液^{*1}、0.2mmol/L dNTP、1.5mmol/L塩化マグネシウム、プライマー対混合液^{*2}並びに1.25units Taq DNAポリメラーゼ^{*3}を含む液に、2.3.4. で調製したDNA試料液2.5μL（25ng）^{*4}を氷中で加え、全量を25μLにする。次に、その反応試料管をPCR増幅装置^{*5}にセットする。反応条件は次の通りである。95°Cに10分間保ち反応を開始させた後、95°C 30秒間、65°C 60秒間、72°C 60秒間を1サイクルとして、10サイクルのPCR増幅を行う。続けて95°C 30秒間、60°C 60秒間、72°C 60秒間を1サイクルとして、27サイクルのPCR増幅を行う。次に終了反応として72°C で7分間保った後、4°Cで保存し、得られた反応液をPCR増幅反応液とする。PCRのブランク反応液として、必ずプライマー対混合液を加えないもの及びDNA試料液を加えないものについても同時に調製する。

*1 PCR緩衝液

PCR buffer II (ライフテクノロジーズジャパン社製、塩化マグネシウムを含まないもの) 又は同等の結果が得られるものを用いる。

*2 プライマー対混合液の各プライマー対最終濃度及び塩基配列は以下のとおりである。

NK603

F-primer (M810 1-5') : 0.2 μ mol/L : 5'-GAG TTT CCT TTT TGT TGC TCT C-3'

R-primer (NK603 1-3') : 0.2 μ mol/L : 5'-GCT GCT TGC ACC GTG AAG -3'

Event176

F-primer (Event176 1-5') : 0.05 μ mol/L : 5'-GTA GCA GAC ACC CCT CTC CAC A-3'

R-primer (cryIA 1-3') : 0.2 μ mol/L : 5'-TCG TTG ATG TTK GGG TTG TTG TTC-3'

T25

F-primer (T25 2-5') : 0.1 μ mol/L : 5'-GGC ATG ATG TTG GTT TTT GGC AAA G-3'

R-primer (T25 2-3') : 0.1 μ mol/L : 5'-AAT TCG AGC TCG GTA CCC CT-3'

GA21

F-primer (GA21 1-5') : 0.1 μ mol/L : 5'-ACG GTG GAA GAG TTC AAT GTA TG-3'

R-primer (GA21 1-3') : 0.1 μ mol/L : 5'-TCT CCT TGA TGG GCT GCA-3'

MON863

F-primer (M863 1-5') : 0.2 μ mol/L : 5'-GAT GAC CTG ACC TAC CAG A-3'

R-primer (M863 1-3') : 0.2 μ mol/L : 5'-GCA CAC ACA TCA ACC AAA TT-3'

MON810

F-primer (M810 1-5') : 0.2 μ mol/L : 5'-GAG TTT CCT TTT TGT TGC TCT C-3'

R-primer (cryIA 1-3') : 0.2 μ mol/L : 5'-TCG TTG ATG TTK GGG TTG TTG TTC-3'

ssIIb

F-primer (ssIIb 1-5') : 0.045 μ mol/L : 5'-CTC CCA ATC CTT TGA CAT CTG C-3'

R-primer (ssIIb 1-3') : 0.045 μ mol/L : 5'-TCG ATT TCT CTC TTG GTG ACA GG-3'

TC1507

F-primer (TC1507 1-5') : 0.1 μ mol/L : 5'-TTG ACA GGT TTG AGT TGA TTC CAG-3'

R-primer (TC1507 1-3') : 0.1 μ mol/L : 5'-CCA AGA ACT CAT GTT AGT CGC AA-3'

Bt11

F-primer (Bt11 1-5') : 0.2 μ mol/L : 5'-CCA TTT TTC AGC TAG GAA GTT C-3'

R-primer (cryIA 1-3') : 0.2 μ mol/L : 5'-TCG TTG ATG TTK GGG TTG TTG TTC-3'

*3 Taq DNA ポリメラーゼ

AmpliTaq Gold DNA ポリメラーゼ (ライフテクノロジーズジャパン社製) 又は同等の結果が得られるものを用いる。

*4 DNA試料液の濃度は10ng/mLに調製して使用する。

*5 PCR増幅装置

GeneAmp PCR System 9700 (ライフテクノロジーズジャパン社製) 又は同等の結果が得られるものを用いる。

2.2.2.3.2. 系統判別

ブランク反応液を除く全てのレーンでSSIIb (151bp) のPCR増幅バンドが検出されていることを確認する。次にDNA分子量標準を基に、SSIIb以外の検出されたPCR増幅バンドの予定長を概算する。検出されたPCR増幅バンドの遺伝子組換えトウモロコシ系統を判別する*。ブランク反応液を除く全てのレーンでSSIIbの増幅バンドが検出されなかった場合は、電気泳動以降の操作をやり直す。再度、同様の結果が得られた場合は、改めてPCR増幅以降の操作を実施して判別を行う。

* 各遺伝子組換えトウモロコシ系統のPCR増幅バンドの予定長

Targetted GM	Name	Amplicon (bp)
NK603	M810 1-5'	444
	NK603 1-3'	
Event176	Event176 1-5'	343
	cryIA 1-3'	
T25	T25 2-5'	311
	T25 2-3'	
GA21	GA21 1-5'	270
	GA21 1-3'	
MON863	M863 1-5'	234
	M863 1-3'	
MON810	M810 1-5'	199
	cryIA 1-3'	
ssIIb	ssIIb 1-5'	151
	ssIIb 1-3'	
TC1507	TC1507 1-5'	131
	TC1507 1-3'	
Bt11	Bt11 1-5'	110
	cryIA 1-3'	

2.3. DNA抽出精製法

DNAの抽出精製の際用いる水は、特に断り書きがない限り全て逆浸透膜精製したRO水又は蒸留水をMilli-Q等で17MΩ/cmまで精製した超純水など、DNA、DNase等がコンタミネーションしていないものを用いること。

2.3.1 トウモロコシ及び大豆穀粒からのDNA抽出精製法

界面活性剤セチルトリメチルアンモニウムブロミド (CTAB) とフェノール/クロロホルム混合液を用いて抽出精製するCTAB法は、応用範囲が広い上、PCR阻害物質が残存しにくく、純度の高いDNAを得ることができる非常に優れた方法であるが、フェノール、クロロホルムという有害試薬を用いること及び煩雑な精製操作が必要という欠点がある。市販のDNA抽出キットを用いるとこれらの欠点を解消することができる。市販のDNA抽出キットには、シリカゲル膜タイプのもの、シリカベースのレジンタイプのもの、イオン交換

樹脂タイプのもの、マグネット吸着ビーズタイプのものであるが、いずれの方法を利用して、トウモロコシ、大豆等の穀粒からPCRに利用可能なDNAを抽出精製することができる。以上の点を考慮して、本項では、CTAB法とシリカゲル膜タイプキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit並びにNIPPON GENE GM quicker) を用いた方法、シリカベースのレジンタイプキット (Promega Wizard DNA Clean-up System) を用いた方法を記す。なお、シリカゲル膜タイプキット法は、使用するキット及び、適用する試料によって操作方法が異なるため注意する。

2.3.1.1. CTAB法

均質に粉碎された試料 2gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、CTAB緩衝液^{*1}15mLを入れ、ホモジナイザーで組織が見えなくなるまで均一化する。遠沈管の縁とホモジナイザーの先を洗浄するようにCTAB緩衝液 30mLを加え、転倒混和後55°Cで30分間放置する^{*2}。次いで放置液を攪拌し、均質化した溶液600 μ Lをマイクロ遠沈管 (1.5mL容) に量り採る。次いで500 μ Lのフェノール/クロロホルム混合液^{*3}を加え、転倒混和後ミキサーで軽く懸濁し、7,500 \times gで15分間室温遠心後、水層 (上層) を新しいマイクロ遠沈管に移す。この時中間層に触れないように注意する。クロロホルム/イソアミルアルコール混合液^{*4} 500 μ Lを加え、転倒混和後ミキサーで軽く懸濁し、7,500 \times gで15分間室温で遠心後、水層 (上層) を新しいマイクロ遠沈管に移す。等容量のイソプロピルアルコール (室温) を加え、転倒混和後7,500 \times gで10分間室温遠心し、デカンテーションで上澄み液を捨てる。500 μ Lの70%エタノールを壁面から静かに加え、7,500 \times gで1分間室温遠心し、沈殿に触れないようにできる限りエタノールを吸い取り捨てる。その後、2~3分間真空乾燥する。このとき完全に乾燥しないように注意する。50 μ LのTE緩衝液^{*5}を加えてよく混和後、室温に15分間放置して、時々転倒混和して完全に溶かす。RNase A 5 μ Lを加え、37°Cで30分間放置する。200 μ LのCTAB緩衝液を加えた後、250 μ Lのクロロホルム/イソアミルアルコール混合液を加え、転倒混和後ミキサーで軽く懸濁し、7,500 \times gで15分間室温遠心後、水層 (上層) を新しいマイクロ遠沈管に移す。このとき、中間層に触れないように採取する。200 μ Lのイソプロピルアルコールを加え、転倒混和してから、7,500 \times gで10分間、室温で遠心し、デカンテーションで上澄み液を捨てる。次いで、200 μ Lの70%エタノールを壁面から静かに加え、7,500 \times gで1分間室温遠心し、沈殿に触れないようにできる限りエタノールを吸い取り捨てる。その後、2~3分間真空乾燥する。このとき、完全に乾燥しないよう注意する。50 μ Lの水を加えて混合した後、15分間室温に放置して、時々転倒混和して完全に溶解したものをDNA試料原液^{*6}とする。

*1 CTAB緩衝液

ビーカーに、0.5mol/L EDTA (pH8.0) 8mL、1mol/L Tris-塩酸 (pH8.0) 20mL、5mol/L食塩水 56mLを入れ、約150mLとなるように水を加え、攪拌しながらCTAB 4gを加えて完全に溶解する。さらに水を加え全量を200mLとし、オートクレーブで滅菌したものをCTAB緩衝液とする。

*2 ホモジナイザーを使用しない場合には、ボルテックスミキサーを用いて試料塊がない

ように激しく混合する。その際には、まず15mLのCTAB緩衝液を加え十分に混合した後、さらにCTAB緩衝液 30mLを加え混合する。混合後は、加温処理以降の操作に従う。

*³ フェノール/クロロホルム混合液

1mol/L Tris-塩酸 (pH8.0) 飽和フェノールとクロロホルム/イソアミルアルコール混合液を1:1 (v/v) で混合したものをフェノール/クロロホルム混合液とする。

*⁴ クロロホルム/イソアミルアルコール混合液

クロロホルムとイソアミルアルコールを24:1 (v/v) で混合したものをクロロホルム/イソアミルアルコール混合液とする。

*⁵ TE緩衝液

各最終濃度が10mmol/L Tris-塩酸 (pH8.0)、1mmol/L EDTA (pH8.0) となるように水を用いて調製したものをTE緩衝液とする。

*⁶ 定量PCRに供する際は、DNA試料液はTE緩衝液を用いてDNAを溶解し、濃度を調製したものとす。そのため、定量PCR法を実施することを目的としてDNA抽出を行う場合には、真空乾燥させた沈殿に50 μ LのTE緩衝液を加えて混合した後、4°Cで一晩保存することで完全に溶解し、DNA試料原液とする。

2.3.1.2. シリカゲル膜タイプキット法 (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit: トウモロコシに適用)

均質に粉碎した試料2gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、あらかじめ65°Cに温めておいたAP1緩衝液^{*1}10mLとRNase A 20 μ Lを加え、試料塊がないようにボルテックスミキサーで激しく混合し、65°Cで15分間加温する。その間2、3回、遠沈管を反転させて試料を攪拌する。AP2緩衝液^{*2} 3, 250 μ Lを加え、氷上に10分間静置した後、4, 000 \times g以上、4°Cの条件で20分間遠心する^{*3}。次いでその上清 500 μ LをQIAshredder spin columnに負荷し、10, 000 \times g以上で4分間遠心後、溶出液を遠沈管 (15mL容) に移す。この操作を再度繰り返した後、その溶出液の1.5倍量のAP3緩衝液^{*4}・エタノール混液^{*5}を加える。その混合液500 μ Lをmini spin columnに負荷し、10, 000 \times g以上で1分間^{*6}遠心する。残りの混合液のうち、さらに500 μ Lを同じmini spin columnに負荷し、同条件で遠心し溶出液を捨てる。最終的に混合液が全てなくなるまで同様の操作を繰り返す。次いでAW緩衝液^{*7} 500 μ Lを負荷し、10, 000 \times g以上で1分間^{*6}遠心し、溶出液を捨てる。同様の操作を計3回繰り返す。溶出液を捨て、mini spin columnを乾燥させるため、10, 000 \times g以上で20分間遠心する。mini spin columnをキットの遠沈管に移し、あらかじめ65°Cに温めておいた水 70 μ Lを加え、5分間静置した後、10, 000 \times g以上で1分間遠心しDNAを溶出する。もう一度水を加え、同じ操作を行い、得られた溶出液を合わせ、DNA試料原液^{*8}とする。

*¹ AP1緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別途購入したものをを用いる。

*² AP2緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別

途購入したものを用いる。

^{*3} 遠心後の上清

上清を確認し、澄明でない場合には、同条件での遠心操作を再度繰り返し、以降の操作を行う。

^{*4} AP3緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*5} AP3緩衝液・エタノール混液

AP3緩衝液^{*4}とエタノール (96-100%) を1:2で混合したものをAP3緩衝液・エタノール混液とする。

^{*6} 遠心時間

mini spin columnに負荷する液の性状により、カラムの通過に時間がかかることがある。全ての液がカラムを通過するのに必要な遠心時間を適宜、調整する。

^{*7} AW緩衝液

使用する直前に、容器ラベルに記載された適量のエタノール (96-100%) を混合したものをAW緩衝液とする。

^{*8} 定量PCRに供する際は、spin columnの乾燥以降の操作を下記のとおり変更し行う。

「mini spin columnをキットの遠沈管に移し、あらかじめ65℃に温めておいたTE緩衝液 70 μLを加え、5分間静置した後、10,000×g以上で1分間遠心し、DNAを溶出する。もう一度TE緩衝液を加え、同じ操作を行い、得られた溶出液を合わせ、DNA試料原液とする。」

2.3.1.3. シリカゲル膜タイプキット法 (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit: 大豆に適用)

均質に粉碎した試料 1gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、あらかじめ65℃に温めておいたAP1緩衝液^{*1} 10mLとRNase A 20 μLを加え、試料塊がないようにボルテックスミキサーで激しく混合し、65℃で1時間加温する。その間5、6回、遠沈管を反転させて試料を攪拌する。スイング式遠心分離機を使用し、3,000×g、室温の条件で10分間遠心後、その上清 7mLを、ポリプロピレン製遠沈管 (15mL容) に移す。AP2緩衝液^{*2} 2,500 μLを加え、ボルテックスミキサーで10秒間激しく攪拌する。氷上に15分間静置後、スイング式遠心機で3,000×g以上、室温の条件で35分間遠心する^{*3}。得られた上清のうち8mLを新しい15mLチューブに移す。ボルテックスミキサーを用いて攪拌した後、500 μLをQIAshredder spin columnに負荷し、10,000×g以上で4分間遠心後、溶出液を遠沈管 (15mL容) に移す。その溶出液の1.5倍量のAP3緩衝液^{*4}・エタノール混液^{*5}を加える。混合液 500 μLをmini spin columnに負荷し、10,000×g以上で1分間^{*6}遠心する。残りの混合液のうち、さらに500 μLを同じmini spin columnに負荷し、同条件で遠心し溶出液を捨てる。最終的に混合液が全てなくなるまで同様の操作を繰り返す。次いでAW緩衝液^{*7} 500 μLを負荷し、10,000×g以上で1分間^{*6}遠心し、溶出液を捨てる。同様の操作を計3回繰り返す。溶出液を捨て、mini spin columnを乾燥させるため、10,000×g以上で20分間遠心する。mini spin columnをキットの遠沈管に移し、あらかじめ65℃に温めておいた水 70 μLを加え、5分間静置した後、10,000×g以上で1分間遠心しDNA

を溶出する。もう一度水を加え、同じ操作を行い、得られた溶出液を合わせ、DNA試料原液^{*8}とする。

^{*1} AP1緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*2} AP2緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*3} 遠心後の上清

上清を確認し、澄明でない場合には、同条件での遠心操作を再度繰り返し、以降の操作を行う。

^{*4} AP3緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*5} AP3緩衝液・エタノール混液

AP3緩衝液^{*4} とエタノール (96-100%) を1 : 2で混合したものをAP3緩衝液・エタノール混液とする。

^{*6} 遠心時間

mini spin columnに負荷する液の性状により、カラムの通過に時間が掛かることがある。全ての液がカラムを通過するのに必要な遠心時間を適宜、調整する。

^{*7} AW緩衝液

使用する直前に、容器ラベルに記載された適量のエタノール(96-100%)を混合したものをAW緩衝液とする。

^{*8} 定量PCRに供する際は、spin columnの乾燥以降の操作を下記のとおり変更し行う。

「mini spin columnをキットの遠沈管に移し、あらかじめ65°Cに温めておいたTE緩衝液70 μ Lを加え、5分間静置した後、10,000 \times g以上で1分間遠心しDNAを溶出する。もう一度TE緩衝液を加え、同じ操作を行い、得られた溶出液を合わせ、DNA試料原液とする。」

2.3.1.4. シリカゲル膜タイプキット法 (NIPPON GENE GM quicker: トウモロコシに適用)

均質に粉砕した試料 1gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、GE1緩衝液^{*1} 6mLとRNase A 20 μ Lを加え、試料塊がないようにボルテックスミキサーで30秒間混合した後^{*2}、室温で10分間静置する。GE2緩衝液^{*3} 750 μ Lを加え、10~12回転倒混和し^{*4}、氷上に10分間静置する。5,000 \times g以上、4°Cの条件で10分間遠心^{*5}する。次いでその上清^{*6} 400 μ Lを1.5mLチューブに移し、GB3緩衝液 50 μ L及びエタノール (100%) 200 μ Lを添加した後、10~12回転倒混和する^{*7}。混合液 650 μ L(全量)をspin columnに負荷した後、13,000 \times g以上、4°Cの条件で30秒間遠心し、溶出液を捨てる。次いでGW緩衝液600 μ Lを負荷し、13,000 \times g以上、4°Cの条件で1分間遠心し、溶出液を捨てる。spin columnを乾燥させるため、13,000 \times g以上、4°Cの条件で3分間遠心する。spin columnを新たな1.5mL容チューブに移し、水 50 μ Lを加え3分間室温で静置した後、13,000 \times g以上で1

分間遠心し、得られた溶出液をDNA試料原液^{*8}とする。

^{*1} GE1緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (NIPPON GENE GM quicker) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*2} 攪拌操作が不十分であると、DNAの収量が著しく減少する。ボルテックスに対して50 mL容チューブを垂直にあて、そのまま30秒間しっかりと攪拌する。攪拌が不十分な場合はさらに30~60秒間攪拌する。

^{*3} GE2緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (NIPPON GENE GM quicker) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

^{*4} 発生した泡がチューブ内に残っていても、続けてGE2緩衝液を添加することが可能である。抽出液には粘性が生じているので、添加したGE2緩衝液が十分に均一となるよう混合する。

^{*5} 使用するローター及び50mL容チューブの特性を考慮したうえで、gが最大となるように遠心条件を設定する。

^{*6} 沈殿や浮遊物等を可能な限り取らないように上清を回収する。また、上清は4mL程分取することが可能であり、4°Cの条件であれば、数日は安定である。その後の試験にあわせ、DNAの再抽出・精製が必要となった場合には、本上清を用い、それ以降の操作を実施する。

^{*7} GB3緩衝液を添加し、続いてエタノールを添加した後に、攪拌操作を行う。析出物が生じて白濁している場合は、液が透明になるまで十分転倒混和する。

^{*8} 定量PCRに供する際は、spin columnの乾燥以降の操作を下記のとおり変更し行う。

「spin columnを新たな1.5mL容チューブに移し、TE緩衝液 50 μ Lを加え3分間室温で静置した後、13,000 \times g以上で1分間遠心し、得られた溶出液をDNA試料原液とする。」

2.3.1.5. シリカゲル膜タイプキット法 (NIPPON GENE GM quicker: 大豆に適用)

均質に粉碎した試料 1gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、GE1緩衝液

^{*1} 12mLとRNase A 40 μ Lを加え、試料塊がないようにボルテックスミキサーで30秒間混合した後^{*2}、室温で10分間静置する。GE2緩衝液^{*3} 1,500 μ Lを加え、10~12回転倒混和し^{*4}、氷上に10分間静置する。5,000 \times g以上、4°Cの条件で10分間遠心する^{*5}。次いでその上清^{*6}700 μ Lを2.0mLチューブに移し、GE3緩衝液 250 μ L及びイソプロパノール (100%) 250 μ Lを添加した後、10~12回転倒混和する^{*7}。混合液600 μ Lをspin columnに負荷し、13,000 \times g以上、4°Cの条件で30秒間遠心し、溶出液を捨てる。残りの混合液全量と同じspin columnに負荷し、同条件で遠心し溶出液を捨てる。次いでGW緩衝液600 μ Lを負荷し、13,000 \times g以上、4°Cの条件で1分間遠心し、溶出液を捨てる。spin columnを新たな1.5mL容チューブに移し、水 50 μ Lを加え、3分間室温で静置した後、13,000 \times g以上で1分間遠心し、得られた溶出液をDNA試料原液^{*8}とする。

^{*1} GE 1 緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (NIPPON GENE GM quicker) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

*² 攪拌操作が不十分であると、DNAの収量が著しく減少する。ボルテックスに対して50 mL容チューブを垂直にあて、そのまま30秒間しっかりと攪拌する。攪拌が不十分な場合はさらに30~60秒間攪拌する。

*³ GE2緩衝液

シリカゲル膜タイプのキット (NIPPON GENE GM quicker) 付属のもの、又は別途購入したものを用いる。

*⁴ 発生した泡がチューブ内に残っていても、続けてGE2緩衝液を添加することが可能である。抽出液には粘性が生じているので、添加したGE2緩衝液が十分に均一となるよう混合する。

*⁵ 使用するローター及び50mL容チューブの特性を考慮したうえで、gが最大となるように遠心条件を設定する。

*⁶ 沈殿や浮遊物等を可能な限り取らないように上清を回収する。また、上清は8mL程分取することが可能であり、4°Cの条件であれば、数日は安定である。その後の試験にあわせ、DNAの再抽出・精製が必要となった場合には、本上清を用い、それ以降の操作を実施する。

*⁷ GB3緩衝液を添加し、続いてイソプロパノールを添加した後に、攪拌操作を行う。析出物が生じて白濁している場合は、液が透明になるまで十分転倒混和する。

*⁸ 定量PCRに供する際は、spin columnの乾燥以降の操作を下記のとおり変更し行う。

「spin columnを新たな1.5mL容チューブに移し、TE緩衝液 50 μ Lを加え3分間室温で静置した後、13,000 \times g以上で1分間遠心し、得られた溶出液をDNA試料原液とする。」

2.3.1.6. シリカベースレジンタイプキット法 (Promega Wizard DNA Clean-up System)

均質に粉碎した試料2gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL容) に量り採り、抽出用緩衝液*¹ 17.2mL、5mol/L グアニジン-塩酸2mL及び20mg/mL Proteinase Kを0.8mL加え、激しくボルテックスミキサーで攪拌後、55~60°Cで振とうしながら3時間保温する。次いで、室温まで温度を下げ、3,000 \times gで10分間遠心する。上清が濁っている場合、上清の一部をマイクロ遠沈管 (1.5mL容) に移し、さらに14,000 \times gで10分間遠心する。得られた澄明な上清500 μ Lと、DNA Clean-up Resin1mLをマイクロ遠沈管 (1.5mL容) に採り、転倒混和し、混合液とする。次にmini columnの上部に注射筒を付け、マニホールド (吸引装置) に装着する。マニホールドのコックを閉じ、吸引装置内部が十分に減圧になっていることを確認した後、混合液を注射筒からmini columnに負荷する。直ちにコックを開け、最速で減圧吸引して溶液を完全に除去し、次いで2mLの80%イソプロピルアルコールを注射筒から加えカラムを洗浄する。注射筒を外したmini columnをマイクロ遠沈管 (1.5mL容) に装着し、室温下10,000 \times gで2分間遠心し、カラムを乾燥する。次にmini columnを新しいマイクロ遠沈管 (1.5mL容) に移し、あらかじめ65~70°Cに温めておいた水100 μ Lを滴下する*²。1分間放置後、室温下10,000 \times g以上で1分間遠心し、DNAを溶出し、得られた溶出液をDNA試料原液とする。

*1 抽出用緩衝液

150mM 塩化ナトリウム、2mmol/L EDTA及び1% SDSを含む10mmol/L Tris-塩酸緩衝液 (pH7.5)

*2 定量PCR法に供する際は、水の代わりにあらかじめ65～70℃に温めておいたTE緩衝液100 μ Lを滴下する。

2.3.2. DNA試料原液中のDNAの純度の確認及びDNA試料液の調製と保存

DNA試料原液の適当量を取り、水又はTE緩衝液を用いて適宜希釈し^{*1}、200～320nmの範囲で紫外部吸収スペクトルを測定し、260nm及び280nmの吸光度 (A_{260} 及び A_{280} ^{*2})を記録する。次いで A_{260} の値1を50ng/ μ L DNAとしてDNA濃度を算出する。また A_{260}/A_{280} を計算する。この比が1.7～2.0になれば、DNAが十分に精製されていることを示す。得られたDNA濃度から、DNA試料原液を以後の試験に必要な濃度に水で希釈して^{*3}DNA試料液とし、20 μ Lごとにマイクロ試料管に分注し、-20℃以下で冷凍保存する。分注したDNA試料液は、融解後直ちに使用し、残った溶液は再度保存せず廃棄する。なお、DNA試料原液の濃度がPCRで規定された濃度に達しないときは、そのままDNA試料液として用いる。

*1 試験の目的により、DNA試料原液は水又はTE緩衝液で調製されている。希釈する場合には、DNA試料原液の調製に使用した溶解液を用る。また、希釈倍率は、吸光度測定装置により適切な測定に要する液量及び濃度域が異なるため、適宜とする。

*2 A_{260} がDNA由来の吸光度、 A_{280} がタンパク質等不純物由来の吸光度と考える。

*3 定量PCR法に供する際は、TE緩衝液を用いて希釈する。

2.3.3. トウモロコシ粒単位のDNA抽出精製法

2.3.3.1. 粒単位の粉砕

トウモロコシ穀粒500gから92粒をランダムサンプリングし、各粒の表面に付着している他の穀粒由来の破片を洗浄する。ランダムサンプリングした検体試料92粒を、蒸留水で洗浄後、次いで1% SDS水溶液で洗浄除去する。再び蒸留水で洗浄する。SDSを完全に洗い流すために、最後の蒸留水による洗浄は繰り返して行う。40℃の恒温槽で40分間乾燥させる。各粉砕用チューブ^{*1}に検体試料1粒とメタルコーン^{*1}1個を順に入れ、しっかりふたをして粉砕器専用ラック^{*1}にのせ、粉砕器^{*2}を用いて粉砕 (2,500rpm、60秒間)する。均一に粉砕するために専用ラックを反転させて再度粉砕操作を行い、粉砕試料とする。

*1 粉砕用チューブはST-0350F-0 (安井器械社製) 又はその同等品、メタルコーンはMC-0316 (安井器械社製) 又はその同等品、粉砕器専用ラックはTR-348FPP (安井器械社製)を用いる。

*2 粉砕器はMULTI-BEADS SHOCKER® MB701 (安井器械社製) 又はその同等品を用いる。

2.3.3.2. 粒単位のDNA抽出

以下のシリカゲル膜タイプキット法A (QIAGEN DNeasy96 Plant kit) 又はシリカゲル

膜タイプキット法B (NIPPON GENE GM quicker 96) に従って、92粒毎の粉碎試料からDNA抽出を行う。

2.3.3.2.1. シリカゲル膜タイプキット法A (QIAGEN DNeasy96 Plant kit)

粉碎試料の入った各粉碎用チューブにBuffer AP1 Premix 1mLずつ添加する^{*1 *2}。各粉碎用チューブを粉碎机専用ラックに移し、粉碎机にセットする。粉碎机専用ラックを固定するため、カバーを取り付け、両端の固定ネジを締めた後、室温、2,000rpm、15秒間の条件下で粉碎試料とBuffer AP1 Premixを混合する。その後、粉碎用チューブをチューブ用ラック^{*3}に移し、65°Cの恒温層（又はWater Bath等^{*4}）で30分間、保温する。保温中は10分ごとにラックごと10回反転させ、混合する^{*5}。

各粉碎用チューブにBuffer AP2を、170 μ Lずつ添加し^{*6}、フタを閉めた後にチューブ用ラックごと5回反転させ、混合する。チューブ用ラックを-20°Cの冷凍庫で30分間静置する。

各粉碎用チューブを粉碎机専用ラックに移し、遠心機^{*7}にセットする。室温下、2,900rpmで20分間の遠心^{*8}の後、沈殿物の浮遊を防ぐため、慎重に粉碎机専用ラックを取り出す。各粉碎用チューブ内の上清を、マイクロピペットを用いて600 μ L、事前にラベルしておいた1.5mL容チューブに採取する。上清の入った1.5mL容チューブを更に微量高速冷却遠心機で4°C、10,000 \times g 以上、5分間の条件下で遠心する^{*9 *10}。再度その上清400 μ Lを、マイクロピペットを用いて、事前にラベルした2mL容チューブに採取する。

次いで、バキュームポンプ、Vacuum Regulator、QIAvacをホースで連結し、QIAvac内にCollection Microtubesを、QIAvac上にDNeasy 96 Plateをセットする^{*11 *12}。

Buffer AP3 600 μ L^{*13}を、上清の入った2mL容チューブに添加する^{*14}。これをAP3 混合液とする。Vortexで3秒間混合した後、DNeasy 96 Plateの各ウェルにAP3 混合液を、マイクロピペットを用いて1mLずつ添加し^{*15}、シールで密閉する^{*16}。バキュームポンプの電源を入れ、Vacuum Regulatorの弁を閉めて吸引を行う。全てのAP3 混合液がカラムを通過したことを確認したら、逆流を防ぐため端からシールを慎重にはがし、Vacuum Regulatorの弁を開け圧力を開放してから、ポンプの電源を切る。Collection Microtubesに溜まった溶出液は廃棄する^{*17}。DNeasy 96 Plateの全ウェルにBuffer AWを800 μ Lずつ添加する^{*18}。先の操作と同様にシールをして^{*16}吸引を行う。

全てのBuffer AWがカラムを通過したことを確認したら、逆流を防ぐため端からシールを慎重にはがし、Vacuum Regulatorの弁を開け、ポンプの電源を切る。吸引後、Collection Microtubesに溜まった溶出液は廃棄する^{*17}。

DNeasy 96 Plate各ウェルに99.5%エタノール（特級）を800 μ Lずつ添加する^{*19}。添加後、先の操作と同様にシールをして吸引を行う。全てのエタノールがカラムを通過したことを確認したら、逆流を防ぐため端からシールを慎重にはがし、Vacuum Regulatorの弁を開け、ポンプの電源を切る。吸引後、Collection Microtubesを取り出し、溶出液ごと廃棄する。新しいCollection Microtubesをセットし、DNeasy 96 Plateは再度シールをして密閉し、30分間吸引してカラムを乾燥させる^{*20}。乾燥後、端からシールをはがし、Vacuum Regulatorの弁を開け、ポンプの電源を切る。その後、Co

llection Microtubeは取り除く。

DNA採取用のElution Microtubesを取り付け、DNeasy 96 Plate各ウェルにあらかじめ65°Cに保温しておいたDWを75 μ Lずつ添加し^{*21}、シールして密閉する^{*16}。室温で5分間、静置した後、先の操作と同様に吸引を行う。全てのDWがカラムを通過したことを確認したら、逆流を防ぐため端からシールを慎重にはがし、Vacuum Regulatorの弁を開け、ポンプの電源を切る。吸引後、Elution Microtubesに溜まった溶出液はそのままにしておき、再度、あらかじめ65°Cに保温しておいたDWを75 μ Lずつ添加し^{*21}、シールして密閉する。室温で5分間、静置した後、吸引を行う。この溶出液 (150 μ L) をDNA 試料液^{*22}とする。

*1 あらかじめ65°Cに温めておいたBuffer AP1 1mLに対してRNase A 1 μ Lを加え、Buffer AP1 Premixを必要量調製する。Buffer AP1 Premixを添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ (10mL容) を装着した連続分注機 (マルチペットプラス又はその同等品) を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容専用チップコンビチッププラスは1回の充てんで10回までの連続分注が可能である。

*2 粉砕チューブは事前に全てのフタを緩めておき、Buffer AP1 Premixを加える直前にフタを空け、1本添加する度にフタを閉めるとコンタミネーションを極力防止できる。以後の操作も同様に行う。また、フタに粉末試料が付着している場合、フタをあける際に粉末試料が飛散することが考えられる。飛散を防ぐため、ベンチ台で軽くタッピングして試料を落とす。Buffer AP1 Premixを添加する際にも、粉末が飛散するのを防ぐため、慎重にチューブの壁に添加する。この時、チップの先が壁に接触した場合はチップを交換する。

*3 チューブ用ラックはTR-03 (安井器械社製) 又はその同等品を用いる。

*4 Water Bathを用いる場合、紙ラックごとチャックつきのビニール袋に入れて密閉し、水の混入やラベル消失を防ぐ。

*5 粉末試料がチューブの底に溜まらないようになるまで混合する。

*6 Buffer AP2を添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ (1mL容) を装着した連続分注機 (マルチペットプラス又はその同等品) を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。1mL容コンビチッププラスは2回の充てんで5回までの連続分注が可能である。

*7 遠心機はMETALFUGE® MBG101 (安井器械社製) 又はその同等品を用いる。

*8 遠心中に、番号 (No. 1~No. 92) をラベルした1.5mL容チューブ及び2mL容チューブを用意しておく。

*9 上清を採取する際は、沈殿物や上層の膜状の物ができている場合もあるので、それらを取らないように慎重に行う。

*10 回転数は14,000 \times gを推奨。

*11 バキュームポンプはDA-60D (実効排気速度 : 60 L/分、到達圧力 : 3.3 kPa) (ULVAC社製) 又はその同等品を用い、Vacuum Regulatorは (キアゲン社製) 又はその同等品を用いる。

- *12 DNeasy 96 PlateはA1のウェルが左上にくるようにセットする。DNeasy 96 Plateの排出口とCollection Microtubesの注入口がしっかりと連結するよう、Collection MicrotubeとQIAvacの間に専用の板等を挟み底上げする。また、QIAvac内が密閉できないと溶出が正確に行われなため、隙間ができていないか確認しておく。
- *13 採取できた上清が400 μ Lに満たない場合は、実際に採取した上清量に対して1.5倍量のBuffer AP3を添加する。
- *14 Buffer AP3を添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ（10mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容コンビチッププラスは1回の充てんで16回までの連続分注が可能である。
- *15 添加する際、DNeasy 96 PlateはQIAvac上にセットされた状態で行う。またA1ウェルにNo. 1のAP3混合液を添加し、A2にNo. 2、A3にNo. 3となるよう左上から右下に向かって順にAP3混合液を添加する。
- *16 シールで各ウェルが密閉されていない場合、コンタミネーションや低収量の原因となるため、しっかりと密閉できていることを確認する。
- *17 チューブをビニールテープで束ねておく、又は指で固定しながら廃棄するとチューブの離脱を防げる。溶出液を廃棄する際は、Collection Microtubesごとデカンテーションで廃棄する。この際、廃液がCollection Microtubesに付着するが、キムワイプ等でふき取る。
- *18 Buffer AWを添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ（10mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容コンビチッププラスは1回の充てんで12回までの連続分注が可能である。
- *19 エタノールを添加する際には、マイクロピペットまたは専用チップ（10mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容コンビチッププラスは1回の充てんで12回までの連続分注が可能である。
- *20 エタノールの残存は、2.2.2. 項に記述のPCR法への反応阻害が考えられる。その阻害を防ぐため、乾燥操作前にDNeasy 96 Plateの排出口をキムワイプに押さえ付けてよく拭き取る。十分に乾燥を行うことが望ましい。
- *21 DWを添加する際には、マイクロピペットまたは専用チップ（2.5mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラスまたはその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。2.5mL容コンビチッププラスは1回の充てんで33回までの連続分注が可能である。
- *22 DNA試料液は、各チューブにCollection Microtube capsを取りつけ、2.2.2. 項の検査法に使用するまで4°Cで保存する。

2.3.3.2.2. シリカゲル膜タイプキット法B (NIPPON GENE GM quicker 96)

粉碎試料の入った各粉碎用チューブにGE1 Buffer Premix 1.5mLずつ添加する*1 *2。
各粉碎用チューブを粉碎机専用ラックに移し、粉碎机にセットする。粉碎机専用ラック

クを固定するため、カバーを取り付け、両端の固定ネジを締めた後、室温、2,000rpm、15秒間の条件下で粉碎試料とGE1 Buffer Premixを混合する。その後、粉碎用チューブをチューブ用ラック^{*3}に移し、室温で10分間、静置する。

各粉碎用チューブにGE2-K Buffer を、180 μ Lずつ添加し^{*4}、フタを閉めた後に粉碎器専用ラックに移し、粉碎器にセットする。カバーを取り付け、両端の固定ネジを締めた後、室温、2,000rpm、15秒間の条件下で混合する。

各粉碎用チューブを粉碎器専用ラックごと遠心機^{*5}にセットする。室温下、2,900rpmで10分間の遠心の後、沈殿物の浮遊を防ぐため、慎重に粉碎器専用ラックを取り出す。各粉碎用チューブ内の上清を、マイクロピペットを用いて400 μ L、96穴プレートに採取する^{*6}。GB3 Buffer/Isopropanol 250 μ Lを、上清の入った96穴プレートに添加する^{*7}。これをGB3混合液とする。ピペッティングで混合した後、コレクションプレートを取り付けたカラムプレートの各ウェルにGB3混合液を、マイクロピペットを用いて650 μ L (全量) ずつ添加し、室温下、2,900rpmで20分間の遠心を行う。コレクションプレートに溜まった溶出液は廃棄する^{*8}。カラムプレートの全ウェルにGW Bufferを650 μ Lずつ添加する^{*9}。先の操作と同様に室温下、2,900rpmで10分間の遠心を行う。コレクションプレートに溜まった溶出液を廃棄後、再度、室温下、2,900rpmで20分間の遠心を行い、カラムを乾燥させる^{*10}。乾燥後、DNA採取用のコレクションプレートを取り付け、カラムプレートの各ウェルにDWを50 μ Lずつ添加し^{*11}、室温で3分間、静置した後、室温下、2,900rpmで10分間の遠心を行う。この溶出液をDNA試料液^{*12}とする。

^{*1} GE1 Buffer 1.5mLに対してRNase A 5 μ Lを加え、GE1 Buffer Premixを必要量調製する。GE1 Buffer Premixを添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ (10mL容) を装着した連続分注機 (マルチペットプラス又はその同等品) を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容専用チップコンビチッププラスは1回の充てんで6回までの連続分注が可能である。

^{*2} 粉碎チューブは事前に全てのフタを緩めておき、GE1 Buffer Premixを加える直前にフタをあけ、1本添加する度にフタを閉めるとコンタミネーションを極力防止できる。以後の操作も同様に行う。また、フタに粉末試料が付着している場合、フタをあける際に粉末試料が飛散することが考えられる。飛散を防ぐため、ベンチ台で軽くタッピングして試料を落とす。GE1 Buffer Premixを添加する際にも、粉末が飛散するのを防ぐため、慎重にチューブの壁に添加する。この時、チップの先が壁に接触した場合はチップを交換する。

^{*3} チューブ用ラックはTR-03 (安井器械社製) 又はその同等品を用いる。

^{*4} GE2-K Bufferを添加する際には、マイクロピペットまたは専用チップ (1mL容) を装着した連続分注機 (マルチペットプラス又はその同等品) を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。1mL容コンビチッププラスは1回の充てんで5回までの連続分注が可能である。

^{*5} 遠心機はMETALFUGE® MBG101 (安井器械社製) 又はその同等品を用いる。

- *6 96穴プレートは、各穴容量1mL以上の製品を用いる。上清を採取する際は、沈殿物や上層の膜状の物ができている場合もあるので、それらを取らないように慎重に行う。
- *7 GB3 Buffer/IsopropanolはGB3 Buffer 125 μ Lに対してIsopropanol 125 μ Lを加え、必要量調製する。GB3 Buffer/Isopropanolを添加する際には、マイクロピペットまたは専用チップ（10mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容コンビチッププラスは1回の充てんで40回までの連続分注が可能である。
- *8 溶出液を廃棄する際は、コレクションプレートごとデカンテーションで廃棄する。この際、廃液がコレクションプレートに付着するが、キムワイプ等でふき取る。
- *9 GW Bufferを添加する際には、マイクロピペットまたは専用チップ（10mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。10mL容コンビチッププラスは1回の充てんで15回までの連続分注が可能である。
- *10 エタノールの残存は、後に行うマルチプレックスリアルタイムPCRを用いた粒単位の定性検知法への反応阻害が考えられるため、十分に乾燥を行うことが望ましい。
- *11 DWを添加する際には、マイクロピペット又は専用チップ（2.5mL容）を装着した連続分注機（マルチペットプラス又はその同等品）を用いる。マルチペットプラスで溶液を添加する際、2押し目以降からチューブに添加する。2.5mL容コンビチッププラスは1回の充てんで50回までの連続分注が可能である。
- *12 DNA試料は、各チューブにコレクションプレートキャップを取り付け、マルチプレックスリアルタイム PCRを用いた粒単位の定性検知試験に使用するまで4°Cで保存する。

2.4. パパイヤ検査法 (55-1系統)

2.4.1. 検査原則及び試料調製法

当検査は、生鮮パパイヤ及び種々の加工食品が検査対象検体として想定されるため、その性状により測定結果は変動する。これらを縮小するための原則について記す。

- ・ 検査対象検体は、一検体数を一単位とする。
- ・ 検査対象検体の食さない部分を廃棄した可食部を試料とする。生鮮パパイヤについては種子・果皮を除いた果肉部分を試料とする。
- ・ 試料中の成分は、不均一に分布すると考えられるため、検査に供する前に試料全量を粉碎器等^{*1}で十分に粉碎し、均質混和して調整試料とする。
- ・ 検査に供する調製試料は固体や液体の性状にかかわらず、重量測定にて一定量を採取する。
- ・ 試料調製を含む検査全般は、空気の動きがなく温度・湿度の変動が少ない区切られた空間で行い、コンタミネーションを防ぐよう実施する。
- ・ 微量測定のため、粉碎用器具^{*1}容器、秤量用器具、凍結乾燥瓶は中性洗剤等で洗浄後、アルカリ洗剤に一晩浸け置きする。あるいは超音波洗浄器を用い、30分間の超音波処理を行う。

^{*1} レッチェGM200 (レッチェ社製)、Mil l ser (Iwatani社製)、磁製乳鉢・乳棒及び同等の結果が得られるものを用いる。

2.4.2. GUS試験法

遺伝子組換え体作出の際、組換え体の指標とするため β -glucuronidase (GUS) 遺伝子が目的とする外来遺伝子に加えて導入される場合がある。この手法を用いて作出された遺伝子組換え体は、外来遺伝子に加えGUS遺伝子も同時に発現するため、GUS活性を検出することにより遺伝子組換え体であることの判定を行うことが可能となる。GUSは5-bromo-4-chloro-3-indolyl- β -D-glucuronide (X-Gluc) を基質とする。当該基質はGUS活性により糖加水分解され、インドキシル誘導体モノマーを生じる。生じたモノマーは空気により酸化されることで重合し、青色の水不溶性インジゴチン色素を生成する。遺伝子組換えパパイヤ (55-1) においてもGUS遺伝子が導入されているため、上記原理に従い、青色を呈することを指標にその活性を検出し、遺伝子組換えパパイヤ (55-1) であることの判定を行うことが可能である。なお、本試験法における試料検体は、呈色反応の識別しやすいことを考慮し、胚を対象とする。

2.4.2.1. 実験操作

あらかじめ200mMリン酸緩衝液 (pH7.0) ^{*1}を1ウェル当たり50 μ Lずつ96ウェルプレートのうち必要数のウェルに分注しておく。試験には、パパイヤ1個体につき12個の胚を用いるため、必要となるウェル数は(パパイヤの個体数 \times 12)である。

生鮮パパイヤ果実を縦半分に切り、種子を無作為に12粒選出する。12粒それぞれについて、以下の手順に従い胚を取り出す。まず、ガラス板上で、粘性のある外皮をピンセットまたはメスの先端を利用し取り除く。次に、メスで種子の縦中央に切れ目を入れ

る^{*2}。深く突き刺さないよう留意しながら切れ目にメスの先端を入れ、種皮を完全に切り除き、淡白色の胚珠を採取する。次に、胚珠の縦中央に観察される白線に沿ってメスを入れ、胚珠を縦半分に切断する^{*3}。切断後、切断面に露出する胚をピンセットで注意深く取り出し^{*4}、あらかじめ96ウェルプレートに分注しておいた200mMリン酸緩衝液 (pH7.0) に速やかに浸す。胚を採取する過程において、種皮が白色の種子や胚珠が含まれない種子が観察される場合があるが、それらは試験に用いない。ウェルに検査に用いる全ての胚を採取し終えた後、各ウェルよりリン酸緩衝液を除去する。続いて、基質溶液^{*5}を1ウェル当たり50 μ Lずつ加える。基質溶液を添加した後、その浸透を促すためアスピレーターを用いて15分間の脱気処理を行う。脱気処理後、96ウェルプレート全体をパラフィルムで密封し、37 $^{\circ}$ C、10~15時間^{*6}の条件で保温する。保温後、各ウェルに70%エタノールを50 μ Lずつ加え反応を停止する。それぞれの検体について、青色を呈した胚の数を数え、GUS発現率^{*8}を算出する。

*1 200mMリン酸緩衝液 (pH7.0)

200mM NaH₂PO₄と200mM Na₂HPO₄を3.3 : 6.7 (v/v) の割合で混合した溶液を200mMリン酸緩衝液 (pH7.0) とする。調製時には、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、混合後、必ずpHが7.0であることを確認する。なお、当緩衝液は、必ず試験を開始する直前に作製し、一試験ごとに使い切ることを (用時調製)。

*2 パパイアの種子は縦方向に長く、これに比して横方向に短い。このことを基準に、種子を実験者に対して横向きになるよう配置させ、メスを左端に入れ、右端に向かって横方向に切り進めることで切れ目を入れるとよい。メスを深く差し込むと胚を切断してしまうこともあるので注意する。

*3 胚珠はその中心部に位置する胚とその周りを覆う胚乳で構成されている。また、全体としては胚乳の示す淡白色をしている。しかし、胚珠表面を注意深く観察することで、淡白色とは明らかに異なる白色の線が中央部を上端から下端にかけて走っていることが観察される。この白色の線は胚によって示されるものである。胚珠を切断する際には、刃がこの線に対して平行となるようにメスを入れ、胚を傷つけないよう注意しながら二分する。

*4 胚が露出しなかった場合、切断面において胚を覆っている胚乳をメスで削り取り、胚を露出させる。その後、ピンセットを用いて注意深く取り出す。この際、胚を傷つけないよう充分注意しながら操作を進める。傷のついた胚は非特異的に青色を呈する場合がある。

*5 基質溶液

X-Gluc溶液^{*7}が最終濃度1mMとなるように、200mMリン酸緩衝液 (pH7.0) で調製した溶液を基質溶液とする。基質溶液調製時には、ボルテックスミキサーを用いて十分に混合し、均一な溶液として調製する。なお、基質溶液は、必ず試験に供する胚全てを採取し終えた後に調製し、一試験毎に使い切るものとする。

*6 恒温器を使用して保温する。また、15時間を超えて保温した場合、非遺伝子組換えパパイアの胚が非特異的に染色される可能性が考えられる。この場合、正確な判定を下すことができなくなるため、保温時間については記載された時間を厳守すること。

*7 X-Gluc溶液

X-Gluc粉末20mgをマイクロ遠沈管（1.5mL）に量り取り、1mLのジメチルホルムアミドを加え溶解したものをX-Gluc溶液とする。-20℃で保存すること。

*8 GUS発現率（%） = [(青色を呈した胚の数) / (試験した胚の数12)] ×100

2.4.2.2. 結果の判定

検体が遺伝子組換えパパイヤ（55-1）の場合、理論的にはヘテロ品種同士を掛け合わせた組換え体の場合75%（9胚/12胚）、ホモ品種同士を掛け合わせた組換え体の場合100%の割合で胚が青色を呈する。しかし、当該試験法においては、試験に供する胚を無作為に選出するため、必ずしも上記理論値には合致しない。一方、非遺伝子組換えパパイヤでは、青色を呈する胚は観察されない。したがって、GUS発現率が30%以上（青色を呈した胚の数が4以上）の場合を陽性と判定し、GUS発現率が30%未満（青色を呈した胚の数が4未満）の場合を陰性と判定する。

判定例：陰性対照は、12個の胚のうち青色を呈した胚はみられない（GUS発現率0%）。試料1は、試験に供した12個の胚のうち青色を呈した胚はみられない（GUS発現率0%）ため、陰性と判定される。試料2は、12個の胚のうち、9個が青色を呈した（GUS発現率75%）ため、陽性と判定される。試料3は、12個の胚のうち、4個が青色を呈した（GUS発現率33%）ため、陽性と判定される。

試料番号	1	2	3	陰性対照
調査した胚の数	12	12	12	12
青色を示した胚の数	0	9	4	0
GUS発現率	0	75	33	0
判定	陰性	陽性	陽性	陰性

2.4.3. リアルタイムPCRを用いた定性PCR法

本法では生鮮パパイヤ及びパパイヤ加工食品を検査対象とし、DNA抽出精製には、以下の陰イオン交換樹脂タイプカラム（QIAGEN Genomic-tip 100/G）を使用したDNA抽出精製キットの改変法を用いる。検体からDNAを抽出し、各抽出DNA試料液を用いてリアルタイムPCRを用いた定性PCR法を実施する。生鮮パパイヤ及びパパイヤ加工食品は以下の7種類の製品に細分類し、「2.4.3.1. 試料前処理」に示したそれぞれの試料前処理プロトコルに従ってDNA抽出精製前の試料調製を行う。

- ① 生鮮及び調味漬け製品（生鮮パパイヤ、缶詰、漬物など乾固されていないある程度パパイヤの原型を保持している試料）
- ② 乾物製品（乾燥パパイヤ）
- ③ 砂糖漬け乾燥製品（ドライフルーツ）
- ④ 乾燥製品（健康食品、お茶など）

- ⑤ 果肉含有ゲル状製品 (ジャム、ピューレなど)
- ⑥ 果汁・飲料製品 (フルーツミックスジュース、ドリンク剤など)
- ⑦ 氷菓等製品 (アイス、シャーベットなど)

2.4.3.1. 試料前処理

① 生鮮及び調味漬け製品

製品から目視でパパイヤと判断されるもののみを全て取り出し(生鮮パパイヤについては種子・果皮を除いた果肉部分)、その重量の2倍以上の滅菌蒸留水で3回洗浄した後、よく水分をきり、Millser等で粉砕する(生鮮パパイヤに関しては果肉を洗浄せず粉砕する)。粉砕した試料10gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL) に量りとり、G2緩衝液*130 mLを加え、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

なお、生鮮パパイヤについては、採取したパパイヤから種子を除いた果肉部分をおよそ10mm角に切り出し、凍結乾燥を行う。次にミキサール等でこれらを混合し、粉砕する。粉砕試料を用い、以下のCTAB法または、シリカゲル膜タイプのキット (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) を用いた方法によりDNA抽出精製を行うことも可能である。

② 乾物製品

製品から目視でパパイヤと判断されるもののみを全て取り出し、Millser等で粉砕する。粉砕した試料2gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL) に量りとり、G2緩衝液*130mLを加え、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

③ 砂糖漬け乾燥製品

製品から目視でパパイヤと判断されるもののみを全て取り出し、その重量の2倍以上の滅菌蒸留水で3回洗浄した後、等重量分の滅菌蒸留水を加え、Millser等で粉砕する。粉砕した試料10gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL) に量りとり、G2緩衝液*130mLを加え、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

④ 乾燥製品

Millser等で粉砕し均質にした試料2gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL) に量りとり、G2緩衝液*130mLを加え、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

⑤ 果肉含有ゲル状製品

Millser等で粉砕し均質にした試料10gをポリプロピレン製遠沈管 (50mL) に量りとり、G2緩衝液*130mLを加え、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

⑥ 果汁・飲料製品

開封前によく転倒混和して均質にした製品100mLをメスシリンダーで量りとり、凍結乾燥用容器（500mL）に移し、傾けた状態で-80℃冷凍庫中で2時間凍結させる。その後、凍結乾燥機にセットし、24時間乾燥後、試料^{*2}30gを乳鉢に量りとり、G2緩衝液^{*1}20mLに乳棒を用いて懸濁させる。次いで全量をポリプロピレン製遠沈管（50mL）に移し、乳鉢と乳棒の残存試料を新たにG2緩衝液^{*1}10mLを追加し遠沈管に洗いいれ、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

⑦ 氷菓等製品

試料100gを凍結乾燥用容器に量りとり、24時間凍結乾燥する。その後、試料^{*2}10gを先にG2緩衝液^{*1}30mLを入れたポリプロピレン製遠沈管（50mL）に少しずつ加えながら懸濁させ、よく転倒混和して均質にする。次いで、以下の「2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製」に従いDNAを抽出精製する。

^{*1}G2緩衝液はQIAGEN社Genomic DNA Buffer Set (Cat. No. 19060) に付属しているが、足りない場合には単品で購入するかキットの説明書に従って調製可能である。

^{*2}凍結乾燥後、提示量に満たない場合は採取できる量からスタートし、その後に使用する試薬の量は変更しない。

2.4.3.2. パパイヤ試料からのDNAの抽出精製

2.4.3.2.1. DNAの抽出精製

「2.4.3.1. 試料前処理」を行った試料に、RNase^{*2}20 μ L、cellulase^{*3}500 μ Lを加えて（なお、⑤果肉含有ゲル状製品のジャム製品に限り、 α -Amylase^{*4}20 μ Lも同時に加える）、転倒混和して均質にした後、50℃で1時間放置する。その間2～3回遠沈管を反転させて試料を転倒混和する。次いで、Proteinase K^{*5}200 μ Lを加え50℃で1時間放置する。その間も2～3回遠沈管を反転させて試料を転倒混和する。酵素処理終了後、その遠沈管を3,000 \times g、低温下(4℃)、20分間遠心する^{*6}。その間、あらかじめポリプロピレン製遠沈管（50mL）上にQIAGEN Genomic-tip 100/GをセットしQBT緩衝液^{*7}4mLを通して平衡化させておく。遠心終了後、得られた上清（約25mL～35mL）を、平衡化したQIAGEN Genomic-tip 100/Gに負荷する^{*8}。この時の溶出液は捨てる。次に、QIAGEN Genomic-tip 100/GをQC緩衝液^{*7}で7.5mLずつ3回洗浄した後^{*8}、あらかじめ50℃に温めておいたQF緩衝液^{*7}1mLを負荷し、溶出液は捨てる。QIAGEN Genomic-tip 100/Gを新しいポリプロピレン製遠沈管（50mL）上にセットし、再度50℃に温めておいたQF緩衝液^{*7}2mLを負荷し、DNAを溶出する。DNA溶出液にイソプロピルアルコール2mLを加えよく混合する。マイクロ遠沈管(1.5mL)1本当たり1mL程度ずつ、混合した溶液を移し、10,000 \times g以上で、低温下(4℃)15分間遠心する。上清を捨てる。この際、上清を極力除去する^{*9}。次いで、各遠沈管当たり70%エタノールを1mLずつゆっくり加え、さらに10,000 \times g以上で、低温下(4℃)5分間遠心する。上清を捨て^{*9}、残った沈殿を風乾さ

せる。マイクロ遠沈管(1.5mL) 4本分の沈殿を、あらかじめ50℃に温めた滅菌蒸留水 50 μ Lに溶解し、DNA試料原液とする^{*10}。

- *1 実験を通して、液体を分注するピペットやチップをサンプルごとに交換したりするなど、サンプルへのコンタミネーションが起こらないように十分注意する。
- *2 ニッポン・ジーン社 (Cat. no. 318-06391) のもの又は同等の効力を持つものを用いる。
- *3 Sigma-Aldrich社 (Cat. no. C2730-50ML) のもの又は同等の効力を持つものを用いる。
- *4 ニッポン・ジーン社 (Cat. no. 316-04751) のもの又は同等の効力を持つものを用いる。
- *5 QIAGEN社 (Cat. no. 19133) のもの又は同等の効力を持つものを用いる。
- *6 遠心機のローターはスウィング式、アングル式のどちらを用いてもよい。
- *7 QBT緩衝液、QC緩衝液及びQF緩衝液は、QIAGEN社Genomic DNA Buffer Set (Cat. No. 19060) に付属しているが、足りない場合には単品で購入するかキットの説明書に従って調製可能である。
- *8 液体の流速が著しく減少した場合には、カラム上方から10 mlテルモシリンジ (コード番号: SS-10SZ) のプランジャーなどを用いて穏やかに加圧させ、流速を増加させる。プランジャーを利用する場合には、プランジャーをカラムに1 cm程度差し込んで抜く操作を繰り返す。この際、プランジャーを差し込む操作は、プランジャー先端のゴム部分とカラム内壁を密着させ、空気が漏れないように行う。一方、プランジャーを抜く操作は、逆流を防ぐために、プランジャーを斜めにしてプランジャー先端のゴム部分とカラム内壁との間に隙間を空け、カラム内へ空気を入れながら行う。
- *9 沈殿物が見えない場合でも、遠沈管内の底部付近にはできるだけ触れないように、上清を完全に除去する。
- *10 溶解操作の際には、まず1本のマイクロ遠沈管に50 μ Lの滅菌蒸留水を入れ、沈殿したDNAを溶解する。次いでそのDNA溶液を次のマイクロ遠沈管に入れ、沈殿したDNAを溶解する。この操作を繰り返し、最終的に各検体から得られるDNA溶液を50 μ Lとなるようにする。

2.4.3.2.2. DNA試料原液中のDNAの純度の確認並びにDNA試料液の調製と保存

DNA試料原液の適当量を取り、滅菌蒸留水を用いて適宜希釈^{*1}し、200~320nmの範囲で紫外吸収スペクトルを測定し^{*2}、260nm及び280nmの吸光度^{*3} (A_{260} 及び A_{280})を記録する。次いで A_{260} の値1.0を50ng/ μ L DNAと換算し、DNA濃度を算出する。また A_{260}/A_{280} を計算する。この比が1.7~2.0になれば、DNAが十分に精製されていることを示す^{*4}。得られたDNA濃度から、滅菌蒸留水でDNA試料原液を10ng/ μ Lに希釈して調整し、DNA試料液とする。DNA試料液は50 μ Lごとにマイクロ遠沈管に分注後、-20℃以下で冷凍保存する。分注したDNA試料液は、融解後直ちに使用し、残った溶液は再度保存せず廃棄する。なお、DNA試料原液の濃度が10ng/ μ Lに達しないときは、そのままDNA試料

液として用いる。

- *1 希釈倍率は、使用する吸光度測定装置により適切な測定に要する液量及び濃度域が異なるため、適宜とする。
- *2 紫外外部吸収スペクトルを測定する機器がない場合には、260 nm及び280nmの吸光度の2点を測定する。
- *3 A_{260} がDNA由来の吸光度、 A_{280} がタンパク質等不純物由来の吸光度と考える。
- *4 A_{260}/A_{280} の比が1.7~2.0の範囲外であっても精製等の更なる操作は要さない。

2.4.3.2.3. リアルタイムPCR法(Applied Biosystems 7900HT, Applied Biosystems 7500)
遺伝子組換えパパイヤ (55-1) の検出は、遺伝子組換えパパイヤ(55-1) 検知試験用のプライマー、プローブを用いたリアルタイムPCRとパパイヤ陽性対照試験用のプライマー、プローブを用いたリアルタイムPCRの2試験を行う。遺伝子組換えパパイヤ(55-1) 検知試験用として、パパイヤゲノム配列とPapaya Ringspot Virus coat protein (PRSV-cp) 遺伝子発現用プラスミド・ベクターの境界領域を検知するプライマー、プローブを用いる。また、パパイヤ陽性対照試験用として、Chymopapain (Chy) 遺伝子配列を検知するプライマー、プローブを用いる。各プライマー、プローブは滅菌蒸留水に溶解する。プライマー、プローブの塩基配列は以下のとおりである。

遺伝子組換えパパイヤ(55-1) 検知試験用プライマー対及びプローブ

PRSV-cp F: 5' -CAG CCT TAG ATG CTT CAA GAA AAG A-3'

PRSV-cp R: 5' -TCC GCC TCC ATC CAG TCT ATT-3'

PRSV-cp P: 5' -FAM-TCT TCT AGC TTC CCG GCA ACA AT-TAMRA-3'

パパイヤ陽性対照試験用プライマー対及びプローブ*1

Q-Chy-1F2: 5' -CCA TGC GAT CCT CCC A-3'

Q-Chy-2R: 5' -CAT CGT AGC CAT TGT AAC ACT AGC TAA-3'

Q-Chy-P: 5' -FAM-TTC CCT TCA T(BHQ1)CC ATT CCC ACT CTT GAG A-3'

- *1 Q-Chy-Pプローブのクエンチャー (消光物質) は、T-baseのBHQ1(black-hole quencher 1)を使用する。

PCR用反応液の調製

PCR用反応液は25 μ L/wellとして調製する。組成は以下のとおりである。

TaqMan Gene Expression Master Mix*1 12.5 μ L、対象プライマー対溶液 (各プライマー、50 μ mol/L) 各0.4 μ L、対象プローブ溶液 (10 μ mol/L) 0.25 μ Lを混合し、DNA試料液5 μ Lを添加し滅菌蒸留水で全量25 μ Lに調製する。DNA試料液当たり遺伝子組換えパパイヤ(55-1) 検知試験用リアルタイムPCRとパパイヤ陽性対照試験用リアルタイムPCRをそれぞれ2ウェル並行して行うものとする。Non-Template Control (NTC) として、必ずDNA試料液を加えないものについても同時に調製する*2。分注

操作終了後、真上からシール^{*3}し、完全にウェルを密閉する。密封する際、専用のシーリングアプリーターを用いて、ウェル上のABI PRISM Optical Adhesive Coverにしわが寄らないよう注意する。最後にウェルの底を観察し、底に気泡がある場合は、プレートの縁を軽く叩いて（又はプレート用の遠心機が使用できる場合は、遠心操作にて）気泡を抜いておく。プレートの確認後、ABI PRISM Optical Cover Compression Pad^{*4}を茶色の面が上になるよう、プレートの上面にセットする。

^{*1} TaqMan Gene Expression Master Mix

本試薬は粘性が高いため、混合操作及び採取を行う際には注意が必要である。混合操作を行う際には、混合が確実に行われるように注意する。不十分な場合には、PCRがうまくいかない場合がある。使う直前には必ず軽く攪拌後、遠心し、溶液を試料管の底に集めておいてから使用する。また、ウェルに分注する際は、以後攪拌、遠心が困難な場合は、ウェルの底に確実に入れる。遠心が可能な場合は、シールした後に遠心操作を行う。

^{*2} Non-Template Control (NTC)

DNA試料液の添加の際、NTCにはDNA試料液の代わりに滅菌蒸留水を5 μ L添加する。

^{*3} 96ウェルプレート、シール及びシーリングアプリーター

MicroAmp Optical 96-Well Reaction Plate (Life Technologies社) 及びABI PRISM Optical Adhesive Cover (Life Technologies社) を使用する。シーリングの詳細については製品付属のマニュアルを参考のこと。

^{*4} ABI PRISM Optical Cover Compression Pad

ABI PRISM Optical Cover Compression Pad (Life Technologies社) を使用する。Applied Biosystems 7500では使用しない。

プレート情報の設定

反応に際しては、プレート情報の設定を行わなければならない。設定を行う項目は、検体の配置と種類及びプローブ特性である。具体的には新規シート上で、調製したプレートの配置に対応するように気を付けながら、検体の種類（「NTC」：Non-Template Control、「UNKN」：DNA試料液）の設定を行う。またプローブ特性に関しては、ReporterがPRSV-cp P、Q-Chy-Pともに「FAM」、QuencherがPRSV-cp Pでは「TAMRA」、Q-Chy-Pでは「Non Fluorescent」となるように設定する。また、Passive Referenceは「ROX」に設定する。なお、ランモードの設定は9600 emulationモードを選択する。Sample Volumeは25 μ Lに設定する。

PCR増幅

装置にプレートをセットし、反応とデータの取り込みを開始する。反応条件は以下のとおりである。50°C、2分間の条件で保持した後、95°Cで10分間加温し、ホットスタート法で反応を開始する。その後、95°C 15秒間、60°C 1分間を1サイクルとして、50サイクルの増幅反応を行う。Remaining timeが0分となっていることを確

認し、反応を終了させた後、測定結果の解析を行う。

2.4.3.2.4. 結果の解析と判定

遺伝子組換えパパイヤ(55-1)検知試験とパパイヤ陽性対照試験のいずれについても、結果の判定はAmplification plot上で指数関数的な増幅曲線とCt値の確認及びmulticomponent上での対象色素由来の蛍光強度 (FAM) の指数関数的な明確な増加の確認をもって行う。

遺伝子組換えパパイヤ(55-1)検知試験でまず目視でAmplification plot上に指数関数的な増幅曲線が確認された場合には、遺伝子組換えパパイヤ(55-1)陽性を疑う。次いで、ベースライン (3サイクルから15サイクル) の ΔRn のノイズ幅の最大値の上側で、安定した指数関数的な増幅曲線上で交わるThreshold line (Th. line)を選択する*¹。そのTh. lineからCt値が得られるか否かを解析する。

2併行抽出より得られたDNA試料液 (1抽出あたり2ウェル並行で測定) の合計4ウェルすべてを用いて判定する。

パパイヤ陽性対照用試験の全てのウェルにおいて48未満のCt値が得られ、かつ遺伝子組換えパパイヤ(55-1)検知試験の全てのウェルにおいて48未満のCt値が得られた場合は、当該試料を遺伝子組換えパパイヤ(55-1)陽性と判定する。パパイヤ陽性対照用試験の全てのウェルにおいて48未満のCt値が得られ、かつ遺伝子組換えパパイヤ(55-1)検知試験の全てのウェルにおいて48未満のCt値が得られない場合は、当該試料を遺伝子組換えパパイヤ(55-1)陰性と判定する (図1参照)。

パパイヤ陽性対照用試験の全てのウェルにおいて48未満のCt値が得られ、かつ遺伝子組換えパパイヤ(55-1)検知試験のどちらか一方だけで48未満のCt値が得られた場合は、粉碎・均質後の当該試料から改めて2回目*²のDNA抽出精製を行い、さらに「2.4.3.2.3. リアルタイムPCR法」以降の操作を実施して、判定を行う。2回目のDNA試料液を用いた場合でも陽性または陰性の判定が得られない場合は、当該試料を遺伝子組換えパパイヤ(55-1)陰性と判定する (図1参照)。なお、上記により陽性と判定された結果についてmulticomponentを解析し、目視でFAMの蛍光強度の明確な下降やFAMの蛍光強度の緩やかな上昇がないことを確認する。

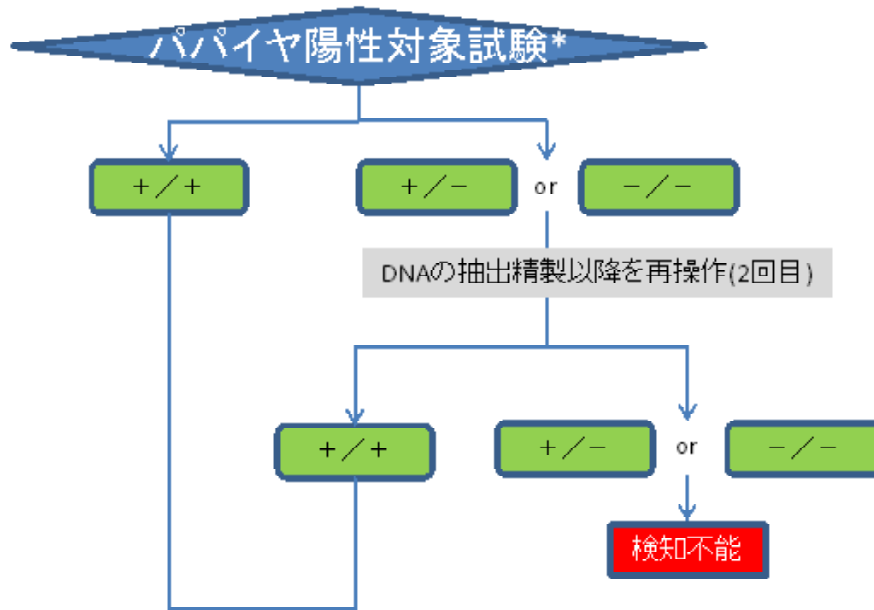
また、パパイヤ陽性対照試験の全てのウェルで48未満のCt値が得られないDNA試料液については、再度、粉碎・均質後の当該試料から改めて2回目*²のDNA抽出精製を行い、さらに「2.4.3.2.3. リアルタイムPCR法」以降の操作を行い、それでもパパイヤ陽性対照試験の全てのウェルで48未満のCt値が得られない場合には、本試料からの検知は不能とする (図1参照)。

*¹個々の機種の状態によってAmplification plot上の ΔRn が変動することから、普遍的なTh. lineの設定の数値を示すことが困難である。従ってAmplification plot上でベースライン (3サイクルから15サイクル) の ΔRn のノイズ幅の最大値の上側で、安定した指数関数的な増幅曲線上で交わるTh. lineを設定する。本実験法の場合は、Th. line = 0.2と設定する。ただし、Th. lineがノイズや指数関数的でない増幅曲線と交わる場合は、それらと交わらないようTh. lineを適宜設定する。

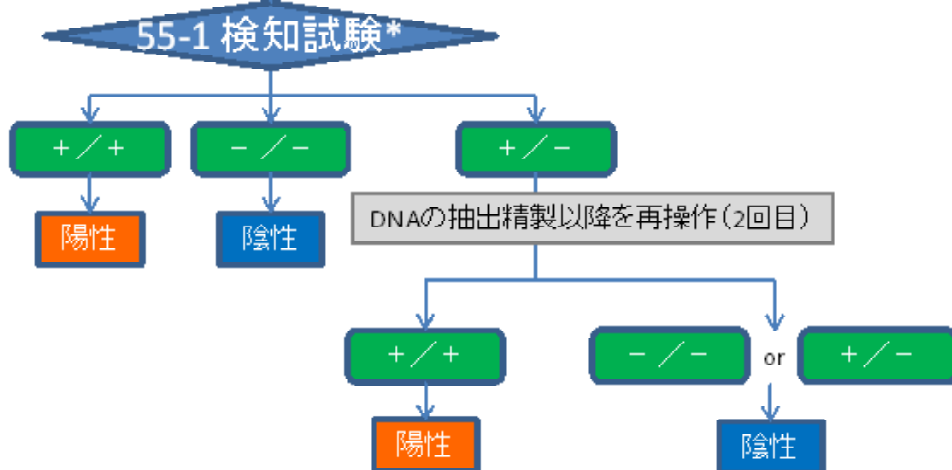
*²DNA抽出精製を行うために必要な試料量が不足している場合には、「2.4.3.1. 試料前処理」から実施する。

図1 結果の判定スキーム

STEP1



STEP2



*注:ブランク反応液で増幅が見られた場合は、コンタミネーション等が疑われ、適切な検査が行われていなかったことを示す。

(別紙) 内標比

ABI PRISM™ 7700及びABI PRISM™ 5700

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	1.04	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.39	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	2.01	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用
トウモロコシ	Event176	2.02	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び E176-2とE176-Taqを使用
トウモロコシ	Bt11	0.44	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び Bt11-3とBt11-Taqを使用
トウモロコシ	T25	0.34	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び T25-1とT25-Taqを使用
トウモロコシ	Mon810	0.38	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び M810-2とM810-Taqを使用

ABI PRISM™ 7900HT 96well

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	1.04	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
大豆	LL Soybean	0.98	Le1-n02とLe1-Taq及び KVM175, SM0001とTM031を使用
大豆	Roundup Ready Soybean 2	1.32	Le1-n02とLe1-Taq及び MON89788-F, MON89788-Rと MON89788-Pを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.38	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	1.99	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用
トウモロコシ	Event176	2.02	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び E176-2とE176-Taqを使用
トウモロコシ	Bt11	0.4	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び Bt11-3とBt11-Taqを使用
トウモロコシ	T25	0.34	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び T25-1とT25-Taqを使用
トウモロコシ	Mon810	0.36	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び M810-2とM810-Taqを使用

ABI PRISM™ 7900HT 384well

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	1	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.39	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	2.06	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用
トウモロコシ	Event176	2.12	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び E176-2とE176-Taqを使用
トウモロコシ	Bt11	0.43	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び Bt11-3とBt11-Taqを使用
トウモロコシ	T25	0.37	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び T25-1とT25-Taqを使用
トウモロコシ	Mon810	0.38	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び M810-2とM810-Taqを使用

ABI PRISM™ 7000

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	0.95	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.35	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	1.83	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用
トウモロコシ	Event176	1.93	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び E176-2とE176-Taqを使用
トウモロコシ	Bt11	0.41	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び Bt11-3とBt11-Taqを使用
トウモロコシ	T25	0.4	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び T25-1とT25-Taqを使用
トウモロコシ	Mon810	0.38	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び M810-2とM810-Taqを使用

ABI 7500

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	1.02	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
大豆	LL Soybean	0.98	Le1-n02とLe1-Taq及び KVM175, SM0001とTM031を使用
大豆	Roundup Ready Soybean 2	1.33	Le1-n02とLe1-Taq及び MON89788-F, MON89788-Rと MON89788-Pを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.46	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	2.13	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用

LightCycler System

食品名	対象系統	内標比	備考
大豆	Roundup Ready Soybean	1.01	Le1-n02とLe1-Taq及び RRS-01とRRS-Taqを使用
トウモロコシ	特定せず (スクリーニング)	0.53	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び P35S-1とP35S-Taqを使用
トウモロコシ	GA21	2.63	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び GA21-3とGA21-Taqを使用
トウモロコシ	Event176	2.6	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び E176-2とE176-Taqを使用
トウモロコシ	Bt11	0.63	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び Bt11-3とBt11-Taqを使用
トウモロコシ	T25	0.31	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び T25-1とT25-Taqを使用
トウモロコシ	Mon810	0.49	SSIIb-3とSSIIb-Taq及び M810-2とM810-Taqを使用

(参考)

- (1) 2.3.1.2.、2.3.1.3.、及び2.3.4.2.1.の記述のシリカゲル膜タイプキット法 (QIAGEN DNeasy Plant Mini Kit) に用いられるAP1及びAP2緩衝液及びRNase Aは、キットに含まれるものとは別にキアゲン (〒104-0054 東京都中央区勝どき3-13-1 Forefront Tower II. Tel. 03-5547-0811 Fax. 03-5547-0818) から購入可能である。
- (2) 2.3.1.4.、2.3.1.5.、及び2.3.1.2.2.に記述のシリカゲル膜タイプキット法 (NIPPON GEN E GM quicker) に用いられるGE1及びGE2緩衝液及びRNase Aは、キットに含まれるものとは別にニッポンジーン (〒930-0982 富山市問屋町1-29. Tel. 076-451-6548 Fax. 076-451-6547) から購入可能である。
- (3) 2.1.2.に記述の検量線の作成に用いられる標準プラスミドDNA溶液 (GMダイズ (RRS) プラスミドセット-ColE1/TE-; GM Soybean (RRS) Detection Plasmid Set-ColE1/TE-、GMダイズ (LLS) プラスミドセット-ColE1/TE-; GM Soybean (LLS) Detection Plasmid Set-ColE1/TE-、GMダイズ (RRS2) プラスミドセット-ColE1/TE-; GM Soybean (RRS2) Detection Plasmid Set-ColE1/TE-、GMトウモロコシプラスミドセット-ColE1/TE-; GM Maize Detection Plasmid Set-ColE1/TE-) は、ニッポンジーン (〒930-0834 富山市問屋町1-8-7. Tel. 076-451-6548 Fax. 076-451-6547)、ファスマック (〒243-0041 厚木市緑ヶ丘5-1-3. Tel. 046-295-8787 Fax. 046-294-3738) から購入可能である。
- (4) LLS及びRRS2検知プライマー及びプローブ情報はJRC Validation Method protocolに記載のものである。
- (5) 2.1.2.1.、2.1.2.2.、及び2.1.2.3.に記載のPCR用反応液の調製に用いられる対象プライマー対、対象プローブは、ニッポンジーン、ファスマックから購入可能である。
- (6) 2.1.2.5.に記載のLight Cycler Systemを用いた定量PCRにおいて使用する試薬類はロシュ・ダイアグノスティック (〒105-0014 東京都港区芝2-6-1. Tel. 03-5443-5287 Fax. 03-5443-7098) から購入可能である。
- (7) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成のJAS分析試験ハンドブック「遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」は下記ホームページから入手可能である。
<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html>
- (8) 2.2.に記載のPCR用反応液の調製に用いられる対象プライマー対、対象プローブ (SSIIb-TaqV以外) 及び粒単位検査法用標準プラスミドDNA溶液は、ニッポンジーン、ファスマックから購入可能である。
- (9) 2.2.に記載のPCR用反応液の調製に用いられるSSIIb-TaqVは、ライフテクノロジーズジャパン (〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-5-4 ダヴィンチビル Tel. 0120-477-392 Fax. 03-5566-6538) から合成依頼による購入が可能である。
- (10) パンパイヤ55-1系統のプライマー・プローブ及び標準プラスミドは、ニッポンジーン (〒930-0834 富山市問屋町1-8-7. Tel. 076-451-6548 Fax. 076-451-6547)、ファスマック (〒243-0041 厚木市緑ヶ丘5-1-3. Tel. 046-295-8787 Fax. 046-294-3738) から購入可能予定である。

別添

輸入される生食用かきの採取水域区分(名称)の例示^(注1)

輸出国	採取水域の英語表記	採取水域の名称	
米国	オレゴン州	Coos Bay	米国 クース湾海域
		Yaquina Bay	米国 ヤキイナ湾海域
		Tillamook Bay	米国 ティラモック湾海域
	ワシントン州	Willapa Bay	米国 ウィラパ湾海域
		Totten Inlet	米国 トッテン入江海域
		Miford	米国 ミルフォード海域
	コネチカット州	West Port	米国 ウェストポート海域
豪州 ^(注2)	タスマニア州	Apollo/Roberts/Sykes	豪州 アポロ/ロバート/サイクス海域 TAS
		Big Bay	豪州 ビック湾海域 TAS
	南オーストラリア州	Denial Bay	豪州 デニアル湾海域 SA
		Mt.Dutton Bay	豪州 マウントダットン湾海域 SA
		Smoky Bay	豪州 スモーキ湾海域 SA
ニュージーランド	Whangaroa Harbour	ニュージーランド ワンガロアハーバ海域	
	Kerikeri Inlet/Te Puna Inlet	ニュージーランド ケリケリ/テ・プナ入江海域	
韓国		韓国 第一号海域	
		韓国 第二号海域	
		韓国 第三号海域	
		韓国 第四号海域	

(注1) 上記の採取水域名は採取水域の一部を例示したもので、輸入される生食用かきを生産する全ての承認水域を網羅したものではない。

(注2) 豪州の州名を表す略号は次のとおりとする。

- ・タスマニア州 **TAS**
- ・南オーストラリア州 **SA**
- ・西オーストラリア州 **WA**
- ・クイーンズランド州 **QLD**

別添

Shellfish Growing Areas* Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (Regulated Control Scheme – Bivalve Molluscan Shellfish) Regulations 2006 as at 1 November 2013

**Permits, registrations or marine farm site numbers under the Fisheries Act 1996, Resource Management Act 1991, or any other relevant Act*

Growing Area Number	Growing Area Name	Lease/Licence/Permit Authorisation Number
NORTHLAND Shellfish Quality Assurance Programme Delivery Centre (SQAPDC)		
201	Parengarenga Harbour	Le 177, Le 181, Le 225, Le 227, Le 357, Le 359, MF 27, MF 48, MF116, MF 139, MF148, MF 242, MF 238, MF 362, MF 363
202	Whangaroa Harbour	Le 3, Le 14, Le 57, Le 79, Le 100, Le 204, Le 238, Le 239, Le 333, Le 344
203	Waitiki Channel, Parengarenga Harbour	Le142, Le144
202A	Touwai Bay	Le77
204A	Te Puna/Te Tii	Le 28, Le 85, MF 707
204B	Opete Creek	Le 78, Le 242
204C	Rangitane	Le 17, Le 18
204D	Hauparua	Le 67, Le 73, Le 81, Le 139, Le 183
205	Orongo Bay	Le 12, Le 15, Le 16, Le 41, Le 44, Le 55, Le 153, Le 154, Le 180, Le 222, Le 223, Le 319, Le 320, Le 321, Le 322, Le 323, Le 324, Le 325, Le 337, Le 338, Le 339, Le 350, Le 351
206	Upper Waikare	Le 160, Le 161, Le 162, Le 163
206A	Waikare East	Pe 0016376
206B	Middle Waikare	Le 23, Le 53, Le 119, Le 124, Le 137, Le 152, Le 159, Le 165, Le 170, Le 171, Le 175, Le 345, Le 348, Le 349

206C	Lower Waikare	Le 69, Le 130, Le 138, Le 140, Le 158, Le 298
207	Parua Bay	Le 91
208	Kaipara Harbour	Le 62, Le 94, Le 111, Le 117, Le 147, Le 185, Le 326, Le 352, Li 277, ND 927549
210	Opuia Marina	8385
212	Mair Bank	Pe8610002, Pe8620085, Pe9310028, Pe9791342, Pe9701926
212A	Snake Bank	Pe8610002, Pe8620085, Pe9310028, Pe 9791342
214	Houhora Bay	MF76, MF 118, MF 302, MF 398
215	Houhora Harbour	Le 311, Le 315, Le 316, Le 317, Le 318, MF 28, MF 29, MF 44, MF 46, MF 50
217	Kaipara Harbour Mouth	PE16467
218	Rangaunu	Le 327, Le 330, Le 331, Le 356, MF083
220	Kauanga Inlet	MF 103, MF190
221	Paroa Bay	Le 47

AUCKLAND SQAPDC

209	South Kaipara	CP39149
301	Mahurangi Harbour	32898, Le 2, Le 6, Le 21, Le 31, Le 46, Le 50, Le 58, Le 63, Le 65, Le 68, Le 71, Le 74, Le 84, Le 86, Le 88, Le 89, Le 93, Le 102, Le 104, Le 106, Le 108, Le 109, Le 127, Le 136, Le 157, Le 212, Le 253, Le 255, Le 298, Le 299, Le 334, Le 335, Le 336, Le 340, Le 341, Le 342, Le 353, Le 354
411	Waiheke Is - Awakiriapa Bay	Li 11
412	Waiheke Is - Te Matuku Bay	Le 9, Le 164, Le 343

413	Waiheke Is - Awaaroa Bay	Le 87, Le 128
414	Putaki Bay	Le 7
421	Great Barrier - Katherine Bay	CPT 10696, MFP 269, Li 276
422	Great Barrier Is - Port Fitzroy	Li 262, Li 492, Li 493, Li 494, Li 495, Pe 123
502	Kauri Bay	Le 148
503	Waimangu Point	Li 384, Li 385, Li 386, Li 387, Li 389, Li 390, Li 437, Li 471, Li 478
COROMANDEL SQAPDC		
602	Whitianga	Le 208
611	Tiki Road	Le 26, Le 141, Le 310
612	Te Kouma Harbour	Le 20, Le 101
613	Moturua Island	Li 361, Li 373, Li 396
615	Motukopake Island	Li 292, Li 293, Li 294, Li 295, Li 333, Li 349, Li 350
618	Kirita Bay	Li 344
6101	McGregor Bay	Le 49, Le 70, Le 118, Le 224
6102	Preeces Point	Le 4, Le 59
6141	Motukakarikitahi Island Hautapu Channel	Li 296, Li 343, Li 383 Li 310 W, Li 327, Li 336, Li 345, Li 346, Li 347
6142	Koputauaki Bay	Li 310 E, Li 326
6161	MAF (Nursery) Area	Pe 364
6162	Whanganui Island, Te Kouma Head	Li 291, Li 362, Li 380
6171	Solomons Point	Li 308, Li 365, Li 402
6172	Te Kouma South, Manaia Harbour, Wekarau Island	Li 357, Li 363, Li 376, Li 377, Li 378, Li 379
6191	Firth of Thames - Outer	Li 521, Li 522, Li 523, Li 524, Li 525, Li 526, Li 527, Li 528, Li 529, Li 550, Pe 93,

		Pe 95, Pe 97, Pe 99, Pe 157, Pe 158, Pe 159, Pe 160, Pe 161, Pe 162, Pe 632, Pe 666, Pe 667, Pe 668, Pe 669, Pe 671, Pe 672, Pe 673, Pe 674, Pe 675, Pe 676, Pe 677, Pe 678, Pe 679, Pe 680, Pe 681
BAY OF PLENTY SQAPDC		
701	Ohiwa Harbour	Le 25, Le 43, CPT 040136
MARLBOROUGH SQAPDC		
1509	Cloudy Bay	Pe 9790916
1519	Clifford Bay	Pe 9790916
MARLBOROUGH SOUNDS SQAPDC		
1501	Hikapu	8354, 8355, 8356, 8357, 8358, 8359, 8360, 8361, 8362, 8363, 8364, 8365, 8366, 8367, 8368, 8369, 8370, 8371, 8372, 8373, 8374, 8375, 8376, 8377, 8378, 8379, 8380, 8381, 8382, 8383, 8384, 8385, 8386, 8387, 8388, 8389, 8391, 8392, 8393, 8394, 8395, 8457, 8458, 8459, 8460, 8461, 8462, 8463, 8464, 8465, 8466, 8467, 8468, 8469, 8470, 8471, 8472, 8473, 8474, 8475, 8476, 8570
1502	Eastern Pelorous	8249, 8250, 8251, 8252, 8253, 8254, 8255, 8256, 8257, 8258, 8259, 8260, 8261, 8262, 8263, 8265, 8527, 8528, 8530, 8531, 8532, 8533, 8534, 8535, 8536, 8537, 8538, 8539, 8540, 8541, 8542, 8543, 8544, 8545, 8546, 8548, 8549, 8550, 8551, 8552, 8555, 8556, 8557, 8558, 8560
1503	Hallam	8177, 8178, 8179, 8180, 8181, 8182, 8183, 8184, 8186, 8187, 8188, 8189,

		8337, 8338, 8339, 8340, 8341, 8342, 8343, 8344, 8345, 8346, 8347, 8348, 8349, 8350, 8351, 8352, 8353, 8600
1512	West Crail	8511, 8512, 8513, 8514, 8515, 8516, 8517, 8518, 8519, 8520, 8521, 8522, 8523, 8524, 8525, 8526, 8528
1513	Waitata	8058, 8059, 8060, 8062, 8063, 8064, 8065, 8066, 8067, 8069, 8070, 8071, 8073, 8074, 8075, 8076, 8077, 8078, 8079, 8080, 8082, 8084, 8086, 8087, 8088, 8090, 8091, 8092, 8093, 8094, 8095, 8096, 8097, 8098, 8099, 8100, 8101, 8102, 8497, 8499, 8617
1514	Guards	8145, 8146, 8147, 8148, 8151, 8152, 8153, 8155, 8156, 8157, 8158, 8159, 8160, 8163
1515	Port Gore	8165, 8166, 8167, 8168, 8169, 8170, 8171, 8172, 8173, 8174, 8175, 8176, 8501, 8503, 8591, 8598, 8599
1516	French Pass	8002, 8003, 8004, 8005, 8006, 8007, 8008, 8009, 8010, 8011, 8012, 8014, 8015, 8016, 8017, 8018, 8019, 8020, 8021, 8022, 8023, 8024, 8025, 8026, 8027, 8028, 8029, 8030, 8031, 8032, 8033, 8034, 8035, 8036, 8037, 8038, 8039, 8040, 8041, 8042, 8043, 8044, 8048, 8045, 8046, 8047, 8049, 8050, 8051, 8052, 8053, 8054, 8055, 8057, 8058, 8496
1517	Port Hardy	8013
1518	Tawhitinui	8301, 8302, 8303, 8304,

		8305, 8306, 8307, 8308, 8309, 8310, 8311, 8312, 8313, 8314, 8315, 8316, 8317, 8318, 8319, 8320, 8506, 8507, 8508, 8595
1520	Arapawa Island	8397, 8398, 8399, 8400, 8401, 8402, 8403, 8404, 8509, 8510
1521	Oyster Bay	8411, 8412, 8413, 8414
1521A	Tory Channel	8405, 8406
1566	Wairangi Bay	8272, 8273, 8275, 8276, 8277, 8279, 8280, 8281, 8504
NELSON SQAPDC		
1507	Pakawau	Pe 8760278,
1522	Collingwood	Li 427, Li 428, Li 429, Li 434, Li 448, Li 449, Li 450, Li 451, Li 452, Li 453, Li 457, Li 459, Pe 17, Pe 18, Pe 53, Pe 54, Pe 68, Pe 69, Pe 86, Pe 87, Pe 224, Pe 655, Pe 840, Pe 841, Pe 842, Pe 843, Pe 844, Pe 845, Pe 846, Pe 847, Pe 848, Pe 849, PZL1
1527	Ferry Point	Pe 8462926
1532	Motueka Offshore	Li 116, Li 2038, Li 2449, Li 4049, Li 4358, Li 5867, Li 5873, Li 5984, Li 5996, Li 6002, Li 62128, Li 6835, Li 7420, Li 7497, Li 8256, Li 9118, Li 9179, Li 9243, Li 9271, Li 9279, Li 9280, Li 9729, Li 62038, Li 62129, Li 62437, Li 62621, Li 62736, Li 62755, Li 70593, Li 70873, Li 92649, Li 900538, RM050005, RM050101
1534	Takaka	Li 116, Li 2038, Li 2449, Li 4049, Li 4358, Li 5867, Li 5873, Li 5984, Li 5996, Li 6002, Li 62128, Li 6835, Li 7420, Li 7497, Li 8256, Li

		9118, Li 9179, Li 9243, Li 9271, Li 9279, Li 9280, Li 9729, Li 62038, Li 62129, Li 62437, Li 62621, Li 62736, Li 62755, Li 70593, Li 70873, Li 92649, Li 900538, PZL1, RM050102, RM070990
CANTERBURY SQAPDC		
1601	Pigeon Bay	Pe 383, Pe 384, Pe 689, Pe 730, Pe 731
1602	Menzies Bay	Li 352, Pe 740
1603	Pegasus Bay	Pe 9790916
1604	Port Levy	Pe 877, Pe 878, Pe 885, Pe 886, Pe 887
1605	Akaroa Harbour	Pe 78, Pe 79
DUNEDIN SQAPDC		
1801	Papanui Inlet	Pe 63626, Pe 7952, Pe 64011
1802	Blueskin Bay	Pe 90063
1803	Continental Shelf	Pe 8480986, Pe 8481189, Pe 8482012, Pe 8490681
1804	Otago Harbour North	PE 900972
1805	Otago Harbour South	PE 900972
SOUTHLAND SQAPDC		
1901	Big Glory Bay	Li 149A, Li 315, Li 316, Li 317, Li 318, Li 319, Li 320, Li 321, Li 322, Li 323, Li 324, Li 325, Li 337, Li 338, Li 339, Li 340, Li 342, Li 366, Li 418, Li 461, Li 474, Li 475, Pe 244, Pe 245, Pe 246, Pe 247, Pe 248, Pe 249, Pe 250, Pe 271, Pe 272, Pe 273, Pe 274, Pe 275, Pe 326, Pe 365
1902	Foveaux Strait	Pe 8106, Pe 8107, Pe 8200, Pe 8201, Pe 8229, Pe 8252, Pe 8263, Pe 8264, Pe 8326, Pe 9002, Pe 90745

1903	Bluff Harbour	Li426, MF367
KAWHIA SQAPDC		
608	Kawhia Harbour	Le 422
CHATHAM ISLANDS SQAPDC		
802	Chatham Island	9470001

様式第1号

年 月 日

申請者（製造者） 住所又は所在地

氏名又は名称

消費者庁長官 殿

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造所固有の記号の届出について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により下記の製造所において製造した食品(添加物)の表示について下記の固有の記号を使用して表示したいのでお届けいたします。

固有の記号	製造所の 所在地及び名称	食品の分類名

(日本工業規格A列4番)

年 月 日

申請者	(製造者) 住所又は所在地
	氏名又は名称
	(販売者) 住所又は所在地
	氏名又は名称

消費者庁長官 殿

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定による製造所固有の記号の届出について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により下記の製造所において製造し上記販売者が販売する食品(添加物)の表示について下記の固有の記号を使用して表示したいのでお届けいたします。

固有の記号	製造所の所在地及び名称	食品の分類名

様式第3号

年 月 日

申請者（製造者） 住所又は所在地

氏名又は名称

消費者庁長官 殿

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料とする食品の表示に関する内閣府令第3条第8項による届出について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びに乳等を主要原料とする食品の表示に関する内閣府令第3条第8項の規定により、下記のとおり固有の記号を使用して表示したいのでお届けいたします。

固有の記号	乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場） 又は製造所の所在地及び名称

（日本工業規格A列4番）